

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果  
－説明責任を果たしていくために－

令和 2 年 11 月  
総務省行政評価局



# 目 次

## I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

- 1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み…………… 1
- 2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況…………… 2

## II 点検結果の概況

- 1 点検対象・点検方法…………… 4
- 2 点検結果…………… 5
- 3 点検結果の活用及び今後の課題…………… 9

## III 個別の点検結果

- 1 点検結果の一覧表…………… 10
- 2 点検シート及び点検結果表…………… 13

### <内閣府>

- ・内閣 01 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長…………… 18
- ・内閣 02 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
  - 02-1 (特別償却又は法人税額の特別控除)…………… 26
  - 02-2 (認定法人の課税の特例)…………… 30
- ・内閣 03 沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長…………… 40
- ・内閣 04 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長…………… 48
- ・内閣 05 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
  - 05-1 (法人税額の特別控除)…………… 56
  - 05-2 (認定法人の課税の特例)…………… 62
- ・内閣 06 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長…………… 76
- ・内閣 07 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長
  - 07-1 (特別償却又は法人税額の特別控除)…………… 86
  - 07-2 (認定法人の課税の特例)…………… 90

### <金融庁>

- ・金融 01 中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置…………… 104
- ・金融 02 企業再生税制の拡充(事業再生ファンドによる債権放棄の追加)…………… 108
- ・金融 03 不動産投資法人における未収賃料の特例…………… 112

### <総務省>

- ・総務 01 サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設…………… 120
- ・総務 02 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長…………… 130

### <厚生労働省>

- ・厚労 01 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等…………… 164
- ・厚労 02 電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置…………… 174
- ・厚労 03 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長…………… 178
- ・厚労 04 社会保険診療報酬に係る非課税措置…………… 184
- ・厚労 05 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置…………… 194

### <農林水産省>

- ・農水 01 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
  - 01-1 (農業経営基盤強化準備金)…………… 210
  - 01-2 (農用地等を取得した場合の課税の特例)…………… 214
- ・農水 02 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却…………… 222
- ・農水 03 振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却…………… 234

### <経済産業省>

- ・経産 01 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の延長・見直し…………… 248
- ・経産 02 自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置…………… 256
- ・経産 03 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(地域未来投資促進税制)の拡充及び延長…………… 260
- ・経産 04 中小企業者等の法人税率の特例の延長…………… 268
- ・経産 05 所得拡大促進税制の見直し及び延長…………… 274
- ・経産 06 特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の拡充及び延長…………… 282
- ・経産 07 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長…………… 290
- ・経産 08 技術研究組合の所得の計算の特例の延長…………… 302
- ・経産 09 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の延長…………… 310
- ・経産 10 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長…………… 318
- ・経産 11 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の延長…………… 324
- ・経産 12 中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設…………… 330
- ・経産 13 (一社)日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長…………… 334

<国土交通省>

- ・国交 01 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の  
1,500万円の特別控除の延長…………… 342
- ・国交 02 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研  
究施設に係る特別償却制度の延長…………… 350
- ・国交 03 特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長…………… 356
- ・国交 04 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長…………… 362
- ・国交 05 船舶に係る特別償却制度の延長…………… 368
- ・国交 06 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の  
所要の措置…………… 380
- ・国交 07 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の  
延長…………… 388
- ・国交 08 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の  
延長…………… 396
- ・国交 09 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長…………… 404



## I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

### 1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図1参照）。

#### ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I4キ）。

#### イ 事後評価

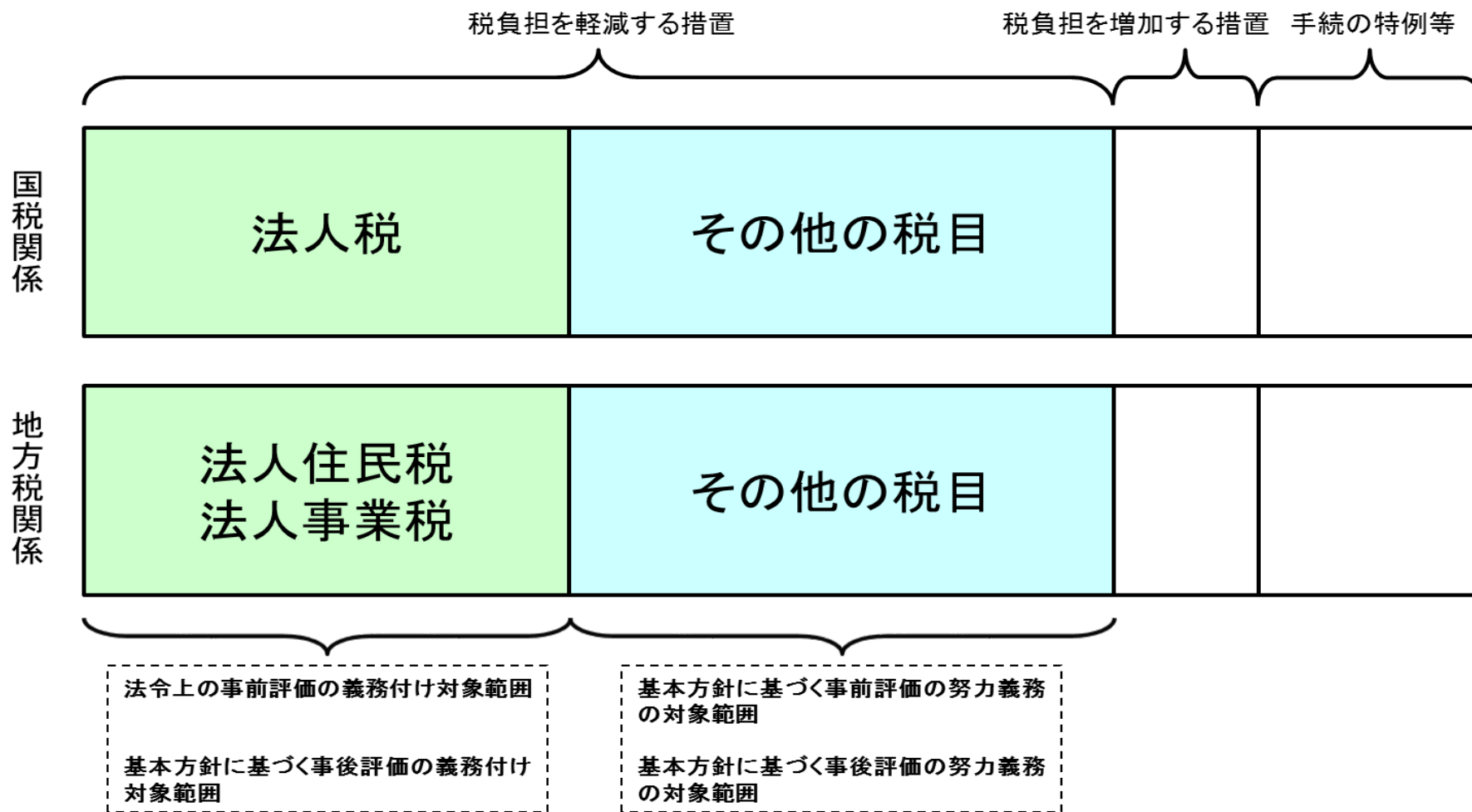
- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画（同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）に事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I5カ(ア)）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている（基本方針I5カ(ア)）。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定されている。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



## 2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況

令和3年度税制改正要望に際し、原則、令和2年10月12日までに総務大臣に送付された租税特別措置等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律により規定されるものを含む。）に係る政策の評価書（共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。）は、9行政機関で計95件あった（表1参照）。

表1 各行政機関における政策評価実施件数

行政機関名	事前評価					努力義務 対象	事後評価	合計
	義務付け対象							
	新設	拡充	延長	拡充・延長	計			
内閣府	0	0	7	0	7	0	0	7
金融庁	2	1	0	0	3	0	4	7
総務省	1	0	0	1	2	0	0	2
厚生労働省	1	0	4	0	5	2	2	9
農林水産省	0	0	3	0	3	0	14	17
経済産業省	2	0	8	3	13	13	5	31
国土交通省	0	1	8	0	9	0	9	18
環境省	0	0	0	0	0	0	1	1
防衛省	0	0	0	0	0	3	0	3
合計	6	2	30	4	42	18	35	95

(注) 「国交06 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置」については、税制改正要望書及び評価書上は要望区分の記載がないが、要望の内容を踏まえ、便宜上、「拡充」に計上している。

## Ⅱ 点検結果の概況

### 1 点検対象・点検方法

総務省（行政評価局）は、毎年度、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を点検しており、令和2年度の点検では、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に係る事前評価42件を点検することとした。

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」に重点を置き、点検項目「(1)達成目標」、「(2)過去の適用数」、「(3)将来の適用数」、「(4)過去の減収額」、「(5)将来の減収額」、「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」を設定した（図2参照）。

点検は、政府全体で進められているEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の取組も踏まえ、設定した(1)～(7)の各項目について、適切な論理関係及び客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善が見られなかった場合、その点を課題として指摘することとした。その結果は、A～Eの5段階に分類して表すこととした（表2参照）。

図2 点検項目

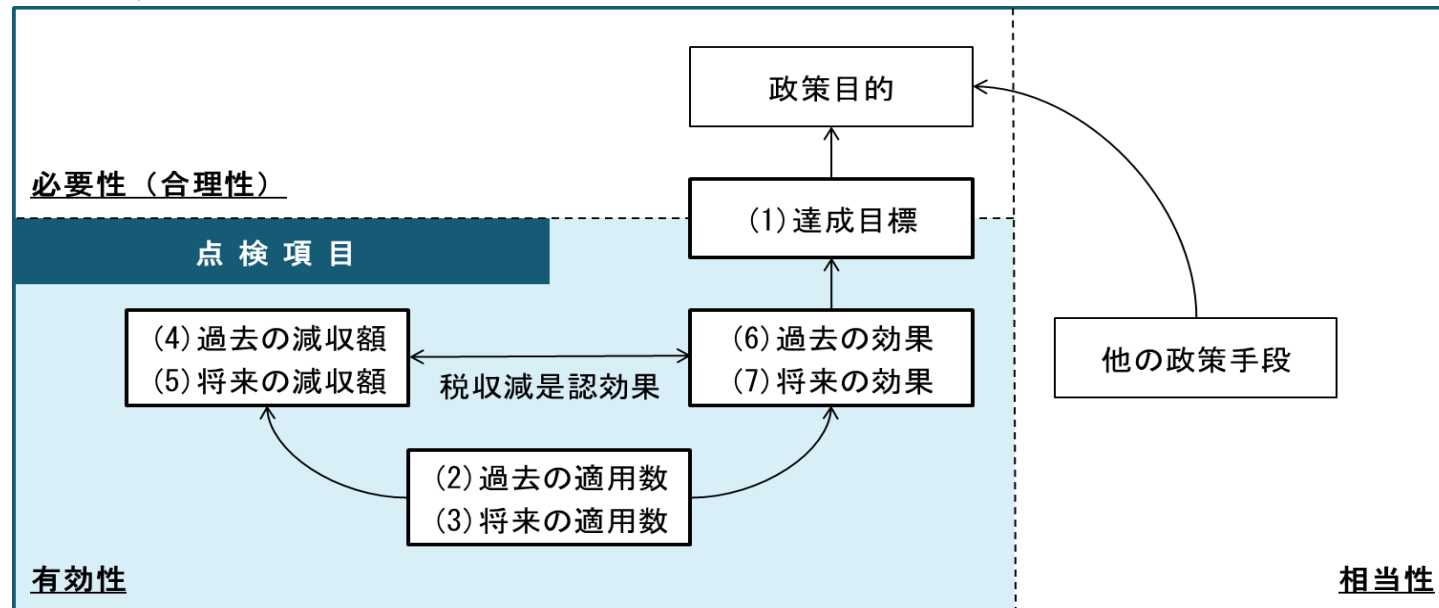


表2 段階（A～E）の考え方

段階	考え方	分析・説明の有無	定量化の有無	十分な算定根拠等の説明の有無	十分な分析・説明の有無（注）
A	一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの	あり	あり	あり	あり
B	データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）	あり	あり	あり	なし
C	定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの	あり	あり	なし	
D	定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの	あり	なし		
E	分析・説明されていないもの	なし			

（注） 外部要因を考慮した措置の直接的効果の分析等

## 2 点検結果

租税特別措置等に係る事前評価42件の点検結果は、図3及び表3のとおりである。なお、過去の適用数、過去の減収額及び過去の効果については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書6件を除いている。

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、「適用数」及び「減収額」については分析・説明の内容に改善が見られたが、「達成目標」の設定及び「効果」の分析・説明は十分とは言い難い状況にあった（図3参照）。また、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていない（達成目標にあっては、達成すべき水準（目標値）が目標達成時期とともに示されていない）もの（C～E段階）の割合は、(1)達成目標は50.0%（21/42件）から38.0%（16/42件）に、(2)過去の適用数は58.3%（21/36件）から16.6%（6/36件）に、(3)将来の適用数は61.9%（26/42件）から38.0%（16/42件）に、(4)過去の減収額は80.5%（29/36件）から33.3%（12/36件）に、(5)将来の減収額は83.3%（35/42件）から50.0%（21/42件）に、(6)過去の効果は88.8%（32/36件）から55.5%（20/36件）に、(7)将来の効果は92.8%（39/42件）から83.3%（35/42件）になった（表3参照）。一方、分析・説明がされていない項目（E段階）が残る著しく不十分な評価書も18件あった。

図3 補足説明の前後における  
分析・説明状況の比較

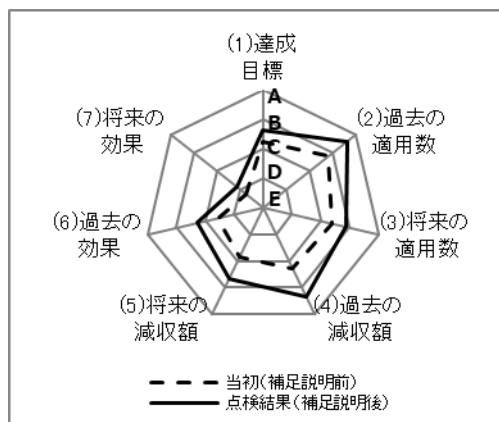


表3 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（点検項目別）

項目 段階	(1)達成 目標	(2)過去 の適用数	(3)将来 の適用数	(4)過去 の減収額	(5)将来 の減収額	(6)過去 の効果	(7)将来 の効果
A	17 (11)	30 (15)	26 (16)	24 (7)	21 (7)	0 (0)	0 (0)
B	9 (10)	— —	— —	— —	— —	16 (4)	7 (3)
C	4 (5)	5 (20)	8 (17)	12 (27)	14 (25)	16 (21)	8 (6)
D	8 (9)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	10 (11)
E	4 (7)	1 (0)	7 (7)	0 (2)	7 (10)	2 (8)	17 (22)

- (注) 1 図3は、評価書ごとに、各項目に表2の段階に応じた点数（A：4点、B：3点、C：2点、D：1点、E：0点）を付し、その合計を評価書の数（42件）で除すことにより作成
- 2 表3の（ ）内は、補足説明前の当初の評価書の数
- 3 点検項目(2)～(5)の「B」段階については、表2で示した観点からの点検事項がなく、当該段階に該当することがないことから、「—」と表記している。
- 4 点検項目(2)、(4)及び(6)については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書6件を除いている。

(1)～(7)の項目別に詳細を見ると、次のとおりである。

また、各項目の各段階の内訳として、具体的にどのような課題が見られたかを件数とともに記載しているが、この件数は重複して計上しているため、合計と一致しない。

#### (1) 達成目標

EBPMでは、課題を特定してその解決に向けた目標を設定し、その達成を目指すロジックを構築して統計等データの合理的根拠に基づき検証することが重要であることから、租税特別措置等という政策手段との適切な論理関係に基づく具体的な達成目標を設定する必要がある。こうした観点で点検した結果、A段階のものが17件、B段階のものが9件、C段階のものが4件、D段階のものが8件、E段階のものが4件であった。B段階の9件は、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を受けやすく、租税特別措置等の有効性等を検証することが困難な達成目標を設定しているものであった。C段階の4件は、達成目標を達成すべき

時期が、要望に係る租税特別措置等の適用期間の最終年度又は事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において示されていないものであった。D段階の8件は、達成すべき水準（目標値）が測定可能な指標を用いて、定量的に示されていないものであった。E段階の4件は、達成目標が設定されていないものや、達成目標が政策目的と同一又は政策目的よりも発展した内容であり達成目標が設定されているとは言えないものであった。

#### (2) 過去の適用数

過去の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を把握するための基礎となる情報であることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが30件、C段階のものが5件、D段階のものが0件、E段階のものが1件であった。C段階の5件の中には、適用数が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが3件、適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典。以下同じ。）の説明が不十分であるものが4件あった。E段階の1件は、適用数が把握されていないものであった。

#### (3) 将来の適用数

将来の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を予測するための基礎となる情報であることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが26件、C段階のものが8件、D段階のものが1件、E段階のものが7件であった。C段階の8件の中には、適用数が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが1件、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものが7件あった。D段階の1件は、適用数が定量的に予測されていないものであった。E段階の7件は、適用数が予測されていないものであった。

#### (4) 過去の減収額

過去の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが24件、C段階のものが12件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。C段階の12件の中には、減収額が税目ごとに把握されていないものが2件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが3件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが9件、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないものが1件あった。

(5) 将来の減収額

将来の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが21件、C段階のものが14件、D段階のものが0件、E段階のものが7件であった。C段階の14件の中には、減収額が税目ごとに予測されていないものが2件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが1件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが14件あった。E段階の7件は、減収額が予測されていないものであった。

(6) 過去の効果

過去の効果については、達成目標の実現状況、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが0件、B段階のものが16件、C段階のものが16件、D段階のものが2件、E段階のものが2件であった。B段階の16件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていないものが7件（把握された適用数が僅少であるもの）、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないものが16件、租税特別措置等の適用実態から見て、必要最小限の特例措置であることが明らかにされていないものが1件あった。C段階の16件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが16件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが3件あった。D段階の2件は、効果が定量的に把握されていないものであった。E段階の2件は、効果が把握されていないものであった。

(7) 将来の効果

将来の効果については、達成目標の実現見込み、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが0件、B段階のものが7件、C段階のものが8件、D段階のものが10件、E段階のものが17件であった。B段階の7件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないものが3件（予測された適用数が僅少であるもの）、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が予測されていないものが7件あった。C段階の8件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが2件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが8件あった。D段階の10件は、効果が定量的に予測されていないものであった。E段階の17件は、効果が予測されていないものであった。



### 3 点検結果の活用及び今後の課題

#### (1) 本年度の税制改正作業における点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

#### (2) 次期評価に向けた今後の課題

E段階であったものは、達成目標が明確でないものや、適用数、減収額又は効果の項目のうち、全く把握されていない又は予測されていない項目があった評価であるが、いずれの項目も租税特別措置等の有効性を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、まずは何らかの分析・説明を行う必要がある。特に「達成目標」は、政策評価の実施の前提となるものであることから、政策目的の実現に向け、租税特別措置等により達成しようとする目標を明確に設定する必要がある。

C・D段階であったものは、各項目の分析・説明について、定量的なデータがその算定根拠とともに示されていないものであるが、租税特別措置等の効果検証を客観的なデータに基づき行うためには、各項目について、少なくとも定量的なデータを算定根拠とともに示す必要がある。特に「効果」については、他の項目と比べて、これらの段階であるものの割合が高いため、定量的なデータを算定根拠とともに示す必要性が高いと考えられる。

B段階であったものは、各項目の分析・説明について定量的なデータが算定根拠とともに示されているが、外部要因が勘案されていないものや、適用数が僅少であるにもかかわらず、その原因分析が不十分なもの等であり、引き続き定量的なデータを算定根拠とともに示すことは維持しつつ、外部要因の勘案等を十分に行う必要がある。

A段階であったものは、現時点において特段の課題はないが、達成目標及びその実現に向けた租税特別措置等の効果等について、引き続き不断の見直しを行い、改善を図っていく必要がある。

各行政機関は、政策評価を通じて、租税特別措置等の必要性、有効性等を明らかにする必要があるとあり、総務省（行政評価局）は、今後とも、関係機関や外部有識者の理解・協力も得つつ、点検活動等により、各行政機関が説明責任をより適切に果たすよう取り組んでいく。

### Ⅲ 個別の点検結果

#### 1 点検結果の一覧表

<点検結果の一覧表の見方>

- 1 制度名 各行政機関の評価書における「政策評価の対象とした政策の名称」を記載
  
- 2 区分 租税特別措置等の要望の区分に応じて、以下を記載  
[新 設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価  
[拡 充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価  
[延 長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価  
[拡・延] 租税特別措置等の拡充及び延長要望に係る事前評価
  
- 3 点検結果 点検結果に応じて、以下を記載  
A 一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの  
B データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）  
C 定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの  
D 定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの  
E 分析・説明されていないもの  
－ 区分（新設等）の性質上、記載の必要がないもの

番号	制度名	区分	点検結果						
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果
内閣府									
内閣01	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	C	C
内閣02	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長	延長	B	A	A	A	A	C	E
内閣03	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長	延長	A	C	A	C	A	B	B
内閣04	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長	延長	B	A	C	A	A	B	E
内閣05	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長	延長	B	A	A	A	A	C	E
内閣06	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長	延長	B	A	A	A	A	C	E
内閣07	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長	延長	B	A	A	A	A	C	E
金融庁									
金融01	中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置	新設	D	—	E	—	E	—	D
金融02	企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加）	新設	E	—	D	—	E	—	E
金融03	不動産投資法人における未収賃料の特例	拡充	D	A	A	C	C	C	D
総務省									
総務01	サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設	新設	A	—	C	—	C	—	E
総務02	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長	拡・延	A	A	C	A	C	B	C
厚生労働省									
厚労01	地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等	延長	D	C	C	C	C	E	E
厚労02	電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置	新設	D	—	E	—	E	—	E
厚労03	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	C	A	A	A	A	C	D
厚労04	社会保険診療報酬に係る非課税措置	延長	A	C	E	C	E	C	E
厚労05	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置	延長	A	C	E	C	E	C	E
農林水産省									
農水01	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	延長	A	A	A	A	A	B	B
農水02	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	延長	B	A	A	A	A	C	C
農水03	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却	延長	A	A	A	A	A	B	B

番号	制度名	区分	点検結果							
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	
			達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果	
経済産業省										
経産01	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の延長・見直し	延長	C	A	C	C	C	C	C	D
経産02	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置	新設	B	—	E	—	E	—	—	E
経産03	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長	拡・延	A	A	C	C	C	C	C	E
経産04	中小企業者等の法人税率の特例の延長	延長	D	A	A	A	A	A	C	E
経産05	所得拡大促進税制の見直し及び延長	延長	D	A	C	C	C	C	C	C
経産06	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長	拡・延	D	A	A	A	A	A	D	D
経産07	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長	拡・延	E	A	A	A	A	C	C	E
経産08	技術研究組合の所得の計算の特例の延長	延長	A	A	A	A	A	A	B	B
経産09	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長	延長	A	A	A	A	A	A	B	D
経産10	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長	延長	A	A	A	A	A	A	B	D
経産11	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長	延長	D	A	A	A	A	A	B	D
経産12	中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設	新設	E	—	E	—	E	—	—	E
経産13	（一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長	延長	E	E	E	C	A	A	E	E
国土交通省										
国交01	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長	延長	C	A	A	A	A	A	D	D
国交02	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	延長	A	A	A	A	A	A	B	B
国交03	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	C	B	C
国交04	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	C	B	C
国交05	船舶に係る特別償却制度の延長	延長	A	A	A	A	A	C	B	C
国交06	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置	—	A	C	C	C	C	C	C	C
国交07	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	B	A	A	C	C	C	B	B
国交08	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	B	A	A	C	C	C	B	B
国交09	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	C	A	A	A	A	A	B	D

## 2 点検シート及び点検結果表

### (1) 点検シートの見方

「点検シート」は、各行政機関において政策評価が実施された租税特別措置等について、その制度概要や、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）又は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく適用状況等の基本的な情報を一覧化して示すため、総務省（行政評価局）が作成したものである。各項目の出典等は次のとおり。

#### <基本情報>

1	制 度 名	評価書「1 政策評価の対象とした政策の名称」欄を基に記載
2	措 置 名	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第201回国会提出）」の「総括表」の「措置名」欄又は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第201回国会提出）」の「措置又は特例名」欄を基に記載
3	措 置 内 容	「平成30年度時点」欄及び「令和元年度税制改正以後」欄は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第201回国会提出）」の「総括表」の「措置の概要」欄又は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第201回国会提出）」の「措置又は特例の概要」欄を基に記載し、「令和2年度税制改正以後」欄は、「令和2年度税制改正の解説」（財務省HP）を基に記載
4	政 策 目 的	評価書「9① 政策目的及びその根拠」欄の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」を基に記載
5	評 価 対 象 税 目	評価書「2① 政策評価の対象税目」欄を基に記載
6	関 係 条 項	評価書「4 内容」欄の「関係条項」から法人税、法人住民税又は法人事業税に係る条番号を抜粋して記載
7	要 望 内 容	評価書「4 内容」欄の「要望の内容」を基に記載
8	創 設 年 度	評価書「7 創設年度及び改正経緯」欄を基に記載

- 9 過去の政策評価の実績 評価書「13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期」欄を基に記載
- 10 区 分 評価書「3 要望区分等の別」欄を基に記載

<適用状況>

- 1 「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載。ただし、法人住民税又は法人事業税のみを対象とする措置に係る「適用総額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載
- 2 「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載
- 3 各欄には、単体法人及び連結法人に係る合計の数値を記載

(2) 点検結果表の見方

- 1 制 度 名 評価書「1 政策評価の対象とした政策の名称」欄を基に記載
- 2 税 目 政策評価の対象とされた租税特別措置等の税目を記載
- 3 区 分 [新設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価  
[拡充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価  
[延長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価

(注) 1 「【(行政機関名)の補足説明】」欄には、各行政機関から総務省(行政評価局)へ提出された回答を転載している。

2 「租特透明化法」は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)を指す。

内閣府





番号	制度名
内閣府	
内閣01	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
内閣02	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長 (特別償却又は法人税額の特別控除、認定法人の課税の特例)
内閣03	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
内閣04	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長
内閣05	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 (法人税額の特別控除、認定法人の課税の特例)
内閣06	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長
内閣07	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 (特別償却又は法人税額の特別控除、認定法人の課税の特例)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣01）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長 (特定都市再生建築物の割増償却 (国家戦略民間都市再生事業))					
措置内容	平成30年度時点	特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を除く。）において、 国家戦略特別区域法による認定を受けた区域計画に基づく特定都市再生建築物等の取得等をした場合には、5年 間、普通償却限度額に100分の50又は100分の30を乗じた金額の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	割増償却割合を25%（改正前：30%）に引下げ					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化と ともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第47条、第68条の35					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度		H26	過去の政策評価の実績	H26内閣08、H28内閣05、H30内閣 02	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地 方法人特別税・千 円)
H23	/			
H24				
H25				
H26	8	2,911,681	-	446,200
H27	9	3,192,638	-	372,929
H28	19	3,303,085	-	394,316
H29	14	3,358,714	-	263,418
H30	14	2,804,374	-	212,026

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載  
 ※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」については、特定都市再生緊急整備地域内又はその他の都市再生緊急整備地域内において、都市再生事業により整備される建築物に係る分全体の数値を記載。「地方税への影響額」については、「特定都市再生建築物の割増償却」の措置全体の数値を記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2兆円）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2兆円）に対する過去の効果について、「計4,524億円の建設投資額（中略）に寄与した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する過去の効果について、「区域面積割合0.2%の増加実績に寄与した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 全ての達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数は0件（令和元年度）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。</p> <p>⑥ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2兆円）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・③・⑥ 都市再生緊急整備地域における建設投資累計額については、令和2～12年度までの長期目標7～10兆円の間目標として、令和2～6年度累計で3.5～5兆円の民間投資の実現（平成24～30年度累計は6.5兆円）としている。要望対象期間末（令和4年度まで）における目標値1.4～2兆円は、令和2～6年度の間目標額である3.5～5兆円を年度ごとに等分し、按分したもの（1年間で0.7～1.0兆円→2年間で1.4～2.0兆円）。「計4,524億円の建設投資額」については、「適用見込案件の事業者アンケート」に記載されている実数を転記。</p> <p>②・④・⑦ 都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合については、令和2～12年度までの長期目標16.5～19.5%の間目標として、令和6年度に12.0%～12.5%（平成30年度は9.1%）としている。要望対象期間末（令和4年度まで）における目標値11.0～11.4%は、令和6年度までで12.0～12.5%（初期値9.1%（平成30年度時点））を年度ごとに等分し、按分したもの。</p> <p>⑤ 一件当たりの適用見込額が大きいことから、過去の効果を適用件数で検証することは馴染まないと考え。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 「一件当たりの適用見込額が大きいことから、過去の効果を適用件数で検証することは馴染まないと考え」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

⑥・⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2兆円）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2兆円）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数2件（令和2年度）並びに3件（令和3年度及び4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2兆円）に対する将来の直接的な効果について、「評価対象外税目も含めると、計画認定の事業進捗により、建設投資額累計で約9,792億円（中略）が見込まれる」と説明されているが、将来の効果（建設投資累計額の目標値：7兆円～10兆円のうち国家戦略特区の認定計画（今後竣工予定）による投資累計額：5,268億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑦ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する将来の直接的な効果について、「評価対象外税目も含めると、計画認定の事業進捗により、（中略）区域面積割合で約0.24%の増加効果が見込まれる」と説明されているが、将来の効果（都市開発事業の行われた区域面積割合のうち国家戦略特区の認定計画による区域面積割合のうち、緊急（特定含む）（5.2ha/9,423ha）＝0.06%）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>	<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・③・⑥ 都市再生緊急整備地域における建設投資累計額については、令和2～12年度までの長期目標7～10兆円の間目標として、令和2～6年度累計で3.5～5兆円の民間投資の実現（平成24～30年度累計は6.5兆円）としている。要望対象期間末（令和4年度まで）における目標値1.4～2兆円は、令和2～6年度の建設投資額の間目標額である3.5～5兆円を年度ごとに等分し、按分したもの（1年間で0.7～1.0兆円→2年間で1.4～2.0兆円）。</p> <p>②・④・⑦ 都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合については、令和2～12年度までの長期目標16.5～19.5%の間目標として、令和6年度に12.0%～12.5%（平成30年度は9.1%）としている。要望対象期間末（令和4年度まで）における目標値11.0～11.4%は、令和6年度までで12.0～12.5%（初期値9.1%（平成30年度時点））を年度ごとに等分し、按分したもの。</p> <p>⑤ 一件当たりの適用見込額が大きいことから、過去の効果を適用件数で検証することは馴染まない。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---	--

③・④ 補足説明により、達成目標の設定根拠は明らかにされたものの、達成目標に対する将来の効果についての算定根拠としては認められず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 「一件当たりの適用見込額が大きいことから、過去の効果を適用件数で検証することは馴染まない」との説明では、各達成目標についての将来の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥・⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税2) (法人住民税:義)(地方税) (法人事業税:義)(地方税)
		②: 上記以外の税目 (所得税:外、登録免許税:外) (固定資産税:外、都市計画税:外、不動産取得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第25条第1項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたことにより、当該事業の実施主体に対して都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第21条第1項の民間都市再生事業計画の認定があったとみなされた場合に適用される租税特別措置法に基づく課税特例。</p> <p>1. 割増償却(所得税、法人税) 【特別償却率】25%(5年間)※特定都市再生緊急整備地域内は50% 【対象設備】整備される建物及び付属設備 【取得期限】令和3年3月31日 【要件】・地上10階以上又は述べ面積75,000㎡以上(特定都市再生緊急整備地域内は50,000㎡以上)の耐火建築物 ・公共施設用地面積30%以上又は都市居住者等利便増進施設整備費が10億円以上であること。</p> <p>2. 軽減税率(登録免許税) 【軽減税率】0.4% ⇒ 0.35% (※特定都市再生緊急整備地域内は0.2%) 【対象設備】建築した建築物(建物の保存登記) 【認定期限】令和3年3月31日 【要件】・認定後3年間(一定の場合は5年)以内に建築し、1年以内に登記を受けること ・割増償却の要件を満たすこと</p> <p>《要望の内容》 措置の適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 所得税 : 租税特別措置法第14条 租税特別措置法施行令第7条、租税特別措置法施行規則第6条 法人税 : 租税特別措置法第47条 租税特別措置法施行令第29条の5 租税特別措置法施行規則第20条の21</p>

		(連結法人: 租税特別措置法第68条の35 租税特別措置法施行令第39条の64 租税特別措置法施行規則第22条の42)
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成27年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設 平成27年度 延長(2年間) 平成29年度 延長(2年間) 平成31年度 延長(2年間)
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを図る。  《政策目的の根拠》 ●国家戦略特別区域法第1条 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策の総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。  ●国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】5 地方創生 【施策】5 地方創生に関する施策の推進
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することを目標とする。 具体的には、国家戦略特区における区域計画認定を活用し、産業の国際競争力を強化し、国際的な経済拠点の形成に資する優良な都市

		<p>再生プロジェクトの実施を促すため、次の目標の実現に向け国家戦略特区において寄与することを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の建設投資累計額             <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年度～令和 2 年度(2012～2020 年度) 目標値: 8兆円～11 兆円</li> <li>令和 2 年度～令和 12 年度(2020～2030 年度) 目標値: 7兆円～10 兆円</li> </ul> </li> <li>※1 要望対象期間末における目標値 1.4 兆円～2兆円(令和 4 年度まで)</li> <li>※2 中間目標値: 3.5 兆円～5兆円 (令和 6 年度まで)</li> </ul> <p>・都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた区域面積割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 12 年度(2030 年度)まで 目標値: 16.5%～19.5%(初期値: 9.1% ※平成 30 年度(2018 年度))</li> <li>※1 要望対象期間末における目標値 11.0%～11.4%(令和 4 年度まで)</li> <li>※2 中間目標値: 12.0%～12.5% (令和 6 年度まで)</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置を効果的に活用した優良な民間都市開発を通じ、都市再生プロジェクトの実施を促すインセンティブとなり、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる国際的な事業活動を行う企業が集積することにより、国際都市機能の充実を図ることができ、産業の国際競争力を強化し、国際的な経済活動の拠点を形成していくことにつながる。</p>																		
10 有効性等	①: 適用数	<p>○適用件数 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元年</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙 1 参照。 ※見込みについては、本評価書作成のために令和 2 年 5 月に実施した、適用見込案件の事業者アンケートによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置の適用実態調査の結果報告書に記載された数値は本措置と同条項にある他の措置と合算されており、本措置の件数のみを抽出できないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができないことから、適用見込みについて事業者アンケートに基づき把握した情報を用いた。</li> </ul> <p>&lt;適用数が想定外に僅少となっていないこと&gt; 本措置の適用対象となる都市再生プロジェクトは、権利調整や計画の策定等に相当の期間を費やすことが多く、国家戦略特区における本規制特例措置により手続を簡素化しても、竣工までには数年の期間を要するため、事業者や自治体の事情により組成は限られることが想定</p>	年度区分	平成 27	28	29	30	令和元年	2	3	4	適用数	0	0	0	0	0	2	3	3
年度区分	平成 27	28	29	30	令和元年	2	3	4												
適用数	0	0	0	0	0	2	3	3												

		<p>される。 また、計画された都市再生プロジェクトにおいて、資材や人材調達などの事情に左右され、工期の影響で建物を事業に供用する適用年度がずれることがあるため、想定外に僅少となるものではない。</p>																																				
	②: 適用額	<p>○適用額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元年</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税、法人住民税、法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,716</td> <td>3,564</td> <td>3,564</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙 1 参照。 ※令和 2 年度見込みについては、本評価書作成のために令和 2 年 5 月に実施した、適用見込案件の事業者アンケートによる。 ※令和 3・4 年度見込みについては、特定都市再生緊急整備地域における平均建物取得価格をもとに試算。 ・租税特別措置の適用実態調査の結果報告書に記載された数値は本措置と同条項にある他の措置と合算されており、本措置の件数のみを抽出できないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができないことから、国交省所有データ(建物等平均取得価額等)又は事業者アンケートに基づき把握した情報を用いた。</p> <p>&lt;適用額が想定外に特定の者に偏っていないこと&gt; 本措置は国家戦略特区における規制の特例措置の一つであり、国、自治体及び実施主体が一体として参加する区域会議で区域計画を策定することから、特定の事業者等が計画策定に関与する前提である。ただし、偏りの弊害を防止するため、国家戦略特区法上、特定事業の内容及び実施主体を公表し、実施主体の追加の申出を受ける仕組みがあり、要件を満たす他者の参画の機会を確保していることから、想定外に特定の者に偏ることはない。</p>	年度区分	平成 27	28	29	30	令和元年	2	3	4	法人税、法人住民税、法人事業税	0	0	0	0	0	1,716	3,564	3,564																		
年度区分	平成 27	28	29	30	令和元年	2	3	4																														
法人税、法人住民税、法人事業税	0	0	0	0	0	1,716	3,564	3,564																														
	③: 減収額	<p>○減収額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元年</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>398.1</td> <td>826.8</td> <td>826.8</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>27.9</td> <td>57.9</td> <td>57.9</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>111.1</td> <td>230.7</td> <td>230.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙 1 参照。 ※令和 2 年度見込みについては、本評価書作成のために令和 2 年</p>	年度区分	平成 27	28	29	30	令和元年	2	3	4	法人税	0	0	0	0	0	398.1	826.8	826.8	法人住民税	0	0	0	0	0	27.9	57.9	57.9	法人事業税	0	0	0	0	0	111.1	230.7	230.7
年度区分	平成 27	28	29	30	令和元年	2	3	4																														
法人税	0	0	0	0	0	398.1	826.8	826.8																														
法人住民税	0	0	0	0	0	27.9	57.9	57.9																														
法人事業税	0	0	0	0	0	111.1	230.7	230.7																														



		<p>5月に実施した、適用見込案件の事業者アンケートによる。          ※令和3・4年度見込みについては、特定都市再生緊急整備地域における平均建物取得価格をもとに試算。          ・租税特別措置の適用実態調査の結果報告書に記載された数値は本措置と同条項にある他の措置と合算されており、本措置の件数のみを抽出できないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができないことから、国交省所有データ(建物等平均取得価額等)又は事業者アンケートに基づき把握した情報を用いた。          ・法人税について、令和2年度の実績は398.1百万円であるものの、現在進行中のプロジェクトが順次適用されるため、令和3年度については3件、令和4年度については3件の適用見込みがあることから記載の数値となっている。</p>
<p>④ 効果</p>		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》          国家戦略特区における区域計画の認定により、都市再生特別措置法における民間都市再生事業の計画認定とみなす本特例措置は、国家戦略特区において民間都市再生プロジェクトを促進するものである。          この措置内容は都市再生特別措置法に基づく措置と同様であり、本特例措置を契機として、都市再生に向けた民間都市開発事業について、国家戦略特区の区域計画8件が認定を受けて民間都市開発事業に着手しており、竣工による建設投資額及び区域面積割合の増加に向け事業の推進に寄与する見込みである。現時点では目標達成に向けて、6件のプロジェクトが竣工したところ(計4,524億円の建設投資額及び区域面積割合0.2%の増加実績に寄与した)。          今後も、認定計画に基づく建築物が順次整備されていくことにより、本特例措置を通じた優良な民間都市開発事業を推進し、新規計画認定によって施設整備に伴う建設投資累計額や区域面積割合の増加が本税制措置(評価対象外税目を含む)の存在により誘発され、目標達成に向けた効果を出現する見通しである。          具体的には、前述9③に示した目標値の実現のため、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の建設投資額及び区域面積割合のうち、国家戦略特区の認定計画により適用が見込まれるものを抽出することにより試算すると次のとおりである。          ・建設投資累計額の目標値:7兆円～10兆円          うち国家戦略特区の認定計画(今後竣工予定)による投資累計額:5,268億円          ⇒国家戦略特区における認定計画の着実な実施により、およそ5.3%～7.5%程度目標値の達成に寄与すると見込まれる。          ・都市開発事業の行われた区域面積割合のうち          うち国家戦略特区の認定計画による区域面積割合のうち、緊急(特定含む)(5.2ha/9,423ha) = 0.06%          ⇒国家戦略特区における認定計画の着実な実施により、区域面積割合の増加に一定程度寄与すると見込まれる。          ※国家戦略特区の認定計画による投資累計額及び区域面積については、令和2年5月に実施した、適用見込案件の事業者アンケートによる。</p>

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>●都市再生プロジェクトの増加に寄与した数(評価対象となる税制の適用案件数)</p> <p>実績 ・R1 ⇒ 適用なし          ・R2 ⇒ 2件適用</p> <p>見込み ・R3 ⇒ 3件適用見込み          ・R4 ⇒ 3件適用見込み</p> <p>⇒区域計画認定で増加した都市再生プロジェクトにより、認定後数年の建設期間を経て竣工時期を明示して、順次着実に適用される見込み(評価対象外税目も含む)となっており、本税制措置の存在が都市再生プロジェクトの実施に対するインセンティブになっているものと考えられる。評価対象外税目も含めると、計画認定の事業進捗により、建設投資額累計で約9,792億円、区域面積割合で約0.24%の増加効果が見込まれる。          (租税特別措置が延長されない場合に予想される状況)          都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業に係る租税特別措置と同様、新型コロナウイルス感染症の影響などによる不動産市場の停滞など様々な課題がある中、本措置が延長されなければ、事業そのものが行われず、または縮小される(本税制を活用して投資される予定だった都市再生プロジェクトが実施されなくなる、事業規模の縮小又は実施時期の遅れなどの影響)といった事態が生じることが適用見込案件の事業者アンケートで判明しており、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成が図れなくなる。</p>												
<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>		<p>本措置を効果的に活用した優良な民間都市開発を通じ、都市再生プロジェクトの目標事業数を達成し、国際都市機能の強化を実現することによって、国際的な事業活動を行う企業を中心に国内外の企業が集積することにより、産業の国際競争力を強化し、国際的な経済活動の拠点を形成していくことにつながる。特に、新型コロナウイルス感染症の影響等によりリスクが高まっているなど、都市再生については様々な課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き優良な民間都市開発事業の活性化を図っていく。</p> <p>これまでの特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域全体の認定事業(132計画)における効果(試算)は次の通り。          ○建設投資累計額:77,332億円—①(国土交通省調べ)          ○経済波及効果:194,542億円—②(国土交通省調べ)          ○税収増効果:20,476億円—③(国土交通省調べ)          本税制による認定事業1計画あたりの効果(試算)は下表のとおりであり、減収額を大きく上回る税収増等の経済効果が見込まれる。</p> <table border="1" data-bbox="1525 1225 2056 1331"> <thead> <tr> <th>減収額(R3-R4)</th> <th>1計画あたりの効果(試算)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(法人税)</td> <td>建設投資累計額:585.8億円</td> <td>①÷132</td> </tr> <tr> <td>2.8億円/件 (8.3億円÷3件)</td> <td>経済波及効果:1,473.8億円</td> <td>②÷132</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税収増効果:155.12億円</td> <td>③÷132</td> </tr> </tbody> </table>	減収額(R3-R4)	1計画あたりの効果(試算)	備考	(法人税)	建設投資累計額:585.8億円	①÷132	2.8億円/件 (8.3億円÷3件)	経済波及効果:1,473.8億円	②÷132		税収増効果:155.12億円	③÷132
減収額(R3-R4)	1計画あたりの効果(試算)	備考												
(法人税)	建設投資累計額:585.8億円	①÷132												
2.8億円/件 (8.3億円÷3件)	経済波及効果:1,473.8億円	②÷132												
	税収増効果:155.12億円	③÷132												

(別紙1)

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は、民間が創意工夫を発揮する上での障害となっていないにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことによって民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスがしやすい環境整備を行うものである。</p> <p>国家戦略特区の目標達成には、規制の特例措置とあわせて、幅広い法人に対して税制措置によるインセンティブを付与することで、民間主導の事業を促進し、産業の国際競争力の強化や、国際的な経済活動の拠点の形成を図る必要があることから、本特例措置は適切である。</p> <p>補助金などの予算措置の場合、個別に申請手続きが必要となり、採択件数や交付額に制約がある一方、税制措置は要件を満たしていれば適用可能であることから、補助金に比べて幅広い法人に対してインセンティブを付与することが可能となり、民間主導の事業を促進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を円滑に進めることができる。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度は、政策目的を達成するために規制の特例措置、金融上の支援措置、税制の特例措置が講じられている。それぞれの役割としては、</p> <p>①規制の特例措置は、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるもの。</p> <p>②金融上の支援措置は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が可能ではないベンチャー企業又は中小企業者を支援するもの。</p> <p>③税制の特例措置は、政策目的の達成に資する特定の事業の実施に対してインセンティブを付与することで民間投資を喚起し、事業実施を促すもの。</p> <p>であり、明確に役割分担がなされている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 内閣 02)	

適用数等及び減収額の算定根拠

○令和3・4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	3件	本評価書作成のために令和2年5月に実施した、特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングによる。適用予定は評価対象外の税目のみ)	
②適用額	3,564百万円	<p>【法人税(1件当たり適用額)】</p> <p>都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内の建築物等の平均取得価額は65,377百万円である(令和2年5月末時点の国土交通省による認定事業者向け調査)。</p> <p>また、国土交通省が所有するデータによれば、一般的な都市開発事業の場合、当該建築物等に係る躯体・設備の割合は65:35程度であることから、65,377百万円のうち、建物・設備に係るそれぞれ価格は</p> <p>建物取得価額: 65,377 × 65% = 42,495百万円                      設備取得価額: 65,377 × 35% = 22,882百万円となる。</p> <p>上記を基に、事業1計画当たり割増される減価償却額を計算する。</p> <p>建物は50年定額、設備は15年定額とし、                      (42,495 × 1/50(50年定額) + 22,882 × 1/15(15年定額)) × 50%(割増率) = 1,188百万円</p> <p>②適用額: 1,188百万円 × 3件 = 3,564百万円</p>	
③減収額	1115.4百万円	④+⑤+⑥	④+⑤+⑥
④法人税	826.8百万円	適用額3,564百万円 × 23.2%(税率)	② × 税率
⑤法人住民税	57.9百万円	④ × 7%	④ × 税率
⑥法人事業税	230.7百万円	⑦+⑧+⑨	⑦+⑧+⑨
⑦所得割	110.5百万円	② × 3.1%	② × 税率
⑧地方法人特別税	91.7百万円	⑦ × 83%	⑦ × 税率
⑨付加価値割	28.5百万円	② × 0.8%	② × 税率





＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣02-1）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長 (沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)				
措置内容	平成30年度時点	沖縄の経済金融活性化特別地区において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①50%（建物等は25%）の特別償却又は②15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。			
	令和元年度 税制改正以後	従前どおり			
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり			
政策目的	金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税	法人事業税		
関係条項	租税特別措置法第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27				
要望内容	措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。				
創設年度	H14	過去の政策評価の実績	H23内閣01、H25内閣21、H28内閣03、H30内閣03-1、H30内閣03-2	区分	延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	/				1	451	-	78
H24					0	-	-	-
H25					0	-	-	-
H26	0	-	-	-	0	-	-	-
H27	0	-	-	-	3	91,729	-	12,566
H28	1	10,528	-	1,254	2	67,828	-	8,749
H29	1	586	-	69	4	34,217	-	4,414
H30	1	246,907	-	29,309	4	62,998	-	8,127

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長（特別償却又は法人税額の特別控除）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
  - ② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
  - ③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
  - ④ 達成目標（名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
  - ⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
  - ⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【内閣府の補足説明】

- ①～⑥ 本特区制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。

【点検結果】

- ①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】						
① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。						
【内閣府の補足説明】						
① 評価書を修正。						
		H27	H28	H29	H30	R1
法人住民税	所得控除	0	2	1	1	1
	投資税額控除	13	9	4	8	12
	特別償却	0	0	0	7	0
		H27	H28	H29	H30	R1
事業税	所得控除	1	6	2	4	2
	特別償却	0	1	0	22	0
【点検結果】						
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。						

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】						
① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。						
【内閣府の補足説明】						
① 令和2年度及び令和3年度は、法人住民税率を現行の7%、事業税は、所得控除と特別償却の平年度適用額に税率6.47%をと仮定し、法人住民税は、所得控除1.1百万円、投資税額4.2百万円、特別償却1.4百万円、法人事業税は、所得控除4.2百万円、特別償却5.6百万円を見込む。						
【点検結果】						
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。						

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】						
① 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。						
② 達成目標（名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。						
③ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。						

<p>④ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>⑤ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数4件（平成30年度の投資税額控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑥ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数1件（平成30年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑦ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（企業数平成27年度40社、28年度36社、29年度42社、30年度49社及び令和元年度48社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑧ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（従業員数平成27年度1,095人、28年度1,100人、29年度1,046人、30年度1,109人及び令和元年度1,206人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（製造品出荷額等平成27年度414.8億円、28年度412.8億円、29年度432億円及び30年度451億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑩ 達成目標（名護市への入込客数を令和3年度までに8,190,000人とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市への入込客数平成27年度5,682千人、28年度5,633千人、29年度6,554千人及び30年度6,661千人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑪ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の農業産出額平成27年度73億円、28年度73億円、29年度72億円及び30年度71億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑫ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業ア</p>
--

<p>ンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の漁業生産量平成27年度336トン、28年度330トン、29年度297トン及び30年度280トン）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>①・③・④ 令和元年度の実績が公表されていないため、効果の把握ができていない。</p> <p>② 令和元年度の名護市観光客入込客数は、6,463千人となっている。</p> <p>⑤・⑥ 適用件数が僅少な原因は、名護市のみが対象地域であることが考えられるが、制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向である。</p> <p>本特例措置の目標を達成するための手段として、企業集積を図っているところであり、アンケート調査で本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の約45.4%となっていることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えている。</p> <p>⑦～⑫ 達成目標を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、統計指標により本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難であり、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したという立地企業からのアンケートの回答が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果を示していると考えている。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤・⑥ 「本特例措置の目標を達成するための手段として、企業集積を図っているところであり、アンケート調査で本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の約45.4%となっていることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦～⑫ 「本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したという立地企業からのアンケートの回答が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果を示している」との説明では、各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（名護市への入込客数を令和3年度までに8,190,000人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する将来の効</p>
---

<p>果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。</p> <p>本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、沖縄県企業誘致アンケートにおいては、本制度が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合が、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積に寄与している。</p> <p>また、立地企業においても、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、租税特別措置等の適用実績も増加しており、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>①～⑥ 「立地企業においても、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、租税特別措置等の適用実績も増加しており、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣02-2）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長 (沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の経済金融活性化特別地区において、主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、所得金額の40%相当額に特区内従業員数割合を乗じて計算した金額の特別控除ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第60条、第68条の63					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度		H14	過去の政策評価の実績	H23内閣01、H25内閣21、H28内閣03、H30内閣03-3	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	0	-	-	-
H24	0	-	-	-
H25	0	-	-	-
H26	0	-	-	-
H27	1	7,090	-	888
H28	3	65,016	-	7,744
H29	2	20,395	-	2,420
H30	3	43,849	-	5,206

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載



点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長（認定法人の課税の特例）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>④ 達成目標（名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～⑥ 本特区制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。</p> <p>なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
---

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
---

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td></td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法人住民税</td> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td></td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>所得控除</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>			H27	H28	H29	H30	R1	法人住民税	所得控除	0	2	1	1	1	投資税額控除	13	9	4	8	12	特別償却	0	0	0	7	0			H27	H28	H29	H30	R1	事業税	所得控除	1	6	2	4	2	特別償却	0	1	0	22	0
		H27	H28	H29	H30	R1																																								
法人住民税	所得控除	0	2	1	1	1																																								
	投資税額控除	13	9	4	8	12																																								
	特別償却	0	0	0	7	0																																								
		H27	H28	H29	H30	R1																																								
事業税	所得控除	1	6	2	4	2																																								
	特別償却	0	1	0	22	0																																								

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和2年度及び令和3年度は、法人住民税率を現行の7%、事業税は、所得控除と特別償却の平年度適用額に税率6.47%をと仮定し、法人住民税は、所得控除1.1百万円、投資税額4.2百万円、特別償却1.4百万円、法人事業税は、所得控除4.2百万円、特別償却5.6百万円を見込む。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の効</p>
---

<p>果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>⑤ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（平成30年度の所得控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（企業数平成27年度40社、28年度36社、29年度42社、30年度49社及び令和元年度48社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（従業員数平成27年度1,095人、28年度1,100人、29年度1,046人、30年度1,109人及び令和元年度1,206人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑧ 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（製造品出荷額等平成27年度414.8億円、28年度412.8億円、29年度432億円及び30年度451億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 達成目標（名護市への入込客数を令和3年度までに8,190,000人とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られているが、過去の効果（名護市への入込客数平成27年度5,682千人、28年度5,633千人、29年度6,554千人及び30年度6,661千人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑩ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の農業産出額平成27年度73億円、28年度73億円、29年度72億円及び30年度71億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑪ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県が平成29年度に実施した『沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）』によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されてい</p>
--

<p>るが、過去の効果（名護市の漁業生産量平成27年度336トン、28年度330トン、29年度297トン及び30年度280トン）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・③・④ 令和元年度の実績が公表されていないため、効果の把握ができていない。</p> <p>② 令和元年度の名護市観光客入込客数は、6,463千人となっている。</p> <p>⑤ 適用件数が僅少な原因は、名護市のみが対象地域であることが考えられるが、制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向である。</p> <p>本特例措置の目標を達成するための手段として、企業集積を図っているところであり、アンケート調査で本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の45.4%となっていることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えている。</p> <p>⑥～⑪ 達成目標を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、統計指標により本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難であり、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したという立地企業からのアンケートの回答が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果を示していると考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 「本特例措置の目標を達成するための手段として、企業集積を図っているところであり、アンケート調査で本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の45.4%となっていることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥～⑪ 「本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したという立地企業からのアンケートの回答が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果を示していると考えている」との説明では、各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（名護市への入込客数を令和3年度までに8,190,000人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する将来の効</p>
--



<p>果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。</p> <p>本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、沖縄県企業誘致アンケートにおいては、本制度が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合が、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積に寄与している。</p> <p>また、立地企業においても、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、租税特別措置等の適用実績も増加しており、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>①～⑥ 「立地企業においても、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、租税特別措置等の適用実績も増加しており、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税4)
		② 上記以外の対象税目 (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税（ア～ウは選択制）</p> <p>ア 所得控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入（法人設立後10年間）</li> </ul> <p>イ 投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除</li> <li>1,000万円を超える建物及びその附属設備8%、100万円を超える機械・装置、特定の器具・備品15%</li> <li>法人税額の20%が上限額、繰越4年、取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</li> </ul> <p>ウ 特別償却（法人税、所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1,000万円を超える建物及びその附属設備25%、100万円を超える機械・装置、特定の器具・備品50%</li> <li>取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</li> </ul> <p>エ エンジェル税制（所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者（＝指定会社）へ投資を行った個人に対する租税特別措置</li> <li>(ア) 指定会社へ投資した年（aとbは選択制）             <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 「投資額－2,000円」を総所得金額から控除</li> <li>b. 投資額を他の株式譲渡益から控除</li> </ul> </li> <li>(イ) 指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算（繰越3年）</li> </ul> <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動）</li> </ul>

		<p>《要望の内容》</p> <p>延長要望</p> <p>適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄振興特別措置法 第57条、第57条の2、第58条</li> <li>沖縄振興特別措置法施行令 第26条</li> <li>租税特別措置法 第12条、第37条の13、第37条の13の2、第41条の19、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63</li> <li>租税特別措置法施行令 第6条の3、第25条の12、第25条の12の2、第26条の28の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90</li> <li>租税特別措置法施行規則 第5条の14、第18条の15、第18条の15の2、第18条の11、第20条の4、第20条の16、第21条の17の2、第22条の26、第22条の37、第22条の60の2</li> <li>地方税法 第6条</li> </ul>
5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和2年8月 分析対象期間：平成27年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 平成29年度 ・2年間延長 令和元年度 ・2年間延長
8	適用又は延長期間	1年間(令和3年度)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） （目的）</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p>

		<p>第五節 経済金融活性化特別地区 (経済金融活性化特別地区の指定)</p> <p>第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(経済金融活性化特別地区における事業の認定)</p> <p>第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第五十七条 経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 前条第一項の認定を受けた法人の認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>第五十七条の二 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社(内閣府令で定める要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。)により発行される株式を払込みに個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p>
--	--	--

		<p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1) 観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>(5) 金融業及び金融関連業</p> <p>金融業及び金融関連業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。</p> <p>このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。</p> <p>(6) 農林水産業</p> <p>沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を生かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域(EEZ)を抱える離島地域の基幹産業として地域振興や国土の保全に貢献している。このことから、引き続き、沖縄の優位性と地域の特色を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興、多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることが重要である。</p> <p>このため、台風等の自然災害や病害虫被害を克服しつつ、安全・安心で収益性の高い農林水産物の生産振興と6次産業化の推進や、先駆的で経営感覚の優れた農業経営者の育成・確保と農地集積の推進、優良農地の確保、農林水産物の生産性向上等に資する生産基盤の整備・保全と農林水産技術等の開発・普及の促進、高品質な農林水産物の流通高度化と国内外への販売強化による沖縄ブランドの確立等を図る。また、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。</p>
--	--	--

		<p>12 その他の基本的な事項 (3) 北部振興 県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。</p>																																				
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】12. 沖縄政策 【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>																																				
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1. 達成目標 ・ 特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする。 ・ 特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする。 ・ 特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする。 ・ 名護市への入込客数を令和3年度までに8,190,000人とする。 ・ 名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする。 ・ 名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする。</p> <p>2. 測定指標 令和3年度までに 本税制を活用した企業数 22社 上述の企業に伴う雇用者数の増加 374人</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画：H24～R3）を推進する活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標値により、名護市を対象とした値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度の積極的な活用により、経済の基盤となる産業の集積及びそれに伴う新たな雇用創出が見込まれるほか、地域内事業者による設備投資を通じた内発的発展が効果的に見込まれ、沖縄における自立型経済の構築に寄与するものである。</p>																																				
10 有効性等	①: 適用数	<p>1. 過去5年間の適用件数 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別償却（法人）</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。 ※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成27年度から平成30年度は</p>	項目	H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	1	3	2	3	2	投資税額控除	3	2	4	4	5	特別償却（法人）	0	1	1	1	0	法人住民税	-	-	-	-	-	事業税	-	-	-	-	-
項目	H27	H28	H29	H30	R1																																	
所得控除	1	3	2	3	2																																	
投資税額控除	3	2	4	4	5																																	
特別償却（法人）	0	1	1	1	0																																	
法人住民税	-	-	-	-	-																																	
事業税	-	-	-	-	-																																	

		<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえ、今後も制度の活用件数は増加していくものと推測される。 引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、経済金融の活性化を図ってきたい。</p> <p>2. 今後の適用見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除4件、投資税額控除3件、特別償却1件程度の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>3. 適用実績増加に向けて実施してきた取組 平成29年度から沖縄県産業振興公社に「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口」を設置し、制度活用企業の利便性向上を図っているところである。 令和元年度は、新たな取組として、那覇市、うるま市において沖縄振興税制活用セミナーを開催し、内閣府、沖縄税理士会等の協力のもと、設備投資に関心のある県内事業者・関係機関等に広く周知を行った。 また、平成30年度から実施している名護市での出張相談窓口を引き続き実施した。(5回) これらの取組の結果、令和元年度においては、487件（うち経金特区40件）の相談を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいる。</p>																																				
	②: 適用額	<p>1. 過去5年間の適用額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>7</td> <td>65</td> <td>20</td> <td>44</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>92</td> <td>68</td> <td>34</td> <td>63</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>特別償却（法人）</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>247</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>26</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。 ※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除65百万円、投資税</p>	項目	H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	7	65	20	44	33	投資税額控除	92	68	34	63	171	特別償却（法人）	0	11	1	247	0	法人住民税	13	11	5	17	-	事業税	1	7	2	26	-
項目	H27	H28	H29	H30	R1																																	
所得控除	7	65	20	44	33																																	
投資税額控除	92	68	34	63	171																																	
特別償却（法人）	0	11	1	247	0																																	
法人住民税	13	11	5	17	-																																	
事業税	1	7	2	26	-																																	

		額扣除 60 百万円、特別償却 86 百万円程度の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)				
③ 減収額	1. 過去 5 年間の減収額 (単位：百万円)					
	年度	H27	H28	H29	H30	R1 (見込み)
	項目					
	所得控除	2	15	4.6	10.2	8
	投資税額控除	92	68	34	63	171
	特別償却	0	3	0.2	57	0
法人住民税	所得控除	0	2	1	1	1
	投資税額控除	13	9	4	8	12
	特別償却	0	0	0	7	0
事業税	所得控除	1	6	2	4	2
	特別償却	0	1	0	22	0
	合計	108	104	45.8	173.2	194
<p>※国税について、平成 27 年度から平成 30 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて算定。令和元年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて算定。なお、試算において法人税率を H27 は 23.9%、H28~H29 は 23.4%、H30 以降は 23.2%とした。</p> <p>※地方税について、平成 27 年度から平成 30 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 7%を乗じて算定</p> <p>※令和元年度の事業税は、所得控除・特別償却の適用額に税率 6.47%を乗じて算定</p>						
2. 今後の減収額見込み						
<p>令和 2 年度及び令和 3 年度は、平年度で所得控除 15 百万円、投資税額控除 60 百万円、特別償却 20 百万円、法人住民税 6.7 百万円(所得控除分 1.1 百万円、投資税額控除分 4.2 百万円、特別償却分 1.4 百万円)、事業税 9.8 百万円(所得控除分 4.2 百万円、特別償却分 5.6 百万円)の減収を見込む。</p> <p>(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7%を乗じた額。)</p> <p>(事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率 6.47%を乗じた額。)</p>						

④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>平成 25 年度から令和元年度までの 7 年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34 社から 48 社へ、当該企業の雇用者数も 1,042 人から 1,206 人へ増加している。</p> <p>なお、平成 30 年度に名護市に立地する情報・金融関連企業が納付した法人市民税額は約 167 百万円(名護市の法人市民税額全体の約 26.8%に相当)で、平成 30 年度の地方税減収額を大きく回り、名護市の重要な税収源となっている。</p> <p>また、製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成30年度には約451億円へと約83億円増加しており、経済活性化が着実に進んでいるものと考えられる。</p> <p>今後も好調な流れを維持しつつ、県土の均衡ある発展による県民所得の向上を目指し、引き続き多様な産業の集積による経済金融の活性化を図る必要がある。</p> <p>2. 所期の目標の達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>目標(R3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業数(社) ※名護市調べ</td> <td>金融</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>22</td> <td>27</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従業員数(人) ※名護市調べ</td> <td>金融</td> <td>486</td> <td>477</td> <td>506</td> <td>456</td> <td>505</td> <td>530</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>556</td> <td>618</td> <td>594</td> <td>590</td> <td>604</td> <td>676</td> </tr> <tr> <td>製造品出荷額等(億円) ※工業統計調査(沖縄県企画部)</td> <td>366.4</td> <td>414.8</td> <td>412.8</td> <td>432</td> <td>451</td> <td>-</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>名護市への入込客数(千人) ※名護市観光統計資料(名護市)</td> <td>5731</td> <td>5,682</td> <td>5,633</td> <td>6,554</td> <td>6,661</td> <td>6,463</td> <td>8,190</td> </tr> <tr> <td>名護市の農業産出額(億円) ※市町村別農業産出額(農林水産省)</td> <td>68</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>72</td> <td>71</td> <td>-</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>名護市の漁業生産量(トン) ※農林水産統計年報(沖縄総合事務局)</td> <td>420</td> <td>336</td> <td>330</td> <td>297</td> <td>280</td> <td>-</td> <td>594</td> </tr> </tbody> </table> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>平成 30 年度における本制度の活用企業数は8社、活用企業による雇用者数も 283 人と着実に増加しており、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。</p> <p>また、沖縄県が平成 29 年度に実施した「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査(経済金融活性化特別地区)」によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約 45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。</p> <p>1. 測定指標</p> <p>令和 3 年度までに 進出後に本税制を活用した企業数 22 社 本税制を活用した企業による雇用者数の増加 374 人</p>	項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	目標(R3)	企業数(社) ※名護市調べ	金融	14	16	14	15	18	16	情報	20	24	22	27	31	32	従業員数(人) ※名護市調べ	金融	486	477	506	456	505	530	情報	556	618	594	590	604	676	製造品出荷額等(億円) ※工業統計調査(沖縄県企画部)	366.4	414.8	412.8	432	451	-	520	名護市への入込客数(千人) ※名護市観光統計資料(名護市)	5731	5,682	5,633	6,554	6,661	6,463	8,190	名護市の農業産出額(億円) ※市町村別農業産出額(農林水産省)	68	73	73	72	71	-	91	名護市の漁業生産量(トン) ※農林水産統計年報(沖縄総合事務局)	420	336	330	297	280	-	594
項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	目標(R3)																																																																
企業数(社) ※名護市調べ	金融	14	16	14	15	18	16																																																																
	情報	20	24	22	27	31	32																																																																
従業員数(人) ※名護市調べ	金融	486	477	506	456	505	530																																																																
	情報	556	618	594	590	604	676																																																																
製造品出荷額等(億円) ※工業統計調査(沖縄県企画部)	366.4	414.8	412.8	432	451	-	520																																																																
名護市への入込客数(千人) ※名護市観光統計資料(名護市)	5731	5,682	5,633	6,554	6,661	6,463	8,190																																																																
名護市の農業産出額(億円) ※市町村別農業産出額(農林水産省)	68	73	73	72	71	-	91																																																																
名護市の漁業生産量(トン) ※農林水産統計年報(沖縄総合事務局)	420	336	330	297	280	-	594																																																																



実績・見込み：								
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数 (指標)	-	-	8	10	15	18	20	22
活用企業数 (実績)	0	4	6	7	8	-	-	-
活用企業数 (見込み)	-	-	-	-	-	9	7	9
雇用者数 (指標)	-	-	136	170	255	306	340	374
雇用者数 (実績)	0	-	213	157	283	-	-	-
雇用者数 (見込み)	-	-	-	-	-	280	218	280

※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。  
 ※平成 28 年度から平成 30 年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。  
 ※令和元年度から令和 3 年度の活用企業数(見込み)及び雇用者数(見込み)は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。  
 ※雇用者数は沖縄県調査。(H27 は調査未実施)

2. 制度が延長できない場合の影響  
 沖縄本島北部圏域は過疎地域が多く存在し、県内他圏域に比べて 1 人あたり市町村民所得が低い現状にある。このため、県及び各護市では本制度を含む各種施策の実施により企業誘致及び県民所得向上等に取り組み、北部圏域の経済活性化による県土の均衡ある発展を図ってきた。また、国においても道路や港湾等のインフラ整備に取り組むなど、北部圏域の自立的発展の条件整備を進めているところである。  
 これらの取組によって北部圏域の活性化に一定の成果を上げてきたものの、当該地域はいまだに他圏域と比較して経済基盤は弱く、均衡ある発展に向けては引き続き整備された産業基盤等を有効利用する企業等を誘致し、地域の雇用を創出しつつ経済を活性化させていく必要がある。  
 しかしながら、本制度が延長できない場合、各護市への新規立地及び立地企業による設備投資等のインセンティブがなくなり※、定住の重要な条件となる雇用を創出できず、県土の均衡ある発展、ひいては沖縄県の自立型経済構築に支障が出てくる懸念される。

※ 沖縄県が平成 29 年 12 月に実施した「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査(経済金融活性化特別地区)」によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約 45.4%となっている。  
 この他、平成 29 年度沖縄県企業誘致セミナー in 大阪・東京における来場者アンケートにおいても、沖縄の投資環境で関心がある項目に、「特区・地区制度による税制

		の優遇措置の割合」が、東京、大阪ともに第 1 位となっており、本制度が企業にとって一定のインセンティブとなっているといえる。
	⑤: 税収減を是認する理由	<p>本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融の拠点形成の推進に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴い、これまで 283 名の雇用が生じているところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内の総生産を平成 30 年度で約 15 億円、今後 3 年間(R1~R3)で 50 億円押し上げる経済効果が生じるものと試算される。</p> <p>・税活用企業による雇用者数: 283 人                  ・沖縄県の労働生産性: 6,231,881 円                  →県内総生産の押し上げ効果: 約 50 億円                  ※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数)                  (「平成 29 年度県民経済計算」(沖縄県企画部)より試算)</p> <p>・今後 3 年間の経済効果                  R1 : 280 人 × 6,294,750 円 = 18 億円                  R2 : 218 人 × 6,294,750 円 = 14 億円                  R3 : 280 人 × 6,294,750 円 = 18 億円                  計 50 億円</p> <p>これらを踏まえると、本制度は税収減を是認するに足る効果があるものと考えられる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融業、情報通信関連業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、限られた財源のもと特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で投資に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。                  また、本特例措置は適用要件を設けており、沖縄の経済金融の活性化等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく必要最小限の措置となっている。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では、本制度の他に沖縄振興特別推進交付金等による補助事業もあるが、これら補助事業では地理的不利性の解消や新事業創出のための開発支援、販路拡大・商流構築支援等を行っているのに対し、本制度は事業者の建物取得や設備投資等への支援を行うことで地域経済の内発的発展を促進しており、役割分担を図っている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30内閣03)

実績値 (百万円)

	事業認定件数 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
		件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
平成26年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	4	1	7	2	3	92	0	0	0	94
平成28年度	5	3	65	15	2	68	1	11	3	86
平成29年度	5	2	20	4.6	4	34	1	1	0.2	39
平成30年度	3	3	44	10.2	4	63	1	247	57	131
合計	19	9	136	31.8	13	257	3	259	60.5	349.3
平均	4	2	27	6	3	51	1	52	12	70
1件あたりの額	-	-	15	4	-	20	-	86	20	10
								適用額計		652

※各年度実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。  
 ※法人税率については、平成26～29年度は23.4%、平成30年度は23.2%として試算。

推計値(下線は推計)

仮定 ①特区内企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業) 出所: 経済金融活性化計画実施状況報告書(沖縄県)  
 過去6年間の伸び率から、年3.9%増加すると試算する。

企業数(件)	伸び率	平均
平成25年度	190	-
平成26年度	209	10.0%
平成27年度	218	4.3%
平成28年度	238	9.2%
平成29年度	236	-0.8%
平成30年度	255	8.1%
令和元年度	<u>237</u>	<u>-7.1%</u> <u>3.9%</u>
	増加企業数	
令和2年度	246	9
令和3年度	255	9

仮定 ②認定企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業)  
 過去6年間の伸び率から、年30.3%増加すると試算する。

企業数 (累計)(件)	伸び率	平均
平成25年度	-	-
平成26年度	2	-
平成27年度	4	100.0%
平成28年度	5	25.0%
平成29年度	5	0.0%
平成30年度	3	-40.0%
令和元年度	5	66.7%
	増加企業数	
令和2年度	6	1
令和3年度	7	1

仮定 ③認定企業は、認定2年後から所得控除を適用する。

仮定 ④所得控除1件あたりの適用額は15百万円とする。

仮定 ⑤立地企業が投資税額控除を適用する割合は1.23%とする。  
 投資税額控除 適用平均3件/立地企業数平均243件((238+236+255)/3年)

仮定 ⑥投資額控除1件あたりの適用額は20百万円とする。

仮定 ⑦立地企業が特別償却を適用する割合は0.41%とする。  
 特別償却 適用平均1件/立地企業数平均243件((238+236+255)/3年)

仮定 ⑧特別償却1件あたりの適用額は86百万円とする。

①～⑧の仮定に基づき試算

(百万円)

	企業数	事業認定件数 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却		減収額計	
			件数	適用額 (15百万/件)	減収額	件数	適用額 (20百万/件)	件数	適用額 (86百万/件)		
令和元年度	237	5	5	75	17.40	3	60	1	86	19.95	97.35
令和2年度	246	6	3	45	10.44	3	60	1	86	19.95	90.39
令和3年度	255	7	5	75	17.40	3	60	1	86	19.95	97.35
R1～R3合計	-	-	13	195	45.24	9	180	3	258	59.86	285.10
平年度	-	-	4	65	15.08	3	60	1	86	19.95	95.03
									適用額計		633.00

※法人税率については令和元年度以降は23.2%として試算。

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣03）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長 (沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の離島地域において、旅館業用建物等の取得等をした場合には、取得価額の8%の特別償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、当該特例措置を講じることで離島地域における旅館業等の立地を促進すること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第45条、第68条の27					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度	H9	過去の政策評価の実績	H23内閣03、H28内閣04、H30内閣04		区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	0	-	-	-
H24	1	7,632	-	878
H25	1	71,112	-	8,132
H26	0	-	-	-
H27	0	-	-	-
H28	1	79,999	-	9,528
H29	2	185,520	-	17,019
H30	1	4,360	-	519

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載



## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和元年度）が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	① 令和元年度の適用数については、沖縄県が事業者に対する調査を行ったものの本税制を適用した事業者を把握できなかった。他方で、同県で把握できていない実績が存在する可能性があり（調査は任意であり、適用実績があっても回答しない場合及び調査対象とならなかった事業者が存在する場合があります。）、これについては、財務省が公表している「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」で確認が可能であるが、同年度の報告書は現時点で公表されていないため、適用実績がゼロであるかの確認は現段階では困難である。こうした状況を踏まえ令和元年度の適用数については「算定できないもの」として「—」と記載したものである。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和元年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	① 令和元年度の適用数については、沖縄県が事業者に対する調査を行ったものの本税制を適用した事業者を把握できなかった。他方で、同県で把握できていない実績が存在

する可能性があり（調査は任意であり、適用実績があっても回答しない場合及び調査対象とならなかった事業者が存在する場合があります。）、これについては、財務省が公表している「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」で確認が可能であるが、同年度の報告書は現時点で公表されていないため、適用実績がゼロであるかの確認は現段階では困難である。こうした状況を踏まえ令和元年度の適用数については「算定できないもの」として「—」と記載したものである。

## 【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（法人税）について、「適用額見込みに法人税率23.2%を乗じて算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 事前評価書を修正 ② 事前評価書を修正
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する過去の効果について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。 ② 達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数1件（平成30年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 ③ 達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する過去の効果について、「収容人員数は7,742人（当初値と平成30年度実績の差）増加」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	① 事前評価書を修正 ②・③ 沖縄県等は、対象施設に係る本特例措置と不動産取得税の免除措置等を一括した税制措置のパッケージとして旅館業事業への投資を促進している。このため、一つのパッケージとして見ると、例えば平成26年3月から平成31年3月までに増加した沖縄の離島地域の宿泊施設数は496件（うち約95%が小規模な簡易宿所）*であるところ、同期間に不動産取得税の免除措置は116件（増加施設数の約23.4%）（平成26年度に27件、平成27年度に10件、平成28年度に19件、平成29年度に28件、平成30年度に32件）適用されており、約23%の宿泊施設の増加につながっているところである。本特例措置の適用件数は10件を下回っているが、これは事業初年度に法人税が発生しない限り適用されない制度であることが主に影響していると考えており、結果として適用件数が少ないとしても、投資へのインセンティブ効果は十分にあり、達成目標の実現に有効な手段であると考えている。 また、沖縄の離島の地域を含む市町村が本税制措置の継続を要望しているなど、離島の現場では評価されており、こうした面からも民間投資を促進するインセンティブとして効果を発揮していると考えている。 ※出典：沖縄県企画部「離島関係資料」

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「本特例措置の適用件数は10件を下回っているが、これは事業初年度に法人税が発生しない限り適用されない制度であることが主に影響していると考えており、結果として適用件数が少ないとしても、投資へのインセンティブ効果は十分にあり、達成目標の実現に有効な手段であると考えている」との説明では、法人税に係る本特例措置が達成目標の実現にどの程度寄与するのかが明らかにされていない。また、「沖縄の離島の地域を含む市町村が本税制措置の継続を要望しているなど、離島の現場では評価されており」との説明では、その詳細が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

<p>分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 達成目標についての将来の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する将来の効果について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する将来の効果について、「今後も収容人員数は増加していく見込み」と説明されているが、予測される将来の適用数1件（令和2年度及び3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
--

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正</p> <p>②・③ ②については事前評価書を修正</p> <p>沖縄県等は、対象施設に係る本特例措置と不動産取得税の免除措置等を一括した税制措置のパッケージとして旅館業事業への投資を促進している。このため、一つのパッケージとして見ると、例えば平成26年3月から平成31年3月までに増加した沖縄の離島地域の宿泊施設数は496件（うち約95%が小規模な簡易宿所）※であるところ、同期間に不動産取得税の免除措置は116件（増加施設数の約23.4%）（平成26年度に27件、平成27年度に10件、平成28年度に19件、平成29年度に28件、平成30年度に32件）適用されており、約23%の宿泊施設の増加につながっているところである。本特例措置の適用件数は10件を下回っているが、これは事業初年度に法人税が発生しない限り適用されない制度であることが主に影響していると考えており、結果として適用件数が少ないとしても、投資へのインセンティブ効果は十分にあり、達成目標の実現に有効な手段であると考えている。来年度においても、沖縄県等は同様の投資促進活動を行うこととしており、旅館業事業への投資の促進に効果を発揮すると考えている。</p> <p>なお、達成目標としている収容人員数は、過去の実績に基づき推計したものであり、将来の効果予測値である。また、将来の適用数については、新型コロナウイルス感染症の流行による予見しがたい影響が生じうると考えている。</p> <p>※出典：沖縄県企画部「離島関係資料」</p>
--

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「本特例措置の適用件数は10件を下回っているが、これは事業初年度に法人税が発生しない限り適用されない制度であることが主に影響していると考えており、結果として適用件数が少ないとしても、投資へのインセンティブ効果は十分にあり、達成目標の実現に有効な手段であると考えている」との説明では、法人税に係る本特例措置が達成目標の実現にどの程度寄与するのかが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分</p>
--

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税5) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)
		②: 上記以外の税目 (所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 (1) 国税 ○特別償却(法人税、所得税) 沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新増設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度(建物・附属設備 8/100)
		(2) 地方税 ○法人住民税、個人住民税、事業税 沖縄の離島地域において、上記法人税、所得税の軽減と同様の効果を適用する(自動運動)。
		《要望の内容》 適用期限(令和3年3月31日)を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。
		《関係条項》 沖縄振興特別措置法第93条、94条 租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
5	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成27年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成9年度 制度創設 平成14年度 5年延長 平成19年度 5年延長 平成24年度 5年延長 平成29年度 2年延長 令和元年度 2年延長
8	適用又は延長期間	1年間(令和3年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、一定の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流

		<p>出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。</p> <p>離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、引き続き当該特例措置を講じることで、離島地域における旅館業等の立地を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)は沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することが目的とされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、離島の振興に関して、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指すこととしている。</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第3条 (略) 2 (略) 3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。</p> <p>(離島の旅館業に係る減価償却の特例) 第93条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定) Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 9 離島の振興に関する基本的な事項 離島地域については、各島が個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている地域であり、住民の方々が安心・安全に生活できることが重要である。 このため、交通コスト等の低減や、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、教育・医療・福祉における住民サービス</p>
--	--	--

		<p>の向上等の定住条件の整備を図るとともに、農商工連携や離島間・本島間との連携・交流等を強化し、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ること、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す。</p>																												
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】12. 沖縄政策 【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>																												
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。 目標値については、入域観光客数が当初の想定よりも増加している状況にあり、当初の目標値である41,325人に対し、平成30年度の収容人員数(実績)は45,930人となっており、また、令和2年度から令和3年度にかけて完成する予定の旅館等もあることから、以下のとおり変更する(設定根拠は別紙参照)。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>目標値(令和3年度)</td> <td>41,325人</td> <td>50,531人</td> </tr> </table> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置制度は、事業者に対して投資インセンティブをもたらすものであり、それにより離島地域における旅館業等の立地を促進することで、就労の場を創出し、離島地域の活性化に寄与する。</p>		変更前	変更後	目標値(令和3年度)	41,325人	50,531人																						
	変更前	変更後																												
目標値(令和3年度)	41,325人	50,531人																												
10: 有効性等	①: 適用数	<p>1. 過去の適用数実績 (単位:件)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>年度</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>税</td> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※国税(H27年度～H30年度)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>○適用実績が僅少な理由 前回(平成30年度)評価時に、特別償却について、毎年度3件程度の適用を見込んでいたが、当該見込みよりも実績が少ない状況にあるのは、事業初年度の黒字化が困難なことが主な原因と考えられる。</p> <p>2. 今後の適用数見込み</p>		年度	H27	H28	H29	H30	R1	国	特別償却	0	1	2	1	-	地方	事業税	-	-	-	-	-	税	法人住民税	-	-	-	-	-
	年度	H27	H28	H29	H30	R1																								
国	特別償却	0	1	2	1	-																								
地方	事業税	-	-	-	-	-																								
税	法人住民税	-	-	-	-	-																								

		<p>過去の適用数実績の状況により、今後、毎年度、特別償却1件程度の適用を見込む。なお、適用数見込みが1件であるが、この背景には、過去の実績を踏まえると、事業初年度の黒字化が困難である場合が多いことがあると考えられる。 ※ 今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。 &lt;適用数見込みの算出方法&gt; H24年度～H30年度の適用実績の合計6件の平均値</p>																												
	②: 適用額	<p>1. 過去の適用額実績 (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>年度</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>79,999</td> <td>185,520</td> <td>4,360</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>7,081</td> <td>11,419</td> <td>387</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>税</td> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>2,447</td> <td>5,600</td> <td>132</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※国税(H27年度～H30年度)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。 ※法人住民税及び事業税(H27年度～H30年度)は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。事業税は地方法人特別税を含む。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 今後、毎年度、特別償却49,803千円程度の適用を見込む。 ※ 今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。 &lt;適用額見込みの算出方法&gt; H24年度～H30年度の実績値の合計348,623千円の平均値</p>		年度	H27	H28	H29	H30	R1	国	特別償却	0	79,999	185,520	4,360	-	地方	事業税	0	7,081	11,419	387	-	税	法人住民税	0	2,447	5,600	132	-
	年度	H27	H28	H29	H30	R1																								
国	特別償却	0	79,999	185,520	4,360	-																								
地方	事業税	0	7,081	11,419	387	-																								
税	法人住民税	0	2,447	5,600	132	-																								
	③: 減収額	<p>1. 過去の減収額実績 (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>年度</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>18,720</td> <td>43,412</td> <td>1,012</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>7,081</td> <td>11,419</td> <td>387</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>税</td> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>2,447</td> <td>5,600</td> <td>132</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※国税(H27年度～H30年度)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。R1年度は沖縄県による試算。なお、試算において、法人税率はH27は23.9%、H28～H29は23.4%、H30以降は23.2%とした。 ※法人住民税及び事業税(H27年度～H30年度)は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。事業税は地方法人特別税を含む。</p> <p>2. 今後の減収額見込み</p>		年度	H27	H28	H29	H30	R1	国	特別償却	0	18,720	43,412	1,012	-	地方	事業税	0	7,081	11,419	387	-	税	法人住民税	0	2,447	5,600	132	-
	年度	H27	H28	H29	H30	R1																								
国	特別償却	0	18,720	43,412	1,012	-																								
地方	事業税	0	7,081	11,419	387	-																								
税	法人住民税	0	2,447	5,600	132	-																								



	<p>今後、毎年度、特別償却 11,554 千円、事業税 3,486 千円、法人住民税 809 千円程度の減収額を見込む。</p> <p>※ 今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p> <p>&lt;減収額見込みの算出方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別償却は②適用額見込み 49,803 千円に法人税率 23.2%を乗じて算出。</li> <li>・事業税は②特別償却の適用額見込み 49,803 千円に事業税率 7.0%を乗じて算出。</li> <li>・法人住民税は特別償却の減収額見込み 11,554 千円に法人住民税率 7%を乗じて算出。</li> </ul>																								
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>離島における旅館等の施設数、収容人員数は増加している。</p> <p>一方、離島を訪れる観光客も増加し、宿泊施設の需要も増大しており、観光ニーズを取りこぼさず離島振興に繋げていくためにも、政策的に宿泊施設の建設及び改修を後押しすることが必要である。</p> <p>引き続き、制度の周知を図り、旅館業等建物の立地を促進する。</p> <p>2. 所期の目標の実現状況</p> <table border="1" data-bbox="443 646 913 805"> <thead> <tr> <th></th> <th>収容人員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値(平成 26 年度)</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 27 年度)</td> <td>38,713</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 28 年度)</td> <td>40,669</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 29 年度)</td> <td>42,234</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 30 年度)</td> <td>45,930</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：沖縄県企画部「離島関係資料」</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況</p> <p>所期の目標の実現状況を分析すると、収容人員数は 7,742 人(当初値と平成 30 年度実績の差)増加している。今後も収容人員数は増加していく見込みであり、引き続き、収容人員数の目標達成を目指して取り組んでいく。</p> <p>○収容人員数 (人)</p> <table border="1" data-bbox="443 1061 705 1204"> <tbody> <tr> <td>当初値(平成26年度)</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成30年度)</td> <td>45,930</td> </tr> <tr> <td>推計値(令和元年度)</td> <td>47,415</td> </tr> <tr> <td>推計値(令和2年度)</td> <td>48,949</td> </tr> <tr> <td>目標値(令和 3年度)</td> <td>50,531</td> </tr> <tr> <td>目標値と実績値の差</td> <td>4,601</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年度及び令和2年度の収容人員数の算出方法は別紙参照。</p> <p>2. 制度が延長できない場合の影響</p> <p>沖縄県の入域観光客数は平成 24 年度の 592.5 万人から令和元年度の 946.9 万人へと堅調に増加しており、離島においても入域観光客数は平成 24 年度の 260.4 万人から平成 30 年度は 425.4 万人に増加するなど、国内外からの観光客が急増している。</p> <p>政府において平成 29 年度に観光立国推進基本法(平成 18 年法律</p>		収容人員数(人)	当初値(平成 26 年度)	38,188	実績値(平成 27 年度)	38,713	実績値(平成 28 年度)	40,669	実績値(平成 29 年度)	42,234	実績値(平成 30 年度)	45,930	当初値(平成26年度)	38,188	実績値(平成30年度)	45,930	推計値(令和元年度)	47,415	推計値(令和2年度)	48,949	目標値(令和 3年度)	50,531	目標値と実績値の差	4,601
	収容人員数(人)																								
当初値(平成 26 年度)	38,188																								
実績値(平成 27 年度)	38,713																								
実績値(平成 28 年度)	40,669																								
実績値(平成 29 年度)	42,234																								
実績値(平成 30 年度)	45,930																								
当初値(平成26年度)	38,188																								
実績値(平成30年度)	45,930																								
推計値(令和元年度)	47,415																								
推計値(令和2年度)	48,949																								
目標値(令和 3年度)	50,531																								
目標値と実績値の差	4,601																								

	<p>第 117 号)に基づく「観光立国推進基本計画」を閣議決定し、令和2年度までに国内旅行消費額を 21 兆円、訪日外国人旅行者数 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円などの目標達成を掲げているところ、沖縄県が今後も多くの観光客を受け入れていくことは、離島の活性化につながるだけでなく、日本全体の経済振興に資するものである。</p> <p>しかしながら、本制度が延長されない場合、本制度の活用を想定して整備を進めている企業もいる中で、企業の設備投資や、進出候補地を決定する際の重要なインセンティブを失うこととなり、離島地域における受入機能の不足及び観光満足度の低下が懸念され、離島の産業振興に大きな影響があるものと考える。</p> <p>今後も観光ニーズを取りこぼさず離島振興に繋げていくためには、政策的に旅館業等の立地を促進していく必要がある。</p>																																																
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>1. これまでの効果</p> <p>本特例措置制度により離島の旅館等の収容人員数は順調に増加している。宮古島、八重山圏域、久米島における入域観光客数についても増加傾向にあり、本特例措置制度は、離島地域における産業振興に大きく寄与している。</p> <table border="1" data-bbox="1523 630 1971 805"> <caption>観光客数 (単位:万人)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H30</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本島周辺離島</td> <td>22(22)</td> <td>24(24)</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>宮古圏域</td> <td>43(43)</td> <td>114(69)</td> <td>71(26)</td> </tr> <tr> <td>八重山圏域</td> <td>113(95)</td> <td>138(109)</td> <td>25(14)</td> </tr> <tr> <td>久米島</td> <td>9(9)</td> <td>11(11)</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>187(169)</td> <td>287(213)</td> <td>100(44)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄観光推進ロードマップ(令和 2 年 3 月改訂版)」</p> <p>※括弧は海外クルーズ客を除いた人数</p> <p>2. 将来の効果(令和元年度～令和 3 年度)</p> <p>以下のとおり、令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間における税収効果は、約 19 億円となり、本租税特別措置制度による税収減見込み額約 35 百万円(11,554 千円×3 年間)を超過している。</p> <p>○将来の観光収入見込額に基づく税収効果</p> <p>ア. 沖縄の主要離島の観光客数需要見込みは以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1523 1109 1971 1292"> <caption>(単位:万人)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本島周辺離島</td> <td>26(26)</td> <td>28(28)</td> <td>29 (29)</td> </tr> <tr> <td>宮古圏域</td> <td>119(66)</td> <td>132(68)</td> <td>145(70)</td> </tr> <tr> <td>八重山圏域</td> <td>148(112)</td> <td>155(118)</td> <td>155(118)</td> </tr> <tr> <td>久米島</td> <td>11(11)</td> <td>12(12)</td> <td>12(12)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>304(215)</td> <td>327(226)</td> <td>341(229)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄観光推進ロードマップ(令和 2 年 3 月改訂版)」</p> <p>※括弧は海外クルーズ客を除いた人数</p>		H26	H30	差引	本島周辺離島	22(22)	24(24)	2(2)	宮古圏域	43(43)	114(69)	71(26)	八重山圏域	113(95)	138(109)	25(14)	久米島	9(9)	11(11)	2(2)	合計	187(169)	287(213)	100(44)		R1	R2	R3	本島周辺離島	26(26)	28(28)	29 (29)	宮古圏域	119(66)	132(68)	145(70)	八重山圏域	148(112)	155(118)	155(118)	久米島	11(11)	12(12)	12(12)	合計	304(215)	327(226)	341(229)
	H26	H30	差引																																														
本島周辺離島	22(22)	24(24)	2(2)																																														
宮古圏域	43(43)	114(69)	71(26)																																														
八重山圏域	113(95)	138(109)	25(14)																																														
久米島	9(9)	11(11)	2(2)																																														
合計	187(169)	287(213)	100(44)																																														
	R1	R2	R3																																														
本島周辺離島	26(26)	28(28)	29 (29)																																														
宮古圏域	119(66)	132(68)	145(70)																																														
八重山圏域	148(112)	155(118)	155(118)																																														
久米島	11(11)	12(12)	12(12)																																														
合計	304(215)	327(226)	341(229)																																														

		<p>イ. 各主要離島の圏域外客消費単価(平成30年度)は以下のとおり。 (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「平成30年度観光統計実態調査」)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮古圏域:73,139円</li> <li>・八重山圏域:82,113円</li> <li>・久米島:46,665円</li> </ul> <p>上記ア、イより、令和元年度から令和3年度までの観光収入の増収見込額は、約394億3千万円となる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・本島周辺離島: 5万人 × 46,665円 =</td> <td style="text-align: right;">2,333,250千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・宮古圏域: 31万人 × 73,139円 =</td> <td style="text-align: right;">22,673,090千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・八重山圏域: 17万人 × 82,113円 =</td> <td style="text-align: right;">13,959,210千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・久米島: 1万人 × 46,665円 =</td> <td style="text-align: right;">466,650千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合 計</td> <td style="text-align: right;">39,432,200千円</td> </tr> </table> <p>※人数はH30の観光客数とR3の需要見込みの差 ※本島周辺離島は、久米島の消費単価を使用</p> <p>ウ. 観光収入見込額に基づく税収効果は以下のとおり。 (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「平成22年度観光統計実態調査(観光消費による経済波及効果の推計)報告書」) 平成21年度の観光消費額441,789百万円に対する税収効果は21,287百万円であるので、令和元年度から令和3年度までの3年間における税収効果は、約19億円と試算される。</p> <p>(21,287百万円 / 441,789百万円) × 39,432百万円 ≒ 1,900百万円</p> <p>※ 今後の観光収入見込額については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けることが想定されるが、収束後に観光客数が増加に転じた場合を想定したものの。</p>	・本島周辺離島: 5万人 × 46,665円 =	2,333,250千円	・宮古圏域: 31万人 × 73,139円 =	22,673,090千円	・八重山圏域: 17万人 × 82,113円 =	13,959,210千円	・久米島: 1万人 × 46,665円 =	466,650千円	合 計	39,432,200千円
・本島周辺離島: 5万人 × 46,665円 =	2,333,250千円											
・宮古圏域: 31万人 × 73,139円 =	22,673,090千円											
・八重山圏域: 17万人 × 82,113円 =	13,959,210千円											
・久米島: 1万人 × 46,665円 =	466,650千円											
合 計	39,432,200千円											
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>民間事業者が建物等を取得することに対して補助金によるインセンティブを与えることは、個人の資産形成に繋がりが適切でないことから、税制上の措置を講じることが適当である。 また、対象者も沖縄振興特別措置法によって指定された離島において、一定額以上の投資を行った者に限定していることから、必要最小限の措置と考えられる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、官民の役割分担を踏まえ、本制度のほか、ソフト一括交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいるが、これら補助事業では離島の隔絶性、遠隔性等の地理的不利性解消に向け自治体が事業を行っているのに対し、本制度では民間投資の促進による産業活性化を目的としており、役割分担を図っている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて適用期限を延長するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>										

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 内閣04)

沖縄の離島における旅館業用建物等の達成目標の設定根拠(R3年度見込み)

(単位:人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
収容人員数	37,946	37,060	38,188	38,713	40,669	42,234	45,930	47,415	48,949	50,531
うち旅館・ホテル	24,137	23,140	23,596	23,334	24,842	25,699	28,640			
うち簡易宿所	13,809	13,920	14,592	15,379	15,827	16,536	17,290			
対前年伸数		-886	1,128	525	1,956	1,565	3,696	1,485	1,533	1,583
対前年伸率		-2.3	3.0	1.4	5.1	3.8	8.8	3.2	3.2	3.2

※R1・R2・R3=前年×前年までの平均伸率

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣04）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長 (沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特例控除)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の観光地形成促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税				
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第68条の13					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23内閣07、H25内閣23、H28内閣06、H30内閣06			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	2	3,364	-	582
H24	0	-	-	-
H25	0	-	-	-
H26	0	-	-	-
H27	0	-	-	-
H28	0	-	-	-
H29	1	2,218	-	286
H30	2	14,557	-	1,878

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載



## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長
税 目	法人税、法人住民税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに入域観光客数1,200万人）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに観光収入1.1兆円）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>③ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>④ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～④ 内閣府は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）を推進する活動計画である「沖縄21世紀ビジョン実施計画」において設定した目標値の達成に向けて、各種振興施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。</p> <p>なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「沖縄県が企業への聞き取り等により試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正</p>

## 【点検結果】

① 「令和2年度については沖縄県が相談を受けた、本制度の活用が見込まれる企業数から試算。令和3年度については令和2年度の適用見込み及び平成30年度の適用実績から試算」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額について、別紙において、観光地形成促進地域制度（投資税額控除）の活用実績は、施設A2,218千円、施設B2,882千円、施設C11,674千円及び施設D43,533千円と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正 ② 事前評価書（別紙）を修正</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに入域観光客数1,200万人）に対する過去の効果（平成27年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに観光収入1.1兆円）に対する過去の効果（平成27年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する過去の効果（平成27年度）が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する過去の効果（平成27年度）が把握されていない。</p> <p>⑤ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（平成30年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（令和3年度までに入域観光客数1,200万人）に対する過去の直接的な効果について、「本制度を活用した設備投資、当該設備投資に伴う施設への来場者数はともに堅調に推移しており、令和3年度までに1,400,000人に達する見込みであることから、本制度は達成目標の達成に寄与するものである」と説明されているが、過去の効果（入域観光客数平成28年度877万人、29年度958万人、30年度1,000万人及び令和元年度947万人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（令和3年度までに観光収入1.1兆円）に対する過去の直接的な効果について、「本制度を活用した設備投資、当該設備投資に伴う施設への来場者数はともに堅調</p>
---

<p>に推移しており、令和3年度までに1,400,000人に達する見込みであることから、本制度は達成目標の達成に寄与するものである」と説明されているが、過去の効果（観光収入平成28年度6,603億円、29年度6,979億円、30年度7,341億円及び令和元年7,047億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑧ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する過去の直接的な効果について、「本制度を活用した設備投資、当該設備投資に伴う施設への来場者数はともに堅調に推移しており、令和3年度までに1,400,000人に達する見込みであることから、本制度は達成目標の達成に寄与するものである」と説明されているが、過去の効果（観光客一人当たりの平均滞在日数平成28年度3.78日、29年度3.75日、30年度3.73日及び令和元年度3.7日）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する過去の直接的な効果について、「本制度を活用した設備投資、当該設備投資に伴う施設への来場者数はともに堅調に推移しており、令和3年度までに1,400,000人に達する見込みであることから、本制度は達成目標の達成に寄与するものである」と説明されているが、過去の効果（観光客一人当たりの消費額平成28年度75,297円、29年度72,853円、30年度73,374円及び令和元年度74,425円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～④ 事前評価書を修正</p> <p>⑤～⑨ 適用件数は10件未満であるものの、沖縄県に対しては本特例措置の適用を前提とした投資相談が寄せられているほか、過去に実績のあったものについても本特例措置の利用方法等について同県に照会した上で投資が行われているなど、投資へのインセンティブ効果は明らかと考えている。また、沖縄県からは、適用実績のあったもの以外にも相談があったものがあると聞いており、適用に至らなかったのは事業の黒字化ができず法人税が発生しなかったためと考えられる。こうしたことは本特例措置と併用できる不動産取得税（事業の黒字化とは無関係に課税される）の免除措置について、平成27年度に1件、平成28年度に2件、平成29年度に1件、平成30年度に3件、令和元年度に4件の適用実績が把握されていることから推測できる。本特例措置による魅力的な観光関連施設の増加は、沖縄の観光地としての評価を高め、そのことが観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数・県内消費額の増加につながる効果があると考えており、本特例措置は達成目標の実現に向けて効果を発揮してきたと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑤～⑨ 各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～④ 内閣府は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）を推進する活動計画である「沖縄21世紀ビジョン実施計画」において設定した目標値の達成に向けて、各種振興施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。当該目標には、令和3年度における目標値は定められているが、中途年度の目標値が定められていないため、事前評価書においては令和3年度の目標値のみ記載し、中途年度の目標値を記載していないところである。</p> <p>本特例措置の将来に向けた効果については、過去に適用実績があったものと同様に、将来に向けても、沖縄県に対しては複数の事業者から観光関連施設への投資についての相談が寄せられている状況であり、本特例措置の将来に向けた投資へのインセンティブ効果は明らかと考えている。本特例措置による魅力的な観光関連施設の増加は、沖縄の観光地としての評価を高め、そのことが観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数・県内消費額の増加につながるものと考えており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段と考えている。</p> <p>なお、沖縄観光の今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による予見しがたい影響が生じうると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 「本特例措置の将来に向けた効果については、過去に適用実績があったものと同様に、将来に向けても、沖縄県に対しては複数の事業者から観光関連施設への投資についての相談が寄せられている状況であり、本特例措置の将来に向けた投資へのインセンティブ効果は明らかと考えている。本特例措置による魅力的な観光関連施設の増加は、沖縄の観光地としての評価を高め、そのことが観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数・県内消費額の増加につながるものと考えており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段と考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(3)、(6)及び(7)に課題があり、中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに入城観光客数1,200万人）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに観光収入1.1兆円）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
--

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税9) (法人住民税:義)(自動連動)(地方税5)
		② 上記以外の税目	(事業所税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 1. 対象地域:沖縄県全域(県知事が平成24年7月31日に指定) 2. 税制優遇措置 (1) 国税 ○投資税額控除(法人税) ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置:15%、建物及び建物附属設備等:8%)を法人税額から控除。 ・法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設 (2)地方税 ○法人住民税 ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。 ○事業所税 ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。	
		《要望の内容》 適用期限(令和3年3月31日)を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。	
		《関係条項》 沖縄振興特別措置法第8条 租税特別措置法第42条の9、第68条の13 租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43 租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26 地方税法附則 第33条第1項	

5	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成27年度~令和3年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 観光振興地域制度創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加) 平成24年度 観光振興地域制度廃止、観光地形成促進地域制度創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外(野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館) 令和元年度 2年間延長	
		8 適用又は延長期間 1年間(令和3年度)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)は沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することが目的とされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。  ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。  第三章 産業の振興のための特別措置 (観光地形成促進計画の作成等) 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

		<p>一 計画期間</p> <p>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域</p> <p>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。))であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(資金の確保等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1)観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業</p>
--	--	--

		<p>等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】12. 沖縄政策</p> <p>【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○達成目標</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入域観光客数 1,200 万人</li> <li>・観光収入 1.1 兆円</li> <li>・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5 日</li> <li>・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円</li> </ul> <p>○測定指標</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した設備投資(累計) 8件</li> <li>・本制度を活用した観光施設への来場者数(累計) 1,400,000 人</li> </ul> <p>本制度を活用した観光施設への来場者数は、当初の想定よりも増加している状況にあり、当初の 70,000 人に対し、令和元年度の上乗者数(現時点で判明している実績)は 727,379 人となっていることから、指標を 70,000 人から 1,400,000 人へ変更する。(設定根拠については別紙参照)。</p> <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、令和3年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン基本計画)の目標値に基づき設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて新たな観光関連施設投資を促すことで、閑散期における観光客増加や、観光満足度の向上によるリピーターの増加が期待され、宿泊者数・泊数の増大に寄与する。</p> <p>また、魅力ある観光関連施設の増加は、観光客一人当たりの県内消費額増大に寄与し、観光収入の増加、ひいては自立型経済の構築につながるものである。</p> <p>さらに、ホテル等における会議場施設や研修施設の整備が促進されることで、今後沖縄県及び政府が戦略的に取り組むとしている MICE 誘致・開催数が増大し、MICE 施設の利用頻度が増加するとともに、国際コンベンション都市の形成に寄与する。</p>



10	有効性等	① 適用数	<p>1. 過去の適用数実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">年度 項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 税</td> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地 方 税</td> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税 (H27 年度～H30 年度) は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。R1 年度は沖縄県調べ。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>○適用実績が僅少な理由 適用実績が僅少であるのは、事業開始後暫くの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。</p> <p>2. 今後の適用数見込み 今後、毎年度、投資税額控除2件の適用を見込む。 ※令和2年度については沖縄県が相談を受けた、本制度の活用が見込まれる企業数から試算。令和3年度については令和2年度の適用見込み及び平成30年度の適用実績から試算。今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p>	年度 項目		H27	H28	H29	H30	R1	国 税	投資税額控除	0	0	1	2	1	地 方 税	法人住民税	-	-	-	-	-
		年度 項目				H27	H28	H29	H30	R1														
国 税	投資税額控除			0	0	1	2	1																
地 方 税	法人住民税	-	-	-	-	-																		
② 適用額	<p>1. 過去の適用額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">年度 項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 税</td> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>地 方 税</td> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.3</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税 (H27 年度～H30 年度) は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。R1 年度は沖縄県調べ。 ※地方税 (H27 年度～H30 年度) は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」(総務省)、R1 年度は投資税額控除の適用額実績に基づき試算 (投資税額控除額×法人住民税の税率 (県民税4%+市町村民税9.7%=13.7%))。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 今後、毎年度、投資税額控除30百万円の適用を見込む(算出方法は別紙参照)。 ※ 今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p>	年度 項目		H27	H28	H29	H30	R1	国 税	投資税額控除	0	0	2	15	44	地 方 税	法人住民税	0	0	0.3	2	6		
年度 項目				H27	H28	H29	H30	R1																
		国 税	投資税額控除	0	0	2	15	44																
地 方 税	法人住民税	0	0	0.3	2	6																		

		③ 減収額	<p>1. 過去の減収額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">年度 項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 税</td> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>地 方 税</td> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.3</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税 (H27 年度～H30 年度) は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。R1 年度は沖縄県調べ。 ※地方税 (H27 年度～H30 年度) は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」(総務省)、R1 年度は投資税額控除の適用額実績に基づき試算 (投資税額控除額×法人住民税の税率 (県民税4%+市町村民税9.7%=13.7%))。</p> <p>2. 今後の減収額見込み 今後、毎年度、投資税額控除30百万円、法人住民税2百万円の適用を見込む(投資税額控除の算出方法は③適用額の今後の見込みと同様。法人住民税は投資税額控除の減収額見込み30百万円に法人住民税率7%を乗じて算出。)</p>	年度 項目		H27	H28	H29	H30	R1	国 税	投資税額控除	0	0	2	15	44	地 方 税	法人住民税	0	0	0.3	2	6
		年度 項目				H27	H28	H29	H30	R1														
国 税	投資税額控除			0	0	2	15	44																
地 方 税	法人住民税	0	0	0.3	2	6																		
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>入域観光客数、観光収入については、各年度順調に伸びており、特に入域観光客数は、世界有数のリゾート地であるハワイと肩を並べる水準まで増加している(令和元年実績(暦年)でハワイの1,039万人に対し、沖縄県1,016万人)。</p> <p>一方で、観光客一人当たりの消費額及び平均滞在日数は伸び悩んでおり、それぞれ令和元年実績(暦年)でハワイが21.5万円、8.7日であるのに対し、沖縄は7.4万円、3.6日であり、一人あたりの消費額の増加及び滞在日数の延伸が課題となっている。</p> <p>このため、本制度が対象としている販売施設やスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設等の新たな観光施設への投資を促すことで、観光産業の高付加価値化を進め、上記課題等に対応していく必要がある。</p>																							

2. 所期の目標の実現状況							
項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	
入域観光客数(万人)		794	877	958	1,000	947	
観光収入(億円)		6,022	6,603	6,979	7,341	7,047	
観光客一人当たりの平均滞在日数(日)		3.89	3.78	3.75	3.73	3.7	
観光客一人当たりの県内消費額(円)		75,881	75,297	72,853	73,374	74,425	
出典：平成30年版観光要覧、平成30年度観光統計実態調査、沖縄県資料							
《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》							
1. 測定指標の実現状況							
本制度を活用した設備投資、当該設備投資に伴う施設への来場者数はともに堅調に推移しており、令和3年度までに1,400,000人に達する見込みであることから、本制度は達成目標の達成に寄与するものである。							
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
本制度を活用した設備投資	0	0	1	2	1	2	2
上記の設備投資に伴う施設への来場者数	0	0	1,212	159,587	727,379	258,220	258,220
※令和元年度の件数は沖縄県調べ。令和2年度及び3年度の件数については沖縄県が企業への聞き取り等により試算。							
※令和2年度及び3年度の本場者数は沖縄県の試算（別紙参照）。							
2. 制度が延長できない場合の影響							
沖縄県の入域観光客数は平成24年度の592.5万人から令和元年度の946.2万人へと堅調に増加しており、令和元年実績（暦年）ではハワイの入域観光客数と肩を並べるまでになった。							
政府においても、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）に基づく「観光立国推進基本計画」において、令和2年度までに国内旅行消費額を21兆円、訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額を8兆円にするなどの目標を掲げている中、沖縄県が観光リゾート地としての国際競争力を更に高め、今後も多くの外国人観光客を受け入れていくことは、沖縄県の自立型経済の構築とともに日本全体の経済振興に資するものである。							

		しかしながら、本制度が延長できない場合、本制度の活用を想定して整備を進めている企業もいる中で、民間投資を呼び込む誘因が減少するほか、魅力ある観光施設の整備の遅れによる観光収入の伸びの鈍化に加え、特定の観光地の混雑化や観光客の満足度低下等により、国際競争力のある観光地形成や観光産業の持続的発展にも大きな影響をもたらすことが懸念される。 今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。
⑤	租税減を是認する理由等	国内外の観光客が来訪する新たな観光関連施設や集会施設等の併設による多様なニーズに対応した質の高い宿泊施設が整備され、地域の特色を生かした観光地形成が図られる。これにより、沖縄旅行の満足度が向上し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加に寄与することとなる。 加えて、観光関連施設におけるインバウンド投資等が促進され、レクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出といった経済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。 また、県外客消費額を、測定指標の観光関連施設への来場者数をもとに算出すると、約3.4億円の県外客消費額を押し上げる効果があると試算され、本制度による約1.2億円（平成29年度～令和3年度の減収額（投資税額控除））の租税減を是認する効果があるものと考えられる。 ・本制度を活用した施設への来場者数 1,400,000人 ・県外客消費単価（娯楽・入場費 7,178円） ・平均滞在日数 3.7日（令和元年度） 一県外客消費額の押し上げ効果 3億3,950千円  <算出方法> 租税措置の対象となった施設の来場者が、各施設に合計1時間滞在するものと仮定して、1時間当たりの消費額を元に推計。 7,178円 ÷ 3.7日 ÷ 8時間（一日当たりの観光時間を8時間と想定） × 1,400,000人 = 339,500,000円 ※県外客消費単価は「平成30年度観光統計実態調査」による。今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本制度は、観光地形成促進地域において高い国際競争力を有する魅力ある観光関連施設の時宜を得た整備を促進するため、企業に対して効果的にインセンティブを与え、民間の創意を生かした新たな設備投資を促進することを目的としており、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる租税措置が適当な手段である。 また、対象施設について不断の見直しを行っており、政策目的に対応した真に必要な施設に限定している。
	② 他の支援措置や義務付けなどの役割分担 沖縄県では、官民の役割分担を踏まえ、本制度のほか、ソフト一括交付金等を活用して国内外観光客やクルーズ船の誘致事業や外国人向けの多言語案内サインの整備等、国際的な観光地形成に向けて多角的に取り組んでいるところである。 本制度は民間の創意を生かした設備投資を促進するものであり、投資回収の面から民間による整備が見込めず、市町村がソフト一括交付	

		金で整備している体育館、野球場、陸上競技場等8施設については、平成29年度税制改正において対象から除外することで一層の役割分担を図った。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて適用期限を延長するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 内閣06)

沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長に関する測定指標・適用見込額の設定根拠

1 観光地形成促進地域制度（投資税額控除）を活用した施設における年間来場者数 ※R1年度は現時点で判明しているもののみ。

年度	H29	H30	R1
施設A	1212人	977人	1,129人
施設B	—	151,250人	140,250人
施設C	—	7,360人	10,000人
施設D	—	—	576,000人

2 測定指標の設定

令和3年度までに

・本制度を活用した施設の来場者数 1,400,000人 (1,404,618人≒1,400,000人)

各年度ごとの来場者数 (R1以降は見込み)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
来場者数(人)	1,212	159,587	727,379	258,220	258,220	1,404,618

※R2、R3の来場者数の見込みについては、沖縄観光コンベンションビューローが18月26日に発表した2020年の入域観光客数の推計数値(対前年35.5%)に基づき、R1の数値の35.5%とした。

3 観光地形成促進地域制度（投資税額控除）の活用実績 ※R1年度は現時点で判明しているもののみ。

・施設A 2,218千円 (H29)

・施設B 2,882千円 (H30)

・施設C 11,674千円 (H30)

・施設D 43,533千円 (R1)

※H29～H30は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R1は沖縄県調べ

4 今後の適用見込額

・今後の適用見込額 30,154千円 60,307(3の4施設の適用額の合計)÷4施設×2件(1年間の適用見込み件数)

※減収見込額も同様

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣05-1）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 (沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の情報通信産業振興地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税				
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第68条の13					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23内閣09、H25内閣20、H28内閣09、H30内閣07-1			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	8	591,952	-	102,208
H24	11	852,633	99.9%	147,505
H25	11	680,149	99.9%	117,665
H26	13	693,254	99.6%	119,932
H27	15	859,714	99.2%	117,781
H28	21	709,077	97.9%	91,470
H29	17	537,593	99.0%	69,350
H30	16	543,612	99.3%	70,126

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載



点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長（法人税額の特別控除）		
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～③ 本特区・地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。</p> <p>なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
--------------------------

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から30年度までの法人税）について、「平成27年度から平成30年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和元年度の法人税）について、「令和元年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、投資税額控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p>																				
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 過去の減収額について、当該報告書記載の適用額に対し平成27年度は法人税率23.9%、平成28、29年度は法人税率23.4%、平成30年度は法人税率23.2%を乗じた額が減収額となる。</p> <p>② 所得控除については、適用額20,380千円に対し減収額は法人税率23.2%を乗じた4,728千円、投資税額控除については、適用額531,901千円、減収額531,901千円で、合計536,629千円（537百万円）が減収額となる。</p> <p>③ 評価書を修正。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">法人住民税</td> <td style="text-align: center;">所得控除</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">投資税額控除</td> <td style="text-align: center;">118</td> <td style="text-align: center;">91</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">37</td> </tr> </tbody> </table>			H27	H28	H29	H30	R1	法人住民税	所得控除	0	0	0	0	1	投資税額控除	118	91	69	70	37
		H27	H28	H29	H30	R1														
法人住民税	所得控除	0	0	0	0	1														
	投資税額控除	118	91	69	70	37														
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																				

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、投資税額控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除0百万円、投資税額控除720百万円を見込む。法人住民税率を現行の7%と仮定し、法人住民税は、投資税額控除の制度のみの法人住民税減収額50百万円となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する過去</p>
--

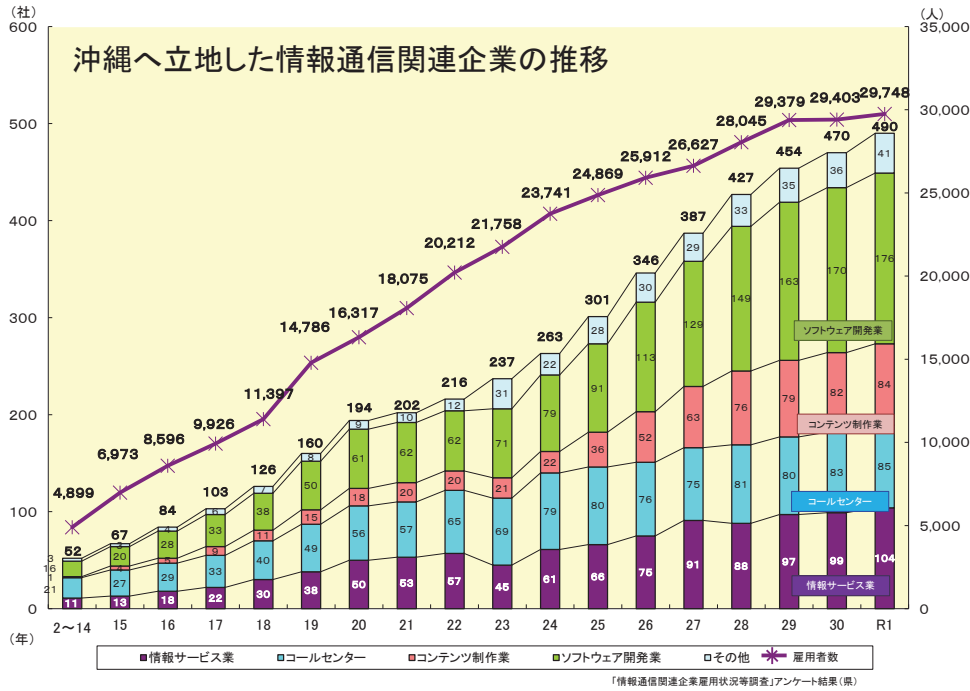
<p>の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する過去の直接的な効果について、「測定指標のうち活用企業数については、令和元年度の指標27社に対し、見込みが19社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している」と説明されているが、過去の効果（立地企業数平成27年度387社、28年度427社、29年度454社及び30年度470社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する過去の直接的な効果について、「雇用者数については、令和元年度の指標11,435人に対し、見込みが6,669人と58%の実績に止まっているものの、直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している」と説明されているが、過去の効果（雇用者数平成27年度26,627人、28年度28,045人、29年度29,379人及び30年度29,403人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果について、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高平成27年度1,213万円、28年度1,379万円、29年度1,319万円及び30年度1,124万円と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 令和元年度の効果については、別添（【200811】令和2年1月1日現在 企業数・雇用者数）のとおり。</p> <p>③ R2.10.7時点において、特定サービス産業実態調査（経済産業省）は平成30年までしか公表されていないため、令和元年度分は把握できていない。</p> <p>④～⑥ 生産性や県民所得など、沖縄振興を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難だと考えている。</p> <p>参考データとしては、県内情報通信関連企業を対象とした調査（R2.8月沖縄県実施）において、税額控除を活用した電気通信業から「基幹インフラである5Gの通信設備等、先進的技術の投資に対する前倒しにより、沖縄県の通信環境の整備に役立っている」、放送業から「県内各地に新しい技術に応じた設備投資を継続的に行わなければならないが、優遇税制の活用により積極的な設備投資や新規雇用の追い風となっている」との回答を得ており、定性的ではあるが、本特例措置の効果を確認している。</p> <p>また、これら電気通信業及び放送業の設備投資促進や規模拡大により、ソフトウェア業などの情報通信関連企業の集積が図られるのと考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450</p>
---

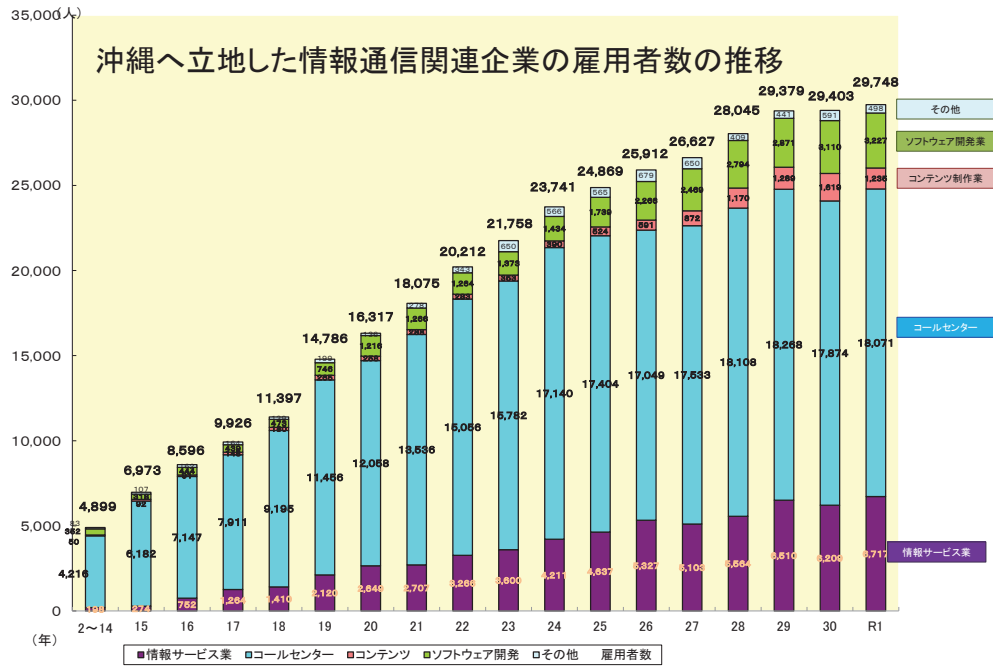
<p>万円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～③ 達成目標は、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した値である。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（H29.12月沖縄県実施）によると、「優遇税制が、沖縄への移転・進出の意思決定に影響した」と回答した企業が56%、「今後4年間（H30～R3年度）で新たな設備投資等を予定している」と回答した企業が36%となっている。また、県内情報通信関連企業を対象とした調査（R2.8月沖縄県実施）において、所得控除を活用した情報通信機器相互接続検証事業者から、「所得控除の適用を受けた費用は社内教育及び採用活動へ投資を行った。県の認定を受けたことで会社の信用力が高まり、商談や採用活動が行いやすくなった」との回答を得ており、本特例措置が情報通信関連企業の集積、雇用促進及び設備投資による事業拡大や生産性向上が図れ、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加に寄与するものと考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 「本特例措置が情報通信関連企業の集積、雇用促進及び設備投資による事業拡大や生産性向上が図れ、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加に寄与するものと考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。



### 情報通信関連企業立地状況

業種	項目	平成2年~令和元年																			令和2年1月1日	
		2~14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1			
サービス業	立地企業増減数	11	2	5	4	8	8	12	3	4	-12	16	5	9	16	-3	9	2	5			
	累計企業数	11	13	18	22	30	38	50	53	57	45	61	66	75	91	88	97	99	104			
	雇用者増減数	198	76	478	512	146	710	529	58	559	334	611	426	690	-224	461	946	-301	508			
	累計雇用者数	198	274	752	1,264	1,410	2,120	2,649	2,707	3,266	3,600	4,211	4,637	5,327	5,103	5,564	6,510	6,209	6,717			
サービス業	立地企業増減数	21	6	2	4	7	9	7	1	8	4	10	1	-4	-1	6	-1	3	2			
	累計企業数	21	27	29	33	40	49	56	57	65	69	79	80	76	75	81	80	83	85			
	雇用者増減数	4,216	1,966	965	764	1,284	2,261	602	1,478	1,520	726	1,358	264	-355	484	575	160	-394	197			
	累計雇用者数	4,216	6,182	7,147	7,911	9,195	11,456	12,058	13,536	15,056	15,782	17,140	17,404	17,049	17,533	18,108	18,268	17,874	18,071			
サービス業	立地企業増減数	1	3	1	4	2	4	3	2	0	1	1	14	16	11	13	3	3	2			
	累計企業数	1	4	5	9	11	15	18	20	20	21	22	36	52	63	76	79	82	84			
	雇用者増減数	50	42	-1	57	32	85	-7	30	-5	70	37	134	67	281	298	119	330	-384			
	累計雇用者数	50	92	91	148	180	265	258	288	283	353	390	524	591	872	1,170	1,299	1,619	1,235			
サービス業	立地企業増減数	16	4	8	5	5	12	11	1	0	9	8	12	22	16	20	14	7	6			
	累計企業数	16	20	28	33	38	50	61	62	62	71	79	91	113	129	149	163	170	176			
	雇用者増減数	352	-34	126	-5	34	273	470	50	-2	109	61	305	527	203	325	77	239	117			
	累計雇用者数	352	318	444	439	473	746	1,216	1,266	1,264	1,373	1,434	1,739	2,266	2,469	2,794	2,871	3,110	3,227			
その他	立地企業増減数	3	0	1	2	1	1	1	1	2	19	-9	6	2	-1	4	2	1	5			
	累計企業数	3	3	4	6	7	8	9	10	12	31	22	28	30	29	33	35	36	41			
	雇用者増減数	83	24	55	2	-25	60	-63	142	65	307	-84	-1	114	-29	-241	32	150	-93			
	累計雇用者数	83	107	162	164	139	199	136	278	343	650	566	565	679	650	409	441	591	498			
計	立地企業増減数	52	15	17	19	23	34	34	8	14	21	26	38	45	41	40	27	16	20			
	累計企業数	52	67	84	103	126	160	194	202	216	237	263	301	346	387	427	454	470	490			
	雇用者増減数	4,899	2,074	1,623	1,330	1,471	3,389	1,531	1,758	2,137	1,546	1,983	1,128	1,043	715	1,418	1,334	24	345			
	累計雇用者数	4,899	6,973	8,596	9,926	11,397	14,786	16,317	18,075	20,212	21,758	23,741	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403	29,748			



出所:「情報通信関連企業雇用状況等調査」アンケート結果(県独自)



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣05-2）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 (沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定情報通信事業に係る所得金額の40%の特別控除ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第60条、第68条の63					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23内閣09、H25内閣20、H28内閣09、H30内閣07-2			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	1	2,303	-	321
H24	1	672	-	90
H25	0	-	-	-
H26	0	-	-	-
H27	0	-	-	-
H28	0	-	-	-
H29	1	918	-	110
H30	1	9,271	-	1,101

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長（認定法人の課税の特例）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～③ 本特区・地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。</p> <p>なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
--------------------------

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から30年度までの法人税）について、「平成27年度から平成30年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和元年度の法人税）について、「令和元年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p>																				
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 過去の減収額について、当該報告書記載の適用額に対し平成27年度は法人税率23.9%、平成28、29年度は法人税率23.4%、平成30年度は法人税率23.2%を乗じた額が減収額となる。</p> <p>② 所得控除については、適用額20,380千円に対し減収額は法人税率23.2%を乗じた4,728千円、投資税額控除については、適用額531,901千円、減収額531,901千円で、合計536,629千円（537百万円）が減収額となる。</p> <p>③ 評価書を修正。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法人住民税</td> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>118</td> <td>91</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>			H27	H28	H29	H30	R1	法人住民税	所得控除	0	0	0	0	1	投資税額控除	118	91	69	70	37
		H27	H28	H29	H30	R1														
法人住民税	所得控除	0	0	0	0	1														
	投資税額控除	118	91	69	70	37														
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																				

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除0百万円、投資税額控除720百万円を見込む。法人住民税率を現行の7%と仮定し、法人住民税は、投資税額控除の制度のみの法人住民税減収額は50百万円となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する過去</p>
--



<p>の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>④ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数1件（平成30年度の所得控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する過去の直接的な効果について、「測定指標のうち活用企業数については、令和元年度の指標27社に対し、見込みが19社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している」と説明されているが、過去の効果（立地企業数平成27年度387社、28年度427社、29年度454社及び30年度470社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する過去の直接的な効果について、「雇用者数については、令和元年度の指標11,435人に対し、見込みが6,669人と58%の実績に止まっているものの、直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している」と説明されているが、過去の効果（雇用者数平成27年度26,627人、28年度28,045人、29年度29,379人及び30年度29,403人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果について、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高平成27年度1,213万円、28年度1,379万円、29年度1,319万円及び30年度1,124万円と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 令和元年度の効果については、別添（【200811】令和2年1月1日現在 企業数・雇用者数）のとおり。</p> <p>③ R2.10.7時点において、特定サービス産業実態調査（経済産業省）は平成30年までしか公表されていないため、令和元年度分は把握できていない。</p> <p>④～⑦ 生産性や県民所得など、沖縄振興を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難だと考えている。</p> <p>参考データとしては、県内情報通信関連企業を対象とした調査（R2.8月沖縄県実施）において、税額控除を活用した電気通信業から「基幹インフラである5Gの通信設備等、先進的技術の投資に対する前倒しにより、沖縄県の通信環境の整備に役立つ」、放送業から「県内各地に新しい技術に応じた設備投資を継続的に行わなければならないが、優遇税制の活用により積極的な設備投資や新規雇用の追い風となっている」との回答を得ており、定性的ではあるが、本特例措置の効果を確認している。</p> <p>また、これら電気通信業及び放送業の設備投資促進や規模拡大により、ソフトウェア業などの情報通信関連企業の集積が図られるのと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③～⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

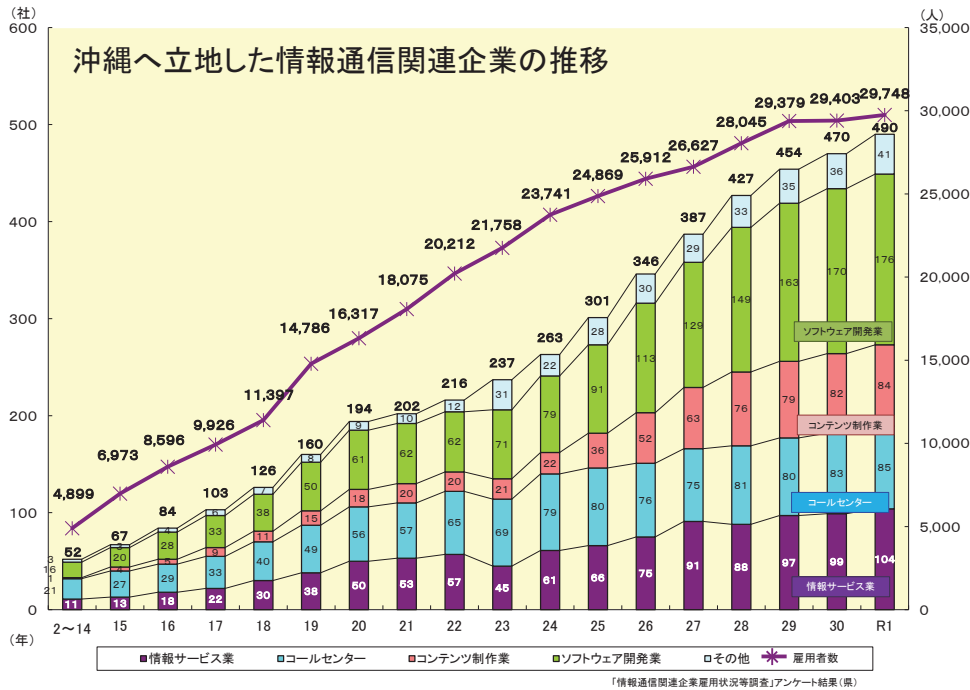
(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかわりにされていない。</p>
---

<p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかわりにされていない。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかわりにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～③ 達成目標は、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した値である。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（H29.12月沖縄県実施）によると、「優遇税制が、沖縄への移転・進出の意思決定に影響した」と回答した企業が56%、「今後4年間（H30～R3年度）で新たな設備投資等を予定している」と回答した企業が36%となっている。また、県内情報通信関連企業を対象とした調査（R2.8月沖縄県実施）において、所得控除を活用した情報通信機器相互接続検証事業者から、「所得控除の適用を受けた費用は社内教育及び採用活動へ投資を行った。県の認定を受けたことで会社の信用力が上がり、商談や採用活動が行いやすくなった」との回答を得ており、本特例措置が情報通信関連企業の集積、雇用促進及び設備投資による事業拡大や生産性向上が図れ、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加に寄与するものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 「本特例措置が情報通信関連企業の集積、雇用促進及び設備投資による事業拡大や生産性向上が図れ、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加に寄与するものと考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

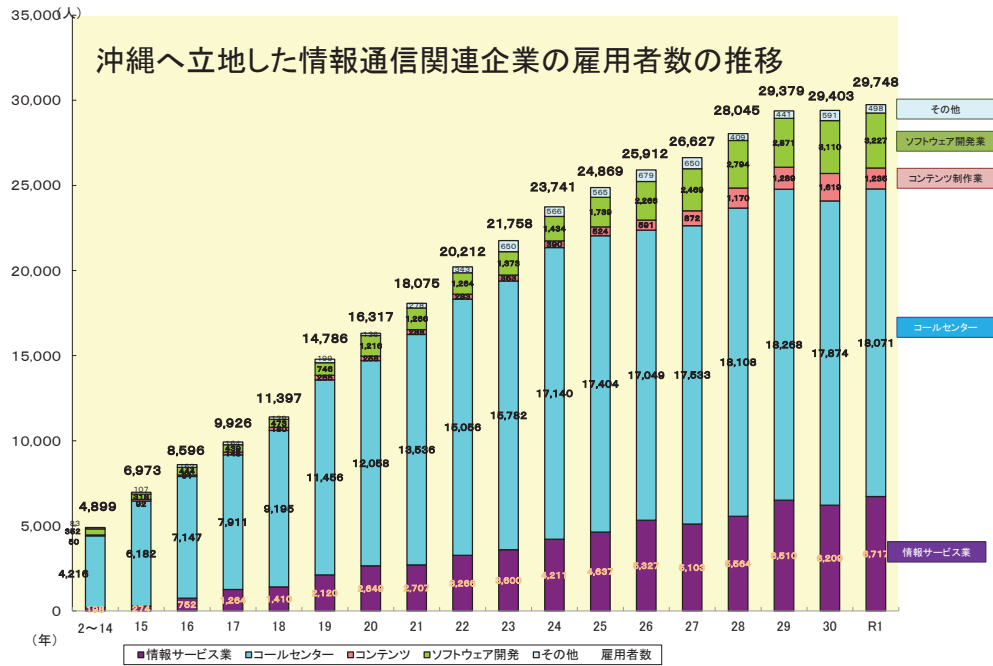
点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。





### 情報通信関連企業立地状況

業種	項目	平成2年~令和元年																			令和2年1月1日	
		2~14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1			
サービス業	立地企業増減数	11	2	5	4	8	8	12	3	4	-12	16	5	9	16	-3	9	2	5			
	累計企業数	11	13	18	22	30	38	50	53	57	45	61	66	75	91	88	97	99	104			
	雇用者増減数	198	76	478	512	146	710	529	58	559	334	611	426	690	-224	461	946	-301	508			
	累計雇用者数	198	274	752	1,264	1,410	2,120	2,649	2,707	3,266	3,600	4,211	4,637	5,327	5,103	5,564	6,510	6,209	6,717			
サービス業	立地企業増減数	21	6	2	4	7	9	7	1	8	4	10	1	-4	-1	6	-1	3	2			
	累計企業数	21	27	29	33	40	49	56	57	65	69	79	80	76	75	81	80	83	85			
	雇用者増減数	4,216	1,966	965	764	1,284	2,261	602	1,478	1,520	726	1,358	264	-355	484	575	160	-394	197			
	累計雇用者数	4,216	6,182	7,147	7,911	9,195	11,456	12,058	13,536	15,056	15,782	17,140	17,404	17,049	17,533	18,108	18,268	17,874	18,071			
サービス業	立地企業増減数	1	3	1	4	2	4	3	2	0	1	1	14	16	11	13	3	3	2			
	累計企業数	1	4	5	9	11	15	18	20	20	21	22	36	52	63	76	79	82	84			
	雇用者増減数	50	42	-1	57	32	85	-7	30	-5	70	37	134	67	281	298	119	330	-384			
	累計雇用者数	50	92	91	148	180	265	258	288	283	353	390	524	591	872	1,170	1,299	1,619	1,235			
サービス業	立地企業増減数	16	4	8	5	5	12	11	1	0	9	8	12	22	16	20	14	7	6			
	累計企業数	16	20	28	33	38	50	61	62	62	71	79	91	113	129	149	163	170	176			
	雇用者増減数	352	-34	126	-5	34	273	470	50	-2	109	61	305	527	203	325	77	239	117			
	累計雇用者数	352	318	444	439	473	746	1,216	1,266	1,264	1,373	1,434	1,739	2,266	2,469	2,794	2,871	3,110	3,227			
その他	立地企業増減数	3	0	1	2	1	1	1	1	2	19	-9	6	2	-1	4	2	1	5			
	累計企業数	3	3	4	6	7	8	9	10	12	31	22	28	30	29	33	35	36	41			
	雇用者増減数	83	24	55	2	-25	60	-63	142	65	307	-84	-1	114	-29	-241	32	150	-93			
	累計雇用者数	83	107	162	164	139	199	136	278	343	650	566	565	679	650	409	441	591	498			
計	立地企業増減数	52	15	17	19	23	34	34	8	14	21	26	38	45	41	40	27	16	20			
	累計企業数	52	67	84	103	126	160	194	202	216	237	263	301	346	387	427	454	470	490			
	雇用者増減数	4,899	2,074	1,623	1,330	1,471	3,389	1,531	1,758	2,137	1,546	1,983	1,128	1,043	715	1,418	1,334	24	345			
	累計雇用者数	4,899	6,973	8,596	9,926	11,397	14,786	16,317	18,075	20,212	21,758	23,741	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403	29,748			



出所:「情報通信関連企業雇用状況等調査」アンケート結果(黒独自)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税10) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税6)
		② 上記以外の対象税目 (事業所税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税 (情報通信産業振興地域)</p> <p>(1) 投資税額控除 (法人税)</p> <p>ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの: 8%</li> <li>・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの: 15%</li> </ul> <p>イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円</p> <p>ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>(2) 所得控除 (法人税)</p> <p>ア 情報通信産業特別地区区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間)</p> <p>※(1)との選択制。</p> <p>2. 地方税 (情報通信産業振興地域・特区)</p> <p>(1) 法人住民税及び事業税</p> <p>ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除</p> <p>《要望の内容》 延長要望 適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p>

		《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第31条、第32条 租税特別措置法 第42条の9、第60条、第68条の13、第68条の63 租税特別措置法施行令 第27条の9、第36条、第39条の43、第39条の90 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、第22条の26、第22条の60の2 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8
5	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年8月 分析対象期間:平成27年度~令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長・拡充(常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和) 平成24年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成26年度 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10人→5人) ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超) 平成29年度 ・2年間延長 令和元年度 ・2年間延長
8	適用又は延長期間	1年間(令和3年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光・リゾート産業に並びリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 そのような中、AIやIoTなどの技術革新によるデータ流通量の増大やサイバーセキュリティの重要性の高まりにより、データを活用してイノベーションを創出する事業やサイバーセキュリティ関連の

		<p>事業は、今後も成長が見込まれるところである。</p> <p>このため、沖縄においても、これらの成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。）をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>（情報通信産業振興計画の作成等）</p> <p>第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域</p> <p>三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあつては、その区域</p> <p>3～8項（略）</p>
--	--	---

		<p>（情報通信産業特別地区における事業の認定）</p> <p>第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2～4項（略）</p> <p>（課税の特例）</p> <p>第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○ 沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】12. 沖縄政策</p> <p>【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
--	--	---

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする。(平成31年1月現在の実績：470社)</li> <li>立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする。(平成31年1月現在の実績：29,403人)</li> <li>ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする。(平成30年度の実績：1,124万円)</li> </ul> <p>※「情報通信関連企業立地数」は、平成2年以降に沖縄県に立地した以下①、②の合計。</p> <p>①本社所在地が県外にある支社・支店・営業所・事業拠点の数</p> <p>②県外企業の子会社・関連企業の数</p> <p>2. 測定指標</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度を活用した企業数 37社</li> <li>本制度を活用した企業による雇用者数 15,670人</li> </ul> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)の目標値に基づき設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																														
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>1. 過去5年間の適用件数</p> <p style="text-align: center;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="454 922 952 1053"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については、平成27年度から平成30年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み</p> <p>令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除1件、投資税額控除18件の適用を見込む。</p> <p>(算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)</p>		H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	0	0	1	1	2	投資税額控除	15	21	17	16	13	法人住民税	—	—	—	—	—	事業税	—	—	—	—	—
	H27	H28	H29	H30	R1																											
所得控除	0	0	1	1	2																											
投資税額控除	15	21	17	16	13																											
法人住民税	—	—	—	—	—																											
事業税	—	—	—	—	—																											

		<p>3. 所得控除の適用実績が僅少な理由</p> <p>対象業種の立地企業は順調に増加しているが、立地企業が所得控除を適用するための事業認定の要件(専ら対象事業を営むこと等の要件)を満たすことができない等の理由により、立地企業に比し、認定法人数が少ない状況である。</p> <p>今後も引き続き本制度を企業誘致のインセンティブとして、情報通信関連産業の集積と高度化を図り、自立型経済の構築を着実に推進していきたい。</p> <p>&lt;参考：認定企業数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1541 422 1982 526"> <thead> <tr> <th rowspan="2">認定法人数</th> <th colspan="2">H26年度</th> <th colspan="2">H27年度</th> <th colspan="2">H28年度</th> <th colspan="2">H29年度</th> <th colspan="2">H30年度</th> </tr> <tr> <th>新</th> <th>累</th> <th>新</th> <th>累</th> <th>新</th> <th>累</th> <th>新</th> <th>累</th> <th>新</th> <th>累</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規</td> <td>計</td> <td>計</td> <td>規</td> <td>計</td> <td>規</td> <td>計</td> <td>規</td> <td>計</td> <td>規</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 制度の周知活動実績(令和元年度)</p> <p>本制度の利活用促進を図るため、県内企業、県内経済団体、銀行、税理士、商工会・商工会議所等の企業支援機関や行政機関を対象とした「沖縄振興税制活用セミナー」を2回開催した(R1.10月)。</p> <p>また、企業誘致の取組として、国内では東京及び大阪版での企業誘致セミナーの開催に加え、クラウドコンピューティングEXPOに出展した。</p> <p>国外では、InnoVEX2019(台湾)に県内企業とともにブース出展するなど、効果的なプロモーションを展開した。</p> <p>このほか、「投資環境視察ツアー」や企業戸別訪問などにより本制度の周知を図った。</p> <p>さらに沖縄県産業振興公社においても、公社全体の事業説明会や経済団体が主催する各種説明会において本制度の周知を図るとともに、商工会・商工会議所、金融機関等を訪問し、事業説明とリーフレットを配布した。</p> <p>相談件数においては、情報特区・振興地域制度に関する問合せを26件、制度全般に関する問合せを153件受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいる。</p> <p>&lt;参考①：令和元年度県外企業向けセミナーの実績&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1541 1077 1854 1181"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業誘致セミナー</td> <td>333人</td> </tr> <tr> <td>投資環境視察ツアー</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興税制セミナー</td> <td>128人</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;参考②：「ワンストップ相談窓口」における相談件数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1541 1236 1971 1364"> <thead> <tr> <th>相談内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制度全般に関すること</td> <td>153件</td> </tr> <tr> <td>情報特区・振興地域制度</td> <td>26件</td> </tr> <tr> <td>その他(他制度に関することを含む)</td> <td>308件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>487件</td> </tr> </tbody> </table>	認定法人数	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		新	累	新	累	新	累	新	累	新	累	規	計	計	規	計	規	計	規	計	規	計	1	1	1	2	0	2	1	3	1	4			参加人数	企業誘致セミナー	333人	投資環境視察ツアー	14人	沖縄振興税制セミナー	128人	相談内容	件数	制度全般に関すること	153件	情報特区・振興地域制度	26件	その他(他制度に関することを含む)	308件	合計	487件
認定法人数	H26年度			H27年度		H28年度		H29年度		H30年度																																																					
	新	累	新	累	新	累	新	累	新	累																																																					
規	計	計	規	計	規	計	規	計	規	計																																																					
1	1	1	2	0	2	1	3	1	4																																																						
	参加人数																																																														
企業誘致セミナー	333人																																																														
投資環境視察ツアー	14人																																																														
沖縄振興税制セミナー	128人																																																														
相談内容	件数																																																														
制度全般に関すること	153件																																																														
情報特区・振興地域制度	26件																																																														
その他(他制度に関することを含む)	308件																																																														
合計	487件																																																														

		<p>&lt;参考③：個別企業訪問実績&gt; 令和元年度：64社</p>																																				
②	適用額	<p>1. 過去5年間の適用額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>860</td> <td>709</td> <td>538</td> <td>544</td> <td>532</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>118</td> <td>91</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。                  ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。                  ※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。                  ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。                  ※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除1百万円、投資税額控除720百万円の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)</p>		H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	0	0	1	9	20	投資税額控除	860	709	538	544	532	法人住民税	118	91	69	70	—	事業税	0	0	0	0	—						
	H27	H28	H29	H30	R1																																	
所得控除	0	0	1	9	20																																	
投資税額控除	860	709	538	544	532																																	
法人住民税	118	91	69	70	—																																	
事業税	0	0	0	0	—																																	
③	減収額	<p>1. 過去5年間の減収額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>860</td> <td>709</td> <td>538</td> <td>544</td> <td>532</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>978</td> <td>800</td> <td>607</td> <td>616</td> <td>575</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年度から平成30年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて試算。令和元年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査により把握した適用額20百万円に基づいて試算。                  ※法人住民税について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。                  ※令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。                  ※令和元年度の事業税は、所得控除の適用額に税率6.47%を乗じて算定。                  ※平成30年度及び令和元年度の所得控除に係る減収額はそれぞれの年度の所得控除の適用額に法人税率23.2%を乗じて算定。</p>		H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	0	0	0	2	5	投資税額控除	860	709	538	544	532	法人住民税	0	0	0	0	1	事業税	0	0	0	0	0	合計	978	800	607	616	575
	H27	H28	H29	H30	R1																																	
所得控除	0	0	0	2	5																																	
投資税額控除	860	709	538	544	532																																	
法人住民税	0	0	0	0	1																																	
事業税	0	0	0	0	0																																	
合計	978	800	607	616	575																																	

		<p>2. 今後の減収見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除0百万円、投資税額控除720百万円、法人住民税50百万円(所得控除分0百万円、投資税額控除分50百万円)、事業税0百万円の減収を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率7%を乗じた額。) (事業税は、所得控除の平年度の適用額に税率6.47%を乗じた額。)</p>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況 本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成20年1月時点の194社、16,317人から、平成31年1月時点で470社、29,403人となっており、制度の拡充等の変遷とともに着実に増加している。これに伴い、沖縄県の情報通信業の生産額も平成23年度以降順調に増加しているところ(参考①)。 また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、平成25年度の844万円から平成30年度の1,124万円となっており、徐々にではあるが増加している。 これらのことから、本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出や情報通信関連産業の高度化による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる。しかしながら、前述のソフトウェア業における従業者数一人当たりの年間売上高については増加しているものの、全国と比較すると平均値を下回っていることから、生産性の向上が課題となっている(参考②)。 一方、ソフトウェア業やコンテンツ制作業の立地数はコールセンターや情報サービス業などと比べ順調に増加すると共に雇用者数も伸びていることから、沖縄県の情報通信産業の構造に少しずつ変化が見られ始めている(参考③)。このため本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、今後の動向を注視しつつ、情報通信関連産業の更なる高度化を促進していくためには、業務効率化や付加価値を高めるための新たな投資を促進するとともに、先端的なIT(情報技術)の活用によるイノベーションを創出する企業の集積により、生産性を向上させていくことが必要である。</p> <p>&lt;企業アンケート&gt; 税制に関する企業アンケート(H29.12時点)において、「優遇税制が、沖縄への移転・進出の意思決定に影響した」と回答した割合が56%、「所得控除が企業誘致策に有効である」と回答した割合が40%、「優遇税制が、設備投資等の意思決定に影響した」と回答した割合が34%、「優遇税制の活用によって計画より前倒しで投資をした、計画より大規模な投資をした」と回答した割合が43%と、優遇税制が企業誘致や設備投資のインセンティブとして働いていることが示されている。</p> <p>&lt;企業ヒアリング&gt; 令和2年6月の企業ヒアリングにおいて、平成30年度、令和元</p>



年度に所得控除の適用を受けた事業者から「1名雇用することができた」との回答があり、減税額が雇用促進に活用されていることが分かる。

<参考①：情報通信業の名目県内総生産> (単位：百万円)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
情報通信業の名目県内総生産	182,934	192,109	195,318	198,686	208,184	214,978

※平成28年度県民経済計算（沖縄県企画部）

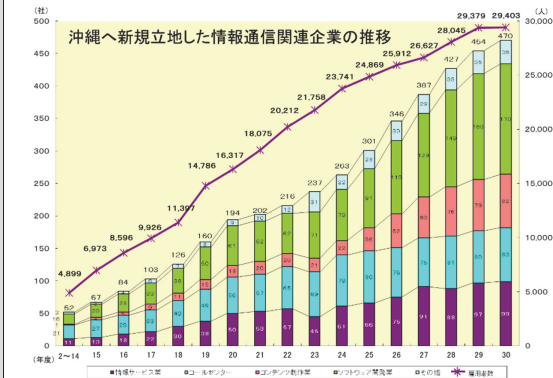
<参考②：ソフトウェア業一人当たり年間売上高（都道府県順位）> (単位：百万円)

順位	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
1	東京 2,147	東京 2,260	東京 2,263	東京 3,300	東京 2,282	石川 2,586
2	愛知 1,962	千葉 2,207	千葉 2,098	神奈川 2,469	神奈川 2,258	東京 2,407
28	長崎 1,182	沖縄 1,263	福井 1,267	茨城 1,424	沖縄 1,319	山形 1,394
29	栃木 1,178	鳥取 1,259	徳島 1,261	福井 1,388	岩手 1,317	三重 1,378
30	山口 1,130	静岡 1,240	島根 1,260	沖縄 1,379	山口 1,317	岡山 1,350
36	熊本 1,044	山梨 1,137	沖縄 1,213	岡山 1,231	大分 1,256	山口 1,224
41	宮崎 907	茨城 976	岡山 1,056	高知 1,105	福島 1,094	沖縄 1,124
44	沖縄 844	山形 906	奈良 885	山形 1,041	茨城 1,054	島根 1,046
平均値	1,265	1,355	1,400	1,574	1,456	1,528
指数	66.7%	93.2%	86.7%	87.6%	90.6%	73.6%

※平成25～27年、平成29年～30年は特定サービス産業実態調査（経済産業省）、平成28年は経済センサス（総務省）

※指数について：平均値を100とした場合の沖縄県のソフトウェア業の従業者一人当たりの年間売上高の割合

<参考③：沖縄へ立地した情報通信関連企業の推移>



※沖縄県調査

2. 所期の目標の達成状況  
情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数については目標達成に向けて増加している。一方、ソフトウェア業の一人あたりの年間売上高については5年前と比較して増加しているものの近年伸び悩んでいる。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
立地企業数(社)	301	346	387	427	454	470	490
雇用者数(人)	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403	29,748
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	844	1,263	1,213	1,379	1,319	1,124	-
立地企業の増加率(%)	14.4	15	11.8	10.3	6.3	3.5	4.3
雇用者数の増加率(%)	4.8	4.2	2.8	5.3	4.8	0.1	1.2
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	-	49.6	△4.0	13.7	△4.4	△14.8	-

※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査

※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成25～27年度及び平成29、30年度は特定サービス産業実態調査（経済産業省）。平成28年は経済センサス（総務省）。

※算定できないものについては、「-」を記載。

<達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果>

1. 達成目標の実現状況

- 令和3年度までに
  - ・本制度を活用した企業数 37社
  - ・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670人

測定指標のうち活用企業数については、令和元年度の指標27社に対し、見込みが19社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している。

また、雇用者数については、令和元年度の指標11,435人に対し、見込みが6,669人と58%の実績に止まっているものの、直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。



実績・見込み：						
	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数（指標）	16	19	23	27	32	37
活用企業数（実績）	21	18	17	-	-	-
活用企業数（見込み）	-	-	-	19	19	20
雇用者数（指標）	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670
雇用者数（実績）	3,589	2,597	5,972	-	-	-
雇用者数（見込み）	-	-	-	6,669	6,669	7,020

※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成 28 年度から平成 30 年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」。

※令和元年度から令和 3 年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、活用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。

※推計の計算過程  
 （平成 28 年度）  
 ・沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：  
 13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）  
 ・1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社）  
 ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社  
 ・平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：  
 1,879 人 + 10 社 × 171 人 = 3,589 人  
 （平成 29 年度）  
 ・沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数：  
 15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）  
 ・1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社）  
 ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5 社  
 1,877 人 + 5 社 × 144 人 = 2,597 人  
 （平成 30 年度）  
 ・沖縄県企業アンケート調査による平成 30 年度適用企業数とその雇用者数：  
 14 社、3,866 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明）  
 ・1 社当たりの雇用者数：351 人（3,866 人/11 社）  
 ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6 社  
 3,866 人 + 6 社 × 351 人 = 5,972 人  
 （令和元年から令和 3 年度）  
 ・1 社当たりの雇用者数は、平成 30 年度沖縄県アンケート調査による推計値 351 人から試算。

<p>2. 制度が延長できない場合の影響</p> <p>本制度は企業誘致のインセンティブとして有効であり、順調な企業立地の実績にも示されている。このため企業誘致や設備投資等にマイナスの影響が出ることが予想される。</p> <p>また、政府において大胆な税制や予算、規制改革等を総動員することで「Society5.0」*の実現を目指す取組みが進められているところ（新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定））に加え、地方創生の観点からも Society5.0 の実現に向けた技術の活用について推進することが示されているところである（R1.6.21 閣議決定「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」）。</p> <p>このため、県内他産業においても AI や IoT などの技術（参考）を活用した生産性の向上が求められ始めており、県としてもこれらの技術の各産業での活用に向け支援に取り組んでいるところではあるが、そのためには引き続き情報通信関連産業の更なる集積及び高度化は重要な課題であり、効果的な施策を講じていく必要がある。</p> <p>しかしながら、本制度が延長できない場合、イノベーション創出のキーとなる情報通信関連企業の立地や、企業の新規取組等に向けた投資インセンティブにマイナスの影響が生じ、結果として他産業の成長にも影響を及ぼし、自立型経済構築の推進力低下が懸念される。</p> <p>&lt;企業アンケート&gt;</p> <p>税制に関する企業アンケート（H29.12 時点）において、「優遇税制が、沖縄への移転・進出の意思決定に影響した」と回答した割合が 56%、「所得控除が企業誘致策に有効である」と回答した割合が 40%、「優遇税制が、設備投資等の意思決定に影響した」と回答した割合が 34%、「優遇税制の活用によって計画より前倒しで投資をした、計画より大規模な投資をした」と回答した割合が 43%となっており、本制度が延長されない場合、沖縄への移転・進出や積極的な設備投資に重大な影響を与えることが想定される。</p> <p>&lt;企業ヒアリング&gt;</p> <p>令和 2 年 6 月の企業ヒアリングにおいて、平成 30 年度、令和元年度に所得控除の適用を受けた事業者から「1 名雇用することができた」との回答があり、減税額が雇用促進に活用されていることが分かる。</p> <p>（参考）</p> <p>&lt;県内産業における事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船上入札（IT × 水産） 船上において電子端末を活用した入札システムにより、効率的な販売へつなげる。モズク養殖においてシステム導入を予定</li> <li>・マンゴー栽培（IT × 農業） 温度や湿度、日照時間等を計測する IoT センサーにより最適な収穫時期を把握することによる品質の向上</li> <li>・海ブドウ養殖（IT × 水産） 水温や PH、酸分量等を測定する IoT センサーにより最適な量の二酸化炭素の自動供給による品質の向上</li> </ul>
--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ回収の効率化（IT×環境） ゴミ箱内に設置したIoTセンサーによりゴミの量をリアルタイムで確認することによるゴミ回収の効率化</li> </ul>
	⑤ 税収減を是認する理由	<p>本制度は、情報通信関連企業の沖縄への立地を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与しており、平成30年度に本制度を活用した17企業においては、約6,000人が雇用されている。</p> <p>沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約743.1億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による546百万円（平成30年度の減収額）の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税活用企業による雇用者数：5,972人</li> <li>・沖縄県情報通信業の労働生産性：12,442,584円</li> </ul> <p>→ 県内総生産の押し上げ効果：743.1億円</p> <p>※労働生産性は、県内情報通信業就業者一人当たりの生産額（情報通信業にかかる名目県内総生産/県内情報通信業就業者数）（「平成29年度県民経済計算」（沖縄県企画部）に基づいて試算）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後3年間の経済効果</li> </ul> <p>R1：6,669人×12,442,584円＝829.8億円  R2：6,669人×12,442,584円＝829.8億円  R3：7,020人×12,442,584円＝873.5億円  2,533.1億円</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>情報通信産業振興地域・特区においては、データセンター業、インターネット・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業等、多様な業種を（特定）情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	-

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月（H30内閣07）
----	--------------------	------------------

情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)

度についてはこれまでの実績と活用見込のある企業への調査により、所得控除 1 件、適用額は 1 百万円とする。

○情報通信産業特別地区・地域における租税特別措置について、1年間延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項目	事業認定 (累計)	所得控除			投資税額控除		減収額 合計
		件数	件数	適用額	減収額	件数	
H26年度	1	0	0	0	13	693	693
H27年度	2	0	0	0	15	860	860
H28年度	2	0	0	0	21	709	709
H29年度	3	1	1	0	17	538	538
H30年度	4	1	9	2	16	544	546
合計		3	11	2	82	3,344	3,346
5年平均		1	2	0	16	668	668
1件あたりの 適用額		3			40		
H31年度	4	2	20	5	13	532	532

※平成 30 年度までは租税特別措置の適用実態調査結果、平成 31 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。  
 ※法人税率については、平成 27 年度は 23.9%、平成 29 年度は 23.4%、平成 30・31 年度は 23.2%として試算。

2. 適用件数の増加率(投資税額控除)

(単位:件、%)

項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	平均
適用件数	13	15	21	17	16	16
増加件数	2	2	6	-4	-1	-
増加率	18.2%	15.4%	40.0%	-19.0%	-5.80%	9.76%

※平成 30 年度までの租税特別措置の適用実態調査結果を基に算出する。

3. 平成 31 年度以降の見込み

(所得控除について)

仮定①:事業認定については、平成 26 年度の要件緩和以降、5年間で 4 件の事業認定の実績ではあるが、専ら要件のため平成 31 年度に1社が認定取消となっていることから、2年に1件(≒0.5件(3件/6年間))程度の増加見込みとする。

仮定②:企業認定の翌々年に所得控除を適用する。

※実績では、事業認定の当年、又は翌年に所得控除を適用していることから、翌々年には所得控除適用の可能性が高いとして適用する。

仮定③:所得控除を活用していた1社が平成 31 年度に認定取消になったことから、令和2、3年

(投資税額控除について)

仮定④:適用実績から、現行制度の枠組みでの適用件数の見込みは、過去5年間の適用件数の増加率の平均から、1年度当たり 9.8%の割合で増加すると算出する。

(単位:件)

	H31年度	R2年度	R3年度
現行の枠組みでの適用件数見込み	17	18	19

仮定⑤:適用実績から、現行制度の枠組みでの投資税額控除 1 件当たりの適用額は、過去 5 年間の適用額の平均から、1 件当たり 40 百万円とする。

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位:件、百万円)

年度	事業認定	所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (⑤ + ⑥)	
	① 件数	② 件数	③ 適用額 (②×1)	④ 減収額 (③×税率)	⑤ 件数		⑥ 適用額 (減収額) ※
H31年度	3	2	9	2	17	680	682
R2年度	3	1	1	0	18	720	720
R3年度	4	1	1	0	19	760	760
合計		4	11	2	54	2,160	2,162
平年度見込		1	1	0	18	720	720

※法人税率については、23.2%として試算。

※投資税額控除:⑤×40 百万円



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣06）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長 (沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特 別控除)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①34% (建物等は20%)の特別償却又は②15% (建物等は8%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とし、 控除限度超過額は4年間の繰越し)ができる。					
	令和元年度 税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進する ことで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造 業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度	H14	過去の政策評価の実績	H23内閣02、H25内閣22、H28内閣 07、H30内閣08-1、H30内閣08-2			区分	延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	3	50,877	-	7,082	16	341,057	98.8%	59,003
H24	4	43,661	-	5,602	13	220,490	-	38,144
H25	5	145,616	-	18,717	25	561,083	95.9%	97,067
H26	4	85,912	-	11,345	31	353,897	89.3%	61,224
H27	4	45,698	-	5,570	27	391,853	92.4%	53,684
H28	3	18,159	-	2,163	20	298,944	98.5%	38,564
H29	7	189,477	-	22,489	23	439,624	97.7%	56,712
H30	2	83,844	-	7,062	26	290,315	95.3%	37,450

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載  
※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。 なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税）について、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書7ページの減収額実績（法人住民税）について、以下のとおり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとに記載。</p>

(1)過去5年間の減収額実績					
	H27	H28	H29	H30	R1
法人住民税 (投資税額控除)	53	38	57	37	8
法人住民税 (特別償却)	2	1	5	3	2
	55	39	62	40	10

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）について、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書7ページの「2. 今後の減収額見込み」における、法人住民税260万円について、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額（投資税額控除250万円及び特別償却100万円）を記載。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の効果（平成30年度及び令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（平成30年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の直接的な効果について、「租税特別措置を活用して、平成26年度から平成30年度までに本制度を活用した企業数は147社で、これらの企業による設備投資額は382億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された」と説明されているが、過去の効果（製造品出荷額（石油製品を除く）平成27年度4,341億円、28年度4,427億円及び29年度4,758億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 平成30年の沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）は、4,933億円となり、増加傾向にある（平成30年が工業統計調査結果の最新版であるため、令和元年については記載できない）。</p> <p>② 特別償却を活用する企業としては、適用年度の税負担軽減が考えられる。件数は少なくとも適用年度の適用額は多額となる。一方、投資税額控除を活用する企業では将来的な節減効果を期待している。投資税額控除と特別償却は個々の企業の財務状況経営状態等に応じ、最も効果的な制度が選択されており、選択肢として両制度があることにより産業高度化・事業革新のインセンティブとなっている。</p>

<p>③ 本特例措置を活用し製造業等が設備投資を行うことにより、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、当該企業等の製造量等は増加し、達成目標である製造品出荷額の増加に寄与していると考ええる。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の効果（令和元年度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「投資税額控除と特別償却は個々の企業の財務状況経営状態等に応じ、最も効果的な制度が選択されており、選択肢として両制度があることにより産業高度化・事業革新のインセンティブとなっている」との説明では、達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>① 達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）は、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した値である。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、令和元年度に本特例措置の適用に必要な計画認定を受けた企業は62社あり、認定を受けた企業による今後の設備投資により生産性若しくは生産額が向上し、県全体として製造品出荷額の増加に寄与するものと考えている。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 「令和元年度に本特例措置の適用に必要な計画認定を受けた企業は62社あり、認定を受けた企業による今後の設備投資により生産性若しくは生産額が向上し、県全体として製造品出荷額の増加に寄与するものと考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税11) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)(地方税7)
		②: 上記以外の対象税目 (所得税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税 (アまたはイのいずれかを選択)</p> <p>ア 投資税額控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。</li> <li>(ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:15%</li> <li>(イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:8%</li> <li>控除額限度は法人税額の20%、繰越税額控除4年、取得価額上限は20億円</li> <li>対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。</li> </ul> <p>イ 特別償却 (法人税、所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額 (または所得税法の規定による償却費) に加え、法人税額 (または所得税額) から償却できる。</li> <li>(ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:34%</li> <li>(イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:20%</li> <li>取得価額の上限額20億円</li> <li>対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。</li> </ul> <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動運動)</li> </ul> <p>イ 事業所税 (那覇市のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が</li> </ul>

		<p>認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>延長要望 (適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。)</p> <p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第36条、第37条 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第39条の43、第39条の56 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第20条の16、第22条の26、第22条の37 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
5	担当部局	内閣府 政策統括官 (沖縄政策担当) 付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年8月 分析対象期間:平成27年度~令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成14年度 ・産業高度化地域の創設 平成19年度 ・5年間延長 平成24年度 ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を13市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ (1,000万円超→500万円超) 平成26年度 ・機械等下限取得価格の引下げ (500万円超→100万円超) 平成29年度 ・2年間延長 令和元年度 ・2年間延長
8	適用又は延長期間	1年間 (令和3年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。</p> <p>このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄</p>

	<p>の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》                  ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）                  （目的）                  第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自律的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。                  （定義）                  第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                  十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。                  （産業高度化・事業革新促進計画の作成等）                  第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画（以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。）を定めることができる。                  2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。                  一 計画期間                  二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。）の区域                  三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容                  3～7 （略）                  （産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等）                  第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置（製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同</p>
--	--

	<p>じ。）の実施に関する計画（以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。                  2～7 （略）                  （課税の特例）                  第三十六条 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。                  ○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）                  II 沖縄の振興の意義及び方向                  2 沖縄振興の方向                  （1）沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展                  アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。                  特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。                  III 沖縄の振興に関する基本的な事項                  1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項                  （4）産業イノベーションの推進                  沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。                  沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の商品開発力・技術力の向上等を目指す。</p>
②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】12. 沖縄政策                  【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
③	<p>達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  1. 達成目標                  ・令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる。</p>

		<p>2. 測定指標 令和3年度までに以下の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した企業数 82社</li> <li>・本制度を活用した設備投資額 320億円</li> </ul> <p>※データ元である工業統計調査の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とする。</p> <p>※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン実施計画）の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を通じて、企業の開発力・生産技術の向上や新事業創出等に資する設備投資を誘発するとともに、減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用していくことで、企業のイノベーションが次のイノベーションを呼び、より高付加価値な製品等の創出につながる。</p> <p>また、製造業だけでなく、デザイン業や計量証明業などのものづくり産業を支える、いわゆるサポーティング産業においても、活発な設備投資を促すことで、製造業の高度化や新たな事業創出を促進していく。</p> <p>このように製造業やサポーティング産業の設備投資を通じてイノベーションを活性化させていくことは、県内のものでづくり産業の製造品出荷額増加につながり、県内総生産の増加、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>																														
10 有効性等	① 適用数	<p>1. 過去5年間の適用件数実績 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="452 810 1008 941"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>27</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。</p> <p>※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成27年度から平成30年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。</p> <p>※令和元年度国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で投資税額控除25件、特別償却4件程度の適用を見込む。（算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照）</p> <p>3. 特別償却の適用実績が僅少な理由 投資税額控除及び特別償却制度を適用するには、沖縄県知事による計画認定が必要であり、計画認定を受けた法人が、個々の法人の財務状況・経営状態等に応じ、投資税額控除及び特別償却のうち、最も効果的な特例措置を選択して適用している。両措置の適用状況に差が生じて</p>		H27	H28	H29	H30	R1	投資税額控除	27	20	23	26	13	特別償却	4	3	7	2	6	法人住民税	-	-	-	-	-	事業税	-	-	-	-	-
	H27	H28	H29	H30	R1																											
投資税額控除	27	20	23	26	13																											
特別償却	4	3	7	2	6																											
法人住民税	-	-	-	-	-																											
事業税	-	-	-	-	-																											

		<p>いるものの、当該選択肢である両制度が沖縄県における産業高度化・事業革新のインセンティブとなっている。</p> <p>【参考】適用実績の増加に向けて実施してきた取組 平成29年度から、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設するとともに、内閣府と沖縄県の共催により「税制活用セミナー」を開催しており、令和元年度は2回実施した（10月）。また、沖縄県としては、企業向け説明会（展示会への出展を含む。）を県内5回、県外8回、海外6回開催するとともに、沖縄県産業振興公社においても、9回実施した。</p> <p>この結果、平成31年4月から令和2年3月までの間に、相談窓口では487件の問合せがあり、うち産業高度化・事業革新促進地域に関しては119件で、特区・地域制度全体に関する問合せに次いで2番目に問合せ件数が多い（個々の制度の中では1番多い。）状況となっている。</p> <p>今後も引き続き周知活動を行い、企業の設備投資等を促していく。</p>																														
	② 適用額	<p>1. 過去5年間の適用額実績 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1534 673 2101 805"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>392</td> <td>299</td> <td>440</td> <td>290</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>46</td> <td>18</td> <td>189</td> <td>84</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>55</td> <td>39</td> <td>62</td> <td>40</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>17</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。</p> <p>※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）は、平成27年度から平成30年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。</p> <p>※令和元年度国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 適用額の偏りについて 平成28年度から令和元年度までに認定した企業を業種別で見ると、製造業の割合が一番多く、次いで電気業の件数が多いが、令和元年度の設備投資額(沖縄県調べ)で見ると電気業の投資額が大きい。</p> <p>これは、島嶼県であり多くの離島を抱える沖縄の地理的・地形的要因により電気の供給コストが高くなるため、社会基盤である電気の安定的かつ適正な供給を確保するために大規模な設備投資を実施する必要があり、他業種と比較して自ずと投資額が高額になっているものである。</p> <p>このため、当該金額の偏りは特定の企業のみ有利な制度設計になっているために生じるものではない。</p> <p>●措置実施計画の認定状況(平成28～令和元年度)</p>		H27	H28	H29	H30	R1	投資税額控除	392	299	440	290	114	特別償却	46	18	189	84	94	法人住民税	55	39	62	40	-	事業税	4	2	17	5	-
	H27	H28	H29	H30	R1																											
投資税額控除	392	299	440	290	114																											
特別償却	46	18	189	84	94																											
法人住民税	55	39	62	40	-																											
事業税	4	2	17	5	-																											

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	件数	件数	件数	件数
製造業	50	37	21	34
電気業	17	9	22	24
卸売業	4	6	1	3

※認定実績が 1 件のものは除く。

●令和元年度認定企業の設備投資状況

- ・製造業 1,249 百万円(34 件)→1 件あたり約 37 百万円
- ・電気業 3,286 百万円(24 件)→1 件あたり約 137 百万円

3. 今後の適用額見込み

令和 2 年度及び令和 3 年度は、平年度で投資税額控除 350 百万円、特別償却 84 百万円程度の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

③ 減収額

1. 過去 5 年間の減収額実績

(単位:百万円)

	H27	H28	H29	H30	R1 (見込み)	
投資税額控除	392	299	440	290	114	
特別償却	11	4	44	19	22	
法人 住民 税	投資 税額 控除	53	38	57	37	8
	特別 償却	2	1	5	3	2
事業税	4	2	17	5	6	
合計	462	344	563	354	152	

※平成 27 年度から平成 30 年度までについては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」における活用実績に基づいて試算。令和元年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。

※特別償却に係る法人税率は、H27 年度は 23.9%、H28 年度及び H29 年度は 23.4%、H30 年度及び令和元年度は 23.2% として算出。

※法人住民税について、平成 27 年度から平成 30 年度までは、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 7% を乗じて算定

※令和元年度の事業税は、特別償却の適用額に税率 6.47% を乗じて算定

2. 今後の減収額見込み

令和 2 年度及び令和 3 年度は、平年度で投資税額控除 350 百万円、特別償却 20 百万円、法人住民税 26 百万円(投資税額控除 25 百万円、特別償却 1 百万円)、事業税 5 百万円の減収を見込む。(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照)(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7% を乗じた額)(事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率 6.47% を乗じた額)

④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>本制度を活用して、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、沖縄県における製造品出荷額は増加傾向にある。</p> <p>一方で、県内総生産に占める製造業の割合は平成 28 年度時点で 4.5% (全国平均 20.7%) であり、県内製造業の労働生産性も全国と比較して依然と低い状況である。</p> <p>このため、引き続き本税制を活用して製造業とサポーティング産業の設備投資を促すことで産業の高度化等による生産性、生産額の向上を後押しし、民間主導の自立型経済の構築に努めていく必要がある。</p> <p>2. 所期の目標の達成状況</p> <p>平成 30 年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額(石油製品を除く)は 4,758 億円であり、H24 年以降増加傾向にあるものの、目標の 5,600 億円には達していない。</p> <p>しかしながら、本税制を活用し、製造業等が設備投資を行うことで、当該企業等の製造量等は増加し、製造品出荷額の増加につながっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造品出荷額 (石油製品除く)</td> <td>3,972</td> <td>4,147</td> <td>4,341</td> <td>4,427</td> <td>4,758</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 30 年工業統計調査結果(沖縄県)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>租税特別措置を活用して、平成 26 年度から平成 30 年度までに本制度を活用した企業数は 147 社で、これらの企業による設備投資額は 382 億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。</p> <p>なお、平成 28 年度に設定した測定指標に対し、平成 28 年度から平成 30 年度までの活用企業数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた企業が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、平成 28 年度から平成 30 年度までの設備投資額の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度までは、電気業を業種とする某企業の投資額が 100 億円以上又は 100 億円規模だったものが、平成 28 年度以降は 10 億円～20 億円規模に減少したことなどによるものである。</p> <p>(測定指標)</p> <p>令和 3 年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した企業数 82 社</li> <li>・本制度を活用した設備投資額 320 億円</li> </ul>		H25	H26	H27	H28	H29	製造品出荷額 (石油製品除く)	3,972	4,147	4,341	4,427	4,758
	H25	H26	H27	H28	H29								
製造品出荷額 (石油製品除く)	3,972	4,147	4,341	4,427	4,758								



実績・見込： (単位：社、百万円)								
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
活用企業数 (指標)	—	—	38	44	51	60	70	82
活用企業数 (実績)	35	31	23	30	28	—	—	—
活用企業数 (見込)	—	—	—	—	—	28	29	29
設備投資額 (指標)	—	—	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373	32,066
設備投資額 (実績)	14,573	9,493	3,253	5,982	4,950	—	—	—
設備投資額 (見込)	—	—	—	—	—	7,280	7,540	7,540

※測定指標は、H28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算  
 ※活用企業数(実績)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)  
 ※活用企業数(見込)は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出  
 ※設備投資額(実績)は、沖縄県によるアンケート調査結果により算出  
 ※設備投資額(見込)は、H26年度からH30年度までの設備投資額の合計を活用企業数の合計で除した2.6億円を用いて算出

2. 制度が延長できない場合の影響  
 過去2カ年(平成29年度及び平成30年度)に産業高度化・事業革新措置実施計画を認定した企業を対象に、令和元年6月に沖縄県が実施したアンケート調査によると、今後3年間で新たな設備投資を予定しているかどうかとの設問に対して、「はい(予定している)」と回答した企業が半数以上(40社中27社、選択率67%)となっている。

今後3年間で新たな設備投資を予定しているかどうか

回答	割合
はい	67%
いいえ	33%

※過去2カ年(平成29年度及び平成30年度)に産業高度化・事業革新措置実施計画を認定した企業を対象(回収率73.2%)

また、今後設備投資をする場合、本制度を利用するかどうか、との設問に対して、「はい(利用する)」と回答した企業が「25社中、20社、選択率80%」となっている。

今後設備投資をする場合、本制度の利用を予定しているかどうか

回答	割合
予定有り	80%
その他	16%
予定無し	4%

※27社中2社は未回答

これら企業では、新たな設備投資により生産量が倍増するとともに、減収額を新たな製品開発の資金に充てて事業を拡充するなどの事例があり、本制度は企業の積極的な設備投資を促進し、県経済を押し上げる効果を有するものといえる。  
 本特例措置が延長されない場合、沖縄県の製造業やサポーティング産業における設備投資に対するインセンティブ措置が失われ、企業の設備投資意欲が削がれることで、企業の開発力・技術力の向上や新たな事業創出に向けた投資が停滞し、製造業等の振興が阻害され、ひいては沖縄における自立型経済の発展に支障を来すことが懸念される。

⑤ 税収減を是認する理由  
 本特例措置は、企業が開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブ措置として作用している。具体的には、平成28年度及び平成29年度に税を活用して年平均46億円の設備投資が実施されている。  
 これにより、設備投資による産業の高度化もあり、沖縄県の製造業における従業員一人当たりの製造品出荷額(石油製品を除く)は、平成26年の15.7百万円から、平成29年は17.8百万円に増加しており(平成30年工業統計調査(沖縄県))、今後も増加が見込まれる。また、令和3年までに沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を5,600億円に増加させること(沖縄21世紀ビジョン実施計画)にも寄与できると考える。  
 一方で、沖縄県でも人手不足が深刻化しており、各企業においては人材確保が課題である。そのため、労働生産性を高めるため、企業の設備投資意欲を喚起し、生産性向上につなげていく必要がある。  
 このため、本制度は県経済の活性化に大きく寄与するものであり、税収減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るため、産業高度化又は事業革新に資する事業を対象として、投資を促進するものである。</p> <p>本特例措置を活用する、これらの企業に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、沖縄における産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県においては、一括交付金等を活用して産学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では企業の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的にものづくり産業の育成・高度化を促し、本県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長できるよう支援を行っている。</p> <p>なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特区があるが、これら制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や北部経済の振興を進め、経済の活性化を図るための制度である。</p> <p>一方、産業高度化・事業革新促進地域は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、これら制度は目的が異なるものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年8月 (H30 内閣 08)	

## 産業高度化・事業革新促進地域における減収額・適用見込み(試算)

○産業高度化・事業革新促進地域における租税特別措置について1年間延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

### 1. 適用実績

(単位:件、百万円)

	投資税額控除		特別償却			減収額 合計
	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
H26 年度	31	354	4	86	22	376
H27 年度	27	392	4	46	11	403
H28 年度	20	299	3	18	4	303
H29 年度	23	440	7	189	44	484
H30 年度	26	290	2	84	19	309
合計	127	1,775	20	423	100	1,875
1件あたりの 適用額	14		21			

※H26年度からH30年度までの件数及び適用額は、租税特別措置の適用実態調査結果に基づくもの。

※法人税率については、H26年度は25.5%、H27年度は23.9%、H28年度及びH29年度は23.4%、H30年度は23.2%として試算

### 2. 計画認定企業数

(単位:件)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	合計	5年平均
企業数	41	46	48	41	26	202	40

※産業高度化・事業革新促進計画実施状況報告書より

### 3. 令和2年度以降の見込み

#### (1) 現行制度分

仮定①: 令和2年度以降の1年度当たりの認定企業数は 40件 (過去5年の平均)とする。

※ 令和元年度については、実績の38件を用いる。

仮定②: 適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は 62.9%とする。

※ 投資税額控除件数127件 ÷ 計画認定企業数202件 = 62.9%

仮定③: 適用実績から、投資税額控除1件当たりの控除額は 14百万円とする。

※ 投資税額控除額1,775百万円 ÷ 投資税額控除件数127件 = 14百万円

仮定④: 適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は 9.9%とする。

※ 特別償却件数20件 ÷ 計画認定企業数202件 = 9.9%

仮定⑤: 適用実績から、特別償却1件当たりの控除額は 21百万円とする。

※ 特別償却額423百万円 ÷ 特別償却件数20件 = 21百万円

以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位:件、百万円)

年度	認定企業数	投資税額控除		特別償却			減収額見込み (③+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×62.9%)	③ 適用額 (減収額) (②×14)	④ 件数 (①×9.9%)	⑤ 適用額 (④×21)	⑥ 減収額 (⑤×税率)	
令和元	38	24	336	4	84	20	356
令和2	40	25	350	4	84	20	370
令和3	40	25	350	4	84	20	370
合計	118	74	1,036	12	252	60	1,096
平年度 (R2・R3)	<u>40</u>	<u>25</u>	<u>350</u>	<u>4</u>	<u>84</u>	<u>20</u>	<u>370</u>

※令和元年度の認定企業数(①件数)は、実績を記載

※法人税率については23.2%として試算



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣07-1）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 (沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①50%（建物等は25%）の特別償却又は②15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。					
	令和元年度 税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23内閣08、H25内閣19、H28内閣08、H30内閣09-1、H30内閣09-2			区分	延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	1	6,893	-	958	2	6,230	-	1,078
H24	0	-	-	-	1	11,505	-	1,990
H25	0	-	-	-	2	12,740	-	2,204
H26	0	-	-	-	3	4,779	-	827
H27	2	41,379	-	5,178	3	22,592	-	3,095
H28	2	13,685	-	1,630	11	63,619	99.9%	8,207
H29	6	186,884	-	20,556	28	100,415	80.6%	12,953
H30	7	621,238	-	48,557	42	120,542	75.7%	15,550

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長（特別償却又は法人税額の特別控除）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。</p>						
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正 (過去5年間の適用額実績)</p>						
		H27	H28	H29	H30	R1
法人住民税	所得控除	3	3	7	2	3
	投資税額控除	3	8	13	15	19
	特別償却	1	1	5	19	1
事業税	所得控除	6	9	19	6	12
	特別償却	4	1	15	30	3
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>						

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。</p>	
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和2年度及び令和3年度は、法人住民税率を現行の7%、事業税は、所得控除と特別償却の平年度適用額に税率6.47%をと仮定し、法人住民税は、所得控除7百万円、投資税額25百万円、特別償却9百万円、法人事業税は、所得控除27百万円、特別償却36百万円を見込む。</p>	
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>	

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数7件（平成30年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目</p>	
---	--

<p>標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）に対する過去の直接的な効果について、「本税制の活用企業数については、平成26年度の5社から、平成30年度は52社へと大きく増加しており、本県の国際物流拠点産業への投資が促進され、新規立地企業数も前述の「新規立地企業数（累計）」のとおり、着実に増加しているところである」と説明されているが、過去の効果（新規立地企業数（累計）那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区平成27年度59社、28年度61社、29年度103社及び30年度125社並びにうるま・沖縄地区27年度55社、28年度58社、29年度75社及び30年度83社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する過去の効果について、新規雇用者数（累計）那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区平成27年度829人、28年度1,066人、29年度1,446人及び30年度1,699人並びにうるま・沖縄地区27年度652人、28年度1,363人、29年度1,413人及び30年度1,453人と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>①・② 平成30年度の数値が最新であり、令和元年度について把握は困難である。</p> <p>③ 特別償却の適用件数は着実に増加しているものの僅少であるが、適用額において多額な適用実績がある。一方、投資税額控除についてみると、適用件数が前年度から大きく増加しており、両措置により設備投資が促進され、企業の生産拡大や雇用の増加に寄与しているものとする。また、特別償却と投資税額については、個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時々最も効果的な制度が選択されており、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブとなっており、企業の投資を促進する上で効果的な特例措置となっている。</p> <p>④・⑤ 本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、近年では付加価値の高い製品を製造する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規立地企業数、雇用者数は着実に増加している。同地域のうるま・沖縄地区へ立地した企業へのアンケートによると、税制の特例措置が立地要因となっている。また、立地企業においては、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、達成目標の実現に寄与しているものとする。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「特別償却の適用件数は着実に増加しているものの僅少であるが、適用額において多額な適用実績がある。（略）特別償却と投資税額については、個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時々最も効果的な制度が選択されており、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブとなっており、企業の投資を促進する上で効果的な特例措置となっている」との説明では、各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④・⑤ 「同地域のうるま・沖縄地区へ立地した企業へのアンケートによると、税制の特例措置が立地要因となっている。また、立地企業においては、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、達成目標の実現に寄与しているものとする」との説明では、各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手</p>
--

<p>段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、沖縄県企業誘致アンケートにおいては、沖縄の投資環境で関心のある点として税制の特例措置をあげる企業が最も多いこと（R1年度回答企業の半数近くの46.8%が税制の特例措置をあげている。）など、企業の立地要因となっている。また、立地企業においても、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、租税特別措置等の適用実績も増加しており、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものとする。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 「本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、沖縄県企業誘致アンケートにおいては、沖縄の投資環境で関心のある点として税制の特例措置をあげる企業が最も多いこと（R1年度回答企業の半数近くの46.8%が税制の特例措置をあげている。）など、企業の立地要因となっている。また、立地企業においても、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、租税特別措置等の適用実績も増加しており、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものとする」との説明では、各達成目標についての将来の実現状況が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2内閣07-2）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 (沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例)					
措置内容	平成30年度時点	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定国際物流拠点事業に係る所得金額の40%の特別控除ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第60条、第68条の63					
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。					
創設年度		H10	過去の政策評価の実績	H23内閣08、H25内閣19、H28内閣08、H30内閣09-3	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	0	-	-	-
H24	1	16,111	-	2,144
H25	0	-	-	-
H26	2	18,405	-	2,430
H27	3	71,926	-	9,001
H28	3	98,029	-	11,675
H29	4	215,827	-	25,615
H30	3	65,809	-	7,812

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長（認定法人の課税の特例）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）は、沖縄県が設定している目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところであり、本制度においても当該目標を達成目標としている。なお、本特例措置のより直接的な効果を把握するための指標として測定指標を設定している。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
---

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
---

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正</p>						
		H27	H28	H29	H30	R1
法人住民税	所得控除	3	3	7	2	3
	投資税額控除	3	8	13	15	19
	特別償却	1	1	5	19	1
事業税	所得控除	6	9	19	6	12
	特別償却	4	1	15	30	3
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>						

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和2年度及び令和3年度は、法人住民税率を現行の7%、事業税は、所得控除と特別償却の平年度適用額に税率6.47%をと仮定し、法人住民税は、所得控除7百万円、投資税額25百万円、特別償却9百万円、法人事業税は、所得控除27百万円、特別償却36百万円を見込む。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>	
---	--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（平成30年度の所得控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>	
--	--



<p>④ 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）に対する過去の直接的な効果について、「本税制の活用企業数については、平成26年度の5社から、平成30年度は52社へと大きく増加しており、本県の国際物流拠点産業への投資が促進され、新規立地企業数も前述の「新規立地企業数（累計）」のどおり、着実に増加しているところである」と説明されているが、過去の効果（新規立地企業数（累計）那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区平成27年度59社、28年度61社、29年度103社、及び30年度125社並びにうるま・沖縄地区27年度55社、28年度58社、29年度75社及び30年度83社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する過去の効果について、新規雇用者数（累計）那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区平成27年度829人、28年度1,066人、29年度1,446人及び30年度1,699人並びにうるま・沖縄地区27年度652人、28年度1,363人、29年度1,413人、30年度1,453人と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 平成30年度の数値が最新であり、令和元年度について把握は困難である</p> <p>③ 特別償却の適用件数は着実に増加しているものの僅少であるが、適用額において多額な適用実績がある。一方、投資税額控除についてみると、適用件数が前年度から大きく増加しており、両措置により設備投資が促進され、企業の生産拡大や雇用の増加に寄与しているものと考えられる。また、特別償却と投資税額については、個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時々最も効果的な制度が選択されており、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブとなっており、企業の投資を促進する上で効果的な特例措置となっている。</p> <p>④・⑤ 本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、近年では付加価値の高い製品を製造する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規立地企業数、雇用者数は着実に増加している。同地域のうるま・沖縄地区へ立地した企業へのアンケートによると、税制の特例措置が立地要因となっている。また、立地企業においては、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、達成目標の実現に寄与しているものと考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「特別償却の適用件数は着実に増加しているものの僅少であるが、適用額において多額な適用実績がある。（略）特別償却と投資税額については、個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時々最も効果的な制度が選択されており、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブとなっており、企業の投資を促進する上で効果的な特例措置となっている」との説明では、各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④・⑤ 「同地域のうるま・沖縄地区へ立地した企業へのアンケートによると、税制の特例措置が立地要因となっている。また、立地企業においては、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、達成目標の実現に寄与しているものと考えられる」との説明では、各達成目標についての過去の実現状況との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p>
---

<p>② 達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、沖縄県企業誘致アンケートにおいては、沖縄の投資環境で関心のある点として税制の特例措置をあげる企業が最も多いこと（R1年度回答企業の半数近くの46.8%が税制の特例措置をあげている。）など、企業の立地要因となっている。また、認定企業においては、本特例措置の活用を前提として、設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 「本地域税制は、沖縄への進出を検討している企業を後押しするものであり、沖縄県企業誘致アンケートにおいては、沖縄の投資環境で関心のある点として税制の特例措置をあげる企業が最も多いこと（R1年度回答企業の半数近くの46.8%が税制の特例措置をあげている。）など、企業の立地要因となっている。また、認定企業においては、本特例措置の活用を前提として、設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる」との説明では、各達成目標についての将来の実現状況が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長
2	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税12) (法人住民税、事業税:義)(自動運動)(地方税8)
	② 上記以外の対象税目	(所得税:外、関税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税((1)～(3)は選択制)</p> <p>(1) 所得控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後10年間)</p> <p>(2) 投資税額控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置の合計額が100万円を超えるもの15%</li> <li>・建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの8%</li> </ul> <p>イ 法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(3) 特別償却(法人税、所得税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100万円を超える機械及び装置 50%</li> <li>・1,000万円を超える建物等 25%</li> </ul> <p>イ 取得価額の上限度額20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(4) 貿易手続きの簡素化(関税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減</p> <p>イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択</p>

		<p>2. 地方税</p> <p>(1) 法人住民税、個人住民税、事業税</p> <p>ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動運動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。</p>
		<p>《要望の内容》</p> <p>延長要望</p> <p>適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p>
		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄振興特別措置法 第48条、第49条</li> <li>・沖縄振興特別措置法施行令 第21条</li> <li>・租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63</li> <li>・租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90</li> <li>・租税特別措置法施行規則 第21条の17の2、第22条の60の2</li> <li>・地方税法 第6条、附則第33条</li> <li>・地方税法施行令 附則第16条の2の8</li> </ul>
5	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:令和2年8月</p> <p>分析対象期間:平成27年度～令和3年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由貿易地域 拡充</li> <li>・特別自由貿易地域 創設</li> </ul> <p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間延長</li> </ul> <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間延長</li> </ul> <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 創設</li> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止</li> </ul> <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象業種の追加等)</li> </ul> <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間延長</li> </ul> <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間延長</li> </ul>
8	適用又は延長期間	1年間(令和3年度)

<p>9 必要性等</p>	<p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  急成長する東アジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。                  このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》                  ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）                  （目的）                  第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）                  第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                  十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域の指定）                  第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。                  2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。                  一 計画期間                  二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域                  三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容                  3～8項（略）</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）</p>
---------------	---------------------	---

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。                  2～5項（略）</p> <p>（課税の特例）                  第四十八条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。                  2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）                  II 沖縄の振興の意義及び方向                  2 沖縄振興の方向                  (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展                  アジア地域との地理的接近性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。                  特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項                  1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項                  (3) 国際物流拠点産業                  那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市の間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。                  こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、eコマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携（シー&amp;エア）の推進、関連するインフラの整備等を目指す。</p> <p>【政策】12. 沖縄政策                  【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
--	----------------------------	--

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標 令和3年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする。</p> <p>2. 測定指標 令和3年度までに ・本制度を活用した企業数 30社 ・本制度を活用した企業による雇用者数 870人</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画：H24～R3）を推進する活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、本税制が後押しをすることで、アジア市場を視野に入れた県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。具体的には、うるま・沖縄地区においては、半導体製造や流量計製造、医療機器製造等の高付加価値の製造業、高機能設備を有する倉庫業など、沖縄の物流ハブ機能を活かした企業の進出が続いており、同地区へ立地した企業へのアンケート調査（令和元年9月）では、「立地した理由」として回答者の47%が「国際物流拠点産業集積地域の税制優遇措置をあげており、企業集積に大きく寄与している」。</p> <p>また、本税制による優遇措置等を企業誘致の優位性として、平成30年11月には、那覇空港内に航空関連産業クラスターの核となる航空機整備施設の供用が開始されるとともに、那覇港総合物流センターが令和元年5月に開業されるなど、企業集積に資する施設が整備されており、国際物流拠点産業の集積促進が期待されている。</p> <p>加えて、令和2年3月から那覇空港第2滑走路の供用が開始されたことで、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。</p> <p>また、進出した企業が工場・倉庫等の整備や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の国際物流拠点産業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与する。</p>
--	--------------------------	---

10	有効性等	① 適用数	<p>1. 過去5年間の適用件数実績</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 税</td> <td>所得控除</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>28</td> <td>42</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 方 税</td> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。 ※令和元年度の国税については、沖縄県調査。 ※地方税の自動連動分（法人住民税、事業税）は、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除10件、投資税額控除68件、特別償却13件の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>3. 適用実績が僅少な理由 (1) 所得控除 所得控除は、国際物流拠点産業集積地域内に所在する、保税地域等の許可を受けた企業に限定され、特に国際物流拠点産業の対象業種でも限定された法人について適用される制度である。 (2) 特別償却 特別償却の適用件数は、僅少であるが、平成30年度の適用額のように、所得控除及び投資税額控除に比し、適用額においては多額な適用実績があり、件数が少ないことを以て、国際物流拠点産業集積地域制度において、重要性の低い措置ということとはできない。</p> <p>4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み 平成29年度から、内閣府、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、制度活用の相談等を行っている。併せて、内閣府との共催により「税制活用セミナー」を開催しており、令和元年度は2回実施した（10月）。</p> <p>また、沖縄県としては企業向け説明会（展示会出展含む）を県内5回、県外9回、海外6回開催するとともに、企業への個別資料配布による周知活動を実施した。</p> <p>その結果、平成31年4月から令和2年3月までの間に、相談窓口では487件（うち国際物流拠点産業集積地域は76件）の問い合わせがあったほか、国際物流拠点産業集積地域での新たな企業立地に向けて117件（分譲地64件、賃貸工場53件）の相談を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいるところ。</p>		項目	H27	H28	H29	H30	R1	国 税	所得控除	3	3	4	3	2	投資税額控除	3	11	28	42	26	特別償却	2	2	6	7	4	地 方 税	法人住民税	—	—	—	—	—	事業税	—	—	—	—	—
	項目	H27	H28	H29	H30	R1																																				
国 税	所得控除	3	3	4	3	2																																				
	投資税額控除	3	11	28	42	26																																				
	特別償却	2	2	6	7	4																																				
地 方 税	法人住民税	—	—	—	—	—																																				
	事業税	—	—	—	—	—																																				

②: 適用額	1. 過去5年間の適用額実績 (単位: 百万円)					
		項目	H27	H28	H29	H30
国 税	所得控除	72	98	216	66	181
	投資税額控除	23	64	100	121	282
	特別償却	41	14	186	621	46
地 方 税	法人住民税	7	12	25	36	—
	事業税	10	10	34	36	—
※国税について、平成27年度から平成30年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※令和元年度の国税については、沖縄県調査。 ※地方税の自動運動分(法人住民税、事業税)は、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※算定できないものについては「—」と記載。						
2. 今後の適用額見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除422百万円、投資税額控除364百万円、特別償却563百万円の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)						
③: 減収額	1. 過去5年間の減収額実績 (単位: 百万円)					
		H27	H28	H29	H30	R1
	所得控除	17	23	51	15	42
	投資税額控除	23	64	100	121	282
	特別償却	10	3	44	144	10
法 人 住 民 税	所得控除	3	3	7	2	3
	投資税額控除	3	8	13	15	19
	特別償却	1	1	5	19	1
事 業 税	所得控除	6	9	19	6	12
	特別償却	4	1	15	30	3
	合計	67	112	254	352	372
※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より算定。 ※令和元年度は沖縄県調査から算定。 ※法人住民税について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%を乗じて算定。 ※令和元年度の事業税は、所得控除と特別償却の適用額に税率6.47%を乗じて算定。						

2. 今後の減収見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除98百万円、投資税額控除364百万円、特別償却131百万円、法人住民税41百万円(所得控除分7百万円、投資税額控除25百万円、特別償却9百万円)、事業税63百万円(所得控除分27百万円、特別償却分36百万円)を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照)。 (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率7%を乗じた額。) (事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率6.47%を乗じた額。)					
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 1. 政策目的の達成状況 沖縄県において国際物流拠点産業は、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けている重要な分野である。近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めており、産業用製造装置の製造等これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる。 立地企業における経済活動の状況として、沖縄県が施設等を管理している旧特区地域(旧那覇地区(旧自由貿易地域)及び旧うるま地区(旧特別自由貿易地域))における搬出額をみると、企業数の増加や経済活動の進展により、平成27年度の13,785百万円から令和元年度の22,611百万円と大きく増加している。 また、政府の「農林水産物の輸出力強化戦略」では那覇空港の国際物流ハブ機能を生かした農林水産物輸出拠点化に向けた計画が進められているほか、沖縄を経由した全国特産品のアジアへの販路開拓の動きも活発化している。 こうした関連企業の集積や各方面からの施策・取組の展開により、那覇空港の国際航空貨物取扱量は、令和元年現在10.8万トンで、成田、関空、羽田、中部に次ぐ国内第5位となっている。 引き続き、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興し、自立型経済の構築に向けて取組を推進していきたい。				
搬出額の推移 (単位: 百万円)					
	H27	H28	H29	H30	R1
旧自由貿易地域及び旧特別自由貿易地域	13,785	12,744	19,562	22,754	22,611
2. 達成目標の実現状況 アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制優遇措置等、沖縄県のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規企業数・雇用者数は増加しているところである。具体的には、平成26年					



度から平成30年度までの5年間に、特区内の国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）は、76社から208社へ、新規雇用者数（累計）も1,019人から3,152人へ着実に増加している。  
 今後も好調な流れを維持しつつ、国際物流拠点産業の集積による産業及び貿易の振興を図る必要がある

（達成目標）

令和3年度までに次の目標を達成する。

- ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする。
- ・国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする。

（1）新規立地企業数（累計）

（単位：社）

	H26	H27	H28	H29	H30
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	33	59	61	103	125
うるま・沖縄地区	43	55	58	75	83
合 計	76	114	126	178	208

※沖縄県調べ

（2）新規雇用者数（累計）

（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	420	829	1,066	1,446	1,699
うるま・沖縄地区	599	652	1,363	1,413	1,453
合 計	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152

※沖縄県調べ

《達成目標に対する租税特別措置の直接的効果》

本税制については、沖縄への投資を検討している企業を後押しするとともに、進出した企業の早期の経営安定化を図るものである。また、既に立地している国際物流拠点産業の企業における規模拡大を促進するものであり、これらにより、産業及び貿易の振興を図るものである。

本税制の活用企業数については、平成26年度の5社から、平成30年度は52社へと大きく増加しており、本県の国際物流拠点産業への投資が促進され、新規立地企業数も前述の「新規立地企業数（累計）」のとおり、着実に増加しているところである。また、推計による今後の見込についてみると、活用企業数及び活用企業における雇用者数とも測定指標を超えて、順調に増加することが見込まれており、本税制の後押しによる投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の国際物流拠点産業の振興に寄与している。

（測定指標）

令和3年度までに

- ・本制度を活用した企業数 30社
- ・本制度を活用した企業による雇用者数 870人

実績及び将来の見込み：

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数（指標）	-	-	8	16	20	24	30	30
活用企業数（実績）	5	8	16	38	52	32	-	-
活用企業数（見込み）	-	-	-	-	-	-	90	92
雇用者数（指標）	-	-	232	464	580	696	870	870
雇用者数（実績）	65	104	208	494	676	416	-	-
雇用者数（見込み）	-	-	-	-	-	-	1,170	1,196

※測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成28年度から平成30年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、雇用者数（実績）は「国際物流特区（旧うるま地区）」内の立地企業における平均従業員数（13人）から試算。令和元年度は沖縄県による企業アンケート調査による件数。

※令和2年度から令和3年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

3. 制度が延長できない場合の影響

県外企業へのアンケート（令和元年度企業誘致セミナー）によると、「沖縄の投資環境で関心のある項目」として、回答者の46.8%が税制と回答しており関心が高いことが伺える。沖縄進出を検討する多くの企業においては本税制の活用を念頭に事業計画を立てており、企業誘致の重要なインセンティブとなっている。

さらに、政府や県外事業者等において、沖縄の国際物流ハブ機能を活用した全国特産品の輸出拡大への取組が進められる中、本県には、物流機能の高度化やアジアと日本の商流を繋ぐ役割が一層求められる。このため、空港や港湾の整備によるインフラ面での機能強化に加え、関連企業の集積や高度化といったソフト面の強化は重要な課題であり、引き続き効果的な施策を講じていく必要がある。

しかしながら、本制度が延長されない場合、商流や物流の拡大を支える企業の集積に遅れが生じる。本税制が企業立地の重要なインセンティブとなり、平成30年度には特区内の立地企業が30社増加しているが、本税制の後押しがなくなることで、国際物流拠点産業の関連企業の立地が減少することが推測される。また、立地企業に

		<p>おける設備投資等の縮小も見込まれる。</p> <p>これらの影響により、国際物流拠点産業の集積や域内の関連産業の成長が遅れることで、新たなリーディング産業の確立による沖縄の民間主導による自立型経済の構築に支障が出てくるのが懸念される。また、沖縄を輸出拠点化していく様々な取組の推進力が弱まり、輸出拡大、貿易振興という我が国の重要な政策課題の実現に支障が出てくると懸念される。</p>
⑤	<p>⑤ 税収減を是認する理由</p>	<p>本制度は、高付加価値型のものづくり企業や物流企業等の沖縄への進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、沖縄における国際物流拠点産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴って、平成30年度は約676人の雇用を生んでいるところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を、単年度で約43億円、今後3年間（R1～R3）で175億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による593百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>・単年度の経済効果</p> <p>税活用企業における雇用者数：676人          沖縄県の労働生産性：6,294,750円          一県内総生産の押し上げ効果：約43億円</p> <p>※雇用者数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」から抽出した平成30年度本制度を活用した企業数（52社）、「国際物流特区（いわゆるま地区）」内の立地企業における平均従業員数（13人）を乗積して試算。          ※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額（名目県内総生産/県内就業者数）（平成29年度県民経済計算）（沖縄県）より試算</p> <p>・今後3年間の経済効果</p> <p>R1：416人×6,294,750円＝26億円          R2：1,170人×6,294,750円＝74億円          R3：1,196人×6,294,750円＝75億円</p> <p style="text-align: center;">計 約175億円</p> <p>また、雇用効果や設備投資等による経済波及効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄県の国際物流拠点産業の集積の観点から減収は是認に足る効果のある施策と考えられる。</p>
11	<p>相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、</p>

		必要最小限の特例措置であると考えられる。
	②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>国際物流拠点産業集積地域は、東アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。</p> <p>一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。</p> <p>また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）は、物流量の増加施策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積（企業の誘致）を図る本税制とは役割が異なる。</p>
	③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	<p>有識者の見解</p>	-
13	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	平成30年8月（H30 内閣09）

今後の適用額・減収額の見込み(国際物流拠点産業集積地域)

1. 適用実績

(単位:件、千円)

	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
	件数	適用額	減収額	件数	適用額(減収額)	件数	適用額	減収額	
H27年度	3	71,926	17,190	3	22,592	2	41,379	9,890	49,672
H28年度	3	98,029	22,939	11	63,619	2	13,685	3,202	89,760
H29年度	4	215,827	50,504	28	100,415	6	186,844	43,721	194,640
H30年度	3	65,809	15,268	42	120,542	7	621,238	144,127	279,937
R1年度	2	181,089	42,013	26	282,300	4	46,071	10,688	335,001
合計	15	632,680	147,913	110	589,468	21	909,217	211,629	949,010
1件あたり適用額	15	42,179		110	5,359	21	43,296		

※件数・適用額について、H26→H30年度は租税特別措置の適用実態調査(財務省)。令和1度は沖縄県調査。  
 ※法人税率は、平成27年度は23.9%、平成28年度及び平成29年度は23.4%、平成30年度及び令和元年度は23.2%として試算

2. 立地企業数

(単位:件、%)

地域	項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計	平均
旧地域(那覇・うるま)	企業数	73	74	82	86	89	404	
	増加数	13	1	8	4	3	29	
	増加率	21.7%	1.4%	10.8%	4.9%	3.5%		8.4%
H26拡大地域	企業数	41	52	96	122	-	311	
	増加数	25	11	44	26	-	106	
	合計	114	126	178	208	-	626	
	増加数	38	12	52	30	-	132	

※沖縄県調査による。

3. 今後(令和元年度以降)の見込み(試算)

(1)旧地域

(単位:件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除		投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (④+⑥+⑨)	
		②件数 (①×3.7%)	③適用額 (②×42,179)	④減収額 (③×税率)	⑤件数 (①×27.2%)	⑥適用額 (⑤×5,359)	⑦件数 (①×5.2%)	⑧適用額 (⑦×43,296)		⑨減収額 (⑧×税率)
R2年度	96	4	168,716	39,142	26	139,334	5	216,480	50,223	228,699
R3年度	105	4	168,716	39,142	28	150,052	5	216,480	50,223	239,417
合計	-	8	337,432	78,284	54	289,386	10	432,960	100,446	468,116
平年度	-	4	168,716	39,142	27	144,693	5	216,480	50,223	234,058

仮定① 1年度あたり、立地企業が8.4%(過去5年間の平均増加率)増加する。

《所得控除》

- 仮定② 適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、3.7%とする。  
 (所得控除件数15件÷立地企業件数404件=3.7%)  
 仮定③ 適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、42,179千円とする。  
 (所得控除額632,680千円÷所得控除件数15件=42,179千円)  
 仮定④ 法人税率は、23.2%として試算。

《投資税額控除》

- 仮定⑤ 適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、27.2%とする。  
 (投資税額控除件数110件÷立地企業件数404件=27.2%)  
 仮定⑥ 適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、5,359千円とする。  
 (投資税額控除額589,468千円÷投資税額控除件数110件=5,359千円)

《特別償却》

- 仮定⑦ 適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、5.2%とする。  
 (特別償却件数21件÷立地企業件数404件=5.2%)  
 仮定⑧ 適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、43,296千円とする。  
 (特別償却額909,217千円÷特別償却件数21件=43,296千円)  
 仮定⑨ 法人税率は、23.2%として試算。

(2)拡大地域

(単位:件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除		投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (④+⑥+⑨)	
		②件数 (①×3.7%)	③適用額 (②×42,179)	④減収額 (③×税率)	⑤件数 (①×27.2%)	⑥適用額 (⑤×5,359)	⑦件数 (①×5.2%)	⑧適用額 (⑦×43,296)		⑨減収額 (⑧×税率)
R2年度	152	6	253,074	58,713	41	219,719	8	346,368	80,357	358,789
R3年度	152	6	253,074	58,713	41	219,719	8	346,368	80,357	358,789
合計	-	12	506,148	117,426	82	439,438	16	692,736	160,714	717,578
平年度	-	6	253,074	58,713	41	219,719	8	346,368	80,357	358,789

仮定① 那覇空港・那覇港に近隣する拡大地区は、土地需要が高いものの供給できる土地が不足しており、下記の大型開発案件を除き企業数は変動しないと仮定。  
 ・那覇港総合物流センター(第1期:令和元年度オープン)7社  
 ・豊見城市(与根地区)ロジスティクスパーク(第1期:令和2年度オープン)23社

《所得控除》

- 仮定② 適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、3.7%とする。  
 (所得控除件数15件÷立地企業件数404件=3.7%)  
 仮定③ 適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、42,179千円とする。  
 (所得控除額632,680千円÷所得控除件数15件=42,179千円)  
 仮定④ 法人税率は、23.2%として試算。

《投資税額控除》

- 仮定⑤ 適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、27.2%とする。  
 (投資税額控除件数110件÷立地企業件数404件=27.2%)  
 仮定⑥ 適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、5,353千円とする。  
 (投資税額控除額589,468千円÷投資税額控除件数110件=5,353千円)

《特別償却》

- 仮定⑦ 適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、5.2%とする。  
 (特別償却件数21件÷立地企業件数404件=5.2%)  
 仮定⑧ 適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、43,296千円とする。  
 (特別償却額909,217千円÷特別償却件数21件=43,296千円)  
 仮定⑨ 法人税率は、23.2%として試算。

(3)合計

(単位:件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除		投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (④+⑥+⑨)	
		②件数	③適用額	④減収額	⑤件数	⑥適用額 (減収額)	⑦件数	⑧適用額		⑨減収額
R2年度	248	10	421,790	97,855	67	359,053	13	562,848	130,580	587,488
R3年度	257	10	421,790	97,855	69	369,771	13	562,848	130,580	598,206
合計	-	20	843,580	195,710	136	728,824	26	1,125,696	261,160	1,185,694
平年度	-	10	421,790	97,855	68	364,412	13	562,848	130,580	592,847





金融庁



番号	制度名
金融庁	
金融01	中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置
金融02	企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加）
金融03	不動産投資法人における未収賃料の特例

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2金融01）

（評価実施府省：金融庁）

【基本情報】

制度名 (措置名)		中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置 (-)						
措置内容	平成30年度時点	-						
	令和元年度税制改正以後	-						
	令和2年度税制改正以後	-						
政策目的		コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対して金融機関がより円滑かつ積極的な融資を行える環境を整備することで日本経済の底支えを図ること。						
評価対象税目	義務対象			努力義務対象				
	法人税	法人住民税	法人事業税					
関係条項		-						
要望内容		金融機関が実施する中堅・中小企業向けプロパー融資の前年度末比増加額の一定割合を、既存の一括評価貸倒引当金損金限度額に上乘せし、損金算入限度額を拡大する。						
創設年度	-	過去の政策評価の実績		-			区分	新設

## 点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力を確保すること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力を確保すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① コロナ禍による経済への影響は予断を許さない状況が継続している他、現時点において、政府による当面の資金繰り支援政策も行われている状況であり、将来において求められる資金繰り支援の水準を定量的に示すことに馴染む施策ではない。</p> <p>② コロナ禍による経済への影響は予断を許さない状況が継続しており、現時点において企業の資金繰りが万全となる時点を予測することに馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本措置は、コロナ禍の中において積極的に中堅・中小企業向けプロパー融資を行う金融機関が適用対象となること、その適用数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢や、各金融機関の経営判断に影響されるため、金融庁において将来の適用数を予測することに馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本措置は、コロナ禍の中において積極的に中堅・中小企業向けプロパー融資を行う金融機関が適用対象となること、その適用数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢や、各金融機関の経営判断に影響されるため、金融庁において将来の減収額を定量的に予測することに馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力を確保すること）に対する将来の効果について、「本措置が実現すれば、コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力が確保される」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本措置は、コロナ禍の中において積極的に中堅・中小企業向けプロパー融資を行う金融機関が適用対象となること、その適用数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢や、各金融機関の経営判断に影響されるため、金融庁において将来の効果定量的に予測することに馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税2) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税2)
		②: 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 ○ コロナ禍の影響が長引く中、資金繰りを含めた金融機関による事業者支援の必要性が増大。特に、制度融資ではカバーしきれない部分(プロパー融資)で金融機関に期待される役割は一層大きくなる。 ○ こうした中、金融機関が融資で積極的に新たなリスクを取ったとしても、税務上損金と認められる貸倒引当金は機械的に算出された低い水準に抑えられ、金融機関に税負担が生じることで貸出余力が損なわれる。 ○ このため、金融機関が期待される役割を果たし続けるためには、リスクを負っても、貸出余力が損なわれないよう支援していくことが必要。
		《要望の内容》 ○ 金融機関が実施する中堅・中小企業向けプロパー融資の前年度末比増加額の一定割合を、既存の一括評価貸倒引当金損金限度額に上乗せし、損金算入限度額を拡大する。 ※プロパー融資・金融機関が実行する国内勘定の企業向け融資のうち信用保証協会の保証がない法人事業性融資。
		《関係条項》 —
		—
5	担当部局	金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:令和3年~令和5年
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	当面の間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対して金融機関がより円滑かつ積極的な融資を行える環境を整備することで日本経済の底支えを図る。
		《政策目的の根拠》 —

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力を確保すること。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対して金融機関が円滑かつ積極的な融資を行うことで日本経済の底支えに寄与する。	
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置が実現すれば、金融機関がより円滑かつ積極的な融資を行える環境が整備され、日本経済の底支えが図られる。
10	有効性等	①: 適用数	—
		②: 適用額	—
		③: 減収額	調査中
		④: 効果	《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置が実現すれば、コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力が確保される。
		⑤: 税収減を是認する理由等	コロナ禍の影響が拡大し、手元資金が枯渇する恐れがある中堅・中小企業への貸出余力を確保することで、価値ある事業の継続・発展を支え、日本経済の底支えを図るものであり、税収減以上の効果が期待できる。
		⑥: 効果	《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置が実現すれば、コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力が確保される。



11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、既存の税務手続の枠内で対応できるため、新たな補助金事業の運営等に追加の手続や費用の負担を求めるよりも、効率的である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置として、実質無利子・無担保融資があるが、融資対象が中小企業に限定されていることや、融資額の上限が限られること等により、適用範囲に限界があるため、本措置はこれを補う役割を担う。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2金融02）

（評価実施府省：金融庁）

【基本情報】

制度名 (措置名)		企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加） (-)					
措置内容	平成30年度時点	-					
	令和元年度税制改正以後	-					
	令和2年度税制改正以後	-					
政策目的		事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		-					
要望内容		企業再生税制については、中小企業の事業再生を支援する観点から、内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンドにより債権放棄が行われた場合についても、特例が措置されていた。新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた中小企業の事業再生が発生することから、事業再生ファンドによる債権放棄が行われた場合の特例措置を復活させる。					
創設年度	-	過去の政策評価の実績		-		区分	新設

## 点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）は、政策目的（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 企業再生税制の特例措置は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業再生が必要な中小企業の再生手法の選択肢を増やし、円滑な事業再生を促すことを目的とするものであり、その適用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢に左右されるため、定量的な目標等の設定に馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本措置は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業再生が必要な中小企業の再生手法の選択肢を増やし、円滑な事業再生を促すことを目的とするものである。その適用数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢に左右される上、事業再生手法は対象企業の状況に応じて選択されるものであり、適用数を事前に定量的に予測することに馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 企業再生税制の特例措置が整備されることにより、指定を受けた事業再生ファンドが債権放棄を行うことが可能となるものであり、従前は税収が生じておらず、本措置による税収減も生じないものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）は、政策目的（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本措置は、抜本的な事業再生が必要な中小企業の再生手法の選択肢を増やし、円滑な事業再生を促すことを目的とするものであり、その適用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢に左右されるため、定量的な効果等の予測に馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されておらず、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	企業再生税制の拡充(事業再生ファンドによる債権放棄の追加)
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税13) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税11)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 企業再生税制については、中小企業の事業再生を支援する観点から、内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合)により債権放棄が行われた場合についても、特例(評価損の損金算入が可能等)が措置されていた(令和元年3月末まで)。 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた中小企業の事業再生が発生することから、事業再生ファンドによる債権放棄が行われた場合の特例措置を復活させる。
		《関係条項》 —
5	担当部局	金融庁総合政策局総合政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:令和3年~令和5年
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	当面の間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。
		《政策目的の根拠》 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、経営改善・事業再生が必要な中小企業は数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、事業再生ファンドの無限責任組合員をはじめとした外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。 このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金

			融仲介機能の発揮をより一層加速させていく必要があることから、本特例措置の復活を要望したいと考えている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	II-1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 抜本的な事業再生等が必要な中小企業が、企業再生税制の適用を受けやすくなることにより、事業再生・経営改善が促進され、地域経済の活性化に繋がる。
10	有効性等	①: 適用数	事業再生を行う中小企業が適用対象。
		適用額	—
		②: 減収額	—
		③: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて事業再生に取り組むケースについて、企業再生税制の適用を受けることが可能となり、事業再生・経営改善が促進され、地域経済の活性化に繋がる。
		④: 税収減を是認する理由等	本特例措置により、中小企業の事業再生・経営改善が促進されること、地域経済の活性化に繋がることから、税収減を是認する効果があるといえる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、金融機関等が直接債権放棄を行わず、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けられることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境を整備するものであり妥当である。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地域金融機関や地方公共団体等が連携して組成された事業再生ファンドの活動のために必要不可欠な措置であるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2金融03）

（評価実施府省：金融庁）

【基本情報】

制度名 (措置名)		不動産投資法人における未収賃料の特例 (投資法人に係る課税の特例)					
措置内容	平成30年度時点	投資法人のうち、多数の投資家又は機関投資家が出資していること等の要件を満たすものが、配当可能利益の額の90%超を配当として支払っていること等の要件を満たす場合には、その支払配当等の額の損金算入ができる。					
	令和元年度税制改正以後	他の法人の発行済株式又は出資の50%以上を有していないこととの要件における「他の法人の出資」に「匿名組合出資」を含める等の見直し					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		安定的な不動産証券化市場の形成に資すること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第67条の15					
要望内容及び区分		新型コロナウイルス感染症対策の影響で、不動産投資法人において家賃の支払いの猶予に応じたために生じた一定の未収賃料相当につき、90%超配当要件の判定式の分母から控除するとともに、一定の調整措置を設けること。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H22金融03、H23金融02、H24金融02、H25金融05、H26金融01、H27金融05、H29金融02			区分	拡充

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	71	158,023,125	39.3%	21,997,658
H24	76	196,021,995	55.6%	26,093,394
H25	90	254,248,585	31.9%	33,549,176
H26	107	316,533,920	42.4%	41,795,861
H27	134	379,600,727	38.1%	47,500,780
H28	146	474,929,218	41.2%	56,568,087
H29	165	517,537,599	36.0%	61,422,789
H30	181	584,794,024	36.3%	69,418,663

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	不動産投資法人における未収賃料の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（安定的な不動産証券化市場の形成に資することを目標とする）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（安定的な不動産証券化市場の形成に資することを目標とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間にあって、示されていない。</p> <p>③ 所期の測定指標（2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増する）から新たな測定指標（不動産投資法人の登録数）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた投資法人に対して措置を行うものであり、その適用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢に左右されるため、定量的な目標設定に馴染む施策ではない。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症対策の施策に対する目標設定として、通常時を念頭に設定した目標は馴染まないため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置法第67条の15全体による減収額は、事前評価書に記載した「適用額」の通り。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「租税特別措置法第67条の15全体による減収額は、事前評価書に記載した「適用額」の通り」との説明では、過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、減収額が適用額と同額であるとする算定根拠が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置法第67条の15全体による減収見込み額は、事前評価書に記載した「適用額」の通り。なお、本特例の拡充自体は、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた投資法人に対して措置を行うものであり、その適用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢に左右されるため、将来の減収額予測に馴染む施策ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「租税特別措置法第67条の15全体による減収見込み額は、事前評価書に記載した「適用額」の通り」との説明では、将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、減収見込み額が適用額と同額であるとする算定根拠が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

## (6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① リート等の資産総額は約26.6兆円の規模に成長した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「リート等の資産総額は約26.6兆円の規模に成長した」との説明では、過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（安定的な不動産証券化市場の形成に資することを目標とする）に対する将来の効果について、「本措置が実現すれば、投資法人における投資ファンドとしての機能（導管性要件）の維持が可能となり、不動産証券化市場の安定化に資する」と説明さ</p>
--



れているが、定量的に予測されていない。
<b>【金融庁の補足説明】</b>
① 新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた投資法人に対して措置を行うものであり、その適用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢に左右されるため、定量的な効果の予測に馴染む施策ではない。
<b>【点検結果】</b>
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	不動産投資法人における未収賃料の特例
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税 15) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税 13)
		②: 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 投資法人が利益の90%超を配当した場合には、その配当した金額につき、投資法人の所得の計算上、損金の額に算入することとされている。
		《要望の内容》 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、不動産投資法人において家賃の支払いの猶予に応じたために生じた一定の未収賃料相当につき、90%超配当要件の判定式の分母から控除するとともに、一定の調整措置を設けること。
		《関係条項》 租税特別措置法第67条の15等
5	担当部局	金融庁総合政策局総合政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成23年～令和5年
7	創設年度及び改正経緯	平成10年の金融システム改革法により制度が創設された。 平成20年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成21年度改正で90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成23年度改正で国内50%超募集要件の見直しが行われた。 平成25年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。 平成26年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。 平成27年度改正で「税会不一致」問題解消等の手当がされた。 平成28年度改正で一時差異等調整引当額について所要の措置が行われた。 平成30年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。
8	適用又は延長期間	当面の間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定的な不動産証券化市場の形成に資すること。
		《政策目的の根拠》 ○ 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋) 「2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを

			目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」  ○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第百九十八号) (第1条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 安定的な不動産証券化市場の形成に資することを目標とする。  (測定指標) 不動産投資法人の登録数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資法人の実態に即した課税関係となることで、不動産証券化市場の安定化に寄与である。
10	有効性等	①: 適用数	平成23年度:71件 平成24年度:76件 平成25年度:90件 平成26年度:107件 平成27年度:134件 平成28年度:146件 平成29年度:165件 平成30年度:181件 令和元年度:196件(見込み) 令和2年度:196件(見込み) 令和3年度:196件(見込み) 令和4年度:196件(見込み) 令和5年度:196件(見込み)  ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より記載。 ※見込み値は以下の方法により推計 令和元年度:直近3年の増加数平均を平成30年度件数に加算。 令和2年度～令和5年度:令和元年度と同水準と仮定。

	②: 適用額	<p>平成 23 年度: 158,023 百万円                  平成 24 年度: 196,021 百万円                  平成 25 年度: 254,248 百万円                  平成 26 年度: 316,533 百万円                  平成 27 年度: 379,600 百万円                  平成 28 年度: 474,929 百万円                  平成 29 年度: 517,537 百万円                  平成 30 年度: 584,794 百万円                  令和元年度: 653,192 百万円(見込み)                  令和2年度: 653,192 百万円(見込み)                  令和3年度: 653,192 百万円(見込み)                  令和4年度: 653,192 百万円(見込み)                  令和5年度: 653,192 百万円(見込み)</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より記載。                  ※見込み値は以下の方法により推計                  令和元年度: 直近3年の増加額平均を平成 30 年度適用額に加算。                  令和2年度～令和5年度: 令和元年度と同水準と仮定。</p>
	③: 減収額	—
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  本措置が実現すれば、投資法人における投資ファンドとしての機能(導管性要件)の維持が可能となり、不動産証券化市場の安定化に資する。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  本措置が実現すれば、投資法人における投資ファンドとしての機能(導管性要件)の維持が可能となる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	投資法人は、投資ファンドの一つであり、法人ではあるものの、ファンド税制として、投資ファンド段階で課税せず、投資家段階でのみ課税することが合理的である。
	11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。

	③: 地方公共団体が協力する相当性	ファンド税制として、投資ファンド段階で課税せず、投資家段階でのみ課税することを確保する必要があり、相当である。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年8月

総務省



番号	制度名
総務省	
総務01	サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設
総務02	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2総務01）

（評価実施府省：総務省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設 (-)							
措置内容	平成30年度時点	-							
	令和元年度税制改正以後	-							
	令和2年度税制改正以後	-							
政策目的		新たな生活様式の普及・定着が求められる中、地方における就労の維持、事業継続性の確保等に資するサテライトオフィスの整備を促進・加速化するため、セキュリティレベルの高いサテライトオフィスを整備し、テレワークを安心して行うことができる「場」を利用者に提供する者に対する税制支援を行うこと。							
評価対象税目	義務対象			努力義務対象					
	法人税	法人住民税	法人事業税						
関係条項		-							
要望内容		総務大臣の計画認定を受けて一定のセキュリティ水準を確保したサテライトオフィスの整備を行う企業が、サテライトオフィスの整備に際して取得した設備に関し、取得価額の30%の特別償却又は5%の税額控除の特例措置を行う。							
創設年度		-	過去の政策評価の実績		-	区分		新設	



点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【総務省の補足説明】	① 国土交通省「テレワーク人口実態調査」（令和2年）より、就業者全体における共同利用型オフィス等の利用者の割合を引用。平成28年1.3%、平成29年1.7%、平成30年1.8%、令和元年1.8%の数値を採用する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「国土交通省「テレワーク人口実態調査」（令和2年）より、就業者全体における共同利用型オフィス等の利用者の割合を引用。平成28年1.3%、平成29年1.7%、平成30年1.8%、令和元年1.8%の数値を採用する」との説明では、依然として将来予測を達成目標（「本施策講じることによって整備促進すべき拠点数」）から逆算しているにすぎず、算定根拠としては認められないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人税及び法人住民税）について、別紙4頁（ア）法人税の「②税制特別措置対象設備の投資額」は、「※過去の補助事業実績及び事業者ヒアリングにより1箇所あたりの投資見込額を約6,030万円と算出し、設置箇所数を乗じた」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【総務省の補足説明】	① サーバ、セキュリティカメラ設備、入退室管理システム、複合機、テレビ会議システム及び無停電電源装置（UPS）については総務省事業の過去実績から平均値を算出した。 LAN設備、空調設備、電気設備（空調設備以外）及びその他附帯設備については、地方都市への進出実績を持つ複数の事業者に対してヒアリングを行い、当該事業者から聞き取った単価を採用し算出した。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点（令和3年度当初）から2年間で25%増を上回る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【総務省の補足説明】	① 国税においては、約6,030万円のサテライトオフィス1箇所の投資に対し、法人税5%の税額控除によって約300万円の減税効果があると見込んでおり、地方税においては、取得価額約6,030万円のサテライトオフィスの償却資産に係る固定資産税の課税標準について、取得後3年度分を2分の1とすることにより、約96万円の減税効果があると見込んでいる。 事業者ヒアリングによると、サテライトオフィスに対する初期投資分の回収は約5～6年で回収できる見込みであるが、本特例措置が当該初期投資に対する一定の負担軽減に資するものとなると考えている。また、本特例措置の適用に当たっては、一定のセキュリティ水準を確保することを要件とすることとしているが、同セキュリティ水準の確保を行うために必要な機器のランニングコストに見合う減税を行うことで、地域住民の方々が安心してテレワークを行うことができるセキュリティレベルの高いサテライトオフィスの整備が促進されるものと考えている。
【点検結果】	① 達成目標であるサテライトオフィス設置箇所数についての将来の実現状況が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税1)、法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)
		②: 上記以外の税目 固定資産税:外
3	要望区分等の別	【新設】 拡充・延長】 【単独】 主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 ・特例措置の対象 総務大臣の計画認定を受けて一定のセキュリティ水準を確保したサテライトオフィスの整備を行う企業が、サテライトオフィスの整備に際して取得した設備に関し、法人税制の特例措置を行う。 ・特例措置の内容 ○ 対象者 : 総務大臣の計画認定を受けてサテライトオフィスの整備を行う法人 ○ 対象設備 : 計画に従って東京都特別区及び大阪市を除く地域において取得した専ら他人の用に供するサテライトオフィス整備に係る以下の設備 LAN 設備(ルータ、スイッチ、Wi-Fi ルータ、ファイアウォール、VPN 装置、ネットワーク監視装置、回線設備)、サーバ、セキュリティカメラ設備、複合機、電気設備、附帯設備 ○ 内容 ・法人税: 取得価額の 30% の特別償却又は 5% の税額控除。 ・固定資産税: 取得後3年度分、課税標準を2分の1とする。 《関係条項》 —
5	担当部局	総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 令和3~4年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	2年間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新たな生活様式の普及・定着が求められる中、地方における就労の維持、事業継続性の確保等に資するサテライトオフィスの整備を促進・加速化するため、セキュリティレベルの高いサテライトオフィスを整備し、テレワークを安心して行うことができる「場」を利用者に提供する者に対する税制支援を行う。

		①: 政策目的の根拠 《政策目的の根拠》 ＜経済財政運営と改革の基本方針 2020(令和2年7月 17 日閣議決定)＞ 地方回帰に資するテレワークの推進、地方移住にもつなげるサテライトオフィスの設置、デジタル産業等の起業、地方での兼業・副業支援を強化する。 ＜世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和2年7月 17 日閣議決定)＞ テレワーク導入に係る地域内での相互連携を促進するとともに、サテライトオフィスなどの BCP 対策に資するテレワーク環境整備を推進する。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け V. 情報通信 (ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点(令和3年度当初)から2年間で 25% 増を上回る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地方においても、テレワーク等の活用のためのサテライトオフィスの整備を促進・加速化させることで、新たな生活様式の普及・定着を推進し、就労の維持や事業継続性の確保等を実現。 事業者ヒアリングを通じて、サテライトオフィスの償却資産に係る税負担を訴える声があった。一方、一定の人口規模を擁する東京都特別区及び政令指定都市の中で昼夜間人口比率が高い東京都特別区及び大阪市は更なる過密の助長を避ける必要がある。 以上を踏まえ、東京都特別区及び大阪市を除く地域におけるサテライトオフィス整備に対し税制措置によって税負担を軽減することにより、サテライトオフィス整備の増加率を特例適用開始時点(令和3年度)から特例適用期間(2年間)引き上げる。
10	有効性等	①: 適用数 ＜適用見込み数＞ 令和3年度 273 件 令和4年度 205 件 ※ 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて適用見込み数を試算しているため、法人税の特別償却適用見込み数は0件。 ※別紙参照
		②: 適用額 ＜適用見込み額＞ 令和3年度 16,470 百万円 令和4年度 12,367 百万円 ※別紙参照
		③: 減収額 ＜減収見込み額＞ 【法人税】 令和3年度 824 百万円 令和4年度 618 百万円

別紙

		<p>※ 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて減収額を計算</p> <p>【法人住民税】 令和3年度 57 百万円 令和4年度 43 百万円</p> <p>【法人事業税】 令和3年度 0 百万円 令和4年度 0 百万円</p> <p>【固定資産税】 令和3年度 0 百万円 令和4年度 105 百万円 令和5年度 165 百万円 令和6年度 136 百万円 令和7年度 54 百万円</p> <p>※別紙参照</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 地方においても、テレワーク等の活用のためのサテライトオフィスの整備を促進・加速化させることで、新たな生活様式の普及・定着を推進し、就労の維持や事業継続性の確保等を実現。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>新たな生活様式の普及・定着が求められる中、税制特例によるサテライトオフィス整備の促進を図ることにより、地方における就労の維持や事業継続性の確保等を短期間で集中的に進める必要があることから、税収減を是認する理由があると考えられる。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 従来、テレワークの推進に当たっては、テレワークを実施する企業等に対して、予算措置（働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）等）や国税支援措置（中小企業経営強化税制等）が講じられてきているが、テレワークのさらなる普及促進に当たっては、サテライトオフィス整備事業者への支援措置を講ずることが必要である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 生産性向上特別措置法に基づく税制支援は生産性の向上に資するもの（サテライトオフィスの更新等）であり、本税制の対象とする設備（新たにサテライトオフィスを整備しサービスを提供するためのもの）は該当しない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 地方におけるテレワーク等の活用のためのサテライトオフィスの整備を促進・加速化させることで、新たな生活様式の普及・定着を推進し、地方における就労の維持や事業継続性の確保等を実現することができることから、法人税に加えて、固定資産税についても税制特別措置を適用することが適当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

サテライトオフィス整備に係る軽減措置による減収額及び税制特別措置等の直接的効果について

1. サテライトオフィス整備に係る軽減措置による減収額

(ア) 法人税

①設置箇所数：令和3年度 273箇所  
令和4年度 205箇所

※設置箇所数の考え方は別紙11頁からの「設定根拠」の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照。

②税制特別措置対象設備の投資額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
16,470	12,367

※過去の補助事業実績及び事業者ヒアリングにより1箇所あたりの投資見込額を約6,030万円と算出し、設置箇所数を乗じた。

③1箇所あたりの税制特別措置対象設備の投資額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
60	60

※②÷①で各年度の投資額を算出

④法人税に係る適用数を踏まえた減収額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
824	618

※ [該当年度の適用見込み数] × [該当年度の1社あたりの適用額] × [税額控除5%]

(イ) 法人住民税

①法人税に係る適用数を踏まえた減収額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
824	618

②法人住民税の減収額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
57	43

※ [該当年度の法人税減収額] × [法人住民税率7%] × [中小企業割合99.7%]

※中小企業割合は中小企業庁の集計結果から引用。

[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu\\_kigyocnt/2018/181130chukigyocnt.html](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2018/181130chukigyocnt.html)

(ウ) 法人事業税

①適用数を踏まえた税制対象設備の投資額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
16,470	12,367

②法人事業税の減収額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
0	0

※税額控除は対象法人の所得には影響を及ぼさない

(エ) 固定資産税

※百万円未満を四捨五入にて計算している影響から、減収見込額の合計額と一致しない場合がある

1. LAN 設備（6年償却）

（ルータ、スイッチ、Wi-Fiルータ、ファイアウォール、VPN装置、ネットワーク監視装置、回線設備）

①1箇所あたりの投資見込額<sup>※1</sup>：7.3（百万円）

②令和3年度整備箇所数<sup>※2</sup>：273箇所

③令和4年度整備箇所数<sup>※2</sup>：205箇所

④令和3年度投資見込額<sup>※3</sup>：1,991.8（百万円）

⑤令和4年度投資見込額<sup>※4</sup>：1,495.7（百万円）

⑥半年償却率：0.1595

⑦償却率：0.319

⑧課税標準：0.5

⑨固定資産税率：1.4%

令和4年度減税額：①×②×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨=11.7（百万円）

令和5年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=16.8（百万円）

令和6年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=11.4（百万円）

令和7年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=4.1（百万円）

※1 事業者ヒアリングにより算出。6万円/坪、1箇所あたり120坪を想定

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

2. サーバ（5年償却）

①1箇所あたりの投資見込額<sup>※1</sup>：2.1（百万円）

②令和3年度整備箇所数<sup>※2</sup>：273箇所

③令和4年度整備箇所数<sup>※2</sup>：205箇所

④令和3年度投資見込額<sup>※3</sup>：573（百万円）

⑤令和4年度投資見込額<sup>※4</sup>：431（百万円）

⑥半年償却率：0.1845

⑦償却率：0.369

⑧課税標準：0.5

⑨固定資産税率：1.4%

令和4年度減税額：①×②×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨=3.3（百万円）

令和5年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=4.5（百万円）

令和6年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=2.9（百万円）

令和7年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=1.0（百万円）

※1 過去の補助事業実績から算出

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

3. セキュリティカメラ設備（6年償却）

①1箇所あたりの投資見込額<sup>※1</sup>：0.7（百万円）

②令和3年度整備箇所数<sup>※2</sup>：273箇所

③令和4年度整備箇所数<sup>※2</sup>：205箇所

④令和3年度投資見込額<sup>※3</sup>：191（百万円）

⑤令和4年度投資見込額<sup>※4</sup>：144（百万円）

⑥半年償却率：0.1595

⑦償却率：0.319

⑧課税標準：0.5

⑨固定資産税率：1.4%

令和4年度減税額：①×②×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨=1.1（百万円）

令和5年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=1.6（百万円）

令和6年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=1.1（百万円）

令和7年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=0.4（百万円）

※1 過去の補助事業実績から算出

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

#### 4. 入退室管理システム（6年償却）

①1箇所あたりの投資見込額<sup>※1</sup>：0.6（百万円）

②令和3年度整備箇所数<sup>※2</sup>：273箇所

③令和4年度整備箇所数<sup>※2</sup>：205箇所

④令和3年度投資見込額<sup>※3</sup>：164（百万円）

⑤令和4年度投資見込額<sup>※4</sup>：123（百万円）

⑥半年償却率：0.1595

⑦償却率：0.319

⑧課税標準：0.5

⑨固定資産税率：1.4%

令和4年度減税額：①×②×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨=1.0（百万円）

令和5年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=1.4（百万円）

令和6年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=0.9（百万円）

令和7年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=0.3（百万円）

※1 過去の補助事業実績から算出

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

#### 5. 複合機（5年償却）

①1箇所あたりの投資見込額<sup>※1</sup>：1.1（百万円）

②令和3年度整備箇所数<sup>※2</sup>：273箇所

③令和4年度整備箇所数<sup>※2</sup>：205箇所

④令和3年度投資見込額<sup>※3</sup>：300（百万円）

⑤令和4年度投資見込額<sup>※4</sup>：226（百万円）

⑥半年償却率：0.1845

⑦償却率：0.369

⑧課税標準：0.5

⑨固定資産税率：1.4%

令和4年度減税額：①×②×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨=1.7（百万円）

令和5年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=2.4（百万円）

令和6年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨+①×②

×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=1.5（百万円）

令和7年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=0.5（百万円）

※1 過去の補助事業実績から算出

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

#### 6. テレビ会議システム（カメラ、大型ディスプレイ、スピーカーフォン等）（10年償却）

①1箇所あたりの投資見込額<sup>※1</sup>：1.7（百万円）

②令和3年度整備箇所数<sup>※2</sup>：273箇所

③令和4年度整備箇所数<sup>※2</sup>：205箇所

④令和3年度投資見込額<sup>※3</sup>：464（百万円）

⑤令和4年度投資見込額<sup>※4</sup>：349（百万円）

⑥半年償却率：0.103

⑦償却率：0.206

⑧課税標準：0.5

⑨固定資産税率：1.4%

令和4年度減税額：①×②×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨=2.9（百万円）

令和5年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=4.5（百万円）

令和6年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=3.6（百万円）

令和7年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=1.4（百万円）

※1 過去の補助事業実績から算出

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

#### 7. 空調設備（オフィス用）（15年償却）

①1箇所あたりの投資見込額<sup>※1</sup>：14.7（百万円）

②令和3年度整備箇所数<sup>※2</sup>：273箇所

③令和4年度整備箇所数<sup>※2</sup>：205箇所

④令和3年度投資見込額<sup>※3</sup>：4,023（百万円）

⑤令和4年度投資見込額<sup>※4</sup>：3,021（百万円）

⑥半年償却率：0.071

⑦償却率：0.142



⑧課税標準：0.5

⑨固定資産税率：1.4%

令和4年度減税額：①×②×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨=26.2(百万円)

令和5年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=42.1(百万円)

令和6年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=36.1(百万円)

令和7年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=14.5(百万円)

※1 事業者ヒアリングにより算出。12万円/坪、1箇所あたり120坪を想定

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

#### 8. 電気設備(空調設備以外)(15年償却)

①1箇所あたりの投資見込額<sup>※1</sup>：8.4(百万円)

②令和3年度整備箇所数<sup>※2</sup>：273箇所

③令和4年度整備箇所数<sup>※2</sup>：205箇所

④令和3年度投資見込額<sup>※3</sup>：2,287(百万円)

⑤令和4年度投資見込額<sup>※4</sup>：1,717(百万円)

⑥半年償却率：0.071

⑦償却率：0.142

⑧課税標準：0.5

⑨固定資産税率：1.4%

令和4年度減税額：①×②×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨=14.9(百万円)

令和5年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=23.9(百万円)

令和6年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=20.5(百万円)

令和7年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=8.2(百万円)

※1 事業者ヒアリングにより算出。7万円/坪、1箇所あたり120坪を想定

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

#### 9. 無停電電源装置(UPS)(6年償却)

①1箇所あたりの投資見込額<sup>※1</sup>：0.2(百万円)

②令和3年度整備箇所数<sup>※2</sup>：273箇所

③令和4年度整備箇所数<sup>※2</sup>：205箇所

④令和3年度投資見込額<sup>※3</sup>：55(百万円)

⑤令和4年度投資見込額<sup>※4</sup>：41(百万円)

⑥半年償却率：0.1595

⑦償却率：0.319

⑧課税標準：0.5

⑨固定資産税率：1.4%

令和4年度減税額：①×②×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨=0.3(百万円)

令和5年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=0.5(百万円)

令和6年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=0.3(百万円)

令和7年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=0.1(百万円)

※1 過去の補助事業実績から算出

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

#### 10. その他附帯設備(壁、床等(商業施設からの改装))(15年償却)

①1箇所あたりの投資見込額<sup>※1</sup>：24(百万円)

②令和3年度整備箇所数<sup>※2</sup>：273箇所

③令和4年度整備箇所数<sup>※2</sup>：205箇所

④令和3年度投資見込額<sup>※3</sup>：6,421(百万円)

⑤令和4年度投資見込額<sup>※4</sup>：4,822(百万円)

⑥半年償却率：0.071

⑦償却率：0.142

⑧課税標準：0.5

⑨固定資産税率：1.4%

令和4年度減税額：①×②×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨=41.8(百万円)

令和5年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=67.2(百万円)

令和6年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=57.6(百万円)

令和7年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=23.1(百万円)

※1 事業者ヒアリングにより算出。20万円/坪、1箇所あたり120坪を想定

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

## ※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額

以上より、各年度の減収額が以下の通り算出される。（単位：百万円）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
105	165	136	54

## 2. 達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果

- ・サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点（2021年度当初）から2年間で25%増とする。

## &lt;設定根拠&gt;

- ・国土交通省「テレワークセンター事例集」（平成29年3月）より、平成28年度の東京23区、大阪市及びその他のサテライトオフィス拠点数が示されている。

	東京23区	大阪市	その他	合計
平成28年度	624	147	1,133	1,904

- ・達成目標の設定に当たっては、以下のとおり、サテライトオフィスの需要予測と供給予測を行った。

## 1. 需要予測

- ・国土交通省「テレワーク人口実態調査」（令和2年）より、雇用者で感染症対策として在宅勤務をはじめ実施した者の雇用者全体に占める割合が5.2%（①）。これらの人々を新たなテレワーカーとしてとらえている。

- ・令和2年度から令和4年度の雇用者によるサテライトオフィスの利用割合については、前年度割合+①+平成28年度～令和元年度間の雇用者によるサテライトオフィスの利用割合の平均伸び率（0.17%）（※1）と計算し、  
令和2年度：2.1%  
令和3年度：2.3%  
令和4年度：2.5%  
と算定。

※1 国土交通省「テレワーク人口実態調査」（令和2年3月）の平成28年度～令和元年度における雇用者によるサテライトオフィスの利用割合の平均伸び率を算出。

年度	雇用者によるサテライトオフィスの利用割合
H28	1.3%
H29	1.7%
H30	1.8%
R1	1.8%

$$((H29-H28)+(H30-H29)+(R1-H30))/3=0.17\%$$

- ・雇用者数（令和2年度以降は令和元年度の数値を適用）に雇用者によるサテライトオフィスの利用割合を乗じてサテライトオフィス利用者数を推計した。

平成28年度：74.9万人（②）

平成29年度：99.4万人（前年度からの増加率：33%（⑤））

平成30年度：107.2万人（前年度からの増加率：8%（⑥））

令和元年度：108.1万人（前年度からの増加率：1%（⑦））

令和2年度：123.7万人（前年度からの増加率：14%）

令和3年度：136.9万人（③）（前年度からの増加率：11%）

令和4年度：150.5万人（④）（前年度からの増加率：10%）

※総務省「労働力調査」によると、雇用者数は以下のとおり。

年度	雇用者(万人)
H28	5,764
H29	5,848
H30	5,955
R1	6,004

- ・サテライトオフィス利用者数増を踏まえた令和3年度及び令和4年度の必要なサテライトオフィス拠点数は、各年度のサテライトオフィス利用者数を1拠点当たり収容人数（394人。平成28年度のサテライトオフィス利用者数（②）を平成28年度の合計拠点数（1,904箇所）で割ることで算定）で割ることで算定した。

	合計
令和3年度（③）/394	3,479（⑧）
令和4年度（④）/394	3,824（⑨）

## 2. 供給予測

- ・冒頭の平成28年度の東京23区、大阪市及びその他のサテライトオフィス拠点数をベースに、施策を行わない場合のサテライトオフィス拠点数を算定した。具体的には、平成29年度～令和元年度は前年度拠点数にサテライトオフィス利用者数の増加率（⑤～⑦）を乗じて算定し、令和2年度以降は前年度拠点数にIDC Japan調査による増加率（10%）を乗じて算定した。

	東京23区	大阪市	その他	合計
平成28年度	624	147	1,133	1,904
平成29年度	828	195	1,503	2,526
平成30年度	893	210	1,621	2,724
令和元年度	900	212	1,634	2,746
令和2年度	990	233	1,797	3,021（⑩）
令和3年度	1,089	257	1,977	3,323



令和4年度	1,198	282	2,175	3,655
-------	-------	-----	-------	-------

3. 需要と供給の差

・ サテライトオフィス利用者増によって新たに整備しなければならないサテライトオフィス拠点数は以下のとおり。

	合計
令和3年度 (⑧-⑩)	458
令和4年度 (⑨-⑧)	345

・ 上記の数値は全国の拠点数であるため、東京 23 区及び大阪市を除く割合で乗じた値が本施策講じることによって整備促進すべき拠点数である。

	合計
令和3年度	273
令和4年度	205

・ 上記の拠点数が全て整備されることによって、特例適用開始時点（2021 年度当初）から2年間でサテライトオフィスの拠点数が 26.6% (⑨/⑩) の増となるため、達成目標である「サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点（令和3年度当初）から2年間で25%増を上回る」を達成する。



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2総務02）

（評価実施府省：総務省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長 (特定地域における工業用機械等の特別償却 (過疎地域における工業用機械等の特別償却) )					
措置内容	平成30年度時点	過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域のうち一定の地区において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の10%（建物等は6%）の特別償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		少子高齢化・若年者の流出という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第45条、第68条の27					
要望内容		対象業種の拡充、取得価額要件の引下げ、割増償却への移行等の見直しを行う。措置の適用期限を令和13年3月31日まで10年間延長する。					
創設年度		S45	過去の政策評価の実績	H22総務01、H24総務02、H26総務02、H28総務01、H30総務01	区分	拡充・延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	102	2,419,401	46.3%	305,646
H24	76	2,307,988	70.5%	274,004
H25	75	924,838	47.1%	113,919
H26	72	1,810,168	67.5%	224,877
H27	68	868,571	63.8%	98,910
H28	68	1,133,511	59.0%	133,664
H29	76	1,646,895	60.6%	148,459
H30	72	2,393,457	77.2%	204,865

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和3年度から12年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【総務省の補足説明】	①・ 別紙1 12頁「※：過疎室実施の事業者アンケート結果から、2,700万円超投資実績：500～2,700万円投資実績＝93：36であることから、 $36/93 \approx 0.39$ をかけた」の算定根拠（アンケート結果のうち、計算に用いた数値の箇所（頁数等）） → アンケート結果のうち、平成31年1月1日～令和元年12月31日までの投資実績から件数を引用（アンケート結果においては6頁の内容にあたるが、6頁では投資金額の区分が500万円～2,700万円、2,700万円超とは異なるため、直接引用できる数値等はない。） ・ 別紙1 13頁「(iii) 資本金5,000万円以上かつ更新に係る投資実績をもつ事業者について（推計）」のうち、「資本金5,000万円以上の設備投資を行った事業者数」、「0.54」及び「（現行特別償却の活用割合）」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典） → 「資本金5,000万円以上の設備投資を行った事業者数」：中小企業庁「中小企業実態基本調査（令和元年確報／平成30年度決算実績）」より抜粋 「0.54」：日本政策金融公庫・総合研究所「第120回中小製造業設備投資動向調査結果」より、新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率は65%：35%であることから、 $35/65 \approx 0.54$ 「（現行特別償却の活用割合）」：アンケート結果6頁において、過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した事業者は18.2%とされていることから、0.18。 ・ 別紙1 14頁「(3) 情報サービス業等の適用見込件数について」のうち、「（全過疎市町村）」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）

→ 令和2年4月1日現在における過疎関係市町村は817団体あることから。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和2年4月1日現在における過疎関係市町村は817団体あることから」との説明では、算定根拠（出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和3年度から12年度までの法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 ② 将来の減収額（令和3年度から12年度までの法人住民税及び法人事業税）について、推計値の算出方法として「法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）による」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【総務省の補足説明】	① 次に列挙した箇所の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）を明らかにされたい。 ・ 別紙1 6頁「③取得価額下限額引下分に係る拡充について（推計）」における「平成28～令和元年度の平均投資件数」のうち、「旅館業における機械等の適用件数（推計）」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典） → 「旅館業における建物等の適用件数」に、農林水産物等販売業の平成28年度から令和元年度における、建物等と機械等の投資の比率（ $17,832/79,947 \approx 22.3\%$ ）を乗じた。 ・ 別紙1 8頁「※6：過疎室実施の事業者アンケートより、全投資事業者のうち過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用した事業者の割合。過疎室実施の事業者アンケート結果から、2,700万円超投資実績：500～2,700万円投資実績＝93：36であることから、 $36/93 \approx 0.39$ をかけた」の算定根拠（アンケート結果のうち、計算に用いた数値の箇所（頁数等）） → アンケート結果6頁において、過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した事業者は18.2%とされていることから、0.18を用いた。（計算式は正しいが、※6の記載内容が誤っているため、修正した。） ・ 別紙1 10頁「(3) 情報サービス業等の投資額合計について（推計）」のうち、「（全過疎市町村）」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典） → 令和2年4月1日現在における過疎関係市町村は817団体あることから。 ② 将来の減収額（令和3年度から12年度までの法人住民税及び法人事業税）について、推計値の算出方法として「法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）による」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。 → ・ 法人住民税 減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人税減収額（11頁記載の減収額）×県民税率（0.04） 法人市町村民税減収額＝法人税減収額（11頁記載の減収額）×市町村民税（0.121） 計算すると以下のとおり。

	法人県民税減収額	法人市町村民税減収額	法人住民税（合計）
R3	7,348	22,227	29,575
R4	12,935	39,128	52,063
R5	17,226	52,109	69,335
R6	20,563	62,204	82,767
R7	23,688	71,655	95,343
R8	23,688	71,655	95,343
R9	23,688	71,655	95,343
R10	23,688	71,655	95,343
R11	23,688	71,655	95,343
R12	23,688	71,655	95,343

・法人事業税  
減収額＝適用額（10頁記載の適用額）×法人事業税率（0.051）  
計算すると以下のとおり。

	法人事業税
R3	40,382
R4	71,087
R5	94,669
R6	113,009
R7	130,180
R8	130,180
R9	130,180
R10	130,180
R11	130,180
R12	130,180

なお、県民税率、市町村民税率、法人事業税率については、いずれも全国的にみた場合の標準税率を採用している。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和2年4月1日現在における過疎関係市町村は817団体あることから」との説明では、算定根拠（出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人））に対する過去の直接的な効果について、「過疎対策室が行った調査によれば（略）本特例措置は、過疎地域の雇用の増大に寄与しているものと考え」と説明されているが、過去の効果（本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数平成28年度132人、29年度260人、30年度280人及び令和元年度253人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

握されていない。

- ② 所期の達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人））に対する過去の効果について、本特例措置の対象事業のうち、旅館業に係る過去の適用数（平成28年度から令和元年度まで各2件）及び農林水産物等販売業に係る過去の適用数（平成29年度1件、30年度0件及び令和元年度1件）は少数であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が必要最小限の内容であることが明らかにされていない。

【総務省の補足説明】

- ① 評価書15頁に記載のとおり、過疎対策室が行った調査によれば、令和元年度に本特例措置の適用があった67の事業所のうち、43の事業所が、所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所（64.2%。この傾向は、過年度においても同様。）であり、当該43の事業所から170人の雇用が創出されている。この点、前出のチャートの考え方によれば、基盤産業の従業者数の6.5倍が地域全体の従業者数であるとされているところ、本特例措置により、基盤産業において170人の雇用が創出されたことに伴い、その結果、全国の過疎地域では、1,100人余りの雇用が波及的に創出されたと考えられる。また、非基盤産業においても雇用が創出（83人）されており、基盤産業ほどではないにしても、これに伴う波及的な雇用創出効果も考えられる。

こうした点を踏まえれば、本特例措置は、過疎地域の雇用の増大に寄与しているものと考えられる。

- ② 評価書14頁に記載のとおり、両業種とも一定の需要はあったものの、アンケート調査によれば、現行制度において設備の更新が対象になっていないことが活用率の低下を招いているとされる意見が全体の7割近く（157事業者）あり、また取得価額の下限額の引き下げを求める意見も全体の5割強（126事業者）あったことから、取得価額2,000万円以上かつ新增設に係る設備投資のみを対象とする適用要件が小規模事業者の適用を困難なものにしており、その結果適用件数が少なかったものと考えられる。本特例をより幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、設備投資が促進され、新規雇用者の創出、また雇用の確保に資するものと考えられる。

【点検結果】

- ① 「過疎対策室が行った調査によれば、令和元年度に本特例措置の適用があった67の事業所のうち、43の事業所が、所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所（64.2%。この傾向は、過年度においても同様。）であり、当該43の事業所から170人の雇用が創出されている」との説明では、当該創出された雇用者数は、本特例措置が適用された事業所において創出された雇用者数ではあるものの、本特例措置があることによって増加した（本特例措置がなければ増加しなかった）雇用者数であるかは明らかにされていない。また、過去の効果（本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数平成28年度132人、29年度260人、30年度280人及び令和元年度253人）との関係も明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 過去の適用実態を踏まえても、本特例措置の必要最小限の内容として、旅館業及び農林水産物等販売業を対象事業とする必要があるとする積極的な理由が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を毎年度▲0.62%以上とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
- ② 達成目標（本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

## 【総務省の補足説明】

- ① 具体的な将来の効果については以下のとおり（推計）。

R3	-0.62%
R4	-0.62%
R5	-0.62%
R6	-0.62%
R7	-0.62%
R8	-0.62%
R9	-0.62%
R10	-0.62%
R11	-0.62%
R12	-0.62%

## ※推計値の算出方法

平成20年度～平成22年度の住民基本台帳に基づく人口動態より、(過疎市町村への転入者数-過疎市町村からの転出者数) / 過疎市町村の人口 で算出。

- ② 具体的な将来の効果については以下のとおり（推計）。

R3	222人
R4	222人
R5	222人
R6	222人
R7	222人
R8	222人
R9	222人
R10	222人
R11	222人
R12	222人

## ※推計値の算出方法

平成27年度～令和元年度の過疎対策室調査の平均新規雇用者数。

(平成27年度の新規雇用者数：185人  
平成28年度：132人  
平成29年度：260人  
平成30年度：280人  
令和元年度：253人)

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果（令和2年度）が予測されていないため、この点を課題とする。  
また、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。  
また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。  
また、本特例措置の対象事業のうち、旅館業に係る将来の適用数（令和2年度2件及び3年度5件）及び農林水産物等販売業に係る将来の適用数（令和2年度1件及び3年度5件）は少数であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が必要最小限の内容であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将

来の効果（令和2年度）が予測されていないため、この点を課題とする。

また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

また、本特例措置の対象事業のうち、旅館業に係る将来の適用数（令和2年度2件及び3年度5件）及び農林水産物等販売業に係る将来の適用数（令和2年度1件及び3年度5件）は少数であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が必要最小限の内容であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税4)
	①: 政策評価の対象税目	(法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)
	②: 上記以外の税目	(所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>法人又は個人が、令和3年3月31日までに過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置。</p> <p>○対象事業及び特別償却対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備</li> <li>・旅館業…建物及び附属設備</li> <li>・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備</li> </ul> <p>○特別償却率:機械及び装置…10/100、建物及び附属設備…6/100</p> <p>《要望の内容》</p> <p>対象業種の拡充、取得価額要件の引下げ、割増償却への移行等の見直しを行った上で延長する。</p> <p>○見直し内容</p> <p>①対象業種に「情報サービス業等※」を追加する。</p> <p>※「情報サービス業等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報サービス業</li> <li>・有線放送業</li> <li>・インターネット付随サービス業</li> </ul> <p>・次に掲げる業務(情報通信の技術を利用する方法により行う者に限るものとし、前記に掲げる事業に係るものを除く。)及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業</p> <p>① 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務</p> <p>② 新商品の開発、販売計画の作成等に必要基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務</p> <p>(租税特別措置法施行規則第二十条の十六第七項と同様)</p> <p>②対象設備(対象全業種)に「構築物」を追加し、旅館業の対象設備に「機械及び装置」を追加する。</p> <p>③取得価額要件の下限額を「500万円以上」に引き下げる。また、資本金規模に応じて取得価額要件の下限額を区分する。</p>

<p>④「新增設以外の取得等」を対象に追加する。</p> <p>⑤通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を以下のとおり見直す。</p> <p>割増償却(5年間)</p> <p>償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32/100</p> <p>:建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48/100</p> <p>・上記償却方法等の見直しによる必要な経過措置を講じる。</p> <p>⑥適用期間を10年延長する。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>市町村による産業振興策に資する措置とするため、税制適用にあたっては過疎市町村が作成する市町村計画(以下、「市町村過疎計画」という。)に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することとする。</p> <p>○対象業種ごとの見直し内容</p> <p>1. 製造業・旅館業</p> <p>(1)対象</p> <p>①資本金5,000万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>②資本金5,000万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>(2)取得価額の下限額</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限額以上である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の規模</th> <th>5,000万円以下</th> <th>5,000万円超1億円以下</th> <th>1億円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>500万円</td> <td>1,000万円</td> <td>2,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等</p> <p>(1)対象</p> <p>①資本金5,000万円以下の事業者</p> <p>:機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>②資本金5,000万円超の事業者</p> <p>:機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>(2)取得価額の下限額</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>(1)税制特例の適用にあたって、立地目標等の市町村過疎計画への記載を要件化</p> <p>過疎税制は事業者の投資促進による雇用の創出・確保を図る上で重要な特例措置であり、新たな過疎対策において、官民が一体となって産業振興策に取り組み、その効果を更に高める観点や、国</p>	資本金の規模	5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円以上	取得価額	500万円	1,000万円	2,000万円
資本金の規模	5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円以上					
取得価額	500万円	1,000万円	2,000万円					



		<p>庫支出金や地方債等の他の特例措置との相乗効果を高める観点から、税制適用にあたっては市町村過疎計画に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することを要件とする(記載事項、作成手続きについては、過疎新法(仮称)における市町村過疎計画の記載事項等の見直しと一体的に検討する)。計画の記載事項については経過措置を検討する。</p> <p>(2) 過疎地域から除外することとなる地域における税制特例の適用 過疎新法(仮称)の制定により、過疎地域から外れる地域が生じる可能性がある。このような地域においても一定の期間、本特例措置を適用する。(過疎新法(仮称)における過疎地域の指定要件の見直し、財政措置に対する経過措置の検討と一体的に検討する。)</p> <p>《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27</p>
5	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成28年度～12年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和45年創設</p> <p>平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加</p> <p>平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。</p> <p>平成17年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成21年度:適用期限の1年延長</p> <p>平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。</p> <p>平成23年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成25年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成27年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成29年度:過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。</p> <p>平成31年度:適用期限の2年延長</p>
8	適用又は延長期間	10年間(令和3年4月1日～13年3月31日)
9	必要性等	<p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1) 政策目的                  現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和2年度末に失効するが、過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられ、現行法の期限後においても、失効後の立法措置の動向に対応し、新たな過疎対策に取り組む必要がある。                  新たな過疎対策においては、少子高齢化・若年者の流出という</p>

		<p>過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性                  過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図るためには、民間企業による設備投資を促進することが必要である。                  対象業種については、過疎地域の地域資源を活用する業種として本制度で講じてきた「製造業」、「旅館業」、「農林水産物等販売業」に加え、過疎地域において、若者に魅力ある職場の確保、Society5.0時代を見据えた地域産業の振興、ポストコロナ時代の新たな働き方への対応、過疎地域の条件不利性の解消などの観点から「情報サービス業等」を追加する必要がある。                  適用要件については、現行制度においては取得価額「2,000万円超」の「新增設(雇用の増大をもたらすもの)」で、「建物・付属設備等、機械・装置等」を対象としてきたところであるが、過疎地域の雇用機会の創出・確保方策として課題があり、また事業者や地方公共団体からの要望も踏まえ、以下のとおり見直しが必要である。                  第一に、地域資源を生かした内発的な設備投資や情報サービス業等の設備投資を促す必要があるが、過疎地域の立地企業は我が国全体と比較しても小規模な企業の割合が高く、これらの設備投資は少額であると見込まれることから、資本金の規模に応じ、取得価額要件を引き下げる必要がある。                  第二に、我が国全体が人口減少下にある中、過疎地域の人口流出抑制のためには、企業活動を継続し、雇用の維持を図ることが重要であることから、適用要件に「新增設以外の取得等」を追加するとともに、雇用の「増大」に寄与することが見込まれる設備投資に限定している現行制度について、雇用の維持に寄与する設備投資についても措置の対象とする。                  特別償却の方式については、これまでの特別償却制度は設備投資の初年度に大きな税制優遇効果をもたらすものであったが、過疎地域における企業活動の持続に重点をおいた税制見直しを行う一環として、5年間適用可能な割増償却制度への移行を行う必要がある。その際、償却率については、税制特例効果を拡大するため、少なくとも他の条件不利地域振興立法関係の償却率以上である必要がある。(なお、耐用年数40年を上回る場合の建物については、他の条件不利地域振興立法と同等の償却率の場合、税制特例効果が現行の特別償却制度を下回ることに留意が必要)</p> <p>(3) 要望の措置の必要性                  過疎地域における製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の設備投資を促進し、雇用機会の拡大を図るため、2,000万円超という比較的高額の設備投資について特別償却を措置してきた。                  この措置については、実際に活用事業者の雇用数増等の成果を上げており、過疎地域における経済活動の実態を鑑みれば、一定の効果があつたと評価できる。                  今回の税制優遇措置の拡充は、このような実績も踏まえつつ、事業者や地方公共団体からの要望にも可能な限り応え、新たな過</p>
--	--	--

	<p>疎対策の一環として、過疎地域に立地する事業者の設備投資をさらに拡大することで、地域産業の内発的發展等による地域経済の活性化及び雇用の創出・確保が見込まれ、人口流出の抑制及び人口流入の拡大に資するものと考えられる。</p> <p>具体的に見込まれる効果については、以下のとおりである。</p> <p>① 現在、税制優遇措置の取得価額の下限額を 2,000 万円としているが、今年度過疎対策室において過疎地域に所在する事業者に行ったアンケート調査結果(別紙3)によれば、500 万円～2,000 万円以下の設備投資を行った事業者(14.3%)が、一定程度存在する。このため、取得価額の下限額を 2,000 万円から 500 万円に引き下げることで、500 万円～2,000 万円規模の設備投資の増大を図る効果が生じる。</p> <p>② 中小企業者の投資実績を踏まえ、毎年度一定規模で建物や機械等の新增設以外の取得等に係る設備投資を対象に追加することで、計画的な設備投資を促進する効果及び雇用の維持、確保を図る効果が生じる。</p> <p>③ 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」ではポストコロナ時代を見据え、「社会全体のデジタル化を強力に推進し、Society5.0 を実現する。」、「地方創生に向けて Society5.0 を全国で展開し」ていくとされている。情報サービス業等は、Society5.0 の実現に向けた技術の活用が最も期待出来る分野であり、過疎地域においても需要が見込まれ、更なる雇用の創出効果が生じる。さらに、情報サービス業等は、特に若者にとって需要があると見込まれる業種であり、また地理的な条件の影響を受けにくいという点からも、情報サービス業等を対象業種とすることにより、一定数の雇用の維持及び確保を図ることが可能となる。</p> <p>④ 償却の方法を特別償却から割増償却に変更することで、複数年に渡り割増して減価償却費用を計上することが可能となるため、事業者のより効率的な資金運用を促進する等の効果が生じる。</p> <p>⑤ 旅館業及び農林水産物等販売業については、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により一時的にインバウンド需要が減少しているものの、本来であれば前記2業種に係る設備投資が促されることで、過疎地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれるところである。現行特例措置の要件緩和が実現すれば、これらを通じ、関連業種に係る過疎地域における雇用の確保を図ることが可能となる。</p> <p>更に、税制適用の要件として、市町村過疎計画に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することとすることで、より効果的な産業振興策に資する措置となることと期待される。</p> <p>過疎新法(仮称)において一体的に検討されている過疎市町村の過疎対策の実効性を高めるための計画への目標設定や、フォローアップの仕組み等が導入されれば、分野横断で総合的な過疎対策を講じることによる人口減少の抑制効果も期待できる。</p> <p>《政策目的の根拠》  <b>【経済財政運営と改革の基本方針 2020(令和2年7月 17 日閣議決定)】</b>  第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く  1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引き上げ「ウイズコ</p>
--	---

	<p>ロナ」の経済戦略</p> <p>(3)事業の継続と金融システムの安定維持  倒産や廃業を最小限に食い止めるべく、引き続き、強化した支援体制の下、予算・税制・金融措置等あらゆる手段を総動員して中小・小規模事業者や個人事業主、中堅・大企業の事業継続を強力に支え、これを通じて雇用と暮らしを守り抜く。</p> <p>第3章 「新たな日常」の実現  2. 「新たな日常」が実現される地方創生  (1)東京一極集中型から多角連携型の国づくりへ  ②二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出  二地域居住、「関係人口」の創出・拡大に取り組み、特定地域づくり事業、子供の農山漁村体験を推進し、過疎法の期限切れを見据えた新たな過疎対策等の条件不利地域対策に取り組む。その際、二地域居住・就労が無理なく可能になるよう、兼業・副業、子育て支援の活用、地方税の納税の考え方など、住民から見た制度上の課題を早急に洗い出し、産官連携して移住や二地域居住に向けた取組を推進するための工程を明確化する。  また、地方回帰に資するテレワークの推進、地方移住にもつながるサテライトオフィスの設置、デジタル産業等の企業、地方での兼業・副業支援を強化する。地域おこし協力隊等を強化し、若者、民間・専門人材の地方移転、産学金官の地域密着・経済循環型事業を促進する。大企業等から中小企業への経営人材等の移動の促進に取り組む。</p> <p>【新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～(令和2年4月 17 日過疎問題懇談会)】  4 今後の過疎対策のあり方・方向性  (2)新たな過疎対策の理念・目標・施策の視点  ② 新たな過疎対策の目標  「過疎地域の持続的発展」のために、新たな過疎対策においては、以下の目標を掲げて施策を講じることが重要である。  ア 地域資源を生かした内発的發展  過疎対策としての産業振興においては、企業誘致や大規模な観光開発事業などの「外来型開発」に目が向きがちである。地域の持続的な発展を実現するためには、地域の外との交流や関係により得られる知見やネットワークを生かしながら、地域内の資源や人材に目を向け、それぞれの個性を生かした地域主導による「内発的發展」を目指していくことが重要である。  過疎地域は、農林産品や工芸品、伝統、歴史、景観、再生可能エネルギーなどの魅力溢れる地域資源を数多く有している。地域の資金を積極的に地域で生かしながら、地域にある優れた資源を磨き上げ、国内外での販路開拓を進め、地域内外との経済・資源の循環を創出し、地域の価値を發展させていくことが重要である。  こうした取組を通じた地域経済の活性化を推進するに当たり、最も重要な要素は人材である。地域おこしや、地域産業の振興を実現するために必要な専門知識や、ノウハウ、経験を有する人材の育成・確保に取り組んでいくことが重要である。また、地域住民の主体的な取組となるよう、地域住民との合意形成のプロセスを丁寧に進めていくことが重要である。  一方、過疎地域においては人材の不足が課題となっており、地域内の人材のみで内発的發展を目指すには限界もある。地域おこし協力隊や関係人口の取組などのように、地域外の人材等との交流・連携、交わりの深化、対流により、地域内の資源や人材の潜在的な可能性を顕在化させ、地域の付</p>
--	---

		<p>加価値を高めていくことが重要である。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>○過疎地域自立促進特別措置法</p> <p><b>第1条</b> この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p> <p><b>第3条</b> 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。</p> <p>一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることに より、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。</p> <p><b>第4条</b> 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p> <p><b>第30条</b> 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p><b>【令和3年度概算要求における政策体系図】</b></p> <p>Ⅱ. 地方行政</p> <p>2. 地域振興（地域力創造）</p>
<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和2年度末に失効するが、過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられ、現行法の期限後においても、失効後の立法措置の動向に対応し、新たな過疎対策に取り組む必要がある。</p> <p>新たな過疎対策においては、少子高齢化・若年者の流出という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産</p>

		<p>業の振興を図り、雇用の創出、確保を図ることで、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合の増大を目標とする。</p> <p>○測定指標: (1)過疎市町村の人口に対する社会増減数 (2)本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数</p> <p>○目標値: (1)過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を毎年度▲0.62%以上とする。 (2)本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度 222人以上とする。</p> <p>※(1)について ・9②政策体系における政策目的の位置づけによる。 過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を▲0.62%以上とする。 過疎地域において特に人口減少が進行していることを踏まえて、過疎地域における税制特例をはじめとする総合的な施策を講じることにより、過疎地域からの転出者の抑制及び転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指標として設定。 ・平成 20 年度～平成 22 年度の住民基本台帳に基づく人口動態より、（過疎市町村への転入者数-過疎市町村からの転出者数）/過疎市町村の人口で算出</p> <p>※(2)について ・本特例措置の政策目的は過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることであり、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合の抑制を目標としているが、(1)の測定指標及び目標値のみでは本特例による直接的な効果がわかりにくいことから、補完する指標として(2)新規雇用者数の目標を定めることとする。 ・目標値(222人)の算出方法については、平成 27 年度～令和元年度の過疎対策室調査の平均新規雇用者数としている。 (平成 27 年度の新規雇用者数: 185 人 平成 28 年度: 132 人 平成 29 年度: 260 人(うち推計8人) 平成 30 年度: 280 人 令和元年度 : 253 人)</p> <p>なお、これまでは現行過疎法第 30 条において、「雇用の増大に寄与すると認められるときは、(中略)特別償却を行うことができる。」とされていることから、新規雇用者数のみを測定目標としていた。</p> <p>新たな過疎法の制定に向けた議論では、全国的に人口減少下にある現状を踏まえ、雇用の維持及び確保に重点を置いていることから、測定目標及び目標値について前回評価時点から変更している。</p>
--	--	---

10 有効性等	① 適用数	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 製造業や旅館業等の設備投資を促進することで、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の創出・確保により、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合が増大し、ひいては政策目的である人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることが可能となる。						
		適用件数(件)						
		年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計
		H28	66	2	0	-	-	68
		H29	73	2	-	1	-	76
		H30	70	2	-	0	-	72
		R1	70	2	-	1	-	73
		R2	71	2	-	1	-	74
		R3	110	5	-	5	21	141
		R4	220	10	-	10	42	282
		R5	330	15	-	15	63	423
		R6	440	20	-	20	84	564
		R7	550	25	-	25	105	705
		R8	550	25	-	25	105	705
		R9	550	25	-	25	105	705
		R10	550	25	-	25	105	705
		R11	550	25	-	25	105	705
R12	550	25	-	25	105	705		
※下線を付した年度は、推計値を記入している。								
○実績の計上根拠について 平成 28～30 年度における件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 30 年第 196 回国会提出、平成 31 年第 198 回国会提出及び令和 2 年第 201 回国会提出)による。ただし、令和元年度以降の適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。								
○令和 4 年度以降について 令和 4 年度については令和 3 年度の適用見込(令和 3 年度継続分)と令和 4 年度の新規適用見込分(※)を合計したもの。令和 5 年度から令和 7 年度についても、同様に過年度継続分+新規適用見込分(※)を合計して算出。令和 8 年度以降については、令和 7 年度の数値を横置き。 (※新規適用見込分は令和 3 年度適用見込分と同数としている。 なお、5 か年の割増償却を想定しているため、令和 8 年度以降は令和 7 年度の数値を横置きしている。) また、推計方法については別紙 1 参照。								

② 適用額	○適用件数が想定外に僅少であるか否かについて 平成 30 年度実績(72 件)は、前回要望時(平成 31 年)における見込み(70 件)を上回っており、想定外に僅少であるとは言えない。 ただし、旅館業及び農林水産物等販売業については、それぞれ 2 件、0 件とされ、僅少となっている。						
	適用額(千円)						
	年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計
	H28	1,105,191	28,317	0	-	-	1,133,511
	H29	1,627,755	15,470	-	3,670	-	1,646,895
	H30	2,348,039	45,418	-	0	-	2,393,457
	R1	1,693,662	29,735	-	1,835	-	1,725,232
	R2	1,889,819	30,208	-	1,835	-	1,921,862
	R3	640,562	34,021	-	2,811	114,409	791,803
	R4	1,121,799	63,879	-	5,264	202,915	1,393,855
	R5	1,485,773	90,675	-	7,452	272,354	1,856,253
	R6	1,763,441	115,215	-	9,446	327,762	2,215,862
	R7	2,021,860	139,252	-	11,397	380,040	2,552,547
	R8	2,021,860	139,252	-	11,397	380,040	2,552,547
	R9	2,021,860	139,252	-	11,397	380,040	2,552,547
	R10	2,021,860	139,252	-	11,397	380,040	2,552,547
	R11	2,021,860	139,252	-	11,397	380,040	2,552,547
R12	2,021,860	139,252	-	11,397	380,040	2,552,547	
※1: 単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない年度がある。 ※2: 下線を付した年度は、推計値を記入している。推計方法については別紙 1 参照。 ※3: 令和 3 年度以降については機械: 耐用年数 10 年、建物: 耐用年数 30 年として算出。							
○実績の計上根拠について 適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 30 年第 196 回国会提出、平成 31 年第 198 回国会提出及び令和 2 年第 201 回国会提出)による。ただし、令和元年度以降の適用額については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。							
○本特例措置の適用の偏りについて 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 30 年第 196 回国会提出、平成 31 年第 198 回国会提出及び令和 2 年第 201 回国会提出)によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない(別紙 1 3 参照)。							



また、令和2年度過疎対策室調査によれば、令和元年度実績は、本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は52市町村であり、都道府県で見ると26道府県にわたっており、地域的にも偏りはない(別紙2参照)。

③ 減収額

(1)現行特例措置  
《法人税》

法人税の減収額(千円)						
年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計
H28	258,615	6,626	0	-	-	265,242
H29	380,894	3,620	-	859	-	385,374
H30	544,745	10,537	-	0	-	555,282
R1	392,930	6,899	-	426	-	400,254
R2	438,438	7,008	-	426	-	445,872
R3	148,610	7,893	-	652	26,543	183,698
R4	260,257	14,820	-	1,221	47,076	323,375
R5	344,699	21,037	-	1,729	63,186	430,651
R6	409,118	26,730	-	2,191	76,041	514,080
R7	469,072	32,306	-	2,644	88,169	592,191
R8	469,072	32,306	-	2,644	88,169	592,191
R9	469,072	32,306	-	2,644	88,169	592,191
R10	469,072	32,306	-	2,644	88,169	592,191
R11	469,072	32,306	-	2,644	88,169	592,191
R12	469,072	32,306	-	2,644	88,169	592,191

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について  
減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成30年第196回国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出)による。令和元年度及び令和2年度適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○法人税の減収額の算出方法  
前述の10②の適用額(特別償却限度額)に、基本税率(平成28年度～29年度:23.4%、平成30年度以降:23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。

《法人住民税、法人事業税》(参考)

年度	地方税の影響額(千円)	
	法人住民税	法人事業税
平成28年度	34,677	98,987
平成29年度	49,712	98,747
平成30年度	71,941	132,924
令和元年度	52,110	110,219
令和2年度	57,921	113,963
令和3年度	29,575	40,382
令和4年度	52,063	71,087
令和5年度	69,335	94,669
令和6年度	82,767	113,009
令和7年度	95,343	130,180
令和8年度	95,343	130,180
令和9年度	95,343	130,180
令和10年度	95,343	130,180
令和11年度	95,343	130,180
令和12年度	95,343	130,180

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。

○実績の計上根拠について  
平成28年度～30年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成30年第196回国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出)による。令和元年度以降の影響額については、この報告書が公表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法  
・令和元年度:平成28年度～30年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。)  
・令和2年度:平成29年度～令和元年度(見込み)の3年平均。  
・令和3年度以降:前項「適用額」及び上記法人税減収額を基に以下の式にて算出。

【法人住民税】  
減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額  
・法人県民税減収額＝法人税減収額×県民税率  
・法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率  
※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による

【法人事業税】  
減収額＝適用額×法人事業税率  
※法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省

		自治税務局)による																	
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="4">実績</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例を 活用した 設備投資 に係る 新規雇用 者数(人)</td> <td>132</td> <td>260</td> <td>280</td> <td>253</td> <td>296</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成28年～令和元年度の実績は、過疎対策室調査により把握(※)。 2 令和2年度は見込み値。</p> <p>※ 前記9-③に記載したとおり、今回新たな過疎対策ということで測定目標を変更しているところではあるが、当該欄には前回目標の達成状況について記載する。</p> <p>○所期の目標の達成状況 前回要望時(平成31年度)では、令和元年度～2年度における本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数を568人と見込んでいたが、令和2年度に行った過疎対策室調査に基づく実績を踏まえると549人の見込みとなっている。 前回要望時の目標との乖離が見られるが、この原因としては、前回要望時の目標が、平成29年度に特例を活用して設備投資を行った事業者の見込み(新規雇用者数252人、適用金額1,270,746千円、適用件数70件)を基に推計されたものであるところ、直近の推計(R1年度見込み:新規雇用者数253人、適用金額1,725,232千円、適用件数73件)と比較すると、適用金額は大きく増加したが、適用件数及び新規雇用者数については、増加はしたものの、適用金額の伸び率と比較すると僅少であり、設備投資金額数と新規雇用者数の増加幅が連動しなかったためと考えられる。</p> <p>○旅館業及び農林水産物等販売業の適用件数が僅少である理由 旅館業及び農林水産物等販売業に係る過去の適用数(平成28年度における旅館業2件、平成29年度における旅館業2件及び農林水産物等販売業1件並びに平成30年度における旅館業2件及び農林水産物等販売業0件)は、10件未満と僅少になっている。 その理由としては、本特例措置の対象となる設備について、製造業は建物及び附属設備のほか機械及び装置も対象となっているが、一方で、旅館業については、建物及び附属設備のみが対象となっているところ、ホテルや旅館といった建物は日々の営業に不可欠なものであり、2,000万円を超える新增設が頻繁に行われることが少ないことが旅館業の適用件数が僅少になっている要因と考えている。 また、農林水産物等販売業については、具体的には農・畜産物や水産物の卸売業、食料や飲料の卸売業などであり、一定の需要は見</p>		年度	実績				目標値	H28	H29	H30	R1	R2	本特例を 活用した 設備投資 に係る 新規雇用 者数(人)	132	260	280	253	296
年度	実績				目標値														
	H28	H29	H30	R1	R2														
本特例を 活用した 設備投資 に係る 新規雇用 者数(人)	132	260	280	253	296														

		<p>込まれるが、取得価額2,000万円以上かつ新增設に係る設備投資のみを対象とする適用要件が小規模事業者の適用を困難なものにしており、その結果適用件数が少なかったものと考えられる。 なお、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査(全234事業者)によれば、現行制度において設備の更新が対象になっていないことが活用率の低下を招いているとされる意見が全体の7割近く(157事業者)あり、また取得価額の下限額の引き下げを求める意見も全体の5割強(126事業者)あったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、設備投資が促進され、新規雇用者の創出、また雇用の確保に資するものと考えられる。</p> <p>○適用件数が僅少となる業種があっても特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考える理由 これまでの特例措置である特別償却制度は、過疎地域の雇用にとって重要な製造業を中心に、年間70件程度の安定的な適用実績があったところ、地域の雇用を増やすためには、設備投資を行った事業者において設備投資に伴う雇用の発生という直接的な効果に加え、当該事業者の設備投資から波及して地域内の他の事業者で雇用創出効果が発生することが必要である。特に後者については、当該地域における基盤産業(当該市町村における当該業種に係る雇用者の割合が全国平均以上の業種)の雇用者を増やすことが地域全体の雇用者の増大に資すると言われており(地域の産業・雇用創造チャート(総務省統計局)、このような基盤産業を育成するための設備投資を促していくことが、当該地域全体の雇用の確保に繋がると考えられる。 過疎対策室が行った調査によれば、令和元年度に現行特例措置の適用があった67の事業所のうち、43の事業所が所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所であり、当該43の事業所から170人の雇用が創出されたとされる。 さらに、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、雇用増加を図ることができた、投資へ積極的になれたなどの回答があり、本特別償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できたが、一方で、複数年にわたり償却できるようにしてほしい、取得価額の下限額を引き下げしてほしい等といった意見もあったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用者の創出、また雇用の維持に資するものと考えられる。 以上を踏まえると、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えている。 なお、旅館業及び農林水産物等販売業については、現在は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に全国的にインバウンド需要が減少しているものの、本来であれば前記2業種に係る設備投資が促されることで、過疎地域と地域外との交流促進が期待され、過疎地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれるところである。要望のとおり現行特例措置の要件緩和が実現すれば、これらを通じ、関連業種に係る過疎地域における雇用の確保を行い、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会減の抑制へとつなが</p>
--	--	--

		<p>るものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          平成28年度経済センサス活動調査によると、過疎地域に立地する事業所は、資本金規模が1,000万円未満の事業所が約半数を占めており、必要な設備投資を適時適切に行える財務的余裕があるケースは多くないものと考えられる。そうした中、本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、事業者の設備投資が促進される効果が期待できる。</p> <p>これにより、過疎地域における当該事業者の操業の継続、拡大又は新規の事業者の設備投資を後押しし、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。</p> <p>一方、アンケート結果等から、過疎地域に立地する事業者のうち約5%超にすぎない資本金規模5,000万円を超える事業者が本特例を適用している実態が窺われるところであり、過疎地域の中小事業者に対する設備投資を促進する効果が不十分であるため、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用の創出、また雇用の確保が図られると考えられる。</p> <p>なお、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、雇用増加を図ることができた、投資へ積極的になれたなどの回答があり、本特別償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できたが、一方で、複数年にわたり償却可能な制度への見直しや、取得価額の下限額の引き下げを求める意見もあったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用の創出、また雇用の確保が図られるものと考えられる。</p> <p>○過去の効果による本特例措置の直接的な効果          地域の雇用・産業創造チャート(総務省統計局)によれば、地域全体の労働者数は、基盤産業(当該市町村における当該業種に係る雇用の割合が全国平均以上の業種)の労働者数に比例することから、基盤産業の労働者数の維持が人口維持の鍵とされている。</p> <p>過疎対策室が行った調査によれば、令和元年度に本特例措置の適用があった67の事業所のうち、43の事業所が、所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所(64.2%。この傾向は、過年度においても同様。)であり、当該43の事業所から170人の雇用が創出されている。この点、前出のチャートの考え方によれば、基盤産業の従業者数の6.5倍が地域全体の従業者数であるとされているところ、本特例措置により、基盤産業において170人の雇用が創出されたことに伴い、その結果、全国の過疎地域では、1,100人余りの雇用が波及的に創出されたと考えることができる。また、非基盤産業においても雇用が創出(83人)されており、基盤産業ほどではないにしても、これに伴う波及的な雇用創出効果も考えられる。</p> <p>こうした点を踏まえれば、本特例措置は、過疎地域の雇用の増大に寄与しているものと考えられる。</p>
--	--	--

		<p>※ 達成目標に対する将来の効果について          過疎地域における民間企業等の設備投資を促すには、過疎地域における設備投資に対して税制上の特例措置を講じることが有効かつ必要であり、仮に本特例が拡充も延長もされない場合、上記にて述べてきた過疎地域における雇用創出効果が全く期待できなくなる。</p> <p>なお、達成目標(1)の社会増減数については、本特例措置のみではなく他の過疎対策施策と併せて達成していくべき目標であり、本特例措置の効果と他の施策による効果とを切り離して考えることが難しく、本特例措置による効果を事前に予測することは困難であることから、今後事業者アンケートや税制適用実態調査などといった、事後的に本特例措置の効果を把握する調査を実施し、現行特例措置との比較した分析等を行うこととした。</p> <p>また、達成目標に対する将来の効果(推計値)については、それぞれ以下のとおり。</p> <p>① 過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数－転出者数)の割合を毎年度▲0.62%以上</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>R3</td><td>-0.62%</td></tr> <tr><td>R4</td><td>-0.62%</td></tr> <tr><td>R5</td><td>-0.62%</td></tr> <tr><td>R6</td><td>-0.62%</td></tr> <tr><td>R7</td><td>-0.62%</td></tr> <tr><td>R8</td><td>-0.62%</td></tr> <tr><td>R9</td><td>-0.62%</td></tr> <tr><td>R10</td><td>-0.62%</td></tr> <tr><td>R11</td><td>-0.62%</td></tr> <tr><td>R12</td><td>-0.62%</td></tr> </table> <p>※推計値の算出方法          平成20年度～平成22年度の住民基本台帳に基づく人口動態より、(過疎市町村への転入者数-過疎市町村からの転出者数)／過疎市町村の人口 で算出。</p> <p>② 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>R3</td><td>222人</td></tr> <tr><td>R4</td><td>222人</td></tr> <tr><td>R5</td><td>222人</td></tr> <tr><td>R6</td><td>222人</td></tr> <tr><td>R7</td><td>222人</td></tr> <tr><td>R8</td><td>222人</td></tr> <tr><td>R9</td><td>222人</td></tr> <tr><td>R10</td><td>222人</td></tr> <tr><td>R11</td><td>222人</td></tr> <tr><td>R12</td><td>222人</td></tr> </table> <p>※推計値の算出方法          平成27年度～令和元年度の過疎対策室調査の平均新規雇用者数。</p>	R3	-0.62%	R4	-0.62%	R5	-0.62%	R6	-0.62%	R7	-0.62%	R8	-0.62%	R9	-0.62%	R10	-0.62%	R11	-0.62%	R12	-0.62%	R3	222人	R4	222人	R5	222人	R6	222人	R7	222人	R8	222人	R9	222人	R10	222人	R11	222人	R12	222人
R3	-0.62%																																									
R4	-0.62%																																									
R5	-0.62%																																									
R6	-0.62%																																									
R7	-0.62%																																									
R8	-0.62%																																									
R9	-0.62%																																									
R10	-0.62%																																									
R11	-0.62%																																									
R12	-0.62%																																									
R3	222人																																									
R4	222人																																									
R5	222人																																									
R6	222人																																									
R7	222人																																									
R8	222人																																									
R9	222人																																									
R10	222人																																									
R11	222人																																									
R12	222人																																									



別紙 1

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

要望書における「要望の措置の適用見込み」、「要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)」及び「租税特別措置の適用実績」欄については、以下の実績及び推計値に基づき、それぞれ計上している。

1. 適用実績

【① 適用額（特別償却限度額）】

年度	適用額(千円)				合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	
H28	1,105,191	28,317	0	—	1,133,511
H29	1,627,755	15,470	—	3,670	1,646,895
H30	2,348,039	45,418	—	0	2,393,457
R1	1,693,662	29,735	—	1,835	1,725,232
R2	1,889,819	30,208	—	1,835	1,921,862

※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。

※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用額については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

※3：平成28年度の適用額の実績は、単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない。

<実績値（平成28～30年度）>

- (1) 製造業  
全体数から旅館業及び農林水産物等販売業を差し引いた値。
- (2) 旅館業  
「料理飲食旅館業」の値。
- (3) 農林水産物等販売業  
「農林水産業」の値。

<推計値の算出方法>

- (1) 製造業、旅館業
  - ・令和元年度：平成28年度～30年度の3年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ。）。
  - ・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均。
- (2) 農林水産物等販売業
  - ・令和元年度：平成29年度～30年度の2年平均（少数点以下四捨五入。以下同

		(平成27年度の新規雇用者数:185人 平成28年度:132人 平成29年度:260人 平成30年度:280人 令和元年度:253人)
	⑤: 租税減を是認する理由等	《租税減を是認するような効果の有無》 著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。  ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル10,000プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。 ローカル10,000プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。 本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。  ③: 地方公共団体が協力する相当性 -
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	H30年8月【H30 総務01】

じ。)

- ・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均

### 【② 減収額】

年度	減収額（千円）				合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	
H28	258,615	6,626	0	—	265,242
H29	380,894	3,620	—	859	385,373
H30	544,745	10,537	—	0	555,282
<u>R1</u>	392,930	6,899	—	426	400,254
<u>R2</u>	438,438	7,008	—	426	445,872

※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。

※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用額については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

#### <実績値及び推計値の算出方法>

前掲【①適用額（特別償却限度額）】に、基本税率（平成28年度～29年度：23.4%、平成30年度～令和2年度：23.2%）を乗じて算出（小数点以下四捨五入）。

### 【③ 適用件数】

年度	適用件数（件）				合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	
H28	66	2	0	—	68
H29	73	2	—	1	76
H30	70	2	—	0	72
<u>R1</u>	70	2	—	1	73
<u>R2</u>	71	2	—	1	74

※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。

※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用件数については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

#### <実績値（平成28～30年度）>

- (1) 製造業  
全体数から旅館業及び農林水産物等販売業を差し引いた値。
- (2) 旅館業  
「料理飲食旅館業」の値。
- (3) 農林水産物等販売業  
「農林水産業」の値。

#### <推計値の算出方法>

- (1) 製造業、旅館業  
・令和元年度：平成28年度～30年度の3年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ。）。  
・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均。
- (2) 農林水産物等販売業  
・令和元年度：平成29年度～30年度の2年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ。）。  
・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均。

2. 適用見込

【① 適用額（割増償却限度額）】

製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の適用額については、下記の方法にて求める。

(i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用したことがある事業者の投資実績を元に投資金額を算出

2,000 万円以上 ※2	①特別償却の適用実績から算出した投資金額	②新規及び増設以外の取得等に係る投資金額（推計）
	新增設：更新 65%：35%※1	
500 万円	③取得価額 500 万円～2,000 万円の投資金額（推計）	④取得価額 500 万円～2,000 万円かつ新規及び増設以外の取得等に係る投資金額（推計）
	新增設：更新 65%：35%※1	

(i) ①については、過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700 万円以上）から、特別償却の適用実績から算出した投資実績となっている。(i) ②、③については①を元に推計しており、④については③を元に推計している。

※1：日本政策金融公庫調査から

※2：過疎対策室の実施した税制適用実績調査では、地方税の減収補填措置を適用し、かつ特別償却を適用した事業者を対象にしていることから、投資金額は 2,700 万円以上のものしか把握できていない。しかしながら、過疎対策室実施の調査と、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」の結果を比較すると、平成 30 年実績以外については件数及び投資実績に大きな差がないことから、2,000 万円～2,700 万円の投資を行った事業者は僅少であり、当該投資実績について検討せずとも、結果に大きく影響しない。

(ii) 過去に一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用したことがない事業者の投資金額を推計

過疎対策室調査において把握できない投資実績については、経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」、中小企業庁「中小企業実態基本調査（令和元年確報/平成 30 年度決算実績）」等の調査結果から推計

(iii) 資本金 5,000 万円以上かつ増設以外の取得等に係る投資金額を推計

(i) ①を元に推計

以上から、(i) (①+②+③+④) + (ii) - (iii) にて算出した投資金額を元に、適用額（割増償却限度額）を求める。

詳細の計算方法については下記のとおり。

※単位はいずれも千円

(1) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業について

(i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことがある事業者について

① 過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700 万円以上）による投資金額

平成 28 年から令和元年度実績（合計）

投資金額	製造業		旅館業		農林水産物等販売業	
	機械等	建物等	機械等 (推計※)	建物等	機械等	建物等
H28	10,584,395	2,654,808	47,485	212,892		
H29	13,822,917	2,270,027	21,437	96,108	0	0
H30	7,576,667	2,304,838	553,260	2,480,465	49,500	0
R1	13,672,231	3,602,165	574,955	2,577,731	3,996	239,842
平均	11,414,053	2,707,960	299,284	1,341,799	17,832	79,947

※：旅館業の機械等については実績がないため、農林水産物等販売業の平成 28 年から令和元年度における、建物等と機械等の投資の比率 (17,832/79,947≒22.3%) を各年度の旅館業の建物等の投資金額に乗じて推計している。

② 増設以外の取得等に係る拡充分について（推計）

★計算式  $① \times 0.54 \times 1 \times 0.1 \times 2$

※1：日本政策金融公庫・総合研究所「第 120 回中小製造業設備投資動向調査結果」より、増設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率は 65%：35%であることから、35/65≒0.54 を乗じる。

※2：①においてすでに増設の取得について特別償却を適用し、さらに更新を目的とした取得についても特別償却可能な企業の割合を 1 割程度であると見込み、0.1 を乗じる（以下③、④についても同様）。

製造業・機械等

$11,414,053 \times 0.54 \times 0.1 = 616,359$

製造業・建物等

$2,707,960 \times 0.54 \times 0.1 = 146,230$

旅館業・機械等  
 $299,284 \times 0.54 \times 0.1 = 16,161$

旅館業・建物等  
 $1,341,799 \times 0.54 \times 0.1 = 72,457$

農林水産物等販売業・機械等  
 $17,832 \times 0.54 \times 0.1 = 963$

農林水産物等販売業・建物等  
 $79,947 \times 0.54 \times 0.1 = 4,317$

旅館業・機械等  
 $[16,000 \div (299,284 \div 1)] \times 299,284 \times 0.1 = 1,600$

旅館業・建物等  
 $[16,000 \div (1,341,799 \div 3)] \times 1,341,799 \times 0.1 = 4,800$

農林水産物等販売業・機械等  
 $[16,000 \div (17,832 \div 1)] \times 17,832 \times 0.1 = 1,600$

農林水産物等販売業・建物等  
 $[16,000 \div (79,947 \div 0.67)] \times 79,947 \times 0.1 = 1,072$

③ 取得価額下限額引下分に係る拡充について（推計）

①の算出において用いた税制適用実績調査は、地方税の減収補填措置の要件である 2,700 万円以上の投資を行い、かつ特別償却制度を適用した際の投資金額等のみしか集計出来ていないため、500 万円から 2,700 万円の投資金額について推計する。

④ 新增設以外の取得等かつ取得価額下限額引下げ分に係る拡充について（推計）

③で算出した金額を元に、②で用いた新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率を乗じて算出。

★計算式  
 $\{(1,600 \text{ 万円} \times 1) \div (1 \text{ 件あたりの平均投資金額} \times 2)\} \times ① \times 0.1$

※1：1 件あたりの投資金額を 500 万円から 2,700 万円の中央値である 1,600 万円と仮定。  
 ※2：過疎地域における事業用設備等に係る特別償却適用 1 件あたりの平均投資額については、①を平成 28～令和元年度の平均投資件数で割って算出。なお、平均投資件数については下記のとおり（過疎室における税制適用実績調査より）。

適用 件数	製造業		旅館業		農林水産物等販売業	
	機械等	建物等	機械等 (推計)	建物等	機械等	建物等
H28	68	20	0.45	2		
H29	63	13	0.89	4	0	0
H30	64	16	1.12	5	1	0
R1	56	18	0.45	2	1	2
平均	63	16.75	1	3	1	0.67

製造業・機械等  
 $[16,000 \div (11,414,053 \div 63)] \times 11,414,053 \times 0.1 = 100,800$

製造業・建物等  
 $[16,000 \div (2,707,960 \div 16.75)] \times 2,707,960 \times 0.1 = 26,800$

★計算式 ③×0.54×0.1

製造業・機械等  
 $100,800 \times 0.54 \times 0.1 = 5,443$

製造業・建物等  
 $26,800 \times 0.54 \times 0.1 = 1,447$

旅館業・機械等  
 $1,600 \times 0.54 \times 0.1 = 86$

旅館業・建物等  
 $4,800 \times 0.54 \times 0.1 = 259$

農林水産物等販売業・機械等  
 $1,600 \times 0.54 \times 0.1 = 86$

農林水産物等販売業・建物等  
 $1,072 \times 0.54 \times 0.1 = 58$

(ii) 投資金額が 500 万円から 2,700 万円の投資実績について（＝過去一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことの無い事業者について）（推計）  
 中小企業庁「中小企業実態基本調査（令和元年確報／平成 30 年度決算実績）」から、製造業における「建物・構築物・建物附属設備」と「機械装置」の合計の設備投資額について、資本金 1,000 万円以下の事業者の投資額が 2,000 万円未満（2,093 万円）となることから、資本金 1,000 万円以下の事業者の投資実績を算出する。

★計算式

- (資本金 1,000 万円以下の製造業の投資実績※1)
- × (500 万円～2,700 万円の投資実績の割合※2)
- × [ (資本金 1,000 万円以下の過疎地域立地企業数※3)
- ／ (資本金 1,000 万円以下の全国立地企業数※4) ]
- × (小規模事業者の投資割合※5)
- × (現行特別償却の活用割合※6)

- ※1: 中小企業庁「中小企業実体基本調査(令和元年確報/平成30年度決算実績)」より
- ※2: 日本政策金融公庫「小企業の設備投資動向調査」から、製造業の500万円～1,000万円の投資実績10.9%に、1,000万円～5,000万円の23.3%の1/2(1,000～5,000の中央値は2,700と比較的近い数値である3,000であることから1/2とする)の11.65%を合計した割合を用いた。
- ※3,4: 経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」より
- ※5: 日本政策金融公庫「小企業の設備投資動向調査」より
- ※6: 過疎室実施の事業者アンケートより、過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した事業者は18.2%とされていることから、0.18を乗じた。
- ※7: 旅館業及び農林水産物等販売業については、さらに製造業と比較した場合の比率((i)①を用いて算出)を乗じて算出している。

製造業・機械等	$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852 / 112,030 \times 0.16 \times 0.18$	= <u>373,376</u>
製造業・建物等	$233,522,000 \times 0.2255 \times 8852 / 112,030 \times 0.16 \times 0.18$	= <u>119,832</u>
旅館業・機械等	$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852 / 112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.026$	= <u>9,708</u>
旅館業・建物等	$233,520,000 \times 0.2255 \times 8852 / 112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.496$	= <u>59,426</u>
農林水産物等販売業・機械等	$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852 / 112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.002$	= <u>747</u>
農林水産物等販売業・建物等	$233,520,000 \times 0.2255 \times 8852 / 112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.03$	= <u>3,595</u>

(iii) 資本金 5,000 万円以上かつ更新に係る投資金額について (推計)

製造業及び旅館業において、資本金 5,000 万円以上の事業者については、新增設に係る取得に限り税制適用が可能とすることから、更新に係る投資については差し引く必要がある。

(i) ②で用いた新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率を用いて算出。

★計算式

(i) × (資本金規模 5,000 万円以上の投資を行った事業者数 / 全体の事業者数) × 0.54

※: 過疎室で行った税制適用実績調査から、資本金規模が判明した製造業 38 事業者のうち、  
資本金規模 5,000 万円以上の投資を行った事業者数: 全体の事業者数 = 18 : 38  
であることから、 $18/38 \approx 0.47$  をかけた。

製造業・機械等	$12,136,655 \times 0.47 \times 0.54$	= <u>3,080,283</u>
製造業・建物等	$2,882,437 \times 0.47 \times 0.54$	= <u>731,562</u>
旅館業・機械等	$317,132 \times 0.47 \times 0.54$	= <u>80,488</u>
旅館業・建物等	$1,419,315 \times 0.47 \times 0.54$	= <u>360,222</u>

(2) 投資額合計 ((1)より)

★計算式

(1) (i) + (1) (ii) - (1) (iii)

製造業・機械等	$12,136,655 + 373,376 - 3,080,283$	= <u>9,429,748</u>
製造業・建物等	$2,882,437 + 119,832 - 731,562$	= <u>2,270,706</u>
旅館業・機械等	$317,132 + 9,708 - 80,488$	= <u>246,352</u>
旅館業・建物等	$1,419,315 + 59,426 - 360,222$	= <u>1,118,519</u>
農林水産物等販売業・機械等	$20,481 + 747$	= <u>21,228</u>
農林水産物等販売業・建物等	$85,394 + 3,595$	= <u>88,989</u>

(3) 情報サービス業等の投資額合計について (推計)

現行の過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象業種となっていないことから、半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の適用

実績から推計。

★計算式  
 (平成30年度における半島実績※1)  
 × { (全過疎市町村)  
 / (平成30年時点において産業振興促進計画を策定している半島市町村※2) }

〔 ※1,2 : 国土交通省地域振興課半島振興室から情報提供 〕

情報サービス業等・機械等  $362,179 \times 817 / 193 = 1,533,162$   
 情報サービス業等・建物等  $235,758 \times 817 / 193 = 998,001$

(4) 償却額 (割増償却限度額) について

※機械等 : 耐用年数 10 年、 建物等 : 耐用年数 30 年 とする

★計算式  
 機械等 : 期首の未償却残高 × 償却率 (0.2) × 32/100  
 建物等 : 取得価額 × 償却率 (0.034) × 48/100

計算すると以下のとおり。(※ ( ) 内の数値は期首の未償却残高)

	製造業		旅館業		農林水産物等販売業		情報サービス業等	
	機械等	建物等	機械等	建物等	機械等	建物等	機械等	建物等
1年目	603,504 (9,429,748)	37,058 (2,270,706)	15,767 (246,352)	18,254 (1,118,519)	1,359 (21,228)	1,452 (88,989)	98,122 (1,533,162)	16,287 (998,001)
2年目	444,179 (6,940,295)	37,058 (2,156,444)	11,604 (181,315)	18,254 (1,062,235)	1,000 (15,624)	1,452 (84,511)	72,218 (1,128,407)	16,287 (947,782)
3年目	326,916 (5,108,057)	37,058 (2,042,182)	8,541 (133,448)	18,254 (1,005,951)	736 (11,499)	1,452 (80,033)	53,152 (830,508)	16,287 (897,562)
4年目	240,610 (3,759,530)	37,058 (1,927,920)	6,286 (98,218)	18,254 (949,667)	542 (8,463)	1,452 (75,555)	39,120 (611,254)	16,287 (847,343)
5年目	221,361 (2,767,014)	37,058 (1,813,658)	5,783 (72,288)	18,254 (893,383)	498 (6,229)	1,452 (71,077)	35,991 (449,883)	16,287 (797,123)

以上を業種ごとにまとめると下記の表のとおり。

年度	適用額 (千円)				合計
	製造業	旅館業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	
令和3年度	640,562	34,021	2,811	114,409	791,803
令和4年度	1,121,799	63,879	5,264	202,915	1,393,855
令和5年度	1,485,773	90,675	7,452	272,354	1,856,253
令和6年度	1,763,441	115,215	9,446	327,762	2,215,862
令和7年度	2,021,860	139,252	11,397	380,040	2,552,547
令和8年度	2,021,860	139,252	11,397	380,040	2,552,547
令和9年度	2,021,860	139,252	11,397	380,040	2,552,547
令和10年度	2,021,860	139,252	11,397	380,040	2,552,547
令和11年度	2,021,860	139,252	11,397	380,040	2,552,547
令和12年度	2,021,860	139,252	11,397	380,040	2,552,547

※単位未満の端数処理の関係で合計と内訳の計が一致しない。

【② 減収見込額】

年度	減収見込額 (千円)				合計
	製造業	旅館業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	
令和3年度	148,610	7,893	652	26,543	183,698
令和4年度	260,257	14,820	1,221	47,076	323,374
令和5年度	344,699	21,037	1,729	63,186	430,651
令和6年度	409,118	26,730	2,191	76,041	514,080
令和7年度	469,072	32,306	2,644	88,169	592,191
令和8年度	469,072	32,306	2,644	88,169	592,191
令和9年度	469,072	32,306	2,644	88,169	592,191
令和10年度	469,072	32,306	2,644	88,169	592,191
令和11年度	469,072	32,306	2,644	88,169	592,191
令和12年度	469,072	32,306	2,644	88,169	592,191

※単位未満の端数処理の関係で合計と内訳の計が一致しない。

< 推計値の算出方法 >

前掲【①適用見込額 (割増償却限度額)】に、基本税率 (23.2% (見込)) を乗じて算出 (小数点以下四捨五入)。

【③ 適用見込件数】

※1：考え方は【①適用見込額】と同様

※2：計算の過程で1以下になるものについては、1件として計算している。

(1) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業について

(i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことのある事業者について

① 過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700万円以上）から、特別償却適用実績件数

	製造業	旅館業	農林水産物等販売業
H28	69	4	
H29	67	2	0
H30	69	5	1
R1	63	2	2
平均	67	3	1

② 新增設以外の取得等に係る拡充分について（推計）

★計算式  $\text{①} \times 0.54$

製造業  $67 \times 0.54 = 36$   
 旅館業  $3 \times 0.54 = 2$   
 農林水産物等販売業  $1 \times 0.54 = 1$

③ 取得価額下限額引下げに係る拡充について（推計）

★計算式  $\text{①} \times 0.39$ ※

製造業  $67 \times 0.39 = 26$   
 旅館業  $3 \times 0.39 = 1$   
 農林水産物等販売業  $1 \times 0.39 = 1$

※：過疎室実施の事業者アンケート結果から、  
 2,700万円超投資実績：500～2,700万円投資実績=93：36 であることから、  
 $36/93 \approx 0.39$  をかけた。

④ 新增設以外の取得等かつ取得価額下限額引下げ分に係る拡充について（推計）

★計算式  $\text{③} \times 0.54$

製造業  $26 \times 0.54 = 14$   
 旅館業  $1 \times 0.54 = 1$   
 農林水産物等販売業  $1 \times 0.54 = 1$

(ii) 投資金額が500万円から2,700万円の投資実績について（=過去一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことのない事業者について）（推計）

★計算式

(資本金1,000万円以下の過疎地域立地企業数※)  
 $\times$  (500万円～2,700万円の投資実績の割合)  
 $\times$  (小規模事業者の投資割合)  $\times$  (現行特別償却の活用割合)

製造業  $8,852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 = 57$   
 旅館業  $8,852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.049 = 3$   
 農林水産物等販売業  $8,852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.015 = 1$

※：経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」より

(iii) 資本金5,000万円以上かつ更新に係る投資実績をもつ事業者について（推計）

★計算式

(資本金規模5,000万円以上の過疎地域に立地する企業数※1)  
 $\times$  { (資本金5,000万円以上の設備投資を行った事業者数  
 $\div$  (資本金5,000万円以上の全事業者※2) }  $\times 0.54 \times$  (現行特別償却の活用割合)

※1：経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」より

※2：中小企業庁「中小企業実態基本調査（令和元年確報/平成30年度決算実績）」より

製造業  $1,183 \times 8,618 / 11,033 \times 0.54 \times 0.18 = 90$   
 旅館業  $308 \times 110 / 720 \times 0.54 \times 0.18 = 5$



(2) 投資額合計 ((1)より)

★計算式

(1) (i) + (1) (ii) - (1) (iii)

製造業 143 + 57 - 90 = 110

旅館業 7 + 3 - 5 = 5

農林水産物等販売業 4 + 1 = 5

(3) 情報サービス業等の適用見込件数について

★計算式

(平成30年度における半島実績※1)

× { (全過疎市町村)

／ (平成30年時点において産業振興促進計画を策定している半島市町村※2) }

情報サービス業等 5 × 817 / 193 = 21

※1,2: 国土交通省地域振興課半島振興室から情報提供

(4) 適用見込件数

年度	適用件数				合計
	製造業	旅館業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	
令和3年度	110	5	5	21	141
令和4年度	220	10	10	42	282
令和5年度	330	15	15	63	423
令和6年度	440	20	20	84	564
令和7年度	550	25	25	105	705
令和8年度	550	25	25	105	705
令和9年度	550	25	25	105	705
令和10年度	550	25	25	105	705
令和11年度	550	25	25	105	705
令和12年度	550	25	25	105	705

3. 本特例措置が多数の業種で活用されていることについて

- 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）に基づく本特例の適用状況

過疎地域における工業用機械等の特別償却

(単位: 千円)

業種	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
農林水産業	2	18,090	1	3,670	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	1	1,549	2	58,193	4	51,870
製造業	56	1,020,191	60	1,474,365	56	2,166,034
食料品製造業	7	75,073	10	279,141	11	139,994
繊維工業	2	45,584	1	549	2	14,062
木材、木製品製造業	0	0	1	4,346	1	24,525
家具、装備品製造業	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	0	0	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	1	9,407	0	0	0	0
化学工業	3	34,758	2	26,872	3	52,407
石油製品製造業	0	0	1	11,272	1	8,803
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	1	647	4	12,007	3	40,628
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	85,476	2	39,447	1	26,000
鉄鋼業	1	69,883	4	50,593	1	29,396
非鉄金属製造業	2	61,608	1	58,695	2	57,118
金属製品製造業	13	132,872	9	162,763	9	53,381
機械製造業	8	208,938	6	381,700	9	46,097
産業用電気機械器具製造業	2	91,845	3	99,880	3	139,525
民生用電気機械器具電気製造業	1	5,035	2	14,180	2	1,386,663
通信機械器具製造業	3	16,945	3	42,565	1	1,992
輸送用機械器具製造業	6	84,820	9	282,605	6	126,312
理化学機械器具等製造業	1	4,115	0	0	0	0
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	0	0
時計、同部製造業	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	3	93,178	2	7,740	1	19,122
卸売業	3	50,881	6	57,279	5	78,696
小売業	0	0	0	0	3	49,833
料理飲食旅館業	2	28,317	2	15,470	2	45,417
金融保険業	0	0	0	0	0	0
不動産業	2	2,276	0	0	0	0
運輸通信公益事業	0	0	0	0	0	0
サービス業	1	1,820	4	20,112	2	1,603
その他	1	10,384	1	17,803	0	0
合計	68	1,133,508	76	1,646,892	72	2,393,453

※ 要望書の集計では、「農林水産業」に計上されているものを「農林水産物等販売業」に、また「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」にそれぞれ計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。

過疎法第30条に係る事業用設備等に係る特別償却実績(法人税) (過疎対策調査により把握)

別紙2

平成28年度						平成29年度						平成30年度						令和元年					
都道府県	製造業	サービス業	旅館業	都道府県合計	全体に対する割合	都道府県	製造業	サービス業	旅館業	都道府県合計	全体に対する割合	都道府県	製造業	サービス業	旅館業	都道府県合計	全体に対する割合	都道府県	製造業	サービス業	旅館業	都道府県合計	全体に対する割合
北海道	3	0	0	3	4.3%	北海道	7	0	2	9	13.0%	北海道	5	0	0	5	6.7%	北海道	4	0	1	5	6.7%
青森県	0	0	0	0	0.0%	青森県	0	0	0	0	0.0%	青森県	0	0	0	0	0.0%	青森県	0	0	0	0	0.0%
岩手県	1	0	0	1	1.4%	岩手県	2	0	0	2	2.9%	岩手県	0	0	0	0	0.0%	岩手県	0	0	0	0	0.0%
宮城県	0	0	0	0	0.0%	宮城県	0	0	0	0	0.0%	宮城県	3	0	0	3	4.0%	宮城県	1	0	0	1	1.3%
秋田県	3	0	0	3	4.3%	秋田県	3	0	0	3	4.3%	秋田県	3	0	0	3	4.0%	秋田県	1	0	0	1	1.3%
山形県	4	0	0	4	5.3%	山形県	2	0	0	2	2.9%	山形県	3	0	0	3	4.0%	山形県	0	0	0	0	0.0%
福島県	3	0	0	3	4.3%	福島県	2	0	0	2	2.9%	福島県	3	0	0	3	4.0%	福島県	1	0	0	1	1.3%
茨城県	2	0	0	2	2.9%	茨城県	2	0	0	2	2.9%	茨城県	1	0	0	1	1.3%	茨城県	0	1	0	1	1.3%
栃木県	0	0	0	0	0.0%	栃木県	0	0	0	0	0.0%	栃木県	0	0	0	0	0.0%	栃木県	0	0	0	0	0.0%
群馬県	2	0	0	2	2.9%	群馬県	1	0	0	1	1.4%	群馬県	1	0	0	1	1.3%	群馬県	2	0	0	2	2.7%
埼玉県	0	0	0	0	0.0%	埼玉県	0	0	0	0	0.0%	埼玉県	0	0	0	0	0.0%	埼玉県	0	0	0	0	0.0%
千葉県	1	0	0	1	1.4%	千葉県	0	0	0	0	0.0%	千葉県	1	0	0	1	1.3%	千葉県	0	0	0	0	0.0%
東京都	0	0	0	0	0.0%	東京都	0	0	0	0	0.0%	東京都	0	0	0	0	0.0%	東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	1	1	1	3	0.9%	神奈川県	0	0	0	0	0.0%	神奈川県	0	0	0	0	0.0%	神奈川県	0	0	0	0	0.0%
新潟県	0	0	0	0	0.0%	新潟県	3	0	0	3	4.3%	新潟県	6	0	0	6	8.0%	新潟県	5	0	0	5	6.7%
富山県	0	0	0	0	0.0%	富山県	0	0	0	0	0.0%	富山県	0	0	0	0	0.0%	富山県	2	0	0	2	2.7%
石川県	0	0	0	0	0.0%	石川県	5	0	0	5	7.2%	石川県	2	0	0	2	4.0%	石川県	1	0	0	1	1.3%
福井県	0	0	0	0	0.0%	福井県	1	0	0	1	1.4%	福井県	2	0	0	2	2.7%	福井県	2	0	0	2	2.7%
山梨県	0	0	0	0	0.0%	山梨県	1	0	0	1	1.4%	山梨県	1	0	0	1	1.3%	山梨県	0	0	0	0	0.0%
長野県	1	0	0	1	1.4%	長野県	0	0	0	0	0.0%	長野県	0	0	0	0	0.0%	長野県	0	0	1	1	1.3%
岐阜県	3	0	0	3	4.3%	岐阜県	2	0	0	2	2.9%	岐阜県	3	0	0	3	4.0%	岐阜県	2	0	0	2	2.7%
静岡県	0	0	0	0	0.0%	静岡県	0	0	0	0	0.0%	静岡県	0	0	0	0	0.0%	静岡県	0	0	0	0	0.0%
愛知県	2	0	0	2	2.9%	愛知県	0	0	0	0	0.0%	愛知県	0	0	0	0	0.0%	愛知県	0	0	0	0	0.0%
三重県	1	0	0	1	1.4%	三重県	0	0	0	0	0.0%	三重県	0	0	0	0	0.0%	三重県	0	0	0	0	0.0%
滋賀県	0	0	0	0	0.0%	滋賀県	0	0	0	0	0.0%	滋賀県	0	0	0	0	0.0%	滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	1	0	0	1	1.4%	京都府	0	0	0	0	0.0%	京都府	0	0	0	0	0.0%	京都府	1	0	0	1	1.3%
大阪府	0	0	0	0	0.0%	大阪府	1	0	0	1	1.4%	大阪府	0	0	0	0	0.0%	大阪府	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	1	0	0	1	1.4%	兵庫県	2	0	0	2	2.9%	兵庫県	0	0	0	0	0.0%	兵庫県	3	1	0	4	5.3%
奈良県	0	0	0	0	0.0%	奈良県	2	0	0	2	2.9%	奈良県	0	0	0	0	0.0%	奈良県	0	0	0	0	0.0%
和歌山県	0	0	0	0	0.0%	和歌山県	0	0	0	0	0.0%	和歌山県	0	0	0	0	0.0%	和歌山県	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	1	0	0	1	1.4%	鳥取県	1	0	0	1	1.4%	鳥取県	1	0	0	1	1.3%	鳥取県	3	0	0	3	4.0%
徳島県	0	0	0	0	0.0%	徳島県	0	0	0	0	0.0%	徳島県	2	1	0	3	4.0%	徳島県	3	0	0	3	4.0%
岡山県	7	0	0	7	10.1%	岡山県	7	0	0	7	10.1%	岡山県	6	0	1	7	9.3%	岡山県	5	0	0	5	6.7%
広島県	8	0	0	8	13.0%	広島県	5	0	0	5	7.2%	広島県	9	0	0	9	12.0%	広島県	6	0	0	6	8.0%
山口県	0	0	0	0	0.0%	山口県	0	0	0	0	0.0%	山口県	0	0	0	0	0.0%	山口県	2	0	0	2	2.7%
徳島県	0	0	0	0	0.0%	徳島県	1	0	0	1	1.4%	徳島県	1	0	0	1	1.3%	徳島県	0	0	0	0	0.0%
香川県	2	0	0	2	3.0%	香川県	0	0	0	0	0.0%	香川県	4	0	0	4	5.3%	香川県	2	0	0	2	2.7%
愛媛県	2	0	0	2	2.9%	愛媛県	0	0	0	0	0.0%	愛媛県	0	0	0	0	0.0%	愛媛県	0	0	0	0	0.0%
高知県	1	0	0	1	1.4%	高知県	1	0	0	1	1.4%	高知県	2	0	0	2	2.7%	高知県	0	0	0	0	0.0%
福岡県	0	0	0	0	0.0%	福岡県	2	0	0	2	2.9%	福岡県	3	0	0	3	4.0%	福岡県	5	0	0	5	6.7%
佐賀県	3	0	0	3	4.3%	佐賀県	2	0	0	2	2.9%	佐賀県	0	0	0	0	0.0%	佐賀県	2	0	0	2	2.7%
長門県	1	0	0	1	1.4%	長門県	1	0	0	1	1.4%	長門県	2	0	1	3	4.0%	長門県	2	0	0	2	2.7%
熊本県	0	0	0	0	0.0%	熊本県	2	0	0	2	2.9%	熊本県	1	0	0	1	1.3%	熊本県	0	0	0	0	0.0%
大分県	2	0	0	2	2.9%	大分県	2	0	0	2	2.9%	大分県	1	0	0	1	1.3%	大分県	1	0	0	1	1.3%
宮崎県	0	0	0	0	0.0%	宮崎県	0	0	0	0	0.0%	宮崎県	0	0	0	0	0.0%	宮崎県	0	0	0	0	0.0%
鹿児島県	6	0	0	6	8.7%	鹿児島県	0	0	0	0	0.0%	鹿児島県	1	0	0	1	1.3%	鹿児島県	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%	沖縄県	0	0	0	0	0.0%	沖縄県	0	0	0	0	0.0%	沖縄県	0	0	0	0	0.0%
計	87	0	0	87	100.0%	計	87	0	0	87	100.0%	計	89	1	0	90	100.0%	計	87	0	0	87	100.0%

■ ※H28.5.1～H29.4.30の期間の集計  
 ■ 神奈川県は平成29年4月1日から、真鶴町が過疎地域に指定された。  
 ■ 平成29年度の税制改正で、コールセンターを対象事業から除外し、農林水産物等販売業を対象事業に追加した。  
 ■ 平成29年度実績においては、豪雨災害の対応のために調査できない18自治体を調査から除外している。(調査対象外：岐阜県(関市)、広島県(呉市等の6市)、愛媛県(大洲市))

# (参考) 事業者アンケート調査の結果 (過疎地域における事業用設備等に係る 特別償却に関するアンケート)

令和2年9月  
 総務省自治行政局過疎対策室

## 過疎地域における事業者アンケートの結果

### 調査概要

- ・調査名 : 「過疎地域の税制特例制度に関するアンケート調査」
- ・調査主体 : 総務省自治行政局過疎対策室
- ・実施時期 : 令和2年5月27日(火)～6月12日(金)
- ・調査対象 : 過疎法に定める「過疎地域」に事業所を有する事業者  
(過去の過疎室調査で把握している799事業者※)
- ・調査方法 : 事業者に対し郵送で調査票を送付  
郵送、FAX、メールにより事業者から回答を回収
- ・回答数 : 249社
- ・回答率 : 31.2%

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（回答事業者の業種）

【問1】 貴事業所の業種について、当てはまるものを選択してください。

【回答】 延べ270事業者※が回答

※一部事業者が複数の業種を選択

### ●製造業

食料品・飲料	:50事業者
木材・木製品・家具・パルプ	:17事業者
繊維興業	:8事業者
化学工業	:7事業者
石油・プラスチック・ゴム製品	:13事業者
印刷	:1事業者
鉄鋼業	:13事業者
窯業・土木製品	:9事業者
非鉄・金属製品	:37事業者
機械器具	:32事業者
電子・電機・通信	:16事業者
輸送機械	:17事業者
その他(医療機器等)	:37事業者

### ●旅館業

ホテル	:5事業者
旅館	:2事業者
民宿	:0事業者
その他	:1事業者

### ●農林水産物等販売業

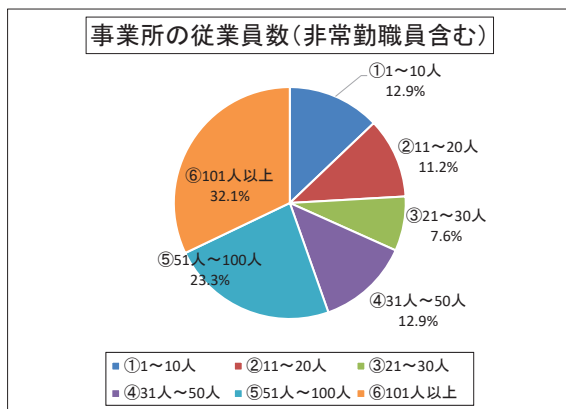
農林水産物直売所	:3事業者
道の駅	:0事業者
農家レストラン	:0事業者
観光農園	:1事業者
その他(林業)	:1事業者

### 過疎地域における事業者アンケートの結果（従業員数）

【問2】 貴事業所の従業員数(非常勤職員含む)について、当てはまるものを選択してください。

【回答】249事業者が回答(括弧内は回答のあった全249事業者に対する割合(以下同じ))

- ①1～10人 : 32事業所(12.9%)
- ②11～20人 : 28事業所(11.2%)
- ③21～30人 : 19事業所( 7.6%)
- ④31～50人 : 32事業所(12.9%)
- ⑤51～100人 : 58事業所(23.3%)
- ⑥101人以上 : 80事業所(32.1%)

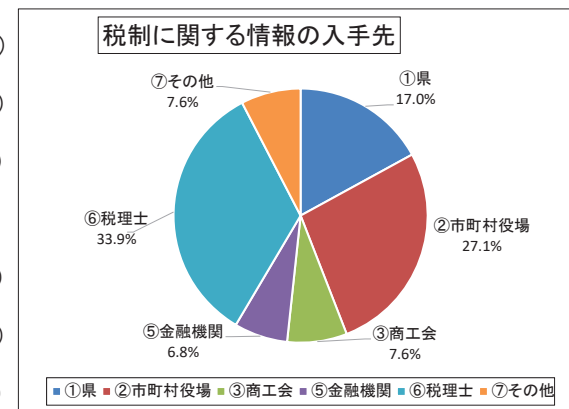


### 過疎地域における事業者アンケートの結果（情報の入手先）

【問3】 貴事業所が税制に関する情報を入手する場合、主にどのような機関から情報提供を受けることが多いですか。当てはまるものを選択してください。(複数選択可)

【回答】延べ458事業者が回答

- ①県 : 78事業所( 17.0%)
- ②市町村役場 : 124事業所( 27.0%)
- ③商工会 : 35事業所( 7.6%)
- ④JA : 0事業所( 0%)
- ⑤金融機関 : 31事業所( 6.8%)
- ⑥税理士 : 155事業所(33.8%)
- ⑦その他 : 35事業所( 7.6%)  
(HP、税務専門誌等)



## 過疎地域における事業者アンケートの結果（特別償却の認知度）

【問4】 過疎地域における税の優遇措置として、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える事業用設備を新増設して事業の用に供した場合、1年間の特別償却が可能となる措置（「特定地域(過疎地域)における工業用機械等の特別償却(租税特別措置法第45条1項の表第1号・第68条の27第1項)」、以下「過疎地域における事業用設備等の特別償却」という。）を設けております。

この税の優遇措置についてご存じですか。当てはまるものを選択してください。

【回答】241事業者が回答

- ①知っていた : 176事業所(73.0%)
- ②知らなかった : 65事業所(27.0%)

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（投資実績及び雇用効果）

【問5】 次の期間において、貴事業所が、機械、装置、建物又は附属設備を新増設したときの投資金額を教えてください。（土地の取得や、それに付随する権利関係の取得は除きます。）

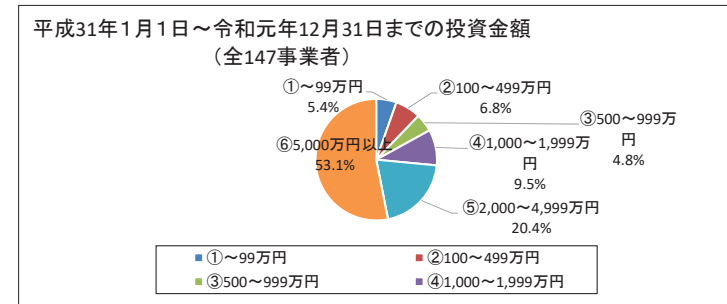
また、その際の過疎地域における事業用設備等の特別償却の活用の有無についても、該当するものを選択し、「①過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した」を選択した場合は、当該新増設を行ったことに伴い増加した雇用者数を教えてください。

【回答】 <平成31年1月1日～令和元年12月31日まで> ※回答数 148事業者

①過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した :27事業者(18.2%)  
⇒当該新増設に伴い増加した雇用者数(124人)

②過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用しなかった:※121事業者(81.8%)

※:投資を行わなかった事業者は除く(以下同じ)

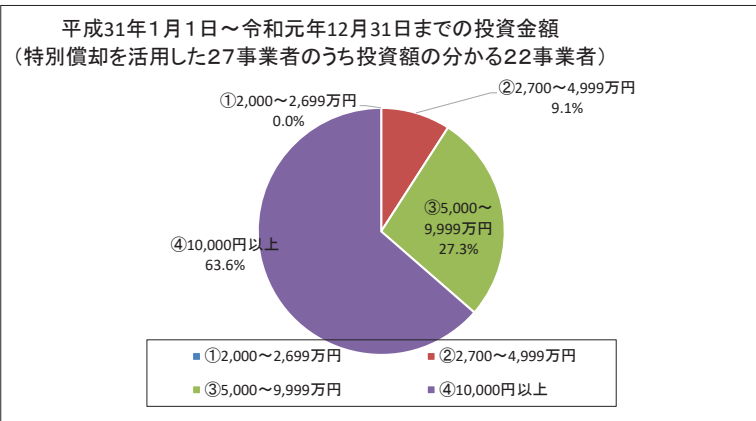


### 過疎地域における事業者アンケートの結果（投資実績及び雇用効果）

【問5】(続き) <平成31年1月1日～令和元年12月31日まで>

【回答】

過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した27事業者中、投資額に分かる22事業者の投資金額



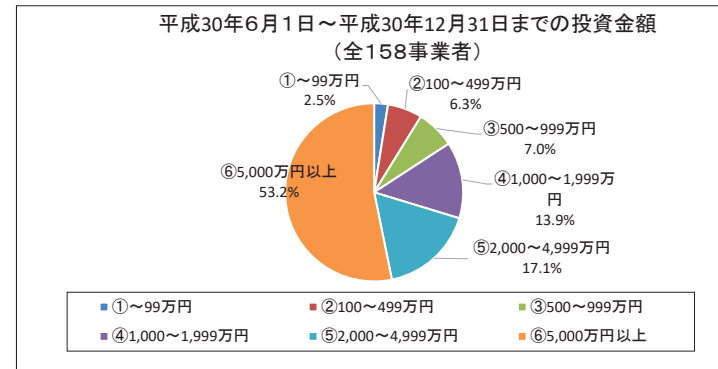
### 過疎地域における事業者アンケートの結果（投資実績及び雇用効果）

【問5】(続き) <平成30年6月1日～平成30年12月31日まで> ※回答数 158事業者

【回答】

①過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した :27事業者(17.1%)  
⇒当該新增設に伴い増加した雇用者数(103人)

②過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用しなかった:131事業者(82.9%)

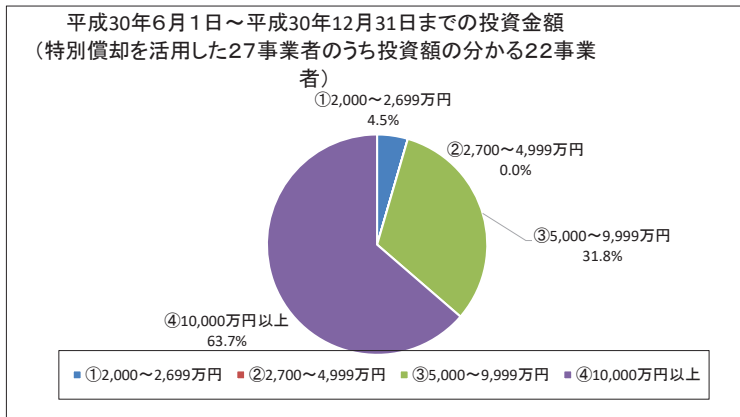


## 過疎地域における事業者アンケートの結果（投資実績及び雇用効果）

【問5】(続き) <平成30年6月1日～平成30年12月31日まで>

【回答】

過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した27事業者中、投資額の分かる22事業者の投資金額



## 過疎地域における事業者アンケートの結果（雇用効果への影響）

【問6】 問5で「過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した」とお答えいただいた事業者様(いずれかの年に1つでも該当がある場合)に伺います。  
本特例措置は、貴事業所の雇用を増加するに当たってどの程度の影響があったと考えられますか。当てはまるものを選択してください。  
また、「①影響があった」を選択した場合、具体的にどのような影響があったかを教えてください。

【回答】42事業者が回答(全59事業者) ※回答率71.2%

- ①影響があった:16事業者(38.1%)  
(具体的な影響:雇用増加に寄与した、積極的に投資できた 等)
- ②あまり影響はなかった:23事業者(54.8%)
- ③全く影響はなかった:3事業者(7.1%)



## 過疎地域における事業者アンケートの結果（「特別償却」のメリット）

【問7】 「過疎地域における事業用設備等の特別償却」を適用すると、機械及び装置、建物及び附属設備について、取得価額の10/100(建物及び附属設備の場合は6/100)を特別償却できるようになり、減価償却初年度のキャッシュに余裕が生まれる効果があります。設備投資初年度にキャッシュに余裕が生まれることによって、経営上どのような利点があるか、企業の立場から教えてください。

【回答】146事業者が回答

- ・資金繰が楽になる、資金を効率よく運用することができる。
- ・新たな投資へ資金がまわせる、他の設備投資の検討が可能。
- ・余剰キャッシュを運転資金に充てることで、経営の安定化を図ることが可能となる。
- ・安定した雇用が可能となる。
- 等

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（適用しなかった理由）

【問8】 問5で「過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用しなかった」とお答えいただいた事業所様に伺います。本特例措置を適用しなかった理由として何が挙げられますか。当てはまるものを選択してください。(複数選択可)

【回答】延べ207事業者が回答

- ①他の特例制度を活用した:53事業者(25.6%)  
(制度の具体名:中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、課税免除 等)
- ②設備投資初年度は赤字決算であった:32事業者(15.5%)
- ③特別償却制度を活用できる下限の取得価格(2,000万円)を超えなかった:45事業者(21.7%)
- ④本特例制度について知らなかった:34事業者(16.4%)
- ⑤その他:43事業者(20.8%)  
(メリットを感じないため、事務処理が煩雑、設備投資の大半が更新であったため。)

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（特別償却準備金制度）

【問9】 特別償却は、資産取得年度の節税にはつながるものの、利益の減少や赤字決算に陥る可能性があります。その弊害を回避する会計処理方法として、「特別償却準備金制度」(※)が設けられていますが、そのことを知っていますか。

(※特別償却準備金制度)

特別償却準備金を積み立てることで損益計算書では費用に計上せず、所得を減らす申告調整を行うことで、当期利益への影響を除きつつ、税の繰り延べ効果を得ることができる制度。

【回答】236事業者が回答

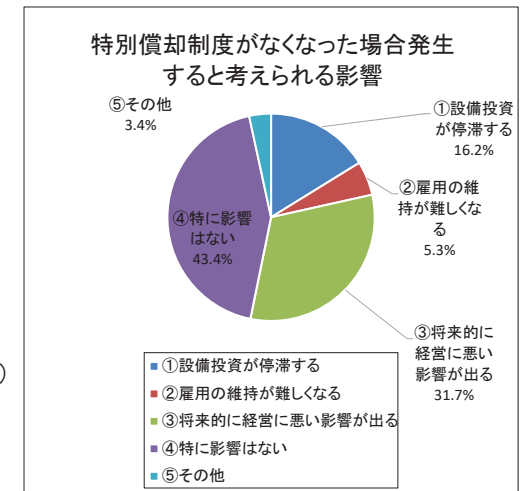
- ①知っていた : 104事業所(44.1%)
- ②知らなかった : 132事業所(55.9%)

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（制度廃止の影響）

【問10】 「過疎地域における事業用設備等の特別償却」の制度がなくなった場合、貴事業所の経営にどのような影響が出ると考えられますか(複数回答可)。当てはまるものを選択してください。

【回答】延べ265事業者が回答

- ①設備投資が停滞する : 43事業所( 16.2%)
- ②雇用の維持が難しくなる 14事業所( 5.3%)
- ③現状では大きな変化はないが、将来的に経営に悪い影響が出る 84事業所( 31.7%)
- ④特に影響はない : 115事業所( 43.4%)
- ⑤その他 : 9事業所( 3.4%)  
( 積極的な投資を躊躇してしまう 等 )



### 過疎地域における事業者アンケートの結果（現行下限額の影響）

【問11】 現行の「過疎地域における事業用設備等の特別償却」は、業種や資本金の額にかかわらず取得価額の合計が「2,000万円」を超える事業用設備等が対象となっていますが、当該下限額が活用の支障になっていると考えられますか。（「取得価額」の下限額が引き下げられた場合には、当該優遇措置の活用を検討しますか。）

【回答】234事業者が回答

- ①はい : 126事業所(53.8%)
- ②いいえ : 108事業所(46.2%)

### 過疎地域における事業者アンケートの結果（「更新」の対象追加）

【問12】 現行の「過疎地域における事業用設備等の特別償却」は、事業用設備の「新設」または「増設」のみとなっており、「更新」は対象となっていません。当該対象範囲が活用の支障になっていると考えられますか。（「更新」が対象となった場合には、当該優遇措置の活用を検討しますか。）

【回答】234事業者が回答

- ①はい : 157事業所(67.1%)
- ②いいえ : 77事業所(32.9%)

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（「割増償却」のメリット）

【問13】「割増償却」については、現行の「過疎地域における事業用設備等の特別償却」と同様、減価償却の上乗せによりキャッシュに余裕が生まれる効果がありますが、事業年度だけの措置である「特別償却」と比較して経営上どのような利点があるか、企業の立場から教えてください。

【回答】

- ・ 数年間にわたってキャッシュに余裕が生まれる。
- ・ 計画的な資金活用が検討できる
- ・ 業績が良好である場合にメリットがあるが、悪い場合は赤字幅を増やし、負担が大きいデメリットがある。
- ・ 事業年度ごとの損益状況の変動が大きい事業者においては、特別償却の利用の方が、次年度以降の償却影響を小さく抑えることが可能。

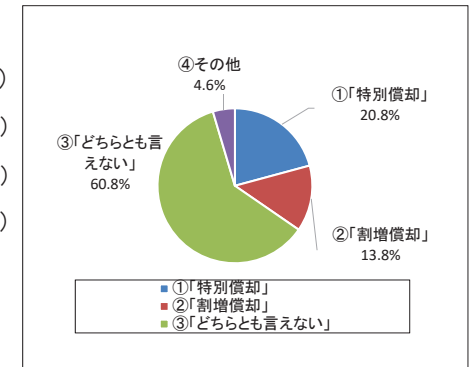
等

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（より有効な償却制度）

【問14】 過疎地域における事業用設備等にかかる優遇措置として、より活用ニーズが高まると考えられるのは、「特別償却」と「割増償却」のどちらと考えられますか。当てはまるものを選択してください。

【回答】240事業者が回答

- ① 「特別償却」 : 50事業所 (20.8%)
- ② 「割増償却」 : 33事業所 (13.8%)
- ③ 「どちらとも言えない」 : 146事業所 (60.8%)
- ④ その他 (税額控除等) : 11事業所 (4.6%)



## 過疎地域における事業者アンケートの結果（その他制度改善要望）

【問15】 その他「過疎地域における事業用設備等の特別償却」の制度について、改善要望等がありましたら御自由にお書きください。

【回答】

- ・ 取得価格の下限額が高いため、引き下げてほしい(想定している投資不明)
- ・ 建物及び附属設備の償却率を増やして欲しい
- ・ 課税免除の拡充を希望する
- ・ 建物及び附属設備を、複数年にわたり償却できるようにしてほしい
- ・ 事業用設備以外の投資でも適用出来る様にしてほしい

等

厚生労働省





番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等
厚労02	電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置
厚労03	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労04	社会保険診療報酬に係る非課税措置
厚労05	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2厚労01）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等 (医療用機器等の特別償却)					
措置内容	平成30年度時点	高度医療の提供に資する又は先進的な医療用機器の取得等をした場合には、取得価額の12%の特別償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	対象機器の見直し等を行った上、勤務時間短縮用設備等の特別償却措置及び構想適合病院用建物等の特別償却措置を追加					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間の短縮に資する設備の導入を促すことで、医師の働き方改革を推進し、医師の健康を確保し地域において安全で質の高い医療を提供すること。</li> <li>・ 地域医療提供体制の確保のため、設備投資に係る負担を軽減することで病床の再編等を促進すること。</li> <li>・ 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供すること。</li> </ul>					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人事業税		所得税		
関係条項		租税特別措置法第45条の2、第68条の29					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度		S54	過去の政策評価の実績	H22厚労14、H24厚労02、H26厚労04、H28厚労02、H30厚労03	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	1,127	4,058,626	19.9%	558,589
H24	1,160	3,795,405	20.9%	492,179
H25	1,075	3,363,286	22.9%	436,238
H26	842	2,357,556	17.3%	311,369
H27	699	2,077,722	22.8%	260,719
H28	702	2,215,726	26.3%	263,174
H29	676	2,155,254	33.5%	241,590
H30	617	2,568,974	40.7%	287,168

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等		
税 目	法人税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医師の働き方改革を進め、医療従事者の労働時間を短縮することで、医療従事者の健康及び医療の質を確保する（以下「医療従事者の健康及び医療の質の確保」という。))について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。この進捗状況については、地域医療構想の2025（令和7年）における必要病床数に対する実際に増減された病床数の割合により評価する（以下「病床の機能分化・連携の取組の推進」という。))について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>③ 達成目標（医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する（以下「地域における良質かつ適切な医療の提供」という。))について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>④ 達成目標（医療従事者の健康及び医療の質の確保）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑦ 新たな達成目標（医療従事者の健康及び医療の質の確保）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>⑧ 新たな達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>⑨ 達成目標（医療従事者の健康及び医療の質の確保）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑩ 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑪ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①・④・⑦・⑨ 「医療従事者の健康」、「医療の質」についての定量的な目標設定につきましては、明確かつ客観的な指標がなく、また、「医療の質」を定義する法令や政策もないため、本制度について定量的な目標を設定することは困難です。ただ、時間外労働時間の短縮が「医療従事者の健康」及び「医療の質の確保」につながると考えられるため、時間外労働時間の短縮目標を掲げているところです。</p> <p>②・⑤ 地域医療構想の2025（令和7年）における必要病床数に対する実際に増減された</p>
---

<p>病床数の割合により評価します。当該数値を前年度と比較して低下させ、2025年度までに100%とすることを目標とします。その旨、事前評価書に追記修正いたしました。</p> <p>③・⑩ 本制度は、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の導入を促進し、地域における良質かつ適切な医療を提供することを目的としていますが、「良質かつ適切な医療」、「医療の質」についての定量的な目標設定につきましては、明確かつ客観的な指標がなく、また、「医療の質」を定義する法令や政策もないため、本制度について定量的な目標を設定することは困難です。</p> <p>加えて、本措置の対象となる機器の地域別普及率などを目標（測定指標）とできないかについても過去に検討を行いました。本制度の対象となる医療機器は、医学的な基礎検査のため、様々な用途で用いられるものであり、必要な医療機器の台数などを定量的に割り出すことも困難であるという結論に至り現状の達成目標としています。</p> <p>⑥ 本措置は、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目標として、昭和54年から継続していることから、恒久措置とすることがふさわしい措置であると考えています。しかし、本措置を恒久措置としてしまうと、告示で指定している高度な医療機器が時代にそぐわない医療機器として残り続ける可能性があることから、適用期限を設定して、高度な医療の提供という観点から、対象機器の見直しをすることとしています。</p> <p>⑧ 令和元年度より新たに租税特別措置が設けられたため、新たに措置された部分について新たに達成目標を設定したものです。</p> <p>⑩ 地域医療構想の実現という政策目的の達成状況を図る指標としては、記載の指標が最も適切であると考えます。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑨～⑪ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 地域における良質かつ適切な医療の提供に係る過去の適用数（平成29年度）が把握されていない。</p> <p>② 医療従事者の健康及び医療の質の確保に係る過去の適用数（令和元年度）について、「都道府県へのヒアリング結果」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 病床の機能分化・連携の取組に係る過去の適用数（令和元年度）について、「都道府県へのヒアリング結果」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ平成29年度の適用数を追記いたしました。</p> <p>② 何らの計算（推計）も行っておりません。</p>
---

③ 事前評価書を修正いたしました。
<b>【点検結果】</b>
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③ 「「都道府県へのヒアリング結果」より推計」及び「令和元年度の適用数については有効回答を得られた都道府県の適用数を全国分に割り戻した値を算出」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b>
① 医療従事者の健康及び医療の質の確保に係る将来の適用数が予測されていない。
② 病床の機能分化・連携の取組の推進に係る将来の適用数が予測されていない。
③ 地域における良質かつ適切な医療の提供に係る将来の適用数が予測されていない。
<b>【厚生労働省の補足説明】</b>
① ご指摘を踏まえ評価書の記載を一部修正をいたしました。 適用数の実績値があるのは令和元年度までですので、令和2年度以降は推計で算出しています。
② ご指摘を踏まえ評価書を修正いたしました。
③ ご指摘を踏まえ評価書の記載を一部修正いたしました。 適用数の実績値があるのは平成30年度までですので、令和元年度以降は平成29年度と平成30年度の実績の平均値をとって記載しています。
<b>【点検結果】</b>
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「年間見込み数を、都道府県が把握する現時点の状況で按分して令和2年度以降の見込みを算出」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「「都道府県へのヒアリング結果」より推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b>
① 医療従事者の健康及び医療の質の確保に係る過去の減収額（法人事業税）が把握されていない。
② 病床の機能分化・連携の取組の推進に係る過去の減収額（法人事業税）が把握されていない。
③ 地域における良質かつ適切な医療の提供に係る過去の減収額（法人事業税）が把握されていない。
④ 地域における良質かつ適切な医療の提供に係る過去の減収額（平成29年度の法人税）が把握されていない。
⑤ 医療従事者の健康及び医療の質の確保に係る過去の減収額（令和元年度の法人税）について、「「都道府県へのヒアリング結果」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑥ 病床の機能分化・連携の取組の推進に係る過去の減収額（令和元年度の法人税）について、「「都道府県へのヒアリング結果」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
<b>【厚生労働省の補足説明】</b>
①～⑥ ご指摘を踏まえ評価書へ追記いたしました。
<b>【点検結果】</b>
①～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑥ 「「都道府県へのヒアリング結果」より推計」及び「令和元年度の減収額については

有効回答を得られた都道府県の適用額を全国分に割り戻した値により減収額を算出」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
--

(5) 将来の減収額

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b>
① 医療従事者の健康及び医療の質の確保に係る将来の減収額（法人税及び法人事業税）が予測されていない。
② 病床の機能分化・連携の取組の推進に係る将来の減収額（法人税及び法人事業税）が予測されていない。
③ 地域における良質かつ適切な医療の提供に係る将来の減収額（法人税及び法人事業税）が予測されていない。
<b>【厚生労働省の補足説明】</b>
① 御指摘を踏まえ追記いたしました。適用数の実績値があるのは令和元年度までですので、令和2年度以降は推計で算出しています。
② ご指摘を踏まえ評価書を修正いたしました。
③ ご指摘を踏まえ追記いたしました。しかし、適用数の実績値があるのは平成30年度までですので、和元年度以降は平成29年度と平成30年度の実績の平均値を記載しています。
<b>【点検結果】</b>
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「年間見込み数を、都道府県が把握する現時点の状況で按分して令和2年度以降の見込みを算出」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「「都道府県へのヒアリング結果」より推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b>
① 所期の達成目標（医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
<b>【厚生労働省の補足説明】</b>
① 租税特別措置の適用実態調査報告において、本制度の適用実績が示されており一定の効果は出ていると考えられるものの、「良質かつ適切な医療」、「医療の質」は定量的に測ることができないため、達成目標の寄与度を測ることは困難です。
<b>【点検結果】</b>
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b>
① 達成目標（医療従事者の健康及び医療の質の確保）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
③ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

い。
<p><b>【厚生労働省の補足説明】</b></p> <p>① 「医療従事者の健康」、「医療の質」についての定量的な目標設定につきましては、明確かつ客観的な指標がなく、また、「医療の質」を定義する法令や政策もないため、本制度について定量的な目標を設定することは困難です。ただ、時間外労働時間の短縮が「医療従事者の健康」及び「医療の質の確保」につながると考えられるため、時間外労働時間の短縮目標を掲げているところです。</p> <p>② 当該特例措置を活用した民間医療機関の再編の実績があがってきており、本特例措置が地域医療構想の実現に寄与している。</p> <p>③ 「良質かつ適切な医療」、「医療の質」は明確かつ、客観的な指標がないため、定量的に測ることができず、将来の効果を測ることは困難です。</p> <p>なお、本措置は、医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目標として、昭和54年から継続していることから、恒久措置とすることがふさわしい措置であると考えています。</p> <p>しかし、本措置を恒久措置としてしまうと、告示で指定している高度な医療機器が時代にそぐわない医療機器として残り続ける可能性があることから、適用期限を設定して、高度な医療の提供という観点から、対象機器の見直しをすることで、より良い医療機器の導入を促進することができるため、目標の実現に寄与するものと考えます。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税3)、法人事業税:義
		②: 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 I. 長時間勤務の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮に資する器具及び備品、ソフトウェアについて、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等労働時間削減計画に基づいて取得することで、15%の特別償却が受けられる。 II. 地域医療構想の実現のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等を行った場合に取得する建物及びその附属設備について8%の特別償却が受けられる。 III. 医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却が受けられる。 ※全身用CT・MRIについては配置効率化等を促す仕組み講じることで特別償却が受けられる。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。 ※Ⅲの措置については対象の機器の見直しを行う。
		《関係条項》 租税特別措置法第12条の2、第45条の2、第68条の29
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医事課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成30年度～令和元年度
7	創設年度及び改正経緯	医療用機器の特別償却制度については、昭和54年の創設以降、償却率、取得価額の下限、対象機器を見直しながら2年毎に延長されてきた。 平成31年度法制改正では、「医療用機器等の特別償却制度について、長時間労働の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う」として、その適用期限が2年延長された(令和3年3月31日まで)。

		(参考)医療用機器の特別償却制度の改正状況																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和54年(創設)</td><td>25%</td><td>800 千円</td></tr> <tr><td>昭和56年</td><td>20%</td><td>1,100 千円</td></tr> <tr><td>昭和58年</td><td>18%</td><td>1,400 千円</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>16%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>昭和62年</td><td>同上</td><td>1,600 千円</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800 千円</td></tr> <tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000 千円</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200 千円</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400 千円</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000 千円</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>同上</td><td>5,000 千円</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成21年 ※1</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成23年 ※2</td><td>12%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成25年 ※3</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成27年 ※3</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成29年 ※3</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成31年 ※4</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> </tbody> </table>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和54年(創設)	25%	800 千円	昭和56年	20%	1,100 千円	昭和58年	18%	1,400 千円	昭和60年	16%	同上 千円	昭和62年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成11年	同上	同上 千円	平成13年	同上	同上 千円	平成15年	同上	5,000 千円	平成17年	同上	同上 千円	平成19年	同上	同上 千円	平成21年 ※1	同上	同上 千円	平成23年 ※2	12%	同上 千円	平成25年 ※3	同上	同上 千円	平成27年 ※3	同上	同上 千円	平成29年 ※3	同上	同上 千円	平成31年 ※4	同上	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																																								
昭和54年(創設)	25%	800 千円																																																																								
昭和56年	20%	1,100 千円																																																																								
昭和58年	18%	1,400 千円																																																																								
昭和60年	16%	同上 千円																																																																								
昭和62年	同上	1,600 千円																																																																								
平成元年	15%	同上 千円																																																																								
平成3年	同上	1,800 千円																																																																								
平成4年	同上	2,000 千円																																																																								
平成5年	同上	2,200 千円																																																																								
平成6年	14%	同上 千円																																																																								
平成7年	12%	2,400 千円																																																																								
平成9年	14%	4,000 千円																																																																								
平成11年	同上	同上 千円																																																																								
平成13年	同上	同上 千円																																																																								
平成15年	同上	5,000 千円																																																																								
平成17年	同上	同上 千円																																																																								
平成19年	同上	同上 千円																																																																								
平成21年 ※1	同上	同上 千円																																																																								
平成23年 ※2	12%	同上 千円																																																																								
平成25年 ※3	同上	同上 千円																																																																								
平成27年 ※3	同上	同上 千円																																																																								
平成29年 ※3	同上	同上 千円																																																																								
平成31年 ※4	同上	同上 千円																																																																								
		<p>※1 平成21年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のものに限定。</p> <p>※2 平成23年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。</p> <p>※3 平成25年度、平成27年度及び平成29年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。</p> <p>※4 平成31年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施するとともに、対象機器のうち全身用CT・MRIについては配置効率化等を促す仕組みを講じた。</p>																																																																								
8	適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで																																																																								
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 I. 長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間の短縮に資する設備の導入を促すことで、医師の働き方改革を推進し、医師の健康を確保し地域において安全で質の高い医療を提供する。 II. 地域医療提供体制の確保のため、設備投資に係る負担を軽減することで病床の再編等を促進する。 III. 医学医療の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を提供すること</p>																																																																								



		で、地域において良質かつ適切な医療を提供する。
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>I. 新型コロナにより浮き彫りになった課題に対処しつつも、今後、人口構造が急速に変化していくことや2024年4月の医師の時間外労働の上限規制適用を見据えて、引き続き医師の勤務時間短縮等の「医師・医療従事者の働き方改革」を進め、医療従事者の健康を確保の上、医療の質・安全の向上を図ることなどの取組を進めていかなければならない。</p> <p>II. 骨太2019においては、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととされており、地域の医療機関の再編統合に伴う経済的負担を軽減することで、より一層の地域医療構想を推進していかなければならない。</p> <p>III. 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第1条の3)</p> <p>国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>I. 2024年4月以降、診療に従事する勤務医に適用される一般的な時間外上限時間の水準を原則月100時間未満、年960時間以下とし、地域医療確保のためにやむを得ず、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準については、原則月100時間未満、年1,860時間以下としたうえで、暫定的な特例水準については、2035年度末を終了目標時期とし、勤務医についての一般的な水準である年960時間に向けた段階的な見直しの検討を行うとしており、例えば2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年度に1,635時間、2030年度は1,410時間、2033年度には1,185時間をそれぞれ段階的な目標として設定することを「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において検討中である。本特別償却制度等により、医療従事者の労働時間の短縮を促進することで、医療従事者の健康及び医療の質を確保することを目標とする。</p> <p>II. 地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。この進捗状況については、地域医療構想の2025(令和7年)における必要病床数に対する実際に増減された病床数の割合により評価する。当該数値を前年度と比較して低下させ、2025年度までに100%とすることを目標とする。</p> <p>III. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>I. 医師の労働時間短縮に資する設備が導入されることにより、医療従事者の労働時間が短縮されるとともに、医療従事者の健康及び医療の質の確保につながっている。</p> <p>II. 本年1月に病床の機能分化・連携に向けた具体的対応方針の再検証を要請し、8月時点で重点支援区域を12区域選定したところであり、再編等の該当事例に適用されたことにより、医療機関における病床の機能分化・連携の取組につながっている。</p> <p>III. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の導入が促進されたことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>I. 令和元年度 (法人税・法人事業税) 14件 (所得税) 2件 ※「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出 令和2年度以降 (法人税・法人事業税) 18件 (所得税) 2件 ※年間見込み数を、都道府県が把握する現時点の状況で按分して令和2年度以降の見込みを算出</p> <p>II. 令和元年度以降(推計) (法人税・法人事業税) 3件 ※「都道府県へのヒアリング結果」より推計 ※令和元年度の適用数については有効回答を得られた都道府県の適用数を全国分に割り戻した値を算出。</p> <p>III. 平成29年度 (法人税・法人事業税) 671件 (所得税) 231件 平成30年度 (法人税・法人事業税) 612件 (所得税) 229件 令和元年度以降 (法人税・法人事業税) 642件 (所得税) 239件 ※「租税透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、「医療施設調査結果」等より推計 ※適用数の実績値が判明しているのは平成30年度までのため、令和元年度以降の適用数については平成29年度と平成30年度の平均値から算出</p>
		② 適用額	<p>I. 令和元年度 (法人税・法人事業税) 257百万円 (所得税) 11百万円 ※「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出 令和2年度以降 (法人税・法人事業税) 314百万円 (所得税) 13百万円 ※年間見込み数を、都道府県が把握する現時点の状況で按分して令和2年度以降の見込みを算出</p> <p>II. 令和元年度以降(推計) (法人税・法人事業税) 3,080百万円 ※「都道府県へのヒアリング結果」より推計 ※令和元年度の適用額については有効回答を得られた都道府県の適用額を全国分に割り戻した値を算出。</p> <p>III. 平成29年度 (法人税・法人事業税) 2,063百万円 (所得税) 平成30年度 (法人税・法人事業税) 2,519百万円 (所得税) 941百万円</p>



		<p>令和元年度以降 (法人税・法人事業税) 2,290 百万円 (所得税) 825 百万円 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、 「医療施設調査結果」等より推計 ※適用額の実績値が判明しているのは平成 30 年度までのため、令和元年度以降 の適用数については平成 29 年度と平成 30 年度の平均値から算出</p>
③: 減収額	<p>I. 令和元年度 (法人税) 38 百万円 (所得税) 2 百万円 (法人事業税) 3 百万円 ※「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出 令和 2 年度以降 (法人税) 47 百万円 (所得税) 2 百万円 (法人事業税) 3 百万円 ※年間見込み数を、都道府県が把握する現時点の状況で按分して令和 2 年度以 降の見込みを算出 II. 令和元年度以降(推計) (法人税) 247 百万円 (法人事業税) 206 百万円 ※「都道府県へのヒアリング結果」より推計 ※令和元年度の減収額については有効回答を得られた都道府県の適用額を全国 分に割り戻した値により減収額を算出。 III. 平成 29 年度 (法人税) 493 百万円 (所得税) 175 百万円 (法人事業税) 136 百万円 平成 30 年度 (法人税) 589 百万円 (所得税) 233 百万円 (法人事業税) 166 百万円 令和元年度以降(推計) (法人税) 536 百万円 (所得税) 204 百万円 (法人事業税) 151 百万円 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、 「医療施設調査結果」等より推計 ※実績値が判明しているのは平成 30 年度までのため、令和元年度以降の適用数 については平成 29 年度と平成 30 年度の平均値から算出</p>	
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 I. 当該措置により、労働時間短縮に資する機器の導入が促進され、 一定の効果は得られているものの、労働時間短縮に資する機器の 新規導入や更新を行うことで、労働時間短縮の効果が高まること から引き続き勤務時間短縮に資する機器の導入を促すことは不可欠 である。 II. 当該措置により、再編統合を行う医療機関の経済的負担を軽減す ることで、地域医療構想の実現に向けて、医療機関の再編統合が促 進され、一定の効果は得られているものの、今後もより一層推進して いくために当該措置は不可欠である。なお、地域医療構想の 2025 (令和 7 年)における必要病床数に対する実際に増減された病床数 の割合の令和元年度の実績値は現在集計中であることから、現時 点では平成 30 年度との比較はできない。 III. 令和 2 年 8 月に実施した四病院団体協議会へのアンケート調査の 結果、84 病院のうち、14 病院で本制度が利用されているが、地域に</p>	

		<p>において良質かつ適切な医療を提供するためには、まだまだ利用され ていないものと考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 I. 本制度適用医療機関においては、電子カルテシステム等の設備を 導入する前の時間外労働時間(3ヶ月平均)と比べて、設備導入後 は医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果は 得られている。 II. 地域医療構想の進捗の遅れもあり当該制度の活用状況は、現時 点では当初の想定を下回っているが、経済的負担を軽減すること で、民間医療機関の再編統合の実績が出てきており、再編統合は 促進されているものと考えている。 III. 地域において良質かつ適切な医療を提供する医療機関(病院)に おいて、全国の 6 分の 1 程度ではあるものの本制度が利用されてお り、一定の効果はあるものと考えられる。 なお、平成 30 年 7 月に実施した前回のアンケート調査では、124 病院のうち、31 病院で本制度が利用されている。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>I. 骨太 2019 において、2040 年に向けて人材不足等の新たな課題 に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対 策、医療従事者の働き方改革を推進し、総合的な医療提供体制改 革を実施するとされており、医師等の勤務負担を軽減し、質が高く効 率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めることが求められて いるところであり、本制度適用医療機関においては、電子カルテシ ステム等の設備を導入する前の時間外労働時間(3ヶ月平均)と比べ て、設備導入後は医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、 一定の効果は得られている。 II. 骨太 2019 において、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関 についても、2025 年における地域医療構想の実現に沿ったものとな るよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整 会議における議論を促すこととされており、地域の医療機関の再編 統合に伴う経済的負担を軽減し、質が高く効率的で持続可能な医療 提供体制の整備を進めることが求められているところであり、経済的 負担を軽減することで、民間医療機関の再編統合の実績が出てきて いる。 III. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽 減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機 器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
11 相当性	⑥: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>I. 本特例措置により、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する 機会を与えることが可能となり、長時間労働である医師の労働時間 短縮と提供される医療の質の確保の両立が期待でき、税制による優 遇措置を行うことが妥当である。 II. 医療機関が再編等を行う場合において、医療機関の経費負担の軽 減が図られる本施策は補助金等と比べて、より広範に制度を利用す る機会を与えることが可能となることから効果的である。本施策が ない場合、統合等の機能の集約化が進まず、効率的で質の高い医療 提供体制の構築が阻害されることから、税制による優遇措置を行う ことが妥当である。 III. 良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じ て、高度又は先進的な医療用機器の導入を促進する必要があるた</p>

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

		め、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となることから税制による優遇措置を行うことが妥当である。
②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	I. — II. — III. —	
③：地方公共団体が協力する相当性	I. — II. — III. —	
12：有識者の見解		
13：前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月	

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑦	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病 院	15,152	5,766	87,366,432	89.8%	78,455,056					3.2%	-	都道府県	15,776
	診療所	2,131	41,927	89,346,437	38.5%	34,398,378	74.4%	2,062,775	23.9%	493,003	9.7%	-	市町村	47,821
	歯 科	1,860	13,871	25,800,060	41.1%	10,603,825					12.9%	6.6%	合計	63,597
個人	病 院	1,537	210	322,770	89.8%	289,847								
	診療所	1,096	41,892	45,913,632	38.5%	17,676,748	25.6%	709,772	16.2%	114,983				
	歯 科	1,102	54,133	59,654,566	41.1%	24,518,027					8.6%			60,331
合計		22,678	157,799	308,403,897		165,941,881	100.0%							<b>868,317</b>

	適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	671	74.4%	
所得税		25.6%	231

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病 院	15,600	1000~ 2000万円	16.2%
診療所	11,659		
歯 科	6,518	500~ 1000万円	8.6%

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑦	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病 院	14,771	5,764	85,140,044	89.8%	76,455,760					3.2%	-	都道府県	18,863
	診療所	2,108	42,822	90,268,776	38.5%	34,753,479	72.8%	2,519,040	23.4%	589,455	9.7%	-	市町村	57,177
	歯 科	1,942	14,327	27,823,034	41.1%	11,435,267					12.9%	6.6%	合計	76,040
個人	病 院	1,747	187	326,689	89.8%	293,367								
	診療所	1,206	41,444	49,981,464	38.5%	19,242,864	27.2%	941,180	16.2%	152,471				
	歯 科	1,193	53,682	64,042,626	41.1%	26,321,519					8.6%			80,941
合計		22,967	158,226	317,582,633		168,502,256	100.0%							<b>822,867</b>

	適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	612	72.8%	
所得税		27.2%	229

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病 院	15,973	1000~ 2000万円	16.2%
診療所	11,980		
歯 科	6,324	500~ 1000万円	8.6%

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑦	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病 院	14,962	5,754	86,091,348	89.8%	77,310,031					3.2%	-	都道府県	17,154
	診療所	2,120	41,140	87,216,800	38.5%	33,578,468	72.9%	2,290,908	23.4%	536,072	9.7%	-	市町村	51,999
	歯 科	1,901	13,393	25,460,093	41.1%	10,464,098					12.9%	6.6%	合計	69,153
個人	病 院	1,642	240	394,080	89.8%	353,884								
	診療所	1,151	42,770	49,228,270	38.5%	18,952,884	27.1%	825,476	16.2%	133,727				
	歯 科	1,148	54,930	63,059,640	41.1%	25,917,512					8.6%			70,991
合計		22,924	158,227	311,450,231		166,576,877	100.0%							<b>740,790</b>

\*施設数は、平成30年10月1日現在のものを使用  
\*減収見込額、特別償却額は、平成29年度と平成30年度の平均値を使用

	適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	642	72.9%	
所得税		27.1%	239

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病 院	15,820	1000~ 2000万円	16.2%
診療所	11,820		
歯 科	6,421	500~ 1000万円	8.6%

【出典】  
①：国土交通省経済産業政策課（減価償却費（医療機器）、課税前所得）  
②：医療施設調査結果（施設数）  
③：医療施設等の設備投資に関する調査結果（500万円以上の医療機器割合）  
④：国土交通省経済産業政策課（特別償却額、適用件数）  
⑤：申告所得税標準調査結果（区分（所得階級）、所得税負担率）

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

Table with 10 columns: 経営体, 区分, 減価償却費①, 施設数②, ③ (①×②), 500万円以上の医療機器割合④, 基準額⑤, ⑥ (③×④), ⑦ 合計に占める割合, 特別償却額⑧, 基準税率, 減収見込額. Rows include 医療法人 and 個人 categories.

【適用件数の推計】 Table with 3 columns: 適用件数, ⑦ 合計に占める割合, 推計件数. Rows for 法人税 and 所得税.

【別表1】平成27年所得 Table with 4 columns: 課税前所得, 区分 (所得階級), 所得税負担率. Rows for 病院, 診療所, 歯科.

【平成28年度】

Table with 10 columns: 経営体, 区分, 減価償却費①, 施設数②, ③ (①×②), 500万円以上の医療機器割合④, 基準額⑤, ⑥ (③×④), ⑦ 合計に占める割合, 特別償却額⑧, 基準税率, 減収見込額. Rows include 医療法人 and 個人 categories.

【適用件数の推計】 Table with 3 columns: 適用件数, ⑦ 合計に占める割合, 推計件数. Rows for 法人税 and 所得税.

【別表2】平成28年所得 Table with 4 columns: 課税前所得, 区分 (所得階級), 所得税負担率. Rows for 病院, 診療所, 歯科.

【平成29年度】

Table with 10 columns: 経営体, 区分, 減価償却費①, 施設数②, ③ (①×②), 500万円以上の医療機器割合④, 基準額⑤, ⑥ (③×④), ⑦ 合計に占める割合, 特別償却額⑧, 基準税率, 減収見込額. Rows include 医療法人 and 個人 categories.

【適用件数の推計】 Table with 3 columns: 適用件数, ⑦ 合計に占める割合, 推計件数. Rows for 法人税 and 所得税.

【別表3】平成27、28年所得の平均値 Table with 4 columns: 課税前所得, 区分 (所得階級), 所得税負担率. Rows for 病院, 診療所, 歯科.

【出典】 第21回医療経済実態調査結果(減価償却費(医療機器)、課税前所得)、医療施設調査結果(施設数)、医療機関等の設備投資に関する調査結果(500万円以上の医療機器割合)、租税特別措置法の適用実態調査結果(特別償却額、適用件数)、申告所得税課税調査結果(区分(所得階級)、所得税負担率)

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

Table with 10 columns: 経営体, 区分, 減価償却費①, 施設数②, ③ (①×②), 500万円以上の医療機器割合④, 基準額⑤, ⑥ (③×④), ⑦ 合計に占める割合, 特別償却額⑧, 基準税率, 減収見込額. Rows include 医療法人 and 個人 categories.

【適用件数の推計】 Table with 3 columns: 適用件数, ⑦ 合計に占める割合, 推計件数. Rows for 法人税 and 所得税.

【別表1】平成25年所得 Table with 4 columns: 課税前所得, 区分 (所得階級), 所得税負担率. Rows for 病院, 診療所, 歯科.

【平成26年度】

Table with 10 columns: 経営体, 区分, 減価償却費①, 施設数②, ③ (①×②), 500万円以上の医療機器割合④, 基準額⑤, ⑥ (③×④), ⑦ 合計に占める割合, 特別償却額⑧, 基準税率, 減収見込額. Rows include 医療法人 and 個人 categories.

【適用件数の推計】 Table with 3 columns: 適用件数, ⑦ 合計に占める割合, 推計件数. Rows for 法人税 and 所得税.

【別表2】平成26年所得 Table with 4 columns: 課税前所得, 区分 (所得階級), 所得税負担率. Rows for 病院, 診療所, 歯科.

【平成27年度】

Table with 10 columns: 経営体, 区分, 減価償却費①, 施設数②, ③ (①×②), 500万円以上の医療機器割合④, 基準額⑤, ⑥ (③×④), ⑦ 合計に占める割合, 特別償却額⑧, 基準税率, 減収見込額. Rows include 医療法人 and 個人 categories.

【適用件数の推計】 Table with 3 columns: 適用件数, ⑦ 合計に占める割合, 推計件数. Rows for 法人税 and 所得税.

【別表3】平成25、26年所得の平均値 Table with 4 columns: 課税前所得, 区分 (所得階級), 所得税負担率. Rows for 病院, 診療所, 歯科.

【出典】 第20回医療経済実態調査結果(減価償却費(医療機器)、課税前所得)、医療施設調査結果(施設数)、医療機関等の設備投資に関する調査結果(500万円以上の医療機器割合)、租税特別措置法の適用実態調査結果(特別償却額、適用件数)、申告所得税課税調査結果(区分(所得階級)、所得税負担率)

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

【平成23年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑦	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	17,917	5,712	102,341,904	89.8%	91,903,030	71.7%	3,817,131	25.5%	973,368
	診療所	1,984	36,859	73,128,256	38.5%	28,154,379				
	歯科	1,688	11,074	18,692,912	41.1%	7,682,787				
個人	病院	7,242	373	2,701,266	89.8%	2,425,737	28.3%	1,506,622	16.4%	247,086
	診療所	1,285	46,227	59,401,695	38.5%	22,869,653			8.8%	132,583
	歯科	1,077	56,481	60,830,037	41.1%	25,001,145				
合計		31,193	156,726	317,096,070		178,036,731	100.0%			<b>1,353,037</b>

【適用件数の推計】

	適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	964	71.7%	
所得税		28.3%	380

【別表1】平成23年所得

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	17,900	1000~ 2000万円	16.4%
診療所	13,095		
歯科	6,125	500~ 1000万円	8.8%

【平成24年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑦	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	15,917	5,709	90,870,153	89.8%	81,601,397	70.8%	3,603,918	25.5%	918,999
	診療所	1,975	37,706	74,469,350	38.5%	28,670,700				
	歯科	1,751	11,481	20,103,231	41.1%	8,262,428				
個人	病院	7,704	348	2,680,992	89.8%	2,407,531	29.2%	1,486,362	16.2%	240,791
	診療所	1,268	45,645	57,877,860	38.5%	22,282,976			8.6%	127,827
	歯科	1,048	56,378	59,084,144	41.1%	24,283,583				
合計		29,663	157,267	305,085,730		167,508,615	100.0%			<b>1,287,617</b>

【適用件数の推計】

	適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	1,015	70.8%	
所得税		29.2%	419

【別表2】平成24年所得

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	18,325	1000~ 2000万円	16.2%
診療所	13,445		
歯科	6,249	500~ 1000万円	8.6%

【平成25年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑦	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	16,917	5,722	96,799,074	89.8%	86,925,568	71.9%	3,710,525	25.5%	946,184
	診療所	1,980	38,544	76,317,120	38.5%	29,382,091				
	歯科	1,720	11,914	20,492,080	41.1%	8,422,245				
個人	病院	7,473	320	2,391,360	89.8%	2,147,441	28.1%	1,496,492	16.3%	243,928
	診療所	1,277	45,006	57,472,662	38.5%	22,126,975			8.7%	130,195
	歯科	1,063	56,170	59,708,710	41.1%	24,540,280				
合計		30,430	157,676	313,181,006		173,544,600	100.0%			<b>1,320,307</b>

\*施設数は、平成25年10月1日現在のものを使用  
\*減価償却費、特別償却額は、平成23年度と平成24年度の平均値を使用

【適用件数の推計】適用件数は平成23、24年度の平均値

	適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	990	71.9%	
所得税		28.1%	387

【別表3】平成23、24年所得の平均値

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	18,113	1000~ 2000万円	16.3%
診療所	13,270		
歯科	6,187	500~ 1000万円	8.7%

【出典】  
・第19回医療経済実態調査結果（減価償却費（医療機器）、課税前所得）  
・医療施設調査結果（施設数）  
・医療機関等の設備投資に関する調査結果（500万円以上の医療機器割合）  
・租税特別措置法の適用実態調査結果（特別償却額、適用件数）  
・申告所得税額本調査結果（区分（所得階級）、所得税負担率）

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2厚労02）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置 (-)							
措置内容	平成30年度時点	-							
	令和元年度税制改正以後	-							
	令和2年度税制改正以後	-							
政策目的		少子高齢化に伴う医療・介護サービスの担い手の減少が進む中で、健康・医療・介護分野のデータやICTを積極的に活用することにより、国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療や介護現場において、サービスの質を維持・向上しつつ、その効率化や生産性の向上を図ること。							
評価対象税目	義務対象			努力義務対象					
	法人税	法人住民税	法人事業税						
関係条項		-							
要望内容		オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる。							
創設年度	-	過去の政策評価の実績			-			区分	新設

## 点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させる）は、政策目的（国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療や介護現場において、サービスの質を維持・向上しつつ、その効率化や生産性の向上を図っていく）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（電子処方箋の仕組みの構築）について、達成すべき水準が定量的に示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標（電子処方箋の仕組みの構築）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において示されていないため、この点を課題とする。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 現在、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業を実施しているところであり、現時点では予測できない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 現在、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業を実施しているところであり、現時点では予測できない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させる）は、政策目的（国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療や介護現場において、サービスの質を維持・向上しつつ、その効率化や生産性の向上を図っていく）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させる」との説明では、達成目標（電子処方箋の仕組みの構築）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置
2	対象税目 ①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	法人税: 義(国税9)、法人住民税: 義、事業税: 義(自動連動)(地方税6)
		所得税: 外、個人住民税: 外、消費税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる。
		《関係条項》 —
5	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年8月 分析対象期間:
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置(令和3年8月1日以降)
9	必要性等 ①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子高齢化に伴う医療・介護サービスの担い手の減少が進む中で、健康・医療・介護分野のデータやICTを積極的に活用することにより、国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療や介護現場において、サービスの質を維持・向上しつつ、その効率化や生産性の向上を図っていくことが必要である。
		上記認識のもと「健康・医療・介護情報利活用検討会」が設置され、当該検討会において、電磁的記録により保存、作成及び交付等が行われた処方箋(電子処方箋)については、その利活用が求められている。
		《政策目的の根拠》 健康・医療・介護情報の利活用に向けた検討課題に関する意見の整理(6月17日 健康・医療・介護情報利活用検討会) (3) 電子処方箋の実現に向けた環境整備 意見の整理とそれを踏まえた今後の方向性 ・電子処方箋については、全国で利用できるものとして、患者の利便性向上とともに、重複投薬の回避、医療機関・薬局の負担軽減にも資する仕組みとする。 ・リアルタイムで情報を共有する仕組みとして、全国的に医療機

		関と薬局を結ぶオンライン資格確認等システムのネットワークの活用を検討することとする。 ・処方箋の真正性確保のあり方について検討することとする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること 施策大目標 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること 施策目標 医療等情報化インフラの普及のための取組を推進すること
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電子処方箋の仕組みの構築  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じることにより、国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させることが可能となる。
10	有効性等	①: 適用数 現在、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業を実施しているところであり、現時点では把握できない。
		②: 適用額 現在、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業を実施しているところであり、現時点では把握できない。
		③: 減収額 現在、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業を実施しているところであり、現時点では把握できない。
		④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させる。  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じることにより、国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させることが可能となる。
		⑤: 税収減を是認する理由等 —
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討の結果、税制でなければ目的とする政策効果が得られない可能性があるため。



	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2厚労03）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長 (共同利用施設の特別償却)					
措置内容	平成30年度時点	生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が、共同利用施設の取得等をした場合には、取得価額の6%の特別償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項	租税特別措置法第44条の3、第68条の24						
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。						
創設年度	S55	過去の政策評価の実績	H22厚労16、H23厚労09、H24厚労15、H26厚労09、H28厚労03、H30厚労06	区分	延長		

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	1	1,073	-	150
H24	0	-	-	-
H25	0	-	-	-
H26	0	-	-	-
H27	0	-	-	-
H28	0	-	-	-
H29	0	-	-	-
H30	0	-	-	-

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じ、経営基盤の強化が図られるためには、多くの事業者が課題として挙げる人材不足や後継者不足が解消されるとともに、生産性の向上が必要である。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年4～6月期の生活衛生関係営業業況判断D Iは、比較可能な平成7年以降最低の水準となっており、回復時期の見通しが困難な状況となっている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書では、平成29年度、平成30年度とも実績は0件であった。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（平成29年度及び30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
① 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書では、平成29～30年度は適用実績0件であった。令和元年度は関係団体への調査結果より、共同利用施設の設置が確認されたことを踏まえ見込数を記載したものである。減収見込額は4.5百万円（23.9百万円×19%）
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。
② 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数は0件（平成29年度及び30年度）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。そのため、僅少であることの原因を分析する必要がある。
③ 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【厚生労働省の補足説明】
①・② 生活衛生関係営業の業況D Iの推移は把握しているものの、過去5年以上マイナスが続いている。ただし、2011年4～6月月期が▲33.8であったのに対し、2019年4～6月期では▲14.2となるなど、近年一定の回復傾向にはあり、また2019年の生活衛生関係営業の設備投資の実施状況は2008年の調査開始以来2番目に高い数字となるなど、内需創出に寄与していると思料される。（日本政策金融公庫『生活衛生関係営業の設備投資動向（2019年）』）
③ 現在課題となっている生活衛生関係営業の経営力強化や生産性向上を図る観点から、本特例措置は一定の効果を発揮することが考えられるが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた本特例措置のみによる直接的な効果については、当該措置分のみの影響を抽出することは困難であるため、現状把握出来ていない。
【点検結果】
①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じる必要がある）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じる必要がある）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件（令和2年度から4年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>
<p><b>【厚生労働省の補足説明】</b></p> <p>① 本特例措置による将来の効果について、定量的に把握することは困難であるが、生活衛生同業組合等における共同利用施設の設置により、個々の事業者の生産性が高まり、経営強化に繋がり、更なる設備投資をはじめとした内需の創出が期待されると考えられる。</p> <p>② 直近の適用見込み件数については、新型コロナによる経営状況の悪化等により、今後一定期間設備投資を控えることが予測される状況もあり僅少となっているが、回復後の生産性の向上や経営基盤の強化に繋げていくためには、本特例措置による共同利用施設整備が有用であると考えられる。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 19) 法人住民税、法人事業税: 義
		②: 上記以外の税目 -
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が200万円以上のものに限る。)に係る特別償却制度
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・租税特別措置法第44条の3、第68条の24 ・租税特別措置法施行令第28条の5、第39条の52
5	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和 55 年 期限切れごとに延長要望(直近は平成31年度税制改正)
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。 生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。 本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。 《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況 DI がプラスに転じる必要がある。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生関係営業(全産業534万事業所のうち20.2%、全従業者5,687万人のうち11.7%)は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに、労働環境の改善及び福利厚生の実等を強力に推進する必要がある。 現在の生活衛生関係営業の業況判断 DI は低調(▲87.4=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」令和2年4-6月期)で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。 このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の設備投資(共同利用施設取得)を誘引する必要がある。
10	有効性等	①: 適用数 29年度: 1施設、30年度: 0施設、令和元年度: 1施設 2年度: 1施設、3年度: 1施設、4年度: 1施設 (※1) 令和2年度～4年度は平成29年度～令和元年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。 中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要があるが、事業収益の低迷等により、業況判断 DI がマイナスに留まる中、相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を近年見合わせざるを得ない状況にある。 (※2) 適用数自体は少ないが、当該施設が設置されたことで生じる生産性向上効果は、当該生活衛生同業組合等の傘下企業全体に波及しうると考えられる。

	②: 適用額	(対象施設数)(特別償却対象設備取得額)(特別償却実施見込額) 29年度 1 430百万円 25.8百万円 30年度 0 — — R1年度 1 398百万円 23.9百万円 2年度 1 276百万円 16.6百万円 3年度 1 276百万円 16.6百万円 4年度 1 276百万円 16.6百万円 (※)令和2年度～令和4年度は平成29年度～令和元年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。
	③: 減収額	減収見込額(法人税) (法人住民税) (法人事業税) 29年度 4.9百万円 0.6百万円 0.9百万円 30年度 — — — R1年度 4.5百万円 0.6百万円 0.8百万円 2年度 3.1百万円 0.4百万円 0.6百万円 3年度 3.1百万円 0.4百万円 0.6百万円 4年度 3.1百万円 0.4百万円 0.6百万円 (※)令和2年度～4年度は平成29年度～令和元年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。 減収見込額は、法人税は特別償却実施見込額×19%により算出。法人住民税率12.9%、法人事業税率3.4%で算出
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 生活衛生関係営業の業況DIがマイナスに留まる中、共同利用施設などの設備投資を見合わせざるを得ない状況にある(▲87.4=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」令和2年4-6月期)。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られる。当該施設が設置されたことで生じる生産性向上効果は、当該生活衛生同業組合等の傘下企業全体に波及しうることから、本税制措置により当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。
	⑤: 税収減を是認する理由等	本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化(税収の増大)に寄与する。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 生活衛生関係営業(全産業534万事業所のうち20.2%、全従業者5,687万人のうち11.7%)は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点からその持続的な発展の確保することは、特に重要である。 共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生活衛生関係営業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する

		法律の一部改正により条文化され、昭和55年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生活衛生関係営業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、地域のセーフティネットとしての役割をこれからも果たしていくためにも、引き続き補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる政策税制としての役割を維持していくことに妥当性がある。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。 また、平成24年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成24年7月19日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月





＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2厚労04）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		社会保険診療報酬に係る非課税措置 (社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置)						適用総額 (法人事業税・千円)	
措置内容	平成30年度時点	医療法人等については、社会保険診療報酬につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療報酬に係る経費は損金の額に算入しない。						H23	753,311,123
	令和元年度税制改正以後	従前どおり						H24	774,715,165
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						H25	689,786,978
政策目的		国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図ること。						H26	593,626,895
評価対象税目	義務対象			努力義務対象				H27	582,550,165
	法人事業税							H28	551,381,013
関係条項		地方税法第72条の23						H29	466,780,084
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。						H30	538,465,356
創設年度	S27	過去の政策評価の実績		H26厚労20、H27厚労09、R1厚労02			区分	延長	※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会保険診療報酬に係る非課税措置		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和元年度）が把握されていない。 ② 過去の適用数（平成25年度から30年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しており、両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データとなる。 ② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙資料では、平成25年度から28年度までの適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しており、両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額について、個人事業税及び法人事業税に係る減収額の合計値であり、法人事業税のみに係る減収額が把握されていない。 ② 過去の減収額（令和元年度の法人事業税）が把握されていない。
-------------------------	---

## 【厚生労働省の補足説明】

- ご指摘の箇所について個人事業税及び法人事業税の内訳を追記修正する。
- 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しており、両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データとなる。

## 【点検結果】

- 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人事業税）が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しており、両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する過去の効果が（令和元年度）が把握されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しており、両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しており、両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,890,095	703,832	174,145	84,033
社会保険診療報酬(年間)②	1,890,399	556,412	148,049	70,534
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	79.1%	83.9%	84.1%
医療費用(年間)④	1,846,155	567,194	163,737	56,983
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,551,855	448,857	137,375	46,805
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	338,544	107,555	8,674	21,029
開設者別施設数⑦	5,764	187	42,822	41,444
黒字率⑧:注1	64.9%	84.0%	65.9%	98.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,741	157	28,220	38,982
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	144,185,998	16,471,858	244,787,881	724,301,884
事業税率⑪	6.6%	5.0%		6.6%
減税額⑫	9,497,898	823,629	16,123,356	39,215,089

H30.10.1調査  
 一般病院 4,848 169  
 精神病院 916 18

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	67,834	44,768
社会保険診療報酬(年間)②	70,518	37,315
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	88,940	32,062
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	68,982	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,956	10,585
開設者別施設数⑦	14,327	53,862
黒字率⑧:注1	67.4%	98.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,658	51,842
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	67,171,990	398,855,351
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,424,732	10,842,788

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	86,927,423
要項の措置の適用見込み	133,398

出典:「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成30年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「施設別集計表」損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

統計表4 開設者・施設の種類の別みた施設数

平成30(2018)年10月1日現在

	病 院			一 般 診 療 所			歯科診療所			
	精神病院	一般病院	療養病床を有する病院(再掲)	有床	療養病床を有する一般診療所(再掲)	無床				
総数	8,372	1,058	7,314	3,736	102,105	6,934	847	95,171	68,613	
国	324	3	321	7	536	218	-	-	318	5
厚生労働省	14	-	14	-	22	-	-	-	22	-
独立行政法人国立病院機構	141	3	138	1	-	-	-	-	-	-
国立大学法人	47	-	47	1	147	1	-	146	2	
独立行政法人労働者健康安全機構	33	-	33	-	-	-	-	-	-	
国立高度専門医療研究センター	8	-	8	-	2	-	-	2	-	
独立行政法人地域医療機能推進機構	57	-	57	5	2	-	-	2	-	
その他	24	-	24	-	363	217	-	146	3	
公的医療機関	1,207	41	1,166	306	3,550	170	34	3,380	262	
都道府県	199	25	174	9	253	12	-	241	7	
市町村	618	4	614	215	2,945	154	33	2,791	254	
地方独立行政法人	103	8	95	9	31	1	1	30	-	
日赤	92	-	92	18	204	1	-	203	-	
済生会	85	1	84	16	51	-	-	51	1	
北海道社会事業協会	7	-	7	5	-	-	-	-	-	
厚生連	103	3	100	34	66	2	-	64	-	
国民健康保険団体連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社会保険関係団体	52	-	52	11	464	-	-	464	7	
健康保険組合及びその連合会	9	-	9	3	302	-	-	302	2	
共済組合及びその連合会	42	-	42	8	146	-	-	146	5	
国民健康保険組合	1	-	1	-	16	-	-	16	-	
公益法人	197	38	159	77	499	21	2	478	103	
医療法人	5,764	916	4,848	3,022	42,822	4,948	676	37,874	14,327	
私立学校法人	112	2	110	9	187	2	-	185	16	
社会福祉法人	201	11	190	67	9,853	21	6	9,832	37	
医療生協	82	2	80	37	304	18	2	286	53	
会社	35	-	35	4	1,712	4	-	1,708	9	
その他の法人	211	27	184	97	734	23	1	711	112	
個人	187	18	169	99	41,444	1,509	126	39,935	53,862	

(医療施設調査)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込額

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」から引用

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)P158

令和3年度税制改正要案資料

一般病院(集計2)

(1施設当たり換算)

	医療法人										法人・その他																			
	金額					構成比率					金額					構成比率														
	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率										
	前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度								
I 医療収益	1,636,250	1,658,192	95.0	95.2	1.3	7,163,521	7,321,774	98.6	98.6	2.2	4,282,732	4,344,683	99.4	99.4	1.4	1,168,408	1,188,704	67.8	68.2	1.7	4,877,850	4,943,542	67.1	66.5	1.3	2,863,893	2,897,877	66.5	66.3	1.2
1. 入院診療収益	1,138,945	1,158,882	66.1	66.5	1.8	4,815,804	4,884,695	66.3	65.8	1.4	2,812,332	2,846,125	65.3	65.1	1.2	10,558	10,934	0.6	0.6	3.6	52,767	50,536	0.7	0.7	-4.2	24,165	24,160	0.6	0.6	0.0
2. 特別の療養環境収益	18,904	18,888	1.1	1.1	-0.1	9,279	8,312	0.1	0.1	-10.4	27,396	27,591	0.6	0.6	0.7	14,864	14,574	0.9	0.8	-2.0	110,517	113,834	1.5	1.5	3.0	39,248	40,230	0.9	0.9	2.5
3. 外来診療収益	405,235	406,136	23.5	23.3	0.2	1,887,907	1,935,950	26.0	26.1	2.5	1,229,418	1,253,618	28.5	28.7	2.0	387,789	388,799	22.5	22.3	0.3	1,862,537	1,909,855	25.6	25.7	2.5	1,205,855	1,229,743	28.0	28.1	2.0
4. その他の医療収益	47,743	48,778	2.8	2.8	2.2	287,247	328,448	4.0	4.4	14.3	150,172	152,959	3.5	3.5	1.9	5,376	5,204	0.3	0.3	-3.2	12,355	12,622	0.2	0.2	2.2	8,051	7,924	0.2	0.2	-1.6
II 介護収益	86,300	83,791	5.0	4.8	-2.9	104,542	106,724	1.4	1.4	2.1	26,333	26,270	0.6	0.6	-0.2	62,245	59,355	3.6	3.4	-4.6	80,593	82,614	1.1	1.1	2.5	14,949	14,493	0.3	0.3	-3.1
1. 施設サービス収益	19,661	20,022	1.1	1.1	1.8	19,172	19,341	0.3	0.3	0.9	8,905	9,124	0.2	0.2	2.5	570	563	0.0	0.0	-1.2	2,315	2,414	0.0	0.0	4.3	641	577	0.0	0.0	-10.0
2. 居宅サービス収益	4,394	4,414	0.3	0.3	0.5	4,777	4,770	0.1	0.1	-0.1	2,479	2,653	0.1	0.1	7.0															

精神科病院(集計2)

(1施設当たり換算)

	法人・その他										個人										全体										
	金額					構成比率					金額					構成比率					金額					構成比率					
	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	
	前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度
I 医療収益	1,398,484	1,409,388	99.2	99.3	0.8	—	—	—	—	—	1,398,484	1,409,388	99.2	99.3	0.8	—	—	—	—	—	—	1,398,484	1,409,388	99.2	99.3	0.8	—	—	—	—	—
1. 入院診療収益	1,157,586	1,174,849	82.1	82.3	0.9	—	—	—	—	—	1,157,586	1,174,849	82.1	82.3	0.9	—	—	—	—	—	—	1,157,586	1,174,849	82.1	82.3	0.9	—	—	—	—	—
2. 特別の療養環境収益	6,814	6,866	0.5	0.5	0.8	—	—	—	—	—	6,814	6,866	0.5	0.5	0.8	—	—	—	—	—	—	6,814	6,866	0.5	0.5	0.8	—	—	—	—	—
3. 外来診療収益	196,384	197,080	13.9	13.9	0.4	—	—	—	—	—	196,384	197,080	13.9	13.9	0.4	—	—	—	—	—	—	196,384	197,080	13.9	13.9	0.4	—	—	—	—	—
4. その他の医療収益	30,600	30,592	2.2	2.2	0.0	—	—	—	—	—	30,600	30,592	2.2	2.2	0.0	—	—	—	—	—	—	30,600	30,592	2.2	2.2	0.0	—	—	—	—	—
II 介護収益	10,966	9,233	0.8	0.7	-15.8	—	—	—	—	—	10,966	9,233	0.8	0.7	-15.8	—	—	—	—	—	—	10,966	9,233	0.8	0.7	-15.8	—	—	—	—	—
1. 施設サービス収益	7,447	5,686	0.5	0.4	-23.6	—	—	—	—	—	7,447	5,686	0.5	0.4	-23.6	—	—	—	—	—	—	7,447	5,686	0.5	0.4	-23.6	—	—	—	—	—
2. 居宅サービス収益	3,052	3,115	0.2	0.2	2.1	—	—	—	—	—	3,052	3,115	0.2	0.2	2.1	—	—	—	—	—	—	3,052	3,115	0.2	0.2	2.1	—	—	—	—	—
3. その他の介護収益	466	432	0.0	0.0	-7.3	—	—	—	—	—	466	432	0.0	0.0	-7.3	—	—	—	—	—	—	466	432	0.0	0.0	-7.3	—	—	—	—	—

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	381,823	97,582	281,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	789	2,115	2,903
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	721	272	730	1,002
影響額合計(百万円)⑨	2,810	1,061	2,844	3,905

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	381,823	97,582	281,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	853	3,021	3,874
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	773	316	1,118	1,433
影響額合計(百万円)⑨	2,863	1,169	4,139	5,308

〇減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円-2,903百万円=971百万円  
 地方法人特別税 : 1,433百万円-1,002百万円=431百万円

合計

1,402百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万円~~÷17.8%~~≒2,000万円、800万円~~÷17.8%~~≒4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
 2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数。4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表(国税庁) P158

令和3年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,562	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	789	2,115	2,903
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	721	272	730	1,002
影響額合計(百万円)⑨	2,810	1,061	2,844	3,905

第9表 所得階級別・資本金階級別法人数

業種別	資本金階級																合計			
	100万円以下	100万円超	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円以下	1億円超	5億円	10億円	50億円	100億円		1億円(西側)	1億円(西側)	
企業組合	109	33	34	27	3	7	4	217	-	-	-	-	-	-	-	-	-	217	-	217
利益計上法人	37	16	20	9	5	4	1	92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92	-	92
100万円以下	10	6	4	2	4	4	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	-	30
100万円超	16	10	18	10	5	2	-	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	-	61
200万円以下	21	7	4	3	10	3	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	-	48
200万円超	7	2	2	6	13	5	2	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-	37
300万円以下	2	2	4	2	2	2	4	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-	18
300万円超	2	2	2	2	3	2	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	9
400万円以下	-	-	-	2	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3
400万円超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
500万円以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
500万円超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	204	78	88	61	40	29	12	515	-	1	-	-	-	-	-	-	1	515	-	516
医療法人	387	118	158	117	27	37	6	851	-	-	-	-	-	-	-	-	-	851	-	851
利益計上法人	720	35	207	815	264	228	30	2,299	11	2	-	-	-	-	-	-	13	2,299	13	2,312
100万円以下	555	42	162	636	212	164	17	1,788	12	-	-	-	-	-	-	-	12	1,788	12	1,800
100万円超	433	31	147	523	226	170	13	1,543	16	-	-	-	-	-	-	-	16	1,543	17	1,559
200万円以下	955	60	208	1,061	325	285	20	2,914	18	-	-	-	-	-	-	-	18	2,914	18	2,932
200万円超	1,890	74	457	1,736	591	514	60	5,412	36	-	-	-	-	-	-	-	36	5,410	38	5,448
300万円以下	2,180	83	322	1,439	534	577	85	5,190	33	2	-	-	-	-	-	-	35	5,188	37	5,225
300万円超	1,901	81	298	1,152	419	526	171	4,548	74	1	1	-	-	-	-	-	76	4,538	86	4,624
400万円以下	554	18	84	304	129	208	126	1,483	58	2	-	-	-	-	-	-	60	1,477	66	1,543
400万円超	272	11	55	126	56	159	92	771	40	7	-	-	-	-	-	-	48	767	52	819
500万円以下	154	11	33	46	35	64	47	390	44	-	1	-	-	-	-	-	45	390	45	435
500万円超	40	2	7	13	6	17	9	94	7	-	-	-	-	-	-	-	7	93	9	101
600万円以下	10	-	-	3	-	5	1	19	1	2	-	-	-	-	-	-	3	19	3	22
600万円超	8,724	448	2,040	7,784	2,787	2,877	871	26,491	300	16	2	-	-	-	-	-	1	26,805	300	26,820
計	4,703	608	2,778	9,340	3,882	4,267	656	26,334	150	10	2	1	-	-	-	-	163	26,306	191	26,497

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

令和3年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると16.5%となる。

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み額の推計及び減税額(試算)(Excel)の医療法人における社会保険診療収入率の逆数

医療施設動態調査 H30.10.1現在

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体: 医療法人	5.9%	5,764
(一般診療所) 開設主体: 医療法人	16.1%	42,822
(歯科診療所) 開設主体: 医療法人	21.8%	14,327
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典:「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

表3 開設者別にみた施設数

各年10月1日現在

	施設数		対前年		構成割合(%)	
	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	増減数	増減率 (%)	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)
<b>病院</b>	8 372	8 412	△ 40	△ 0.5	100.0	100.0
国	324	327	△ 3	△ 0.9	3.9	3.9
公的医療機関	1 207	1 211	△ 4	△ 0.3	14.4	14.4
社会保険関係団体	52	52	-	-	0.6	0.6
医療法人	5 764	5 766	△ 2	△ 0.0	68.8	68.5
個人	187	210	△ 23	△ 11.0	2.2	2.5
その他	838	846	△ 8	△ 0.9	10.0	10.1
<b>一般診療所</b>	102 105	101 471	634	0.6	100.0	100.0
国	536	532	4	0.8	0.5	0.5
公的医療機関	3 550	3 583	△ 33	△ 0.9	3.5	3.5
社会保険関係団体	464	471	△ 7	△ 1.5	0.5	0.5
医療法人	42 822	41 927	895	2.1	41.9	41.3
個人	41 444	41 892	△ 448	△ 1.1	40.6	41.3
その他	13 289	13 066	223	1.7	13.0	12.9
<b>歯科診療所</b>	68 613	68 609	4	0.0	100.0	100.0
国	5	5	-	-	0.0	0.0
公的医療機関	262	265	△ 3	△ 1.1	0.4	0.4
社会保険関係団体	7	7	-	-	0.0	0.0
医療法人	14 327	13 871	456	3.3	20.9	20.2
個人	53 682	54 133	△ 451	△ 0.8	78.2	78.9
その他	330	328	2	0.6	0.5	0.5

【社会保険診療報酬に係る非課税増量の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

令和3年税制改正要綱  
単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,890,895	703,832	174,145	84,033
社会保険診療報酬(年間)②	1,590,369	956,412	148,049	70,834
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	84.1%	78.1%	83.8%	84.1%
医療費用(年間)④	1,848,195	567,194	183,737	58,983
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,551,855	446,851	137,375	49,005
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,544	107,762	6,874	21,029
開設者別施設数⑦	5,764	187	42,822	41,444
黒字率⑧:注1	64.9%	84.0%	65.0%	98.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,741	157	28,220	39,952
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	144,188,888	18,471,856	244,787,881	724,201,884
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,497,889	623,683	16,123,359	38,215,098

H30.10.1現在	
医療法人	4,848 169
個人	916 18

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	97,834	44,756
社会保険診療報酬(年間)②	76,518	37,515
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	68,840	32,082
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	66,582	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,956	10,585
開設者別施設数⑦	14,327	53,682
黒字率⑧:注1	67.4%	98.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,656	51,642
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	67,171,860	398,855,351
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,426,732	19,942,768

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	86,827,423
要量の増量の適用対象見込み	133,388

出典:「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成30年医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表」損益率の分布を基に施設別の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出



【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

平成32年税制改正案  
単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,720,119	703,774	172,087	89,329
社会保険診療報酬(年間)②	1,603,747	625,910	145,192	78,599
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	88.9%	84.4%	88.0%
医療費用(年間)④	1,684,728	671,818	168,824	80,466
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,570,195	597,247	133,879	53,201
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	33,592	28,669	11,313	25,398
開設者別施設数⑦	5,768	210	41,927	41,892
黒字率⑧:注1	58.7%	89.0%	70.9%	95.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,289	145	29,726	40,049
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	109,790,429	3,733,924	336,303,213	901,005,609
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	7,232,115	188,898	22,182,865	45,050,280

H29.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,853	188
精神病院	913	22

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	92,037	40,888
社会保険診療報酬(年間)②	86,127	35,618
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	71.8%	88.0%
医療費用(年間)④	86,572	28,807
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	82,200	25,390
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,927	10,458
開設者別施設数⑦	13,871	54,133
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,890	52,583
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	38,833,239	397,256,517
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	2,556,024	19,862,928

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	97,042,907
要項の措置の適用対象見込み	135,642

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)、「平成29年医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成27年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表」排他率の分布を基に施設毎の黒字率を算出

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会保険診療報酬に係る非課税措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税20)
		②: 上記以外の税目 個人事業税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。
		《要望の内容》 適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。
		《関係条項》 地方税法第72条の23 地方税法第72条の49の12
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成25~30年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和27年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。  《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
		①: 適用数 平成30年度 135,719件/年※ 平成29年度 135,642件/年 平成28年度 136,371件/年 平成27年度 136,482件/年 平成26年度 136,429件/年 平成25年度 135,449件/年 ※平成30年11月実施第22回医療経済実態調査及び平成30年医療施設調査より推計 ※両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データ
		②: 適用額 平成30年度 課税標準額 1,766,308百万円※ (個人事業税 1,227,843百万円) (法人事業税 538,465百万円) 平成29年度 課税標準額 1,732,211百万円 (個人事業税 1,265,431百万円) (法人事業税 466,780百万円) 平成28年度 課税標準額 1,824,735百万円 (個人事業税 1,273,354百万円) (法人事業税 551,381百万円) 平成27年度 課税標準額 1,849,971百万円 (個人事業税 1,272,901百万円) (法人事業税 577,070百万円) 平成26年度 課税標準額 1,893,022百万円 (個人事業税 1,299,395百万円) (法人事業税 593,627百万円) 平成25年度 課税標準額 2,037,371百万円 (個人事業税 1,347,584百万円) (法人事業税 689,787百万円) ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第201回国会提出)参照
	③: 減収額 (実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 平成30年度 1,766,308百万×4.6%=81,250百万 (個人事業税 1,227,843百万×4.6%=56,480百万) (法人事業税 538,465百万×4.6%=24,770百万) 平成29年度 1,732,211百万×4.6%=79,682百万 (個人事業税 1,265,431百万×4.6%=58,210百万) (法人事業税 466,780百万×4.6%=21,472百万) 平成28年度 1,824,735百万×4.6%=83,938百万 (個人事業税 1,273,354百万×4.6%=58,574百万) (法人事業税 551,381百万×4.6%=25,364百万) 平成27年度 1,849,971百万×4.6%=85,099百万	

		<p>(個人事業税 1,272,901 百万 × 4.6% = 58,554 百万)                  (法人事業税 577,070 百万 × 4.6% = 26,545 百万)                  平成 26 年度 1,893,022 百万 × 4.6% = 87,079 百万                  (個人事業税 1,299,395 百万 × 4.6% = 59,772 百万)                  (法人事業税 593,627 百万 × 4.6% = 27,307 百万)                  平成 25 年度 2,037,371 百万 × 4.6% = 93,719 百万                  (個人事業税 1,347,584 百万 × 4.6% = 61,989 百万)                  (法人事業税 689,787 百万 × 4.6% = 31,730 百万)</p>																								
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  地域における医療提供体制が維持されている。                  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  本措置の適用により、平成 25 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関数</td> <td>177,769</td> <td>177,546</td> <td>178,212</td> <td>178,911</td> <td>178,492</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>179,090</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在)</p>		25	26	27	28	29	医療機関数	177,769	177,546	178,212	178,911	178,492		30					医療機関数	179,090				
	25	26	27	28	29																					
医療機関数	177,769	177,546	178,212	178,911	178,492																					
	30																									
医療機関数	179,090																									
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成 25 年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における医療提供体制の維持に資するものとなっている。</p>																								
11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。</p>																								
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担																									
	③: 地方公共団体が協力する相当性																									
12: 有識者の見解																										
13: 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年 9 月																								



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2厚労05）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置 (医療法人に係る税率の特例措置)						適用総額 (法人事業税・千円)	
措置内容	平成30年度時点	医療法人を特別法人とし、所得のうち年400万円を超える金額については4.6%の軽減税率を適用する。						H23	1,790,756
	令和元年度税制改正以後	従前どおり						H24	1,724,425
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						H25	1,960,754
政策目的		地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図ること。						H26	1,718,203
評価対象税目	義務対象			努力義務対象				H28	2,523,386
	法人事業税							H29	2,124,957
関係条項		地方税法第72条の24の7							
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。						H30	2,056,923
創設年度		S27	過去の政策評価の実績	H26厚労21、H27厚労10、R1厚労03			区分	延長	

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置		
税 目	法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和元年度）が把握されていない。 ② 過去の適用数（平成25年度から29年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 過去の適用数（平成30年度）について、「平成30年分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 適用数は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」より所得区分毎の医療法人数等のデータを集計し推計しており、今回は平成30年度が最新データとなる。 ② 算出根拠を別紙資料（E X C E L）の通り提出する。 ③ 算出根拠を別紙資料（E X C E L）の通り提出する。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙資料では、平成25年度及び26年度の適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 適用数は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」より所得区分毎の医療法人数等のデータを集計し推計しており、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和元年度の法人事業税）が把握されていない。 ② 過去の減収額（平成25年度から30年度までの法人事業税）について、「地方税法に基づく適用実態調査結果」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 減収額は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」と「医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」の両データから推計しており、今回は平成30年度が最新データとなる。 ② 算出根拠を別紙資料（E X C E L）の通り提出する。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙資料では、平成25年度及び26年度の減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人事業税）が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 減収額は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」と「医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」の両データから推計しており、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 測定指標の医療機関数は「医療施設動態調査」で把握しており、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかわかっていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 測定指標の医療機関数は「医療施設動態調査」で把握しており、今回は平成30年度が最新データとなる。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続IIに係る適用見込み数の推計及び減収額(試算)】

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,690,895	703,632	174,145	84,033
社会保険診療報酬(年間)②	1,590,399	556,412	146,049	70,834
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	79.1%	83.9%	84.1%
医療費用(年間)④	1,640,155	567,184	163,737	56,983
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,551,855	448,051	137,375	49,805
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,544	107,761	6,674	21,029
開設者別施設数⑦	5,784	187	42,822	41,444
黒字率⑧:注1	64.9%	84.0%	65.9%	98.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,741	157	28,220	39,892
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	144,156,898	16,471,658	244,767,891	724,301,884
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減収額⑫	9,497,886	823,583	16,123,398	36,216,098

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	97,834	44,768
社会保険診療報酬(年間)②	76,518	37,515
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	88,840	32,062
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	89,882	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,856	10,685
開設者別施設数⑦	14,327	83,682
黒字率⑧:注1	67.4%	88.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,656	51,642
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	67,171,680	396,855,351
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減収額⑫	4,424,732	19,842,788

減収額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	86,827,423
要置の措置の適用対象見込み	133,386

出典:「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成30年医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

H30.10.1調査	医療法人	個人
一般病院	4,848	169
精神病院	916	18

統計表4 開設者・施設の種類別にみた施設数

平成30(2018)年10月1日現在

	病 院				一 般 診 療 所				歯科診療所
	精神科 病 院	一般病院	療養病床を 有する病院 (再掲)		有床	療養病床を 有する一般 診療所 (再掲)	無床		
総数	8 372	1 058	7 314	3 736	102 105	6 934	847	95 171	68 613
国	324	3	321	7	536	218	-	318	5
厚生労働省	14	-	14	-	22	-	-	22	-
独立行政法人国立病院機構	141	3	138	1	-	-	-	-	-
国立大学法人	47	-	47	1	147	1	-	146	2
独立行政法人労働者健康安全機構	33	-	33	-	-	-	-	-	-
国立高度専門医療研究センター	8	-	8	-	2	-	-	2	-
独立行政法人地域医療機能推進機構	57	-	57	5	2	-	-	2	-
その他	24	-	24	-	363	217	-	146	3
公的医療機関	1 207	41	1 166	306	3 550	170	34	3 380	262
都道府県	199	25	174	9	253	12	-	241	7
市町村	618	4	614	215	2 945	154	33	2 791	254
地方独立行政法人	103	8	95	9	31	1	1	30	-
日赤	92	-	92	18	204	1	-	203	-
済生会	85	1	84	16	51	-	-	51	1
北海道社会事業協会	7	-	7	5	-	-	-	-	-
厚生連	103	3	100	34	66	2	-	64	-
国民健康保険団体連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会保険関係団体	52	-	52	11	464	-	-	464	7
健康保険組合及びその連合会	9	-	9	3	302	-	-	302	2
共済組合及びその連合会	42	-	42	8	146	-	-	146	5
国民健康保険組合	1	-	1	-	16	-	-	16	-
公益法人	197	38	159	77	499	21	2	478	103
医療法人	5 764	916	4 848	3 022	42 822	4 948	676	37 874	14 327
私立学校法人	112	2	110	9	187	2	-	185	16
社会福祉法人	201	11	190	67	9 853	21	6	9 832	37
医療生協	82	2	80	37	304	18	2	286	53
会社	35	-	35	4	1 712	4	-	1 708	9
その他の法人	211	27	184	97	734	23	1	711	112
個人	167	18	169	99	41 444	1 509	126	39 935	53 682

(医療施設調査)

一般病院 (集計2)

	医療法人										法人・その他									
	金額					構成比率					金額					構成比率				
	金額		構成比率		金額の 伸び率	金額		構成比率		金額の 伸び率	金額		構成比率		金額の 伸び率	金額		構成比率		金額の 伸び率
	前々年度	前年度	前々年度	前年度	前年度	前々年度	前年度	前々年度	前年度	前年度	前々年度	前年度	前々年度	前年度	前年度	前々年度	前年度	前々年度	前年度	前年度
I 医療収益	1,636,250	1,658,182	95.0	95.2	1.3	7,163,521	7,321,774	98.6	98.6	2.2	4,282,732	4,244,683	99.4	99.4	1.4					
1. 入院診療収益	1,168,408	1,188,704	67.8	68.2	1.7	4,877,850	4,943,542	67.1	66.5	1.3	2,863,893	2,897,877	66.5	66.3	1.2					
保険診療収益	1,138,945	1,158,882	66.1	66.5	1.8	4,815,804	4,884,695	66.3	65.8	1.4	2,812,332	2,846,125	65.3	65.1	1.2					
公費等診療収益	10,558	10,934	0.6	0.6	3.6	52,767	50,536	0.7	0.7	-4.2	24,165	24,160	0.6	0.6	0.0					
その他の診療収益	18,904	18,888	1.1	1.1	-0.1	9,279	8,312	0.1	0.1	-10.4	27,396	27,591	0.6	0.6	0.7					
2. 特別の療養環境収益	14,864	14,574	0.9	0.8	-2.0	110,517	113,834	1.5	1.5	3.0	39,248	40,230	0.9	0.9	2.5					
3. 外来診療収益	405,235	406,136	23.5	23.3	0.2	1,887,907	1,935,950	26.0	26.1	2.5	1,229,418	1,253,618	28.5	28.7	2.0					
保険診療収益	387,789	388,799	22.5	22.3	0.3	1,862,537	1,909,962	25.6	25.7	2.5	1,205,855	1,229,743	28.0	28.1	2.0					
公費等診療収益	5,376	5,204	0.3	0.3	-3.2	12,355	12,622	0.2	0.2	2.2	8,051	7,924	0.2	0.2	-1.6					
その他の診療収益	12,070	12,133	0.7	0.7	0.5	13,015	13,366	0.2	0.2	2.7	15,512	15,952	0.4	0.4	2.8					
4. その他の医療収益	47,743	48,778	2.8	2.8	2.2	287,247	328,448	4.0	4.4	14.3	150,172	152,959	3.5	3.5	1.9					
II 介護収益	86,300	83,791	5.0	4.8	-2.9	104,542	106,724	1.4	1.4	2.1	26,333	26,270	0.6	0.6	-0.2					
1. 施設サービス収益	82,245	59,355	3.6	3.4	-4.6	80,593	82,614	1.1	1.1	2.5	14,949	14,493	0.3	0.3	-3.1					
2. 居宅サービス収益	19,661	20,022	1.1	1.1	1.8	19,172	19,341	0.3	0.3	0.9	8,905	9,124	0.2	0.2	2.5					
(再掲)短期入所療養介護分	570	563	0.0	0.0	-1.2	2,315	2,414	0.0	0.0	4.3	641	577	0.0	0.0	-10.0					
3. その他の介護収益	4,394	4,414	0.3	0.3	0.5	4,777	4,770	0.1	0.1	-0.1	2,479	2,653	0.1	0.1	7.0					

精神科病院 (集計2)

	法人・その他										個人										全体									
	金額					構成比率					金額					構成比率					金額					構成比率				
	金額		構成比率		金額の 伸び率	金額		構成比率		金額の 伸び率	金額		構成比率		金額の 伸び率	金額		構成比率		金額の 伸び率	金額		構成比率		金額の 伸び率					
	前々年度	前年度	前々年度	前年度	前年度	前々年度	前年度	前々年度	前年度	前年度	前々年度	前年度	前々年度	前年度	前年度	前々年度	前年度	前々年度	前年度	前年度	前々年度	前年度	前々年度	前年度	前年度					
I 医療収益	1,398,484	1,409,388	99.2	99.3	0.8	-	-	-	-	-	1,398,484	1,409,388	99.2	99.3	0.8															
1. 入院診療収益	1,164,686	1,174,849	82.6	82.8	0.9	-	-	-	-	-	1,164,686	1,174,849	82.6	82.8	0.9															
保険診療収益	1,157,587	1,168,177	82.1	82.3	0.9	-	-	-	-	-	1,157,587	1,168,177	82.1	82.3	0.9															
公費等診療収益	293	274	0.0	0.0	-6.5	-	-	-	-	-	293	274	0.0	0.0	-6.5															
その他の診療収益	6,806	6,399	0.5	0.5	-6.0	-	-	-	-	-	6,806	6,399	0.5	0.5	-6.0															
2. 特別の療養環境収益	6,814	6,866	0.5	0.5	0.8	-	-	-	-	-	6,814	6,866	0.5	0.5	0.8															
3. 外来診療収益	196,384	197,080	13.9	13.9	0.4	-	-	-	-	-	196,384	197,080	13.9	13.9	0.4															
保険診療収益	194,889	195,605	13.8	13.8	0.4	-	-	-	-	-	194,889	195,605	13.8	13.8	0.4															
公費等診療収益	72	78	0.0	0.0	8.3	-	-	-	-	-	72	78	0.0	0.0	8.3															
その他の診療収益	1,423	1,397	0.1	0.1	-1.8	-	-	-	-	-	1,423	1,397	0.1	0.1	-1.8															
4. その他の医療収益	30,600	30,592	2.2	2.2	0.0	-	-	-	-	-	30,600	30,592	2.2	2.2	0.0															
II 介護収益	10,966	9,233	0.8	0.7	-15.8	-	-	-	-	-	10,966	9,233	0.8	0.7	-15.8															
1. 施設サービス収益	7,447	5,686	0.5	0.4	-23.6	-	-	-	-	-	7,447	5,686	0.5	0.4	-23.6															
2. 居宅サービス収益	3,052	3,115	0.2	0.2	2.1	-	-	-	-	-	3,052	3,115	0.2	0.2	2.1															
(再掲)短期入所療養介護分	66	95	0.0	0.0	39.7	-	-	-	-	-	66	95	0.0	0.0	39.7															
3. その他の介護収益	466	432	0.0	0.0	-7.3	-	-	-	-	-	466	432	0.0	0.0	-7.3															



医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁) P158

令和3年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,562	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	789	2,115	2,903
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	721	272	730	1,002
影響額合計(百万円)⑨	2,810	1,061	2,844	3,905

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,562	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	853	3,021	3,874
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	773	316	1,118	1,433
影響額合計(百万円)⑨	2,863	1,169	4,139	5,308

○減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円-2,903百万円=971百万円  
 地方法人特別税 : 1,433百万円-1,002百万円=431百万円

合計

1,402百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷17.6%=2,000万円、800万÷17.6%=4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
 2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数。4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁) P158

令和3年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,562	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	789	2,115	2,903
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	721	272	730	1,002
影響額合計(百万円)⑨	2,810	1,061	2,844	3,905

第9表 所得階級別・資本金階級別法人数

所得階級	(内 企業結合、医療法人)													合計					
	100万円以下	100万円超200万円	200万円超300万円	300万円超400万円	400万円超500万円	500万円超600万円	600万円超700万円	700万円超800万円	800万円超900万円	900万円超1,000万円	1,000万円超	1億円	5億円						
企業結合	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	
利益税上法人	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	
100万円以下	109	33	34	27	3	7	4	217	-	-	-	-	-	-	-	217	-	217	
100万円超	37	16	20	9	5	4	1	92	-	-	-	-	-	-	-	92	-	92	
200万円*	10	6	4	2	4	4	-	30	-	-	-	-	-	-	-	30	-	30	
300万円*	16	10	18	10	5	2	-	61	-	-	-	-	-	-	-	61	-	61	
400万円*	21	7	4	3	10	3	-	48	-	-	-	-	-	-	-	48	-	48	
500万円*	7	2	2	6	13	5	2	37	-	-	-	-	-	-	-	37	-	37	
600万円*	2	2	4	2	2	2	4	18	-	-	-	-	-	-	-	18	-	18	
700万円*	2	-	2	-	3	2	-	9	-	-	-	-	-	-	-	9	-	9	
800万円*	-	-	-	2	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	
900万円*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	
1,000万円*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	204	76	88	61	45	29	12	515	-	1	-	-	-	1	515	1	515		
医療法人	387	118	159	117	27	37	6	851	-	-	-	-	-	-	851	-	851		
利益税上法人	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	
100万円以下	728	35	207	815	264	228	30	2,299	11	2	-	-	-	13	2,299	13	2,312		
100万円超	555	42	162	636	212	164	17	1,788	12	-	-	-	-	12	1,788	12	1,800		
200万円*	433	31	147	523	226	170	13	1,543	16	-	-	-	-	16	1,543	16	1,559		
300万円*	955	60	208	1,061	325	285	20	2,914	18	-	-	-	-	18	2,914	18	2,932		
400万円*	1,980	74	457	1,736	591	514	60	5,412	36	-	-	-	-	36	5,412	36	5,448		
500万円*	2,158	83	322	1,439	534	577	85	5,190	33	2	-	-	-	35	5,190	37	5,225		
600万円*	1,901	81	298	1,152	419	525	171	4,548	74	1	1	-	-	76	4,538	86	4,624		
700万円*	554	18	84	304	129	208	126	1,483	58	2	-	-	-	60	1,477	66	1,543		
800万円*	272	11	55	126	56	159	92	771	40	7	-	-	-	1	48	767	52	819	
900万円*	154	11	33	45	35	64	47	390	44	-	1	-	-	45	390	45	435		
1,000万円*	48	2	7	13	6	17	9	94	7	-	-	-	-	7	93	8	101		
1億円*	10	-	-	3	-	5	1	19	1	2	-	-	-	3	19	3	22		
計	9,724	448	2,040	7,794	2,787	2,977	671	26,451	350	16	2	-	-	1	269	26,425	285	26,710	
医療法人	4,703	608	2,778	9,340	3,882	4,287	656	26,334	150	10	2	1	-	163	26,308	181	26,489		

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
 保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.5%**となる。

令和3年税制改正要望資料

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)(Excel)の医療法人における社会保険診療収入率の逆数

医療施設動態調査 H30.10.1現在

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,764
(一般診療所) 開設主体：医療法人	16.1%	42,822
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.8%	14,327
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)  
 「平成30年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

表3 開設者別にみた施設数

各年10月1日現在

	施設数		対前年		構成割合(%)	
	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	増減数	増減率 (%)	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)
病院	8 372	8 412	△ 40	△ 0.5	100.0	100.0
国	324	327	△ 3	△ 0.9	3.9	3.9
公的医療機関	1 207	1 211	△ 4	△ 0.3	14.4	14.4
社会保険関係団体	52	52	-	-	0.6	0.6
医療法人	5 764	5 766	△ 2	△ 0.0	68.8	68.5
個人	187	210	△ 23	△ 11.0	2.2	2.5
その他	838	846	△ 8	△ 0.9	10.0	10.1
一般診療所	102 105	101 471	634	0.6	100.0	100.0
国	536	532	4	0.8	0.5	0.5
公的医療機関	3 550	3 583	△ 33	△ 0.9	3.5	3.5
社会保険関係団体	464	471	△ 7	△ 1.5	0.5	0.5
医療法人	42 822	41 927	895	2.1	41.9	41.3
個人	41 444	41 892	△ 448	△ 1.1	40.6	41.3
その他	13 289	13 066	223	1.7	13.0	12.9
歯科診療所	68 613	68 609	4	0.0	100.0	100.0
国	5	5	-	-	0.0	0.0
公的医療機関	262	265	△ 3	△ 1.1	0.4	0.4
社会保険関係団体	7	7	-	-	0.0	0.0
医療法人	14 327	13 871	456	3.3	20.9	20.2
個人	53 682	54 133	△ 451	△ 0.8	78.2	78.9
その他	330	328	2	0.6	0.5	0.5

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)P15

令和3年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,582	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	789	2,115	2,903
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	721	272	730	1,002
影響額合計(百万円)⑨	2,810	1,061	2,844	3,905

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,582	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	853	3,021	3,874
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	773	316	1,118	1,433
影響額合計(百万円)⑨	2,863	1,169	4,139	5,308

○減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円-2,903百万円=971百万円  
 地方法人特別税 : 1,433百万円-1,002百万円=431百万円

合計

1,402百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷17.6%≒2,000万円、800万÷17.6%≒4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
 2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数。4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

令和2年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	7,582	3,792	
医療法人所得(百万円)②(注3)	377,498	81,887	254,256	336,143
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,440	14,412	44,749	59,161
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,325	706	2,193	2,899
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	802	244	756	1,000
影響額合計(百万円)⑨	3,128	950	2,949	3,899

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	7,582	3,792	
医療法人所得(百万円)②(注3)	377,498	81,887	254,256	336,143
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,440	14,412	44,749	59,161
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,325	764	3,132	3,899
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	800	283	1,159	1,442
影響額合計(百万円)⑨	3,186	1,046	4,291	5,338

○減収見込額

法人事業税 : 3,899百万円-2,899百万円=997百万円  
 地方法人特別税 : 1,442百万円-1,000百万円=442百万円

合計

1,439百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷17.6%≒2,000万円、800万÷17.6%≒4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
 2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数。4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

平成31年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,377	7,720	3,814	
医療法人所得(百万円)②(注3)	375,748	83,637	252,860	336,287
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,132	14,720	44,468	59,188
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,248	677	2,046	2,723
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	971	293	884	1,176
影響額合計(百万円)⑨	3,220	970	2,929	3,899

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,377	7,720	3,814	
医療法人所得(百万円)②(注3)	375,748	83,637	252,860	336,287
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,132	14,720	44,468	59,188
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,248	751	2,979	3,730
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	971	324	1,287	1,611
影響額合計(百万円)⑨	3,220	1,075	4,266	5,341

○増収見込額

法人事業税 : 3,965百万円－2,884百万円＝1,081百万円  
地方法人特別税 : 1,713百万円－1,246百万円＝467百万円

合計

1,443百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万円÷17.6%≒2,000万円、800万円÷17.6%≒4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。

2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数。4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成27年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

平成30年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	3,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	3,000万円超6,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	6,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	36,122	8,430	3,799	
医療法人所得(百万円)②(注3)	469,522	148,458	387,596	516,055
社会保険診療報酬外所得割合③	13.6%	13.6%	13.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	63,855	20,190	49,993	70,183
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,171	929	2,300	3,228
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	938	401	993	1,395
影響額合計(百万円)⑨	3,109	1,330	3,293	4,623

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	3,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	3,000万円超6,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	6,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	36,122	8,430	3,799	
医療法人所得(百万円)②(注3)	469,522	148,458	387,596	516,055
社会保険診療報酬外所得割合③	13.6%	13.6%	13.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	63,855	20,190	49,993	70,183
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,171	1,030	3,350	4,379
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	938	445	1,447	1,692
影響額合計(百万円)⑨	3,109	1,475	4,797	6,271

○増収見込額

法人事業税 : 4,379百万円－3,228百万円＝1,151百万円  
地方法人特別税 : 1,892百万円－1,395百万円＝497百万円

合計

1,648百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万円÷13.6%≒3,000万円、800万円÷13.6%≒6,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。

3,000万円超、6,000万円以下の部分については、所得が3,000万円以上の法人数。6,000万円超の部分については所得が6,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成27年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

平成29年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	33,888	8,774	4,093	
医療法人所得(百万円)②(注3)	423,424	149,133	378,154	527,287
社会保険診療報酬外所得割合③	13.5%	13.5%	13.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	57,162	20,133	51,051	71,184
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,944	926	2,348	3,274
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	840	400	1,014	1,415
影響額合計(百万円)⑨	2,783	1,326	3,363	4,689

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	33,888	8,774	4,093	
医療法人所得(百万円)②(注3)	423,424	149,133	378,154	527,287
社会保険診療報酬外所得割合③	13.5%	13.5%	13.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	57,162	20,133	51,051	71,184
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,944	1,027	3,420	4,447
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	840	444	1,478	1,921
影響額合計(百万円)⑨	2,783	1,470	4,898	6,368

○増収見込額

法人事業税 : 4,447百万円 - 3,274百万円 = 1,173百万円

地方法人特別税 : 1,921百万円 - 1,415百万円 = 506百万円

合計

1,679百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷13.5%≒2,500万円、800万÷13.5%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数。5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

令和3年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると1.6、5%となる。

「社会保険診療報酬に  
係る非課税措置の存  
続に係る適用見込み  
額の推計及び課税額  
(試算)(Eves)」の医療  
法人における社会保険  
診療収入率の逆数

医療施設高値額案  
H30.10.1現在

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体: 医療法人	5.9%	5,764
(一般診療所) 開設主体: 医療法人	16.1%	42,822
(歯科診療所) 開設主体: 医療法人	21.8%	14,327
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典: 「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

令和2年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.6%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.8%	5,766
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.6%	41,927
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	28.2%	13,871
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.6%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

平成30年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**13.6%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.3%	5,737
(一般診療所) 開設主体：医療法人	12.9%	40,220
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	18.9%	12,880
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	13.6%	

出典：「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成27年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

平成29年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると **13.5%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.3%	5,721
(一般診療所) 開設主体：医療法人	12.9%	39,455
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	18.9%	12,393
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	13.5%	

出典：「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成26年度医療施設動態調査」(厚生労働省)



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税・義) (地方税21)
	②: 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を講じる。
		《要望の内容》 適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。
		《関係条項》 地方税法第 72 条の 24 の 7
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 2 年 9 月 分析対象期間:平成 25~30 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる 5 年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)																	
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。																	
10	有効性等	①: 適用数 平成 30 年度 7,544 件/年※ 平成 29 年度 7,582 件/年 平成 28 年度 8,430 件/年 平成 27 年度 8,774 件/年 平成 26 年度 9,102 件/年 平成 25 年度 8,597 件/年 ※平成 30 年分税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計 ※両調査のデータが揃うのが毎年 11 月の為、今回は平成 30 年度が最新データ																	
		②: 適用額 ③減収額参照																	
	②: 減収額	地方税法に基づく適用実態調査結果 平成 30 年度 税額 2,056 百万円 平成 29 年度 税額 2,124 百万円 平成 28 年度 税額 2,523 百万円 平成 27 年度 税額 1,979 百万円 平成 26 年度 税額 1,718 百万円 平成 25 年度 税額 1,961 百万円																	
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 25 年度以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。																	
	⑤: 税収減を是認する理由等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が医療法人の医療機関数</td> <td>56,180</td> <td>57,569</td> <td>58,837</td> <td>60,287</td> <td>61,564</td> </tr> <tr> <td>開設者が医療法人の医療機関数</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在)</p> 医療は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成 25 年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域にお		25	26	27	28	29	開設者が医療法人の医療機関数	56,180	57,569	58,837	60,287	61,564	開設者が医療法人の医療機関数	30			
	25	26	27	28	29														
開設者が医療法人の医療機関数	56,180	57,569	58,837	60,287	61,564														
開設者が医療法人の医療機関数	30																		

		ける医療提供体制の維持に資するものとなっている。
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年9月

農林水産省



番号	制度名
農林水産省	
農水01	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
農水02	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
農水03	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2農水01-1）

（評価実施府省：農林水産省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 (農業経営基盤強化準備金)					
措置内容	平成30年度時点	認定農地所有適格法人が、交付金等の交付を受けた場合において、認定計画に従って行う農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるため、一定の金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項	租税特別措置法第61条の2、第68条の64						
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。						
創設年度	H19	過去の政策評価の実績	H22農水23、H24農水02、H26農水06、H27農水02、H28農水08、H29農水01、R1農水02	区分	延長		

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	1,349	9,697,754	5.9%	1,349,907
H24	1,640	12,382,363	6.3%	1,648,207
H25	1,583	10,455,278	5.8%	1,379,514
H26	1,310	8,535,737	9.5%	1,127,061
H27	2,122	16,480,326	5.7%	2,062,241
H28	2,903	22,239,883	4.0%	2,648,950
H29	3,165	23,864,495	3.4%	2,832,048
H30	2,863	18,678,998	4.2%	2,217,312

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業経営基盤強化準備金		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成29年度）が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 「6 評価実施時期及び分析対象期間」欄の分析対象期間（平成30年度から令和4年度）について、「平成29年度から令和4年度まで」に修正するとともに、平成29年度の実績を追記した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 算出に当たっては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第189、201回国会提出）」の「農業経営基盤強化準備金」に記載の平成25年度及び平成30年度の適用件数を用いて算出した。 また、平成25年度から平成30年度までの5年間の平均増加率については、以下の計算式により算出した。 平均増加率 = (2,863（平成30年度実績）／1,583（平成25年度実績）) <sup>1/5</sup> - 1 = 0.1258... = 12.6%（小数点第2位を四捨五入）
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。

【農林水産省の補足説明】
① 評価書の「6 評価実施時期及び分析対象期間」欄の分析対象期間（平成30年度から令和4年度）について、「平成29年度から令和4年度まで」に修正するとともに、平成29年度の実績を追記した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】																				
① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。																				
【農林水産省の補足説明】																				
① 対象交付金総額の各年の予算額は、本措置の積立対象交付金である「農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金」、「農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金」及び「水田活用直接支払交付金」について平成30年度～令和2年度の農林水産省所管予算各目明細書に記載の金額の合計を用いている。 各年の交付金額は以下のとおり。																				
(単位：百万円)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金</td> <td>206,479</td> <td>199,836</td> <td>216,322</td> </tr> <tr> <td>農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金</td> <td>74,552</td> <td>74,031</td> <td>64,457</td> </tr> <tr> <td>水田活用直接支払交付金</td> <td>330,400</td> <td>321,500</td> <td>305,000</td> </tr> <tr> <td>対象交付金総額</td> <td>611,430</td> <td>595,366</td> <td>585,779</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金	206,479	199,836	216,322	農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金	74,552	74,031	64,457	水田活用直接支払交付金	330,400	321,500	305,000	対象交付金総額	611,430	595,366	585,779
	平成30年度	令和元年度	令和2年度																	
農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金	206,479	199,836	216,322																	
農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金	74,552	74,031	64,457																	
水田活用直接支払交付金	330,400	321,500	305,000																	
対象交付金総額	611,430	595,366	585,779																	
別添1「1. 減税見込額積算」においても数値の出典を追記した。																				
【点検結果】																				
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。																				

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。
② 達成目標（令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha、最終年度（2年間）で28万haを増加させることを目指す）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。
③ 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する過去の直接的な効果について、「本措置を活用した経営体に対して、本措置の効果についてアンケートを行ったところ、回答のあった101経営体のうち85経営体から、「計画的な固定資産の取得について効果があった」との回答を得た。このことから、本措置の直接的な効果は、農用地1,915ha × 85/101 = 1,612ha、農業用機械等5,113台 × 85/101 = 4,303台と推測される。加えて、101経営体のうち86経営体から、本措置について「経営にかなり効果がある」、15経営体から「やや効果がある」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる」と説明されているが、過去の効果（農地達成率99%（平成30年度及び令和元年度）並びに農業用機械等達成率99%（平成30年度及び令和元年度））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。



<p>④ 達成目標（令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha、最終年度（2年間）で28万haを増加させることを目指す）に対する過去の直接的な効果について、「本措置を活用した経営体に対して、本措置の効果についてアンケートを行ったところ、回答のあった101経営体のうち85経営体から、「計画的な固定資産の取得について効果があった」との回答を得た。このことから、本措置の直接的な効果は、農用地1,915ha×85/101=1,612ha、農業用機械等5,113台×85/101=4,303台と推測される。加えて、101経営体のうち86経営体から、本措置について「経営にかなり効果がある」、15経営体から「やや効果がある」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる」と説明されているが、過去の効果（集積増加面積平成30年度31,304ha及び令和元年度22,853ha）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①・② 評価書の「6 評価実施時期及び分析対象期間」欄の分析対象期間（平成30年度から令和4年度）について、「平成29年度から令和4年度まで」に修正するとともに、平成29年度の実績を追記した。</p> <p>③・④ 本措置を活用した経営体に対するアンケートにおいては、本措置がどの程度農業用固定資産の取得に寄与しているかを測定するために、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できたか」についてのアンケートも行っており、その結果においては、回答のあった101経営体のうち70経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており、本措置を活用した経営体のうち69%（=70/101）の経営体において、本措置が固定資産取得への直接的な誘因として働いていると言える。</p> <p>このことから、③については、過去の達成率（農地達成率：94%（平成29年度）、99%（平成30年度）99%（令和元年度）並びに農業用機械等達成率：95%（平成29年度）、99%（平成30年度）、99%（令和元年度））に69%を乗じたもの（農地達成率：65%（平成29年度）、69%（平成30年度）、69%（令和元年度）、農業用機械等達成率：66%（平成29年度）、69%（平成30年度）、69%（令和元年度））が直接的な効果と見込まれる。</p> <p>同様に、④については、本措置を活用して取得した農用地面積（1,389ha（平成29年度）、1,183ha（平成30年度）、1,915ha（令和元年度））に69%を乗じたもの（958ha（平成29年度）、816ha（平成30年度）、1,322ha（令和元年度））が直接的な効果と見込まれる。</p> <p>なお、評価書に記載の過去の効果について修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本措置を活用した経営体に対するアンケートにおいては、本措置がどの程度農業用固定資産の取得に寄与しているかを測定するために、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できたか」についてのアンケートも行っており、その結果においては、回答のあった101経営体のうち70経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており」との説明では、算定根拠に関して、「経営体」が法人のみを対象としているのか、また、アンケートをいつ実施したのかという調査の具体的な内容が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

<p>れ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する将来の直接的な効果について、「令和2年度から令和4年度までの直接的効果は、毎年度、農用地1,885ha×85/101=1,586ha、農業用機械等5,031台×85/101=4,234台と推測される」と説明されているが、将来の効果（農地達成率99%（令和2年度から4年度まで）並びに農業用機械等達成率99%（令和2年度から4年度まで））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する将来の直接的な効果について、「令和2年度から令和4年度までの直接的効果は、毎年度、農用地1,885ha×85/101=1,586ha、農業用機械等5,031台×85/101=4,234台と推測される」と説明されているが、将来の効果（集積増加面積27,079ha（令和2年度から4年度まで））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①・② (6)の補足説明のとおり、本措置を活用した経営体に対するアンケートによれば、69%の経営体において、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており、将来にわたって69%の経営体において、本措置が農業用固定資産取得への直接的な誘因として働くことが想定される。</p> <p>このため、①の将来の直接的な効果については、令和2年度から4年度までの毎年度の達成率99%に69%を乗じた、農地達成率69%、農業用機械等達成率69%と見込まれる。</p> <p>加えて、②の将来の直接的な効果については、毎年度、農用地1,885ha×69%=1,300haと推測される。</p> <p>また、①及び②ともに本措置の直接的な効果を検証する方法について、評価書に、引き続き本措置を活用する経営体に対しアンケートを実施する旨を追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本措置を活用した経営体に対するアンケートにおいては、本措置がどの程度農業用固定資産の取得に寄与しているかを測定するために、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できたか」についてのアンケートも行っており、その結果においては、回答のあった101経営体のうち70経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており」との説明では、算定根拠に関して、「経営体」が法人のみを対象としているのか、また、アンケートをいつ実施したのかという調査の具体的な内容が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ</p>
--



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2農水01-2）

（評価実施府省：農林水産省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 (農用地等を取得した場合の課税の特例)					
措置内容	平成30年度時点	農業経営基盤強化準備金を積み立てている法人（農業経営基盤強化準備金の積立てができる法人を含む。）が、認定計画に従って農用地又は特定農業用機械等の取得等をした場合には、準備金の益金算入額等の範囲内で圧縮記帳ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項	租税特別措置法第61条の3、第68条の65						
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。						
創設年度	H19	過去の政策評価の実績	H22農水23、H24農水02、H26農水06、H27農水02、H28農水08、H29農水01、R1農水02	区分	延長		

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	655	4,549,331	7.2%	633,291
H24	823	6,099,943	7.3%	811,851
H25	956	7,348,401	9.3%	969,566
H26	947	6,889,448	6.9%	909,595
H27	974	7,249,374	6.4%	907,140
H28	1,304	10,499,803	8.0%	1,250,616
H29	1,724	14,307,507	5.0%	1,697,855
H30	1,970	16,821,714	5.4%	1,996,843

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農用地等を取得した場合の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成29年度）が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 「6 評価実施時期及び分析対象期間」欄の分析対象期間（平成30年度から令和4年度）について、「平成29年度から令和4年度まで」に修正するとともに、平成29年度の実績を追記した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	① 算出に当たっては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第189、201回国会提出）」の「農用地等を取得した場合の課税の特例」に記載の平成25年度及び平成30年度の適用件数を用いて算出した。 また、平成25年度から平成30年度までの5年間の平均増加率については、以下の計算式により算出した。 平均増加率 = (1,970（平成30年度実績）／956（平成25年度実績）) <sup>1/5</sup> - 1 = 0.1555... = 15.6%（小数点第2位を四捨五入）
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
-------------------------	---

【農林水産省の補足説明】

① 評価書の「6 評価実施時期及び分析対象期間」欄の分析対象期間（平成30年度から令和4年度）について、「平成29年度から令和4年度まで」に修正するとともに、平成29年度の実績を追記した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【農林水産省の補足説明】

① 対象交付金総額の各年の予算額は、本措置の積立対象交付金である「農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金」、「農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金」及び「水田活用直接支払交付金」について平成30年度～令和2年度の農林水産省所管予算各目明細書に記載の金額の合計を用いている。  
各年の交付金額は以下のとおり。

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金	206,479	199,836	216,322
農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金	74,552	74,031	64,457
水田活用直接支払交付金	330,400	321,500	305,000
対象交付金総額	611,430	595,366	585,779

別添1「1. 減税見込額積算」においても数値の出典を追記した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。

② 達成目標（令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha、最終年度（2年間）で28万haを増加させることを目指す）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。

③ 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する過去の直接的な効果について、「本措置を活用した経営体に対して、本措置の効果についてアンケートを行ったところ、回答のあった101経営体のうち85経営体から、「計画的な固定資産の取得について効果があった」との回答を得た。このことから、本措置の直接的な効果は、農用地1,915ha × 85/101=1,612ha、農業用機械等5,113台 × 85/101=4,303台と推測される。加えて、101経営体のうち86経営体から、本措置について「経営にかなり効果がある」、15経営体から「やや効果がある」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる」と説明されているが、過去の効果（農地達成率99%（平成30年度及び令和元年度）並びに農業用機械等達成率99%（平成30年度及び令和元年度））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

<p>④ 達成目標（令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha、最終年度（2年間）で28万haを増加させることを目指す）に対する過去の直接的な効果について、「本措置を活用した経営体に対して、本措置の効果についてアンケートを行ったところ、回答のあった101経営体のうち85経営体から、「計画的な固定資産の取得について効果があった」との回答を得た。このことから、本措置の直接的な効果は、農用地1,915ha×85/101=1,612ha、農業用機械等5,113台×85/101=4,303台と推測される。加えて、101経営体のうち86経営体から、本措置について「経営にかなり効果がある」、15経営体から「やや効果がある」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる」と説明されているが、過去の効果（集積増加面積平成30年度31,304ha及び令和元年度22,853ha）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①・② 評価書の「6 評価実施時期及び分析対象期間」欄の分析対象期間（平成30年度から令和4年度）について、「平成29年度から令和4年度まで」に修正するとともに、平成29年度の実績を追記した。</p> <p>③・④ 本措置を活用した経営体に対するアンケートにおいては、本措置がどの程度農業用固定資産の取得に寄与しているかを測定するために、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できたか」についてのアンケートも行っており、その結果においては、回答のあった101経営体のうち70経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており、本措置を活用した経営体のうち69%（=70/101）の経営体において、本措置が固定資産取得への直接的な誘因として働いていると言える。</p> <p>このことから、③については、過去の達成率（農地達成率：94%（平成29年度）、99%（平成30年度）99%（令和元年度）並びに農業用機械等達成率：95%（平成29年度）、99%（平成30年度）、99%（令和元年度））に69%を乗じたもの（農地達成率：65%（平成29年度）、69%（平成30年度）、69%（令和元年度）、農業用機械等達成率：66%（平成29年度）、69%（平成30年度）、69%（令和元年度））が直接的な効果と見込まれる。</p> <p>同様に、④については、本措置を活用して取得した農用地面積（1,389ha（平成29年度）、1,183ha（平成30年度）、1,915ha（令和元年度））に69%を乗じたもの（958ha（平成29年度）、816ha（平成30年度）、1,322ha（令和元年度））が直接的な効果と見込まれる。</p> <p>なお、評価書に記載の過去の効果について修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本措置を活用した経営体に対するアンケートにおいては、本措置がどの程度農業用固定資産の取得に寄与しているかを測定するために、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できたか」についてのアンケートも行っており、その結果においては、回答のあった101経営体のうち70経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており」との説明では、算定根拠に関して、「経営体」が法人のみを対象としているのか、また、アンケートをいつ実施したのかという調査の具体的な内容が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞ</p>
---

<p>れ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する将来の直接的な効果について、「令和2年度から令和4年度までの直接的効果は、毎年度、農用地1,885ha×85/101=1,586ha、農業用機械等5,031台×85/101=4,234台と推測される」と説明されているが、将来の効果（農地達成率99%（令和2年度から4年度まで）並びに農業用機械等達成率99%（令和2年度から4年度まで））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されおらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する将来の直接的な効果について、「令和2年度から令和4年度までの直接的効果は、毎年度、農用地1,885ha×85/101=1,586ha、農業用機械等5,031台×85/101=4,234台と推測される」と説明されているが、将来の効果（集積増加面積27,079ha（令和2年度から4年度まで））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されおらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①・② (6)の補足説明のとおり、本措置を活用した経営体に対するアンケートによれば、69%の経営体において、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており、将来にわたって69%の経営体において、本措置が農業用固定資産取得への直接的な誘因として働くことが想定される。</p> <p>このため、①の将来の直接的な効果については、令和2年度から4年度までの毎年度の達成率99%に69%を乗じた、農地達成率69%、農業用機械等達成率69%と見込まれる。</p> <p>加えて、②の将来の直接的な効果については、毎年度、農用地1,885ha×69%=1,300haと推測される。</p> <p>また、①及び②ともに本措置の直接的な効果を検証する方法について、評価書に、引き続き本措置を活用する経営体に対しアンケートを実施する旨を追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本措置を活用した経営体に対するアンケートにおいては、本措置がどの程度農業用固定資産の取得に寄与しているかを測定するために、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できたか」についてのアンケートも行っており、その結果においては、回答のあった101経営体のうち70経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており」との説明では、算定根拠に関して、「経営体」が法人のみを対象としているのか、また、アンケートをいつ実施したのかという調査の具体的な内容が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	(法人税：義) (国税1) (法人住民税、法人事業税：義(自動連動)) (地方税3)
	①: 政策評価の対象税目	
2	②: 上記以外の税目	(所得税：外) (国税1) (個人住民税：外(自動連動)) (地方税3)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <b>延長</b> 】 <b>単独</b> ・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 1. 農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用の建物・機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。 2. 農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。
		《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》 法人：租税特別措置法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65 個人：租税特別措置法第24条の2及び24条の3
5	担当部局	経営局経営政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和2年4月～8月 分析対象期間：平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成19年度 創設 平成21年度 2年延長・拡充 i 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税） ii 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税） 平成22年度 拡充・縮減 i 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ii 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し

		平成25年度 2年延長・対象交付金の名称変更 平成26年度 対象交付金の見直し 平成27年度 2年延長・拡充・縮減 i 対象者に認定新規就農者（個人）を追加 ii 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加 iii 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外 iv 特定農業法人（農業生産法人以外）を対象から除外 平成29年度 1年延長 平成30年度 2年延長・縮減 i 米の直接支払交付金を対象交付金から除外 ii 特定農業法人（農地所有適格法人）を対象から除外 令和2年度 1年延長	
8	適用又は延長期間	令和3年4月～令和5年3月	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。  《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的発展に関する施策 （1）力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保 ①認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  《中目標》 農業の持続的な発展  《政策分野》 ⑥担い手の育成・確保等農業経営の安定化
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農地中間管理機構を通じた利用権設定等の支援措置と併せ、本措置の活用により、担い手である認定農業者等が農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促すことにより、認定農業者等の規模拡大を実現し、担い手への農地集積・集約化を加速する。 具体的には、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した	

		<p>実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度 80%以上となることを引き続き目指す。</p> <p>また、農地中間管理機構を通じた利用権設定と相まって、本措置を活用した農地の集積を進めることで、令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を 80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で 14 万 ha、最終年度（2年間）で 28 万 ha を増加させることを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、担い手への農地集積・集約化に資する。</p>																					
10	有効性等	<p>①：適用数</p> <p>適用数</p> <p style="text-align: right;">単位：法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農業経営 基盤強化準備金</th> <th>農用地等を取得した 場合の課税の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29</td> <td>3,165</td> <td>1,724</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>2,863</td> <td>1,970</td> </tr> <tr> <td>令和元（見込）</td> <td>3,223</td> <td>2,277</td> </tr> <tr> <td>2（見込）</td> <td>3,630</td> <td>2,633</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>3,630</td> <td>2,633</td> </tr> <tr> <td>4（見込）</td> <td>3,630</td> <td>2,633</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 29～30 年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用数。見込みの算定根拠は別添 1 参照。</p>	年度	農業経営 基盤強化準備金	農用地等を取得した 場合の課税の特例	平成 29	3,165	1,724	30	2,863	1,970	令和元（見込）	3,223	2,277	2（見込）	3,630	2,633	3（見込）	3,630	2,633	4（見込）	3,630	2,633
年度	農業経営 基盤強化準備金	農用地等を取得した 場合の課税の特例																					
平成 29	3,165	1,724																					
30	2,863	1,970																					
令和元（見込）	3,223	2,277																					
2（見込）	3,630	2,633																					
3（見込）	3,630	2,633																					
4（見込）	3,630	2,633																					

	②：適用額	<p>国税における適用額</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農業経営基盤強化準備金</th> <th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29</td> <td>239</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>187</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>令和元（見込）</td> <td>182</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>2（見込）</td> <td>179</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>179</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>4（見込）</td> <td>179</td> <td>161</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 29～30 年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用額。見込みの算定根拠は別添 1 参照。</p>	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例	平成 29	239	143	30	187	168	令和元（見込）	182	164	2（見込）	179	161	3（見込）	179	161	4（見込）	179	161																		
年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例																																							
平成 29	239	143																																							
30	187	168																																							
令和元（見込）	182	164																																							
2（見込）	179	161																																							
3（見込）	179	161																																							
4（見込）	179	161																																							
	③：減収額	<p>国税及び地方税における減収額</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">農業経営基盤強化準備金</th> <th colspan="2">農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> <tr> <th>国税</th> <th>地方税</th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29</td> <td>35.9</td> <td>28.3</td> <td>21.5</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>28.1</td> <td>22.2</td> <td>25.2</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>令和元（見込）</td> <td>27.3</td> <td>21.6</td> <td>24.5</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>2（見込）</td> <td>26.9</td> <td>21.2</td> <td>24.1</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>26.9</td> <td>21.2</td> <td>24.1</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>4（見込）</td> <td>26.9</td> <td>21.2</td> <td>24.1</td> <td>19.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 29～30 年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告）による。見込みの算定根拠及び地方税の税目（道府県民税、市町村民税、事業税、地方法人特別税）の内訳については別添 1 参照。</p>	年度	農業経営基盤強化準備金		農用地等を取得した場合の課税の特例		国税	地方税	国税	地方税	平成 29	35.9	28.3	21.5	17.0	30	28.1	22.2	25.2	20.0	令和元（見込）	27.3	21.6	24.5	19.4	2（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1	3（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1	4（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1
年度	農業経営基盤強化準備金			農用地等を取得した場合の課税の特例																																					
	国税	地方税	国税	地方税																																					
平成 29	35.9	28.3	21.5	17.0																																					
30	28.1	22.2	25.2	20.0																																					
令和元（見込）	27.3	21.6	24.5	19.4																																					
2（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1																																					
3（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1																																					
4（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1																																					



④: 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するもの。</p> <p>測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況を見ると、令和元年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は農用地で99.5%、農業用機械等で99.2%となっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している。</p> <p>このように、令和元年度までは各年度において目標を達成したが、経営改善計画は、その目標年次を5年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。</p> <p>担い手が利用する農地面積については、農地中間管理機構や各種事業等を総合的に講じることで担い手への農地の集積・集約化を進めてきたが、農地の集積・集約化の気運があった平場での取組が一巡し、近年伸びが鈍化。今後は、地域の未来の設計図である人・農地プランの実質化（農業者の就農状況等を「見える化」した地図を用いて地域で話し合いを行い、将来の農地利用を担う経営体のあり方を決める取組）を進めつつ、引き続き本制度により地域の農地の受け手である認定農業者等の担い手の規模拡大を促す必要がある。</p> <p style="text-align: center;">(1) 固定資産の取得計画（農業経営改善計画）と取得実績（令和元年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">①農用地</td> <td style="text-align: center;">取得計画面積</td> <td style="text-align: center;">1,925ha</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得実績</td> <td style="text-align: center;">1,915ha</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">達成率（B/A）</td> <td style="text-align: center;">99.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">②農業用機械等</td> <td style="text-align: center;">取得計画台数</td> <td style="text-align: center;">5,152台</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得実績</td> <td style="text-align: center;">5,113台</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">達成率（B/A）</td> <td style="text-align: center;">99.2%</td> <td></td> </tr> </table>	①農用地	取得計画面積	1,925ha	A	取得実績	1,915ha	B	達成率（B/A）	99.5%		②農業用機械等	取得計画台数	5,152台	A	取得実績	5,113台	B	達成率（B/A）	99.2%	
①農用地	取得計画面積	1,925ha		A																		
	取得実績	1,915ha		B																		
	達成率（B/A）	99.5%																				
②農業用機械等	取得計画台数	5,152台	A																			
	取得実績	5,113台	B																			
	達成率（B/A）	99.2%																				

(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移						
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)
農地	取得計画	1,483ha	1,185ha	1,925ha	1,894ha	1,894ha
	取得実績	1,389ha	1,183ha	1,915ha	1,885ha	1,885ha
	(達成率)	94%	99%	99%	99%	99%
農業用機械等	取得計画	4,202台	5,106台	5,152台	5,069台	5,069台
	取得実績	3,987台	5,073台	5,113台	5,031台	5,031台
	(達成率)	95%	99%	99%	99%	99%

※ (1)～(2)の令和元年度までの実績値は、地方農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。令和2年度～令和4年度の推計値は、令和元年度と令和2年度予算の交付金増減率により算出し、令和3・令和4年度は同数とした。

本措置は平成19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも、令和2年度以降も目標を達成していくものと見込まれる。

(3) 担い手が利用する農地面積の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)
年間集積 目標面積	140,000 ha	140,000 ha	140,000 ha	140,000 ha	140,000 ha	140,000 ha
集積増加 面積	41,014ha	31,304ha	22,853ha	31,732ha	31,732ha	31,732ha
(達成率)	29%	22%	16%	23%	23%	23%

※ 農林水産省調べ

※ 令和元年度に機構法等の改正を行い、人・農地プラン実質化等の見直しを行ったところであり、今後より一層農地集積に向けた取組が強化され、担い手への集積面積の増加が見込まれるが、現時点で正確に算出することが困難のため、令和2年度以降の推計値については、平成29年度から令和元年度までの3カ年平均値とした。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置を活用した経営体に対して、本措置の効果についてアンケートを行ったところ、回答のあった101経営体のうち70（69%）経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得た。

このことから、本措置を活用した経営体のうち69%の経営体において、本措置が農業用固定資産取得への直接的な誘因として働いていると言える。また、本措置による農業用固定資産への投資促進の効果は、今後も同様に見込まれるものと考えられる。

このため、本措置の直接的な効果を以下のとおり推計した。

【準備金による固定資産の取得】

各年度の達成率に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
農用地達成率	94%	99%	99%
うち直接的効果分	65%	68%	68%
農業用機械等達成率	95%	99%	99%
うち直接的効果分	66%	68%	68%

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
農用地達成率	99%	99%	99%
うち直接的効果分	68%	68%	68%
農業用機械等達成率	99%	99%	99%
うち直接的効果分	68%	68%	68%

**【担い手が利用する農地面積】**  
各年度の本措置による農用地の取得面積に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
農用地取得面積	1,389ha	1,183ha	1,915ha
うち直接的効果分	958ha	816ha	1,322ha

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
農用地取得面積	1,885ha	1,885ha	1,885ha
うち直接的効果分	1,300ha	1,300ha	1,300ha

担い手への農地の集積・集約化は、本措置だけでなく、農地中間管理機構を通じた利用権設定など各種施策を総合的に講じることで達成を目指すものである。本措置においても、令和元年度に農用地 1,915ha のほか農業用機械等 5,113 台の取得が行われており、規模拡大や生産性の向上を通じた農業経営の改善に相当程度の役割を果たしている。

加えて、アンケートにおいては、101 経営体のうち 86 経営体から、本措置について「経営にかなり効果がある」、15 経営体から「やや効果がある」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる。

今後も本措置の直接的な効果を検証・予測するため、引き続き本措置を活用する経営体に対しアンケートを実施する。

《租税特別措置等が延長されなかった場合の影響》  
(分析対象期間：令和 2～令和 4 年度)  
本措置の今後の活用計画（令和元年度末ベース）は、以下のとおり。

農地等の取得計画 1,067 億円  
準備金積立残高 720 億円  
今後の積立等必要額 347 億円

※ 1 税制特別適用実績調査（悉皆調査）による。  
2 「本措置の今後の活用計画（令和元年度末ベース）」とは、これまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。

担い手の経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には多額の投資を要することから、その投資額を蓄積する必要があるが、本措置が延長されない場合には、その投資額の蓄積が進まず、経営規模の拡大が困難となる。その結果、認定農業者等の農用地等の計画的な取得が進まず、担い手への農地利用の集積に甚大な支障が生じるものと推測される。

⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

ある要件を満たした農業経営基盤強化準備金を積み立てた損金算入及び農用地等の取得による圧縮記帳が認められる場合、農地への投資及び農業用機械等への投資による減収額が 9,289 百万円となる（いずれも令和元年度）。

農地への投資が 3,692 百万円、農業用機械等への投資が 20,735 百万円となり、農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として 31,079 百万円となる。

生産誘発額の内訳

- ・（直接効果）対象農地・機械等の生産増加額 17,331 百万円
- ・（間接効果）鉄鋼・非鉄・金属製品等で 13,748 百万円

(単位：百万円)

		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)
減収額	国 税	5,730	5,325	5,185	5,102	5,102	5,102
	地方税	4,530	4,214	4,103	4,037	4,037	4,037
	計	10,260	9,539	9,289	9,139	9,139	9,139
波及効果 (総額)		25,186	29,908	31,079	30,578	30,578	30,578

※ 算出根拠：別添 1 参照

減収額が 9,289 百万円となるが、農地、農業用機械等への投資による波及効果は 31,079 百万円と減収額を上回るため、是認できると考えられる。

別添1

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、経営所得安定対策等の交付金を積み立て、農業経営改善計画に定めた農用地等の取得に充てる場合、損金算入を認めること等により、計画的な農用地等の固定資産の導入のための投資を促すものである。条件を満たせば確実に活用可能であり、各年度の予算額の制約の中、当該経営に配分されるかが予見できない補助金と比較し、認定農業者等の農用地等の計画的かつ確実な取得を促す効果が高い。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	経営所得安定対策等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。 一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特別措置を講じるものである。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	農業は、地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、本措置を活用し、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、地域農業の振興や地域経済の活性化に効果がある。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価 令和元年8月（農水02）	

1. 減税見込額算出

(1) 対象交付金増減率

対象交付金総額のH30年度予算額-R元年度予算額の増減率：(595,366百万円-611,430百万円)÷611,430百万円×▲2.63%

対象交付金総額のR元年度予算額-R2年度予算額の増減率：(585,779百万円-595,366百万円)÷595,366百万円×▲1.61%

(算出の基礎としたデータについて)

○対象交付金総額の各年の予算額は、平成30年度～令和2年度の農林水産省所管予算目明細書の「農業経営安定事業生産条件不利修正対策交付金」、「農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金」及び「水田活用直接支払交付金」の額の合計

(2) 適用件数の算出

適用件数の算出 5ヶ年増加率平均

	H25年度	H30年度	平均増加率
適用件数計	2,539	4,833	13.7%
農業経営基盤強化準備金	1,583	2,883	12.6%
農用地等を取得した場合の課税の特例	956	1,970	15.6%

(算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189-201回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数

(3) 法人税の適用総額・減税見込額の算出

年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等取得した場合の課税の特例
H29年度	239億円(H29年度適用総額)×15%(税率)=35.9億円(減税額)	143億円(H29年度適用総額)×15%(税率)=21.5億円(減税額)
H30年度	187億円(H30年度適用総額)×15%(税率)=28.1億円(減税額)	168億円(H30年度適用総額)×15%(税率)=25.2億円(減税額)
R元年度(見込)	187億円(H30年度適用総額)×(100%+▲2.63%)(交付金増加率)=182億円(R元年度適用見込額)	168億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=25.2億円(減税額・見込)
R2年度(見込)	182億円(R元年度適用見込額)×(100%+▲1.61%)(交付金増加率)=179億円(R2年度適用見込額)	179億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)=26.9億円(減税額・見込)
R3年度(見込)	181億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)=27.2億円(減税額・見込)	179億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)=26.9億円(減税額・見込)
R4年度(見込)	179億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)=26.9億円(減税額・見込)	161億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)=24.2億円(減税額・見込)

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189-201回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

2. 適用実績及び適用見込

(1) 国税

区分	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R元年度(見込)	R2年度(見込)	R3年度(見込)	R4年度(見込)
対象者数注1	18,514	19,503	20,681	21,930	23,255	24,660
適用件数(法人)注2	3,165	2,863	3,224	3,630	3,630	3,630
適用総額(億円)注3	1,724	1,970	2,277	2,633	2,633	2,633
減税見込額(億円)注4	259	281	27.3	26.9	26.9	26.9
合計(百万円)	5,730	5,325	5,185	5,102	5,102	5,102

注1)対象者数は、農地所有権持法人(農林水産省設置機関)、R元年度以降は見込み値。

注2)H29年度とH30年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189回・第201回国会提出)」の適用件数を記載した。R元年度見込みはH30年度実績に(1)で算出した適用件数5ヶ年の増加率平均を乗じて算出した。R2年度も同様の方法で算出した。R3年度以降はR2年度と同額とした。

注3)H29年度とH30年度の適用総額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189回・第201回国会提出)」の適用総額を記載した。R元年度見込みはH30年度実績に(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R2年度も同様の方法で算出した。R3年度以降はR2年度と同額とした。計算式は(3)のとおり。

注4)減税見込額については、注3の方法で算出した適用総額に法人税率(15%)を乗じて算出した。計算式は(1)(3)のとおり。

(2) 地方税

区分	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R元年度(見込)	R2年度(見込)	R3年度(見込)	R4年度(見込)
対象者数注1	18,514	19,503	20,681	21,930	23,255	24,660
適用件数(法人)注2	3,165	2,863	3,224	3,630	3,630	3,630
適用総額(億円)注3	1,724	1,970	2,277	2,633	2,633	2,633
減税見込額(百万円)注4	4,500	4,214	4,103	4,037	4,037	4,037

注1)対象者数は、農地所有権持法人(農林水産省設置機関)、R元年度以降は見込み値。

注2)H29年度とH30年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189回・第201回国会提出)」の適用件数を記載した。R元年度見込みはH30年度実績に(1)で算出した適用件数5ヶ年の増加率平均を乗じて算出した。R2年度も同様の方法で算出した。R3年度以降はR2年度と同額とした。

注3)H29年度とH30年度の適用総額は、「地方税における負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第189回・第201回国会提出)」の影響額を記載した。R元年度見込みはH30年度実績に(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R2年度も同様の方法で算出した。R3年度以降はR2年度と同額とした。計算式は以下の通り。(農業経営基盤強化準備金の地方税計算式。その他の項目は農用地等取得した場合の課税の特例も同様の方法で算出した。)

【農業経営基盤強化準備金】

R元見込=2,217(H30実績)×(100-2.63)%=2,159

R2見込=2,159(R元見込)×(100-1.61)%=2,124

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189回・第201回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

○「地方税における負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第189回・第201回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等取得した場合の課税の特例」の影響額

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2農水02）

（評価実施府省：農林水産省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)					
措置内容	平成30年度時点	農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者が、事業再編促進機械等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の40%（建物等は45%）の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	対象事業に肥料、農薬、配合飼料及び農業用機械の卸売事業及び小売事業を追加					
政策目的		農業競争力強化支援法に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項	租税特別措置法第46条の2、第68条の33						
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。						
創設年度	H29	過去の政策評価の実績	H28農水（認定事業再編事業者を対象とする割増償却の特例）、H30農水01、R1農水01	区分	延長		

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23				
H24				
H25				
H26				
H27				
H28				
H29	1	41	-	5
H30	1	492	-	58

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和5年度までに資材費を2.5%低減させる（令和4年度▲2.3%））は、資材の価格という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ「低廉な農業資材の供給」を図るための措置を講じていることから、その成果として「資材費の低減」を達成目標とすることが妥当。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 不足していた平成29年度の実績を評価書に追加した。</p> <p>② 平成30年度実績について、租税特別措置の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の実態調査結果は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した事業年度における特例措置の適用数を記載しているものと承知している。一方、当方で記載した適用数については、上記期間に事業年度を終了した事業者から、農業競争力強化支援法施行規則に基づき提出された実施状況報告に基づくものであり、適用実態を反映させるため、当該報告に基づく適用数を用いたものである。なお、両者の数値が異なる理由は承知していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度及び30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 不足していた平成29年度の実績を評価書に追加した。</p> <p>② 平成30年度実績について、租税特別措置の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の実態調査結果は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した事業年度における特例措置の適用額を記載しているものと承知している。一方、当方で記載した減収額については、上記期間に事業年度を終了した事業者から、農業競争力強化支援法施行規則に基づき提出された実施状況報告に基づき計算したものであり、適用実態を反映させるため、当該報告に基づき計算した減収額を用いたものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和5年度までに資材費を2.5%低減させる（令和4年度▲2.3%））に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和5年度までに資材費を2.5%低減させる（令和4年度▲2.3%））に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数1件（平成30年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和5年度までに資材費を2.5%低減させる（令和4年度▲2.3%））に対する過去の直接的な効果について、「令和元年度においては、対象となる事業全体で約800億円の設備投資が見込まれていたものの、事業者の経営環境の変化等により計画年度どおりの活用とはならず、当初よりも遅れがみられているが、計画期間内での活用は見込まれる状況であり、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる」と説明されているが、過去の効果（資材費低減平成30年度▲1.5%及び令和元年度▲1.7%）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 不足していた平成29年度の実績を評価書に追加した。</p> <p>② 法施行後の運用初期においては、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたことから、平成30年度の適用件数は5件となっているが、その後、事業者の理解も進み、各業界からの問い合わせも増えてきている状況である。本特例措置は、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置の活用により、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えている。</p>



<p>③ 本措置は、農業競争力強化支援法に基づき、事業再編等の取組を支援するためのものであり、本法を適切に運用し、農業の競争力を強化していくためには本措置のみでなく、他のあらゆる手段も講じて推進・支援をしていく必要がある。このため、他の要因の影響を除いた（本措置に特化した）本特例の直接的な効果の把握は困難。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 「平成29年には5件、平成30年度には11件、令和元年度には7件の事業再編計画の認定が行われ、新たな設備投資や事業再編が進められているところであり、事業者の経営体質の強化に効果を上げている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本特例措置は、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置の活用により、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えている」との説明では、達成目標である資材費との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（令和5年度までに資材費を2.5%低減させる（令和4年度▲2.3%））に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和5年度までに資材費を2.5%低減させる（令和4年度▲2.3%））に対する将来の直接的な効果について、「令和元年度においては、対象となる事業全体で約800億円の設備投資が見込まれていたものの、事業者の経営環境の変化等により計画年度どおりの活用とはならず、当初よりも遅れがみられているが、計画期間内での活用は見込まれる状況であり、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる」と説明されているが、将来の効果（資材費低減見込み令和2年度▲1.9%、3年度▲2.1%及び4年度▲2.3%）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p><b>【農林水産省の補足説明】</b></p> <p>① 令和5年までに資材費を2.5%低減（対平成28年比）させるという目標に対し、平成30年までに1.5%低減しているが、令和元年からの5年間では、新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進むことで、残りの1.0%が低減していくと考えており、年度ごとの目標値は、便宜的に令和元年から令和5年まで、毎年同率の低減率としている。</p> <p>② 本措置は、農業競争力強化支援法に基づき、事業再編等の取組を支援するためのものであり、本法を適切に運用し、農業の競争力を強化していくためには本措置のみでなく、他のあらゆる手段も講じて推進・支援をしていく必要がある。このため、他の要因の影響を除いた（本措置に特化した）本特例の直接的な効果の把握は困難。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 「令和元年からの5年間では、新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進むことで、残りの1.0%が低減していくと考えており、年度ごとの目標値は、便宜的に令和元年から令和5年まで、毎年同率の低減率としている」との説明では、具体的な算定根拠が明らかにされておらず、将来の効果を達成目標から逆算しているものと考えられることから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税：義) (国税 02) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)
		②: 上記以外の税目 (所得税：外) (国税 02) (住民税：外) (地方税)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <b>延長</b> 】 <b>単独</b> 主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合、当該資産について5年間40% (建物及びその附属設備並びに構築物は45%) を割増償却。
		《要望の内容》 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却について、適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第13条の2 法人税 租税特別措置法第46の2、第68条の33
5	担当部局	農林水産省生産局技術普及課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和2年8月 分析対象期間：平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度 創設 平成31年度 延長 令和2年度 対象業種に「農業資材（肥料・農薬・配合飼料・農業機械）の卸売・小売事業」を追加
8	適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠である。  このため、平成28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な

		競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成29年5月19日に可決・成立し、同年8月1日より施行された。  農業競争力強化支援法第16条第2項において、「政府は、おおむね5年ごとに、(中略)良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされており、また、同法附則により、「最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね2年以内に行うものとする」とされている。このため、小規模で後継者不足が顕在化している農業資材の卸売・小売業の合理化を後押しする観点から、事業再編及び事業参入の対象業種を追加する改正省令を令和2年4月1日に施行した。  本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。  《政策目的の根拠》 「農業競争力強化支援法」(抜粋) (平成29年5月19日法律第35号) 第1条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。  「成長戦略(2020年) 成長戦略フォローアップ」 (令和2年7月17日閣議決定) 6 個別分野の取組 (2) 新たに講ずべき具体的施策 v) 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 ②農業改革の加速 イ) バリューチェーンにおける改革の推進 ・ 農業競争力強化支援法に基づき、2020年4月に対象化された農業資材卸売・小売事業を含め、資材・流通業界の再編などの取組を進める。
--	--	--



		<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2020」 (令和2年7月17日閣議決定) 第3章「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化 ② 農林水産業の活性化 感染症の影響も踏まえ、農林水産業の生産基盤を強化していくため、引き続き「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、農林水産業全般にわたる改革を力強く進め、農林水産業を成長産業にしつつ、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ① 新たな価値の創出による需要の開拓 ⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>	
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給等の実現を図るための施策の一環として、設備投資や事業再編を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する。 設備投資や事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の維持・低減を図ることとし、令和5年度までに資材費を2.5%低減させる。 年度毎の目標（令和4年度▲2.3%、令和3年度▲2.1%、令和2年度▲1.9%、令和元年度▲1.7%、）</p> <p>（目標の基準値及びその内訳） 平成28年度産米における10a当たりの資材費 18,719円 （肥料費 9,313円＋農業薬剤費 7,464円＋その他諸材料費 1,942円＝18,719円（農業経営統計調査 平成28年度産米生産費））</p>	
	<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 （測定指標） 設備投資や事業再編による経営の合理化に伴う資材価格への反映として米10a当たりの資材費</p>	

		<p>（達成目標実現による寄与） 農業資材にかかる経営の合理化が図られることにより、生産量の増加、収益力の向上、製造コストの低減等へとつながり、それが資材価格へと反映され、資材費の低減が期待される。また、これにより、農業者のコスト負担が減少するため、経営の安定に寄与する。 現時点で、農業競争力強化支援法の認定計画のうち終了した計画は1件あり、当該計画では、新たな設備投資により工場稼働率の向上（目標：平成29年度70%に対し令和元年度100%、実績：令和元年度95%）及び作業の省力化を可能とする生産資材の販売を拡大（目標：平成29年度比12%増加、実績：平成29年度比4.9%増加）を達成。これらの取組が農業者の施肥量及び施肥作業の省力化、生産コスト削減につながっていくと考えている。</p>																												
10 有効性等	①: 適用数	<p>単位：件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度 (実績)</th> <th>平成30年度 (実績)</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (見込)</th> <th>令和3年度 (見込)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>44</td> <td>77</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。 ※ 平成29年度から令和元年度の適用数は、事業者からの実績報告。平成30年度実績について、租税特別措置の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の実態調査結果における適用数と事業者から提出された実施状況報告書に基づく報告数が異なることから、適用実態を反映させるため、事業者からの報告数を用いた。 ※ 令和2年度～令和4年度の適用数は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み等をもとに推計。 ※ 別添1参照。</p>		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	適用数	1	5	5	44	77	109														
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)																								
適用数	1	5	5	44	77	109																								
	②: 適用額	<p>単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度 (実績)</th> <th>平成30年度 (実績)</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (見込)</th> <th>令和3年度 (見込)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>67.5</td> <td>100.9</td> <td>1,889.8</td> <td>3,824.8</td> <td>5,759.8</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>15.7</td> <td>23.4</td> <td>438.4</td> <td>887.3</td> <td>1,336.1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>67.5</td> <td>100.9</td> <td>1,889.8</td> <td>3,824.8</td> <td>5,759.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成29年度から令和元年度の法人税及び法人事業税の適用額は、事業者からの実績報告。法人住民税の適用額は、法人税適用額をもとに算出。 ※ 令和2年度～令和4年度の適用額は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み</p>		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	法人税	0	67.5	100.9	1,889.8	3,824.8	5,759.8	法人住民税	0	15.7	23.4	438.4	887.3	1,336.1	法人事業税	0	67.5	100.9	1,889.8	3,824.8	5,759.8
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)																								
法人税	0	67.5	100.9	1,889.8	3,824.8	5,759.8																								
法人住民税	0	15.7	23.4	438.4	887.3	1,336.1																								
法人事業税	0	67.5	100.9	1,889.8	3,824.8	5,759.8																								

	<p>等をもとに推計。 ※ 別添1参照。</p> <p>本特例措置は、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者を対象としており、法制定時から対象となっている飲食料品製造事業、飲食料品卸売・小売事業、肥料・農薬・配合飼料製造事業に加え、令和2年4月より、肥料・農薬配合飼料・農業機械卸売・小売事業を追加した。このため、特定の者に偏った利用とはならないと考えられる。</p>																																			
③: 減収額	<p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29年度 (実績)</th> <th>平成 30年度 (実績)</th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (見込)</th> <th>令和 3年度 (見込)</th> <th>令和 4年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>15.7</td> <td>23.4</td> <td>438.4</td> <td>887.3</td> <td>1,336.1</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>2.0</td> <td>1.6</td> <td>30.7</td> <td>62.1</td> <td>93.5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>7.0</td> <td>4.9</td> <td>122.3</td> <td>247.6</td> <td>372.8</td> </tr> <tr> <td>減収額 計</td> <td>0</td> <td>24.7</td> <td>29.9</td> <td>591.4</td> <td>1,197.0</td> <td>1,802.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成29年度から令和元年度の法人税減収額は、事業者からの報告。法人住民税及び法人事業税は、法人税減収額をもとに算出。 ※ 令和2年度～令和4年度の減収額は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み等をもとに推計。 ※ 別添1参照。</p>		平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	法人税	0	15.7	23.4	438.4	887.3	1,336.1	法人住民税	0	2.0	1.6	30.7	62.1	93.5	法人事業税	0	7.0	4.9	122.3	247.6	372.8	減収額 計	0	24.7	29.9	591.4	1,197.0	1,802.4
	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)																														
法人税	0	15.7	23.4	438.4	887.3	1,336.1																														
法人住民税	0	2.0	1.6	30.7	62.1	93.5																														
法人事業税	0	7.0	4.9	122.3	247.6	372.8																														
減収額 計	0	24.7	29.9	591.4	1,197.0	1,802.4																														
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 農業競争力強化支援法の施行は平成29年8月1日であるが、平成29年には5件、平成30年度には11件、令和元年度には7件の事業再編計画の認定が行われ、新たな設備投資や事業再編が進められているところであり、事業者の経営体質の強化に効果を上げている。また、令和2年8月末現在で新たに2件事業再編計画の認定が行われ、現在も複数件の相談を受けており、今後も本特例措置の活用が見込まれている。 なお、令和元年度に係る米の資材費（農業経営統計調査における米生産費調査）は令和2年12月頃に公表される予定。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 前回評価時（令和元年8月評価）からの目標として「平成28年産米における10a当たりの資材費を令和5年度までに2.5%低減する。」こととしており、平成30年度実績としては、1.5%の低減となっている（※1及び※2）。 平成28年度と比べ、平成30年度の燃油価格や賃金単価等の上昇（原油：+72.2%、賃金：+0.7%）といった外的要因の影響</p>																																			

	<p>や法による施策等の効果の発現に時間を要することから、令和元年度以降は、一定割合で低減すると見込んでいる（※3）。 令和元年度においては、対象となる事業全体で約800億円の設備投資が見込まれていたものの、事業者の経営環境の変化等により計画年度ごとの活用とはならず、当初よりも遅れがみられているが、計画期間内での活用は見込まれる状況であり、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる。 なお、農業競争力強化支援法の認定計画のうち終了した計画は現時点で1件あり、当該事業者からは、「本特例措置は設備投資直後の資金繰りの改善に役立ち、新工場による生産活動を軌道に乗せることができた。」との報告を受けた。現在、本特例措置を活用中の事業者からも同様に、「本特例措置が事業再編のインセンティブとなった。」との報告を受けており、本特例措置が農業生産関連事業者における設備投資の推進に大きく寄与している。 ※1 平成30年度の資材費低減実績 平成30年度実績（単年度）▲1.5% (18,439円/10a(30年度資材費*1)÷18,719円/10a(28年度資材費*2))-1=▲1.5%(増減率)</p> <p>※2 農業競争力強化支援法により設備投資や業界再編を進め、農業資材の供給体制の合理化を図ることにより、令和5年度までに10a当たり資材費を2.5%低減させる。 (平成25年度資材費*318,875円/10a→平成28年度資材費18,719円/10a(低減率▲0.8%)。本割合での概ね2倍の低減(▲0.8%×5/3×2=▲2.5%)を目指す。)</p> <p>※3 令和元年度以降の資材費低減見込 新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進み、以下の効果を見込む。 令和元年度以降見込（単年度）▲0.2% 令和5年度までに ▲0.2%×5年間=▲1.0%</p> <p>上記※1の平成30年度実績と合わせて(1.5%+0.2%×5年間)=▲2.5%とする。</p> <p>*1 30年度資材費 肥料費8,942円/10a+農業薬剤費7,570円/10a+その他諸材料費1,927円/10a=18,439円/10a *2 28年度資材費 肥料費9,313円/10a+農業薬剤費7,464円/10a+その他諸材料費1,942円/10a=18,719円/10a *3 25年度資材費 肥料費9,500円/10a+農業薬剤費7,555円/10a+その他諸材料費1,820円/10a=18,875円/10a (いずれも農業経営統計調査における米生産費調査結果)</p>
--	--

	<p>本特例措置は、農業競争力強化支援法による認定事業再編計画に基づく取組が対象となっており、上記のとおり、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置を延長し、農業者の努力だけでは解決できない農業資材価格の引き下げ等という構造的な課題の解決に向けた取組に対し支援を行い、農業競争力の強化の加速を図ることが重要である。</p> <p>法施行後の運用初期においては、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたが、その後、事業者の理解も進み、各業界からの問い合わせも増えてきている状況である。一方で、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上、設備投資等が落ち込み、事業再編に向けた経営判断が難しい中、本特例措置について、継続的に講ずることで我が国農業生産関連事業者の戦略的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力の強化を推進していく必要がある。</p> <p>仮に本特例措置が延長されない場合、経営環境の厳しい農業資材の販売業者が多い中で、設備投資や事業再編の意欲が減退し、良質で低廉な農業資材の供給等が阻害され、農業の競争力強化に支障をきたすこととなる。</p>																												
<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>これまでに農業競争力強化支援法の計画申請があったもののうち約半数で本特例措置が活用されることとなっており、設備投資のための有効な措置として機能している。</p> <p>また、本特例措置の適用件数（減収額）に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p>&lt;経済波及効果の試算&gt;</p> <p>平成29年度については、6.3百万円（設備の取得価額）を設備投資額とし、その8割（寄与率）の5百万円を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。（平成30年度以降についても、同様に算出。）</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="443 1037 981 1316"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度 (実績)</th> <th>平成30年度 (実績)</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (見込)</th> <th>令和3年度 (見込)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>24.7</td> <td>29.9</td> <td>591.4</td> <td>1197.0</td> <td>1802.4</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>5</td> <td>1,666</td> <td>1,647</td> <td>50,575</td> <td>100,077</td> <td>149,573</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>4</td> <td>1,443</td> <td>1,427</td> <td>46,773</td> <td>92,096</td> <td>137,416</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経済波及効果の算出には、「平成27年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（100部門）を使用。</p> <p>※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</p> <p>※ 寄与度について、本特例措置の適用を受けた事業者及び活用を計画している</p>		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	減収額	0	24.7	29.9	591.4	1197.0	1802.4	投資額	5	1,666	1,647	50,575	100,077	149,573	経済波及効果	4	1,443	1,427	46,773	92,096	137,416
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)																							
減収額	0	24.7	29.9	591.4	1197.0	1802.4																							
投資額	5	1,666	1,647	50,575	100,077	149,573																							
経済波及効果	4	1,443	1,427	46,773	92,096	137,416																							

		<p>認定事業者に聞き取りを行ったところ、税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果として約8割の企業で投資判断を後押ししたとの回答があったため、寄与率を8割と仮定して効果を算出した。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給等を実現できるようにしていくために、事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農業資材及び農産物流通等の業界における企業経営をみると、一般的に利益率が低く資金繰りが厳しい状況であるとともに、国内需要が頭打ちの状況にあることから、設備投資に踏み切れず設備の老朽化が進み、結果として事業再編が進まない状況にある。</p> <p>こうした業界の事業再編を進めていく上では、特に資金面での対応が重要であることから、設備投資の際のキャッシュフローの改善に寄与する本措置のような税制措置が政策手段として妥当である。</p> <p>また、農業関連事業には、多くの生産資材や農産品目があるが、これらに関連する各事業者の資金状況や需給の状況などにより設備投資は左右される。このため、対象者、対象設備が限定される補助金や財投融資ではなく、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当である。</p> <p>本特例措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。</p> <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業者への良質で低廉な農業資材の供給等に繋がる農業生産関連事業者の事業再編を支援することは、農業の競争力の強化に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献するため。</p>
<p>12</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>－</p>
<p>13</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>令和元年8月（農水01）</p>

## 別 添 1

## ○減税見込額積算資料

## 1. 減税見込額等の積算

## (1) 適用実績

農業競争力強化支援法の施行が平成 29 年 8 月 1 日のため、28 年度までは実績なし。

## (平成 29 年度実績)

- ① 対象者数：94,176（事業再編対象事業者数）
- ② 適用件数：1（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）
- ③ 減収額：15 千円（法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。）

## ○法人住民税

9.7 千円（法人税減収額）×12.9%（税率）＝1.3 千円

## ○法人事業税

42 千円（割増償却による所得減収額）×6.7%（税率）＝2.8 千円（所得割減収額）  
2.8 千円×43.2%（地方法人特別税率（非外形））＝1.2 千円（地方法人特別税減収額）  
合計 4 千円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

## (平成 30 年度実績)

- ① 対象者数：94,176（事業再編対象事業者数）
- ② 適用件数：5（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）
- ③ 減収額：24.7 百万円（法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。）

## ○法人住民税

15.7 百万円（法人税減収額）×12.9%（税率）＝2 百万円

## ○法人事業税（外形）

67 百万円（割増償却による所得減収額）×1.9%（税率）＝1.3 百万円（所得割減収額）  
1.3 百万円×414.2%（地方法人特別税率）＝5.3 百万円（地方法人特別税減収額）  
67 百万円×0.61%（付加価値割減率）＝0.4 百万円（付加価値割減収額）  
合計 7 百万円

## ○法人事業税（非外形）

0.5 百万円（割増償却による所得減収額）×6.7%（税率）＝0.03 百万円（所得割減収額）  
0.03 百万円×43.2%（地方法人特別税率）＝0.01 百万円（地方法人特別税減収額）  
合計 0.05 百万円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

## (令和元年度実績)

- ① 対象者数：94,143（事業再編対象事業者数）
- ② 適用件数：5（法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。）
- ③ 減収額：29.9 百万円

## ○法人住民税

23.4 百万円（法人税減収額）×7%（税率）＝1.6 百万円

## ○法人事業税（外形）

100.6 百万円（割増償却による所得減収額）×1.0%（税率）＝1 百万円（所得割減収額）  
1 百万円×260%（地方法人特別税率）＝2.6 百万円（地方法人特別税減収額）  
100.6 百万円×1.2%（付加価値割減率）＝1.2 百万円（付加価値割減収額）  
合計 4.8 百万円

## ○法人事業税（非外形）

0.4 百万円（割増償却による所得減収額）×7.0%（税率）＝0.02 百万円（所得割減収額）  
0.02 百万円×37.0%（地方法人特別税率）＝0.01 百万円（地方法人特別税減収額）  
合計 0.03 百万円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

## (令和 2 年度推計)

- ① 対象者数：101,207（事業再編対象事業者数）
- ② 適用件数：2 年度新規分 39（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）元年度までの継続分 5（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）
- ③ 減収額：591.4 百万円

## a 2 年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

1,911.4 百万円（取得額）×0.027（償却率）×13 件＝670.9 百万円  
82 百万円（取得額）×0.033（償却率）×3 件＝8.1 百万円  
75 百万円（取得額）×0.038（償却率）×1 件＝2.9 百万円  
100 百万円（取得額）×0.059（償却率）×2 件＝11.8 百万円  
88.6 百万円（取得額）×0.067（償却率）×10 件＝59.4 百万円  
66.8 百万円（取得額）×0.1（償却率）×3 件＝20 百万円  
45 百万円（取得額）×0.125（償却率）×2 件＝11.3 百万円  
合計＝784.3 百万円

機械装置

20 百万円（取得額）×0.084（償却率）×2 件＝3.4 百万円  
3,270.8 百万円（取得額）×0.1（償却率）×9 件＝2,943.7 百万円  
1,020.4 百万円（取得額）×0.125（償却率）×5 件＝637.8 百万円  
17.5 百万円（取得額）×0.143（償却率）×2 件＝5.0 百万円  
合計＝3,589.8 百万円

b 法人税減収額

2 年度新規分

784.3 百万円 (普通償却額) × 45% (割増償却率) × 23.2% = 81.9 百万円…A  
 3,589.8 百万円 (普通償却額) × 40% (割増償却率) × 23.2% = 333.1 百万円…B  
 元年度までの継続分 = 23.4 百万円…C

A+B+C=438.4 百万円

○法人住民税

438.4 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 30.7 百万円

○法人事業税

1,889.8 百万円 (割増償却による所得減収額) × 3.1% (税率) = 58.6 百万円 (所得割減収額)  
 58.6 百万円 × 83.0% (地方法人特別税税率) = 48.6 百万円 (地方法人特別税減収額)  
 1,889.8 百万円 × 0.8% (付加価値割税率) = 15.1 百万円 (付加価値割減収額)  
 合計 122.3 百万円

※割増償却による所得減収額については、平成 29 年度から令和 2 年度までの合計

(令和 3 年度推計)

- ① 対象者数 : 101,116 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数 : 3 年度新規分 33 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)  
 2 年度からの継続分 39 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)  
 元年度までの継続分 5 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③ 減収額 : 1,197.0 百万円

a 3 年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

1,950.9 百万円 (取得額) × 0.027 (償却率) × 11 件 = 579.4 百万円  
 82 百万円 (取得額) × 0.033 (償却率) × 1 件 = 2.7 百万円  
 75 百万円 (取得額) × 0.038 (償却率) × 1 件 = 2.9 百万円  
 130 百万円 (取得額) × 0.059 (償却率) × 2 件 = 15.3 百万円  
 116.7 百万円 (取得額) × 0.067 (償却率) × 12 件 = 93.8 百万円  
 93.3 百万円 (取得額) × 0.1 (償却率) × 3 件 = 28.0 百万円  
 46.7 百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 3 件 = 17.5 百万円  
 合計 = 739.6 百万円

機械装置

20 百万円 (取得額) × 0.084 (償却率) × 2 件 = 3.4 百万円  
 3,064.5 百万円 (取得額) × 0.1 (償却率) × 10 件 = 3,064.5 百万円  
 1,862.5 百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 4 件 = 931.3 百万円  
 11.3 百万円 (取得額) × 0.143 (償却率) × 4 件 = 6.4 百万円  
 合計 = 4,005.5 百万円

b 法人税減収額

3 年度新規分

739.6 百万円 (普通償却額) × 45% (割増償却率) × 23.2% = 77.2 百万円…A  
 4,005.5 百万円 (普通償却額) × 40% (割増償却率) × 23.2% = 371.7 百万円…B  
 2 年度からの継続分 = 415.0 百万円…C  
 元年度までの継続分 = 23.4 百万円…D

A+B+C+D=887.3 百万円

○法人住民税

887.3 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 62.1 百万円

○法人事業税

3,824.8 百万円 (割増償却による所得減収額) × 3.1% (税率) = 118.6 百万円 (所得割減収額)  
 118.6 百万円 × 83.0% (地方法人特別税税率) = 98.4 百万円 (地方法人特別税減収額)  
 3,824.8 百万円 × 0.8% (付加価値割税率) = 30.6 百万円 (付加価値割減収額)  
 合計 247.6 百万円

※割増償却による所得減収額については、平成 29 年度から令和 3 年度までの合計

(令和 4 年度推計)

- ① 対象者数 : 101,116 (事業再編対象事業者数)
  - ② 適用件数 : 4 年度新規分 33 (令和 3 年度推計値と同様)  
 3 年度からの継続分 33 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)  
 2 年度からの継続分 39 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)  
 30 年～元年度の継続分 5 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- 減収額 : 1,802.4 百万円

a 法人税減収額

4 年度新規分 = 448.9 百万円…A  
 3 年度からの継続分 = 448.9 百万円…B  
 2 年度からの継続分 = 415.0 百万円…C  
 30～元年度までの継続分 = 23.4 百万円…D

A+B+C+D=1336.1 百万円

○法人住民税

1336.1 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 93.5 百万円

○法人事業税

5,759.8 百万円 (割増償却による所得減収額) × 3.1% (税率) = 178.6 百万円 (所得割減収額)  
 178.6 百万円 × 83.0% (地方法人特別税税率) = 148.2 百万円 (地方法人特別税減収額)  
 5,759.8 百万円 × 0.8% (付加価値割税率) = 46.1 百万円 (付加価値割減収額)  
 合計 372.8 百万円



※割増償却による所得減収額については、平成29年度から令和4年度までの合計

※償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8による。

※適用件数について、1件の工場で複数（建屋や附属設備等）の割増償却が活用された（される）場合などは一式（1件）として整理。

## 2. 適用実績及び適用見込み

	平成 29年度 実績	平成 30年度 実績	令和 元年度 実績	令和 2年度 見込み	令和 3年度 見込み	令和 4年度 見込み
適用件数（件）	1	5	5	44	77	109
適用額（百万円）	0.04	67.5	100.9	1,889.8	3,824.8	5,759.8
減収額合計（百万円）	0.015	24.7	29.9	591.4	1,197.0	1,802.4

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 （金額）	②投入部門 （金額）	③投入部門 （金額）
29年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (0)	建築・建設補修 (0)
30年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (115)
元年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,527)	建築・建設補修 (115)
2年度	生活関連産業用機械 (9,307)	その他の機械 (19,917)	建築・建設補修 (21,352)
3年度	生活関連産業用機械 (14,239)	その他の機械 (45,529)	建築・建設補修 (42,309)
4年度	生活関連産業用機械 (19,166)	その他の機械 (71,141)	建築・建設補修 (59,267)

将来の適用数及び減収額（令和2年度、令和3年度及び令和4年度の法人税）の算定根拠（計算に用いた数値の出典）について

（令和2年度減収額）

○建物、建物附属設備、構築物

- 1,911.4 百万円（取得額）×0.027（償却率）×13 件=670.9 百万円
- 82 百万円（取得額）×0.033（償却率）×3 件=8.1 百万円
- 75 百万円（取得額）×0.038（償却率）×1 件=2.9 百万円
- 100 百万円（取得額）×0.059（償却率）×2 件=11.8 百万円
- 88.6 百万円（取得額）×0.067（償却率）×10 件=59.4 百万円
- 66.8 百万円（取得額）×0.1（償却率）×3 件=20 百万円
- 45 百万円（取得額）×0.125（償却率）×2 件=11.3 百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 38 年の建物・建物附属設備（工場建屋など 13 件）  
150 百万円+100 百万円+4,980 百万円+4,080 百万円+228 百万円+1,500 百万円+1,500 百万円+6,000 百万円+6,000 百万円+100 百万円+50 百万円+10 百万円+150 百万円=24,848 百万円  
24,848 百万円÷13 件=1,911.4 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 31 年の建物・建物附属設備（倉庫 3 件）  
82 百万円+82 百万円+82 百万円=246 百万円  
246 百万円÷3=82 百万円
- ・耐用年数 27 年の建物・建物附属設備（配送倉庫 1 件）  
75 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 17 年の建物（建屋 2 件）  
100 百万円+100 百万円=200 百万円  
200 百万円÷2 件=100 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 15 年の建物附属設備（電気設備など 10 件）  
200 百万円+110 百万円+200 百万円+150 百万円+22 百万円+4 百万円+50 百万円+50 百万円+50 百万円=886 百万円  
886 百万円÷10 件=88.6 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 10 年の構築物（薬品貯槽など 3 件）  
100 百万円+100 百万円+0.48 百万円=200.5 百万円  
200.5 百万円÷3 件=66.8 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 8 年の建物附属設備（災害報知設備など 2 件）  
50 百万円+40 百万円=90 百万円  
90 百万円÷2 件=45 百万円（1 件当たり取得額）

○機械装置

- 20 百万円（取得額）×0.084（償却率）×2 件=3.4 百万円

- 3,270.8 百万円（取得額）×0.1（償却率）×9 件=2,943.7 百万円
- 1,020.4 百万円（取得額）×0.125（償却率）×5 件=637.8 百万円
- 17.5 百万円（取得額）×0.143（償却率）×2 件=5.0 百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 12 年の機械装置（荷役用機械 2 件）  
20 百万円+20 百万円=40 百万円  
40 百万円÷2 件=20 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 10 年の機械装置（調理加工機械など 9 件）  
5,570 百万円+6,120 百万円+3,060 百万円+3,060 百万円+517 百万円+1,555 百万円+1,555 百万円+4,000 百万円+4,000 百万円=29,437 百万円  
29,437 百万円÷9 件=3,270.8 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 8 年の機械装置（農業用資材製造機械など 5 件）  
3,800 百万円+500 百万円+400 百万円+400 百万円+2 百万円=5,102 百万円  
5,102 百万円÷5 件=1,020.4 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 7 年の機械装置（農業用資材製造機械など 2 件）  
30 百万円+5 百万円=35 百万円  
35 百万円÷2 件=17.5 百万円（1 件当たり取得額）

（令和3年度及び令和4年度減収額）

○建物、建物附属設備、構築物

- 1,950.9 百万円（取得額）×0.027（償却率）×11 件=579.4 百万円
- 82 百万円（取得額）×0.033（償却率）×1 件=2.7 百万円
- 75 百万円（取得額）×0.038（償却率）×1 件=2.9 百万円
- 130 百万円（取得額）×0.059（償却率）×2 件=15.3 百万円
- 116.7 百万円（取得額）×0.067（償却率）×12 件=93.8 百万円
- 93.3 百万円（取得額）×0.1（償却率）×3 件=28 百万円
- 46.7 百万円（取得額）×0.125（償却率）×3 件=17.5 百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 38 年の建物・建物附属設備（工場建屋など 11 件）  
150 百万円+150 百万円+100 百万円+50 百万円+4,080 百万円+4,080 百万円+4,000 百万円+4,000 百万円+700 百万円+150 百万円=21,460 百万円  
21,460 百万円÷11 件=1,950.9 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 31 年の建物・建物附属設備（倉庫 1 件）  
82 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 27 年の建物（配送倉庫 1 件）  
75 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 17 年の建物（建屋 2 件）  
130 百万円+130 百万円=260 百万円



- 260 百万円 ÷ 2 件 = 130 百万円 (1 件当たり取得額)
- ・耐用年数 15 年の建物附属設備 (電気設備など 12 件)
    - 200 百万円 + 200 百万円 + 110 百万円 + 60 百万円 + 200 百万円 + 200 百万円 + 150 百万円 + 40 百万円 + 70 百万円 + 70 百万円 + 50 百万円 + 50 百万円 = 1,400 百万円
    - 1,400 百万円 ÷ 12 件 = 116.7 百万円 (1 件当たり取得額)
  - ・耐用年数 10 年の構築物 (薬品貯槽 3 件)
    - 100 百万円 + 100 百万円 + 80 百万円 = 280 百万円
    - 280 百万円 ÷ 3 件 = 93.3 百万円 (1 件当たり取得額)
  - ・耐用年数 8 年の建物附属設備 (災害報知設備など 3 件)
    - 50 百万円 + 50 百万円 + 40 百万円 = 140 百万円
    - 140 百万円 ÷ 3 件 = 46.7 百万円 (1 件当たり取得額)

## ○機械装置

$$\frac{20 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.084 \text{ (償却率)} \times 2 \text{ 件}}{3,064.5 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.1 \text{ (償却率)} \times 10 \text{ 件}} = 3.4 \text{ 百万円}$$

$$\frac{1,862.5 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.125 \text{ (償却率)} \times 4 \text{ 件}}{11.3 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.143 \text{ (償却率)} \times 4 \text{ 件}} = 931.3 \text{ 百万円}$$

$$\frac{11.3 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.143 \text{ (償却率)} \times 4 \text{ 件}}{11.3 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.143 \text{ (償却率)} \times 4 \text{ 件}} = 6.4 \text{ 百万円}$$

- ・上記の内訳
  - ・耐用年数 12 年の機械装置 (荷役用機械 2 件)
    - 20 百万円 + 20 百万円 = 40 百万円
    - 40 百万円 ÷ 2 件 = 20 百万円 (1 件当たり取得額)
  - ・耐用年数 10 年の機械装置 (農業用資材製造機械など 10 件)
    - 6,120 百万円 + 6,120 百万円 + 3,060 百万円 + 3,060 百万円 + 3,060 百万円 + 3,060 百万円 + 2,000 百万円 + 2,000 百万円 + 2,000 百万円 + 165 百万円 = 30,645 百万円
    - 30,645 百万円 ÷ 10 件 = 3,064.5 百万円 (1 件当たり取得額)
  - ・耐用年数 8 年の機械装置 (農業用資材製造機械など 4 件)
    - 3,500 百万円 + 3,500 百万円 + 400 百万円 + 50 百万円 = 7,450 百万円
    - 7,450 百万円 ÷ 4 件 = 1,862.5 百万円 (1 件当たり取得額)
  - ・耐用年数 7 年の機械装置 (農業用資材製造機械など 4 件)
    - 30 百万円 + 5 百万円 + 5 百万円 + 5 百万円 = 45 百万円
    - 45 百万円 ÷ 4 件 = 11.3 百万円 (1 件当たり取得額)

※1 対象設備及び取得額は、当該税制の活用を検討している事業者からの事前相談やヒアリング等による聞き取り。

※2 いずれについても、償却方法は定額法にて試算。  
償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 8 による。

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2農水03）

（評価実施府省：農林水産省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却 (特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村における産業振興機械等の割増償却）)					
措置内容	平成30年度時点	山村振興法の振興山村として指定された地区のうち特定山村振興計画に記載された地区において、産業振興機械等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の24%（建物等は36%）の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第45条、第68条の27					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H21	過去の政策評価の実績	H22農水22、H24農水03、H26農水07、H28農水09、H30農水05			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	6	46,984	-	6,071
H24	4	24,144	-	3,213
H25	16	90,659	95.1%	11,426
H26	15	229,300	97.5%	28,714
H27	8	57,565	-	6,953
H28	0	-	-	-
H29	0	-	-	-
H30	0	-	-	-

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成29年度）が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 適用数の表を「平成29年度から令和4年度まで」に修正し、表下の適用数の説明事項を併せて修正する。 なお、29年度の適用件数については0件（実績）である。 要因としては、設備投資をした事業者の経営が赤字であったことから税制特例を活用できなかったためである。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 減収額の表を「平成29年度から令和4年度まで」に修正し、表下の減収額の説明事項を併せて修正する。 なお、29年度の減収額については0（実績）である。 要因としては、設備投資をした事業者の経営が赤字であったことから、税制特例を活用できなかったためである。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（産業振興施策促進事項を策定する市町村において、令和3年度以降、84件の投資が生じるものと想定し、133名の新規雇用者が創出されることを目標とする）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。 ② 達成目標（産業振興施策促進事項を策定する市町村において、令和3年度以降、84件の投資が生じるものと想定し、133名の新規雇用者が創出されることを目標とする）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数は0件（平成30年度）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。そのため、僅少であることの原因を分析する必要がある。 ③ 達成目標（産業振興施策促進事項を策定する市町村において、令和3年度以降、84件の投資が生じるものと想定し、133名の新規雇用者が創出されることを目標とする）に対する過去の直接的な効果について、「本制度を活用して、農家レストランや木工会社の製品保管施設など地域資源を活用した製造業及び農産物等販売業の施設整備が行われており、一定の新規雇用を実現している事業者がある等、投資の促進、雇用の創出の両面から、本税制による効果が発現している」と説明されているが、過去の効果（雇用増加数平成30年度22名、令和元年度25名）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 評価書に平成29年度の内容を追記する。 雇用増加数は産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取りにより行った。 ② R元年度までの適用実績が僅少であるのは、産業振興施策促進事項の策定数が累計35と伸び悩んだためであり、今後策定数が増加すれば本特例への認知度も高まり、利用実績も増えていくものと考えている。 ③ 設備投資をした事業者の経営が赤字であったことから、税制特例を活用できなかったが、本特例措置があるために投資を呼び込んでいることも否定できない。また、指標としている投資による雇用増は、本税制以外の政策手段や経済情勢にも左右されるものであり、本税制の直接的な効果のみを分離して検証することは困難である。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明により、僅少であることの原因の分析については、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（産業振興施策促進事項を策定する市町村において、令和3年度以降、84件の投資が生じるものと想定し、133名の新規雇用者が創出されることを目標とする）に
-------------------------	---

<p>対する将来の直接的な効果について、「産業振興施策促進事項の作成予定数が増加し令和4年度には累計217市町村となる見込みであるため、本税制を利用する環境が整えられることから、本税制を活用した振興山村における設備投資が増加し雇用数も増えていくと考えられる」と説明されているが、将来の効果（雇用増加数令和2年度49名、3年度65名及び4年度68名）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p><b>【農林水産省の補足説明】</b></p> <p>① （事後的に直接的な効果を検証する方法）</p> <p>事業者の設備投資については、各種政策手段と組み合わせて実施されることが想定され、本税制のみによる雇用者の増加とは言い切れない。</p> <p>税制の適用は投資と一体で行われるため、現時点において本税制の直接的な効果のみを分離して検証するのは困難である。このため、税制特例措置を受けた場合と受けなかった場合の本税制特例措置の直接的な効果の把握方法を検討する予定である。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 「税制特例措置を受けた場合と受けなかった場合の本税制特例措置の直接的な効果の把握方法を検討する予定である」との説明では、事後検証の方法及びその内容が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却										
2	①: 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税13) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)										
	②: 上記以外の税目	(所得税：外) (国税13) (住民税：外 (自動連動)) (地方税)										
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】										
4	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>振興山村において、市町村が山村振興計画に産業振興を促進する上で必要な事項（産業振興施策促進事項）を関係大臣（農林水産・総務・国土交通）の同意を得て記載した場合、当該計画で定める区域において、個人又は法人（中小企業者：資本金1億円以下）が、機械・装置、建物等・構築物を取得して対象事業（地域資源を活用する製造業・農林水産物等販売業）の用に供したときは、5年間の割増償却（償却限度額：機械・装置 普通償却限度額の24%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の36%）ができる制度。</p> <p>【対象事業種・取得価格要件】</p> <p>○地域資源を活用する製造業</p> <table border="1"> <tr> <td>法人の規模の区分等</td> <td>制度の対象となる取得価格</td> </tr> <tr> <td>個人及び資本金5,000万円以下の法人</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>資本金5,000万円超の1億円以下の法人</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> </table> <p>○農林水産物等販売業</p> <table border="1"> <tr> <td>法人の規模の区分等</td> <td>制度の対象となる取得価格</td> </tr> <tr> <td>個人及び資本金1億円以下の法人</td> <td>500万円以上</td> </tr> </table> <p>《要望の内容》</p> <p>本特例の適用期限を2年延長し、令和5年3月31日とする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27</p>	法人の規模の区分等	制度の対象となる取得価格	個人及び資本金5,000万円以下の法人	500万円以上	資本金5,000万円超の1億円以下の法人	1,000万円以上	法人の規模の区分等	制度の対象となる取得価格	個人及び資本金1億円以下の法人	500万円以上
法人の規模の区分等	制度の対象となる取得価格											
個人及び資本金5,000万円以下の法人	500万円以上											
資本金5,000万円超の1億円以下の法人	1,000万円以上											
法人の規模の区分等	制度の対象となる取得価格											
個人及び資本金1億円以下の法人	500万円以上											
5	担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課										

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和2年9月 分析対象期間：平成29年度から令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成21年度：創設 平成23年度：対象事業からソフトウェア業を除外し、適用期間を2年延長 平成25年度：適用期間を2年延長 平成27年度：適用期間を2年延長 対象業種を製造業、旅館業から地域資源を活用する製造業、農林水産物等販売業に見直し 平成29年度：適用期間を2年延長 平成31年度：適用期間を2年延長
8	適用又は延長期間	2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）第3条第3号</p> <p>（略）観光の開発、地域の特性を生かした農林産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成（略）を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する。</p> <p>第13条</p> <p>国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百二十六号）の定めるところにより、山村の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成30年11月27日改訂）</p> <p>Ⅱ 基本的考え方</p> <p>森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。</p> <p>Ⅲ 政策の展開方向</p> <p>7. 人口減少社会における農山漁村の活性化</p> <p>高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。（略）地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する（略）。</p> <p>また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の</p>

		<p>活性化が図られる。                  (略)とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)                  第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策                  (1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保                  ① 中山間地域等の特色を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進                  (略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。                  ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保                  ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進                  農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。                  また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。                  オ 農村への農業関連産業の導入等                  (略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある産品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。                  ③ 地域経済循環の拡大                  イ 農畜産物や加工品の地域内消費                  農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》                  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》                  3 農村の振興</p> <p>《政策分野》                  ⑬地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p>

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  租税特別措置を講じることにより、産業振興施策促進事項を策定する市町村において、令和3年度以降、84件の投資が生じるものと想定し、令和4年度末までの2年間で133名の新規雇用者が創出されることを目標とする。これにより、振興山村地域でのコミュニティの活性化を図る。</p> <p>(目標とする新規雇用者数の算定根拠)                  i 令和2年3月までに産業振興施策促進事項を策定した35市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は154人、投資見込件数は97件である。                  ※ 農林水産省農村振興局地域振興課調べ。                  ii 振興山村における投資1件当たりの新規雇用数は、  <math>154 \text{ (新規雇用数計: 人)} \div 97 \text{ (投資数: 件)} = 1.6 \text{ 人/件}</math>となる。                  iii 産業振興施策促進事項を策定する予定の市町村数は、令和2年度には累計154市町村、令和3年度には累計205市町村、令和4年度は累計で217市町村が見込まれる。(10①の下側の表参照) (農林水産省農村振興局地域振興課調べ)                  iv 産業振興施策促進事項の新規策定・更新を行った市町村において計画期間(5年間)で1件の投資が行われるとして、当概年度の投資予定を産業振興施策促進事項策定市町村の累計の20%(計画期間5年間で平準化した)と見込むと、                  令和3年度: 投資件数: <math>205 \times 0.2 = 41</math>件                  雇用増: <math>41 \text{ 件} \times 1.6 \text{ 人/件} = 65</math>人                  令和4年度: 投資件数 <math>217 \times 0.2 = 43</math>件                  雇用増: <math>43 \times 1.6 \text{ 人/件} = 68</math>人                  となり、2年間で投資件数は84件、新規雇用数は133人が見込まれる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  (測定指標): 振興山村市町村における本特例措置を起因とした個人、中小企業者の新規雇用者数</p> <p>(達成目標実施による寄与)                  i 経済波及効果の発現                  地域資源を活用した産業への投資が促進されることにより、税制特例措置の対象となる個人、中小企業者において新たな雇用が創出されるほか、原料を供給する地域内の農家等の販売機会の増加をもたらし、販売単価の上昇等の効果が期待される。                  ii 定住人口の増加                  振興山村地域内に新たな雇用が生み出されることにより、人口の流出を防ぐとともに、就職に伴い都市部から移住者の増加が期待される。                  iii 地域コミュニティの活性化                  地域資源を活用した経済活動が成り立ち、自立した地域経</p>
--	---------------------------	--



10	有効性等	① 適用数	済が実現することで、地域を再評価する機運が醸成され、地域コミュニティの活性化に寄与するものと考えられる。							
			平成29年度から今般要望する延長要望期限である令和4年度(見込)までの適用数は以下のとおりである。							
			平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)		
適用数			0	0	1	9	12	13		
※1 適用件数については、法人税、法人住民税及び法人事業税において、同一件数となる。 ※2 平成29年度～30年度の適用件数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回及び第201回国会報告)の適用数を参照。 ※3 令和元年度の適用件数は、産業振興施策促進事項を作成した市町村からの聞き取りにより把握した実績値。 ※4 令和2年度～4年度の適用件数は、産業振興施策促進事項の作成見込み市町村数から推計。(推計の考え方参照)										
令和元年度までの適用実績が累計1件と低調となっているのは、本税制の活用を予定して設備投資を行った事例はあったが、事業者の経営が赤字計上であったことから課税対象とならなかったこと、及び本税制を利用する前提となっている産業振興施策促進事項の策定数が35市町村と少なく(下表参照)、制度の普及が十分でなかったこと等が考えられる。										
<b>(推計の考え方)</b> 令和2年度以降に産業振興施策促進事項を新規策定・更新を行う市町村において、計画期間(5年間)で1件の投資が行われるとして、その事業者の約30%が税制特例措置を利用すると仮定し適用件数の見込みを算出している(下表参照)。										
○ 振興山村における産業振興施策促進事項の策定予定及び租税特別措置適用件数										
		(適用年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
(投資年度)	平成27年度		1	1	1	1	1	-	-	-
	平成28年度			4	4	4	4	4	-	-
	平成29年度				8	8	8	8	8	-
	平成30年度					12	12	12	12	12
	令和元年度						10	10	10	10
	令和2年度							120	120	120
	令和3年度								55	55
	令和4年度									20
	累計策定		1	5	13	25	35	154	205	217
	投資件数		0	1	3	5	7	31	41	43
	適用件数	(実績)	0	0	0	0	1	9	12	13
※ 農林水産省農村振興局地域振興課調べ										

②: 適用額	単位: 百万円						
	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	
適用額	-	-	0.1	1.8	2.4	2.6	
※1 平成29年度～30年度の法人税の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回及び第201回国会報告)の適用額を参照。 ※2 令和元年度の適用額は、産業振興施策促進事項を作成した市町村からの聞き取り(市町村が発行した確認書の発行実績)により把握した実績値。 ※3 令和2年度～4年度の適用額は、産業振興施策促進事項の作成済み市町村の状況及び作成予定数から推計。(推計の考え方参照)							
<b>【平成29年度～30年度】(実績) 上記※1参照</b> 適用額がないことから減収額なし。							
<b>【令和元年度】(実績) 上記※2参照</b> $574.2 \text{ 万円 (投資額)} \div 17 \text{ 年 (耐用年数)} \times 36\% \text{ (割増償却率)} = 12.2 \text{ 万円}$ 取得した建物の種別: 木工品の保管倉庫一式 耐用年数17年: 減価償却資産の耐用年数に関する省令別表より							
<b>【令和2年度～4年度】(見込) 上記※3参照</b> (推計の考え方) 令和2年度～4年度の各年度の適用額は、令和元年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの35市町村に記載された目標投資額(法人と個人の区別していない)より、投資1件当たりの適用額を19.7万円と推定し、前掲の適用件数を乗じて、以下のとおり算出した。 注: 投資1件当たりの適用額の算定根拠は、別紙を参照							
令和2年度 9件 × 19.7万円/件 = 177万円 令和3年度 12件 × 19.7万円/件 = 236万円 令和4年度 13件 × 19.7万円/件 = 256万円							
③: 減収額							
	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	
法人税(百万円)	-	-	0.1	0.8	1.1	1.2	
法人住民税(千円)	-	-	4	57	76	83	
法人事業税(千円)計	-	-	1.4	40	52	56	
事業税	-	-	1	29	38	41	
地方法人特別税	-	-	0.4	-	-	-	
特別法人事業税	-	-	-	11	14	15	
※1 平成29年度～30年度の法人税の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回及び第201回国会報告)の減収額を参照。また、法人住民税及び法人事業税の金							



額は法人税の金額に一定係数を乗じ推計。

※2 令和元年度の適用額は、  
法人税：産業振興施策促進事項を作成した市町村からの聞き取り（市町村が発行した確認書の発行実績）により把握した実績値。  
法人住民税及び法人事業税  
：把握した実績値を元に一定係数を乗じ推計。

※3 令和2年度～4年度の適用額は、  
法人税：産業振興施策促進事項の作成済み市町村の状況及び作成予定数から推計。（推計の考え方参照）  
法人住民税及び法人事業税  
：推計した法人税額を元に一定係数を乗じ推計。

《法人税》  
【平成29年度～30年度】（実績）上記※1参照  
適用数がないことから適用額なし。

【令和元年度】（実績）上記※2参照  
574.2万円（投資額）÷17年（耐用年数）×36%（割増償却率）  
×23.2%（法人税率）=3.0万円

【令和2年度～4年度】（見込）上記※3参照  
（推計の考え方）  
令和2年度～4年度の各年度の減収額は、令和元年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの35市町村に記載された目標投資額より、投資1件当たりの減収額を9.1万円と推定し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて、以下のとおり算出した。  
注：投資1件当たりの減収額の算定根拠は、別紙を参照  
（対象物当たりの投資額/法定耐用年数×割増償却率×法人税率=9.1万円）

令和2年度 9件 × 9.1万円/件 = 81.9万円  
令和3年度 12件 × 9.1万円/件 = 109.2万円  
令和4年度 13件 × 9.1万円/件 = 118.3万円

《法人住民税、法人事業税》  
○算出方法（令和元年9月30日以前開始の事業年度）  
[法人住民税]  
=減収額×住民税率12.9%（都道府県民税+市町村民税）  
[法人事業税]  
事業税=減収額×法人事業税率（3.4%）  
地方法人特別税=事業税×地方法人特別税の税率（43.2%）

○算出方法（令和元年10月1日以降開始の事業年度）  
[法人住民税]  
=減収額×住民税率7.0%（都道府県民税+市町村民税）

[法人事業税]  
事業税=減収額×法人事業税率（3.5%）  
特別法人事業税=法人事業税×特別法人事業税の税率（37.0%）

【平成29年度～30年度】（実績）上記※1参照  
適用額がないことから減収額なし。

【令和元年度】（実績）（1件）  
[法人住民税]30（千円）×12.9%=4（千円）  
[法人事業税]  
設備投資額：5,742（千円）  
事業税：30千円×3.4%=1（千円）  
地方法人特別税=1（千円）×43.2%=0.4（千円）

【令和2年度】（見込）（9件）  
[法人住民税]819（千円）×7.0%=57（千円）  
[法人事業税]  
事業税：819（千円）×3.5%=29（千円）  
特別法人事業税=29（千円）×37.0%=11（千円）

【令和3年度】（見込）（12件）  
[法人住民税]1,092（千円）×7.0%=76（千円）  
[法人事業税]  
事業税：1,092（千円）×3.5%=38（千円）  
特別法人事業税=38（千円）×37.0%=14（千円）

【令和4年度】（見込）（13件）  
[法人住民税]1,183（千円）×7.0%=83（千円）  
[法人事業税]  
事業税：1,183（千円）×3.5%=41（千円）  
特別法人事業税=41（千円）×37.0%=15（千円）

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  
[達成目標の実現状況]  
（分析対象期間：平成29年度～令和4年度）

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)
雇用増加数	30	22	25	49	65	68

※ 本税制の活用を予定し新規投資を行い、新規雇用を行ったものの赤字計上等により課税対象とならず本税制を活用できなかった事例を含む。

【平成29年度】  
平成29年度の新規雇用者数は、産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取り調査により、岩手県久慈市の木材加工機械等で平成29年度に16名、鳥取県八頭町の農家レストランで13名、熊本県八代市の米乾燥調製施設で1名の新規雇用があった。

	<p>【令和元年度】</p> <p>令和元年度の新規雇用者数は、産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取り調査により、鳥取県八頭町の農家レストランで平成30年度に22名、令和元年度に22名の新規雇用を、また、岡山県西粟倉村の木工会社で令和元年度に3名の新規雇用を確認したところであり、計25名とした。令和2年度の新規雇用者数の調査については、コロナ禍の影響を考慮しつつ、今後実施する予定である。</p> <p>前回評価時の令和元年度、令和2年度の目標（各年度の新規雇用者数55名・43名）に対して、令和元年度は目標を下回っている。</p> <p>【令和2年度】（見込み）</p> <p>産業振興施策促進事項の作成予定数から推計（推計方法は令和3～4年度と同じ）。</p> <p>令和2年度終了後に産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取り調査を行い確定する。</p> <p>【令和3～4年度】（見込み）</p> <p>産業振興施策促進事項の作成予定数から推計。</p> <p>（目標とする新規雇用者数の算定根拠）</p> <p>i 令和2年3月までに産業振興施策促進事項を策定した35市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用者は154人、投資件数は97件である。</p> <p>ii これから、振興山村での投資1件当たりの新規雇用者は、下式より1.6人/件となる。</p> $(式) 154(新規雇用数計：人) \div 97(投資数：件) \approx 1.6 \text{ 人/件}$ <p>iii 令和2年度以降に産業振興施策促進事項を作成する予定の市町村数は、10-①の表に示すとおりであり、そこから推測される投資予定件数は、令和3年度が41件、令和4年度が43件である（農林水産省農村振興局地域振興課調べ）。</p> <p>iv これにより期待される、新規雇用者数は以下のとおり</p> <p>令和3年度：41件×1.6人/件＝65人 令和4年度：43件×1.6人/件＝68人</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本制度を活用して、農家レストランや木工会社の製品保管施設など地域資源を活用した製造業及び農産物等販売業の施設整備が行われており、一定の新規雇用を実現している事業者がある等、投資の促進、雇用の創出の両面から、本税制による効果が発現している。</p> <p>なお、令和元年度に当初の目標に達することが出来なかったのは、当初の予定より産業振興施策促進事項の作成が伸びなかった</p>
--	---

	<p>ためと考えられる。その後、市町村を対象に制度の説明会を実施するなどを行った結果、今後令和2年度以降は、10-①の表で示したように、産業振興施策促進事項の作成予定数が増加し令和4年度には累計217市町村となる見込みであるため、本税制を利用する環境が整えられることから、本税制を活用した振興山村における設備投資が増加し雇用数も増えていくと考えられる。</p> <p>〔租税特別措置等が延長されなかった場合の影響〕（分析対象期間：令和3年度～令和4年度）</p> <p>近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となるのが確実である。</p> <p>また、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体は、財政力指数が0.3未満である自治体が約9割（当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ）となっており単独で施策を講じることが難しい状態にある。振興山村は各地に散在し全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが重要である。</p> <p>以上を踏まえ、施策として人口減少が進む振興山村地域において、地域内外の民間事業者が事業拡大できるように支援し雇用を創出するものである。</p> <p>本税制の利用にあたっては、市町村において産業振興施策促進事項を作成する必要があるが、初期には市町村の事務負担等の影響から作成が遅れてきたが、令和元年～2年度にかけて市町村を対象とした説明等を丁寧に行い、制度の理解と普及に努めた結果、令和2年度以降の作成意向が大きく増えているところである。</p> <p>このように市町村において、制度の利用環境の整備が進められつつある状況であり、引き続き本税制の特別措置を2年間延長することが必要である。</p> <p>本特例措置は、人口減少が進む振興山村地域において、零細な地元企業が行う設備投資を対象とするため、適用数が大きな数字とはならないものの必要不可欠な制度であり、仮に制度が廃止されれば、地域内の個人、中小企業者の設備投資等の減速により、地域コミュニティの衰退、山村の機能の喪失にもつながる。</p> <p>⑤： 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制特例措置は、振興山村における個人、中小企業者に設備投資のインセンティブを与えるものであり、設備投資に伴う雇用増等による経済波及効果が期待される。</p> <p>11 相当性</p> <p>①： 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、振興山村地域で幅広く利用されている資源を活用する事業（地域資源を活用した製造業、農林水産物等販売業）を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる意欲のある法人又は個人に限定して適用されるものであり、不特定多数への無秩序な支援ではない。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>i 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や</p>
--	---

産業振興施策促進事項に記載された投資額等より推計した減収額一覽(R2)

		<p>地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと</p> <p>ii 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど心理面で負担感が強いこと</p> <p>以上の理由から、本特例の方が国・事業者の双方にとって負担の少ない適切な措置である。</p> <p>本税制特例措置が延長されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者へのインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少に有効な雇用確保が困難となる場合も生じると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、特例措置の延長により、地域内で事業を行う者による経済活動を促すことが必要である。</p>
②: 他	<p>の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>「山村活性化支援交付金」は、</p> <p>i 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成</p> <p>ii 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に取り組み</p> <p>を行う市町村を支援するもの。</p> <p>一方、本税制特例措置は、個々の事業者が振興山村において設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このように、両者は、山村活性化支援交付金により組織作りや人材育成等といった地域振興の基礎的要件の確立を支援し、その中から実際に農林水産物等の販売を行う動きが生じた際の設備投資を本税制特例で支援するといった補完関係にある。</p>
③: 地方公共	<p>団体が協力する相当性</p>	<p>山村地域の振興に資する措置であり、当該山村地域が属する地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12: 有識者の見解		—
13: 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月（農水 05）

対象地域	対象事業	対象物	対象物当たりの投資額	投資当たりの投資額	法定耐用年数	割増償却率	普通償却額	割増償却額(適用額)	法人税率	1対象物当たり減収額	1投資当たり減収額
鳥取県八頭町	農家レストラン	機械	18,000万円	67,000万円	10年	24.0%	1,800万円	4,650万円	23.2%	108	204
		建物	48,000万円		41年	36.0%	1,171万円	4,171万円	23.2%	98	
		機械	8,000万円	8,000万円	10年	24.0%	800万円	102万円	23.2%	45	45
愛知県豊田市	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		機械	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	3	3
		建物	500万円	1,800万円	31年	36.0%	63万円	15万円	23.2%	3	7
		機械	1,300万円		8年	24.0%	42万円	15万円	23.2%	4	
		建物	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	0	3
		機械	500万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	2	2
愛知県岡崎市	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		機械	0万円	500万円	10年	24.0%	29万円	7万円	23.2%	2	2
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		機械	0万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
熊本県小国町	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		機械	0万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		機械	0万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
熊本県阿蘇市	地域資源を活用した製造業	建物	3,000万円	3,000万円	31年	36.0%	300万円	72万円	23.2%	17	17
		機械	0万円	3,000万円	10年	24.0%	500万円	120万円	23.2%	28	28
		建物	0万円	3,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	21
		機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
		建物	0万円	3,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	21
		機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
		建物	0万円	3,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	21
岩手県久慈市	地域資源を活用した製造業	建物	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
		機械	0万円	3,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	13
		建物	0万円	3,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	13
		機械	0万円	3,000万円	10年	24.0%	150万円	54万円	23.2%	13	13
		建物	0万円	3,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	42
		機械	11,000万円	11,000万円	10年	24.0%	500万円	120万円	23.2%	42	42
		建物	0万円	5,000万円	10年	24.0%	500万円	120万円	23.2%	28	28
熊本県八代市	地域資源を活用した製造業	建物	0万円	4,800万円	31年	36.0%	480万円	115万円	23.2%	27	27
		機械	4,800万円	4,800万円	10年	24.0%	480万円	115万円	23.2%	27	27
		建物	0万円	1,200万円	10年	24.0%	20万円	20万円	23.2%	7	7
		機械	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		機械	600万円	600万円	10年	24.0%	19万円	7万円	23.2%	2	2
		建物	0万円	600万円	31年	36.0%	19万円	7万円	23.2%	2	2
宮城県丸森町	地域資源を活用した製造業	建物	600万円	600万円	10年	24.0%	19万円	7万円	23.2%	0	3
		機械	0万円	600万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		建物	0万円	600万円	31年	36.0%	19万円	7万円	23.2%	2	2
		機械	600万円	600万円	10年	24.0%	19万円	7万円	23.2%	0	2
		建物	0万円	600万円	31年	36.0%	19万円	7万円	23.2%	2	2
		機械	600万円	600万円	10年	24.0%	19万円	7万円	23.2%	0	2
		建物	0万円	600万円	31年	36.0%	19万円	7万円	23.2%	2	2
宮城県丸森町	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		機械	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		建物	0万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
熊本県五木村	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		機械	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		建物	0万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
熊本県あさぎり町	地域資源を活用した製造業	建物	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		機械	0万円	2,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	11
		建物	0万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14
		建物	0万円	2,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	14
		機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14
		建物	0万円	2,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	14
岡山県西粟倉村	地域資源を活用した製造業	建物	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		機械	0万円	2,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	11
		建物	0万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14
		建物	0万円	2,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	14
		機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14
		建物	0万円	2,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	14
三重県いなべ市	地域資源を活用した製造業	建物	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		機械	0万円	2,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	11
		建物	0万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14
		建物	0万円	2,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	14
		機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14
		建物	0万円	2,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	14
宮崎県美郷町	地域資源を活用した製造業	建物	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		機械	0万円	2,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	11
		建物	0万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14
		建物	0万円	2,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	14
		機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14
		建物	0万円	2,000万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	14
秋田県藤里町	地域資源を活用した製造業	建物	800万円	800万円	8年	24.0%	125万円	30万円	23.2%	7	7
		機械	0万円	800万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	6
		建物	0万円	800万円	8年	24.0%	125万円	30万円	23.2%	7	7
		機械	800万円	800万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	800万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
青森県深浦町	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		機械	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		建物	0万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
長野県上水内郡	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		機械	0万円	500万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	3
		建物	0万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円	500万円	31年						



(2) 適用見込み

- ① 対象者数：山村振興計画に記載する産業振興施策促進事項策定予定市町村数より
- ・令和2年度：119市町村
  - ・令和3年度：51市町村
  - ・令和4年度：12市町村
- ② 適用件数：令和2～4年度に産業振興施策促進事項を策定する市町村において、少なくとも1件の投資があるとし、令和2年度以降は、1年間に累計策定市町村（更新を含む）のうち、約20%が投資を行い、その事業者の約30%が税制特例措置を利用すると仮定した。さらに、割増償却を5年間適用するものとして、下表のとおり適用件数を整理した。

	(適用年度) H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
(投資年度) H27	1	1	1	1	1			
H28		4	4	4	4	4		
H29			8	8	8	8	8	
H30				12	12	12	12	12
R元					10	10	10	10
R2						120	120	120
R3							55	55
R4								20
累計策定数	1	5	13	25	35	154	205	217
投資件数	0	1	3	5	7	31	41	43
適用件数	(実績) (11/35)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
	0	0	1	0	1	9	12	13

- ③ 減収額：産業振興施策促進事項に記載された目標投資額より1投資毎に割増償却額に法人税率を乗じて減収額を算出し、全投資の減収額の平均値9.1万円を求め、この値を各年度の適用件数に乗じて各年度の減収額を算出した。

令和2年度減収額  $\frac{9 \text{ 件}}{\text{(適用件数)}} \times 91 \text{ 千円/件} = 819 \text{ 千円}$

令和3年度減収額  $\frac{12 \text{ 件}}{\text{(適用件数)}} \times 91 \text{ 千円/件} = 1,092 \text{ 千円}$

令和4年度減収額  $\frac{13 \text{ 件}}{\text{(適用件数)}} \times 91 \text{ 千円/件} = 1,183 \text{ 千円}$

經濟産業省





番号	制度名
経済産業省	
経産01	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の延長・見直し
経産02	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置
経産03	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
経産04	中小企業者等の法人税率の特例の延長
経産05	所得拡大促進税制の見直し及び延長
経産06	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長
経産07	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
経産08	技術研究組合の所得の計算の特例の延長
経産09	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長
経産10	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
経産11	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長
経産12	中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設
経産13	（一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長

<令和3年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R2経産01)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の延長・見直し (給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除))				
措置内容	平成30年度時点	<p>(1) 国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、①から③までの要件の全てを満たすときは、給与等支給増加額の15%(④の要件を満たすときは20%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額を超えること                  ② 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の103%以上であること                  ③ 国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であること                  ④ 教育訓練費の額が前2年の教育訓練費の額の年平均額の120%以上であること</p> <p>(2) 中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、①及び②の要件を満たすときは、その中小企業者等の給与等支給増加額の15%(③及び④の要件を満たすときは25%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額を超えること                  ② 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の101.5%以上であること                  ③ 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の102.5%以上であること                  ④ 次のいずれかの要件を満たすこと                  イ 教育訓練費の額が前1年の教育訓練費の額の110%以上であること                  ロ 経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたこと</p>			
	令和元年度税制改正以後	従前どおり			
	令和2年度税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等以外の法人が給与等の引上げ及び設備投資を行った場合に係る措置の適用要件のうち国内設備投資額に係る要件における当期償却費総額に乗ずる割合を、95%(改正前:90%)に引上げ</li> <li>・ 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直しの見直しに伴い、雇用者給与等支給増加重複控除額を見直し</li> </ul>			
政策目的	世界・日本経済の状況や企業の経営環境がコロナ禍以前の水準に回復していくまでの数年の間、まずは、企業における雇用の維持及び事業の継続のために必要な人材の確保等を下支えしつつ、「新たな日常」への適応のための事業の変革に向けた外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった多様な人材投資を図っていくこと。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人事業税	所得税		
関係条項	租税特別措置法第42条の12の5、第68条の15の6、地方税法附則第9条				
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。				
創設年度	H25	過去の政策評価の実績	H25経産50、51、H28経産10、H29経産03	区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	/			
H24				
H25	10,874	42,001,405	16.7%	2,290,168
H26	78,261	247,788,961	14.6%	13,661,444
H27	90,594	277,407,538	10.2%	14,383,201
H28	99,134	318,412,523	11.0%	16,821,108
H29	120,977	384,881,109	8.7%	23,412,091
H30	131,201	352,528,277	7.9%	25,516,160

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の延長・見直し		
税目	法人税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（令和4年度における、①給与所得者の平均給与額と②従業員1人当たりの教育訓練費が、それぞれコロナ前の令和元年度の水準と比較して増加していること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の実現）から新たな達成目標（令和4年度における、①給与所得者の平均給与額と②従業員1人当たりの教育訓練費が、それぞれコロナ前の令和元年度の水準と比較して増加していること）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和4年度における、①給与所得者の平均給与額と②従業員1人当たりの教育訓練費が、それぞれコロナ前の令和元年度の水準と比較して増加していること）は、平均金額や1人当たりの費用という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p><b>【経済産業省の補足説明】</b></p> <p>①・③ 制度の見直しを踏まえ、達成目標を以下の通り改めたい。</p> <p>⇒達成目標①：一般労働者（常用労働者（期間を定めずに雇われている者又は1か月以上の期間を定めて雇われている者）のうち、パートタイム労働者（1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数がその事業所の一般の労働者より短い者）以外の労働者をいう。）における入職率（常用労働者数に対する入職者数の割合）が、2019年度の11.9%より上回ること。（※各用語の定義は厚生労働省「雇用動向調査」に基づく）</p> <p>⇒達成目標②：大企業（従業員300人以上）における常用労働者（期間を定めずに雇われている者又は1か月以上の期間を定めて雇われている者）1人当たりの1か月あたりの教育訓練投資額が、2019年度の2.0万円より上回ること。</p> <p>② 本税制の改正の目的は、コロナ禍における経済情勢の落ち込みや経営環境の悪化の中で、企業の事業変革に向けた取り組みを下支えしていくことにある。公的統計に準拠する形で外部人材の獲得強化や社内人材の育成強化に係る政策目標を設定するためには、外部人材の育成強化について「入職率」を、社内人材の育成強化について「教育訓練費」を設定することが考えられるところ、実際に、各エコノミクスレポート等を参照すると、雇用の流動性（R I E T I「雇用の流動性は企業業績を高めるのか」）や、教育訓練投資（R I E T I「企業の教育訓練投資と生産性」）と企業の生産性等の相関を分析する際に同様の指標を用いているものが複数あり、よって、これらの設定は適切である。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標①及び②を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、租税透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p><b>【経済産業省の補足説明】</b></p> <p>①・② 本税制は資本金1億円超の大企業を対象とした税制であることから、平成29年度及び30年度の適用件数については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている件数のうち、資本金階級が1億円超法人（「3億円以下」「5億円以下」「10億円以下」「100億円以下」「100億円超」）の合計の件数を記載している。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 点検項目(3)②の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 将来の適用数（令和3年度及び4年度）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和2年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p><b>【経済産業省の補足説明】</b></p> <p>① 現在改正要件の検討につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p> <p>② 本税制を活用できる法人は、資本金1億円超の利益計上法人。令和2年度の適用数については、令和2年度における税制要件（継続雇用者給与等支給額が対前年度比3%増かつ国内設備投資額が減価償却費の95%以上）を達成できる企業割合の推測が困難なことから、資本金1億円超の利益計上法人数の推移に合わせて当税制の適用件数も推移すると仮定。国税庁「会社標準調査」においては、平成30年度の情報が最新であることから、令和元年度については過去2年度（平成29年度及び30年度）の対前年度増減率の平均値（▲3.0%）を用いて算出、令和2年度については、リーマンショック時の平成20年度と過去2年度（平成30年度及び令和元年度）の対前年度増減率の平均値（▲13.6%）を用いて算出。これらにより算出した資本金1億円超の利益計上法人数の増減推移に合わせ、平成30年度の適用件数2,843件から令和2年度の適用件数を2,383件（令和元年度＝2,843件×▲3.0%、令和2年度＝令和元年度×▲13.6%）と予測。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 過去の減収額（法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成29年度及び30年度の法人税）について、租税透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p><b>【経済産業省の補足説明】</b></p> <p>① 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づくと、本税制の適用総額は約3兆9,895億円である。</p> <p>② 本税制は資本金1億円超の大企業を対象とした税制であることから、平成29年度及び30年度の適用額については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告</p>

<p>書」に記載されている適用額のうち、資本金階級が1億円超法人（「3億円以下」「5億円以下」「10億円以下」「100億円以下」「100億円超」）の合計の適用額を記載している。</p> <p>③ 同上</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和元年度の減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人事業税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和3年度及び4年度の法人税）が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和2年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 現在改正要件の検討につき、将来の減収額等については、予測が困難である。</p> <p>③ 令和2年度の適用件数を2,383件と推計（算定根拠は他項目参照）(a)。国税庁「民間給与実態統計調査」及び国税庁「会社標準調査」から、令和元年度及び令和2年度の資本金1億円以上法人の1社あたりの平均年間給与額を約43.3億円、約49.4億円と推計、これらにより令和2年度の対前年度増加額を6.0億円 (b)。法人税キャップに当たる企業の税額控除額は、課税所得に法人税率を乗じた額の20%となることから、資本金1億円超法人の1社あたりの平均課税所得を推計した上で、そこに法人税率と20%を乗じて、令和2年度の法人税キャップに当たる企業の税額控除額を1.7億円と推計(c)。また、経済産業省が実施したアンケート調査に基づいて、本税制の利用企業の上乗せ要件の利用率及び法人税キャップに該当する企業割合を推計(d)。これらにより、(a) (d)を用いて通常要件及び上乗せ要件の利用企業数。法人税キャップに当たる企業数をそれぞれ推計。通常要件及び上乗せ要件の利用企業数に(b)と税額控除率(15%・20%)を乗じることにより、また法人税キャップに該当する企業数に(c)を乗じることにより、令和2年度の減収額を推計。</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「令和元年度及び令和2年度の資本金1億円以上法人の1社あたりの平均年間給与額を約43.3億円、約49.4億円と推計」、「資本金1億円超法人の1社あたりの平均課税所得を推計した上で、そこに法人税率と20%を乗じて、令和2年度の法人税キャップに当たる企業の税額控除額を1.7億円と推計」、「経済産業省が実施したアンケート調査に基づいて、本税制の利用企業の上乗せ要件の利用率及び法人税キャップに該当する企業割合を推計」、及び「法人税キャップに当たる企業数をそれぞれ推計。通常要件及び上乗せ要件の利用企業数に(b)と税額控除率(15%・20%)を乗じることにより、また法人税キャップに該当する企業数に(c)を乗じることにより、令和2年度の減収額を推計」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現）のうち、「消費拡大」及び「景気的好循環の実現」に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現）のうち、「個人の所得水準の改善」に対する過去の効果について、「平成25</p>
--

<p>年度の所得拡大促進税制の創設以降、2%程度の高水準の賃上げを達成しており、これまで堅調に推移している」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 内閣府「GDP統計」を基に、家計最終消費支出について2013年度の所得拡大促進税制創設（2018年度に現行制度へと改組）以後の推移を見ると、年度によって微増減あるもののこれまで堅調に拡大傾向にあり2019年度までの7年間の平均成長率は0.14%となっている。また併せて、国内総生産の同期間の推移を見ると、平均成長率は0.94%となっており、これらにより「消費拡大」及び「景気的好循環の実現」の双方に対して当税制が一定の効果をもたらしたものと推測される。</p> <p>② 政府による賃金・所得拡大関連施策は、所得拡大促進税制（賃上げ・生産性向上のための税制）、最低賃金引上げ、保育士の処遇改善、介護職員の処遇改善、公共工事設計労務費単価の引上げの概ね5つ（内閣府「経済財政分析ディスカッションペーパー〜アベノミクスにおける賃金・所得関連施策の効果試算〜」参照）。このうち、大企業向けの賃上げ支援施策は本税制のみであることを踏まえ、本税制に一定の賃上げ促進効果があつたものと考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、所期の達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現）のうち、「消費拡大」及び「景気的好循環の実現」に対する過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和4年度における、①給与所得者の平均給与額と②従業員1人当たりの教育訓練費が、それぞれコロナ前の令和元年度の水準と比較して増加していること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成目標ごとの将来効果予測は、以下の通り。</p> <p>⇒達成目標①：一般労働者（常用労働者（期間を定めずに雇われている者又は1か月以上の期間を定めて雇われている者）のうち、パートタイム労働者（1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数がその事業所の一般の労働者より短い者）以外の労働者をいう。）における入職率（常用労働者数に対する入職者数の割合）が、2019年度の11.9%より上回ること。（※各用語の定義は厚生労働省「雇用動向調査」に基づく）</p> <p>⇒将来効果予測：経済産業省が実施したアンケート調査に基づく、令和元年度から令和2年度にかけて、新卒採用者数又は中途採用者数を増やすと回答した企業が36.2%、維持すると回答した企業が27.1%であり、令和2年度の入職率は令和元年度を上回ることが見込まれているところ、新型コロナウイルスによる経済ショックは今年度が底であると仮定すると、令和3年度及び4年度において増加・維持とする企業の割合は概ね維持されるものと想定。その一方で、E S Pフォーキャストの今後の日本の実質GDP予測によれば、日本の実質GDP成長率は令和3年度以降プラスに転じるが令和4年度になっても令和元年度の水準には戻らないと予測されており、こうした点を踏まえると、増やす又は維持すると回答した企業のうち一定割合は業績悪化の長期化を踏まえてを縮減することも想定されるが、本税制によるインセンティブ要因により、外部人材の採用を減らす又は維持するとしている企業においても増やすに転じる企業が一定割合存在すると考えられる。したがって結論として、令和3年度及び4年度には当該達成目標は実現されるものと考えられる。</p> <p>⇒達成目標②：大企業（従業員300人以上）における常用労働者（期間を定めずに雇</p>
--

われている者又は1か月以上の期間を定めて雇われている者) 1人当たりの1か月あたりの教育訓練投資額が、2019年度の2.0万円より上回ること。

⇒将来効果予測: 経済産業省が実施したアンケート調査に基づくと、令和元年度から令和2年度にかけて、1人当たりの教育訓練投資を増やすと回答した企業が38.9%、維持すると回答した企業が45.6%であり、令和2年度の教育訓練投資は令和元年度を上回ることが見込まれているところ、新型コロナウイルスによる経済ショックは今年度が底であると仮定すると、令和3年度及び4年度において増加・維持とする企業の割合は概ね維持されるものと想定。その一方で、E S Pフォーキャストの今後の日本の実質GDP予測によれば、日本の実質GDP成長率は令和3年度以降プラスに転じるが令和4年度になっても令和元年度の水準には戻らないと予測されており、こうした点を踏まえると、増やす又は維持すると回答した企業のうち一定割合は業績悪化の長期化を踏まえて教育訓練投資を縮減することも想定されるが、本税制によるインセンティブ要因により、教育訓練投資を減らす又は維持するとしている企業においても増やすに転じる企業が一定割合存在すると考えられる。したがって結論として、令和3年度及び4年度には当該達成目標は実現されるものと考えられる。

**【点検結果】**

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標①及び②に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の延長・見直し
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外、法人事業税:義)(国税3・地方税13)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>青色申告書を提出する事業者が平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額が前事業年度比で 3%以上増加かつ国内設備投資額が償却費総額の 9.5 割以上であるとき、給与等総額の前事業年度からの増加額の 15%を税額控除とする。また、上乗せ要件として、教育訓練費が過去 2 事業年度平均比で 20%以上増加するとき、控除率を 5%上乗せして、給与等総額の前事業年度からの増加額の 20%を税額控除とする。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明感が高まるとともに、産業構造は大きく変化。産業構造の変化を見据えた企業の事業の変革に向けては、技術やビジネスにおけるイノベーションに資する人材の活用・育成が不可欠。一方で、リーマンショック後には、数年にわたり平均給与額（※1）や賃上げ率（※2）が低下するとともに、教育訓練費（※3）も大きく落ち込んでおり、このコロナ禍においては、給与を含めた人材投資の下支えが必要である。こうしたことも踏まえつつ、外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった「新たな日常」へ適応に向けた多様な人材投資を支えていくため、所要の見直しを行う。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>※1…国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者 1 人当たりの平均給与額（各年における 1 年間の支給総額（給料・手当等及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額を給与所得者数で除したもの）は、2008 年が 365.2 万円、2009 年が 350.2 万円。</p> <p>※2…日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集結果について」における賃上げ率は、2008 年が 1.88%、2009 年が 1.67%。</p> <p>※3…厚生労働省「能力開発基本調査」における大企業（従業員 300 人以上）の Off-JT (OFF-JT とは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい、例えば、社内で行う教育訓練（労働者を 1 か所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施する教育訓練（業界団体や民間</p>

		<p>の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）を含む。）に支出した教育訓練費（従業員 1 人当たり）の平均額は、2008 年度が 3.1 万円、2009 年度が 1.8 万円。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税(租税特別措置法第 10 条の 5 の 4</li> <li>・ 法人税(租税特別措置法 42 条の 12 の 5、68 条の 15 の 6、租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 4、第 39 条の 47)</li> <li>・ 地方税(地方税法附則第 9 条第 13 項、第 14 項、第 15 項、第 16 項及び第 17 項)</li> </ul>
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業人材政策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 2 年 9 月 分析対象期間:平成 29 年度から令和 4 年度まで
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 25 年度 創設: 所得拡大促進税制(給与等支給額の平成 24 年度からの増加額の 10%を税額控除)の創設。適用期限は平成 27 年度末。</li> <li>・ 平成 26 年度 拡充及び延長: 給与等支給額の総額増加要件の緩和及び適用期限の 2 年延長。</li> <li>・ 平成 27 年度 拡充: 給与等支給額の総額増加要件の緩和</li> <li>・ 平成 29 年度 拡充 給与等支給額の平均額増加要件の厳格化</li> <li>・ 平成 30 年度 創設: 大企業分の所得拡大促進税制廃止及び賃上げ・生産性向上のための税制(給与等支給額の前年度からの増加額の 15%又は 20%を税額控除)の創設。適用期限は令和 2 年度末。</li> <li>・ 令和 2 年度 見直し: 設備投資の減価償却費割合要件の厳格化</li> </ul>
8	適用又は延長期間	2 年間(令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現行の「賃上げ・生産性向上のための税制」は、「賃上げ」と「設備投資」という 2 つの要件を通じて、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現を図るといふ政策目的の下、平成 30 年度から 3 年間の適用期限で運用をされてきたもの。賃上げについては平成 26 年度以降 7 年連続で賃上げの流れが継続し、本税制の効果もあり毎年 2%程度の高水準の賃上げを実現（※1）。また、設備投資についても、これまで継続して増加傾向にある（※2）。</p>

	<p>その一方で、今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明さを踏まえれば、企業においてはまずは、雇用の維持や事業の継続のための人材の確保といった足元の喫緊の課題への対応が第一にあり、その上で、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた事業の変革や新たなビジネスモデルの構築に向けた給与を含めた人材投資の下支え・拡充を図っていくことが必要。</p> <p>現下の世界・日本経済の状況や企業の経営環境は大きく変化しており、その変化も踏まえた見直しが必要。世界・日本経済の状況や企業の経営環境がコロナ禍以前の水準に回復していくまでの数年の間、まずは、企業における雇用の維持及び事業の継続のために必要な人材の確保等を下支えしつつ、「新たな日常」への適応のための事業の変革に向けた外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった多様な人材投資を図っていくことが必要である。</p> <p>&lt;参考&gt; ※1…日本労働組合総連合会「春季生活闘争による賃上げ率」に基づく。 ※2…財務省「法人企業統計調査」に基づく。</p>
--	---

10	<p>《政策目的の根拠》 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月閣議決定）（抜粋）</p> <p>① 第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて 4. 「新たな日常」の実現 (iii) 「人」・イノベーションへの投資の強化 「新たな日常」の実現に向けた社会変革の推進力となる人材が従来に増して必要となっていることから、教育の充実により、課題設定・解決力や創造力を発揮できる人材育成を推進する。また、科学技術・イノベーションを加速し、生産性向上を通じた経済成長を実現する。デジタル化・人的資本形成・イノベーションの3分野、いわゆる無形資産への投資を強力に推進することが、将来の成長の鍵となる。</p> <p>② 第3章 「新たな日常」の実現 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現 (2) 所得向上策の推進、格差拡大の防止 経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、（中略）</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的的位置付け</p> <p>経済成長 経済基盤、新陳代謝</p>

③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 達成目標①：一般労働者（常用労働者（期間を定めずに雇われている者又は1か月以上の期間を定めて雇われている者）のうち、パートタイム労働者（1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数がその事業所の一般の労働者より短い者）以外の労働者をいう。）における入職率（常用労働者数に対する入職者数の割合）が、2019年度の11.9%より上回ること。 （※各用語の定義は厚生労働省「雇用動向調査」に基づく）</p> <p>達成目標②：大企業（従業員300人以上）における常用労働者（期間を定めずに雇われている者又は1か月以上の期間を定めて雇われている者）1人当たりの1か月あたりの教育訓練投資額が、2019年度の2.0万円より上回ること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新型コロナウイルス感染症により、世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明感が高まるとともに、産業構造は大きく変化。産業構造の変化を見据えた企業の事業の変革に向けては、技術やビジネスにおけるイノベーションに資する人材の活用・育成が不可欠であり、外部専門人材の獲得による給与額の増加及び社内人材の育成強化による教育訓練費の増加を促すことにより、企業の多様な人材投資を下支えし、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた企業の事業変革の実現が図られる。</p>
--------------------	---



有効性等	①: 適用数	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度: 3,645 件</li> <li>平成 30 年度: 2,843 件</li> <li>令和元年度: 2,758 件</li> <li>令和2年度: 2,383 件</li> <li>令和3年度: 精査中</li> <li>令和4年度: 精査中</li> </ul>
	②: 適用額	<p>&lt;法人税&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度: 2,034 億円</li> <li>平成 30 年度: 1,547 億円</li> <li>令和元年度: 1,385 億円</li> <li>令和2年度: 1,716 億円</li> <li>令和3年度: 精査中</li> <li>令和4年度: 精査中</li> </ul> <p>※算出根拠は別紙参照のこと。</p>
	③: 減収額	<p>&lt;法人税&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度: 2,034 億円</li> <li>平成 30 年度: 1,547 億円</li> <li>令和元年度: 1,385 億円</li> <li>令和2年度: 1,716 億円</li> <li>令和3年度: 精査中</li> <li>令和4年度: 精査中</li> </ul> <p>※算出根拠は別紙参照のこと。</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 25 年度の所得拡大促進税制の創設以降、2%程度の高水準の賃上げを達成しており、これまで堅調に推移している。</p> <p>&lt;参考&gt; 日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」2013年: 1.71%、2014年 2.07%、2015年: 2.20%、2016年: 2.00%、2017年: 1.98%、2018年 2.07%、2019年: 2.07%、2020年 1.90%</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 内閣府(※1)において、所得拡大促進税制の効果により、平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間で、マクロで 1.46 兆円相当の賃上げ効果があったとの試算がなされている。</p> <p>&lt;参考&gt; ※1…第 2 回経済財政諮問会議(平成 29 年 2 月 15 日)において民間委員提出の資料 5-2「金融・物価集中審議に際して(参考資料)」に基づく。</p>

⑤: 租税減を是認する理由等	<p>新型コロナウイルス感染症により、世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明感が高まるとともに、産業構造は大きく変化。世界・日本経済の状況や企業の経営環境がコロナ禍以前の水準に回復していくまでの間、まずは、企業における雇用の維持及び事業の継続のために必要な人材の確保等を下支えしつつ、「新たな日常」への適応のための事業の変革に向けた外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった多様な人材投資を図ることが必要である。</p>
----------------	---

相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明さは全国分け隔てなく影響するものであり、給与を含めた多様な人材投資を通じたウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた事業変革の実現という政策目標の達成のためには、産業問わず全ての企業を対象とした上で、全国遍く政策効果を行き渡らせる必要があるため、税制措置を講ずることが適当。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>雇用に係る税制として、厚生労働省の雇用促進税制においては、東京 23 区から本社機能を地方に移転する事業や地方において本社機能を拡充する事業について、一定の要件を満たした場合に法人税の税額控除を講じているが、本社機能の地方移転・地方分散化を促すという政策目的に照らしても、本税制とは位置付けが異なる。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明さは全国分け隔てなく影響するものであり、全国遍く政策効果を行き渡らせる必要がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価: 平成 29 年 8 月(H29 経産 03)



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産02）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置 (-)					
措置内容	平成30年度時点	-					
	令和元年度税制改正以後	-					
	令和2年度税制改正以後	-					
政策目的		自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模なM&Aや成長性の高い企業によるM&Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		-					
要望内容		我が国における事業再編の円滑化を図るため、株対価M&Aの課税繰延べ措置の創設を要望する。					
創設年度	-	過去の政策評価の実績		-		区分	新設

## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（大規模なM&amp;Aや成長性の高い企業によるM&amp;Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る）は、政策目的（自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模なM&amp;Aや成長性の高い企業によるM&amp;Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 大規模なM&amp;Aや成長性の高い企業によるM&amp;Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。これにより、大企業（TOP I X500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す。（参考：米国・欧州のROA平均は、4.8%、TOP I X500のROA平均は3.3%（2019年度））</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（大企業（TOP I X500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないことから、より適切な達成目標を設定する必要があるため、この点を課題とする。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、具体的な要件設定をはじめとした制度設計の最中であり、将来の適用数を現時点で予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、具体的な要件設定をはじめとした制度設計の最中であり、将来の減収額を現時点で予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（大規模なM&amp;Aや成長性の高い企業によるM&amp;Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る）は、政策目的（自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模なM&amp;Aや成長性の高い企業によるM&amp;Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 株式対価M&amp;Aにより、手元資金を確保または事業再編以外の用途に回しつつ、大規模な事業再編が可能になるなど、攻めの投資戦略の中で、企業の選択肢を増やすことが出来る。また、買収される株主（対象会社株主）は、事業再編後も両社のシナジー発揮により企業価値を向上させるインセンティブが働く。 税制措置を通じて、株式交付制度を活用した株式対価M&amp;Aを促進し、大企業（TOP I X500）のROAを2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指すという目標を達成する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目(1)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「税制措置を通じて、株式交付制度を活用した株式対価M&amp;Aを促進し、大企業（TOP I X500）のROAを2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す」との説明では、達成目標（大企業（TOP I X500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人住民税:義、事業税:義)(地方税5(自動連動))
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	(所得税:外)(国税4) (個人住民税:外)(地方税5(自動連動))
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 令和元年12月に成立した改正会社法において、自社株式等を対価とするM&Aについて、新たに「株式交付制度」が創設されたことを受け、我が国における事業再編の円滑化を図るため、株対価M&Aの課税繰延べ措置の創設を要望する。 《関係条項》 —
	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業組織課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:令和3年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	期限を定めない措置
9	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国企業の「稼ぐ力」は改善傾向にあるものの、欧米企業と比べると未だ劣後してしまっている状況。そのような中、日本企業の収益力を向上させていくためには、①多角化・大企業のポートフォリオ経営とグループガバナンスの強化、②産業の新陳代謝の促進によるベンチャー企業の台頭、③大規模なM&A等を通じたオープン・イノベーションを促進することが求められる。 また、第4次産業革命が進展し、産業構造が変革する中において、上記の取組を通じ、成長を実現するためには、自社既存事業において人材や技術に投資するだけでは、対応しきれない。企業が変化に対応し、持続的に成長をするためには、M&Aにより外部の資源を機動的に取り込むことで、成長の加速、時間の短縮を図ることが重要である。 このための取組の一つとして、自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模なM&Aや成長性の高い企業によるM&Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。
	①: 政策目的及びその根拠	

		《政策目的の根拠》 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定) 4. オープン・イノベーションの推進 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スピンオフを含む事業再編の促進 ・既存企業がイノベーションを成功させるためには、①新規事業の実験と行動(知の探索)と、②既存事業の効率化と漸進型改善(知の深化)の両者を同時に行う「両利き経営」(オリイリー&タッシュマン(2016))が必要との指摘がある。 ・大企業をはじめとする既存企業が「両利き経営」を行いやすくするため、①スタートアップ企業のM&Aなどによる連携促進や、②スピンオフを含む事業再編の環境整備を図る必要がある。 (略) ・自社株対価M&Aについて、グローバルなイコールフットイング確保の観点から、2019年に創設された「株式交付制度」の活用を促進するための制度的対応を検討し2021年度の実施を目指す。	
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 新陳代謝
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大規模なM&Aや成長性の高い企業によるM&Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、我が国企業・経済の更なる成長を図る。
10	有効性等	①: 適用数	—
		②: 適用額	—
		③: 減収額	—

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>企業が成長を続けていくためには、事業ポートフォリオの組み替えが重要な経営課題だが、我が国における事業再編の現況は、特に大規模な事業再編が少ない傾向にある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和元年12月に成立した改正会社法において「株式交付制度」が創設されたことに伴い、課税繰延べ措置の創設することで、事業再編を円滑化する。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、国全体として、限られた経営資源を適切に配分し、我が国企業の成長性・収益性の向上につながる効果がある。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>株式対価 M&amp;A を行う際に株主課税が生じると、M&amp;A 自体が不成立になるリスクが高まることから、事実上選択肢とならない。株式交付が活用されるために、事業再編の円滑化を後押しする政策的な税制措置として、株式交付を用いた株式対価 M&amp;A における株主課税を繰り延べる税制上の支援措置を講じることは、その手法として妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、株対価 M&amp;A の課税繰延べ措置を創設し、事業再編の円滑化を図ることは、我が国企業の成長に繋げることは地域経済の活性化にも繋がることから、これらを目的とする本税制措置は地方公共団体の協力について相当性を有する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産03）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長 (地域経済牽引事業の促進地域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)					
措置内容	平成30年度時点	承認地域経済牽引事業者が、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において、特定事業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①40%（建物等は20%）の特別償却又は②4%（建物等は2%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。					
	令和元年度 税制改正以後	・ 平成31年4月1日以後に特定法人が一定の承認地域経済牽引事業の用に供した機械装置及び器具備品については特別償却割合を50%（改正前：40%）に、税額控除割合を5%（改正前：4%）に、それぞれ引上げ ・ 特定事業用機械等の基準取得価額の計算における適用投資額の上限を80億円（改正前：100億円）に引下げ					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業の実施を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税			
関係条項		租税特別措置法第42条の11の2、第68条の14の3					
要望内容		課税特例要件のうち、事業の先進性に係る要件を、投資収益率・労働生産性に係る要件に改める。製品等のサプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を新たに追加する。措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H29	過去の政策評価の実績		H28経産16、H30経産02		区分	拡充・延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除											
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)								
H23	/															
H24																
H25																
H26																
H27																
H28																
H29									2	40,858	-	4,150	5	54,008	-	2,403
H30									73	7,866,858	60.6%	891,233	112	4,103,332	57.5%	48,168

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載



点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（2020～2024年度幾何平均））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援を行い、当面3年間で2,000社程度の支援を目指す）から新たな達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（2020～2024年度幾何平均））へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（2020～2024年度幾何平均））は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 常時従業者一人当たり付加価値額（労働生産性）変化額については、短期的には各年の景気動向等の外的要因による上下動があり得るため、評価期間に一定の幅を持たせ、2020～2024年度の幾何平均値として目標を設定しているものである。なお、2020～2024年度で毎年2%ずつ労働生産性が増加した場合にこの目標が達成されることに鑑みると、要望に係る本特例措置の適用期間（2021年度及び2022年度）について、各年度で2%以上の労働生産性の増加を目指すことが一つの目安となる。</p> <p>② 地域未来投資促進法の施行当初は、地域経済牽引事業計画が単純増加する局面であることから、地域経済牽引事業計画の承認件数を目標としてきたところである。（この目標について、令和2年8月末時点で承認済みの地域経済牽引事業計画は2,448件となり、既に達成された。）一方で、今後は、新規計画の承認と既存計画の事業期間（最長5年間の終了が同時並行的に発生する局面となるため、承認件数以外の政策目標で政策評価を行うことがより適切と考えている。</p> <p>新たな政策目標は、(1) 地方において人口減少や少子高齢化が進展しており、我が国経済の持続的な成長に向けては、地域の企業の労働生産性を高めることが重要であること、(2) 政府全体の政策体系と足並みを揃えつつ、地域全体の稼ぐ力を高める観点が必要であることを踏まえたものである。（この旨を事前評価書に追記した。）</p> <p>③ 当該目標の評価対象となる企業は地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者に限定されており、さらに、地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者の大半が本特例措置を活用することから、本特例措置の有効性等を十分に明らかにできる目標であると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に別紙として追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に別紙として追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 別紙における「前年度までの実績に加え、サプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型の追加による件数増加を踏まえて推計」との説明では、将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に別紙として追記した。</p> <p>② 事前評価書に別紙として追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙における「課税特例の適用に関する主務大臣の確認による設備投資額の実績等に基づく推計」との説明では、令和元年度の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に別紙として追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 別紙における「課税特例の適用に関する主務大臣の確認による設備投資額の実績等に基づく推計」及び「課税特例の適用に関する主務大臣の確認による設備投資額の実績等に基づき、コロナウイルス感染症による設備投資額の減少を踏まえて推計」との説明</p>

では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援を行い、当面3年間で2,000社程度の支援を目指す）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域経済牽引事業計画の承認計画数は令和2年8月31日時点で2,448件となっており、本特例措置の支援等により目標が達成された。</p> <p>地域経済牽引事業計画の承認を受けた者が希望する各種支援措置の中でも、本特例措置は最もニーズの高いものとなっており（2,448件中1,843件が本特例措置の適用を希望している。）、本特例措置は目標達成に大きく寄与したと考えられる。（この旨を事前評価書に追記した。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援を行い、当面3年間で2,000社程度の支援を目指す）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、「地域経済牽引事業計画の承認を受けた者が希望する各種支援措置の中でも、本税制措置は最もニーズの高いものとなっており（2,448件中1,843件が本税制措置の適用を希望している。）、本税制措置は目標達成に大きく寄与したと考えられる」との説明では、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（2020～2024年度幾何平均））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置により地域経済牽引事業としての積極的な設備投資等が実現し、生産工程の効率化等が進めば、当該企業の労働生産性の増加につながる。さらに、今回の税制改正においては、事業の先進性に係る要件を労働生産性等に係る要件に改めることを要望しており、労働生産性を高める設備投資を誘導することを目指しているところである。上記の点を踏まえると、本税制措置は達成目標の実現に有効な手段である。（この旨を事前評価書に追記した。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(地域未来投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目 ①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	(法人税:義、所得税:外、法人住民税、法人事業税:義(自動連動)) (国税5・地方税10)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投資促進法)の規定に基づき都道府県が承認した承認地域経済牽引事業のうち、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業者が、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設・設備を新設・増設した場合に、当該新設・増設に伴い新たに取得等した機械装置・器具備品については取得価額の40%の特別償却又は4%の税額控除(上乗せ要件を満たした場合にあっては、取得価額の50%の特別償却又は5%の税額控除)、建物及びその附属設備・構築物については取得価額の20%の特別償却又は2%の税額控除ができることとする。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は80億円とし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>措置の適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。</li> <li>地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準について、以下のとおり改正する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>課税特例の要件のうち、事業の先進性に係る要件を、投資収益率・労働生産性に係る要件に改める。</li> <li>課税特例の要件として、製品等のサプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を新たに追加する。</li> </ol> </li> </ul> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の4、第42条の11の2、第68条の14の3</li> <li>租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の11の2、第39条の44の3</li> <li>地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項4号、第292条第1項4号、附則第8条第5項、附則第8条第6項</li> </ul>
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度

7	創設年度及び改正経緯	平成29年度 創設 平成31年度 延長・拡充(地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業(付加価値増加率が一定以上)について、「機械装置・器具備品」の税額控除額又は特別償却額の上乗せ)
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)
9	必要性等 ①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業の実施を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域未来投資促進法</li> </ul> <p>第1条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2020[令和2年7月17日閣議決定]</p> <p>第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く</p> <p>1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げー「ウィズコロナ」の経済戦略</p> <p>(4)消費など国内需要の喚起</p> <p>(略)サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。また、行政のデジタル化の抜本的な加速やスタートアップの促進を通じて、生産性を引き上げつつ、「新たな日常」に対応した新しい財やサービスの創出につながる民間の投資やイノベーションを引き出す取組を強力に進める。このため、(略)税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。(略)</p> <p>第3章 「新たな日常」の実現</p> <p>2. 「新たな日常」が実現される地方創生</p> <p>(2)地域の躍動につながる産業・社会の活性化</p> <p>③ 中堅・中小企業・小規模事業者への支援</p> <p>働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げの流れの継続、インボイスの円滑な導入、DXの進展、目下のコロナ危機など、相次ぐ制度改正や社会変革に対応するため、以下の取組を推進し、世界に冠たる地域の価値創造企業を生み出す。</p> <p>中小企業から中堅企業への成長阻害要因の除去による企業規模拡大や、付加価値増大によって生産性向上を後押しする。(略)</p>

	<p>○ まち・ひと・しごと創生基本方針 2020 [令和 2 年 7 月 17 日閣議決定] 第 2 章 政策の方向 1. 地域経済・生活の再興 (1)雇用の維持と事業の継続 (略)事業を継続できるよう、地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上を支援するなど、地域の経済・雇用を支える中堅・中小企業に対する支援を強化する。(略)</p> <p>第 3 章 各分野の政策の推進 1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする (1)地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現 ① 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化 i 地域企業の成長に向けた支援 地域経済の主な担い手である中小企業の実現とともに、地域未来牽引企業に対する重点支援等により、地域の経済・雇用を支える中堅・中小企業の成長を実現し、地域の稼ぐ力を高める。 【具体的取組(抜粋)】 (b)地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援 ・改正された地域未来投資促進法により、生産性向上を志向する中小企業に対する海外展開支援を強化するとともに、中堅企業へと成長することができる環境を整備する。 ・感染症の拡大により、供給が止まり完成品の組立に支障が生じる自動車等の部品や、世界的な需要拡大の中で 国内での供給量が制限されているマスク等について、国内投資促進事業等により、生産拠点などの建物の新増設や設備の導入を支援し、国内におけるサプライチェーンの強靱化を推進する。</p> <p>○ 成長戦略フォローアップ [令和 2 年 7 月 17 日閣議決定] 7. 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性 向上 (2)新たに講ずべき具体的施策 ii )中小企業・小規模事業者の生産性向上 ③ 中小企業の成長を促す環境の整備等(抜粋) ・中小企業に対し成長段階に応じた支援が行えるようにし、事業規模拡大や生産性向上を進め、中堅企業以上に成長するよう促す。(略) ・(略)中小企業成長促進法により新設される「みなし中小企業」規定を踏まえ成長や将来的な株式公開等を促す。(略)</p> <p>⑥ 海外展開の促進と国内外サプライチェーンの強靱化(抜粋) ・新型コロナウイルス感染症の影響により、供給に支障が生じた部品産業や国内供給が不足する医療物資産業等について国内投資促進事業等により生産拠点等の新増設や設備の導入支援等を行うなどし、国内外におけるサプライチェーンの強靱化を推進する。</p>	<p>中小企業・地域経済 地域産業</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率:年 2%以上(2020~2024 年度幾何平均)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、地域経済牽引事業における積極的な設備投資等を促すことを通じて、当該事業を実施する企業の成長を実現することや労働生産性を高めることは、地域全体の稼ぐ力を高めることに繋がっており、本税制措置の政策目的である地域の成長発展の基盤強化に寄与するものである。</p>																												
<p>re 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>○適用件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> <td>185</td> <td>185</td> <td>185</td> <td>218</td> <td>218</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙参照</p>	年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4	適用件数	7	185	185	185	218	218														
年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4																								
適用件数	7	185	185	185	218	218																								
	<p>②: 適用額</p>	<p>○適用額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>0.9</td> <td>120</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙参照</p>	年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4	適用額	0.9	120	80	80	80	80														
年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4																								
適用額	0.9	120	80	80	80	80																								
	<p>③: 減収額</p>	<p>○減収額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0.59</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.04</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.03</td> <td>5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙参照</p>	年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4	法人税	0.59	50	50	50	50	50	法人住民税	0.04	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	法人事業税	0.03	5	2.5	2.5	2.5	2.5
年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4																								
法人税	0.59	50	50	50	50	50																								
法人住民税	0.04	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5																								
法人事業税	0.03	5	2.5	2.5	2.5	2.5																								
	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ・所期の達成目標については、「地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援を行い、当面 3 年間で 2,000 社程度の支援を目指す」としていたところである。地域経済牽引事業計画の承認計画数は令和 2 年 8 月 31 日時点で 2,448 件となっており、本税制措置の支援等により目標が達成された。地域経済牽引事業計画の承認を受けた者が希望する各種支援措置の中でも、本税制措置は最もニーズの高いものとなっており(2,448 件中 1,843 件が本税制措置の適用を希望している。)、本税制措置は目標達成に大きく寄与したと考えられる。 ・企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率 2.62%(2013 年~2018 年の 5</p>																												



		<p>年幾何平均)</p> <p>○達成目標の変更理由                  地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、令和2年8月31日時点で2,448件が承認されており、これまでの本税制措置の支援等により、着実に地域経済牽引事業が創出されつつある。                  また、政府全体の政策体系の中で、地域の成長発展の基盤強化に係る政策目標として以下が掲げられている。</p> <p>○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」〔令和元年12月20日閣議決定〕                  【重要業績評価指標】                  (1)地域資源・産業を活かした地域の競争力強化(抜粋)                  ■企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率                  年2%以上(2020～2024年度幾何平均)</p> <p>地域未来投資促進法の施行当初は、地域経済牽引事業計画が単純増加する局面であることから、地域経済牽引事業計画の承認件数を目標としてきたところである。一方で、今後は、新規計画の承認と既存計画の事業期間(最長5年間)の終了が同時並行的に発生する局面となるため、承認件数以外の政策目標で政策評価を行うことがより適切と考えられている。</p> <p>(1)地方において人口減少や少子高齢化が進展しており、我が国経済の持続的な成長に向けては、地域の企業の労働生産性を高めることが重要であること、(2)政府全体の政策体系と足並みを揃えつつ、地域全体の稼ぐ力を高める観点が必要であることを踏まえ、達成目標を「企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率:年2%以上(2020～2024年度幾何平均)」に変更する。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  政策目標に対する進捗状況を見ると、「企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率」は、2013年～2018年の5年幾何平均で年2.62%となっており、感染症の影響の下で、引き続き同程度の伸び率を維持できるかは予断を許さない状況にある。                  本税制措置により地域経済牽引事業としての積極的な設備投資等が実現し、生産工程の効率化等が進めば、当該企業の労働生産性の増加につながる。さらに、今回の税制改正においては、事業の先進性に係る要件を労働生産性等に係る要件に改めることを要望しており、労働生産性を高める設備投資を誘導することを目指しているところである。上記の点を踏まえると、本税制措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>我が国の地域経済は、人口減少が本格化する中で、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が存在しているなど、</p>
⑤: 税収減を是認する理由		

	等	<p>依然として厳しい状況にある。このような状況の下、我が国経済を持続的に成長させるためには、地域経済を牽引する事業を創出し、当該事業が地域経済を牽引することを通じて、地域全体の稼ぐ力を高めることが重要である。                  地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、雇用者数の増加等を通じた地域への経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。このため、平成29年度以降、地域経済牽引事業に対して課税の特例を措置し、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきた。本税制措置に対する企業のニーズは大きい中、引き続き、本税制措置により地域経済牽引事業を支援し、地域の成長発展の基盤強化を図る必要性は大きい。                  また、各地域においては、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の影響により、今後の事業実施の見通しが不透明な状況となっており、投資計画の見直しを余儀なくされる事業者も増加している。とりわけ、雇用の下支え等の地域への経済的効果を有する地域経済牽引事業への投資の縮小・中止は、地域全体の景気低迷を招くおそれが高い。したがって、感染症の影響から地域経済を回復させていくためには、地域経済牽引事業への積極的な投資を強力に推進していくことが求められている。                  以上を踏まえると、本税制措置の適用期限を延長することにより、引き続き、地域経済牽引事業に対する支援を行うことが必要である。</p>
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置の適用を受けるためには、事業者の策定する事業計画に関して、                  ・地域未来投資促進法に基づき、都道府県及び市町村が基本計画において定める事業実施に当たって生かすべき地域の特性等の事項に適合し、かつ、高い付加価値額の創出等が見込まれるもの(地域経済牽引事業計画)として、都道府県の承認を受けた上で、                  ・地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。                  これは、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業のうち、更に地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに限って課税の特例措置を設定しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。                  また、どのような業種・分野・企業形態が地域経済を牽引するかを国が一律に決定することは困難であることから、都道府県及び市町村が基本計画において定める事業実施に当たって生かすべき地域の特性等の事項に適合し、かつ、高い地域経済牽引効果が認められる事業については、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和などの政策手段を講じて集中的な支援を行うこととしている。具体的な支援措置としては、本税制のほか、地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置、日本政策金融公庫による融資制度等を設けている。</p>

		<p>地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置は、財政力指数が一定未満の地方公共団体が地方税(固定資産税、不動産取得税)について課税免除等の措置をした場合に、その減収額の一部を補填するものである。この措置は、地方公共団体が地域経済牽引事業を積極的に支援できるよう、国が地方公共団体に対して支援を行うものであり、本税制措置とは目的及び支援対象が異なっている。</p> <p>また、日本政策金融公庫による融資制度は、日本政策金融公庫が地域経済牽引事業者に対して長期かつ固定金利での融資を行うものである。この措置は、地域経済牽引事業の実施に係る事業者の資金調達の円滑化を図るため、国が日本政策金融公庫に対して、金利引き下げ分の一部補填等を行うものであり、本税制措置とは目的及び支援対象が異なっている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制は、地方公共団体が基本計画を策定し、これに沿った地域経済牽引事業計画に基づく、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業について課税の特例措置を講じるものであり、本税制を活用することによって、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業に関する設備投資が促されることから、地方公共団体が協力する相当性を有する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 経産 02)

適用件数、適用額及び減収額に関する算定根拠

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	7 件	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)	特別償却 2 件 税額控除 5 件
②適用額	0.9 億円	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)	特別償却 0.4 億円 税額控除 0.5 億円
③減収額	0.66 億円		④+⑤+⑥
④法人税	0.59 億円	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく推計	特別償却 0.09 億円 税額控除 0.50 億円
⑤法人住民税	0.04 億円	0.59 億円×7.0%	④×税率
⑥法人事業税	0.03 億円		⑦+⑧+⑨
⑦所得割	0.012 億円	0.4 億円×3.1%	②(特別償却)×税率
⑧地方法人特別税	0.010 億円	0.012 億円×83%	⑦×税率
⑨付加価値割	0.003 億円	0.4 億円×0.8%	②(特別償却)×税率

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	185 件	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)	特別償却 73 件 税額控除 112 件
②適用額	120 億円	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)	特別償却 79 億円 税額控除 41 億円
③減収額	58.5 億円		④+⑤+⑥
④法人税	50 億円	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく推計	特別償却 9 億円 税額控除 41 億円
⑤法人住民税	3.5 億円	50 億円×7.0%	④×税率
⑥法人事業税	5.0 億円		⑦+⑧+⑨
⑦所得割	2.4 億円	79 億円×3.1%	②(特別償却)×税率
⑧地方法人特別税	2.0 億円	2.4 億円×83%	⑦×税率
⑨付加価値割	0.6 億円	79 億円×0.8%	②(特別償却)×税率

## ○令和元年度～令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	185 件	前年度と同程度と推計	特別償却 73 件 税額控除 112 件
②適用額	80 億円	課税特例の適用に関する主務大臣の確認による設備投資額の実績等に基づく推計	特別償却 39 億円 税額控除 41 億円
③減収額	56.0 億円		④+⑤+⑥
④法人税	50 億円	39 億円×23.2%+41 億円	特別償却 9 億円 税額控除 41 億円
⑤法人住民税	3.5 億円	50 億円×7.0%	④×税率
⑥法人事業税	2.5 億円		⑦+⑧+⑨
⑦所得割	1.2 億円	39 億円×3.1%	②(特別償却)×税率
⑧地方法人特別税	1.0 億円	1.2 億円×83%	⑦×税率
⑨付加価値割	0.3 億円	39 億円×0.8%	②(特別償却)×税率

## ○令和3年度～令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	218 件	前年度までの実績に加え、サプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型の追加による件数増加を踏まえて推計	特別償却 86 件 税額控除 132 件
②適用額	80 億円	課税特例の適用に関する主務大臣の確認による設備投資額の実績等に基づき、コロナウイルス感染症による設備投資額の減少を踏まえて推計	特別償却 39 億円 税額控除 41 億円
③減収額	56.0 億円		④+⑤+⑥
④法人税	50 億円	39 億円×23.2%+41 億円	特別償却 9 億円 税額控除 41 億円
⑤法人住民税	3.5 億円	50 億円×7.0%	④×税率
⑥法人事業税	2.5 億円		⑦+⑧+⑨
⑦所得割	1.2 億円	39 億円×3.1%	②(特別償却)×税率
⑧地方法人特別税	1.0 億円	1.2 億円×83%	⑦×税率
⑨付加価値割	0.3 億円	39 億円×0.8%	②(特別償却)×税率



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産04）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		中小企業者等の法人税率の特例の延長 (中小企業者等の法人税率の特例)					
措置内容	平成30年度時点	中小企業者等の各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を15% (本則：19%) とする。 ※ 中小企業者等 ① 普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く。）又は人格のない社団等 ② 一般社団法人等又はみなし公益法人等 ③ 公益法人等（②を除く。）又は協同組合等 ④ 特定の医療法人					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化すること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税				
関係条項		租税特別措置法第42条の3の2、第68条の8					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度		H21	過去の政策評価の実績	H22経産14、H24経産10、H26経産01、H28経産11、H30経産04	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	677,525	2,354,068,767	-	16,290,156
H24	704,491	2,497,902,794	-	17,285,488
H25	744,488	2,711,225,102	-	18,761,677
H26	793,337	2,939,589,059	-	20,341,956
H27	843,278	3,183,786,828	-	17,447,152
H28	888,592	3,402,072,723	-	17,554,695
H29	931,720	3,617,463,415	-	18,666,111
H30	960,103	3,766,224,352	-	19,433,717

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の法人税率の特例の延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）は、政策目的（中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する）よりも発展した内容を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうかの一つの目標値となりうる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか」との説明では、達成すべき水準が定量的に示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、「中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか」との説明では、達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、「中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか」との測定指標では、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、この点を課題とする。</p>

## (2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和元年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度の適用数について、平成30年度と同程度の適用が見込まれると仮定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数については、措置の延長を要望している令和4年度までの間、平成30年</p>

度と同程度を見込んでいる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和元年度の法人税及び平成29年度から令和元年度までの法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度の法人税の減収額は、平成30年度の減収額と同程度と想定している。平成29年度から令和元年度までの法人住民税については、同年度の法人税の減収額に法人住民税率の12.9%を乗じて算出している。適用額の出典は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税及び法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度以降の法人税の減収額は、平成30年度の減収額（出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）と同程度を想定している。法人住民税については、その求めた法人税の減収額に法人住民税率7%を乗じて算出している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）は、政策目的（中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する）よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置には年間約32万円の法人税負担を軽減するという効果があるが、中小企業の自己資本比率の推移から本税制措置の効果を検討すると、リーマンショック前の水準である2007年度の26.8%から、2018年度は37.1%まで改善してきており、中小企業の経営基盤の強化に一定程度の役割を果たしているものと考えられる。他方で、中小企業全体の売上高について見てみると、リーマンショック前の水準に比して-30から-50兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられ、引き続き本税制措置による支援が必要である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）に対する過去の効果が年度ごとに把握</p>

されていないため、この点を課題とする。  
また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）は、政策目的（中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する）よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 過去、本税制措置の効果もあって自己資本比率は改善してきており、引き続き本税制措置が講じられることとなれば、今後も一定程度自己資本比率の改善効果が見込まれる。他方で、売上高について見てみると、近時回復傾向にあるものの、リーマンショック前の水準に比して-30から-50兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられ、引き続き本税制措置による支援が必要である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、測定指標（中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか）に対する将来の効果（売上高）が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、「引き続き本税制措置が講じられることとなれば、今後も一定程度自己資本比率の改善効果が見込まれる」との説明では、測定指標（中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか）に対する将来の効果（自己資本比率）について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税15)、法人住民税:義(地方税15)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業者等に係る法人税について、年800万円以下の所得金額の部分については税率を15%に軽減する。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 法人税法第66条 租税特別措置法第42条の3の2、第68条の8 租税特別措置法施行令第27条の3の2、第39条の38の2
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年8月
		分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成21年度改正 創設(本則22%・租特18%)
		平成23年度改正 拡充(本則22%→19%、租特18%→15%)
		平成27年度改正 延長(租特19%→15%)
		平成29年度改正 延長(租特19%→15%)
		平成31年度改正 延長(租特19%→15%)
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年4月1日～5年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 中小企業・地域経済 事業環境整備

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、いまだ厳しい状況。 海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等、先行きの見通しは極めて不透明な状態。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。
		①: 適用数 年800万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 ・平成26年度:793,337件 ・平成27年度:843,278件 ・平成28年度:888,592件 ・平成29年度:931,720件 ・平成30年度:960,103件 ・令和元年度:960,103件 ・令和2年度:960,103件 ・令和3年度:960,103件 ・令和4年度:960,103件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」
		②: 適用額 ・平成29年度:36,175億円 ・平成30年度:37,662億円 ・令和元年度:37,662億円 ・令和2年度:37,662億円 ・令和3年度:37,662億円 ・令和4年度:37,662億円 (出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
		③: 減収額 法人税 ・平成29年度(19%→15%):1,447億円 ・平成30年度(19%→15%):1,506億円 ・令和元年度(19%→15%):1,506億円 ・令和2年度(19%→15%):1,506億円 ・令和3年度(19%→15%):1,506億円 ・令和4年度(19%→15%):1,506億円(出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)  法人住民税 ・平成29年度(19%→15%):187億円 ・平成30年度(19%→15%):194億円

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度(19%→15%):194 億円</li> <li>・令和2年度(19%→15%):105 億円</li> <li>・令和3年度(19%→15%):105 億円</li> <li>・令和4年度(19%→15%):105 億円</li> </ul>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の業況、資金繰りは急速に悪化しており、厳しい状況。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で 32 万円。 23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大 65.6 万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で 32 万円。 23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大 65.6 万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、地域に所在する中小企業の経営基盤強化等を通じ、地域経済の活性化に資するものである。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月(H30 経産 11)



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産05）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		所得拡大促進税制の見直し及び延長 (給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（雇用人給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）)				
措置内容	平成30年度時点	(1) 国内雇用人に対して給与等を支給する場合において、①から③までの要件の全てを満たすときは、給与等支給増加額の15%（④の要件を満たすときは20%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。 ① 雇用人給与等支給額が前期の雇用人給与等支給額を超えること ② 継続雇用人給与等支給額が前期の継続雇用人給与等支給額の103%以上であること ③ 国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であること ④ 教育訓練費の額が前2年の教育訓練費の額の年平均額の120%以上であること (2) 中小企業者等が国内雇用人に対して給与等を支給する場合において、①及び②の要件を満たすときは、その中小企業者等の給与等支給増加額の15%（③及び④の要件を満たすときは25%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。 ① 雇用人給与等支給額が前期の雇用人給与等支給額を超えること ② 継続雇用人給与等支給額が前期の継続雇用人給与等支給額の101.5%以上であること ③ 継続雇用人給与等支給額が前期の継続雇用人給与等支給額の102.5%以上であること ④ 次のいずれかの要件を満たすこと イ 教育訓練費の額が前1年の教育訓練費の額の110%以上であること ロ 経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたこと				
	令和元年度税制改正以後	従前どおり				
	令和2年度税制改正以後	・ 中小企業者等以外の法人が給与等の引上げ及び設備投資を行った場合に係る措置の適用要件のうち国内設備投資額に係る要件における当期償却費総額に乘ずる割合を、95%（改正前：90%）に引上げ ・ 地方活力向上地域等において雇用人の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直しの見直しに伴い、雇用人給与等支給増加重複控除額を見直し				
政策目的		賃上げによる所得拡大を促す税制措置を実施することで、消費の拡大による経済の好循環を作り出し、持続的な経済成長を図ること。				
評価対象税目		義務対象		努力義務対象		
		法人税	法人住民税	所得税		
関係条項		租税特別措置法第42条の12の5、第68条の15の6				
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。				
創設年度	H25	過去の政策評価の実績	H25経産50、51、H28経産10、H29経産03	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	/			
H24				
H25	10,874	42,001,405	16.7%	2,290,168
H26	78,261	247,788,961	14.6%	13,661,444
H27	90,594	277,407,538	10.2%	14,383,201
H28	99,134	318,412,523	11.0%	16,821,108
H29	120,977	384,881,109	8.7%	23,412,091
H30	131,201	352,528,277	7.9%	25,516,160

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載



点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	所得拡大促進税制の見直し及び延長		
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現）は、所得水準、消費動向及び経済状況という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・③ 達成目標（測定指標）の設定</p> <p>本税制措置が直接影響を及ぼす測定可能な指標として、適用企業における「本税制によるマクロの所得増加効果（額）」が考えられるが、数値目標については、2020年度の「経済財政運営と改革の基本方針（閣議決定令和2年7月17日）」で言及されており、コロナによる中小企業・小規模事業者の厳しい経営状況を踏まえると、現状において数値目標の設定は適当でない。</p> <p>《計算式》          本税制によるマクロの所得増加額＝税制適用額÷控除率（%）×本税制が賃上げ実施のきっかけとなった企業の割合（%）          ※試算の基となる考え方          内閣府ディスカッションペーパーD P17-2「アベノミクスにおける賃金・所得関連施策の効果試算（2017.5）」による</p> <p>② 目標達成時期の明示          令和4年度末（2年間の措置により）まで</p> <p>（参考）「経済財政運営と改革の基本方針（閣議決定令和2年7月17日）」          経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとの方針を堅持する。          他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和元年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成26年度から30年度まで）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度の適用数          平成30年度の適用件数（128,358件）に、平成29年度の適用数（117,332件）から平成30年度の適用数（128,358件）の増加率（128,358件÷117,332件≒109.4%）を乗じて令和元年度の適用数140,420件を推計。          ※なお、過去の適用数（資本金1億円以下）は、下記②を参照ください。</p> <p>② 現在の所得拡大促進税制の適用範囲が資本金1億円以下であることから、財務省「適用実態調査報告書」において資本金1億円以下の適用件数（単体法人・連結法人）の合計値を記載。          (例) 平成30年度分</p> <table border="1"> <tr> <th>資本金階級</th> <th>1,000万円以下</th> <th>3,000万円以下</th> <th>5,000万円以下</th> <th>1億円以下</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>単体法人</td> <td>91,860</td> <td>21,200</td> <td>8,471</td> <td>6,665</td> <td>128,196</td> </tr> <tr> <td>連結法人</td> <td>57</td> <td>17</td> <td>32</td> <td>56</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>91,917</td> <td>21,217</td> <td>8,503</td> <td>6,721</td> <td>128,358</td> </tr> </table> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>	資本金階級	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	合計	単体法人	91,860	21,200	8,471	6,665	128,196	連結法人	57	17	32	56	162	合計	91,917	21,217	8,503	6,721	128,358
資本金階級	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	合計																			
単体法人	91,860	21,200	8,471	6,665	128,196																			
連結法人	57	17	32	56	162																			
合計	91,917	21,217	8,503	6,721	128,358																			

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数          ・令和2年度分 153,616件          令和元年度の適用件数（140,420件（推計値）に、平成29年度の適用数（117,332件）から平成30年度の適用数（128,358件）の増加率（128,358件÷117,332件≒109.4%）を乗じて令和2年度の適用数153,616件を推計。</p> <p>・令和3年度分 121,977件          要件の見直し、企業へのアンケートによる対象となる企業のカバー率を踏まえ、令和3年度の適用数を121,977件と推計。</p> <p>・令和4年度分 133,443件          令和3年度の適用件数（121,977件（推計値）に、平成29年度の適用数（117,332件）から平成30年度の適用数（128,358件）の増加率（109.4%）を乗じて令和4年度の適用数133,443件を推計。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「要件の見直し、企業へのアンケートによる対象となる企業のカバー率を踏まえ、令和3年度の適用数を121,977件と推計」との説明では、令和3年度の適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
---

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額（令和元年度の法人税及び法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

② 過去の減収額（平成26年度から30年度までの法人税及び法人住民税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 過去の減収額（令和元年度の法人税及び法人住民税）  
減収額は、適用数×給与等支給総額の増加額（単価）×控除率により算出。  
（ただし、法人税額の20%が控除額の上限）

- 令和元年度の法人税の適用数 140,420件  
「(2)過去の適用数>【経済産業省の補足説明】>①令和元年度の適用数」より、令和元年度の適用数140,420件と推計。
- 平成30年度適用事業者1社あたりの給与等支給総額の増加額（単価）11,101千円  
※平成30年度において現行税制を利用した事業者の実績を基に、適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者の影響を除いたうえで算出
- 令和元年度の法人税の減収額（推計）2,164億円  
a+b+c  
a:基本要件適用事業者に係る適用額 759.4億円 (45,602社×11,101千円×税額控除率15%)  
b:上乗せ要件適用事業者に係る適用額 388.8億円 (14,008社×11,101千円×税額控除率25%)  
c:適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者に係る適用額 1,015.7億円 (80,810社)  
※「会社標本調査」(国税庁)の平成30年度資本金1億円以下の利益計上法人の所得階級割合及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の平成30年度本件税制適用事業者の資本金階級及び所得階級割合、企業アンケートを基にした上乗せ要件適用割合等を用いてa~cの適用数を算出。
- 令和元年度の法人住民税の減収額（推計）279億円  
令和元年度の法人税の減収額（推計）2,164億円×法人住民税率12.9%

② 過去の減収額（平成26年度から30年度までの法人税及び法人住民税）

- 法人税  
現在の所得拡大促進税制の適用範囲が資本金1億円以下であることから、財務省「適用実態調査報告書」において資本金1億円以下の適用額（単体法人・連結法人）の合計値を記載。  
（例）平成30年度 1,978億円

	(千円)				
資本金階級	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	合計
単体法人	64,081,273	42,270,484	33,702,147	52,624,841	192,678,745
連結法人	1,859,805	284,493	566,894	2,409,750	5,120,942
合計	65,941,078	42,554,977	34,269,041	55,034,591	197,799,687

- 法人住民税  
総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」法人住民税の単体法人・連結法人の合計値を記載。  
（例）平成30年度 255億円

(千円)			
項目	道府県民税	市町村民税	合計
単体法人	6,165,720	18,689,839	24,855,559
連結法人	163,870	496,731	660,601
合計	6,329,590	19,186,570	25,516,160

【点検結果】

① 「平成30年度において現行税制を利用した事業者の実績を基に、適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者の影響を除いたうえで算出」及び「「会社標本調査」(国税庁)の平成30年度資本金1億円以下の利益計上法人の所得階級割合及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の平成30年度本件税制適用事業者の資本金階級及び所得階級割合、企業アンケートを基にした上乗せ要件適用割合等を用いてa~cの適用数を算出」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（法人税及び法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 将来の減収額（法人税及び法人住民税）  
減収額は、適用数×給与等支給総額の増加額（単価）×控除率により算出。  
（ただし、法人税額の20%が控除額の上限）

- 令和2~4年度の法人税の適用数（推計）  
令和2年度 153,616件  
令和3年度 121,977件  
令和4年度 133,443件  
※「(3) 将来の適用数」を参照ください。
- 平成30年度適用事業者1社あたりの給与等支給総額の増加額（単価）11,101千円  
※平成30年度において現行税制を利用した事業者の実績を基に、適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者の影響を除いたうえで算出
- 令和2年度の法人税の減収額（推計）2,367億円  
a+b+c  
a:基本要件適用事業者に係る適用額 830.7億円 (49,887社×11,101千円×税額控除率15%)  
b:上乗せ要件適用事業者に係る適用額 425.3億円 (15,325社×11,101千円×税額控除率25%)  
c:適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者に係る適用額 1,111.2億円 (88,404社)  
※「会社標本調査」(国税庁)の平成30年度資本金1億円以下の利益計上法人の所得階級割合及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の平成30年度本件税制適用事業者の資本金階級及び所得階級割合、企業アンケートを基にした上乗せ要件適用割合等を用いてa~cの適用数を算出。
- 令和3年度の法人税の減収額（推計）1,952億円  
a+b+c

a:基本要件適用事業者に係る適用額 623.4億円 (37,438社×11,101千円×税額控除率15%)  
 b:上乗せ要件適用事業者に係る適用額 398.1億円 (14,343社×11,101千円×税額控除率25%)  
 c:適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者に係る適用額 930.3億円 (70,196社)  
 ※「会社標本調査」(国税庁)の平成30年度資本金1億円以下の利益計上法人の所得階級割合及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の平成30年度本件税制適用事業者の資本金階級及び所得階級割合、企業アンケートを基にした上乗せ要件適用割合等を用いてa～cの適用数を算出。

・令和4年度の法人税の減収額(推計) 2,135億円  
 a+b+c  
 a:基本要件適用事業者に係る適用額 682.0億円 (40,957社×11,101千円×税額控除率15%)  
 b:上乗せ要件適用事業者に係る適用額 435.5億円 (15,691社×11,101千円×税額控除率25%)  
 c:適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者に係る適用額 1,017.7億円 (76,795社)  
 ※「会社標本調査」(国税庁)の平成30年度資本金1億円以下の利益計上法人の所得階級割合及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の平成30年度本件税制適用事業者の資本金階級及び所得階級割合、企業アンケートを基にした上乗せ要件適用割合等を用いてa～cの適用数を算出。

・令和2年度の法人住民税の減収額(推計) 166億円  
 令和2年度の法人税の減収額(推計) 2,367億円×法人住民税率7.0%

・令和3年度の法人住民税の減収額(推計) 137億円  
 令和3年度の法人税の減収額(推計) 1,952億円×法人住民税率7.0%

・令和4年度の法人住民税の減収額(推計) 149億円  
 令和4年度の法人税の減収額(推計) 2,135億円×法人住民税率7.0%

【点検結果】  
 ① 「平成30年度において現行税制を利用した事業者の実績を基に、適用税額が税額控除上限20%に当たる事業者の影響を除いたうえで算出」及び「会社標本調査」(国税庁)の平成30年度資本金1億円以下の利益計上法人の所得階級割合及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の平成30年度本件税制適用事業者の資本金階級及び所得階級割合、企業アンケートを基にした上乗せ要件適用割合等を用いてa～cの適用数を算出」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現)のうち、経済の好循環の実現に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。

② 達成目標(個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現)のうち、個人の所得水準の改善に対する過去の効果(令和元年度)が把握されていない。

③ 達成目標(個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現)のうち、個人の所得水準の改善に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

④ 達成目標(個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現)のうち、消費拡大に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の

要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 経済の好循環の実現に対する過去の効果(定量)  
 ※国内総生産(名目、年度)(内閣府 GDP統計)

年度	平成26	27	28	29	30	令和元
国内総生産(兆円)	518	533	537	548	548	552

② 個人の所得水準の改善に対する過去の効果(令和元年度)  
 国税庁「民間給与実態統計調査」のうち長期時系列データ「2-1 給与所得者数・給与額・税額」の平均(H列)を参照願います。

③ 個人の所得水準の改善に対する過去の効果(本特例措置の直接的な効果)  
 「1)達成目標」において、本税制措置が直接影響を及ぼす測定可能な指標として、適用企業における「本税制によるマクロの所得増加効果(額)」が考えられる。

《計算式》  
 本税制によるマクロの所得増加額=税制適用額÷控除率(%)×本税制が賃上げ実施のきっかけとなった企業の割合(%)

※試算の基となる考え方  
 内閣府ディスカッションペーパーD P17-2「アベノミクスにおける賃金・所得関連施策の効果試算(2017.5)」による

※「本税制が賃上げ実施のきっかけとなった企業の割合」については、中小企業庁が令和元年度に行った企業アンケート結果(現行税制分:39.4%、旧税制分:37.4%)を使用

《本件税制によるマクロの所得増加》

年度	マクロの所得増加額	摘要
平成26年度～29年度分	1.46兆円	内閣府により試算済み (内閣府経済財政諮問会議民間委員提出資料)
平成30年度分	0.69兆円	・現行税制分(平成30年4月1日事業年度開始事業分) 適用額40,482百万円÷控除率15%×本税制が賃上げのきっかけになった割合39.3%=106,063百万円  ・旧税制分 適用額157,318百万円÷控除率10%×本税制が賃上げのきっかけになった割合37.4%=588,369百万円
令和元年度分(推計)	0.57兆円	適用額2,164億円(推計)÷控除率15%×本税制が賃上げのきっかけになった割合39.3%=5,700億円
合計	2.72兆円	

④ 消費拡大に対する過去の効果(本特例措置の直接的な効果)  
 消費拡大について、本特例措置の直接的な効果を把握することは困難。

【点検結果】  
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

- ② 現時点において、当該資料では令和元年度の数値を確認することはできず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 評価書の《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》欄において、個人の所得水準の改善に対する過去の効果として示されている平均給与及び雇用者報酬に対する直接的効果が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】		
① 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。		
【経済産業省の補足説明】		
① 達成目標に対する将来の効果 「(1) 達成目標」において、本税制措置が直接影響を及ぼす測定可能な指標として、適用企業における「本税制によるマクロの所得増加効果（額）」が考えられる。		
《本件税制によるマクロの所得増加》		
年度	マクロの所得増加額	摘要
令和3年度	0.51兆円	適用額1,952億円（推計）÷控除率15%×本税制が賃上げのきっかけになった割合39.3%＝5,114億円
令和4年度	0.56兆円	適用額2,135億円（推計）÷控除率15%×本税制が賃上げのきっかけになった割合39.3%＝5,594億円
合計	1.07兆円	
【点検結果】		
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果（令和2年度）が予測されていないため、この点を課題とする。 また、令和3年度及び4年度の適用額（推計）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。		

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	所得拡大促進税制の見直し及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義、所得税:外)(国税20) (法人住民税:義)(自動連動)(地方税14)
		② 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>青色申告を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、①及び②の要件を満たすときは、その中小企業者等の給与等支給増加額の15%(③及び④の要件を満たすときは25%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額を超えること</p> <p>② 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の101.5%以上であること</p> <p>③ 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の102.5%以上であること</p> <p>④ 次のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>イ 教育訓練費の額が前1年の教育訓練費の額の110%以上であること</p> <p>ロ 経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたこと</p> <p>《要望の内容》</p> <p>経済の好循環のためには、企業が生み出した付加価値を従業員への給与に還元することを促し、所得の増加を通じた内需拡大を図ることが重要。</p> <p>他方で、足下では新型コロナウイルスにより中小企業の経営環境の悪化が続いており、賃上げはおろか、雇用の維持への懸念も広がっている状況。</p> <p>そのような中で、景気の早期回復を実現するためには、中小企業全体として雇用を守りつつ、地域の中小企業等での人材育成を促進し、賃上げによる所得の拡大を促す税制支援が引き続き必要。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税(租税特別措置法第10条の5の4、租税特別措置法施行令第5条の6の4)</li> <li>・法人税(租税特別措置法第42条の12の5、第68条の15の6、租税特別措置法施行令第27条の12の5、第39条の47)</li> <li>・地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第13項</li> </ul>
5	担当当局	経済産業省中小企業庁事業環境部企画課

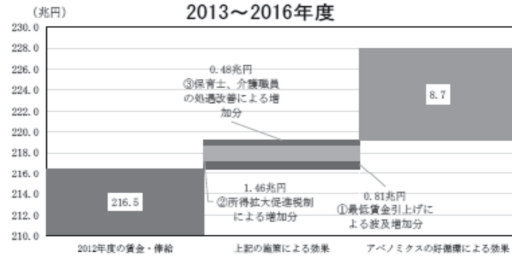
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成25年度 新設</p> <p>平成26年度 延長(平成29年度末まで)、拡充(雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等)</p> <p>平成27年度 拡充(雇用者給与等支給増加割合の要件緩和)</p> <p>平成28年度 拡充(雇用促進税制との併用禁止解除)</p> <p>平成29年度 拡充(中小企業に対する控除率の強化)</p> <p>平成30年度 延長(令和2年度末まで)、拡充(要件見直し、基準年度の撤廃)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>賃上げによる所得拡大を促す税制措置を実施することで、消費の拡大による経済の好循環を作り出し、持続的な経済成長を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)</p> <p>第2章 1. (4)消費など国内需要の喚起</p> <p>個人消費の回復に当たっては、様々な支援策の迅速な実行を通じて雇用と生活を守り抜くこと、そして検査体制の拡充や早期のワクチン・治療薬の開発・普及等を通じて感染リスクに対する国民の不安払拭に努めることに加え、ポストコロナ時代に向けて、デジタル化・リモート化の加速等を通じた生産性の向上と賃金上昇の下での自律的な消費拡大という好循環の実現が見通せるまでの間、政策的な需要の下支えを継続する。</p> <p>第3章 4. (2)所得向上策の推進、格差拡大の防止</p> <p>② 最低賃金の引上げ</p> <p>経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持する。</p> <p>他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)(抜粋)(抜粋)</p> <p>&lt;経済の現状&gt;</p> <p>我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押しされており、国難とも言うべき厳しい状況に置かれている。回復を支えてきた内需のうち、個人消費はサービスを中心に、イベントの中止や自粛・外出控えにより、消費者マインドの悪化も相まって停滞に陥っている。</p>

		<p>(中略)</p> <p>こうした中、アベノミクスの下で改善を続けてきた雇用・所得環境については、本年春季労使交渉では賃上げ率が昨年より幾分低下したものの引き続き多くの企業がベアを実施する一方で、感染症の影響を強く受け、パート・アルバイト労働者の収入が減少している。また、事業者は雇用調整助成金の活用等で何とか雇用維持を図ろうとしている一方、影響の大きい産業を中心に、求人の減少、派遣契約や採用内定の取消等の動きが現れ始めている。収束後の経済の力強い回復の実現に向け、事業活動の継続を強気に支援し、何としても雇用と生活を守り抜かなければならない。</p>																																	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p>																																	
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本件措置により、賃上げを後押しすることで、中小企業全体の雇用者所得の拡大を実現し、目標である消費拡大・経済の好循環に寄与する。</p>																																	
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>74,186</td> <td>86,614</td> <td>95,347</td> <td>117,332</td> <td>128,358</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>10,186</td> <td>15,509</td> <td>15,335</td> <td>16,946</td> <td>17,032</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>140,420</td> <td>153,616</td> <td>121,977</td> <td>133,443</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>17,117</td> <td>17,203</td> <td>16,180</td> <td>16,261</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和元年度以降は推計値</p>	年度	平成 26	27	28	29	30	法人税	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358	所得税	10,186	15,509	15,335	16,946	17,032	年度	令和 1	2	3	4	法人税	140,420	153,616	121,977	133,443	所得税	17,117	17,203	16,180	16,261
年度	平成 26	27	28	29	30																														
法人税	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358																														
所得税	10,186	15,509	15,335	16,946	17,032																														
年度	令和 1	2	3	4																															
法人税	140,420	153,616	121,977	133,443																															
所得税	17,117	17,203	16,180	16,261																															
	② 適用額	<p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>790</td> <td>1,050</td> <td>1,304</td> <td>1,815</td> <td>1,978</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>17</td> <td>35</td> <td>44</td> <td>55</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2,164</td> <td>2,367</td> <td>1,952</td> <td>2,135</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>90</td> <td>116</td> <td>67</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和元年度以降は推計値</p>	年度	平成 26	27	28	29	30	法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	所得税	17	35	44	55	70	年度	令和 1	2	3	4	法人税	2,164	2,367	1,952	2,135	所得税	90	116	67	86
年度	平成 26	27	28	29	30																														
法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978																														
所得税	17	35	44	55	70																														
年度	令和 1	2	3	4																															
法人税	2,164	2,367	1,952	2,135																															
所得税	90	116	67	86																															

	③ 減収額	<p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>790</td> <td>1,050</td> <td>1,304</td> <td>1,815</td> <td>1,978</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>137</td> <td>144</td> <td>168</td> <td>234</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>17</td> <td>35</td> <td>44</td> <td>55</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2,164</td> <td>2,367</td> <td>1,952</td> <td>2,135</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>279</td> <td>166</td> <td>137</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>90</td> <td>116</td> <td>67</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※法人住民税は財務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和元年度以降は推計値</p>	年度	平成 26	27	28	29	30	法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	法人住民税	137	144	168	234	255	所得税	17	35	44	55	70	年度	令和 1	2	3	4	法人税	2,164	2,367	1,952	2,135	法人住民税	279	166	137	149	所得税	90	116	67	86																										
年度	平成 26	27	28	29	30																																																																			
法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978																																																																			
法人住民税	137	144	168	234	255																																																																			
所得税	17	35	44	55	70																																																																			
年度	令和 1	2	3	4																																																																				
法人税	2,164	2,367	1,952	2,135																																																																				
法人住民税	279	166	137	149																																																																				
所得税	90	116	67	86																																																																				
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度以降高水準の賃上げが行われ、平均給与、雇用者報酬の増加、消費拡大が確認できる。</p> <p>○賃上げの推進 ※春季生活闘争による賃上げ率(日本労働組合総連合会(連合)調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃上げ率(%)</td> <td>2.07%</td> <td>2.20%</td> <td>2.00%</td> <td>1.98%</td> <td>2.07%</td> <td>1.90%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成 22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃上げ率(%)</td> <td>1.67%</td> <td>1.71%</td> <td>1.72%</td> <td>1.71%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○雇用の確保 ※就業者(総務省 労働力調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業者(万人)</td> <td>6,371</td> <td>6,401</td> <td>6,465</td> <td>6,530</td> <td>6,664</td> <td>6,724</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業者(万人)</td> <td>6,298</td> <td>6,293</td> <td>6,280</td> <td>6,326</td> </tr> </tbody> </table> <p>○個人の所得水準の改善 ※平均給与(国税庁 民間給与実態統計調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均給与(万円)</td> <td>3,614</td> <td>3,612</td> <td>3,562</td> <td>3,671</td> <td>3,716</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均給与(万円)</td> <td>3,547</td> <td>3,583</td> <td>3,521</td> <td>3,595</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成 26	27	28	29	30	令和元	賃上げ率(%)	2.07%	2.20%	2.00%	1.98%	2.07%	1.90%	年	平成 22	23	24	25	賃上げ率(%)	1.67%	1.71%	1.72%	1.71%	年度	平成 26	27	28	29	30	令和元	就業者(万人)	6,371	6,401	6,465	6,530	6,664	6,724	年度	平成 22	23	24	25	就業者(万人)	6,298	6,293	6,280	6,326	年度	平成 26	27	28	29	30	平均給与(万円)	3,614	3,612	3,562	3,671	3,716	年度	平成 22	23	24	25	平均給与(万円)	3,547	3,583	3,521	3,595
年	平成 26	27	28	29	30	令和元																																																																		
賃上げ率(%)	2.07%	2.20%	2.00%	1.98%	2.07%	1.90%																																																																		
年	平成 22	23	24	25																																																																				
賃上げ率(%)	1.67%	1.71%	1.72%	1.71%																																																																				
年度	平成 26	27	28	29	30	令和元																																																																		
就業者(万人)	6,371	6,401	6,465	6,530	6,664	6,724																																																																		
年度	平成 22	23	24	25																																																																				
就業者(万人)	6,298	6,293	6,280	6,326																																																																				
年度	平成 26	27	28	29	30																																																																			
平均給与(万円)	3,614	3,612	3,562	3,671	3,716																																																																			
年度	平成 22	23	24	25																																																																				
平均給与(万円)	3,547	3,583	3,521	3,595																																																																				

		<p>※雇用者報酬(内閣府 GDP 統計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用者報酬(兆円)</td> <td>261</td> <td>265</td> <td>271</td> <td>276</td> <td>285</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用者報酬(兆円)</td> <td>253</td> <td>255</td> <td>254</td> <td>256</td> </tr> </tbody> </table> <p>○消費拡大                  ※家計最終消費(除く持ち家の帰属家賃)(内閣府 GDP 統計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家計最終消費(兆円)</td> <td>242</td> <td>243</td> <td>241</td> <td>245</td> <td>247</td> <td>246</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家計最終消費(兆円)</td> <td>232</td> <td>233</td> <td>234</td> <td>243</td> </tr> </tbody> </table> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  ・令和3年度減収見込額 1,952 億円                  ↓                  ・本税制によるマクロの所得増加額 5,114 億円                  (令和3年度減収見込額 1,952 億円÷控除率 15%×本税制が賃上げ実施のきっかけとなったと回答した企業割合 39.3%(※令和元年度企業の雇状況等調査))</p> <p>※内閣府において、本税制の効果により平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間で、マクロで 1.46 兆円相当の賃金引き上げ効果があったとの試算。(内閣府経済財政諮問会議民間委員提出資料より)</p>	年度	平成 26	27	28	29	30	雇用者報酬(兆円)	261	265	271	276	285	年度	平成 22	23	24	25	雇用者報酬(兆円)	253	255	254	256	年度	平成 26	27	28	29	30	令和元	家計最終消費(兆円)	242	243	241	245	247	246	年度	平成 22	23	24	25	家計最終消費(兆円)	232	233	234	243
		年度	平成 26	27	28	29	30																																									
雇用者報酬(兆円)	261	265	271	276	285																																											
年度	平成 22	23	24	25																																												
雇用者報酬(兆円)	253	255	254	256																																												
年度	平成 26	27	28	29	30	令和元																																										
家計最終消費(兆円)	242	243	241	245	247	246																																										
年度	平成 22	23	24	25																																												
家計最終消費(兆円)	232	233	234	243																																												
<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>《税収減を是認するような効果の有無》                  賃上げを後押しし、経済の好循環を地域の中小企業にもたらす効果が期待される。</p>																																															

図表 2 賃金・所得関連施策の効果  
2013～2016年度



(備考) 内閣府政策統括官(経済財政分析担当)による推計。なお、①は最低賃金の引上げがパートタイム労働者の平均賃金を押し上げる効果を推計し、パートタイム労働者の平均賃金・年間労働時間及び常用雇用者数を用いて、マクロの増加額を算出。②は当該税制の適用額・減収見込み額及び税額控除率から、本税制の適用対象となった給与等支給増加額を求め、アンケート調査を利用し、当該税制が「賃上げの実施の判断を後押しした」と回答した企業の割合を乗じて算出。③は、保育士・介護職員については、一人当たり処遇改善額にそれぞれの人数を乗じて算出。2016年度の賃金・俸給は総雇用者所得の16年12月のまでの伸びを用いて、その他の数値は政府経済見通しの数値により延伸した。

11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>個人消費の拡大という政策目標を達成するには、全国万遍なく政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。</p> <p>雇用と所得の拡大を通じて好循環を創り出す他の支援措置として、地方拠点強化税制(のうち雇用促進税制)がある。雇用促進税制の目的は、地方における本社機能の拡充や、東京等からの本社移転に併せた雇用の場の創出であり、地方創生・地方-都市間格差の是正の役割を担っている。</p> <p>一方、本租税措置の目的は、雇用者の所得の拡大を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現であり、役割が異なる。</p> <p>少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う経済の好循環を地域の中小企業にもたらすことが重要。</p> <p>そのため、地域全体として雇用を守りつつ、賃金の引き上げの環境整備は、地域を問わず取り組んでいくべき課題であるから、法人税率に併せて法人住民税についても同様の効果を適用することが相当である。</p>
12	有識者の見解	—	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価:平成 29 年 8 月(H29 経産 03)	—



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産06）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長 (-)					
措置内容	平成30年度時点	-					
	令和元年度税制改正以後	青色申告書を提出する法人で中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）等であるもののうち中小企業等経営強化法の認定を受けた同法の中小企業者に該当するものが、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和3年3月31日までの間に、特定事業継続力強化設備等の取得等をして、これをその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定事業継続力強化設備等の取得価額の20%相当額の特別償却ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		地域のサプライチェーンの中核を担う企業をはじめ、多くの中小企業に取り組んでいただくことにより、自然災害等発生時における中小企業の事業の継続が可能となること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税			所得税			
関係条項		租税特別措置法第44条の2、第68条の20					
要望内容		防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象を拡充する。措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	R1	過去の政策評価の実績		H30経産08		区分	拡充・延長

## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業が自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う事前対策については、発生する自然災害等の種類、規模などにより様々であることから、一律に定量的な達成目標を示すことは困難であり、中小企業全体が、災害時における地域のサプライチェーンの維持等に必要なる事業継続力の強化を図ることが重要である。</p> <p>② 上記①の補足説明に同様。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「令和元年7月から令和2年6月における『経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告』をもとに中小企業庁が作成」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置に必要となる中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定事務については、経済産業局への事務委任により実施しているところ。記載の「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」については、一定期間ごとに、新規に認定した事業継続力強化計画について、事業者ごとの概要（本税制措置を活用する対象設備の金額等を含む）や認定状況を報告するための様式に基づき、経済産業局より報告されるもの。したがって、当該経済産業局からの報告の合計値そのものが本税制措置の適用数であることから、過去の適用数についての算出根拠（計算式等）は存在しない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「令和元年7月から令和2年6月における『経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告』をもとに中小企業庁が作成」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 過去の適用数についての上記(2)を踏まえ、将来の適用数については、「令和元年度に</p>

における税制活用予定の件数（令和元年9月～令和2年3月（7ヶ月間））は、約210件であり、一ヶ月当たり約30件、「令和2年4月～6月（3ヶ月間）の税制活用予定件数は120件であり、一ヶ月当たり約40件」であることを考慮すると、年度ごとに一ヶ月当たりの税制活用予定の件数が約10件ずつ増加することを踏まえ、以下の算定根拠により計算している。

令和2年度：一ヶ月当たり40件 × 12ヶ月 = 480件  
 令和3年度：一ヶ月当たり50件 × 12ヶ月 = 600件  
 令和4年度：一ヶ月当たり60件 × 12ヶ月 = 720件

## 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、「令和元年7月から令和2年6月における『経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告』をもとに中小企業庁が作成」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(2)のとおり、記載の「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」においては、本税制措置を活用する対象設備等の金額等を含むことから、当該経済産業局からの報告の合計値そのものが本税制措置の適用額であることを踏まえ、以下の算定根拠により計算している。（20%は本税制措置の特別償却率、23.2%は法人税率）      令和元年度：18.2億円 × 20% × 23.2% = 約0.85億円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、「令和元年7月から令和2年6月における『経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告』をもとに中小企業庁が作成」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 過去の減収額についての上記(4)も踏まえ、将来の減収額については、直近の経済産業局からの報告である令和元年9月～令和2年6月の本税制措置の活用を予定している事業継続力強化計画の認定をうけた事業者において、1者当たりの平均投資額が約900万円（約29億円÷約330者）であり、上記(3)の「将来の適用数」も活用し、以下の算定根拠により計算している。（20%は本税制措置の特別償却率、23.2%は法人税率）      令和2年度：43.2億円 × 20% × 23.2% = 約2.00億円      令和3年度：54.0億円 × 20% × 23.2% = 約2.51億円      令和4年度：64.8億円 × 20% × 23.2% = 約3.01億円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進）の測定指標が示されておらず、達成目標に対する過去の効果を定量的に把握することができない。</p>
---

【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進）の測定指標が示されておらず、達成目標に対する将来の効果を定量的に予測することができない。
【経済産業省の補足説明】 ① 中小企業が自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う事前対策については、発生する自然災害等の種類、規模などにより様々であることから、一律に定量的な達成目標を示すことは困難であり、中小企業全体が、災害時における地域のサプライチェーンの維持等に必要な事業継続力の強化を図ることが重要である。
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

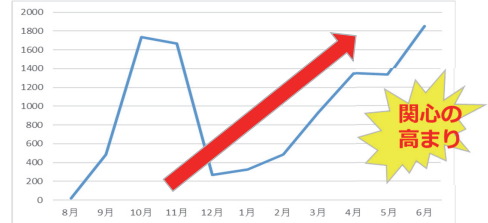
点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の拡充及び延長	
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税21)	
	①: 政策評価の対象税目		
	②: 上記以外の税目	—	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の20%の特別償却が適用できる。 《要望の内容》 豪雨災害や台風等の昨今の激化する自然災害や新型コロナウイルス感染症への事前対策を強化するため、防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象を拡充するとともに、適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第11条の3 租税特別措置法施行令第6条の2 法人税 租税特別措置法第44条の2、第68条の20 租税特別措置法施行令第28条の5、第39条の52	
	5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室
	6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:令和元年度～令和4年度
	7	創設年度及び改正経緯	令和元年度 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和2年度末まで)
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)	
9	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国では、近年、全国各地で自然災害が頻発しており、多くの中小企業が被災している。とりわけ今年は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大のリスクも顕在化しており、こうした自然災害等のリスクは、個々の事業者だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼす恐れがあり、中小企業の自然災害等への事前対策の取組を促進する必要がある。 しかしながら、従来から自然災害等への備えとして、BCP(事業継続計画)の普及啓発を行っているが、「ノウハウがない」、「どのように策定してよいか分からない」との声が多くの中小企業の経営者から聞かれ	
	①: 政策目的及びその根拠		

	<p>ており、BCPの策定が進まなかった背景がある。</p> <p>そこで経済産業省では、令和元年7月に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第二十一号)」を施行し、中小企業等経営強化法において、中小企業が策定した防災・減災対策にかかる実行性のある取組を「事業継続力強化計画」として経済産業大臣が認定する制度を創設した。令和2年6月末日までに、10,000件を超える計画を認定している。</p> <p>事業継続力強化計画は、中小企業が自社の自然災害等のリスクを認識し、防災・減災対策の第一歩目として取り組むために、必要な項目を盛り込んだものである。従来のBCPと比較して、より実行性のある取組とするため、簡潔な計画となっており、地域のサプライチェーンの中核を担う企業をはじめ、多くの中小企業に取り組みをいただくことにより、自然災害等発生時における中小企業の事業の継続が可能となることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業等経営強化法第60条(中小企業者の事業継続力強化に資するための措置)では、「国、地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に資する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。</p> <p>(以下参考) ・中小企業等経営強化法第2条第16項(定義) この法律において、「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実行性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。</p> <p>・中小企業等経営強化法第3条(基本方針) 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</p> <p>第3項 三 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項 イ 単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項 (1) 自然災害等が発生した場合における対応手順 (2) 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置 (3) 事業活動を継続するための資金の調達手段 (4) 親事業者(下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十</p>
--	---

		<p>五号)第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。)、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力</p> <p>(5) 事業継続力強化の実効性を確保するための取組</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組</p> <p>ロ 連携して行う事業継続力強化(以下「連携事業継続力強化」という。)の内容に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 連携事業継続力強化における連携の態様</p> <p>(2) 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置</p> <p>(3) 地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力</p> <p>(4) 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組</p> <p>ハ 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項</p>										
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済</p> <p>経営安定・取引適正化</p>										
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>本税制を活用し、防災・減災設備導入を行った事業者に対してヒアリングを実施したところ、まだ当該設備の活用に至った事例は少ないが、令和2年7月豪雨の際にも、計画の策定等を通じて事前対策の有効性を実感したとの声があった。今後も自然災害が頻発する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。</p>										
10: 有効性等	①: 適用数	<p>(単位:件)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>210</td> <td>480</td> <td>600</td> <td>720</td> </tr> </table> <p>(出典:令和元年7月から令和2年6月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成、令和元年度は実績値、令和2年度以降は認定状況による推計値)</p>		令和1	2	3	4	適用件数	210	480	600	720
		令和1	2	3	4							
適用件数	210	480	600	720								
②: 適用額	<p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>18.2</td> <td>43.2</td> <td>54.0</td> <td>64.8</td> </tr> </table> <p>(出典:令和元年7月から令和2年6月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成、令和元年度は実績値、令和2年度以降は認定状況による推計値)</p>		令和1	2	3	4	適用額	18.2	43.2	54.0	64.8	
	令和1	2	3	4								
適用額	18.2	43.2	54.0	64.8								

③: 減収額	(単位:億円)																																				
	令和1	2	3	4																																	
法人税	0.85	2.00	2.51	3.01																																	
<p>(出典:令和元年7月から令和2年6月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成、令和元年度は実績値、令和2年度以降は推計値)</p>																																					
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業強靱化法の施行(令和元年7月)以降、令和2年6月末までに10,000件を超える事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組への関心は確実に高まっている。</p> <p>更に、防災・減災設備投資を通じた実行性のある事業継続力強化計画の認定も増加傾向にあることから、中小企業の防災・減災のための設備投資の機運が高まっている。</p>																																				
	<p>(件) 【事業継続力強化計画の認定状況】</p>  <p>【令和元年度】</p> <table border="1"> <tr> <td>認定月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>令和2年1月</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>19</td> <td>486</td> <td>1,737</td> <td>1,667</td> <td>266</td> <td>324</td> </tr> </table> <p>【令和2年度】</p> <table border="1"> <tr> <td>認定月</td> <td>令和2年2月</td> <td>3月</td> <td>合計(令和元年度)</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>484</td> <td>937</td> <td>5,920</td> </tr> </table> <p>【令和2年度】</p> <table border="1"> <tr> <td>認定月</td> <td>令和2年4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>合計(令和2年度)</td> <td>合計(累計)</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>1,353</td> <td>1,333</td> <td>1,852</td> <td>4,538</td> <td>10,458</td> </tr> </table> <p>(令和元年7月から令和2年6月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成、過年度申請及・確認及び、計画の変更があるため、今後も増加の可能性がある。)</p> <p>【本税制を活用した防災・減災設備投資の状況】</p> <p>令和元年9月から令和2年3月(7ヶ月間)における本税制を活用した設備投資額は、約18.2億円であり、令和2年4月から6月(3ヶ月間)における設備投資額は、約10.2億円となっており、中小企業の防災・減災関連の設備投資のニーズが顕在化している。</p>				認定月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年1月	認定件数	19	486	1,737	1,667	266	324	認定月	令和2年2月	3月	合計(令和元年度)	認定件数	484	937	5,920	認定月	令和2年4月	5月	6月	合計(令和2年度)	合計(累計)	認定件数	1,353	1,333	1,852	4,538
認定月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年1月																															
認定件数	19	486	1,737	1,667	266	324																															
認定月	令和2年2月	3月	合計(令和元年度)																																		
認定件数	484	937	5,920																																		
認定月	令和2年4月	5月	6月	合計(令和2年度)	合計(累計)																																
認定件数	1,353	1,333	1,852	4,538	10,458																																

<p style="text-align: center;">(円)</p> <p style="text-align: center;">2,000,000,000 1,800,000,000 1,600,000,000 1,400,000,000 1,200,000,000 1,000,000,000 800,000,000 600,000,000 400,000,000 200,000,000 0</p> <p style="text-align: center;">災害時等に備えた発電設備等      洪水等に備えた止水板等      地震等に備えた免震装置等      その他消火設備、浄水装置等</p>					
(令和元年度実績)					
対象設備の種類 (令和元年度)	発電設備等	止水板等の洪水対策設備	免震装置等の地震対策設備	その他	合計
設備投資金額 (百万円)	1,233.6	327.5	59.4	199.7	1,820.2
(令和2年度実績)					
対象設備の種類	発電設備等	止水板等の洪水対策設備	免震装置等の地震対策設備	その他	合計
設備投資金額 (百万円)	637.7	142.1	15.0	196.2	991.0
(累計実績)					
対象設備の種類	発電設備等	止水板等の洪水対策設備	免震装置等の地震対策設備	その他	合計
設備投資金額 (百万円)	1871.3	469.6	74.4	395.9	2,811.2
<p>(令和元年7月から令和2年6月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成、過年度申請・確認及び、計画の変更があるため、今後も増減の可能性が有る。)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。                  本税制を活用し、防災・減災設備導入を行った事業者に対してヒアリ</p>					

		<p>ングを実施したところ、まだ当該設備の活用に至った事例は少ないが、令和2年7月豪雨の際にも、計画の策定等を通じて事前対策の有効性を実感したとの声があった。今後も自然災害が発生する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>税制を活用し、防災・減災設備導入を行った事業者に対してヒアリングを実施したところ、まだ当該設備の活用に至った事例は少ないが、令和2年7月豪雨の際にも、計画の策定等を通じて事前対策の有効性を実感したとの声があった。今後も自然災害が発生する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>現行制度は、特別償却の適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、本税制を利用するためには、中小企業等経営強化法に基づき、事業継続力強化計画の認定を受ける必要があり、国の指針に基づき、事業継続力の強化を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実行性の高い防災・減災対策の実行のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備(機械装置、器具備品、建物附属設備)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能としている。更に、設備を一定要件の下、明示的に限定することで、確実に防災・減災対策に資する設備投資の導入を促進すべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>令和元年7月に本税制の適用が開始されてからまだ間もなく、中小企業が行う設備投資の意思決定には時間がかかる点や、中小企業が行う豪雨災害などの自然災害や新型コロナウイルス感染症に資する事前対策の強化は、今後も喫緊の課題である点を踏まえ、本税制の対象に豪雨災害などの自然災害等を踏まえた設備を追加するとともに、適用期限を延長することで、より中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能となる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—



	③：地方公共団体が協力する相当性	本税制を活用し、中小企業の防災・減災設備投資を促進することにより、自然災害等発生時においても中小企業が事業を継続することにより、地域経済の停滞を防ぐことが可能となる。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 経産 08)





＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産07）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(研究開発税制))				
措置内容	平成30年度時点	<p>(1) 試験研究費総額の6～10%（増減試験研究費割合に応じた税額控除割合）（平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度（特例年度）は6～14%）の税額控除（当期の法人税額の25%（特例年度において試験研究費割合が10%を超える場合にはその割合に応じ25%～35%）を限度）ができる。</p> <p>(2) 中小企業者等の試験研究費の額については、その総額の12%の税額控除（当期の法人税額の25%（特例年度において試験研究費割合が10%を超える場合にはその割合に応じ25%～35%）を限度）ができる。</p> <p>なお、特例年度において、増減試験研究費割合が5%を超える場合には、上記の12%の割合をその増減試験研究費割合に応じ12%～17%とするとともに、税額控除額の上限を当期の法人税額の35%とする。</p> <p>(3) 特別試験研究費総額の20%（特別試験研究機関等と共同して行う試験研究費等については30%）の税額控除（(1)(2)とは別枠で当期の法人税額の5%程度）ができる。</p> <p>(4) 平成20年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額のうち平均売上金額の10%を超える部分の金額について超過税額控除割合の税額控除（(1)～(3)とは別枠で当期の法人税額の10%を限度）ができる（(1)(2)の下線部分との選択適用）。</p>			
	令和元年度税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記(1)の制度について、税額控除割合カーブの転換点を増減試験研究費割合8%にする等の見直しを行うとともに、試験研究費割合が10%を超える場合には税額控除割合を試験研究費割合に応じて割り増す措置を新設</li> <li>上記(2)の制度について、増減試験研究費割合が5%を超える場合における特例の適用要件を増減試験研究費割合が8%を超える場合とし、試験研究費割合が10%を超える場合には税額控除割合を試験研究費割合に応じて割り増す措置を新設</li> <li>上記(3)の制度について、対象となる特別試験研究費の範囲に一定の民間委託研究を追加する等の見直しを行うとともに、税額控除額の上限を当期の法人税額の10%（改正前：5%）に引上げ</li> <li>上記(4)の制度を廃止（平成31年4月1日前に開始した事業年度について適用）</li> </ul>			
	令和2年度税制改正以後	研究開発税制のうち特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除制度について、対象となる特別試験研究に、特定用途医薬品、特定用途医療機器又は特定用途再生医療等製品に関する試験研究で、国立研究開発法人医療基盤・健康・栄養研究所から助成金の交付を受けてその対象となった期間に行われるものを追加			
政策目的	我が国の研究開発投資総額（平成30年度：19.5兆円）の約7割（同：14.2兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自立的なイノベーションエコシステムを構築すること。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税	所得税		
関係条項	租税特別措置法第42条の4、第68条の9				
要望内容	企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、総額型の控除上限引上げを行うとともに、経済のデジタル化等に伴う研究開発手法の変化に合わせた制度の見直し等を行い、措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。				
創設年度	S42	過去の政策評価の実績	H22経産15、H23経産14、H24経産14、H25経産26、H26経産13、H28経産14、H30経産07、R1経産05	区分	拡充・延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	9,895	339,473,038	-	4,290,904
H24	11,177	395,158,154	-	4,251,834
H25	12,703	623,974,697	40.9%	4,744,485
H26	12,080	664,865,200	36.4%	5,158,141
H27	12,081	614,210,324	31.9%	3,876,827
H28	12,262	592,586,049	31.8%	3,434,533
H29	11,956	666,007,068	28.6%	3,883,009
H30	10,241	621,574,235	26.1%	4,656,564

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要な有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。
【経済産業省の補足説明】
① 政策目標についてはこれまで、「科学技術基本計画」に基づき、民間研究開発投資の対GDP比率を2020年頃までに3%以上とするという目標を、本税制の政策目標として設定していた。他方、現在の「科学技術基本計画」の対象期間が本年度までであることから、現在内閣府において次期「科学技術・イノベーション基本計画」策定の議論を行っており、研究開発投資に係る新たな政策目標については12月14日に行われる予定の第11回総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会において議論がなされる予定。本税制の政策目標は、左記委員会において議論された結果としてまさにこの次期「科学技術・イノベーション基本計画」において定められる目標となるものであるため、現段階において明示することは困難。今後、目標が設定され次第、早急に反映したい。
<参考：総合科学技術・イノベーション会議第8回基本計画専門調査会（令和2年9月10日）資料8「科学技術・イノベーション基本計画の策定に向けたスケジュール」> <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kihon6/8kai/siryo8.pdf">https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kihon6/8kai/siryo8.pdf</a>
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和元年度の法人住民税）が把握されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 過去の減収額（令和元年度の法人住民税）については、まず、中小企業技術基盤強化税制部分に関しては、法人住民税割の税率が令和元年9月30日まで12.9%、令和元年10月1日以降7%であることから、令和元年度の法人税の減収額である309億円に期間按分してこの割合を乗じ、31億円とした。算出方法は以下の通り。 309億円（令和元年度の法人税額）×1/2（期間按分）×12.9%+309億円（令和元年度の法人税額）×1/2（期間按分）×7%=31億円 また、オープンイノベーション型の過去の減収額（令和元年度の法人住民税）については、中小企業技術基盤強化税制と同様の方法により算出し、0.37億円とした。算出方法は以下の通り。 3.7億円（令和元年度の法人税額）×1/2（期間按分）×12.9%+3.7億円（令和元年度の法人税額）×1/2（期間按分）×7%=0.37億円
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和2年度の法人住民税）が予測されていない。
② 将来の減収額（令和3年度及び4年度の法人税及び法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 将来の減収額（令和2年度の法人住民税）については、令和2年度の法人税の減収額に法人住民税割の税率である7%を乗じた額として予測し、中小企業技術基盤強化税制分12億円、オープンイノベーション型0.24億円とした。算出方法は以下の通り。 <中小企業技術基盤強化税制> 165億円（令和2年度の法人税額）×7%=12億円 <オープンイノベーション型> 3.4億円（令和2年度の法人税額）×7%=0.24億円
② 将来の減収額（令和3年度及び4年度の法人税及び法人住民税）については、
(A) 総額型 令和3年度及び4年度における減収見込額の算出方法を明示するため、別紙1を修正したい。
(B) 中小企業技術基盤強化税制 (ア) 将来の減収額（令和3年度の法人税及び法人住民税） 将来の減収額（令和3年度の法人税）については、別紙1の11.で算出した経産省アンケートベースの減収額（令和3年度809百万円）に対し、経産省アンケート（R1）で得られた平成30年度データのカバー率（1,287百万円÷35,676百万円=3.61%）で割戻し、中小企業分として、22,424百万円を算出した上で、平成29年度及び平成30年度における資本金1億円以下の法人に対するそれ以外の法人の活用実績の割合である0.32%を乗じた額である72百万円を加算し、22,496百万円（225億円）とした。 将来の減収額（令和3年度の法人住民税）については、将来の減収額（令和3年度の法人税）である22,496百万円に法人住民税率である7%を乗じた額として算出し、16億円とした。
(イ) 将来の減収額（令和4年度の法人税額及び法人住民税） (ア) 将来の減収額（令和3年度の法人税及び法人住民税）で算出した方法と同様に算出し、将来の減収額（令和4年度の法人税）については、235億円、将来の減収額（令和4年の法人住民税）については16億円とした。具体的な算出方法は以下

<p>の通り。                  &lt;将来の減収額（令和4年度の法人税）&gt;                  842百万円（経産省アンケートベースの令和4年度の減収額（別紙1の11.ご参照）÷3.61%（経産省アンケート（R1）で得られた平成30年度データのカバー率×（100%+0.32%（平成29年度及び平成30年度における資本金1億円以下の法人に対するそれ以外の法人の活用実績の割合））=23,454百万円（235億円）                  &lt;将来の減収額（令和4年の法人住民税）&gt;                  23,454百万円×7%=1,641百万円（16億円）</p> <p>(C)オープンイノベーション型                  (A)総額型と同様に、令和3年度及び4年度における経産省アンケートベースでの減収見込額（49億円、50億円）を試算した。租税特別措置の適用実態調査によると、平成30年度のオープンイノベーション型の活用実績は、84億円であり、経産省アンケートで得られた平成30年度のオープンイノベーション型活用実績は、52億円であることから、カバー率を61.90%と算出した。                  &lt;カバー率：52億円÷84億円=61.90%&gt;                  経産省アンケートベースでの減収見込額（49億円、50億円）を、カバー率（61.90%）で割り戻して得られた額79億円、81億円を、令和3年度及び4年度の法人税の減収額とした。                  &lt;令和3年度の法人税の減収額：49億円÷61.90%=79億円&gt;                  &lt;令和4年度の法人税の減収額：50億円÷61.90%=81億円&gt;                  将来の減収額（法人住民税）については、将来の減収額（法人税）のうち資本金1億円以下の法人によるものの割合を令和2年度と同程度（4.4%）として令和3年度3.5億円、令和4年度3.6億円と見込み、法人住民税率である7%を乗じた0.25億円とした。なお、評価書では、旧税率である12.9%で計算した0.44億円と誤って記載していたので、評価書を修正したい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。                  ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙1中「野村證券株式会社「2020～2021年度の企業業績見直し」（2020年9月）※における、業種ごとの対平成30年度比での経常利益の減少率及び試験研究費の減少率（便宜的に売上高の減少幅率を使用）」及び「経産省アンケートにおける平成30年度の法人税額と試験研究費」について、計算に用いた数値が明らかでないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。                  ② 所期の達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>② 研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、研究開発税制（総額型）の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。                  ② 「研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、研究開発税制（総額型）の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている」との説明では、本特例措置の直接的な効果が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 政策目標についてはこれまで、「科学技術基本計画」に基づき、民間研究開発投資の対GDP比率を2020年頃までに3%以上とするという目標を、本税制の政策目標として設定していた。他方、現在の「科学技術基本計画」の対象期間が本年度までであることから、現在内閣府において次期「科学技術・イノベーション基本計画」策定の議論を行っており、研究開発投資に係る新たな政策目標については12月14日に行われる予定の第11回総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会において議論がなされる予定。本税制の政策目標は、左記委員会において議論された結果としてまさにこの次期「科学技術・イノベーション基本計画」において定められる目標となるものであるため、現段階において明示することは困難。今後、目標が設定され次第、早急に反映したい。                  &lt;参考：総合科学技術・イノベーション会議第8回基本計画専門調査会（令和2年9月10日）資料8「科学技術・イノベーション基本計画の策定に向けたスケジュール」&gt;  <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kihon6/Skai/siryu8.pdf">https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kihon6/Skai/siryu8.pdf</a></p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義、所得税:外)(国税 23) (法人住民税:義)(地方税 32)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額(国税)から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。
		《要望の内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 具体的には、世界の産業構造が新型コロナウイルス感染症の影響もあり急速に変化しつつある中、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、総額型の控除上限引上げを行うとともに、経済のデジタル化等に伴う研究開発手法の変化に合わせた制度の見直し等を行う。  ○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化(国税庁 Q&A における「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化) ○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等) ○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長(2年間延長(令和4年度末まで)) ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長(2年間延長(令和4年度末まで)) ○中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長(2年間延長(令和4年度末まで)) 等  《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条、第42条の4、第68条の9
5	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度

7	創設年度及び改正経緯		<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型:昭和42年度創設</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設</li> <li>・特別試験研究費税額控除制度:平成5年度創設</li> <li>・総額型:平成15年度創設</li> <li>・高水準型:平成20年度創設</li> <li>・平成26年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更</li> <li>・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に引上げる(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに適用期限の定めなし))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から20%又は30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。</li> <li>・平成29年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第4次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。</li> <li>・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の5%から10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設(令和2年度末まで)。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長(令和2年度末まで)</li> </ul>
	8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入</li> <li>○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化(国税庁 Q&amp;A における「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化)</li> <li>○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等)</li> </ul> <p>(以上、適用期限の定めなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ</li> <li>○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長</li> <li>○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置</li> <li>○中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み</li> </ul> <p>(以上、令和3年4月1日~令和5年3月31日(2年間))</p>
		9	必要性等



	<p>《政策目的の根拠》                  ○統合イノベーション戦略 2020 [令和 2 年 7 月 17 日閣議決定]                  第三部 各論                  第 3 章 知の社会実装                  (3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進                  ○目標                  &lt;研究開発投資の促進&gt;                  ・政府研究開発投資目標 (対 GDP 比 1% (第 5 期基本計画期間中の GDP の名目成長率を第 5 期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」(2015 年 7 月 22 日経済財政諮問会議提出)の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約 26 兆円となる。)) 及び官民研究開発投資目標 (対 GDP 比 4%以上)の達成                  &lt;民間研究開発投資の促進&gt;                  ○先進技術の社会実装等の促進に向け、AI 等ソフトウェアの研究開発及びそれを活用した新たなサービスの社会実装を強化するため、民間の研究開発投資を支援する関連制度等の見直しを検討する。                  ○経済財政運営と改革の基本方針 2020 (骨太の方針) [令和 2 年 7 月 17 日閣議決定]                  第 1 章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて                  5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革                  (2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進                  ～略～また、科学技術・イノベーション政策では、創薬研究、デジタル化・リモート化や AI・ロボットなどの社会課題解決に資する分野を中核に据えて取り組む。その際、予算の質の向上を図りながら、官民連携による戦略的な研究開発投資を促進し、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現につなげる。～略～                  第 2 章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く                  1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ 「ウィズコロナ」の経済戦略                  (4) 消費など国内需要の喚起                  ～略～このため、AI・量子技術・水素等の脱炭素など最先端分野における研究開発を加速するとともに、複数年の取組である中小企業生産性革命推進事業をはじめとする予算、出資・ファンド拡充による金融支援のほか、税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。～略～                  ○成長戦略フォローアップ[令和 2 年 7 月 17 日閣議決定]                  4. オープン・イノベーションの推進                  (2) 新たに講ずべき具体的施策                  ① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進                  ア) 企業発オープン・イノベーションの促進                  ・工場等の現場データの活用について、民間企業によるソフトウェアの研究開発・実装を促進するための環境整備を行う。                  ○Beyond 5G 推進戦略 -6G へのロードマップ-[令和 2 年 6 月 30 日総務省]                  4. Beyond 5G 推進戦略                  4-2. 研究開発戦略</p>
--	--

		(3) 具体的な施策 (研究開発税制による支援) 国の研究開発及び研究開発支援に加えて、民間による研究開発を強力に後押しするよう、研究開発税制において、デジタル関連の研究開発が十分に支援できているかを検証し、必要な改正を実施する。
	②: 政策体系における政策目的的位置付け	経済成長 技術革新
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対 GDP 比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(Kasahara et al.(2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が 3.0~3.4%増加した。また、平成 30 年度経済産業省アンケート調査では約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
10	有効性等	①: 適用数 ○適用事業者(法人)数実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分) <総額型> 平成 28 年度 3,568 法人(781 法人) 平成 29 年度 4,102 法人(1,186 法人) 平成 30 年度 3,822 法人(1,017 法人) 令和元年度 3,625 法人(965 法人)(見込み) 令和 2 年度 3,625 法人(965 法人)(見込み) <中小企業技術基盤強化税制> 平成 28 年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成 29 年度 5,411 法人(5,391 法人) 平成 30 年度 5,690 法人(5,674 法人) 令和元年度 5,389 法人(5,374 法人)(見込み) 令和 2 年度 5,389 法人(5,374 法人)(見込み) <オープンイノベーション型> 平成 28 年度 397 法人(189 法人) 平成 29 年度 503 法人(234 法人) 平成 30 年度 580 法人(283 法人) 令和元年度 596 法人(291 法人)(見込み) 令和 2 年度 596 法人(291 法人)(見込み) ※平成 28~30 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※令和元年度、令和 2 年度は、「令和 2 年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。

○将来推計  
 <令和3年度>  
 ・総額型 3,625/事業年度  
 ・中小企業技術基盤強化税制 5,389/事業年度  
 ・オープンイノベーション型 596/事業年度

<令和4年度>  
 ・総額型 3,625/事業年度  
 ・中小企業技術基盤強化税制 5,389/事業年度  
 ・オープンイノベーション型 596/事業年度

※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和3年度、令和4年度は、令和2年度推計値と同数とした。

○業種別適用件数(実績)  
 業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型いずれも下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成30年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	3,822	1,017
製造業	2,592	600
化学工業	480	78
機械製造業	357	100
電気機械	295	66
食料品	248	60
輸送用機械	225	21
金属製品	180	56
その他製造業	807	219
サービス業	450	175
卸売業	360	135
その他	420	107

(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成30年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	5,690	5,302
製造業	3,605	3,602
化学工業	471	471
機械製造業	482	482
電気機械	450	450
食料品	342	341
輸送用機械	142	141

金属製品	414	414
その他製造業	1,304	1,303
サービス業	727	725
卸売業	855	852
その他	503	123

(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成30年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	580	283
製造業	339	140
化学工業	79	25
機械製造業	38	15
電気機械	38	17
食料品	22	8
輸送用機械	29	6
金属製品	29	24
その他製造業	104	45
サービス業	96	67
卸売業	59	39
その他	86	37

(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税課本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、平成30年度の適用は5人(適用金額0百万円)となっている。それ以前の平成28・29年度の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

②:適用額

【国税】  
 ○減収額実績(うち、資本金1億円以下の法人分)  
 <総額型>  
 平成28年度 4,939億円(48億円)  
 平成29年度 6,102億円(64億円)  
 平成30年度 5,751億円(57億円)  
 令和元年度 4,325億円(43億円)(見込み)  
 令和2年度 3,803億円(38億円)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>  
 平成28年度 260億円(257億円)  
 平成29年度 297億円(296億円)  
 平成30年度 357億円(357億円)  
 令和元年度 309億円(308億円)(見込み)  
 令和2年度 165億円(165億円)(見込み)



<p>&lt;オープンイノベーション型&gt;                  平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)                  平成 29 年度 81 億円(1.8 億円)                  平成 30 年度 84 億円(3.7 億円)                  令和元年度 85 億円(3.7 億円)(見込み)                  令和 2 年度 78 億円(3.4 億円)(見込み)</p>	
<p>○将来推計                  &lt;令和 3 年度&gt;                  ・総額型 5,387 億円                  ・中小企業技術基盤強化税制 225 億円                  ・オープンイノベーション型 79 億円</p>	
<p>&lt;令和 4 年度&gt;                  ・総額型 5,846 億円                  ・中小企業技術基盤強化税制 235 億円                  ・オープンイノベーション型 81 億円</p>	
<p>※平成 28～30 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。                  ※令和元年度、令和 2 年度及び将来推計は、「令和 2 年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。</p>	
<p>【地方税】                  ○減収額実績                  &lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;                  平成 28 年度 34 億円                  平成 29 年度 38 億円                  平成 30 年度 46 億円                  令和元年度 31 億円(見込み)                  令和 2 年度 12 億円(見込み)</p>	
<p>&lt;オープンイノベーション型&gt;                  平成 28 年度 0.21 億円                  平成 29 年度 0.24 億円                  平成 30 年度 0.44 億円                  令和元年度 0.37 億円(見込み)                  令和 2 年度 0.24 億円(見込み)</p>	
<p>○将来推計                  &lt;令和 3 年度&gt;                  ・中小企業技術基盤強化税制 16 億円                  ・オープンイノベーション型 0.25 億円</p>	
<p>&lt;令和 4 年度&gt;                  ・中小企業技術基盤強化税制 16 億円                  ・オープンイノベーション型 0.25 億円</p>	

<p>※平成 28～30 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」により把握。                  ※令和元年度、令和 2 年度及び将来推計は、国税における適用額の推計のうち、資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(7.0%)を乗じた数(令和元年度については適用額の半数を法人住民税率 12.9%として按分)を計上した。</p>		
<p>○業種別適用金額(実績)                  業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及びオープンイノベーション型(化学工業)の割合が高くなっている。                  総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が 24.0%と非常に高いこと、また、オープンイノベーション型については、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が 19.1%と非常に高く、オープンイノベーションを積極的に進めているためと考えられる。</p>		
<p>○平成 30 年度総額型適用金額 (単位:百万円)</p>		
業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	575,132	5,746
製造業	470,361	3,625
化学工業	99,560	1,039
機械製造業	58,715	424
電気機械	60,148	309
食料品	12,914	327
輸送用機械	138,122	143
金属製品	4,727	181
その他製造業	96,175	1,202
サービス業	10,903	693
卸売業	26,357	412
その他	67,511	1,016
<p>(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))</p>		
<p>○平成 30 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)</p>		
業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	35,736	35,676
製造業	27,183	27,176
化学工業	6,813	6,813
機械製造業	2,759	2,759
電気機械	3,443	3,443
食料品	2,206	2,201
輸送用機械	1,465	1,464
金属製品	1,884	1,884
その他製造業	8,613	8,612
サービス業	2,274	2,270

	卸売業	4,329	4,300																					
	その他	1,950	1,930																					
	(出典: 租税特別措置の適用実態調査(財務省))																							
	○平成30年度オープンイノベーション型適用金額 (単位: 百万円)																							
	業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)																					
	総計	8,403	370																					
	製造業	6,537	235																					
	化学工業	3,601	156																					
	機械製造業	832	20																					
	電気機械	430	17																					
	食料品	67	9																					
	輸送用機械	963	2																					
	金属製品	21	8																					
	その他製造業	623	23																					
	サービス業	333	50																					
	卸売業	213	28																					
	その他	1,320	57																					
	(出典: 租税特別措置の適用実態調査(財務省))																							
	※なお、総務省「科学技術研究調査」令和元年調査結果(平成30年度実績)によれば、民間研究開発投資額(143.3兆円)のうち、製造業の割合は86.5%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(21.5%)」、「医薬品製造業(9.9%)」、「電気機械器具製造業(8.9%)」、「情報通信機械器具製造業(8.3%)」となっているほか、非製造業の割合は13.5%となっている。																							
③: 減収額	適用額に同じ。																							
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>回復基調にあった我が国の研究開発費の対GDP比率は、2014年度をピークに下降傾向にあり、2017年度に上昇傾向に転じたが、まだ2014年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。</p> <p>よって、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上」及び「民間企業研究開発投資を対GDP比の3%以上」という目標を達成できていない。</p> <p>対GDP研究開発投資比率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td>3.57%</td> <td>3.66%</td> <td>3.55%</td> <td>3.43%</td> <td>3.48%</td> <td>3.56%</td> </tr> <tr> <td>民間企業研究開発投資額</td> <td>2.50%</td> <td>2.62%</td> <td>2.57%</td> <td>2.48%</td> <td>2.52%</td> <td>2.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: 科学技術研究調査(総務省)、国民経済計算(内閣府))</p>				2013	2014	2015	2016	2017	2018	研究開発投資総額	3.57%	3.66%	3.55%	3.43%	3.48%	3.56%	民間企業研究開発投資額	2.50%	2.62%	2.57%	2.48%	2.52%	2.60%
	2013	2014	2015	2016	2017	2018																		
研究開発投資総額	3.57%	3.66%	3.55%	3.43%	3.48%	3.56%																		
民間企業研究開発投資額	2.50%	2.62%	2.57%	2.48%	2.52%	2.60%																		

		<p>そのため、「官民合わせた研究開発費の対GDP比4%以上」及び「民間企業研究開発投資の対GDP比3%以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>研究論文(Kasahara et al.(2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が3.0~3.4%増加した。</p> <p>○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(2年間延長(4年度末まで)) ○中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(2年間延長(4年度末まで)) ○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等)</p> <p>企業は、通常、研究開発等の企業行動により期待される税額控除の大きさを期待収益として取り込んだ上で、投資の可否を判断し、計画を策定する。税制が企業行動へのインセンティブ効果を持つためには予見可能性が必要であるが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済低迷により、控除限度超過額が極端に多くなる状況では、研究開発インセンティブが相当程度低下し、税制が所期の政策効果を発揮することが困難になるおそれがある。もちろん、平年度においても一定程度の超過額が発生するものであるが、今回のような超過額の急増は、企業の経営判断の責任のみに帰することができず、企業の投資意欲に与える影響は看過できないものがある。こうした状況に鑑み、収益が悪化する時期の控除可能額の急激な落ち込みを緩和するため、一時的に控除上限を引上げる等をして、投資を支えすることは妥当である。</p> <p>○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化(国税庁Q&amp;Aにおける「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化) 「Society 5.0」を実現するためには、個別産業でのデータ・AIの活用・実装が重要。ウィズ/アフターコロナの流れは、日本企業にとって、ピンチでありチャンス。大胆に研究開発投資を行い、リアルデータ・AIを活用してビジネスモデルを転換する等、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が不可欠。この対応が遅れると、日本経済の成長エンジンそのものが失われてしまう。そのため、現状、制度の対象外となっている、クラウド環境で提供するソフトウェアに係るアルゴリズム構築等の研究開発行為を税制の対象に追加し、投資を促進することは妥当である。</p>
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p>

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

48,745 百万円 (38,295 百万円+8,863 百万円+1,587 百万円 (5+7+14))

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 30 年度の総額型の活用実績は、575,132 百万円。
2. 経済産業省委託調査による企業アンケート（以下「経産省アンケート」）で得られた平成 30 年度の総額型活用実績は、380,278 百万円であり、カバー率は、約 66.1%。  
(カバー率：380,278 百万円÷575,132 百万円=66.1%)
3. 当該カバー率 (66.1%) で、経産省アンケートで得られた令和元年度の総額型活用実績 285,853 百万円を割り戻して得られた額 432,455 百万円を、現行制度の令和元年度における総額型の見込み額とした。  
(285,853 百万円÷66.1%=432,455 百万円)  
※なお、令和 2 年度に実施した経産省アンケートは、新型コロナの影響もあり、例年に比べ有効回答数が少ないため、注意が必要である。
4. ミネソタ大学における予測によれば、新型コロナウイルス感染拡大は 2 年程度にわたって続くと考えられる (第 19 回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会資料 4 より)。そのため、減収見込額の算出にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動への影響が令和 4 年度まで続くものとし、企業活動が新型コロナウイルス感染拡大の影響が生じる前の平成 30 年度の水準に戻るの、令和 5 年度になると仮定。令和元年度は既に中国を中心として新型コロナウイルスの感染拡大が進み、経済活動への影響が生じていたことから、令和 3 年度、令和 4 年度の企業業績については、平成 30 年度の企業業績からの変動率を元に算出した。  
具体的には、令和 3 年度については、野村證券株式会社「2020~2021 年度の企業業績見通し」(2020 年 9 月)※における、業種ごとの対平成 30 年度比での経常利益の減少率及び試験研究費の減少率 (便宜的に売上高の減少幅率を使用) を、経産省アンケートにおける平成 30 年度の法人税額と試験研究費の数字に乗じることで、経産省アンケートベースでの減収額 (▲356,217 百万円 (うち追加減収額▲23,058 百万円)) を算出した。  
また、令和 4 年度については、令和 5 年度に平成 30 年度と同水準の法人税額・試験研究費に戻る前提で、令和 3 年度から比例して回復すると仮定して、経産省アンケートベースでの減収額 (▲386,527 百万円 (うち追加減収額▲25,321 百万円)) を算出した。  
  
※市場関係者による予想のため、注意が必要。リーマンショック時における 2009 年の企業業績に関する予想も、実績値より高くなっている。(予想値：-11.8%、実績値：-13.2%)
5. 4. により算出した減収規模を、2. で算出したカバー率 (66.1%) で割り戻すと、総額型の減収見込額は、令和 3 年度▲538,742 百万円、令和 4 年度▲584,583 百万円、うち控除上限を 5% 上げることに伴う追加の減収額は、令和 3 年度▲34,873 百万円、令和 4 年度▲38,295 百万円となる。

		<p>企業は、通常、研究開発等の企業行動により期待される税額控除の大きさを期待収益として取り込んだ上で、投資の可否を判断し、計画を策定する。税制が企業行動へのインセンティブ効果を持つためには、予見可能性が必要であるが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済低迷により、控除限度超過額が極端に多くなる状況では、研究開発インセンティブが相当程度低下し、税制が所期の政策効果を発揮することが困難になるおそれがある。もちろん、平年度においても一定程度の超過額が発生するものであるが、今回のような超過額の急増は、企業の経営判断の責任のみに帰することができず、企業の投資意欲に与える影響は看過できないものがある。</p> <p>こうした状況に鑑み、収益が悪化する時期の控除可能額の急激な落ち込みを緩和するため、控除上限の引上を時限的に措置することは妥当であると考えられる。</p> <p>なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。</p> <p>また、現状の税制では、市場販売ソフトウェアに係る研究開発であれば税制の対象となるが、自社利用ソフトウェアに係る研究開発は税制の支援対象外であり、税制の中立性が損なわれていることから、本要望を通じて税制中立・公平な支援の実現を目指すことは妥当である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECD ペーパー(Appelt, S. et al. (2016))においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年 8 月 (R1 経産 05)

(自社利用ソフトウェア)

6. 経産省アンケートによると、令和元年度において、自社利用ソフトウェアとして資産計上する金額のうち、会計上の金額との差分は、68,321 百万円。この金額が潜在的に税額控除の対象となる金額。
7. 6. の数字を、2. で算出したカバー率 (66.1%) で割り戻すと、104,268 百万円。これに対し、一般的な税額控除率である 8.5% を乗じると、8,863 百万円。よって、令和 3 年度において、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、税額控除対象となる試験研究費に算入することによる活用見込み額は、8,863 百万円とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

8. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 30 年度の中小企業技術基盤強化税制の活用実績は、35,676 百万円。
9. 経産省アンケート (R2) で得られた平成 30 年度の中小企業技術基盤強化税制の活用実績は、801 百万円であり、カバー率は、約 2.25%。  
(カバー率：801 百万円÷35,676 百万円=2.25%)
10. 当該カバー率 (2.25%) で、経産省アンケート (R2) で得られた令和元年度の中小企業技術基盤強化税制の活用実績 769 百万円を割り戻して得られた額 30,760 百万円を、現行制度の令和元年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。  
(769 百万円÷2.25%=30,760 百万円)
11. 4. と同様に、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動への影響は、令和 4 年度まで続くものと仮定。令和 3 年度の企業業績については、新型コロナウイルス感染拡大の影響がリーマンショック並みという前提で、業種ごとのリーマンショック前後の業績推移から予想。令和元年度は既に中国を中心として新型コロナウイルスの感染拡大が進み、経済活動への影響が生じていたことから、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度の企業業績については、経産省アンケートの平成 30 年度の企業業績からの変動率を元に算出した。  
具体的には、リーマンショック前後での業種ごとの経常利益の減少率及び試験研究費の減少率 (便宜的に売上高の減少幅率を使用) を、経産省アンケートにおける平成 30 年度の法人税額と試験研究費の数字に乗じること、経産省アンケートベースでの減収額 (令和 3 年度 809 百万円 (うち追加減収額▲47 百万円)、令和 4 年度 842 百万円 (うち追加減収額▲57 百万円)) を算出した。
12. 11. により算出した減収規模を、経産省アンケート (R1) で得られた平成 30 年度データのカバー率 (1,287 百万円÷35,676 百万円=3.61%) で割り戻すと、資本金が 1 億円以下の企業における中小企業技術基盤強化税制控除上限の 5% 引上に伴う追加の減収額は令和 3 年度▲1,303 百万円、令和 4 年度▲1,583 百万円となる。
13. また、12. により算出した追加減収額に、平成 29~30 年度における中小企業と大企業の活用実績の比を乗じることにより、資本金が 1 億円を超える企業による追加減収額を令和 3 年度▲4 百万円、令和 4 年度▲4 百万円とした。
14. 以上により、中小企業技術基盤強化税制の控除上限を 5% 引き上げることに伴う追加の減収額は、令和 3 年度▲1,307 百万円、令和 4 年度▲1,587 百万円とした。

#### 【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 30 年度の総額型の活用事業者数は 3,822 法人。経産省アンケートで得られた平成 30 年度の総額型の活用事業者数は 396 法人であり、カバー率は約 10.4%。  
(カバー率：396 法人÷3,822 法人=10.4%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和元年度の総額型の活用事業者数 377 法人を割り戻して得られた数 3,625 法人を、現行制度の令和元年度における総額型の適用見込事業者数とし、令和 2~4 年度における適用見込事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和元年度推計値と同数とした。  
(377 法人÷10.4%=3,625 法人)

(中小企業技術基盤強化税制)

3. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 30 年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数は 5,674 法人。経産省アンケートで得られた平成 30 年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数は 102 法人であり、カバー率は 1.80%。  
(カバー率：102 法人÷5,674 法人=1.80%)
4. 当該カバー率 (1.80%) で、経産省アンケートで得られた令和元年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数の 97 件を割り戻して得られた数 5,389 法人を、現行制度の令和元年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込事業者数とし、令和 2~4 年度における適用見込事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和元年度推計値と同数とした。  
(97 法人÷1.80%=5,389 法人)。



オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 30 年度のオープンイノベーション型の活用実績は 8,403 百万円。
2. 経産省アンケートで得られた平成 30 年度のオープンイノベーション型の実績は 4,652 百万円であり、カバー率は約 55.4%。  
(カバー率：4,652 百万円÷8,403 百万円=55.4%)
3. 当該カバー率 (55.4%) で、経産省アンケートで得られた令和元年度のオープンイノベーション型の活用実績の 4,729 百万円を割り戻して得られた額 8,536 百万円を、令和元年度におけるオープンイノベーション型の減収見込額とした。  
(4,729 百万円÷55.4%=8,536 百万円)

【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 30 年度のオープンイノベーション型の活用事業者数は 580 法人。経産省アンケートで得られた平成 30 年度のオープンイノベーション型の活用事業者数は 82 法人であり、カバー率は約 14.1%。  
(カバー率：82 法人÷580 法人=14.1%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和元年度のオープンイノベーション型の活用事業者数 84 法人を割り戻して得られた数 596 法人を、令和元年度におけるオープンイノベーション型の適用見込事業者数とし、令和 2~4 年度における適用見込事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和元年度推計値と同数とした。  
(84 法人÷14.1%=596 法人)

【31 年度税制改正要望時における 29 年度、30 年度の減収額・適用事業者数の見込み】

前回要望時 (平成 31 年度税制改正要望時) における平成 29 年度、平成 30 年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収額見込額及び適用見込事業者数は、次のとおり。

① 減収額見込額

<総額型> (うち、税法上の中小企業者等分)

29 年度 6,102 億円 (64 億円)

30 年度 5,751 億円 (57 億円)

<中小企業技術基盤強化税制>

29 年度 297 億円 (296 億円)

30 年度 357 億円 (357 億円)

② 適用見込事業者数

<総額型> (うち、税法上の中小企業者等分)

29 年度 4,102 法人 (1,186 法人)

30 年度 3,822 法人 (1,017 法人)

<中小企業技術基盤強化税制>

29 年度 5,411 法人 (5,391 法人)

30 年度 5,690 法人 (5,674 法人)

※上記の平成 29 年度、平成 30 年度における総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収額見込額及び適用見込事業者数については、前回要望時 (平成 31 年度税制改正要望時) の事前評価書に記載しているものとして「平成 30 年度経済産業省アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、「租税特別措置の適用実態調査 (財務省)」の数字で割り戻した数字で補正し算出したもの。

※なお、減収額見込額及び適用見込事業者数と、実績との差については、経済環境等を踏まえれば、著しくかい離したものにはなっておらず想定範囲内である。



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産08）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		技術研究組合の所得の計算の特例の延長 (技術研究組合の所得の特例)					
措置内容	平成30年度時点	技術研究組合が、組合員に試験研究用資産の取得等をするための費用を賦課し、その賦課金をもって試験研究用資産の取得等をした場合には、取得価額から1円を控除した金額の範囲内で圧縮記帳ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第66条の10、第68条の94					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで3年間延長する。					
創設年度	S36	過去の政策評価の実績	H22経産16、H24経産16、H26経産14、H29経産07			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	17	820,164	98.6%	114,171
H24	8	1,034,723	-	137,736
H25	15	2,739,024	99.3%	361,411
H26	13	773,286	99.8%	102,106
H27	7	226,096	-	28,291
H28	15	595,172	97.9%	70,890
H29	10	1,586,751	-	188,320
H30	15	2,472,179	99.5%	293,463

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載



点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成目標については、技術研究組合が、オープンイノベーションの推進ピークルとして、技術動向等時流に即した姿となっているかを適切に測ることができる「新設組合数」を基準として、研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させることとし、当該目標の達成状況等を踏まえ、技術研究組合の立ち上げ期に最も大きな影響を及ぼす本税制を含めて、技術研究組合制度の制度・運用の見直しに繋げたい。</p> <p>達成すべき数値については、現在活動中の技術研究組合数が中長期のトレンドでは増加傾向にあること、また事業費も堅調に増えていることを踏まえて、新設組合数が順調に推移した本税制の現在の適用期間中（平成30年度～令和2年度）の実績及び見込みと同水準の12件の新規設立数を目指すこととした。</p> <p>したがって、本税制の達成目標は「本税制の適用期間中（※）に技術研究組合を12件新設することにより研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること」としたい。</p> <p>※令和3年度税制改正要望において、3年間の適用期限の延長を要望している。</p> <p>技術研究組合が取り組む試験研究のテーマや当該試験研究の規模は千差万別であり、技術動向や国際的な競争状況等によっても設立される技術研究組合の特徴は異なるが、本税制による新設組合数の増加に伴う技術研究組合の事業費の増加に加え、研究開発税制における措置や、技術研究組合の設立・運用ガイドラインの改訂、広報等を行い、技術研究組合制度に係るニーズを的確に捉えた制度とすることを通じて、政策目的の達成に繋がるよう取り組んで参りたい。</p> <p>② 令和3年度税制改正要望においては、本税制の適用期限の延長を令和3～5年度末までの3年間で要望しているところ、「令和3～5年度の間に技術研究組合を12件新設することにより研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること」を目標とし、目標の達成時期は令和5年度末としたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
--------------------------

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）に対する過去の効果について、「令和2年4月までに設立された全組合について経済産業省調査（令和2年4月～6月実施）を基に算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）に対する過去の直接的な効果について、「本税制があったことにより、技術研究組合を設立し、又は、技術研究組合による試験研究が円滑に実施出来たという組合が存在することから、本税制は、「研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させる」という政策目標の達成に有効であった」と説明されているが、過去の効果（技術研究組合の事業費の増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度に実施した経済産業省調査に記載されている実数を転記している。</p> <p>② アンケート対象の61組合のうち、過去に本税制を適用した又は今後適用の予定がある39組合のうち、16組合については、本税制が廃止された際に、「影響を受けない」、「どちらとも言えない」と回答していた。当該16組合に対して改めてヒアリングしたところ</p>

る、現在の試験研究に必要な資産を既に取得済みであり、今後の資産取得の見込みが現時点で立っていないため、当該回答を行ったものであり、資産の取得前に本税制が廃止されていた場合には当然「影響が出ている」との回答があった。

過去に本税制を適用した又は今後適用の予定がある39組合のうち、「影響を受けない」、「どちらとも言えない」と回答した16組合を除く23組合については、本税制を廃止した際には「影響が出る」と回答している。

なお、アンケート対象の61組合から上記の39組合を除いた22組合については、組合が資産を所有しない等の理由から本税制の適用を受けていない。

よって、資産を保有している又は今後取得しようとしている全ての技術研究組合は、本税制が廃止された場合には、「影響が出る」と回答していることがわかった。

また、本税制に対する具体的な声として、本税制がなければ組合員に対して追加的な賦課金の徴収が発生し、組合の組成自体が困難となることから、安定的な試験研究環境で効率的かつ高度な試験研究を行うことができなかった等があった。

上述のとおり、本税制は、中長期の研究開発を安定的に実施可能であり、迅速に設立できる等の技術研究組合のメリットを下支えしており、これが税制の効果と考える。

本税制が措置され、技術研究組合のメリットを最大限享受できる環境が整備されていることにより、活動中の技術研究組合数が中長期のトレンドでは増加傾向にあり、また事業費も堅調に増えていると考えられるため、本税制は、「研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させる」という政策目標に有効であったと考える。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 達成目標についての過去の実現状況との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）に対する将来の効果（令和2年度）について、「令和2年4月までに設立された全組合の事業費、組合数（経済産業省調査）及び令和2年度設立者（予定者）からのヒアリングに基づき作成」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
- ② 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数8件（令和5年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
- ③ 達成目標（研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 令和2年度の技術研究組合の事業費は、令和2年度に実施した経済産業省調査に記載されている令和2年度の事業費（見込み値）の実数値及び令和2年度に設立された組合及び令和2年度設立予定者からのヒアリングにより作成。  
算定式は以下の通り  
事業費：令和2年度の事業費（見込み値）の実数（令和2年度経済産業省調査の実数：42,540百万円）＋令和2年度設立組合・令和2年度設立予定者の事業費（見込み値）（ヒアリング：1,802百万円）  
組合数：令和2年度存続組合（令和2年度経済産業省調査の実数（令和元年度解散組合を除く）：55組合）＋令和2年度設立組合（2組合）＋令和2年度設立予定件数（2組合）

- ② 本税制の適用見込みについては、本年4月の経済産業省から現存する全技術研究組合に対するアンケートにより、本税制を適用予定の組合数を足し上げて、将来の適用件数の見込みを把握したものである。今後設立される技術研究組合による本税制の適用見込みを含んでおらず、本税制の適用件数の見込みを堅実に積み上げたものである。また、今年の調査においては、新型コロナの影響により、資産取得が不透明であることから本税制の適用見込みなしと回答した組合が多数あるという状況もある。なお、前回要望時（平成29年）の経済産業省調査により把握した適用件数の見込みと前述の本年4月の経済産業省調査で把握した適用件数の実績及び見込みを比べると、後者のほうが適用件数が増えていることに鑑みると、令和5年度の適用件数についても現在の適用件数（見込み）より増える可能性がある。

	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	令和元年度 (見込み)	令和2年度 (見込み)
平成29年度 経済産業省 調査	9	9	7	6

	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
令和2年度 経済産業省 調査	10	15	13	14

また、(1)①に記載のとおり、本税制の達成目標については、技術研究組合がオープンイノベーションの推進ビークルとして、技術動向等時流に即した姿になっているかを適切に測ることができる「新設組合数」を増加させることで、研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費額を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大し、もって官民研究開発投資を対GDP比4%以上とする政府目標に寄与することとしている。前述の本年4月の経済産業省調査において、本税制を活用した組合から、本税制がなければ組合員に対して追加的な賦課金の徴収が発生し、組合自体の組成自体が困難となり、安定的な試験研究環境で効率的かつ高度な試験研究を行うことができなかったとの声があり、本税制が技術研究組合の立ち上げ期に最も大きな影響を及ぼす措置となっていることから、本税制は、「新設組合数」の増加に極めて有効な措置である。

- ③ (6)②に示すとおり、本税制が措置され、技術研究組合のメリットを最大限享受できる環境が整備されていることにより、活動中の技術研究組合数が中長期のトレンドでは増加傾向にあり、また事業費用も堅調に増えていると考えられるため、本税制は、「本税制の延長期間中に技術研究組合を12件新設することにより研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること」という政策目標に有効であると考ええる。このため、令和3～5年度における新設組合数及び事業費をもって、当該税制の効果を測りたい。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本年4月の経済産業省調査において、本税制を活用した組合から、本税制がなければ組合員に対して追加的な賦課金の徴収が発生し、組合自体の組成自体が困難となり、安定的な試験研究環境で効率的かつ高度な試験研究を行うことができなかったとの声があり、本税制が技術研究組合の立ち上げ期に最も大きな影響を及ぼす措置となっていることから、本税制は、「新設組合数」の増加に極めて有効な措置である」との説明では、達成目標である「新設組合数」の増加にどの程度寄与するのかが明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ③ 達成目標についての将来の実現状況との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	技術研究組合の所得の計算の特例の延長	
2	対象税目	(法人税・義、法人住民税・義、事業税・義(自動連動)) (国税 24)	
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目		
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。 《要望の内容》 適用期限を令和6年3月31日まで3年間延長する。 《関係条項》 法人税(租税特別措置法第66条の10、第68条の94、租税特別措置法施行令第39条の21、第39条の121)	
	5	担当部局	経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
	6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設	
		昭和55年度 適用期限設定(5年間)	
		昭和60年度 適用期限延長(2年間)	
		昭和62年度 適用期限延長(2年間)	
		平成元年度 適用期限延長(2年間)	
		平成3年度 適用期限延長(2年間)	
		平成5年度 適用期限延長(2年間)	
		平成7年度 適用期限延長(2年間)	
		平成9年度 適用期限延長(2年間)	
		平成11年度 適用期限延長(2年間)	
		平成13年度 適用期限延長(2年間)	
		平成15年度 適用期限延長(2年間)	
		平成17年度 適用期限延長(2年間)	
平成19年度 適用期限延長(2年間)			
平成21年度 適用期限延長(2年間)			
[平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]			
平成23年度 適用期限延長(2年間)	試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外		
平成25年度 適用期限延長(2年間)			
平成27年度 適用期限延長(3年間)	試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外		
平成30年度 適用期限延長(3年間)			
8	適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)	

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。</p> <p>成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)において、新型コロナウイルス感染症の拡大によるイノベーション・エコシステムへの広範な影響から大学や民間企業の研究開発の停止や遅れが生じる懸念とともに、感染拡大の影響により、社会制度や生活習慣が急速に変化する中、新たに生じる社会課題を、イノベーションとその実装を通じて迅速に解決していくことが重要である旨指摘している。また、上述の状況の下、我が国のイノベーション・エコシステムの維持のためにスピード感をもって対策を講ずるとともに、感染拡大がもたらす社会変革を前進するためのエネルギーに変え、産・学・官の力を総動員して「新たな日常」の下での成長を実現することを述べており、その具体的方策のひとつとして、技術研究組合(CIP)を活用した外部連携の促進を掲げている。</p> <p>技術研究組合は、複数の企業、大学、研究機関等による共同研究を目的とする法人である。技術研究組合は、法人格を持つ安定的な試験研究環境であることから、中長期の視点での研究計画等に合意できるため、効率的で高度な共同研究を実施でき、また、比較的短期間で組成できるという意義、メリットがある。</p> <p>また、技術研究組合は、試験研究の実施等を事業とする組織であり、事業に必要な費用を賦課金として組合員が負担しているが、早期かつ単年度で、研究開発設備への多額の投資等を行うケースが多い。技術研究組合制度の活用促進に向けて、技術研究組合の事業実施にあたって必要となる資産(試験研究用資産)の取得の際の税制上の措置を講じることにより、技術研究組合の研究設備の取得を支援するとともに、他の法人形態との税制上のイコールフットイングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発ができる環境を整備する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>■成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>4. オープン・イノベーションの推進</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>iv) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築</p> <p>①産学官を通じたオープン・イノベーションの推進</p> <p>イ) 産学官融合によるイノベーション・エコシステムの強化</p> <p>・技術研究組合(CIP)の活用による外部連携の促進のため、設立・運営等に係るガイドラインの改訂により、設立の申請様式の簡素化や、認可の審査手続・業務運営内容の明確化を行うとともに、2020年度中に、法制的な対応を含め、更なる制度の見直しを行う。</p>
---	------	---------------	--



	<p>■統合イノベーション戦略 2020(令和2年7月17日閣議決定)                  第三部 各論                  第2章 知の創造                  (1)価値創造の源泉となる研究力の強化(若手研究者の挑戦支援、人文・社会科学の更なる振興等)                  ②目標達成に向けた施策・対応策                  &lt;ボーダレスな挑戦(国際化、大型産学連携)&gt;                  《オープンイノベーションの推進》                  ○CIP(技術研究組合)の活用促進により外部連携の活性化を図るため、2020年4月に改訂された、「CIP(技術研究組合)の設立・運営等ガイドライン」により、CIPの設立手続き・運営に係る事項の明確化を実施する。2021年度までに、法制的な対応を含め、更なる手続きの簡素化・明確化を行い、設立認可から事業会社化までを迅速化する。</p> <p>第3章 知の社会実装                  (3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進                  ○目標                  &lt;研究開発投資の促進&gt;                  ・政府研究開発投資目標(対GDP比1%(第5期基本計画期間中のGDPの名目成長率を第5期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」(2015年7月22日経済財政諮問会議提出)の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。))及び官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長                  技術革新</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  本税制の適用期間中に技術研究組合を12件新設することにより研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大し、もって官民研究開発投資を対GDP比4%以上とする政府目標に寄与すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  政府は、統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)において、「先進技術を含めた新たな技術の積極的活用、イノベーションの創出を促す制度整備、その阻害要因となっている規制の改革等、政府事業・制度等におけるイノベーション化が恒常的に行われる仕組み」の構築を目指すべき将来像とし、官民開発投資目標を対GDP比4%以上の達成目標を掲げている。</p> <p>また、同戦略では、国境や産学官といった垣根を越えた、幅広い知識、視点、発想等による継続的なイノベーションの創出に向け、産学官の人材流動を促進し、多様で優れた人材が我が国に集い、本格的な共同研究を多数実現することを目標としている。</p> <p>技術研究組合は、成長性の高い成果の創出を目的に、産学官の垣根を超えた共同研究に取り組むための法人である。</p> <p>以上を踏まえ、官民開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成及びその維持に向け、技術研究組合を活用した共同研究開発の拡大を目指す。</p>

10 有効性等	①: 適用数	<p>前回要望時には、14件(平成29年度見込み値)の適用を想定し、平成29年度の実績は10件であったが、平成30年度実績は15件、令和元年度実績は13件となっていることから、想定外に僅少ではない。                  また、自動車、エネルギー、化学、材料、電気、医薬品等、幅広い業種で適用されており、適用者が特定の者に偏っているということはない。</p> <p>▶ 平成28~令和元年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 令和2~5年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2年度 (見込み)</th> <th>令和 3年度 (見込み)</th> <th>令和 4年度 (見込み)</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数の算出方法                  ・平成28~30年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。                  ・令和元年度以降は、令和2年4月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。</p>	年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	適用件数 (組合数)	15	10	15	13	年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)	適用件数 (組合数)	14	11	12	8									
	年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度																										
	適用件数 (組合数)	15	10	15	13																										
年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)																											
適用件数 (組合数)	14	11	12	8																											
②: 適用額	<p>▶ 平成28~令和元年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>595</td> <td>1,587</td> <td>2,472</td> <td>6,606</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 令和2~5年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2年度 (見込み)</th> <th>令和 3年度 (見込み)</th> <th>令和 4年度 (見込み)</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>2,453</td> <td>359</td> <td>2,622</td> <td>2,173</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用額の算出方法                  ・平成28~30年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。                  ・令和元年度以降は、令和2年4月までに設立された全組合の適用件数、適用額(経産省調査)に基づき算出。</p>	年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	適用額 (百万円)	595	1,587	2,472	6,606	年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)	適用額 (百万円)	2,453	359	2,622	2,173										
年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度																											
適用額 (百万円)	595	1,587	2,472	6,606																											
年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)																											
適用額 (百万円)	2,453	359	2,622	2,173																											
③: 減収額	<p>▶ 平成28~令和元年度(過去) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>86</td> <td>354</td> <td>108</td> <td>899</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>18</td> <td>48</td> <td>74</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>37</td> <td>98</td> <td>153</td> <td>259</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>16</td> <td>42</td> <td>66</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>157</td> <td>542</td> <td>401</td> <td>1,333</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	法人税	86	354	108	899	法人住民税	18	48	74	63	法人事業税	37	98	153	259	地方法人特別税	16	42	66	112	合計	157	542	401	1,333
年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度																											
法人税	86	354	108	899																											
法人住民税	18	48	74	63																											
法人事業税	37	98	153	259																											
地方法人特別税	16	42	66	112																											
合計	157	542	401	1,333																											

令和 2～5 年度(将来)		(百万円)			
区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
法人税	334	49	357	296	
法人住民税	23	3	25	21	
法人事業税	101	15	108	89	
特別法人事業税	37	5	40	33	
合計	495	72	529	438	

※四捨五入の関係から合計数が一致しない。  
 ※算出方法等  
 平成 28～30 年度  
 ・法人税:「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の利益法人の適用額に法人税率を乗じて算出。  
 ・法人住民税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「道府県民税」及び「市町村民税」の合計。  
 ・法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「事業税」の合計。  
 ・地方法人特別税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」より記載。

令和元～5 年度  
 ・法人税:適用額×係数(58.6%)×税率(23.2%)  
 ・法人住民税:法人税×税率(7.0%)  
 ・法人事業税:適用額×係数(58.6%)×税率(令和元年度 6.7%、令和 2 年度以降 7.0%)  
 ・地方法人特別税:法人事業税×税率(43.2%)  
 ・特別法人事業税:法人事業税×税率(37.0%)

※係数:平成 28～30 年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。  
 (各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均)

④ 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

➢ 平成 28～令和元年度(過去)  
 事業費は、平成 30 年度及び令和元年度に前年度比で増加した(それぞれ、6.8%、15.3%増)。

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
事業費(百万円)	40,517	43,449	46,392	53,485
組 合 数	60	56	57	60
対前年度伸び率	-	7.2%	6.8%	15.3%

➢ 令和 2～5 年度(将来)  
 事業費は、令和 2 年度は前年度比で減少(-17.1%)となる見込みであるが、以降は、各年度とも、前年度比で上昇する見込み。

区分	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (見込み)	令和 4 年度 (見込み)	令和 5 年度 (見込み)
事業費(百万円)	44,342	47,953	51,867	56,096
組 合 数	59	61	63	65
対前年度伸び率	-17.1%	8.2%	8.2%	8.2%

※事業費、組合数の算出方法  
 ・平成 28～令和元年度は令和 2 年 4 月までに設立された全組合について経産省調査(令和 2 年 4 月～6 月実施)を基に算出。

	<p>・平成 28 年度の前年度伸び率は、27 年度以前の経産省所管組合以外の事業費データがないため、算出不可。                  ・令和 2 年度(見込み)は、令和 2 年 4 月までに設立された全組合の事業費、組合数(経産省調査)及び令和 2 年度設立者(予定者)からのヒアリングに基づき作成。                  ・令和 3～5 年度(見込み)は、平成 21 年度から平成 31 年度の事業費の前年度伸び率の平均(+8.2%)及び組合の増減数の平均(+2)を算出し、推計。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  令和 2 年度に経産省が行ったアンケートによれば、圧縮帳税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数(23)は、アンケート対象組合数(61)の 1/3 を超えている。影響が生じると回答した組合のうち、令和元年度に適用実績があった 13 組合にアンケートを行ったところ、「本税制がなければ設立しなかった」、又は、「設立にあたって本税制が重要な要素であった」と答えた組合は 6 組合であった。すなわち、本税制があったことにより、技術研究組合を設立し、又は、技術研究組合による試験研究が円滑に実施出来たという組合が存在することから、本税制は、「研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させる」という政策目標の達成に有効であった。                  上記「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」にも記載されている通り、事業費は、平成 30 年度及び令和元年度に前年度比で増加した(それぞれ、6.8%、15.3%増)。令和 2 年度は前年度比で減少(-17.1%)となる見込みであるが、前回要望時(平成 29 年度)と比べると増加しており、今後も増加傾向で推移する見込み。                  技術研究組合は、企業同士の協調や大学等との連携により、効率的、効果的に試験研究の成果を得ることが期待できる組織形態である。技術研究組合による共同研究を通じて事業化の見極めをするケースや、中長期で技術力の向上に取り組むケース等で活用されており、これらの試験研究における事業費の拠出が研究開発投資の増加に寄与している。</p>
⑤ 税収減を是認する理由等	<p>昨年来、未来投資会議等において、オープン・イノベーションのための研究開発の外部連携の推進や、それに向けた技術研究組合など外部連携組織の利用拡大が必要である旨の指摘がなされており、本指摘を踏まえ技術研究組合の新規設立時の手続簡素化やロゴマークの策定を行った上で、制度の広報にも取り組んでいるところ。</p> <p>令和 2 年度に経産省が行ったアンケートによれば、圧縮帳税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数(23)は、アンケート対象組合数(61)の 1/3 を超えている。影響が生じると回答した組合のうち、令和元年度に適用実績があった 13 組合にアンケートを行ったところ、「本税制がなければ設立しなかった」、又は、「設立にあたって本税制が重要な要素であった」と答えた組合は 6 組合であった。</p> <p>上記より、圧縮帳税制がなければ、技術研究組合の設立数が減少すること、また、既存の組合の運営に支障をきたし、試験研究がとん挫することにより、技術研究組合の事業費が減少することから、技術研究組合の事業費の増加に対する当該税制の有効性は依然として高い。</p> <p>また、本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果は、本税制による減収額の約 4.12 倍※となる。                  ※令和 2 年度経産省調査における、各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p>

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成 21 年度に鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法への改正が行われて 10 年が経過したが、昨年来、未来投資会議や産業構造審議会において、オープン・イノベーションのための研究開発の外部連携の推進や、それに向けた技術研究組合など外部連携組織の利用拡大が必要である旨の指摘がされている。本指摘を踏まえ新規設立時の手続簡素化やロゴマークの策定を行った上で、制度の広報にも取り組んでいるところ、今後、技術研究組合制度の更なる利活用が期待される。技術研究組合の試験研究の対象範囲は産業活動において利用される技術全般であり、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、中立・公平な支援措置として本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>また、技術研究組合と同様に非出資性の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第 46 条)で、圧縮記帳税制が認められており、技術研究組合に本税制措置があることにより、イコールフットイングとなっている。更に、出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳税制がなくても、課税関係が発生しないが、非出資性の法人は、構成員の拠出金が益金算入されるために、技術研究組合に圧縮記帳税制があることにより、課税関係が発生しない状況であり、技術研究組合に本税制措置があることにより、イコールフットイングとなっている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>技術研究組合に拠出する賦課金は、組員側において研究開発税制の対象となる。また、政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定。</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 8 月(H29 経産 07)



<令和3年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R2経産09)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)					
措置内容	平成30年度時点	経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合には、①即時償却又は②取得価額の7%（一定の中小企業者等は10%）の税額控除（中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越し）ができる。					
	令和元年度 税制改正以後	対象設備の見直し					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税			
関係条項		租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H29	過去の政策評価の実績		H28経産12、H30経産08		区分	延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	/							
H24								
H25								
H26								
H27								
H28								
H29	10,752	338,818,626	7.0%	40,211,563	3,391	6,919,097	16.0%	892,564
H30	18,613	608,302,783	4.0%	72,204,046	7,856	14,064,648	7.8%	1,814,339

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の設備投資を新型コロナウイルス発生前の3年間（2017～2019年）の平均水準まで、安定的に回復させる）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の設備投資を新型コロナウイルス発生前の3年間（2017～2019年）の平均水準まで、安定的に回復させる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる）から新たな達成目標（中小企業の設備投資を新型コロナウイルス発生前の3年間（2017～2019年）の平均水準まで、安定的に回復させる）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和3年度税制改正要望書と同様の「中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。」に修正させていただきたい。</p> <p>② 達成目標及び達成すべき時期は、本税制措置の延長後の期限である令和4年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p> <p>③ 上記①のとおりとさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和元年度）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年度は特別償却10,752件、特別控除3,391件、平成30年度は特別償却18,613件、特別控除7,856件である。</p> <p>② 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の平成30年度中小企業経営強化税制の適用件数(26,469件)に、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における、全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率(令和元年度9.0%、令和2年度-14.9%)を掛けたもの。(特別償却及び特別控除の両者について同様。)</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の平成30年度中小企業経営強化税制の適用件数(26,469件)に、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における、全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率(令和元年度9.0%、令和2年度-14.9%)を掛けたもの。(特別償却及び特別控除の両者について同様。)</p> <p>令和3年度以降については、同様に「中小企業景況調査」における設備投資実施企業割合について、平成28年から平成30年までの3年分の対前年比の平均伸び率を算出し(0.2%)、これを掛けたもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 国税減収見込額については、上記(2)と同様。また、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税は国税減収見込額に、法人住民税率(令和元年度以前は0.129、令和2年度以降は0.07)を乗じて算出し、法人事業税は特別償却による減収見込み額に外形外人のみ適用される場合の法人事業税率(令和元年度以前は0.067、令和2年度以降は0.07)を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込み額に外形外人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率(令和元年度以前は0.432、令和2年度以降は0.37)を乗じて算出した数値を合計して算出している。(いずれも内数。)</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(4)の補足説明と同様。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる）に対する過去の効果について、「【設備投資額の推移】」のグラフで説明されているが、各年度の金額が表示されていない。

② 所期の達成目標（中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数26,469件（平成30年度）が前回評価時の将来予測72,384件と乖離しているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

③ 所期の達成目標（中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 以下の表の通りである。

年	期	設備投資額
H19	I	4,206,825
		2,791,119
	III	3,185,991
H20	I	3,889,636
		2,667,651
	III	2,952,599
H21	I	2,359,190
		1,761,391
	III	1,976,632
H22	I	2,708,609
		2,346,766
	III	2,861,328
H23	I	2,436,961
		1,987,516
	III	1,944,248
H24	I	2,525,792
		2,098,791
	III	2,099,359
H25	I	2,414,956
		2,191,536
	III	2,253,028
H26	I	2,477,977
		2,709,713
	III	2,313,805
	I	2,459,641
	III	

		2,381,533	
H27	I	3,047,222	
		2,534,682	
	III	2,957,788	
H28	I	2,807,329	
		3,129,186	
	III	2,497,545	
H29	I	2,649,487	
		2,875,757	
	III	3,261,044	
H30	I	2,494,980	
		2,817,874	
	III	2,897,088	
R1	I	3,077,224	
		2,484,645	
	III	2,846,989	
R2	I	2,705,792	
		3,089,699	
	III	2,760,194	
	I	2,909,926	
		2,783,420	
	III	2,826,238	
		2,332,060	

② 一昨年の将来予測では、中小企業投資促進税制の利用実績を元に利用件数を試算していたところ、試算方法については修正を行っている。

③ 中小企業庁が実施したアンケート調査によると、平成30年に本税制を活用した企業の設備投資額について、利用前年と翌年の設備投資額を比較すると中央値で2.7増加しており、利用していない企業の0.0%増加と比べ、増加幅が大きい。なお、企業の設備投資判断は税制措置の存否のみならず、景気の先行きや自社の資金繰りといった要素も加味して決定されるものであり、本税制措置による効果のみを特定することは困難であると考えられる。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（中小企業の設備投資を新型コロナウイルス発生前の3年間（2017～2019年）の平均水準まで、安定的に回復させる）に対する将来の効果について、「中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み」と説明されているが、定量的に予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 財務省「法人企業統計調査季報」によると、中小企業（資本金1,000万円以上1億円未満の企業を指す）の設備投資額は、2020年4-6月期と2019年4-6月期を比較すると、-15.2%と足下で落ち込んでいる。また、今後の予測についても、日本銀行「全国企業短

<p>期経済観測調査」によると、小企業（資本金2,000万円以上1億円未満の企業を指す）の設備投資計画は前年度比-16.1となっており、前年に比べて設備投資が減少することが見込まれている。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 「今後の予測についても、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」によると、小企業（資本金2,000万円以上1億円未満の企業を指す）の設備投資計画は前年度比-16.1となっており、前年に比べて設備投資が減少することが見込まれている」との説明では、点検項目(1)の補足説明を踏まえた達成目標（中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること）に対する将来の効果が定量的に予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税25)
	①: 政策評価の対象税目	(法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税33)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11</p> <p>法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条、第39条の46 租税特別措置法施行規則第20条の9、第22条の31</p>
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成29年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間は平成31年3月末まで)</p> <p>令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長(適用期間は令和3年3月末まで)</p> <p>令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加</p>
8	適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業者等に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 経営革新・創業促進</p> <p>○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (4)消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入</p>

		の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。																										
10	有効性等	①: 適用数 (単位: 件)																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>14,143</td> <td>26,469</td> <td>28,851</td> <td>24,552</td> <td>24,601</td> <td>24,650</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成29	30	令和1	2	3	4	適用件数	14,143	26,469	28,851	24,552	24,601	24,650												
		平成29	30	令和1	2	3	4																					
	適用件数	14,143	26,469	28,851	24,552	24,601	24,650																					
②: 適用額 (単位: 億円)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>3,457</td> <td>6,224</td> <td>6,784</td> <td>5,773</td> <td>5,785</td> <td>5,797</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成29	30	令和1	2	3	4	適用額	3,457	6,224	6,784	5,773	5,785	5,797														
	平成29	30	令和1	2	3	4																						
適用額	3,457	6,224	6,784	5,773	5,785	5,797																						
③: 減収額 (単位: 億円)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>619</td> <td>1,063</td> <td>1,159</td> <td>986</td> <td>988</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>80</td> <td>137</td> <td>150</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>53</td> <td>89</td> <td>96</td> <td>82</td> <td>82</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成29	30	令和1	2	3	4	法人税	619	1,063	1,159	986	988	990	法人住民税	80	137	150	69	69	69	法人事業税	53	89	96	82	82	82
	平成29	30	令和1	2	3	4																						
法人税	619	1,063	1,159	986	988	990																						
法人住民税	80	137	150	69	69	69																						
法人事業税	53	89	96	82	82	82																						
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。</p> <p style="text-align: center;"><b>【設備投資額の推移】</b></p> <p>単位: 億円</p> <p style="text-align: center;">(出所) 「法人企業統計」(財務省)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設</p>																											

		備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
11	相当性	⑤: 税収減を是認する理由等
		<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
		⑥: 租税特別措置等によるべき妥当性等
		<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
		⑦: 他の支援措置や義務付け等との役割分担
		<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できることとされている。</p>

	③：地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 経産 08)





<令和3年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R2経産10)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (中小企業投資促進税制)の延長 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (中小企業投資促進税制))					
措置内容	平成30年度時点	中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額 (船舶は取得価額の75%) の①30%の特別償却又は②7%の税額控除 (特定中小企業者等に限るものとし、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の税額控除及び中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越し) ができる。					
	令和元年度 税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税			
関係条項		租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23経産16、H25経産27、H28経産12、H30経産09			区分	延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人三税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	21,132	199,548,834	3.8%	27,778,256	15,630	11,510,355	8.4%	1,991,291
H24	24,342	228,168,754	2.9%	30,372,598	18,479	13,168,199	6.0%	2,278,099
H25	27,847	264,189,721	4.5%	34,860,954	22,983	14,926,541	5.7%	2,582,292
H26	31,728	327,212,783	4.6%	43,205,924	29,810	21,389,200	6.2%	3,700,333
H27	30,688	364,708,260	4.9%	45,637,231	32,654	25,387,034	6.3%	3,478,022
H28	38,939	597,087,214	4.1%	71,118,138	34,766	27,503,147	7.6%	3,547,905
H29	34,548	419,359,440	3.8%	49,770,735	32,487	22,996,314	4.9%	2,966,524
H30	26,323	240,848,380	4.1%	28,590,192	28,311	18,595,181	5.3%	2,398,777

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 達成目標及び達成すべき時期は、本税制措置の延長後の期限である令和4年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。
② 過去の適用数（令和元年度）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 平成29年度は特別償却34,548件、特別控除32,487件、平成30年度は特別償却26,323件、特別控除28,311件である。
② 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の平成30年度中小企業投資促進税制の適用件数(54,634件)に、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における、全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率（令和元年度9.0%、令和2年度-14.9%）を掛けたもの。（特別償却及び特別控除の両者について同様。）
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 令和2年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の平成30年度中小企業投資促進税制の適用件数(54,634件)に、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における、全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率（令和元年度9.0%、令和2年度-14.9%）を掛けたもの。（特別償却及び特別控除の両者について同様。）
令和3年度以降については、同様に「中小企業景況調査」における設備投資実施企業割合について、平成28年から平成30年までの3年分の対前年比の平均伸び率を算出し

(0.2%)、これを掛けたもの。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 国税減収見込額については、上記(2)と同様。また、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税は国税減収見込額に、法人住民税率（令和元年度以前は0.129、令和2年度以降は0.07）を乗じて算出し、法人事業税は特別償却による減収見込みに外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率（令和元年度以前は0.067、令和2年度以降は0.07）を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込みに外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率（令和元年度以前は0.432、令和2年度以降は0.37）を乗じて算出した数値を合計して算出している（いずれも内数）。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 上記(4)の補足説明と同様。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る）に対する過去の効果について、①「設備投資対キャッシュフロー率の推移」、②「設備投資実施割合の推移」及び③「生産・営業用設備D Iの推移」のグラフで説明されているが、各年度の金額が表示されていない。
② 所期の達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【経済産業省の補足説明】
① それぞれ、以下の表の通りである。

年	期	設備投資CF比率	設備投資実施割合	生産・営業用設備D I
H20	I	71.5%	26	2
	II	71.8%	25	4
	III	71.9%	26.1	5
	IV	68.4%	22.9	9
H21	I	64.8%	19	18
	II	62.2%	19.5	20
	III	55.8%	19.1	19
	IV	52.5%	20.7	17
H22	I	51.1%	21.2	13
	II	51.1%	23.2	12
	III	55.1%	24.7	9
	IV	55.2%	25.2	8
H23	I	52.8%	24.9	7
	II	53.8%	22.8	8
	III	49.9%	23.5	6
	IV	52.2%	23	5
H24	I	52.4%	25	5
	II	52.3%	28.3	6
	III	54.0%	29.1	6
	IV	52.9%	28.2	6
H25	I	53.7%	31.4	6
	II	55.6%	33	5
	III	55.4%	33.8	3
	IV	55.4%	37.1	0
H26	I	54.9%	37.7	-1
	II	54.8%	35.9	0
	III	56.0%	36.7	-1
	IV	53.7%	37.9	-1
H27	I	55.4%	37.9	-2
	II	53.9%	38.4	0
	III	54.7%	38.6	-1
	IV	55.9%	39.2	-1
H28	I	55.3%	37.5	-1
	II	56.4%	38.7	0
	III	55.1%	40	-1
	IV	54.9%	40.1	-1
H29	I	55.3%	40.7	-3
	II	53.7%	40.5	-3
	III	53.3%	40.5	-3
	IV	54.8%	40.4	-6
H30	I	54.8%	41.4	-6
	II	54.6%	41.6	-6
	III	54.8%	40.9	-6
	IV	54.1%	41.5	-6

R1	I	52.4%	40.1	-6
	II	52.4%	40.3	-4
	III	51.6%	40.8	-4
	IV	52.5%	39.8	-4
R2	I	50.1%	35.3	-2
	II	62.0%	30.2	8

② 中小企業庁が実施したアンケート調査によると、平成30年に本税制を活用した企業の設備投資額について、利用前年と翌年の設備投資額を比較すると中央値で4.8増加しており、利用していない企業の0.2%増加と比べ、増加幅が大きい。なお、企業の設備投資判断は税制措置の存否のみならず、景気の先行きや自社の資金繰りといった要素も加味して決定されるものであり、本税制措置による効果のみを特定することは困難であると考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活性化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る）に対する将来の効果について、「中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み」と説明されているが、定量的に予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 財務省「法人企業統計調査季報」によると、中小企業（資本金1,000万円以上1億円未満の企業を指す）の設備投資額は、2020年4-6月期と2019年4-6月期を比較すると、-15.2%と足下で落ち込んでいる。また、今後の予測についても、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」によると、小企業（資本金2,000万円以上1億円未満の企業を指す）の設備投資計画は前年度比-16.1となっており、前年に比べて設備投資が減少することが見込まれている。

【点検結果】

- ① 達成目標の測定指標である「設備投資対キャッシュフロー比率」、「設備投資実施企業割合」及び「生産・営業用設備D I」についての将来の実現状況が定量的に予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

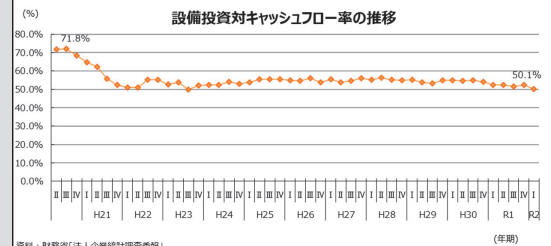
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税26) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税34)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
5	担当部局	《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3
		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8t以上→3.5t以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長)器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加) 平成26年度 3年間の延長(平成29年3月末までの適用期間の延長)上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充 平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成31年3月末までの適用期間の延長)

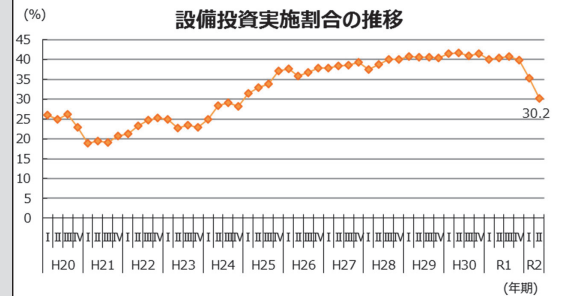
		令和元年度 2年間の延長 (令和3年3月末までの適用期間の延長)
8	適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。  《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的的位置付け 中小企業・地域経済 経営革新・創業促進  ○経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (4)消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。  ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入

		の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。																											
10 有効性等	① 適用数	(単位：件) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>67,035</td> <td>54,634</td> <td>59,551</td> <td>50,678</td> <td>50,779</td> <td>50,881</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用件数	67,035	54,634	59,551	50,678	50,779	50,881													
		平成 29	30	令和 1	2	3	4																						
	適用件数	67,035	54,634	59,551	50,678	50,779	50,881																						
	② 適用額	(単位：億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>4,424</td> <td>2,594</td> <td>2,827</td> <td>2,406</td> <td>2,411</td> <td>2,416</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用額	4,424	2,594	2,827	2,406	2,411	2,416													
	平成 29	30	令和 1	2	3	4																							
適用額	4,424	2,594	2,827	2,406	2,411	2,416																							
③ 減収額	(単位：億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>883</td> <td>573</td> <td>625</td> <td>532</td> <td>533</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>114</td> <td>74</td> <td>81</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>63</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>34</td> <td>34</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	法人税	883	573	625	532	533	534	法人住民税	114	74	81	37	37	37	法人事業税	63	37	40	34	34	34
	平成 29	30	令和 1	2	3	4																							
法人税	883	573	625	532	533	534																							
法人住民税	114	74	81	37	37	37																							
法人事業税	63	37	40	34	34	34																							
④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》																												

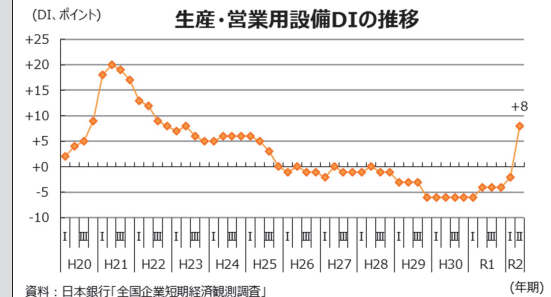
中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。



資料：財務省「法人企業統計調査季報」  
 (注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。



資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」  
 (注) 中小企業とは資本金2000万円以上1億円未満の企業をいう。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明

		<p>明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と中小企業経営強化税制がある。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置(中小企業投資促進税制と同様、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ))となっている。</p> <p>また、中小企業経営強化税制については、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 経産09)



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産11）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長 (特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)					
措置内容	平成30年度時点	特定中小企業者等（認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けた中小企業者等）が、経営改善設備の取得等をした場合には、取得価額の①30%の特別償却又は②7%の税額控除（一定の中小企業者等に限るものとし、中小企業投資促進税制及び中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越し）ができる。					
	令和元年度 税制改正以後	対象設備の見直し					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業者等について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税	所得税		
関係条項		租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H25	過去の政策評価の実績			H24経産13、H26経産12、H28経産15、H30経産10	区分	延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人三税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	/							
H24								
H25	873	3,381,747	28.7%	444,527	2,420	1,138,167	14.0%	196,903
H26	1,173	5,830,599	16.7%	767,871	4,289	1,899,842	12.2%	328,672
H27	912	6,551,366	46.8%	819,766	3,980	1,520,301	18.0%	208,282
H28	810	4,143,608	29.1%	493,499	3,690	1,380,493	17.6%	178,083
H29	1,080	7,981,912	24.8%	947,315	4,056	1,861,831	18.0%	240,177
H30	1,002	7,394,264	18.5%	877,108	4,335	1,866,681	18.2%	240,802

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成すべき水準については、中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIを安定的に向上させることを目標としている。</p> <p>② 達成目標及び達成すべき時期は、本税制措置の延長後の期限である令和4年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「達成すべき水準については、中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIを安定的に向上させることを目標としている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和元年度）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年度は特別償却1,080件、特別控除4,056件、平成30年度は特別償却1,002件、特別控除4,335件である。</p> <p>② 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の平成30年度商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用件数(5,337件)に、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における、全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率（令和元年度9.0%、令和2年度-14.9%）を掛けたもの。（特別償却及び特別控除の両者について同様。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が</p>
--

<p>特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の平成30年度商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用件数(5,337件)に、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における、全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率（令和元年度9.0%、令和2年度-14.9%）を掛けたもの。（特別償却及び特別控除の両者について同様。）</p> <p>令和3年度以降については、同様に「中小企業景況調査」における設備投資実施企業割合について、平成28年から平成30年までの3年分の対前年比の平均伸び率を算出し（0.2%）、これを掛けたもの。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 国税減収見込額については、(2)と同様。また、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税は国税減収見込額に、法人住民税率（令和元年度以前は0.129、令和2年度以降は0.07）を乗じて算出し、法人事業税は特別償却による減収見込み額に外形外人のみ適用される場合の法人事業税率（令和元年度以前は0.067、令和2年度以降は0.07）を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込み額に外形外人のみ適用される場合の地方人特別税の税率（令和元年度以前は0.432、令和2年度以降は0.37）を乗じて算出した数値を合計して算出している（いずれも内数）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(4)の補足説明と同様。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する過去の効果について、「中小企業者の売上高D Iの推移」のグラフで説明されているが、各年度の金額が表示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な</p>
--

効果が把握されていない。

**【経済産業省の補足説明】**

① 以下表の通りである。

年	期	卸売業	小売業	サービス業
H26	I	-4.3	-19.8	-13.7
	II	-33.2	-36.6	-16.8
	III	-12.6	-28.6	-16.1
	IV	-16.1	-28.9	-15.6
H27	I	-13.5	-26.8	-13
	II	-13	-25	-13.5
	III	-10.7	-21.7	-12.5
	IV	-9	-22.8	-11.7
H28	I	-12.9	-27.2	-14.5
	II	-15.7	-27.2	-17.8
	III	-16.7	-26.1	-15.3
	IV	-18.5	-25.5	-15.6
H29	I	-13.3	-24.6	-13.2
	II	-11.2	-23.6	-11.1
	III	-10.9	-23.9	-11.5
	IV	-12.1	-23.6	-11.8
H30	I	-12.4	-20.4	-13.9
	II	-13.1	-23	-11.9
	III	-9.4	-22.8	-14.1
	IV	-7.4	-20.3	-11
R1	I	-14.9	-21.4	-11.1
	II	-10.7	-22.3	-12.2
	III	-17.1	-25.6	-14.1
	IV	-25.8	-33.1	-18.3
R2	I	-23.1	-29.1	-18.4
	II	-65.6	-72.9	-77.9

② 中小企業庁のアンケートによれば、本税制措置を利用して経営改善効果があったと答えた事業者は84%に達している。また、同アンケートによれば、本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録していることから、本税制措置の達成目標に対して直接的な効果があったものと考えられる。

**【点検結果】**

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 評価書の《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》欄において、達成目標に対する過去の効果として示されている中小企業者の売上高D I に対する直接的効果が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

**【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】**

① 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

**【経済産業省の補足説明】**

① 中小企業庁のアンケートによれば、本税制措置を利用して経営改善効果があったと答えた事業者 84%に達しており、直接的な効果があったものと考えられる。また、本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録しているところ。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響下において、需要の冷え込みに備え、経営改善に取り組む事業者からの利用が見込まれる。

**【点検結果】**

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録しているところ。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響下において、需要の冷え込みに備え、経営改善に取り組む事業者からの利用が見込まれる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税27)
	①:政策評価の対象税目	(法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税35)
	②:上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)を認める措置。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の2 租税特別措置法施行令第5条の6の2 租税特別措置法施行規則第5条の10 法人税 租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4 租税特別措置法施行令第27条の12の3、第39条の45の4 租税特別措置法施行規則第20条の8、第22条の30
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成25年度 創設 平成27年度 2年間の延長 (平成29年3月末までの適用期間の延長)
		平成29年度 2年間の延長 (平成31年3月末までの適用期間の延長) 令和元年度 適用要件に所要の見直しを行った上で、2年間の延長 (令和3年3月末までの適用期間の延長)
8	適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)
9	必要性等	①:政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業者等(以下「中小商業・サービス業」という。)について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化

10	有効性等	①:適用数	(単位:件)														
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29</td> <td>30</td> <td>令和1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>5,136</td> <td>5,337</td> <td>5,817</td> <td>4,950</td> <td>4,960</td> <td>4,970</td> </tr> </table>		平成29	30	令和1	2	3	4	適用件数	5,136	5,337	5,817	4,950	4,960	4,970
			平成29	30	令和1	2	3	4									
適用件数	5,136	5,337	5,817	4,950	4,960	4,970											
		②:政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 経営革新・創業促進</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (4)消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。</p>														
		③:達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ及びこれにより懸念される経済情勢の悪化に伴う中小商業・サービス業等の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化に寄与する。</p>														

		(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。																												
②: 適用額	(単位: 億円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>99</td> <td>93</td> <td>101</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成29	30	令和1	2	3	4	適用額	99	93	101	86	86	86														
	平成29	30	令和1	2	3	4																								
適用額	99	93	101	86	86	86																								
③: 減収額	(単位: 億円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>4.1</td> <td>4.1</td> <td>4.5</td> <td>2.1</td> <td>2.1</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成29	30	令和1	2	3	4	法人税	32	32	35	30	30	30	法人住民税	4.1	4.1	4.5	2.1	2.1	2.1	法人事業税	1.3	1.3	1.4	1.2	1.2	1.2
	平成29	30	令和1	2	3	4																								
法人税	32	32	35	30	30	30																								
法人住民税	4.1	4.1	4.5	2.1	2.1	2.1																								
法人事業税	1.3	1.3	1.4	1.2	1.2	1.2																								
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小商業・サービス業の売上高DIは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、リーマン・ショック時を下回る過去最低水準となっている。本税制は売上額を下支えしており、先行きも不安定な中で、引き続き支援が必要。</p> <p>(DI:ポイント)</p> <p style="text-align: center;"><b>中小企業者の売上高DIの推移</b></p> <p>資料: 中小機構「中小企業景況調査」 (注)売上高DIは、前期に比べて、売上高が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合を引いたもの。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制の要件として、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることとしている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、これまでの活用実績として、飲食サービス業における「画像識別機能付きPOSレジ」の導入によるレジ精算の効率化、接客サービスの向上や、介護業における「介護用浴槽」の導入による大幅な効率化に伴う生産性の向上等が見られる。</p>																													

	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本税制の要件として、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることとしている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、これまでの活用実績として、飲食サービス業における「画像識別機能付きPOSレジ」を導入によるレジ精算の効率化、接客サービスの向上や、介護業における「介護用浴槽」の導入による大幅な効率化に伴う生産性の向上等が見られており、中小商業・サービス業等の安定化・活性化に有効な措置である。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業等を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>また、設備投資に当たり、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることを要件としており、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>中小企業者等が利用できる設備投資関連の他の税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、主として機械装置等の投資促進を目的とした税制措置(商業・サービス業・農林水産業活性化税制と同様、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ))となっている。</p> <p>中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p> <p>これらに対して、本税制は、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化を目的としている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置により中小商業・サービス業等の事業者の経営の安定化・活性化等を通じて、地域経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 経産10)



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産12）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設 (-)						
措置内容	平成30年度時点	-						
	令和元年度税制改正以後	-						
	令和2年度税制改正以後	-						
政策目的		ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援すること。						
評価対象税目	義務対象			努力義務対象				
	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税	個人住民税			
関係条項		-						
要望内容		ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援するため、必要な税制措置を創設する。						
創設年度	-	過去の政策評価の実績		-	区分		新設	



## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域経済・雇用に担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態展開を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する）は、政策目的（ウィズコロナ/ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用に担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援する）よりも発展した内容を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ウィズコロナ/ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要。このためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは不十分で、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要であり、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明な中において、地域経済・雇用に担おうとする中小企業による経営資源の集約化等（統合・再編等）を本税制措置で後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図ることとしているが、本税制措置においては、具体的にどのような経営資源集約化を対象とするか検討中であることから、現段階では、定量的に適切な達成目標をお示しすることは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(1)に記載のとおり、具体的にどのような経営資源集約化を対象とするか検討中であることから、現段階では、定量的に適切な適用数を予測することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(1)に記載のとおり、具体的にどのような経営資源集約化を対象とするか検討中であることから、現段階では、定量的に適切な減収額を予測することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域経済・雇用に担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態展開を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する）は、政策目的（ウィズコロナ/ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用に担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援する）よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(1)に記載のとおり、具体的にどのような経営資源集約化を対象とするか検討中であることから、現段階では、定量的に適切な達成目標に対する将来の効果を予想することは困難である。</p> <p>① 上記(1)に記載のとおり、具体的にどのような経営資源集約化を対象とするか検討中であることから、現段階では、定量的に適切な達成目標に対する将来の効果を予想することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 28) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)、個人住民税:外(自動連動))(地方税 30)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 ウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要であり、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革が重要。 この点、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとって、経営資源を集約化等(統合・再編等)させることによって、新規事業拡大や多角化等を行い、生産性を向上させることが可能。 このため、ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援するため、必要な税制措置を創設する。
		《関係条項》 —
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 令和3年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	令和5年3月31日まで
9	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援する。  《政策目的の根拠》 ウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要。このためには、単に設備投資や研究開発を進めるだけでは不十分で、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なことも少なくない。
	①: 政策目的及びその根拠	

		このため、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明な中において、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等(統合・再編等)を後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図る。  なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休廃業・解散や、倒産件数は増加する見込みであるとの民間調査も存在する。企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化等を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
		「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定) 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (3) 事業の継続と金融システムの安定維持 倒産や廃業を最小限に食い止めるべく、引き続き、強化した支援体制の下、予算・税制・金融措置等あらゆる手段を総動員して中小・小規模事業者や個人事業主、中堅・大企業の事業継続を強力に支え、これを通じて雇用と暮らしを守り抜く。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 中小企業・地域経済 事業環境整備
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》  地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態展開を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置は、中小企業による経営資源の集約化等に対する負担を軽減することで、経営資源の集約化等に伴うリスクを軽減する取組を促すことができ、先行きが不透明な中でも中小企業による経営資源の集約化等が進み、中小企業の実産性向上が図られる。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
10	有効性等	①: 適用数 精査中
		②: 適用額 精査中

	③: 減収額	精査中
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>ウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要。このためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは不十分で、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なことも少なくない。</p> <p>このため、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明な中において、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等（統合・再編等）を後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図る。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休廃業・解散や、倒産件数は増加する見込みであるとの民間調査も存在する。企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化等を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制によって中小企業による経営資源の集約化等に対する負担を軽減することで、経営資源の集約化等に伴うリスクを軽減する取組を促す。これによって、先行きが不透明な中でも中小企業による経営資源の集約化等が進み、中小企業の生産性向上が図られる。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休廃業・解散や、倒産件数は増加する見込みであるとの民間調査も存在する。企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化等を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待され、必要な措置である。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>経営資源の集約化等を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置として、事業承継総合支援事業及び事業承継・世代交代集中支援事業により予算措置を行っており、予算上の措置等では、中小企業の経営資源の集約化等に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&amp;A 時の専門家の活用費用、経営資源集約後の新分野進出に向けた取組を支援している。</p> <p>他方、経営資源集約後も含めて、新型コロナウイルス感染症による先行きの不透明感がある中で、中小企業が経営資源を集約化等することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。</p>

	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休廃業・解散や、倒産件数は増加する見込みであるとの民間調査も存在する。企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化等を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待され、本税制措置の創設は地方公共団体にとって重要。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2経産13）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		(一社) 日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長 (一社) 日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置)					
措置内容	平成30年度時点	電気供給業を行う法人について、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		課税の公平性を確保すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人事業税						
関係条項		地方税法附則第9条					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで3年間延長する。					
創設年度	H30	過去の政策評価の実績	-			区分	延長

適用総額 (法人事業税・千円)		
H23	/	
H24		
H25		
H26		
H27		
H28		
H29		
H30		0

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	(一社) 日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(卸電力市場の流動性を高め、卸電力市場を通じて電気事業者が公平に電源へアクセスできる環境を整備する。また、卸電力市場の活性化を契機とした小売電気市場の競争促進を行うことで、電力システム改革の目的を実現し、安定的かつ安価な電力供給を達成する)は、政策目的(「二重課税を回避し、卸電力市場の活性化を実現すること」及び「卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、課税の公平性を確保すること」)よりも発展した内容を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通りですので、目的と目標という関係を留意の上、政策評価書を修正いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 達成目標(卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、「電力システムに関する改革方針」に定められている「卸電力取引所における電力の取引量を増加させる」を達成する)は、政策目的(課税の公平性を確保すること)よりも発展した内容を表しているものであり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が定量的に把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通りですので、過去の適用数(自己約定の量)について、政策評価書に追記いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 自己約定の取引量(kWh)は、本特例措置の適用件数又は適用法人数を表すものではなく、適用数として適当でないため、この点を課題とする。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通りですので、将来の適用数の推計について政策評価書に追記いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 自己約定の取引量(kWh)は、本特例措置の適用件数又は適用法人数を表すものではなく、適用数として適当でないため、この点を課題とする。</p>

## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の考え方を踏まえ、減収額について政策評価書に追記いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の考え方を踏まえ、減収額の予測について政策評価書に追記いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(卸電力市場の流動性を高め、卸電力市場を通じて電気事業者が公平に電源へアクセスできる環境を整備する。また、卸電力市場の活性化を契機とした小売電気市場の競争促進を行うことで、電力システム改革の目的を実現し、安定的かつ安価な電力供給を達成する)は、政策目的(「二重課税を回避し、卸電力市場の活性化を実現すること」及び「卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、課税の公平性を確保すること」)よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通りですので、目的と目標という関係を留意の上、政策評価書への記載を修正しました。また、新しい達成目標に基づき、本措置の過去の効果を評価いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 達成目標(卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、「電力システムに関する改革方針」に定められている「卸電力取引所における電力の取引量を増加させる」を達成する)は、政策目的(課税の公平性を確保すること)よりも発展した内容を表しているものであり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(卸電力市場の流動性を高め、卸電力市場を通じて電気事業者が公平に電源へアクセスできる環境を整備する。また、卸電力市場の活性化を契機とした小売電気市場の競争促進を行うことで、電力システム改革の目的を実現し、安定的かつ安価な電力供給を達成する)は、政策目的(「二重課税を回避し、卸電力市場の活性化を実現すること」及び「卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、課税の公平性を確保すること」)よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通りですので、目的と目標という関係を留意の上、政策評価書への記載を修正しました。また、新しい達成目標に基づき、本措置の将来の効果を推計いたしました。</p>

【点検結果】

- ① 達成目標（卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、「電力システムに関する改革方針」に定められている「卸電力取引所における電力の取引量を増加させる」を達成する）は、政策目的（課税の公平性を確保すること）よりも発展した内容を表しているものであり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されておらず、(2)過去の適用数及び(6)過去の効果が把握されておらず、(3)将来の適用数及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	(一社)日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税:義(地方税22)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 電気事業者が卸電力取引所において、電力の買い入れと売り入れを同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額(同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る)に相当する金額を収入金から控除できる特例制度を創設した。
		《要望の内容》 措置の適用期限を3年間延長し、令和6年3月31日までとする。
		《関係条項》 地方税法 第72条の12 附則 第9条の21 地方税法施行令 第22条 附則 第6条の2
5	担当部局	経済産業省電力・ガス取引監視等委員会 取引制度企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年度 分析対象期間:平成30年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成30年度 創設
8	適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 課税の公平性を確保すること
		[参考] ○電力システムに関する基本方針(平成25年4月閣議決定)に基づく電気事業法の改正(平成26年6月11日閣議決定)により、平成28年4月より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、小売電気事業者が必要な電源を調達するための卸電力市場の活性化が不可欠となっている。他方で、平成28年4月時点では、卸電力取引所における取引量は日本全体の電力総需要の2%に過ぎず、電力市場における競争促進の観点からは、卸電力取引所の活性化が喫緊の課題であった。 ○こうした状況を踏まえ、様々な市場活性化策を講じてきたが、特に、平成30年10月に導入した間接オークション制度により、総需要に占める卸電力取引所経由の取引の割合は、当時の18%から、足元の約4割へと大きく増加し、卸市場の活性化に大きく貢献した。こうした貢献を踏まえ、間接オークション制度は今後も恒久的に継続する予定。 ○しかしながら、同制度導入の結果、小売事業者から需要家への電力

		販売による収入に基づき法人事業税の課税標準を計算するに当たり、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額については卸電力取引所経由のものも含めて課税標準から控除できる(地方税施行令第22条)一方で、間接オークション制度により生じる自己約定(同じく卸電力取引所経由の電気の購入であり、経済的には他社からの電気購入と実態は変わらない)には二重課税が発生するという問題が生じることとなった。こうした状況を放置することは、課税の公平性を阻害することとなると考えられる。
		《政策目的の根拠》 「電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定)」において、「主要な改革内容」の一つとして、「2.小売及び発電の全面自由化」を掲げており、「小売の全面自由化と併せ、発電の全面自由化(卸規制の撤廃)や、卸電力取引所における電力の取引量を増加させるための取組、商品先物取引法の対象への電気の追加の検討等を行う。」こととしている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 5.エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、「電力システムに関する改革方針」に定められている「卸電力取引所における電力の取引量を増加させる」を達成する。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税が回避され、課税の公平性が確保されるとともに、卸電力市場における取引量拡大に大きく寄与する。
10	有効性等	①: 適用数 本措置の対象となる自己約定にあたる取引量の推移は以下の通り。  平成30年度:9,741百万kWh 令和元年度:16,904百万kWh 令和2年度:18,462百万kWh(見込み) 令和3年度:20,162百万kWh(見込み) 令和4年度:22,020百万kWh(見込み) 令和5年度:24,048百万kWh(見込み)  [備考] 1. 本税制の対象となる、電力卸売市場を通じた自己約定の量について、本税制を主に活用していると考えられる旧一般電気事業者の取引量を推計。 2. 平成30年度および令和元年度分については、旧一般電気事業者の自己約定額(電気事業連合会提供)を当該年度のスポット市場における平均システムプライス(平均単価※)で割り戻して適用量を推計した。 ※令和2年度分については令和2年4～9月の平均



		<p>3. 令和2年度以降分については、足下のスポット市場全体の伸び率を勘案し、見込みを推定している。具体的には、直近8ヶ月※における各月の前年同期からの増加率の平均値(令和元年11月～令和2年6月)(=109%)を年間増減率と仮定し推計。 ※平成30年10月に間接オークション制度を開始したことの直接的な影響を取り除くため、直近8ヶ月における増加率を基準としている。</p> <p>[出所] 電気事業連合会提供資料を元に経済産業省推計。</p>
②: 適用額		<p>本措置の適用の対象となる自己約額の推移は以下の通り。</p> <p>平成30年度:95,030百万円 令和元年度:133,991百万円 令和2年度:98,659百万円(見込み) 令和3年度:107,747百万円(見込み) 令和4年度:117,673百万円(見込み) 令和5年度:128,513百万円(見込み)</p> <p>[備考] 1. 本税制の対象となる、電力卸売市場を通じた自己約定の額について、本税制を主に活用していると考えられる旧一般電気事業者の取引額を計上(令和元年度までの数値は電気事業連合会提供)。 2. 令和2年度以降の自己約定額については、「①適用数」において算出した、スポット市場全体の伸び率を勘案した自己約定量(将来見込み)に対して、令和2年度の平均システムプライス(令和2年4～9月の平均単価)を乗じて推計を行った。</p> <p>[出所] 電気事業連合会提供資料を元に経済産業省推計。</p>
③: 減収額		<p>本措置は二重課税を見直すものであり、減収額は生じないと考えられるものの、仮に本措置が無い場合(二重課税が生じる場合)の税収と本措置がある場合(二重課税が回避される場合)の差額を減収額と考え、本措置の適用による法人事業税の減収額は以下の通り推定される。</p> <p>平成30年度:1,224.7百万円(税率:1.2888%) 令和元年度:1,726.9百万円(税率:1.2888%) 令和2年度:1,035.9百万円(見込み)(税率:1.05%として推計) 令和3年度:1,131.3百万円(見込み)(税率:1.05%として推計) 令和4年度:1,235.6百万円(見込み)(税率:1.05%として推計) 令和5年度:1,349.4百万円(見込み)(税率:1.05%として推計)</p> <p>[備考] 1. 本税制の対象となる、電力卸売市場を通じた自己約定の額について、本税制を主に活用していると考えられる旧一般電気事業者の取引額を計上したうえで、税率を掛け合わせたもの(令和元年度ま</p>

		<p>での数値は電気事業連合会提供)。 2. 令和2年度以降については、「①適用量」「②適用額」における推計を基本として、税率を掛け合わせて推計を行った。</p> <p>[出所] 電気事業連合会提供資料を元に経済産業省推計。</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成30年10月に導入した間接オークション制度により、総需要に占める卸電力取引所経由の取引の割合は、当時の18%から、足元の約4割へと大きく増加となり、卸電力市場の活性化に寄与した。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 卸電力市場(スポット市場)における取引量は、当時の407億kwh(平成30年7-9月)から683億kwh(令和2年4-6月)へ大きく増加。二重課税が発生する状況下において事業者が積極的に卸電力市場を活用するとは想定できないため、本措置の効果は大きいと考えられる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本措置は二重課税となることを避けるものであり、新たに税収減が生じることはないと考えられる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 卸電力取引所における同一法人内の自己約定について支払った金額分については、電気供給業を行う他社からの電気の購入に該当しないため、現行の地方税施行令第22条が適用されず、経済的な二重課税が発生することになる。本件は二重課税を防ぐための措置であり、当該租税特別措置をとることが適切である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置との関係はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 本件は二重課税を防ぐための措置であり、当該租税特別措置を実施したとしても新たに税収減が発生するとは考えられない。</p>
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

国土交通省



番号	制度名
国土交通省	
国交01	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
国交02	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
国交03	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
国交04	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
国交05	船舶に係る特別償却制度の延長
国交06	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置
国交07	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交08	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交09	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交01）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)					
措置内容	平成30年度時点	土地等が宅地造成事業等により買い取られ、対価又は交換資産の取得をした場合には、その譲渡益の額の範囲内で1,500万円の特別控除ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進すること。</li> <li>・ 都市再生・地域再生を推進すること。</li> </ul>					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第65条の4、第68条の75					
要望内容及び区分		措置の適用期限を令和5年12月31日まで3年間延長する。					
創設年度	H6	過去の政策評価の実績	H23国交03、H26国交11、H29国交02			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地 方法人特別税・千 円)
H23	72	610,552	24.6%	81,845
H24	78	627,847	23.9%	80,309
H25	78	661,097	22.7%	82,855
H26	76	653,240	23.0%	84,540
H27	83	730,843	22.6%	86,868
H28	71	636,022	23.6%	75,565
H29	63	565,088	28.1%	60,208
H30	63	557,155	26.9%	58,777

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特例控除の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 本特例の達成目標は「住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）」に掲げられている成果指標を用いている。当該目標は住生活基本計画の成果指標としても、「早期に解消する」と掲げられているものであり、達成期限は設けられていない。そのため、本特例の達成目標に限り達成時期を明確に示すことは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））に対する過去の効果について、「本措置による効果も合わせて着実に改善が進んでおり」と説明されているが、定量的に把握されていない。
② 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する過去の効果（平成28年度、29年度及び令和元年度）が年度ごとに把握されていない。
③ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））に対する過去の効果（平成28年度、29年度及び令和元年度）が年度ごとに把握されていない。
④ 達成目標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の効果（平成28年度及び30年度）が年度ごとに把握されていない。
⑤ 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する過去の効果について、「平成25年度における最低居住面積水準未達率は4.2%から平成30年度には4.0%と改善」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑥ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））に対する過去の効果について、「大都市圏における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は平成25年の37%から平成30年には39%と増加」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑦ 達成目標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の効果について、「都市再生誘発量は平成29年度（2,845ha）から令和元年度（7,847ha）にかけて約5,000ha増加」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑧ 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する過去の効果について、過去の適用数4件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
⑨ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））に対する過去の効果について、過去の適用数4件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
⑩ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））に対する過去の効果について、過去の適用数4件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
⑪ 達成目標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の効果について、過去の適用数2件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
⑫ 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する過去の直接的な効果について、「良好な環境を備えた住宅地が約16.6ha、436戸供給され

<p>る見込みであり（平成29年度～令和元年度の合計）」と説明されているが、過去の効果（平成25年度における最低居住面積水準未達率は4.2%から平成30年度には4.0%と改善）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑬ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））に対する過去の直接的な効果について、「良好な環境を備えた住宅地が約16.6ha、436戸供給される見込みであり（平成29年度～令和元年度の合計）」と説明されているが、過去の効果（大都市圏における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は平成25年の37%から平成30年には39%と増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑭ 達成目標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の直接的な効果について、「計約120ha（平成30年度～令和5年度）の土地区画整理事業が行われ、または行われる見込み」と説明されているが、過去の効果（都市再生誘発量は平成29年度（2,845ha）から令和元年度（7,847ha）にかけて約5,000ha増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本特例は住生活基本計画などの政策体系の中で、様々な施策の一環として行われているものであり、それらが相まって効果が現れるものである。そのため、それらをすべて数値化し、特定の施策のみの影響を分離することは非常に困難である。</p> <p>②・③ 最低居住面積水準未達率については、5年毎に行われる総務省の「住宅・土地統計調査」を元に算出したものが公表されており、年度毎に把握することは困難である。</p> <p>④ 平成28年度及び30年度については本特例措置の適用実績はない。</p> <p>⑤・⑥ 住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月閣議決定）に定められた基準に基づき、総務省「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「住生活総合調査」を元に国土交通省で独自集計したものである旨、評価書に明記させていただくこととする</p> <p>⑦ 都市再生誘発量は「民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計」であり、それぞれの事業の面積を合計して算出している。なお、事業の面積については、自治体に対するヒアリング等により集計している。</p> <p>⑧～⑩ 本特例は住生活基本計画などの政策体系の中で、様々な施策の一環として行われているものであり、それらが相まって効果が現れるものである。そのため、それらをすべて数値化し、特定の施策のみの影響を分離することは非常に困難である。</p> <p>⑪ 当該年度の適用に関しては法人の適用は2件であったものの、個人の適用は134件存在した。また、本特例は一団の土地の造成面積が5ha以上と効果が大きく、当該年度の事業においても30.9haの市街地が造成されている。</p> <p>⑫・⑬ 本特例が達成目標としている数値を成果指標として、住生活基本計画の目標の実現に向けて、税制措置に限らず様々な施策が実施されており、それらが相まって効果が現れるものである。そのため、それらをすべて数値化し、特定の施策のみの影響を分離することは非常に困難である。また、経済状況等無数の要因をすべて特定し、それらの影響を取り除いた効果を推定することも同様に大きな困難を伴う。</p> <p>⑭ 土地区画整理事業は、本特例以外の税制優遇や補助金等の支援措置があり、また、その実施判断には経済情勢等も影響するため、本特例措置の効果のみを抜き出すことは困難である。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「それぞれの事業の面積を合計して算出」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかになっていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑧～⑩ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

<p>⑪ 達成目標の実現状況として「都市再生誘発量は平成29年度（2,845ha）から令和元年度（7,847ha）にかけて約5,000ha増加」したのに対し、この間に法人への本特例措置の適用を通じて造成された市街地は「30.9ha」とのことであり、法人税に係る本特例措置が達成目標の実現に十分寄与したとは言えず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑫～⑭ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する将来の効果について、「令和2年度の目標に向けて改善が進んでいると推測される」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））に対する将来の効果について、「令和2年度の目標に向けて改善が進んでいると推測される」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））に対する将来の効果について、「令和2年度の目標に向けて改善が進んでいると推測される」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>④ 達成目標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する将来の効果について、「令和3年度の目標値13,500haの達成に向けて概ね順調に推移している」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する将来の効果について、将来の適用数1件（令和2年度から5年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかになっていない。</p> <p>⑥ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））に対する将来の効果について、将来の適用数1件（令和2年度から5年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかになっていない。</p> <p>⑦ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））に対する将来の効果について、将来の適用数1件（令和2年度から5年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかになっていない。</p> <p>⑧ 達成目標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する将来の効果について、将来の適用数1件（令和2年度、4年度及び5年度）並びに2件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかになっていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 最低居住面積水準未達率については、事前評価書に記載の通り、平成25年の4.2%から平成30年の4.0%と低下傾向にあり、単純に同様の傾向で推移すると仮定すると令和2年には3.92%となる。</p> <p>② 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（全国）について、平成25年は42%、平成30年は42%と横ばいであるものの、後述の通り大都市圏で見ると増加傾向であり、基調としては改善していると考えられる。</p> <p>③ 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（大都市圏）は平成25年の37%から平成30年には39%と増加しており、単純に同様の傾向で推移すると仮定すると令和2年には39.8%となる。</p> <p>④ 都市再生誘発量は平成29年度（2,845ha）から令和元年度（7,847ha）にかけて5,002ha</p>
--



増加しており、今後も単純に同様の傾向で推移すると仮定すると、令和3年度には12,849haとなり、13,500haに近い水準まで到達することが予測される。

- ⑤～⑦ 本特例による将来の法人の適用見込み数は1法人であるが、各適用事例では、個人の適用者が法人の適用者を大幅に上回っている。(令和元年度の認定事例は1地区あり、法人地権者数4に対して、個人地権者数は79人)これは、本特例により譲渡される土地の従前の地目の大半が田畑、山林であり、その地権者の多くが個人であるためである。よって、地権者には個人・法人双方が存在するものの、今後の本特例の適用見込者については、その多くが個人であると想定されることから、適用法人地権者数のみをもって本特例の効果を判断すべきものではない。
- ⑧ 本特例による将来の法人の適用見込み数は、1年度につき1～2法人であるが、各適用事例では、個人の適用者が法人の適用者を大幅に上回っている(令和元年度の認定事例は2地区あり、法人地権者数2に対して、個人地権者数は134人であった)。また、本特例は一団の土地の造成面積が5ha以上と効果が大きく、令和元年度の事業においても30.9haの市街地が造成されている。このことことから、適用法人地権者数のみをもって本特例の効果を判断すべきものではない。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「単純に同様の傾向で推移すると仮定すると令和2年には3.92%となる」との説明では、将来の効果(令和3年度から5年度まで)が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。  
また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「単純に同様の傾向で推移すると仮定すると令和2年には39.8%となる」との説明では、将来の効果(令和3年度から5年度まで)が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。  
また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ④ 「今後も単純に同様の傾向で推移すると仮定すると、令和3年度には12,849haとなり、13,500haに近い水準まで到達することが予測される」との説明では、将来の効果(令和2年度、4年度及び5年度)が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。  
また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ⑤～⑦ 「各適用事例では、個人の適用者が法人の適用者を大幅に上回っている。(令和元年度の認定事例は1地区あり、法人地権者数4に対して、個人地権者数は79人)これは、本特例により譲渡される土地の従前の地目の大半が田畑、山林であり、その地権者の多くが個人であるためである。よって、地権者には個人・法人双方が存在するものの、今後の本特例の適用見込者については、その多くが個人であると想定される」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑧ 「各適用事例では、個人の適用者が法人の適用者を大幅に上回っている(令和元年度の認定事例は2地区あり、法人地権者数2に対して、個人地権者数は134人であった)。また、本特例は一団の土地の造成面積が5ha以上と効果が大きく、令和元年度の事業においても30.9haの市街地が造成されている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税1) (法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税12)
		②: 上記以外の税目 所得税:外、個人住民税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 特定住宅地造成事業等のうち、一団の宅地造成に関する事業及び土地区画整理事業として行われる宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合、譲渡所得から1,500万円を控除する。
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和5年12月31日までとする。
		《関係条項》 租税特別措置法第65条の4第1項第3号 第2項～第5号 第68条の75
5	担当部局	不動産・建設経済局不動産市場整備課 都市局市街地整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成8年度 延長 平成10年度 延長 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 縮減・延長(一団の住宅建設に関する事業を除く) 平成27年度 延長 平成30年度 延長
8	適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日～令和5年12月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。 ・ 都市再生・地域再生を推進する。 《政策目的の根拠》 【租税特別措置法第65条の4第1項第3号イ関係(以下「3号イ関係」という。)] 「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月閣議決定)において、「福祉拠点の形成や街なか居住を進め、(略)どの世代も安心して暮らすことができる居住環境・住宅地の魅力の維持・向上」を図ることが基本的な施策として掲げられている。 【租税特別措置法第65条の4第1項第3号ロ関係(以下「3号ロ関係」という。)]
		②: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与 居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。また、一定の土地区画整理事業が促進され、民間投資を誘発する基盤整備が進むことにより、都市再生・地域再生の推進が図られる。

		土地区画整理法(昭和29年5月20日法律第119号)第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
②: 政策体系における政策目的の位置付け		【3号イ関係】 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含  【3号ロ関係】 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含
③: 達成目標及びその実現による寄与		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進を図るとともに、都市再生・地域再生を推進する。  (測定指標) 【3号イ関係】 ・最低居住面積水準未達率4.0%(平成30年)を早期に解消する。 ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる。 全国 : 42%(平成30年実績)→48%(令和5年目標) 大都市圏 : 39%(平成30年実績)→47%(令和5年目標) ※ 最低居住面積水準未達率及び子育て世帯における誘導居住面積水準については、住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月閣議決定)に定められた基準に基づき、総務省「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「住生活総合調査」を元に国土交通省で独自集計したものである。  【3号ロ関係】 ・都市再生誘発量 令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する。 <参考>令和2年度から令和5年度の間に、本税制措置適用地区で約160haを整備する見込みである。(整備面積の見込みは、事業者・自治体へのヒアリング等の結果による。) ※ 都市再生誘発量とは、我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量であり、具体的には、民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計である。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。また、一定の土地区画整理事業が促進され、民間投資を誘発する基盤整備が進むことにより、都市再生・地域再生の推進が図られる。

10	有効性等	①: 適用数	<p><b>【3号イ関係】</b>                  平成28年度 0地区                  平成29年度 0地区                  平成30年度 0地区                  令和元年度 1地区(法人4件)                  令和2年度 1地区(法人1件) ※見込み                  令和3年度 1地区(法人1件) ※見込み                  令和4年度 1地区(法人1件) ※見込み                  令和5年度 1地区(法人1件) ※見込み</p> <p>平成28年度～令和元年度の適用地区は1地区であるが、前回評価時における見込み値と乖離した原因については、前回評価時の適用見込み事例が事業の進展に伴い公共地面積割合等の要件を満たさないことが明らかになったためである。また法人地権者数が僅少である中においても、一定程度適用があることから、適用数は想定外に僅少とは言えない。</p> <p><b>【3号ロ関係】</b>                  平成28年度 0地区                  平成29年度 0地区                  平成30年度 0地区                  令和元年度 2地区(法人2件)                  令和2年度 1地区(法人1件) ※見込み                  令和3年度 2地区(法人2件) ※見込み                  令和4年度 1地区(法人2件) ※見込み                  令和5年度 1地区(法人1件) ※見込み</p> <p>平成28～令和元年度の適用地区は2地区であるが、前回評価時における見込み値と乖離した原因については、前回評価時の適用見込み事例が事業の進展に伴い公共地面積割合等の要件を満たさないことが明らかになったためである。また法人地権者数が僅少である中においても、一定程度適用があることから、適用数は想定外に僅少とは言えない。</p> <p>(平成28～令和元年度実績値については、国土交通省における認定件数による。令和2～令和5年度については、事業者・自治体へのヒアリング等の結果による。)</p> <p>※適用実態調査では、租税特別措置法第65条第4項の「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」全体の適用数が記載されている。本事前評価書は第65条第4項3号について記載したものであり、適用実態調査には記載されていない内数が、本来記載すべき適用数となるため、上記の通り、当省で把握している適用数を記入している。</p>
----	------	--------	--

②: 適用額	<p><b>【3号イ関係】</b>                  平成28年度 0百万円                  平成29年度 0百万円                  平成30年度 0百万円                  令和元年度 60百万円                  令和2年度 15百万円 ※見込み                  令和3年度 15百万円 ※見込み                  令和4年度 15百万円 ※見込み                  令和5年度 15百万円 ※見込み</p> <p><b>【3号ロ関係】</b>                  平成28年度 0百万円                  平成29年度 0百万円                  平成30年度 0百万円                  令和元年度 30百万円                  令和2年度 15百万円 ※見込み                  令和3年度 30百万円 ※見込み                  令和4年度 30百万円 ※見込み                  令和5年度 15百万円 ※見込み</p> <p>1件当たり1,500万円が控除される制度であることから、法人に対する適用数に1,500万円を掛けた額を適用額とした。</p>																																				
③: 減収額	<p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>21</td> <td>1.4</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>7</td> <td>0.5</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>10</td> <td>0.7</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>10</td> <td>0.7</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>7</td> <td>0.5</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(推計方法は別紙に記載)</p> <p>※適用実態調査では、租税特別措置法第65条第4項の「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」全体の適用数が記載されている。本事前評価書は第65条第4項3号について記載したものであり、適用実態調査には記載されていない内数が、本来記載すべき適用数となるため、上記の通り、当省で把握している適用数を記入している。</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成28年度	0	0	0	平成29年度	0	0	0	平成30年度	0	0	0	令和元年度	21	1.4	4.3	令和2年度	7	0.5	1.4	令和3年度	10	0.7	2.2	令和4年度	10	0.7	2.2	令和5年度	7	0.5	1.4
	法人税	法人住民税	法人事業税																																		
平成28年度	0	0	0																																		
平成29年度	0	0	0																																		
平成30年度	0	0	0																																		
令和元年度	21	1.4	4.3																																		
令和2年度	7	0.5	1.4																																		
令和3年度	10	0.7	2.2																																		
令和4年度	10	0.7	2.2																																		
令和5年度	7	0.5	1.4																																		

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>【3号イ関係】 平成 25 年度における最低居住面積水準未満率は 4.2%から平成 30 年度には 4.0%と改善しており、大都市圏における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は平成 25 年の 37%から平成 30 年には 39%と増加しているなど、本措置による効果も合わせて着実に改善が進んでおり、令和2年度の目標に向けて改善が進んでいると推測される。</p> <p>【3号ロ関係】 都市再生誘発量は平成 29 年度 (2, 845ha) から令和元年度 (7,847ha) にかけて約 5, 000ha 増加しており、令和3年度の目標値 13,500ha の達成に向けて概ね順調に推移している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>【3号イ関係】 本措置によって、良好な環境を備えた住宅地が約 16.6ha、436 戸供給される見込みであり(平成 29 年度～令和元年度の合計)、引き続き目標の達成に向け相応の効果を上げることが見込まれる。</p> <p>【3号ロ関係】 本措置の直接的な効果として、計約 120ha(平成 30 年度～令和5年度)の土地区画整理事業が行われ、または行われる見込みである。これにより優良な住宅地を創出しているところであり、優良な住宅地の供給に対して相応の効果を上げるとともに、都市再生誘発量の向上に寄与している。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上を図るためには、土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えることで、用地交渉の長期化等による事業コストやリスクを軽減し、事業を円滑に推進する環境を整えることが効果的であることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>【3号イ関係】 住宅着工統計によれば、50 m<sup>2</sup>(4人の世帯の最低居住水準)未満の住宅(持家)は、平成 30 年度は 1.1%となっており、新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未満率」の改善に資すると考えられ、居住水準の改善が進んでいると推測されるため、その効果は過去における減収額(令和元年度:21 百万円 地方税 10 百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>【3号ロ関係】 本措置の寄与もあり、都市再生誘発量は平成 29 年度 (2, 845ha) から令和元年度 (7,847ha) にかけて約 5, 000ha 増加しており、その効果は過去における減収額(令和元年度:国税 21 百万円、地方税 10 百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>また、令和2年度から5年度までにおいては、各要件において年1地区程度適用を見込んでいるところ、本特例に係る事業により新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未満率」の改善に一定の効果を上げるとともに、本特例に係る土地区画整理事業は都市再生誘発</p>

		<p>量の増加に一定の効果を上げることが見込まれる。その効果は将来における減収見込額(令和2年度から5年度までの各年度:国税7~10 百万円・地方税3~5百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>【3号イ関係】 申請等により補助対象者を個別に捕捉し補助を行うことは、行政の効率性の観点から非効率であり、租税特別措置によることが適切である。</p> <p>【3号ロ関係】 申請等により補助対象者を個別に捕捉し補助を行うことは、行政の効率性の観点から非効率であり、租税特別措置によることが適切である。</p> <p>・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置(所得税・法人税・住民税)</p> <p>本特例措置は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅地造成について認められるものであり、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置」の対象となる宅地造成事業より、区画面積や公共施設整備率等、要件が厳しい分、大きな税負担の軽減が措置されている。よって、両制度は明確な役割分担がなされており、両制度が相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年8月(国交5)

減収額推計

項目	特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円特別控除の延長 (法人税、法人住民税、法人事業税)		
----	--	--	--

減収額	国税(法人税)	法人住民税	法人事業税	
平成28～30年度	0百万円	0.0百万円	0.0百万円	(法人 0件)
令和元年度	21百万円	1.4百万円	4.3百万円	(法人 6件)
令和2年度	7百万円	0.5百万円	1.4百万円	(法人 2件)
令和3年度	10百万円	0.7百万円	2.2百万円	(法人 3件)
令和4年度	10百万円	0.7百万円	2.2百万円	(法人 3件)
令和5年度	7百万円	0.5百万円	1.4百万円	(法人 2件)

【推計方法】  
 一団の住宅地造成事業(第3号イ)、土地区画整理事業として行われる宅地造成事業(第3号ロ)に係る1,500万円特別控除の適用実績は、以下のとおり。

	第3号イ			第3号ロ			合計	
	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数	個人	法人
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	1	79	4	2	134	2	213	6
平均		20	1		34	1	54	2

1 法人あたりの減収額は以下のとおり。

【国税】

① 法人税  
 減収額推計  $1500 \text{ 万円} \times 23.2\% = 348 \text{ 万円}$   
 令和元年度  $6 \text{ 法人} = 2,088 \text{ 万円}$

【地方税】

② 法人住民税  $348 \text{ 万円} \times 7.0\% = 24 \text{ 万円}$  ※都道府県1%、市町村6%  
 ③ 法人事業税(④～⑥)  $72 \text{ 万円}$   
 ④ 法人事業税(所得割)  $1500 \text{ 万円} \times 1.0\% = 15 \text{ 万円}$  ※外形法人の場合の税率  
 ⑤ 法人事業税(特別法人事業税)  $15 \text{ 万円} \times 260.0\% = 39 \text{ 万円}$  ※外形法人の場合の税率  
 ⑥ 法人事業税(付加価値割)  $1500 \text{ 万円} \times 1.2\% = 18 \text{ 万円}$  ※外形法人の場合の税率  
 ※外形法人の場合の適用税率

過去の実績を踏まえると、1地区(事業)あたり1法人が適用を受けており、今後毎年2～3地区適用が見込まれることから、  
 2地区の場合 国税 7百万円 法人住民税 0.5百万円 法人事業税 1.4百万円  
 3地区の場合 国税 10百万円 法人住民税 0.7百万円 法人事業税 2.2百万円

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交02）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術施設の特別償却)					
措置内容	平成30年度時点	文化学術研究地区において整備される一定の研究施設の取得等をした場合には、取得価額の12%（建物等は6%）の特別償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	研究施設のうち機械装置の取得価額要件を400万円以上（改正前：240万円以上）に引上げ					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税					
関係条項		租税特別措置法第44条、第68条の19					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度		S62	過去の政策評価の実績	H22国交11、H24国交12、H26国交18、H28国交08、H30国交03	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	3	2,726	-	333
H24	2	1,587	-	184
H25	2	3,023	-	346
H26	2	14,231	-	1,811
H27	2	103,409	-	10,842
H28	2	11,323	-	1,327
H29	3	13,353	-	993
H30	2	39,617	-	2,950

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載



## 点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—

## 【点検結果】

なし。

## (6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（平成30年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和4年度末までに施設立地数を165施設とする）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を活用した企業はこれまでに43社あり、本特例措置を活用した企業（活用見込み含む）に宛てた本特例措置が果たす立地インセンティブについてのアンケート結果では、（中略）といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されており、達成目標の実現に寄与していると言える」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（施設整備率を都市全体でおおむね60%以上（令和4年度末までにおおむね54%）とする）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を活用した企業はこれまでに43社あり、本特例措置を活用した企業（活用見込み含む）に宛てた本特例措置が果たす立地インセンティブについてのアンケート結果では、（中略）といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されており、達成目標の実現に寄与している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 「工場立地動向調査」（経済産業省）を用いて、本特例措置が無い場合として、統計上想定される学研都市の年間施設立地数を推計すると以下のとおり。 学研都市が存する大阪府・京都府・奈良県（3府県）の平成29年度～令和元年度に研究所（研究所付設工場を含む。）用地取得件数は、年間平均約17件。 3府県の総市町村数（108市町村）に対する学研都市（8市町）の割合は約7%であることから、8市町で年間約1件の立地が見込まれるが、8市町の面積に対する研究施設用地面積の割合は1%程度であることから、本特例措置が無い場合、学研都市の施設立地数は0施設/年と推計。 上記を踏まえると、本特例措置の適用数2件（平成30年度）は、十分に達成目標の実現に寄与している。</p> <p>② 本特例措置の対象となる施設は、経済状況等を踏まえて企業が立地の判断を行うため、完全にその影響を取り除くことは困難であるが、本特例措置の創設以降、38施設が適用を受けており、全体施設数（令和元年度末時点で151施設）の約25%を占めていることから、本特例措置がなければ、現在の立地施設数は113施設の立地で留まっていた可能性がある。</p> <p>③ 本特例措置の対象となる施設は、経済情勢等を踏まえて企業が立地の判断を行うため、完全にその影響を取り除くことは困難であるが、本特例措置の創設以降、研究施設用地（441ha）のうち91ha（約20%）が適用を受けていることから、本特例措置がなければ、現在の研究施設立地面積は350haの立地で留まっていた可能性がある。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 「学研都市が存する大阪府・京都府・奈良県（3府県）の平成29年度～令和元年度に研究所（研究所付設工場を含む。）用地取得件数は、年間平均約17件。3府県の総市町村数（108市町村）に対する学研都市（8市町）の割合は約7%であることから、8市町で年間約1件の立地が見込まれるが、8市町の面積に対する研究施設用地面積の割合は1%程度であることから、本特例措置が無い場合、学研都市の施設立地数は0施設/年と推計。 上記を踏まえると、本特例措置の適用数2件（平成30年度）は、十分に達成目標の実現に寄与している」との説明では、達成目標である施設立地数及び施設整備率についての過去の実現状況にどの程度寄与したのか明らかにされていない。また、上記②及び③の補足説明において一定の説明があるものの、本特例措置の創設以降の全ての期間に係</p>
--



るものであって、今回の事前評価における分析対象期間（平成29年度以降）に係るものではなく、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

②・③ 本特例措置がなかった場合との比較としては、本特例措置の適用を受けて行われた立地のうち、本特例措置があったことを理由として行われた分等を明らかにする必要があり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

**【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】**

① 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数6件（令和3年度）及び4件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

② 達成目標（令和4年度末までに施設立地数を165施設とする）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

③ 達成目標（施設整備率を都市全体でおおむね60%以上（令和4年度末までにおおむね54%）とする）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

**【国土交通省の補足説明】**

①～③ 前述のとおり、「工場立地動向調査」（経済産業省）を用いて、本特例措置が無い場合の施設立地数を推計すると学研都市の年間立地施設数は0施設である一方、予測される将来の適用数が6件（令和3年度）及び4件（令和4年度）であるため、特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。事後の直接的な効果検証については、立地企業に対するアンケート調査の実施等を検討する。

**【点検結果】**

① 「「工場立地動向調査」（経済産業省）を用いて、本特例措置が無い場合の施設立地数を推計すると学研都市の年間立地施設数は0施設である一方、予測される将来の適用数が6件（令和3年度）及び4件（令和4年度）であるため、特例措置は達成目標の実現に有効な手段である」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

②・③ 「事後の直接的な効果検証については、立地企業に対するアンケート調査の実施等を検討する」との説明では、アンケート調査の具体的な内容等が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税4)
		②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号。以下「促進法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、研究用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。 建物及び附属設備(取得金額3億円以上) 特別償却率 6/100 機械及び装置(取得金額400万円以上) 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定	
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。	
		《関係条項》 促進法 第10条 租税特別措置法 第44条、第68条の19 同法施行令 第28条の4、第39条の51	
5	担当部局	都市局都市政策課都市政策調査室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度	
7	創設年度及び改正経緯	・昭和62年度:創設 ・平成元～25年度:延長及び特別償却率の縮減等 ・平成27年度:延長(対象資産を新設又は増設したものに限定) ・平成29年度:延長(資金額要件の引上げ) ・平成31(令和元)年度:延長(資金額要件の引上げ)	
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、促進法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。 また、平成28年3月には、国(国土交通省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省)、地元地方公共団体、大学、立地企業、経済

		<p>団体等の参画により、今後おおむね10年の都市の方向性を示した『新たな都市創造プラン』を策定し、「世界の知と産業を牽引する都市」「持続的にイノベーションを生み出す都市」「科学・生活・文化・自然環境が融合する持続可能都市」を目指す都市の姿とし、多様な主体がプラン実現に取り組んでいるところである。</p> <p>本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 促進法第10条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている。また、促進法に基づく基本方針では「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後も学研都市の建設を促進していくこととされており、さらに都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることとされており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。 平成27年8月に閣議決定された「新たな国土形成計画」では、人口減少や国際競争が厳しさを増す中で、我が国の成長力を高めていくためには、持続的なイノベーション創出のための取組を推進することが必要であるとされており、学研都市について、我が国全体の発展のために活用することとされている。 さらに、筑波研究学園都市とともにリニア中央新幹線の整備による知的対流(ナレッジ・リンク)、スーパー・メガリージョンの形成による高度な価値創造及び国内外の優秀な学生・研究者等が集い就労すること等、学研都市が果たす役割について明記されているところである。全国計画を受けて平成28年3月に策定された「近畿圏広域地方計画」においても、「イノベーションを支える知の拠点」「高度な知的人材集積拠点」として事業を推進していくこととしているように、我が国の発展にとって重要な位置づけがされている。 また「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月 閣議決定)でも「持続的にイノベーションを生み出す環境を形成するためには、産学官の人材、知、資金を結集させ、共創を誘発する「場」の形成が重要」とされており、具体例として学研都市が明記されるなど、今後とも整備の促進が求められているところである。 国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を強力に推進する必要がある。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。                  (測定指標)                  拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、令和2年4月時点で151施設のところ、令和4年度末までに施設立地数を165施設とすることを目標としている。                  なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上(令和4年度末までにおおむね54%)とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。</p>														
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度(実績)</th> <th>H30年度(実績)</th> <th>R1年度(推計)</th> <th>R2年度(推計)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H29～H30実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。                  ※2 R1推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第2号に基づく国土交通大臣の証明に係る申請内容より、R2～R4推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート調査及び聞き取り調査による。</p> <p>なお、文化学術研究施設の新規立地が年平均3～4施設程度であるのに対して、本特例措置が年平均2件程度適用されていることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。</p>		H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	適用件数	3	2	1	10	6	4
	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)										
適用件数	3	2	1	10	6	4										
	<p>②: 適用額</p>	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度(実績)</th> <th>H30年度(実績)</th> <th>R1年度(推計)</th> <th>R2年度(推計)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>13.3</td> <td>39.6</td> <td>18.5</td> <td>253.4</td> <td>186.2</td> <td>37.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H29～H30実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による                  ※2 R1推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第2号に基づく国土交通大臣証明に係る申請内容より、R2～R4推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート調査及び聞き取り調査による。</p> <p>なお、対象となる研究分野の制限は設けておらず、特定の者のみに優遇が受けられるといった公平性を欠くものではない。</p>		H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	適用額	13.3	39.6	18.5	253.4	186.2	37.0
	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)										
適用額	13.3	39.6	18.5	253.4	186.2	37.0										

<p>③: 減収額</p>	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度(実績)</th> <th>H30年度(実績)</th> <th>R1年度(推計)</th> <th>R2年度(推計)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>3.1</td> <td>9.1</td> <td>4.3</td> <td>58.8</td> <td>43.2</td> <td>8.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>減収額は適用額×法人税率により算出                  (法人税率について、H29は0.234、H30～R4は0.232)</p>		H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	減収額	3.1	9.1	4.3	58.8	43.2	8.6														
	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)																							
減収額	3.1	9.1	4.3	58.8	43.2	8.6																							
<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  文化・学術・研究の拠点形成に向けて着実に整備が進んでいる。令和2年4月時点で151の研究所用施設等が立地しており、令和元年度までに150施設とした目標を達成している。施設整備率については、企業の立地延期及び研究施設用地面積の増加により、令和2年4月時点で55.1%となっている。                  (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度(実績)</th> <th>H30年度(実績)</th> <th>R1年度(実績)</th> <th>R2年度(推計)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設立地数</td> <td>142</td> <td>146</td> <td>151</td> <td>157</td> <td>161</td> <td>163</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H29～R1実績値については、(公財)関西文化学術研究都市推進機構の公表値による。R2～R4推計値については、今後の施設立地数に関する府県あてのアンケート調査結果による。</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度(実績)</th> <th>H30年度(実績)</th> <th>R1年度(実績)</th> <th>R2年度(推計)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備率</td> <td>57.3</td> <td>59.0</td> <td>55.1</td> <td>55.6</td> <td>52.5</td> <td>54.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設整備率=(研究施設立地面積/研究施設用地面積)×100                  ※H29～R1実績値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R2～R4推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート調査及び聞き取り調査による。</p> <p>前回評価時の推計値と実数値が乖離した原因は、立地後、本特例措置の対象となる研究施設部分の投資額を精査した結果、適用の要件に適合しなかったものがあること等が考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  本特例措置を活用した企業はこれまでに43社あり、本特例措置を活用した企業(活用見込み含む)に宛てた本特例措置が果たす立地インセンティブについてのアンケート結果では、「数ある候補地のうちから立地を決定するにあたり、企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思決定を行いました。その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとなりました」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されており、達成目標の実現に寄与していると言える。</p>		H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	施設立地数	142	146	151	157	161	163		H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	施設整備率	57.3	59.0	55.1	55.6	52.5	54.2
	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)																							
施設立地数	142	146	151	157	161	163																							
	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)																							
施設整備率	57.3	59.0	55.1	55.6	52.5	54.2																							

		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>平成 29 年度から令和元年度までの間に研究所用施設は 142 施設から 151 施設へと増加し、今後3年間においても多数の研究所用施設の進出が見込まれている。</p> <p>学研都市における関連施設等の新規立地による集積度の高まりは、他機関との共同研究・交流等の促進や研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せて、このような学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであるため、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなることから、事業者の初期投資の負担軽減を図ることができる最小限の措置として、本特例措置を活用しているものである。</p> <p>租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、本特例措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。</p> <p>適用対象については、投資資金額が3億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年8月 (H30 国交 03)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交03）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 (特定都市再生建築物の割増償却 (特定都市再生緊急整備地域))					
措置内容	平成30年度時点	特定都市再生緊急整備地域内において、都市再生特別措置法の認定計画に基づく特定都市再生建築物等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額に100分の50を乗じた金額の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		<p>昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジネス環境・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の更なる強化を図ること。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻なダメージを受けた日本経済の早期回復・持続的発展に寄与するとともに、新型コロナ危機を踏まえたニュー・ノーマルに対応したまちづくりを進めること。</p>					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税						
関係条項		租税特別措置法第47条、第68条の35					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H23	過去の政策評価の実績	H22国交16、H23国交07、H24国交14、H26国交16、H28国交06、H30国交08	区分	延長		

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地 方法人特別税・千 円)
H23	53	7,436,275	84.8%	908,111
H24	48	5,968,642	94.6%	689,408
H25	9	3,211,681	—	584,488
H26	8	2,911,681	—	446,200
H27	9	3,192,638	—	372,929
H28	19	3,303,085	—	394,316
H29	14	3,358,714	—	263,418
H30	14	2,804,374	—	212,026

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載  
 ※H25以降の「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」については、特定都市再生緊急整備地域内又はその他の都市再生緊急整備地域内において、都市再生事業により整備される建築物に係る分全体の数値を記載。「地方税への影響額」については、「特定都市再生建築物の割増償却」の措置全体の数値を記載



## 点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 当該目標は2016年（平成28年）に達成され、以後本年度まで継続して目標を達成している。また、当該目標の記載があった成長戦略フォローアップ2020においても、本年度、「本目標を終了する」とされたことから、当該税制の達成目標からも、記載を削除することとした。その旨を評価書に記載する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和3年度及び4年度）について、「令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 算定根拠について、具体的に評価書に記載する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 租特透明化法に基づき把握される適用額は、本特例と都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の合算数値になることから、本特例にかかる数値のみを抽出することができない。その旨を評価書に記載する。

## 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和2年度の法人税）について、「認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 将来の減収額（令和3年度及び4年度の法人税）について、「令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 令和2年度の法人税の減収額については、国土交通省が認定事業者に行っているアンケート調査の回答数値の合計（実数）であり、個別事業者の税制適用額については非公表としていることから、算定根拠を記載しないこととする。
② 令和3・4年度の数値については、推計値であることから、算出根拠について、評価書に記載する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「個別事業者の税制適用額については非公表としていることから、算定根拠を記載しないこととする」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「事業1計画あたりの減収見込み（276百万円）」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。
③ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。
④ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する過去の効果について、「都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成24年度から令和2年度までの建設投資額（見込含む）は約8.8兆円となり、令和2年度までの政策目標（8～11兆円）を概ね達成する見込みである」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑤ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果について、「平成28年度に東京の順位は3位となり、令和元年度時点の順位も3位と目標を達成している」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
⑥ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な

る。

<p>効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>①～③ いずれについても、目標設定以降の過去の年度の効果を表にて評価書に記載する。また、①については、本特例が達成目標に対して本特例が有効な手段である旨もあわせて記載する。</p> <p>④ 算定根拠および出典を評価書に記載する。（なお、算定根拠は、表に記載している数値を合計したもの。）</p> <p>⑤ 出典を評価書に記載する。</p> <p>⑥ 本特例により整備された都市開発事業（認定都市再生事業）の建設投資額を評価書に記載する。</p> <p>⑦ 本特例により整備された都市機能により向上した世界の都市総合力ランキングの評価項目を評価書に記載する。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑥ 「本特例により直接的に引き起こされる認定都市再生事業の建設投資額は1.2兆円であり、目標の約6割の進捗に寄与している」との説明では、本特例措置があったことを理由として当該効果が生じたのか否かが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 「都市再生事業の進展により、魅力ある商業施設や文化施設・ホテル等の整備が進み、「文化・交流」の指標等のスコアが向上し」との説明では、本特例措置があったことを理由として当該効果が生じたのか否かが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する将来の効果について、「新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見通しは不透明である」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する将来の効果について、「新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見通しは不透明である」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 現在の見込み値である1.9兆円を確実に（100%）実施することで、当該目標の達成を目指す旨、評価書に記載する。</p> <p>② 現在の見込み値である11.26%を確実に（100%）実施することで、当該目標の達成を目指す旨、評価書に記載する。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられ



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税5)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	所得税:外、登録免許税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものと見なされる場合を含む。)に係る特例措置であり、認定事業により整備される建築物について、5年間の5割増償却がある。 【適用要件】 ・令和3年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2)居住者等利便施設整備費が10億円以上
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》 法人税:租税特別措置法第47条、同施行令第29条の5、同施行規則第20条の21 (連結法人:法第68条の35、令第39条の64、規則第22条の42)
5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
		平成24年度 拡充(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。)
		平成25年度 適用期限の2年延長
		平成27年度 適用期限の2年延長
		平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的

		<p>なビジネス環境・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の更なる強化を図る。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻なダメージを受けた日本経済の早期回復・持続的発展に寄与するとともに、新型コロナ危機を踏まえたニュー・ノーマルに対応したまちづくりを進める。</p> <p>《政策目的の根拠》 上海やシンガポールなどのアジアの成長都市との都市間競争が激化し、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。 こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、令和元年度末時点で13地域の指定が行われてきた。更に直近では、我が国の大都市がグローバル経済圏の中心となり、世界から人材、企業、投資等呼び込むべく、平成28年6月に都市再生特別措置法を改正し、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上を図るとともに、令和2年6月に同法を改正し、近年頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわいを創出し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上により、内外の多様な人材・関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を目指しているところである。</p> <p>また、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月閣議決定)においては、東京五輪後も見据えた都市の競争力強化のため、複合型開発等の優良な民間都市開発の支援を進めることが盛り込まれ、加えて、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(令和2年7月閣議決定)においても、複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。</p> <p>また、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)においては、東京五輪後も見据えた都市の競争力強化のため、複合型開発等の優良な民間都市開発の支援を進めることが盛り込まれ、加えて、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)においても、複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。また、本施策は「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)に記載された地方都市の活性化や国際金融都市の確立にも資するものである。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>	
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力・国際競争力を高める。</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値:7兆円～10兆円 (※中間目標値:3.5兆円～5兆円 令和6年度まで)</p>	

		<p>一都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた区域面積割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和12年度(2030年度)まで 目標値:16.5%~19.5%(初期値9.1%※平成30年度) (※中間目標値:12.0%~12.5% 令和6年度まで)</li> </ul> <p>(令和4年度までの測定指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設投資累計額:1.4兆円~2.0兆円</li> <li>区域面積割合:11.0%~11.4%</li> </ul> <p>※なお、2020年(令和2年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が4位→3位に入ることについては、2016年より継続して目標を達成しており、また、成長戦略フォローアップ2020においても、本年度「本目標を終了する」とされたことから、達成目標から削除する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることにより、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>平成29年度:7計画(16件) 平成30年度:7計画(12件) 令和元年度:8計画(14件) 令和2年度:13計画(24件)(見込み) 令和3年度:8計画(16件)(見込み) 令和4年度:8計画(16件)(見込み)</p> <p>※平成29~令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数) 令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数(※年平均1計画)を加えることで推計。 ※R3年度(8計画):R2年度からの継続適用数7+新規適用1※R4年度(8計画):R3年度からの継続適用数7+新規適用1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</li> </ul>
		<p>②: 適用額</p> <p>平成29年度:2,449百万円 平成30年度:2,039百万円 令和元年度:6,780百万円 令和2年度:11,970百万円(見込み) 令和3年度:9,500百万円(見込み) 令和4年度:9,500百万円(見込み)</p> <p>※平成29~令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)もとに、法人税率(平成29年度23.4%、平成30年度以降23.2%)で割り戻して推計したもの。 令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均</p>

		<p>新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じ、法人税率で割り戻して推計したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。また、特定都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者について、その企業規模等の偏りは見られないことから、想定外に特定の者に偏るという蓋然性は低い。</li> </ul>																					
	③: 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元年</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>見込</td> <td>見込</td> <td>見込</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>573</td> <td>473</td> <td>1,573</td> <td>2,777</td> <td>2,204</td> <td>2,204</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29~令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値 ※令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じて推計したものの。</p> <p>※R3年度(2204万円) :R3年度の適用数見込み(8計画)※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み(276百万円)</p> <p>※R4年度(2204万円) :R4年度の適用数見込み(8計画)※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み(276百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</li> </ul>	年度	H29	H30	R元年	R2	R3	R4	区分				見込	見込	見込	法人税	573	473	1,573	2,777	2,204	2,204
年度	H29	H30	R元年	R2	R3	R4																	
区分				見込	見込	見込																	
法人税	573	473	1,573	2,777	2,204	2,204																	
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 民間都市再生事業計画は、令和2年4月末現在132計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体的には、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成24年度から令和2年度までの建設投資額(見込含む)は約8.8兆円となり、令和2年度までの政策目標(8~11兆円)を概ね達成する見込みである。また、令和3年度に0.94兆円、令和4年度に0.86兆円の建設投資が見込まれており、令和3・4年度の2カ年の建設投資累計額の目標(1.4兆円~2.0兆円)についても約1.9兆円にて達成見込みである。なお、上記建設投資額のうち、本特例により直接的に引き起こされる認定都市再生事業の建設投資額は1.2兆円であり、目標の約6割の進捗に寄与している。 また、本特例により同地域における優良な都市開発事業が促進された結果、都市開発事業の行われた区域面積割合は、平成30年度(9.1%)を初期値として、令和2年度時点で10.79%となる見込みであ</p>																					

	<p>り、過去2年間で1.69%の都市開発区域面積割合が増加する見込みである。令和4年度には、11.26%となる見込みであり、令和4年度までの目標(11.0%~11.4%)についても達成見込みである。</p> <p>また、世界の都市総合カラニングにて東京が3位以内となることを目標としていたところ、都市再生事業の進展により、魅力ある商業施設や文化施設・ホテル等の整備が進み、「文化・交流」の指標等のスコアが向上し、平成28年度に東京の順位は3位となり、令和元年度時点の順位も3位と目標を達成しているが、アジアにおいてシンガポールやソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めており、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上することが必要である。</p> <p><b>【建設投資額】</b> ※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より                  ※上段:単年度 下段:累計金額(兆円) <span style="float:right">目標値リセット</span></p> <table border="1"> <tr> <td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td> </tr> <tr> <td>0.78</td><td>0.80</td><td>0.65</td><td>0.93</td><td>1.02</td><td>1.09</td><td>1.08</td><td>1.28</td><td>1.11</td><td>0.94</td><td>0.86</td> </tr> <tr> <td>0.78</td><td>1.58</td><td>2.24</td><td>3.18</td><td>4.20</td><td>5.30</td><td>6.38</td><td>7.66</td><td>8.78</td><td>0.94</td><td>1.90</td> </tr> </table> <p><b>【都市開発事業の行われた区域面積割合】</b> ※H30:9.11%が初期値                  ※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より                  ※上段:単年度 下段:累計金額(%)</p> <table border="1"> <tr> <td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>0.92%</td><td>0.77%</td><td>0.28%</td><td>0.19%</td> </tr> <tr> <td>9.11%</td><td>10.02%</td><td>10.79%</td><td>11.08%</td><td>11.26%</td> </tr> </table> <p><b>【世界の都市総合カラニング】</b>                  ※森記念財団「世界の都市総合カラニング」より</p> <table border="1"> <tr> <td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td> </tr> <tr> <td>4位</td><td>4位</td><td>4位</td><td>4位</td><td>3位</td><td>3位</td><td>3位</td><td>3位</td> </tr> </table> <p>また、令和4年度までの達成目標は、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における1.4~2.0兆円の建設投資累計額、11.0~11.4%の都市開発事業が行われた区域面積割合であるところ、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見直しは不透明であるが、本特例により引き続き都市再生を推進し、現在見込まれている都市開発(1.9兆円、11.26%)を確実に実施することで、目標を達成することを目指す。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  本租税特別措置により、税制上のインセンティブを与えることで、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業が推進され、都市再生及び都市の魅力の向上を図ることが出来る。具体的には、本特例措置により、公共施設や建築物の環境性能等の整備水準の引き上げによる費用増加分を賄うことができ、より魅力の高い優良な都市再生事業を推進するためのインセンティブとなる。</p>	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	0.78	0.80	0.65	0.93	1.02	1.09	1.08	1.28	1.11	0.94	0.86	0.78	1.58	2.24	3.18	4.20	5.30	6.38	7.66	8.78	0.94	1.90	H30	R1	R2	R3	R4	—	0.92%	0.77%	0.28%	0.19%	9.11%	10.02%	10.79%	11.08%	11.26%	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	4位	4位	4位	4位	3位	3位	3位	3位
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																							
0.78	0.80	0.65	0.93	1.02	1.09	1.08	1.28	1.11	0.94	0.86																																																							
0.78	1.58	2.24	3.18	4.20	5.30	6.38	7.66	8.78	0.94	1.90																																																							
H30	R1	R2	R3	R4																																																													
—	0.92%	0.77%	0.28%	0.19%																																																													
9.11%	10.02%	10.79%	11.08%	11.26%																																																													
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																																										
4位	4位	4位	4位	3位	3位	3位	3位																																																										
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(132計画)の建設投資累計額は77,332億円、経済波及効果は194,542億円、税収増効果は20,476億円と試算されることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>																																																																
11: 相当性	<p>①: 租税特別措</p> <p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないた</p>																																																																

	<p>置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>め、補助金に比して国庫への負担が少なく、的確かつ効率的な措置である。</p> <p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p> <p>地方税に関係しない。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 国交 08)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交04）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 (特定都市再生建築物の割増償却 (都市再生緊急整備地域))					
措置内容	平成30年度時点	都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を除く。）内において、都市再生特別措置法の認定計画に基づく特定都市再生建築物等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額に100分の30を乗じた金額の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	割増償却割合を25%（改正前：30%）に引下げ					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）による都市の更なる魅力の向上を図ること。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻なダメージを受けた日本経済の早期回復・持続的発展に寄与するとともに、新型コロナ危機を踏まえたニュー・ノーマルに対応したまちづくりを進めること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税					
関係条項		租税特別措置法第47条、第68条の35					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度		H15	過去の政策評価の実績	H22国交17、H24国交14、H26国交17、H28国交07、H30国交09	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地 方法人特別税・千 円)
H23	53	7,436,275	84.8%	908,111
H24	48	5,968,642	94.6%	689,408
H25	9	3,211,681	－	584,488
H26	8	2,911,681	－	446,200
H27	9	3,192,638	－	372,929
H28	19	3,303,085	－	394,316
H29	14	3,358,714	－	263,418
H30	14	2,804,374	－	212,026

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載  
 ※H25以降の「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」については、特定都市再生緊急整備地域内又はその他の都市再生緊急整備地域内において、都市再生事業により整備される建築物に係る分全体の数値を記載。「地方税への影響額」については、「特定都市再生建築物の割増償却」の措置全体の数値を記載

## 点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 当該目標は2016年（平成28年）に達成され、以後本年度まで継続して目標を達成している。また、当該目標の記載があった成長戦略フォローアップ2020においても、本年度、「本目標を終了する」とされたことから、当該税制の達成目標からも、記載を削除することとした。その旨を評価書に記載する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和3年度及び4年度）について、「令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 算定根拠について、具体的に評価書に記載する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 租特透明化法に基づき把握される適用額は、本特例と特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の合算数値になることから、本特例にかかる数値のみを抽出することができない。その旨を評価書に記載する。

## 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和2年度の法人税）について、「認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 将来の減収額（令和3年度及び4年度の法人税）について、「令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 令和2年度の法人税の減収額については、国土交通省が認定事業者に行っているアンケート調査の回答数値の合計（実数）であり、個別事業者の税制適用額については非公表としていることから、算定根拠を記載しないこととする。
② 令和3・4年度の数値については、推計値であることから、算出根拠について、評価書に記載する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「個別事業者の税制適用額については非公表としていることから、算定根拠を記載しないこととする」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「事業1計画あたりの減収見込み（82百万円）」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。
③ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。
④ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）について、「都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成24年度から令和2年度までの建設投資額（見込含む）は約8.8兆円となり、令和2年度までの政策目標（8～11兆円）を概ね達成する見込みである」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑤ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果について、「平成28年度に東京の順位は3位となり、令和元年度時点の順位も3位と目標を達成している」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑥ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する過去の効果について、過去の適用数1件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、



<p>その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑦ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果について、過去の適用数1件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑧ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>①～③ いずれについても、目標設定以降の過去の年度の効果を表にて評価書に記載する。また、①については、本特例が達成目標に対して本特例が有効な手段である旨もあわせて記載する。</p> <p>④ 算定根拠および出典を評価書に記載する。（なお、算定根拠は、表に記載している数値を合計したもの。）</p> <p>⑤ 出典を評価書に記載する。</p> <p>⑥ 令和元年度の適用件数は1件であるが、本特例の創設以降これまでの適用件数は12件のにのぼり、達成目標の実現に十分寄与していると考えられる。また、当初の計画では、3計画程度の適用数を見込んでいたところ、本特例措置の適用数が年平均2計画程度であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。なお、評価対象外税目についても順次実績が増加しており、これと相まって本特例措置が民間による建設投資額の増加に寄与しており、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p> <p>⑦ 令和元年度の適用件数は1件であるが、本特例の創設以降これまでの適用件数は12件のにのぼり、達成目標の実現に十分寄与していると考えられる。また、当初の計画では、3計画程度の適用数を見込んでいたところ、本特例措置の適用数が年平均2計画程度であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。なお、評価対象外税目についても順次実績が増加しており、これと相まって本特例措置が民間都市開発による高質なオフィスや多様な商業、文化、交流機能等の整備を促進しており、世界の都市総合力ランキングの「文化・交流」等の指標のスコア向上に寄与しており、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p> <p>⑧ 本特例により整備された都市開発事業（認定都市再生事業）の建設投資額を評価書に記載する。</p> <p>⑨ 本特例により整備された都市機能により向上した世界の都市総合力ランキングの評価項目を評価書に記載する。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑥・⑦ 「本特例の創設以降これまでの適用件数は12件のにのぼり、達成目標の実現に十分寄与していると考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑧ 「本特例により直接的に引き起こされる認定都市再生事業の建設投資額は1.2兆円であり、目標の約6割の進捗に寄与している」との説明では、本特例措置があったことを理由として当該効果が生じたのか否かが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑨ 「都市再生事業の進展により、魅力ある商業施設や文化施設・ホテル等の整備が進み、「文化・交流」の指標等のスコアが向上し」との説明では、本特例措置があったことを理由として当該効果が生じたのか否かが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不</p>
--

十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する将来の効果について、「新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見通しは不透明である」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する将来の効果について、「新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見通しは不透明である」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>③ 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件（令和2年度）、4件（令和3年度）及び6件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 現在の見込み値である1.9兆円を確実に（100%）実施することで、当該目標の達成を目指す旨、評価書に記載する。</p> <p>② 現在の見込み値である11.26%を確実に（100%）実施することで、当該目標の達成を目指す旨、評価書に記載する。</p> <p>③ 当初の計画では、3計画程度の適用数を見込んでいたところ、本特例措置の適用数が年平均2計画程度であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。また、評価対象外税目についても順次実績が増加しており、これと相まって本特例措置が民間による建設投資額の増加に寄与しており、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。また、本特例を適用した事業のみならず、本特例によって開発された事業が周辺地区における都市開発を喚起し、それも建設投資額の増加に寄与することから、本適用実績を踏まえても本特例措置は達成目標の実現に有効な手段であるといえる。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「当初の計画では、3計画程度の適用数を見込んでいたところ、本特例措置の適用数が年平均2計画程度であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。また、評価対象外税目についても順次実績が増加しており、これと相まって本特例措置が民間による建設投資額の増加に寄与しており、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税7)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	所得税:外、登録免許税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る特例措置であり、認定事業により整備される建築物について、5年間の2割5分増償却がある。 【適用要件】 ・令和3年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数10以上又は延べ面積75,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2)居住者等利便施設整備費が10億円以上
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》 法人税:租税特別措置法第47条、同施行令第29条の5、同施行規則第20条の21 (連結法人:租税特別措置法第68条の35、同施行令第39条の64、同施行規則第22条の42)
5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 平成25年度 適用期限の2年延長(割増償却5割→4割) 平成27年度 適用期限の2年延長(割増償却4割→3割) 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長(割増償却3割→2.5割)
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)による都市の更なる魅力の向上を図る。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻なダメージを受けた日本経済の早期回復・持続的発展に寄与するとともに、新型コロナ危機を踏まえたニュー・ノーマルに対応したまちづくりを進める。</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法および都市再生基本方針に基づき、都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。我が国においては、人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住環境、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させる都市再生の取り組みが引き続き必要である。 直近では、令和2年6月に都市再生特別措置法を改正し、近年頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわいを創出し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上により、内外の多様な人材・関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を目指しているところである。 また、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)においては、東京五輪後も見据えた都市の競争力強化のため、複合型開発等の優良な民間都市開発の支援を進めることが盛り込まれ、加えて、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)においても、複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。また、本施策は「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)に記載された地方都市の活性化や国際金融都市の確立にも資するものである。</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>一都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値:7兆円～10兆円 (※中間目標値:3.5兆円～5兆円 令和6年度まで)</p> <p>一都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和12年度(2030年度)まで</p>



		<p>目標値：16.5%～19.5%（初期値 9.1%※平成 30 年度） （※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで）</p> <p>（令和4年度までの測定指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設投資累計額：1.4 兆円～2.0 兆円</li> <li>・区域面積割合：11.0%～11.4%</li> </ul> <p>※なお、2020 年（令和2年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が 4 位→3 位に入ることについては、2016 年より継続して目標を達成しており、また、成長戦略フォローアップ 2020 においても、本年度「本目標を終了する」とされたことから、達成目標から削除する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることにより、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>平成 29 年度：3 計画（3 件） 平成 30 年度：1 計画（1 件） 令和元年度：1 計画（1 件） 令和 2 年度：1 計画（1 件）（見込み） 令和 3 年度：2 計画（4 件）（見込み） 令和 4 年度：3 計画（6 件）（見込み）</p> <p>※平成 29～令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値（実数） 令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数（※年平均 1 計画）を加えることで推計。 ※R3年度（2計画）：R2年度からの継続適用数1＋新規適用1 ※R4年度（3計画）：R3年度からの継続適用数2＋新規適用1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の計画では、3計画程度の適用数を見込んでいたところ、本特例措置の適用数が年平均2計画程度であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。</li> <li>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</li> </ul>
		<p>② 適用額</p> <p>平成 29 年度：825 百万円 平成 30 年度：453 百万円 令和元年度：388 百万円 令和 2 年度：664 百万円（見込み） 令和 3 年度：711 百万円（見込み） 令和 4 年度：1,065 百万円（見込み）</p> <p>※平成 29～令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値（実数）もとに、法人税率（平成 29 年度 23.4%、平成 30 年度以降 23.2%）で割り戻して推計したもの。 令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続</p>

		<p>して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じ、法人税率で割り戻して推計したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例措置は、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。また、都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者について、その企業規模等の偏りは見られないことから、想定外に特定の者に偏るといふ蓋然性は低い。</li> </ul>																					
	③ 減収額	<p>（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元年</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>見込</td> <td>見込</td> <td>見込</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>193</td> <td>105</td> <td>90</td> <td>154</td> <td>165</td> <td>247</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 29～令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値 ※令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じて推計したものである。</p> <p>※R3年度（165 万円） ：R3年度の適用数見込み（2計画）※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み（82 百万円）</p> <p>※R4年度（247 万円） ：R4年度の適用数見込み（3計画）※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み（82 百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</li> </ul>	年度	H29	H30	R 元年	R2	R3	R4	区分				見込	見込	見込	法人税	193	105	90	154	165	247
年度	H29	H30	R 元年	R2	R3	R4																	
区分				見込	見込	見込																	
法人税	193	105	90	154	165	247																	
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 民間都市再生事業計画は、令和2年4月末現在 132 計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体的には、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成 24 年度から令和2年度までの建設投資額（見込含む）は約 8.8 兆円となり、令和2年度までの政策目標（8～11 兆円）を概ね達成する見込みである。また、令和3年度に 0.94 兆円、令和4年度に 0.86 兆円の建設投資が見込まれており、令和 3・4 年度の 2 年間の建設投資累計額の目標（1.4 兆円～2.0 兆円）についても約 1.9 兆円にて達成見込みである。なお、上記建設投資額のうち、本特例により直接的に引き起こされる認定都市再生事業の建設投資額は 1.2 兆円であり、目標の約 6 割の進捗に寄与している。 また、本特例により同地域における優良な都市開発事業が促進された結果、都市開発事業の行われた区域面積割合は、平成 30 年度</p>																					

	<p>(9.1%)を初期値として、令和2年度時点で10.79%となる見込みであり、過去2年間で1.69%の都市開発区域面積割合が増加する見込みである。令和4年度には、11.26%となる見込みであり、令和4年度までの目標(11.0%~11.4%)についても達成見込みである。</p> <p>また、世界の都市総合ランキングにて東京が3位以内となることを目標としていたところ、都市再生事業の進展により、魅力ある商業施設や文化施設・ホテル等の整備が進み、「文化・交流」の指標等のスコアが向上し、平成28年度に東京の順位は3位となり、令和元年度時点の順位も3位と目標を達成しているが、アジアにおいてシンガポールやソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めており、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上することが必要である。</p> <p><b>【建設投資額】</b> ※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より          ※上段:単年度 下段:累計金額 (兆円) <span style="float:right">目標値リセット</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.78</td> <td>0.80</td> <td>0.65</td> <td>0.93</td> <td>1.02</td> <td>1.09</td> <td>1.08</td> <td>1.28</td> <td>1.11</td> <td>0.94</td> <td>0.86</td> </tr> <tr> <td>0.78</td> <td>1.58</td> <td>2.24</td> <td>3.18</td> <td>4.20</td> <td>5.30</td> <td>6.38</td> <td>7.66</td> <td>8.78</td> <td>0.94</td> <td>1.90</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【都市開発事業の行われた区域面積割合】</b> ※H30:9.11%が初期値          ※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より          ※上段:単年度 下段:累計金額 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>0.92%</td> <td>0.77%</td> <td>0.28%</td> <td>0.19%</td> </tr> <tr> <td>9.11%</td> <td>10.02%</td> <td>10.79%</td> <td>11.08%</td> <td>11.26%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【世界の都市総合ランキング】</b>          ※森記念財団「世界の都市総合ランキング」より</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4位</td> <td>4位</td> <td>4位</td> <td>4位</td> <td>3位</td> <td>3位</td> <td>3位</td> <td>3位</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、令和4年度までの政策目標は、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における1.4~2.0兆円の建設投資累計額、11.0~11.4%の都市開発事業が行われた区域面積割合であるところ、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見通しは不透明であるが、本特例により引き続き都市再生を推進し、現在見込まれている都市開発(1.9兆円、11.26%)を確実に実施することで、目標を達成することを目指す。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          本租税特別措置により、税制上のインセンティブを与えることで、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業が推進され、都市再生及び都市の魅力の向上を図ることが出来る。具体的には、本特例措置により、公共施設や建築物の環境性能等の整備水準の引き上げによる費用増加分を賄うことができ、より魅力の高い優良な都市再生事業を推進するためのインセンティブとなる。</p> <p>⑤: 租税減を是認する理由等          本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(132計画)の建設投資累計額は77,332億円、経済波及効果は194,542億円、租税増効果は20,476億円と試算されることから、今後も租税減を是認するに足る効</p>	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	0.78	0.80	0.65	0.93	1.02	1.09	1.08	1.28	1.11	0.94	0.86	0.78	1.58	2.24	3.18	4.20	5.30	6.38	7.66	8.78	0.94	1.90	H30	R1	R2	R3	R4	—	0.92%	0.77%	0.28%	0.19%	9.11%	10.02%	10.79%	11.08%	11.26%	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	4位	4位	4位	4位	3位	3位	3位	3位
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																							
0.78	0.80	0.65	0.93	1.02	1.09	1.08	1.28	1.11	0.94	0.86																																																							
0.78	1.58	2.24	3.18	4.20	5.30	6.38	7.66	8.78	0.94	1.90																																																							
H30	R1	R2	R3	R4																																																													
—	0.92%	0.77%	0.28%	0.19%																																																													
9.11%	10.02%	10.79%	11.08%	11.26%																																																													
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																																										
4位	4位	4位	4位	3位	3位	3位	3位																																																										

			果が期待される。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、的確かつ効率的な措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。 一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月(H30 国交 09)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交05）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)	船舶に係る特別償却制度の延長 (船舶の特別償却)				
措置内容	平成30年度時点	海上運送業を営む法人が、海上運送業の経営の合理化及び環境負荷の低減に資する船舶の取得等をした場合には、船舶の区分に応じて、取得価額の16%又は18%の特別償却ができる。			
	令和元年度税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定先進船舶に該当する外航船舶に係る特別償却割合を18%（改正前：16%）（日本船舶に該当するものは20%（改正前：18%））に引上げ</li> <li>・ 特定先進船舶に該当しない外航船舶に係る特別償却割合を15%（改正前：16%）（日本船舶に該当するものは17%（改正前：18%））に引下げ</li> <li>・ 環境負荷低減に係る要件の見直し</li> </ul>			
	令和2年度税制改正以後	従前どおり			
政策目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際社会からのCO2排出削減等の環境負荷の低減への要請に応え、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することで、国際海上輸送や内航海運における環境負荷低減を図ること。</li> <li>・ IoTをはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、備船者たるオペレーターの競争力をさらに図ること。</li> </ul>				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税	法人事業税		
関係条項	租税特別措置法第43条、第68条の16				
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。				
創設年度	S26	過去の政策評価の実績	H22国交38、H24国交26、H26国交22、H28国交15、H30国交04	区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地 方法人特別税・千 円)
H23	40	36,937,749	59.4%	5,071,732
H24	57	60,955,023	59.5%	7,999,248
H25	41	26,702,499	53.1%	3,440,348
H26	38	25,557,783	56.8%	3,320,502
H27	44	30,475,769	51.1%	3,723,644
H28	51	42,859,951	42.1%	5,089,259
H29	50	46,424,281	50.5%	5,216,305
H30	48	43,976,425	47.4%	5,078,854

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	船舶に係る特別償却制度の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 内航船舶に関する将来の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）について、平均船価に係る算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
-------------------------	--

【国土交通省の補足説明】

① 算定根拠を事前評価書に追記いたしました。  
※算定式、数値等は参考に別添を添付させていただきます。

【点検結果】

① 別紙中、平成29年度から令和元年度までの各年度の適用船舶船価に係る算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、また、別紙において算定されている減収見込額と評価書に記載されている減収見込額も一致しないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 外航船舶に関する達成目標（先進船舶：2022年までに89隻導入する）に対する過去の効果について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

② 内航船舶に関する全ての達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数4件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

③ 外航船舶に関する達成目標（CO<sub>2</sub>：令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改善する）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

④ 外航船舶に関する達成目標（NO<sub>x</sub>：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑤ 外航船舶に関する達成目標（平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑥ 外航船舶に関する達成目標（先進船舶：2022年までに89隻導入する）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑦ 内航船舶に関する達成目標（CO<sub>2</sub>：令和4年度までに年間約9万トンCO<sub>2</sub>の削減（省エネに資する船舶の年間70隻に相当）を図る）に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑧ 内航船舶に関する達成目標（NO<sub>x</sub>：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 事前評価書に追記いたしました。

② 船舶のCO<sub>2</sub>排出量は大きさにも比例することから、必ずしも隻数が僅少であるから効果が小さいということではない。令和元年の適用実績4件中2件は大型船での活用であったため、約1.8万トンのCO<sub>2</sub>削減に寄与しており、直接的な効果は一定数あるものと思料。

③ 本制度を活用した船舶を投入することにより、平成28年度比で令和元年度の日本商船隊の燃費が0.7%改善されております。

④ CO<sub>2</sub>排出量の削減とNO<sub>x</sub>排出量の削減は相反関係にあり、CO<sub>2</sub>排出量の削減によりNO<sub>x</sub>排出量の増加が懸念されることから、NO<sub>x</sub>排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NO<sub>x</sub>排出量については、事業者への調査により把握に努め



<p>ております。</p> <p>⑤ 本制度を活用することにより投入された船舶（平成29年度から令和元年度）は125隻となり、また、令和元年度における日本商船隊の1隻あたりの輸送量は0.4百万トンとなります。本制度により投入された船舶と1隻あたりの輸送量を乗じると50百万トンとなり、この50百万トンと世界の海上荷動き量11,887百万トンの商の0.4%が本制度の直接的効果となります。</p> <p>⑥ 物流の上流部分（運送部分）を担う外航海運分野にIoT等の最新技術を活用する先進船舶を導入することにより、物流の透明化・効率化や安全性向上等を図り、荷主ニーズに対応した「強い物流（高品質で低コストな物流）」の実現に寄与しています。</p> <p>⑦ 本税制措置を活用することにより、建造初期のキャッシュフローに余裕が生じることや、借入の早期返済が可能となることから金利負担が軽減されること等、インセンティブとして影響を与えている。</p> <p>⑧ ⑦と同じ</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和元年の適用実績4件中2件は大型船での活用であったため、約1.8万トンのCO2削減に寄与しており、直接的な効果は一定数あるものと思料」との説明では、内航船舶に関する達成目標（NOx：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「本制度を活用した船舶を投入することにより、平成28年度比で令和元年度の日本商船隊の燃費が0.7%改善されております」との説明では、「本制度を活用した船舶」が、本特例措置があることによって投入された（本特例措置がなければ投入されなかった）船舶であるかが明らかにされておらず、また、「平成20年度比で21%改善する」という達成目標の実現状況に対する本特例措置の直接的効果が明らかにされていないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 「NOx排出量については、事業者への調査により把握に努めております」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 「本制度により投入された船舶と1隻あたりの輸送量を乗じると50百万トンとなり、この50百万トンと世界の海上荷動き量11,887百万トンの商の0.4%が本制度の直接的効果となります」との説明では、「本制度により投入された船舶」が、本特例措置があることによって投入された（本特例措置がなければ投入されなかった）船舶であるかが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 「物流の上流部分（運送部分）を担う外航海運分野にIoT等の最新技術を活用する先進船舶を導入することにより、物流の透明化・効率化や安全性向上等を図り、荷主ニーズに対応した「強い物流（高品質で低コストな物流）」の実現に寄与しています」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦・⑧ 「本税制措置を活用することにより、建造初期のキャッシュフローに余裕が生じることや、借入の早期返済が可能となることから金利負担が軽減されること等、インセンティブとして影響を与えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 外航船舶に関する達成目標（CO2：令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改善する）に対する将来の効果について、「R2年度からR4年度の数値については推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
--

<p>② 外航船舶に関する達成目標（NOx：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果について、「R2年度からR4年度の数値については推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 外航船舶に関する達成目標（平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する将来の効果について、「R2年度からR4年度の数値については推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 外航船舶に関する達成目標（先進船舶：2022年までに89隻導入する）に対する将来の効果について、「R2年度からR4年度の数値については推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 内航船舶に関する達成目標（CO2：令和4年度までに年間約9万トンCO2の削減（省エネに資する船舶の年間70隻に相当）を図る）に対する将来の効果について、「令和2～4年度については推定値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 内航船舶に関する達成目標（NOx：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果について、「令和2～4年度については推定値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑦ 内航船舶に関する全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数9件（令和2年度から4年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑧ 外航船舶に関する達成目標（CO2：令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改善する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑨ 外航船舶に関する達成目標（NOx：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑩ 外航船舶に関する達成目標（平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑪ 外航船舶に関する達成目標（先進船舶：2022年までに89隻導入する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑫ 内航船舶に関する達成目標（CO2：令和4年度までに年間約9万トンCO2の削減（省エネに資する船舶の年間70隻に相当）を図る）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑬ 内航船舶に関する達成目標（NOx：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
---

**【国土交通省の補足説明】**

<p>① 耐用年数を迎えた船舶が環境性能に優れた新たな船舶と入れ替わることとの想定のもと試算しております。</p> <p>② CO2排出量の削減とNOx排出量の削減は相反関係にあり、CO2排出量の削減によりNOx排出量の増加が懸念されることから、NOx排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NOx排出量については、事業者への調査により把握に努めております。</p>
---

- ③ 日本商船隊の輸送比率は、(我が国商船隊の輸送量/世界の海上荷動き量)で算出しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響で海上輸送量が見通せない中、目標値を見込み値として記載しました。
- ④ イノベーター理論の正規分布を基に試算しております。イノベーター理論とは、新しい製品、サービスの市場への普及率を表したマーケティング理論です。
- ⑤ 事前評価書に追記いたしました。
- ⑥ 事前評価書に追記いたしました。
- ⑦ 船舶のCO<sub>2</sub>排出量は大きさにも比例することから、必ずしも将来の適用隻数が10隻未満であるから効果が小さいということではない。
- ⑧ 本制度を活用した船舶を投入することにより、令和元年度比で令和4年度の日本商船隊の燃費が0.8%改善することを見込んでおります。また、事後的に直接的な効果を検証する方法については本制度の活用に係るアンケート調査により把握しております。
- ⑨ CO<sub>2</sub>排出量の削減とNO<sub>x</sub>排出量の削減は相反関係にあり、CO<sub>2</sub>排出量の削減によりNO<sub>x</sub>排出量の増加が懸念されることから、NO<sub>x</sub>排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NO<sub>x</sub>排出量については、事業者への調査により把握に努めております。
- ⑩ 将来の効果については、事前評価書に追記いたしました。なお、今後も引き続きアンケート等で効果を調査し、検証を行うこととしたい。
- ⑪ 物流の上流部分(運送部分)を担う外航海運分野にIoT等の最新技術を活用する先進船舶を導入することにより、引き続き物流の透明化・効率化や安全性向上等を図り、荷主ニーズに対応した「強い物流(高品質で低コストな物流)」の実現に寄与できると見込んでおります。
- ⑫ -
- ⑬ ⑫に同じ

## 【点検結果】

- ① 「耐用年数を迎えた船舶が環境性能に優れた新たな船舶と入れ替わることとの想定のもと試算しております」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 「NO<sub>x</sub>排出量については、事業者への調査により把握に努めております」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 「日本商船隊の輸送比率は、(我が国商船隊の輸送量/世界の海上荷動き量)で算出しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響で海上輸送量が見通せない中、目標値を見込み値として記載しました」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 「イノベーター理論の正規分布を基に試算しております」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑤・⑥ 「R2年度以降については、過去の実績(直近3年間(H29~R1)の平均)をもとに推計」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑦ 「船舶のCO<sub>2</sub>排出量は大きさにも比例することから、必ずしも将来の適用隻数が10隻未満であるから効果が小さいということではない」との説明では、内航船舶に関する各達成目標との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑧ 「本制度を活用した船舶を投入することにより、令和元年度比で令和4年度の日本商船隊の燃費が0.8%改善することを見込んでおります」との説明では、「本制度を活用した船舶」が、本特例措置があることによって投入される(本特例措置がなければ投入されない)船舶であるかが明らかにされておらず、また、「平成20年度比で21%改善する」という達成目標の実現状況に対する本特例措置の直接的効果が明らかにされていない。加えて、「本制度の活用に係るアンケート調査」の具体的な内容も明らかにされていないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑨ 「NO<sub>x</sub>排出量については、事業者への調査により把握に努めております」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点

を課題とする。

- ⑩ 「今後も引き続きアンケート等で効果を調査し、検証を行うこととしたい」との説明では、「アンケート等」の具体的な内容が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑪ 「物流の上流部分(運送部分)を担う外航海運分野にIoT等の最新技術を活用する先進船舶を導入することにより、引き続き物流の透明化・効率化や安全性向上等を図り、荷主ニーズに対応した「強い物流(高品質で低コストな物流)」の実現に寄与できると見込んでおります」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑫・⑬ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



(別紙)

船舶の特別償却に係る減収見込額（延長）（内航）

○ 減収見込額 : 1,531 百万円

○ 適用隻数見込 : 12 隻（うち高度環境低負荷船 4 隻）

・過去3年間（平成29年度～令和元年度）の新造船（300トン以上）に占める特別償却制度利用船舶隻数

<延長部分>

○ 減収見込額（以下「減収見込額①②」の合計） : 1,531 百万円

【高度環境低負荷船】

（平均船価） （適用見込隻数） （特償率） （法人税率） （減収見込額①）  
 5,553 百万円※3 × 3 隻 × 18% × 23.2% = 696 百万円

【環境低負荷船】

（平均船価） （適用見込隻数） （特償率） （法人税率） （減収見込額②）  
 3,750 百万円※3 × 6 隻 × 16% × 23.2% = 835 百万円

※3 平均船価：過去3年間（平成29年度～令和元年度）の本税制利用船舶の船価の平均

船舶に係る特別償却制度（減収見込額の積算根拠）

○ 現行の制度を延長した場合における減収見込み額について

（1）適用見込隻数（過去3年間の適用船舶平均隻数）

ア) 高度環境低負荷船 3 隻  
 イ) 環境負荷低減船 6 隻

過去3年間の適用船舶隻数

	H29年度	H30年度	H31年度	過去3か年合計	過去3か年平均
ア)	6 隻	2 隻	2 隻	10 隻	3 隻
イ)	9 隻	6 隻	2 隻	17 隻	6 隻
合計	15 隻	8 隻	4 隻	27 隻	9 隻

（2）減収見込額

ア) 高度環境低負荷船

平均船価 適用隻数 特償率 法人税率 見込額①  
 5,553 百万円 × 3 隻 × 18% × 23.2% = 696 百万円

イ) 環境負荷低減船

平均船価 適用隻数 特償率 法人税率 見込額②  
 3,750 百万円 × 6 隻 × 16% × 23.2% = 835 百万円

平均船価

	H29年度	H30年度	H31年度	過去3か年適用船舶船価合計
ア)	37,299 百万円	8,737 百万円	9,489 百万円	55,525 百万円
イ)	29,806 百万円	32,393 百万円	1,550 百万円	63,749 百万円
合計	67,105 百万円	41,130 百万円	11,039 百万円	119,274 百万円

	過去3か年適用船舶船価合計	過去3か年適用船舶隻数	平均船価
→ ア)	55,525 百万円	10 隻	5,553 百万円
→ イ)	63,749 百万円	17 隻	3,750 百万円

（3）令和3年度要求に係る減収見込額

見込額①+②

696 百万円 + 835 百万円 = 1,531 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	船舶に係る特別償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 13) 法人事業税: 義、法人住民税: 義(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>海上運送業を営む個人または法人が、環境負荷の低減に資する船舶等の取得をした場合には、船舶の区分に応じて特別償却を可能とする。</p> <p>【外航】 (環境負荷低減船) 外航日本船舶……………特別償却率 17/100 外航日本船舶以外の船舶…特別償却率 15/100 (先進船舶) 外航日本船舶……………特別償却率 20/100 外航日本船舶以外の船舶…特別償却率 18/100</p> <p>【内航】 (高度環境低負荷船)……………特別償却率 18/100 (環境低負荷船)……………特別償却率 16/100</p> <p>《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日(所得税は令和5年12月31日)までとする。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第11条、第43条、第66条の6、第68条の16 同法施行令第5条の8、第28条、第39条の14～20、第39条の49 海上運送法第2条、第39条の10～11 同法施行規則第42条の8～12 船員法第117条の3 船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条、第18条、第20条、第23条の31～32 臨時船舶建造調整法第2～4条 船舶法第1条、第20条 船舶のトン数の測度に関する法律第4条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3、第19条の25～26 同法施行令第11条の7 二酸化炭素放出抑制船舶の二酸化炭素抑制指標に関する基準を定める省令第1条</p>

5	担当部局	海事局外航課、内航課、船舶産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和26年度創設 (外航) 平成17年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外) 平成19年度 延長(外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成21年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ) 平成23年度 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ) 平成25年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成27年度 縮減・延長(対象から総トン数1万トン未満の外航船舶を除外、環境負荷低減要件の引き上げ、追加) 平成29年度 縮減・延長(環境負荷低減要件の引き上げ) 令和元年度 拡充・縮減・延長(拡充: 先進船舶を外航船舶の特別償却制度の対象に追加、先進船舶の償却割合を日本船舶20/100、日本船舶以外18/100とし、縮減: 環境負荷低減船の償却割合を日本船舶17/100、日本船舶以外15/100に引き下げ。)</p> <p>(内航) 平成17年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外) 平成19年度 延長 平成21年度 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境低負荷船については18%) 平成23年度 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し) 平成25年度 縮減・延長(サイドスラスタ設置必須化等の設備要件の見直し) 平成27年度 縮減・延長(LED証明器具設置必須化等の設備要件の見直し) 平成29年度 延長 ・拡充(内航環境低負荷船のうち、「航海支援システム」を搭載したものについては18%に引き上げ) ・縮減(バルバスバウまたはバルブレス船型を必須要件化) 令和元年度 縮減・延長(船首方位制御装置を必須要件化)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～4年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際社会からのCO2排出削減等の環境負荷の低減への要請に応え、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することで、国際</p>

		<p>海上輸送や内航海運における環境負荷低減を図ることを目的とする。また、IoTをはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、備船者たるオペレーターの競争力をさらに図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 (外航) ・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」</p> <p>(内航) ・「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」 「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」 ・「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定) 該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の省エネ化 船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(外航) 政策目標 6: 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19: 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する に包含。 (内航) 政策目標 3: 地球環境保全 施策目標 9: 地球温暖化防止等の環境保全 に包含。</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航) ・CO2削減: 令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。) ・NOx削減: 新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%削減する。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。 ・先進船舶を2025年までに340隻導入する。 【要望期間中の達成目標(測定指標)】 ・国際海運のCO2、NOxの削減に向けた主導的貢献 CO2: 令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改</p>

		<p>善する。 NOx: 新造船について22%の削減を行う(平成22年度比) ・我が国の外航海運の発展を図るため、平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。 先進船舶: 2022年までに89隻導入する。</p> <p>(内航) ・CO2、NOxの削減に向けた環境低負荷船等の普及促進 CO2: 令和12年度までに省エネに資する船舶(1,190隻程度)を普及させ、157万トンCO2の削減を図る。 NOx: 新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 【要望期間中の達成目標(測定指標)】 ・CO2: 令和4年度までに年間約9万トンCO2の削減(省エネに資する船舶の年間70隻に相当)を図る。 ・NOx: 新造船について22%の削減を行う(平成22年度比)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航) 国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊のCO2排出削減が求められているところ、達成目標を実現することで、エネルギー効率が高く環境に優しい船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備に寄与する。また、先進船舶の導入促進によりIoTをはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、備船者たるオペレーターの競争力の向上に寄与する。</p>																																			
10	有効性等	<p>(内航) 我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、また、旅客面では地域社会におけるライフラインとなっている内航海運について、社会的要請として、船舶分野からのCO2排出削減が求められているところ、環境への負荷の低減に資する船舶の導入を促進することで、環境負荷低減に寄与する。</p> <p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用隻数】【法人税・法人事業税・法人住民税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶(隻)</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>〈適用者〉(社)</td> <td>〈1〉</td> <td>〈4〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶(隻)</td> <td>29</td> <td>32</td> <td>53</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>〈適用者〉(社)</td> <td>〈15〉</td> <td>〈18〉</td> <td>〈28〉</td> <td>〈20〉</td> <td>〈20〉</td> <td>〈20〉</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	外航日本船舶(隻)	1	6	4	4	4	4	〈適用者〉(社)	〈1〉	〈4〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉	外航日本船舶以外の船舶(隻)	29	32	53	38	38	38	〈適用者〉(社)	〈15〉	〈18〉	〈28〉	〈20〉	〈20〉	〈20〉
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																															
外航日本船舶(隻)	1	6	4	4	4	4																															
〈適用者〉(社)	〈1〉	〈4〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉																															
外航日本船舶以外の船舶(隻)	29	32	53	38	38	38																															
〈適用者〉(社)	〈15〉	〈18〉	〈28〉	〈20〉	〈20〉	〈20〉																															

	<p>※ H29～R1 については、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握。</p> <p>※ 令和2年度以降については過去の実績(直近3年間(H29～R1)の平均)をもとに推計。</p> <p>※ H29～30 については環境負荷低減船の適用実績、R1 以降は環境負荷低減船及び先進船舶の適用実績又は推計値</p> <p>(内航) 【適用隻数】【法人税・法人事業税・法人住民税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶(隻)</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>(適用者)(社)</td> <td>(7)</td> <td>(5)</td> <td>(2)</td> <td>(5)</td> <td>(5)</td> <td>(5)</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶(隻)</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>(適用者)(社)</td> <td>(5)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R1 年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握。</p> <p>※ R2年度以降については、過去の実績(直近3年間(H29～R1)の平均)をもとに推計。</p> <p>・令和元年度適用数について、前回の本税制特例措置に関する政策評価では、「内航環境低負荷船舶」及び「高度内航環境低負荷船舶」の合計を14隻と想定している一方、実際の環境低負荷に資する船舶は4隻となった原因としては、前年に比して、R1年度の船舶建造数が減少(H30:90隻→R1:66隻)したことが影響しており、適用数が想定外に僅少とは言えない。</p>		H29	H30	R1	R2	R3	R4	内航環境 低負荷船舶(隻)	9	6	2	6	6	6	(適用者)(社)	(7)	(5)	(2)	(5)	(5)	(5)	高度内航環境 低負荷船舶(隻)	6	2	2	3	3	3	(適用者)(社)	(5)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)
	H29	H30	R1	R2	R3	R4																														
内航環境 低負荷船舶(隻)	9	6	2	6	6	6																														
(適用者)(社)	(7)	(5)	(2)	(5)	(5)	(5)																														
高度内航環境 低負荷船舶(隻)	6	2	2	3	3	3																														
(適用者)(社)	(5)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)																														
②: 適用額	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用額】【法人税・法人事業税・法人住民税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>706</td> <td>7,457</td> <td>2,781</td> <td>3,529</td> <td>3,529</td> <td>3,529</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>25,490</td> <td>26,994</td> <td>44,999</td> <td>32,592</td> <td>32,592</td> <td>32,592</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H29～R1 については、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握。</p> <p>※ R2年度以降については過去の実績(直近3年間の平均(H29～R1))をもとに推計。</p> <p>※ H30-R1年度適用者数は合計で35社であることから、特定の者への偏りはない。</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	区分							外航日本船舶	706	7,457	2,781	3,529	3,529	3,529	外航日本船舶 以外の船舶	25,490	26,994	44,999	32,592	32,592	32,592							
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																														
区分																																				
外航日本船舶	706	7,457	2,781	3,529	3,529	3,529																														
外航日本船舶 以外の船舶	25,490	26,994	44,999	32,592	32,592	32,592																														

	<p>(内航) 【適用額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶</td> <td>4,200</td> <td>4,893</td> <td>248</td> <td>3,114</td> <td>3,114</td> <td>3,114</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶</td> <td>6,706</td> <td>1,472</td> <td>1,708</td> <td>3,295</td> <td>3,295</td> <td>3,295</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R1年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ R2年度以降については、過去の実績(直近3年間(H29～R1)の平均)をもとに推計。</p> <p>・なお、H29-R1年度における本租税特別措置の適用者数は合計23社であり、適用実績に比して特定の者への偏りもない。</p>		H29	H30	R1	R2	R3	R4	内航環境 低負荷船舶	4,200	4,893	248	3,114	3,114	3,114	高度内航環境 低負荷船舶	6,706	1,472	1,708	3,295	3,295	3,295																																			
	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																			
内航環境 低負荷船舶	4,200	4,893	248	3,114	3,114	3,114																																																			
高度内航環境 低負荷船舶	6,706	1,472	1,708	3,295	3,295	3,295																																																			
③: 減収額	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【減収額】【法人税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>165</td> <td>1,730</td> <td>645</td> <td>819</td> <td>819</td> <td>819</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>5,965</td> <td>6,263</td> <td>10,440</td> <td>7,561</td> <td>7,561</td> <td>7,561</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ 適用額(調査により把握) × 法人税率により算出</p> <p>※ R2年度以降については、直近3年間の平均(H29～R1)</p> <p>(外航) 【減収額】【法人事業税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>47</td> <td>500</td> <td>186</td> <td>247</td> <td>247</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>1,708</td> <td>1,809</td> <td>3,015</td> <td>2,281</td> <td>2,281</td> <td>2,281</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ 適用額(調査により把握) × 法人事業税率により算出</p> <p>※ R2年度以降については、直近3年間の平均(H29～R1)</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	区分							外航日本船舶	165	1,730	645	819	819	819	外航日本船舶 以外の船舶	5,965	6,263	10,440	7,561	7,561	7,561	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	区分							外航日本船舶	47	500	186	247	247	247	外航日本船舶 以外の船舶	1,708	1,809	3,015	2,281	2,281	2,281
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																			
区分																																																									
外航日本船舶	165	1,730	645	819	819	819																																																			
外航日本船舶 以外の船舶	5,965	6,263	10,440	7,561	7,561	7,561																																																			
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																			
区分																																																									
外航日本船舶	47	500	186	247	247	247																																																			
外航日本船舶 以外の船舶	1,708	1,809	3,015	2,281	2,281	2,281																																																			

(外航) 【減収額】【法人住民税】 (単位:百万円)						
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分						
外航日本船舶	21	223	83	57	57	57
外航日本船舶 以外の船舶	769	808	1,347	529	529	529
※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 適用額(法人税減収見込み) × 法人住民税率により算出 ※ R2年度以降については、直近3年間の平均(H29~R1)						
(内航) 【減収額】【法人税】 (単位:百万円)						
	H29	H30	R1	R2	R3	R4
内航環境 低負荷船舶	983	1,135	58	722	722	722
高度内航環境 低負荷船舶	1,569	342	396	764	764	764
※ 令和元年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和2年度以降減収見込額の算出根拠式: 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価 × 適用見込隻数 × 特償率 × 法人税率(23.2%)により算出						
(内航) 【減収額】【法人事業税】 (単位:百万円)						
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分						
内航環境 低負荷船舶	281	328	17	218	218	218
高度内航環境 低負荷船舶	449	99	114	231	231	231
※ 令和元年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和2年度以降減収見込額の算出根拠式: 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価 × 適用見込隻数 × 特償率 × 法人事業税率より算出						
(内航) 【減収額】【法人住民税】 (単位:百万円)						
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分						
内航環境 低負荷船舶	127	146	7	51	51	51

高度内航環境 低負荷船舶	202	44	51	54	54	54	
※ 令和元年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和2年度以降減収見込額の算出根拠式: 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価 × 適用見込隻数 × 特償率 × 法人税率 × 法人住民税率より算出							
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (外航) ○達成目標の実現状況						
	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分							
CO2 削減(%)	17	19	20	22	—	—	
燃費効率改善(%)	—	—	—	—	19	21	
NOx 削減(%)	26	22	24	22	22	22	
輸送比率(%)	8.6	8.7	8.1	10.0	10.0	10.0	
先進船舶(隻数)	0	0	4	31	51	86	
※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの ※輸送比率については、各年度において以下により算出 輸送比率 = 我が国商船隊の輸送量(注1) / 世界の海上荷動き量(注2) ※事業者からの聞き取りと海事局調べにより把握 (注1) 出典:事業者からの法令に基づき報告により把握 (注2) 出典:Clarksons「SHIPPING REVIEW DATABASE」 ※R2年度からR4年度の数値については推計値 ○所期の目標の実現状況 【令和元年度】 ・CO2 削減(目標値:21%削減):日本商船隊からのCO2排出量を20%削減(平成16年度比)。 ・NOx 削減(目標値:22%削減):新造船について24%の削減を達成(平成22年度比)。 ・輸送比率:我が国商船隊の輸送比率の目標値が10%であるところ、平成29年度~令和元年度実績がそれぞれ8.6%、8.7%、8.1%であったが、日本商船隊の輸送量については、平成29年度~令和元年度実績がそれぞれ997百万トン、1,032百万トン、960百万トンとほぼ同数で推移しており、競争力のある日本商船隊の維持に寄与している。 ・前回の本租税特別措置に関する政策評価における想定数は、H30年度、R1年度ともに33隻であり、H30年度の実績値は38隻、R1年度は57隻であることから、適用数が想定外に僅少となっているとは言えない。 ○達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果 本租税特別措置を利用することにより、環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができず、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがあるとともに、環境負荷低減に資する船舶等の普及を妨げることになる。							



<p>(内航)                  ○政策目的の達成状況                  内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)において、船舶からの CO2 排出削減が求められていることから、より環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進し、環境負荷低減を達成するため、当該達成目標を設定している。                  平成 29 年度から令和元年度の 3 年間に於ける CO2 削減量は 19.9 万トンであり、達成目標値の 27 万トンには届いていない。</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省エネに資する船舶(隻)</td> <td>45</td> <td>36</td> <td>27</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>(環境負荷低減船導入における CO2 削減効果(-CO2/t))</td> <td>107,440</td> <td>57,463</td> <td>33,858</td> <td>66,254</td> <td>66,254</td> <td>66,254</td> </tr> <tr> <td>NOx 削減(%)</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業者へのアンケート調査等に基づき算出                  ※ R2 年度以降については、過去の実績(直近 3 年間(H29~R1)の平均)をもとに推計。</p> <p>○所期の目標の実現状況                  【令和元年度】                  ・CO2 削減:年間 70 隻程度(約 9 万トン CO2 の削減に相当)の省エネに資する船舶の普及を図ることが目標値であるところ、H29~R1 の平均で年間 36 隻であった。                  ・NOx 削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減(平成 22 年度比)が目標値であるところ、令和元年度時点においては 22%削減の目標を達成している。</p> <p>○達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果                  本租税特別措置を利用することにより、内航環境低負荷船及び高度内航環境低負荷船が令和元年度で 4 隻導入され、約 1.8 万トンの CO2 削減がなされた。本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2 削減等の目標を達成する。</p>							年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	区分							省エネに資する船舶(隻)	45	36	27	36	36	36	(環境負荷低減船導入における CO2 削減効果(-CO2/t))	107,440	57,463	33,858	66,254	66,254	66,254	NOx 削減(%)	22	22	22	22	22	22
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																			
区分																																									
省エネに資する船舶(隻)	45	36	27	36	36	36																																			
(環境負荷低減船導入における CO2 削減効果(-CO2/t))	107,440	57,463	33,858	66,254	66,254	66,254																																			
NOx 削減(%)	22	22	22	22	22	22																																			

	<p>⑤: 租税減を是認する理由等</p> <p>(外航)                  課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、船舶所有者の環境負荷低減に資する船舶等に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い日本商船隊の輸送比率を維持することから、本税制特別措置は租税減を是認するに足る効果が期待される。                  (内航)                  環境負荷低減に係る国際的要請に応えるため、政府の目標として省エネに資する船舶の普及が求められている。                  本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することが可能となるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を増進させることができる。この際、対象となる新造船について環境負荷低減に係る要件を付加することで、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達成手段として有効である。                  加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰延によってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果がある。                  上記の理由から、本税制特別措置には租税減を是認するに足る効果が期待される。</p>
11	<p>相当性</p> <p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>(外航)                  本措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。                  なお、国の補助金による支援措置は、WTO サービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。                  ※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない</p> <p>(内航)                  本税制特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。                  また、予算上の措置による支援では財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境低負荷船舶への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として、本租税特別措置による支援が効果的である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等の役割分担</p> <p>(外航)                  船舶所有者に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本商船隊の国際競争力の強化を図っている。                  これらの制度の充実の必要性については、第 169 回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制</p>



		<p>(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶特別償却制度・買換特例制度：船舶所有者の投資の促進</li> <li>・国際船舶の固定資産税軽減措置：船舶所有者の船舶保有コストの低減</li> <li>・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置：船舶所有者の船舶取得時の負担低減</li> </ul> <p>(内航)</p> <p>内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境負荷低減を図っている。</p> <p>まず、税制特例措置については、買換特例が輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境低負荷・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的な代替建造の促進、中小企業投資促進税制が中小零細事業者の船舶取得を支援するもの、そして本租税特別措置である船舶の特別償却制度がエネルギー効率の高い船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境低負荷を実現することをそれぞれ目的としており、明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。</p>
	③：地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、社会的要請である環境負荷低減に資することから、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 国交 4)



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交06）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置 (-)					
措置内容	平成30年度時点	-					
	令和元年度税制改正以後	-					
	令和2年度税制改正以後	-					
政策目的		老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第65条、65条の4、68条の72					
要望内容		要除却認定を受けたマンションのマンション敷地売却事業において、法人の区分所有者が組合に土地等を買収される場合に生じる譲渡所得に関して、1,500万円の特別控除をするもの、要除却認定を受けたマンションのマンション敷地売却事業において、法人の区分所有者が組合に土地等を買収される場合に、長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）を適用するもの、マンション敷地を分割する敷地権利変換を受けて区分所有者が敷地等を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす措置及び清算の際に生じる区分所有者の譲渡所得に係る非課税措置を要望する。					
創設年度	-	過去の政策評価の実績		-	区分		-

## 点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）に係る過去の適用数について、「実績値は地方公共団体へのヒアリングにより記載」と説明されているが、1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）の二つの制度ごとに明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例は、いずれもマンション敷地売却事業に反対した転出区分所有者に係る特例であり、両特例は併用して適用することが可能である。両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定され、長期譲渡所得の課税の特例は活用しない想定となっているためである。なお、1,500万円控除には別途適用要件（施行マンションが耐震改修促進法に規定されている通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること）があるため、それに該当しない場合は、長期譲渡所得の課税の特例のみが適用可能となり、その場合には本特例が活用されることとなる。
【点検結果】	① 「両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定され、長期譲渡所得の課税の特例は活用しない想定となっているためである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）に係る将来の適用数について、「将来の推計は過去の平均及び実績推移（平成26年度にマンション敷地売却制度が創設され、2年後の平成28年度に実績が1件）により想定」と説明されているが、1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）の二つの制度ごとに明らかにされていない。
②	マンション敷地を分割する敷地権利変換を受けて区分所有者が敷地等を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす措置に係る将来の適用数について、「事業コンサルタントへのヒアリング等により推計」と説明されているが、算定根

拠（計算式、計算に用いた数値及び出典）が明らかにされていない。
③ 清算の際に生じる区分所有者の譲渡所得に係る非課税措置に関する将来の適用数について、「事業コンサルタントへのヒアリング等により推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及び出典）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例は、いずれもマンション敷地売却事業に反対した転出区分所有者に係る特例であり、両特例は併用して適用することが可能である。両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定されるためである。なお、1,500万円控除には別途適用要件（施行マンションが耐震改修促進法に規定されている通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること）があるため、それに該当しない場合は、長期譲渡所得の課税の特例のみが適用可能となり、その場合には本特例が活用されることとなる。
② 事業コンサルタントに対して、敷地分割事業の活用を検討している案件の検討状況に係るヒアリング結果及びこれまでの平均的な事業検討スケジュール期間を踏まえて、令和4年度の適用数を1件と推計した。
③ 事業コンサルタントに対して、敷地分割事業の活用を検討している案件の検討状況に係るヒアリング結果及びこれまでの平均的な事業検討スケジュール期間を踏まえて、令和4年度の適用数を1件と推計した。
【点検結果】
① 「両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定されるためである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）に係る過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）の二つの制度ごとに明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例は、いずれもマンション敷地売却事業に反対した転出区分所有者に係る特例であり、両特例は併用して適用することが可能である。両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定され、長期譲渡所得の課税の特例は活用しない想定となっているためである。なお、1,500万円控除には別途適用要件（施行マンションが耐震改修促進法に規定されている通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること）があるため、それに該当しない場合は、長期譲渡所得の課税の特例のみが適用可能となり、その場合には本特例が活用されることとなる。
【点検結果】	① 「両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定され、長期譲渡所得の課税の特例は活用しない想定となっているためである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）に係る将来の減収
-------------------------	--

<p>額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例は、いずれもマンション敷地売却事業に反対した転出区分所有者に係る特例であり、両特例は併用して適用することが可能である。両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定され、長期譲渡所得の課税の特例は活用しない想定となっているためである。なお、1,500万円控除には別途適用要件（施行マンションが耐震改修促進法に規定されている通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること）があるため、それに該当しない場合は、長期譲渡所得の課税の特例のみが適用可能となり、その場合には本特例が活用されることとなる。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 「両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定され、長期譲渡所得の課税の特例は活用しない想定となっているためである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する過去の効果（平成28年度、29年度及び令和元年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する過去の効果について、「平成26年度に約250件であったものが、平成30年度に325件と約75件増加しており」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する過去の効果について、過去の適用数2件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 平成28年度に283件、平成29年度に305件（件数は累積値）となっている。令和元年度の件数は、政策評価書提出時点において集計中である。</p> <p>② 地方公共団体等へのヒアリングに基づく実績値である。</p> <p>③ マンション敷地売却事業は多数の権利者の合意を得て進める必要があり、時間を要する事業であるため、現状の適用件数が必ずしも僅少とは言えないと考えている。さらに、国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>④ 国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段であり、直接的な効果がある（なお、本事業実施に係る特例として予算措置は行っていない。）。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和元年度の件数は、政策評価書提出時点において集計中である」との説明では、</p>

<p>令和元年度の件数が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 「国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である」との説明では、達成目標であるマンションの建替え等の件数との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 「国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段であり、直接的な効果がある」との説明では、達成目標であるマンションの建替え等の件数の実現状況に対する本特例措置の直接的な効果が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する将来の効果について、「令和7年度の目標値約500件に対し、着実に実績を積み上げている」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する将来の効果について、1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）に係る予測される将来の適用数1件（令和2年度及び3年度）並びに2件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する将来の効果について、マンション敷地を分割する敷地権利変換を受けて区分所有者が敷地等を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす措置に係る予測される将来の適用数0件（令和2年度及び3年度）並びに1件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する将来の効果について、清算の際に生じる区分所有者の譲渡所得に係る非課税措置に関する予測される将来の適用数0件（令和2年度及び3年度）並びに1件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 平成26年度から平成30年度にかけて、マンションの建替え等の年平均件数が約20件であることから、令和7年度まで同等程度で推移した場合、令和7年度時点では470件となるが、今般の法改正に伴う効果（マンション敷地売却事業の対象拡充及び敷地分割制度創設）により、令和4年度から令和7年度にかけては約30件（年平均で約8件）の上積みを見込んでいるため、現在の表記となっている。</p> <p>② 敷地売却事業は多数の権利者の合意を得て進める必要があり、時間を要する事業であるため、想定適用件数が必ずしも僅少とは言えないと考えている。さらに、国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>③ 敷地分割事業は多数の権利者の合意を得て進める必要があり、時間を要する事業で</p>

あるため、想定の実用件数が必ずしも僅少とは言えないと考えている。さらに、国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。また、敷地分割事業に係る改正規定は、令和4年4月の施行を予定しており、令和3年度中は敷地分割事業を実施することが想定されないため、予想される令和2年度及び令和3年度の実用数0件としている。

- ④ 敷地分割事業は多数の権利者の合意を得て進める必要があり、時間を要する事業であるため、想定の実用件数が必ずしも僅少とは言えないと考えている。さらに、国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。また、敷地分割事業に係る改正規定は、令和4年4月の施行を予定しており、令和3年度中は敷地分割事業を実施することが想定されないため、予想される令和2年度及び令和3年度の実用数0件としている。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和4年度から令和7年度にかけては約30件（年平均で約8件）の上積み想定している」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。  
また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
- ② 「国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である」との説明では、達成目標であるマンションの建替え等の件数との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 「国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である」との説明では、達成目標であるマンションの建替え等の件数との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 「国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である」との説明では、達成目標であるマンションの建替え等の件数との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 15) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(地方税 30)
	②: 上記以外の税目	所得税: 外、個人住民税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 1. 要除却認定を受けたマンションのマンション敷地売却事業において、法人の区分所有者が組合に土地等を買収される場合に生じる譲渡所得に関して、1,500万円の特別控除をするもの。(法人税・法人住民税・法人事業税) 2. 要除却認定を受けたマンションのマンション敷地売却事業において、法人の区分所有者が組合に土地等を買収される場合に、長期譲渡所得の課税の特例(重課免除)を適用するもの。(法人税)  《要望の内容》 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「マンション建替え法」という。)第102条では、除却の必要性に係る認定について規定されている。従来、マンション敷地売却事業の対象は耐震性不足のマンション(要除却認定マンション)に限られていたところ、令和2年のマンション建替え法の改正によって、対象が外壁の剥落等により周辺に危害を生ずるおそれがあるもの等で除却の必要性に係る認定を受けたマンション(以下「特定要除却認定マンション」という。)まで拡充されたことに伴い、上記1及び2に係る所要の措置を要望する。 また、同一の法改正によって、特定要除却認定マンションを含む団地において、敷地共有者の4/5以上の同意により、権利変換方式によってマンション敷地の分割を可能とする敷地分割制度が創設されたことに伴い、所要の措置として下記3及び4の内容を要望する。  3. マンション敷地を分割する敷地権利変換を受けて区分所有者が敷地等を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす措置  4. 清算の際に生じる区分所有者の譲渡所得(※)に係る非課税措置(※)敷地権利変換後の敷地の共有持分が従前よりも減ったことにより清算金を取得した場合に係る譲渡所得

		《関係条項》 租税特別措置法第33条の3第6項、同条第7項、第33条の6第1項、第62条の3第4項第10号、第65条第1項第6号、第9項、第10項、第14項、第65条の4第1項第22号の2、第68条の72第9項、第10項、第14項										
5	担当部局	国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室										
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成28年度～令和4年度										
7	創設年度及び改正経緯	平成14年度 創設 平成26年度 拡充(マンション敷地売却制度の創設)										
8	適用又は延長期間	1、3、4: 恒久措置 2: 2年間(令和3年4月1日～令和4年12月31日)										
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。 《政策目的の根拠》 住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定) 多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。										
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標 IV 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含										
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進する。 ＜測定指標＞ マンションの建替え等の件数 325件(平成30年度)→約430件(令和4年度) ※住生活基本計画で設定している目標値【約500件(令和7年度)】をもとに設定 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 達成目標を実現することにより、老朽化マンションの建替え・改修が促進され、周辺の住環境や都市環境が向上する。										
10	有効性等	①: 適用数 【1及び2】 ＜組合設立認可実績＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合設立認可年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ※実績値は地方公共団体へのヒアリングにより記載。	組合設立認可年度	件数	平成28年度	1	平成29年度	0	平成30年度	1	令和元年度	2
組合設立認可年度	件数											
平成28年度	1											
平成29年度	0											
平成30年度	1											
令和元年度	2											

	<p>&lt;組合設立認可将来推計&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>組合設立認可年度</th> <th>件数</th> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>※将来の推計は過去の平均及び実績推移(平成26年度にマンション敷地売却制度が創設され、2年後の平成28年度に実績が1件)により想定                  ※マンション敷地売却事業は、多数の権利者の合意を得て進める必要があつて、時間を要する事業であるため、現状の適用件数が僅少とは言えない。</p> <p>【3】                  &lt;事業件数(推計)&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>事業年度</th> <th>件数</th> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>※令和2、3年度は敷地分割制度の施行前のため、適用はなし。                  ※事業コンサルタントへのヒアリング等により推計</p> <p>【4】                  &lt;事業件数(推計)&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>事業年度</th> <th>件数</th> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>※令和2、3年度は敷地分割制度の施行前のため、適用はなし。                  ※事業コンサルタントへのヒアリング等により推計</p>	組合設立認可年度	件数	令和2年度	1	令和3年度	1	令和4年度	2	事業年度	件数	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	1	事業年度	件数	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	1
	組合設立認可年度	件数																							
令和2年度	1																								
令和3年度	1																								
令和4年度	2																								
事業年度	件数																								
令和2年度	0																								
令和3年度	0																								
令和4年度	1																								
事業年度	件数																								
令和2年度	0																								
令和3年度	0																								
令和4年度	1																								
②: 適用額	<p>【1及び2】                  &lt;過去実績(推計)&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>適用年度</th> <th>適用額</th> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>84</td> </tr> </table> <p>&lt;将来推計&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>適用年度</th> <th>適用額</th> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>84</td> </tr> </table> <p>・1組合数当たり、42百万円の適用額を想定して記載。                  (算出方法)  <math>5(\text{法人}) \times 8.496 \text{ 百万円}(\text{課税標準額}) = 42 \text{ 百万円}</math></p> <p>・適用数:5法人(1組合数当たり)</p>	適用年度	適用額	平成28年度	42	平成29年度	0	平成30年度	42	令和元年度	84	適用年度	適用額	令和2年度	42	令和3年度	42	令和4年度	84						
適用年度	適用額																								
平成28年度	42																								
平成29年度	0																								
平成30年度	42																								
令和元年度	84																								
適用年度	適用額																								
令和2年度	42																								
令和3年度	42																								
令和4年度	84																								

	<p>※過去事業地区の実績等をもとに算出                  ・戸あたりの推定課税標準額:8.496百万円                  ※平成31年の三大都市圏の地価公示価格の㎡単価から国交省で把握している建替完了事業における1戸あたりの平均敷地面積を乗じて算出</p> <p>・適用法人の要件がある措置ではないため、適用額が想定外に特定の者に偏ってはいない。</p> <p>【3】                  &lt;将来推計&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>適用年度</th> <th>適用額</th> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>306</td> </tr> </table> <p>・1事業数当たり、306百万円の適用額を想定して記載。                  (算出方法)  <math>36(\text{法人}) \times 8.496 \text{ 百万円}(\text{課税標準額}) = 306 \text{ 百万円}</math></p> <p>・適用数:36法人(1事業数当たり)                  ※マンション建替え法によらない敷地分割実施事例から算出                  ・戸あたりの推定課税標準額:8.496百万円                  ※平成31年の三大都市圏の地価公示価格の㎡単価から国交省で把握している建替完了事業における1戸あたりの平均敷地面積を乗じて算出</p> <p>【4】                  &lt;将来推計&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>適用年度</th> <th>適用額</th> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>・1事業数当たり、8百万円の適用額を想定して記載。                  (算出方法)  <math>31(\text{法人}) \times 0.26 \text{ 百万円}(\text{清算額}) = 8 \text{ 百万円}</math></p> <p>・適用数:31法人(1事業数当たり)                  ※マンション建替え法によらない敷地分割実施事例から算出                  ・戸あたりの推定清算額:0.26百万円                  ※マンション建替え法によらない敷地分割実施事例から算出</p>	適用年度	適用額	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	306	適用年度	適用額	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	8								
	適用年度	適用額																							
令和2年度	0																								
令和3年度	0																								
令和4年度	306																								
適用年度	適用額																								
令和2年度	0																								
令和3年度	0																								
令和4年度	8																								
③: 減収額	<p>【1及び2】                  &lt;過去実績(推計)&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <th colspan="3">(百万円)</th> </tr> <tr> <td></td> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>20</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </table>		(百万円)				法人税	法人住民税	法人事業税	平成28年度	10	3	1	平成29年度	0	0	0	平成30年度	10	3	1	令和元年度	20	6	2
	(百万円)																								
	法人税	法人住民税	法人事業税																						
平成28年度	10	3	1																						
平成29年度	0	0	0																						
平成30年度	10	3	1																						
令和元年度	20	6	2																						

<将来推計> (百万円)			
	法人税	法人住民税	法人事業税
令和2年度	10	3	1
令和3年度	10	3	1
令和4年度	20	6	2
※1事業あたりの減収額は以下のとおり。 法人税：10百万円(42百万円×0.232(法人税率)) 法人住民税：3百万円(42百万円×0.07(法人住民税率)) 法人事業税：1百万円(42百万円×0.031(法人事業税率))			
【3】 <将来推計> (百万円)			
	法人税	法人住民税	法人事業税
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	71	21	9
※1事業あたりの減収額は以下のとおり。 法人税：71百万円(306百万円×0.232(法人税率)) 法人住民税：21百万円(306百万円×0.07(法人住民税率)) 法人事業税：9百万円(306百万円×0.031(法人事業税率))			
【4】 <将来推計> (百万円)			
	法人税	法人住民税	法人事業税
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	2	1	0.5
※1事業あたりの減収額は以下のとおり。 法人税：2百万円(8百万円×0.232(法人税率)) 法人住民税：1百万円(8百万円×0.07(法人住民税率)) 法人事業税：0.5百万円(8百万円×0.031(法人事業税率))			

11	相当性	④：効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 マンションの建替え等の件数は、平成26年度に約250件であったものが、平成30年度に325件と約75件増加しており、令和7年度の目標値約500件に対し、着実に実績を積み上げているところ。事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、本措置による資金面での負担軽減措置は、事業実施の合意形成を促進するうえで有効かつ重要である。  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 区分所有者の法人税に係る負担を軽減させることによって、マンションの建替え等の件数を促進させる効果を有する。
		⑤：税収減を是認する理由等	事業実施の合意形成に際しての最大の阻害要因である区分所有者の費用負担の問題に対処することで、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等の円滑化が図られ、老朽化マンション等の周辺も含めた住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護が実現されるため、税収減を是認するに足る効果が期待される。
		①：租税特別措置等によるべき妥当性等	申請等により補助対象者を個別に捕捉し補助を行うことは、行政の効率性の観点から非効率的であり、国民・行政双方の負担を軽減する本租税特別措置によるところが適切である。
11	相当性	②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置としては、法人税法等においてマンション敷地売却組合等の行う非収益事業に係る非課税措置を講じることにより、費用負担を軽減し、合意形成を円滑化しているところである。 本特例措置は、区分所有者である法人の所得に係る税制特例措置であり、組合の費用負担を軽減する税制特例とは対象が異なっている。
		③：地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により各地方公共団体の管轄区域内のマンションの再生が促進されることで、老朽化マンション等の周辺も含めた住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護が図られるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月(H31国交9、10)



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交07）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (特定地域における工業用機械等の特別償却(半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却))					
措置内容	平成30年度時点	半島振興法の半島振興対策実施地域として指定された地区のうち認定半島産業振興促進計画に記載された地区において、産業振興機械等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の32%（建物等は48%）の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第45条、第68条の27					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	S61	過去の政策評価の実績	H22国交12、H24国交07、H26国交06、H28国交01、H30国交05			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	44	892,257	72.8%	112,470
H24	45	1,041,894	72.6%	122,852
H25	33	313,484	99.0%	37,744
H26	37	171,630	83.4%	20,797
H27	44	162,864	75.4%	19,186
H28	65	559,238	84.9%	65,961
H29	65	457,903	82.2%	34,435
H30	82	725,335	80.2%	68,387

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））は、人口の社会増減率という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本事業の政策目的は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興により、「雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る」ことにあり、雇用の確保のみならず、地域の事業者（例えば特産品の製造業や農林水産物等販売業、観光業（旅館業））の、地域・特産品の魅力のPRによる「関係人口」の拡大等、総合的な施策によって達成されるものであり、より広い観点からの評価が必要である。</p> <p>したがって、より総合的な人口に係る指標である社会増減率に係る指標を引き続き用いることとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「令和元年度以前は、関係道府県に聞き取った結果の実績値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 関係道府県に聞き取った結果の実績値は、計算式を用いて算出したものではない。</p> <p>② 租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「令和2年度以降は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
--

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、該当箇所を修正する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和元年度の法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）について、「令和元年度以前は、関係道府県に聞き取った結果をもとに算出した見込値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成29年度及び30年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、該当箇所を修正する。</p> <p>② 算定根拠（適用額×税率（法人税：23.2%））は、別紙に記載済みである。</p> <p>③ 租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）』による」と及び「法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）』による」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（法人税）について、「令和2年度以降は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、該当箇所を修正する。</p> <p>② ご指摘を踏まえ、該当箇所を修正する。</p> <p>③ 算定根拠（適用額×税率（法人税：23.2%））は、別紙に記載済みである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）』による」と及び「法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）』による」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>



(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））に対する過去の効果について、「平成29年度：1.02（実績値）、平成30年度：1.09（実績値）及び令和元年度：1.15（実績値）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））に対する過去の効果について、「平成29年度：1.02（実績値）、平成30年度：1.09（実績値）及び令和元年度：1.15（実績値）」と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合80.2%（平成30年度）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））に対する過去の効果について、「平成29年度：1.02（実績値）、平成30年度：1.09（実績値）及び令和元年度：1.15（実績値）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 算定根拠は別添のとおり。</p> <p>② 本税制は、資本金の規模に応じて適用対象となる設備投資額の要件を定めており、適用額の多い10社の割合が適用額全体の8割を占めるのは、資本金の規模の大きい事業者によって高額な設備投資が行われたことを示しているに過ぎないと考えられる。 一方、本税制の達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））は、半島振興法の目的の一つである「定住の促進」を把握するための指標であり、企業による設備投資額の均等化を図るための指標ではない。</p> <p>③ 社会増減率の数値の上下について、本税制以外の他の政策手段や経営情勢等の全ての他の要因を排除して評価することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、該当箇所を修正する。算定根拠は別添のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

点検結果表（6）①に対する補足説明

<政策目的の達成状況>

半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

- 平成29年度：1.02
- 平成30年度：1.09
- 令和元年度：1.15

<計算に用いた数値>

期間	人口	社会増減数	社会増減率
H23.4.1~H24.3.31	4,357,631	-18,707	-0.425%
H24.4.1~H25.3.31	4,303,914	-22,024	-0.505%
H25.1.1~H25.12.31	4,278,339	-19,780	-0.460%
H26.1.1~H26.12.31	4,225,331	-20,031	-0.468%
H27.1.1~H27.12.31	4,168,379	-22,303	-0.528%
H28.1.1~H28.12.31	4,112,364	-20,822	-0.500%
H29.1.1~H29.12.31	4,054,448	-20,776	-0.505%
H30.1.1~H30.12.31	3,993,865	-21,940	-0.541%
H31.1.1~R01.12.31	3,930,038	-23,482	-0.588%

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

○社会増減率

= 社会増減数 / 期間の期首人口  
 (例：平成29年度)  
 = -20776 / 4112364 = -0.505%

○社会増減率の過去5ヶ年平均

(例：平成29年度)  
 = (-0.505 - 0.460 - 0.468 - 0.528 - 0.500) / 5 = -0.492%

○社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

(例：平成29年度)  
 = -0.505 / -0.492 = 1.02

## 点検結果表（7）①に対する補足説明

## &lt;政策目的の達成状況&gt;

半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

令和2年度（見込み）：1.11

令和3年度（見込み）：1.10

## &lt;計算に用いた数値&gt;

期間	人口	社会増減数	社会増減率	本特例措置を 活用した設備 投資に伴う新 規雇用者数	新規雇用者数 の社会増減数 に対する割合
平成25年	4,278,339	-19,780	-0.460%	33	0.17%
平成26年	4,225,331	-20,031	-0.468%	117	0.58%
平成27年	4,168,379	-22,303	-0.528%	80	0.36%
平成28年	4,112,364	-20,822	-0.500%	104	0.50%
平成29年	4,054,448	-20,776	-0.505%	233	1.12%
平成30年	3,993,865	-21,940	-0.541%	120	0.55%
令和元年	3,930,038	-23,482	-0.588%	258	1.10%

「人口」「社会増減数」の出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

「社会増減率」=社会増減数/期間の期首人口(例:平成29年度 -20776/4112364=-0.505%)

「本特例措置を活用した設備投資に伴う新規雇用者数」は関係道府県に聞き取った結果の実績値

## ○令和2年度の本特例措置を活用した設備投資に伴う新規雇用者数

平成25年～令和元年までの過去7ヶ年の本特例措置を活用した設備投資に伴う新規雇用者数の数値から、近似式「 $y = 29.786x + 15.857$ 」を求め、令和2年度の本特例措置を活用した設備投資に伴う新規雇用者数「254人」を算出。

$$29,786 \times 8 + 15.857 = 254$$

## ○令和2年度の新規雇用者数の社会増減数に対する割合

平成25年～令和元年までの過去7ヶ年の新規雇用者数の社会増減数に対する割合の数値から、近似式「 $y = 0.0012x + 0.0013$ 」を求め、令和2年度の新規雇用者数の社会増減数に対する割合「1.09%」を算出。

$$0.0012 \times 8 + 0.0013 = 0.0109$$

## ○令和2年度 of 社会増減数

$$= 254 \text{ (人)} / 1.09 \text{ (％)} = 23,316 \text{ 人 (社会減数)}$$

## ○令和2年度 of 社会増減率

$$= \text{令和2年度 of 社会減数} / \text{令和元年度の人口} \\ = -23,316 \text{ (人)} / 3,930,038 \text{ (人)} = -0.593\%$$

## ○社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

$$= \text{令和2年度 of 社会増減率} / \text{過去5か年の社会増減率平均値} \\ = (-0.528 - 0.500 - 0.505 - 0.541 - 0.588) / 5 \\ = -0.593 / -0.532 \\ = 1.11$$

## ○令和3～4年度は、令和2年度と同様の算定式で算出する。

その際、令和3年度及び令和4年度 of 社会増減率を算出するために用いる令和2年度及び令和3年度 of 人口（見込）は、平成25年～令和元年までの過去7ヶ年の人口の数値から、近似式「 $y = -57,920x + 4,340,647$ 」を求め、令和2年度 of 人口「3,877,287人」及び令和3年度 of 人口「3,819,367人」を算出。

$$[\text{令和2年度 of 人口 (見込み)}] \quad -57,920 \times 8 + 4,340,647 = 3,877,287$$

$$[\text{令和3年度 of 人口 (見込み)}] \quad -57,920 \times 9 + 4,340,647 = 3,819,367$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税21) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動) 所得税:外
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)が認定した地区における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。  割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%
		《要望の内容》 本租税特別措置の適用期限を、令和4年度末まで2年間延長する。
		《関係条項》 ・半島振興法第9条の2、第16条 ・租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
5	担当部局	国土政策局地方振興課半島振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 6/100) 平成13年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100→11/100) 平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超) 平成17年度 適用期限の2年延長(機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域

			に類する地区:建物等 7/100) 平成19年度 適用期限の2年延長 (旅館業:建物等 7/100→6/100 2,000万円超) 平成21年度 適用期間の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000万円超→500万円以上) 平成27年度 適用期限の2年延長 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長
8	適用又は延長期間		2年間(令和3年度～令和4年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。  《政策目的の根拠》 ・半島振興法(昭和60年法律第63号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。  (税制上の措置) 第16条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標: 7: 都市再生・地域再生の推進 施策目標: 25: 都市再生・地域再生を推進するに包含

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 (測定指標) 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) ※社会増減率:社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したものを、半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指し、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させるため、過去5ヶ年平均との比較をする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。 また、製造業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。 これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する。</p>
<p>10: 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>平成29年度:143件(実績) 平成30年度:156件(実績) 令和元年度:150件(実績) 令和2年度:162件(見込み) 令和3年度:161件(見込み) 令和4年度:170件(見込み)</p> <p>※令和元年度以前は、関係道府県に聞き取った結果の実績値。 ※令和2年度以降は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※算定根拠については別紙参照。</p>

	<p>②: 適用額</p>	<p>平成29年度:823百万円(実績) 平成30年度:923百万円(実績) 令和元年度:1,529百万円(実績) 令和2年度:1,816百万円(見込み) 令和3年度:2,041百万円(見込み) 令和4年度:2,224百万円(見込み)</p> <p>※令和元年度以前は、関係道府県に聞き取った結果の実績値。 ※令和2年度以降は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。 ※算定根拠については別紙参照。</p>
	<p>③: 減収額</p>	<p>(法人税) 平成29年度:193百万円 平成30年度:216百万円 令和元年度:355百万円 令和2年度:421百万円 令和3年度:473百万円 令和4年度:516百万円</p> <p>※令和元年度以前は、関係道府県に聞き取った結果をもとに算出した見込値。 ※令和2年度以降は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※算定根拠については別紙参照。</p> <p>(法人住民税) 平成29年度:12百万円 平成30年度:22百万円 令和元年度:45百万円 令和2年度:29百万円 令和3年度:33百万円 令和4年度:36百万円</p> <p>※平成29年度及び30年度は、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「影響額」を記載した。 ※令和元年度以降は、以下の計算式で算出した。 減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人税減収額×県民税率 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率 (県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p> <p>(法人事業税) 平成29年度:12百万円 平成30年度:27百万円</p>

		<p>令和元年度:102百万円 令和2年度:128百万円 令和3年度:143百万円 令和4年度:156百万円</p> <p>※平成29年度及び30年度は、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「影響額」を記載した。 ※令和元年度以降は、以下の計算式で算出した。 ※減収額＝適用額×法人事業税率 (適用額は前項『適用額』による。) (法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成29年度:1.02(実績値) 平成30年度:1.09(実績値) 令和元年度:1.15(実績値) 令和2年度:1.11(見込み) 令和3年度:1.10(見込み) 令和4年度:1.09(見込み)</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。 このため、これらを通じ、関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増へとつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効である。 本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置による減収額 355百万円(令和元年度)に対し、特例措置対象業者においては62,894百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込まれる。 ※設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値</p>
11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>半島振興広域連携促進事業(69百万円(令和2年度当初、国費)) 半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。 なお、両施策が一体的に運用されれば、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、税制特例により速やかな事業化を促進することができるなど、相乗効果が生まれることが期待される。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12:	有識者の見解	—
13:	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年7月(H30 国交 05)

(別紙)

半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長  
適用実績・適用見込みについて

## ○適用実績

	年度	H29	H30	R1
	産業振興促進計画作成市町村数	140	152	194
	法人税率(%)	23.4	23.2	23.2
新規	適用件数(件)	38	37	35
	適用額(百万円)	301	151	320
	減収額(百万円)	70	35	74
計	適用件数(件)	143	156	150
	適用額(百万円)	823	923	1,529
	減収額(百万円)	193	216	355

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果を基に算出した値。

※「計」は、上段の新規分に継続分を加えた数値。

## ○適用見込み

	年度	R2	R3	R4
	産業振興促進計画作成市町村数	194	194	194
	税率(%)	23.2	23.2	23.2
新規	適用件数(件)	39	43	47
	適用額(百万円)	397	438	484
	減収額(百万円)	92	102	112
計	適用件数(件)	162	161	170
	適用額(百万円)	1,816	2,041	2,224
	減収額(百万円)	421	473	516

※R2～R4年度の「適用件数」及び「適用額」は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

## ○適用件数・適用額・減収額算出根拠

## 【新規】

## ・R2年度見込み

## &lt;適用件数&gt;

$$(35 \times (10.3 / 100 + 1)) \div 39$$

$$(R1年度新規適用件数 \times (\text{過去5カ年度の新規適用件数の平均増減率}(\%) / 100 + 1))$$

平均増減率：H27：27件→H28：44件（+63.0%）、H28：44件→H29：38件（-13.6%）、  
H29：38件→H30：37件（-2.6%）、H30：37件→R1：35件（-5.4%）の単純平均  
（件数は関係道府県に聞き取った結果）

## &lt;適用額&gt;

1件あたり適用額：1,529（百万円）／150 = 10.19（百万円）

R2年度適用見込額：10.19（百万円）×39 = 397.41（百万円）

1件あたり適用額：R1年度適用額（計）／適用件数（計）

R2年度適用見込額：1件あたり適用額×R2年度適用見込件数

## &lt;減収額&gt;

適用額 × 税率（法人税：23.2%）

## ・R3、R4年度見込み

## &lt;適用件数・適用額・減収額&gt;

R2年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

## 【計】

## ・R2年度見込み

## &lt;適用件数・適用額&gt;

前年度実績（計）と当該年度見込（新規）との合計で算出。ただし、H27年度に制度を適用した工業用機械等については、6年目を迎えるため、H27年度実績を除いて算出。

H27年度実績：27件、110,017千円（関係道府県に聞き取った結果）

## &lt;減収額&gt;

適用額 × 税率（法人税：23.2%）

## ・R3、R4年度見込み

R2年度と同様の考え方であるが、H28年度、H29年度に制度を適用した工業用機械等については、それぞれ6年目を迎えるためそれぞれH28、H29実績を除いて算出。

H28年度実績：44件、213,547千円（関係道府県に聞き取った結果）

H29年度実績：38件、300,988千円（関係道府県に聞き取った結果）



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交08）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (特定地域における工業用機械等の特別償却（離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却）)					
措置内容	平成30年度時点	離島振興法の離島振興対策実施地域として指定された地区の市町村長が策定する産業投資促進計画に係る地区として指定された地区において、産業振興機械等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の32%（建物等は48%）の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進を図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第45条、第68条の27					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H5	過去の政策評価の実績	H22国交26、H24国交08、H26国交07、H28国交02、H30国交06			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	3	53,953	-	6,705
H24	3	25,665	-	3,267
H25	0	-	-	-
H26	2	6,138	-	810
H27	3	42,289	-	5,292
H28	4	6,964	-	829
H29	6	9,705	-	1,152
H30	12	45,127	97.4%	5,357

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上）は、特定の地域全体の人口という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、離島振興法第1条に基づき、離島地域は他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることから、離島の振興のための特別の措置を講ずることにより、離島の自立的発展を促進し、「離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る」ものである。そのため、政策目的の実現状況を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「関係都道府県へ行った調査で、確認書の発行件数をもとに件数を算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 関係都道府県が発行した確認書の件数（新規件数）にそれまでの継続のものを加えた。 平成29年度：6件（継続4件、新規2件） 平成30年度：16件（継続6件、新規10件） 令和元年度：20件（継続14件、新規6件） ただし、割増償却期間が5年を迎えたものは除く。</p> <p>② 租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
---

【国土交通省の補足説明】

① 令和2年度の継続件数は平成29年度2件、平成30年度10件、令和元年度6件、令和2年度5件。令和3年度の継続件数は平成30年度10件、令和元年度6件、令和2年度5件、令和3年度5件。ただし、割増償却期間が5年を終了したものは除いている。  
なお、令和2年度の件数は見込みで、令和3、4年度の件数は令和2年度の件数並みとして計算した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税）について、算定の基礎となる過去の適用額の算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度及び30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。 当初残存価額×償却率＝普通償却額 普通償却額×割増償却率＝割増償却額 割増償却額×税率（各年度の数値）＝減収額 県民税率、市町村民税率及び法人事業税率については、評価書に追記をした。</p> <p>② 租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。当初残存価額×償却率＝普通償却額、普通償却額×割増償却率＝割増償却額、割増償却額×税率（各年度の数値）＝減収額」との説明では、「当初残存価額」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度の一件当たりの平均取得価額を算出し、それを令和3、4年度の適用額として計算を行った。 当初残存価額×償却率＝普通償却額 普通償却額×割増償却率＝割増償却額 割増償却額×税率＝減収額 なお、税率は令和元年度と同じく23.2%とした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消された。</p>

が、「令和2年度の一件当たりの平均取得価額を算出し、それを令和3、4年度の適用額として計算を行った。当初残存価額×償却率＝普通償却額、普通償却額×割増償却率＝割増償却額、割増償却額×税率＝減収額」との説明では、「当初残存価額」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
 ① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上））に対する過去の直接的な効果について、取得に伴う新規雇用数平成29年度11人、30年度13人及び令和元年度19人と説明されているが、過去の効果（人口平成29年度375千人、30年度367千人及び令和元年度360千人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】  
 ① 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間十数名程度であるが、転入者や転出予定であった若者が雇用により島に留まった点、また新規雇用者の家族等も人口に寄与することが考えられる点、設備等の取得によって事業が拡大し将来的にさらに雇用が見込める点を踏まえると、相当数地域の定住に貢献しており定住促進効果として表れている。（令和元年度は新規雇用者数 19 人と配偶者・子 21 人を含めると定住促進効果は 40 人となる）  
 これらのことを踏まえると離島振興対策実施地域の地理的条件のなかにおいて、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。  
 ただし明確な人数の把握ができないため、評価書においては税制を活用した事業者における新規雇用者数を記載している。

【点検結果】  
 ① 「相当数地域の定住に貢献しており定住促進効果として表れている。（令和元年度は新規雇用者数19人と配偶者・子21人を含めると定住促進効果は40人となる）」との説明では、当該新規雇用者数は、本特例措置が適用された法人に係る新規雇用者数ではあると考えられるものの、本特例措置があることによって増加した（本特例措置がなければ増加しなかった）雇用者数であるかは明らかにされていない。また、過去の効果（人口平成29年度375千人、30年度367千人及び令和元年度360千人）との関係も明らかにされず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

ている。過去の効果からも見ても、税制を適用した事業者による新規雇用により島外からの転入や転出予定者の流出が抑制されていることが明らかとなっており、税制活用により定住・維持が図られ達成目標の人口となりうると考えられる。  
 新規雇用見込みについては明確な数の把握ができないため、関係都道府県の聞き取り調査により、令和2年度税制適用見込み事業者による新規雇用者見込み数を評価書に記載している。

【点検結果】  
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。  
 ② 「過去の効果からも見ても、税制を適用した事業者による新規雇用により島外からの転入や転出予定者の流出が抑制されていることが明らかとなっており、税制活用により定住・維持が図られ達成目標の人口となりうると考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目 (1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
 ① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上））に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。  
 ② 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上））に対する将来の直接的な効果について、取得に伴う新規雇用数令和2年度、3年度及び4年度各9人と説明されているが、過去の効果（人口令和2年度351千人、3年度344千人及び4年度336千人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】  
 ① 評価書の内容を修正、追記した。  
 ② 評価書の内容を修正、追記した。  
 離島は全国に比べて人口減少・人口流出が進んでおり、特に社会減が続いている。要因として就業者数の減少傾向が続いており、就業者増減率を見ると、全国△1.2%に対し離島地域は△7.3%である。継続的・安定的な雇用を創出することが重要な離島地域においては、設備投資を後押しし、雇用を創出する割増償却制度は大きな役割を果たし

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	① 対象税目	(法人税:義)(国税 22) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
	② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。</p> <p>割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島振興法(昭和28年法律第72号)第19条</li> <li>・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項柱書及び表第2号、第45条第2項柱書及び表第2号、第68条の27第2項柱書及び表第2号</li> <li>・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の3第12項第2号、第13項第2号、第16項及び第17項、第28条の9第12項第2号、第14項第2号、第17項及び第18項、第39条の56第2項第2号、第4項第2号及び第6項</li> </ul>
5	担当部局	国土交通省国土政策局離島振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成6年度 創設(製造業のみ)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年間延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年間延長</p>

		<p>平成19年度 適用期限の2年間延長 拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ)</p> <p>平成21年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年間延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外)</p> <p>平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を2,000万円超から500万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)</p> <p>平成27年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成29年度 適用期限の2年間延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年間延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)
9	① 必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的发展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○離島振興法(昭和27年法律第72号)第19条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2019第2章3(5)(令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美・小笠原などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織等の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫をいかした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標:39 離島等の振興を図るに包含</p>
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>○離島振興対策実施地域の人口 令和元年度:360千人→令和4年度目標値336千人以上 ○目標値設定の根拠</p>

		<p>平成28年度末～令和元年度末の離島振興対策実施地域の人口前年比の平均を乗じて算出した令和4年度末の当該地域の人口推計値は336千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。</p>														
10 有効性等	① 適用数	<p>○適用件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 H29～R1は、関係都道府県へ行った調査で、確認書の発行件数をもとに件数を算出。                  2 R2は、関係都道府県へ行った調査の見込み件数(5件)を基にし、R3、R4においては、R2の見込件数並みとした。</p> <p>【算出過程】                  ・R2適用見込件数=R1からの継続件数(20件)+R2適用見込件数(新規5件)</p> <p>R2の適用見込件数(新規)は5件なので(関係都道府県への調査による)、R3、R4もR2並みとした。</p> <p>・R3適用見込件数=R2からの継続件数(23件)+R3適用見込件数(新規5件)</p> <p>・R4適用見込件数=R3からの継続件数(26件)+R4適用見込件数(新規5件)</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	適用件数	6	16	20	25	28	31
	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)									
適用件数	6	16	20	25	28	31										
② 適用額	<p>○適用額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>7</td> <td>42</td> <td>85</td> <td>99</td> <td>94</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 H29～R1は、関係都道府県へ行った調査で、確認書に記載されている取得価額をもとに算出した。                  2 R2は関係都道府県から聞き取った見込み金額を基に算出し、R3、4はR2の見込件数(継続含む)の取得価額の1件当たりの平均を取得価額として、適用額を算出した。</p>	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	適用額	7	42	85	99	94	85	
年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)										
適用額	7	42	85	99	94	85										

		<p>【算出過程】                  R1適用額=H30適用額(継続)+R1適用額(新規)                  R2適用額=R1適用額(継続)+R2適用額(新規)                  R3適用額=R2適用額(継続)+R3適用額(新規)                  R4適用額=R3適用額(継続)+R4適用額(新規)</p> <p>【計算式】                  取得(年度当初残存)価額×償却率×割増償却率</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>																												
③ 減収額	○減収額 (単位:百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>1.5</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。                  2 計算式は以下のとおり。                  適用額×法人税率※                  ※H29は23.4%、H30～R4は23.2%を用いて算出。</p> <p>※法人税の算定根拠については別紙参照。</p> <p>また、減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う運動分の減収額を以下のとおり、算出した。なお、減収額は前項の「適用額」に記載されている数値を基に以下の式にて算出した。</p> <p>【法人住民税】                  減収額=法人県民税減収額+法人市町村民税減収額                  法人県民税減収額=法人減収額×県民税率                  法人市町村民税減収額=法人税減収額×市町村民税率                  ※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による</p> <p>【法人事業税】                  減収額=適用額×法人事業税率                  ※法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による</p> <p>県民税率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。                  減収額×4% (法人県民税率) = 法人県民税減収額                  減収額×9.7% (法人市町村税率) = 法人市町村民税減収額                  普通償却額×6.988% (都道府県の法人税率) = 法人事業税</p>	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	法人税	1.5	10	20	22	22	20	法人住民税	0.2	1	3	3	3	3	法人事業税	1	7	15	16	15	14
	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)																							
法人税	1.5	10	20	22	22	20																								
法人住民税	0.2	1	3	3	3	3																								
法人事業税	1	7	15	16	15	14																								



11	相当性	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○政策目的の達成状況 政策目的である離島における人口の著しい減少の防止について、平成29年度末の離島人口は約372千人となっており、人口減少に歯止めがかかっていない状態である。</p> <p>○達成目標の実現状況 (単位:千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>372</td> <td>366</td> <td>358</td> <td>351</td> <td>344</td> <td>336</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 H29～R1は、住民基本台帳の登録人数。 2 R2～R4の算定根拠:H29年度末～R元年度末人口前年比の平均値0.979 R元年度末人口358,439人(住基人口)に前年比平均値を乗じて算出。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得に伴う新規雇用数</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>19</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 H29～1の新規雇用数については、関係都道府県へ行った調査で確認した人数。 2 R2～R4は、R2の関係都道府県へ行った調査による新規雇用数の見込み数。それをもとにR3、R4も同数と見込み算出。</p>	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	人口	372	366	358	351	344	336	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	取得に伴う新規雇用数	11	13	19	9	9	9
		年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)																							
		人口	372	366	358	351	344	336																							
年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)																									
取得に伴う新規雇用数	11	13	19	9	9	9																									
⑤ 租税減を是認する理由等	<p>離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。また、船や飛行機など交通手段が限られているため、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である。</p> <p>こうした状況において、当制度が対象地域内の離島における中小企業の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、租税減を是認するに足る効果があると見込まれる。</p>																														
① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、理論上は最終的な納税総額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p>																														
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象は全業種としているものではなく、</p>																												

		<p>離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	なし
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 国交06)



別紙

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長  
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

年度		H29	H30	R1
産業の振興に関する計画策定市町村数		38	50	109
法人税率 (%)		23.4	23.2	23.2
新	適用件数 (件)	2	10	6
	適用額 (百万円)	5	35	52
規	減収額 (百万円)	1	8	12
	適用件数 (件)	4	6	14
継	適用額 (百万円)	2	7	33
	減収額 (百万円)	0.5	2	8
計	適用件数 (件)	6	16	20
	適用額 (百万円)	7	42	85
	減収額 (百万円)	1.5	10	20

※「適用件数」及び「適用額」は都道府県からの調査で確認書の発行件数をもとに算出した。  
※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

○適用見込み

年度		R2	R3	R4
産業の振興に関する計画策定市町村数		109	109	109
法人税率 (%)		23.2	23.2	23.2
新	適用件数 (件)	5	5	5
	適用額 (百万円)	28	7	7
規	減収額 (百万円)	6	2	2
	適用件数 (件)	20	23	26
継	適用額 (百万円)	71	87	78
	減収額 (百万円)	16	20	18
計	適用件数 (件)	25	28	31
	適用額 (百万円)	99	94	85
	減収額 (百万円)	22	22	20

※令和2年度の「適用件数」及び「適用額」は都道府県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込値。それをもとに令和3、4年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○算出根拠

【新規】

・令和2年度見込み (関係都道府県への調査による)

<適用件数>見込み件数は5件。

<適用額>見込み件数で上がった数値をもとに算出した。

<減収額>R2年度適用見込額=継続適用額+新規 (R2見込) 適用額

<減収額>R2適用見込額に法人税率 (23.2%) を乗じたもの。

・令和3、4年度見込み

<適用件数>令和2年度の見込み件数並みとした。

<減収額>令和2年度の適用見込み件数 (継続含む) の1件当たりの取得価額平均を用いて、適用額を算出した。

<減収額>適用見込み額に法人税率 (23.2%) を乗じて算出した。

【継続】

・当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込み件数 (額)。

【計】

・当該年度の新規 (初年) 見込み件数 (額) と継続 (2年目以降) 見込み件数 (額) を合算したもの。



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交09）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (特定地域における工業用機械等の特別償却（奄美群島における産業振興機械等の割増償却）)					
措置内容	平成30年度時点	奄美群島振興開発特別措置法の奄美群島のうち認定奄美産業振興促進計画に記載された地区において、産業振興機械等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の32%（建物等は48%）の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		定住人口の減少傾向の改善を図るためには、民間事業者による投資を通じた内発的発展を実現すること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第45条、第68条の27					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H22国交27、H24国交09、H25国交05、H26国交08、H28国交03、H30国交07			区分	延長

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	3	53,953	-	6,705
H24	3	25,665	-	3,267
H25	0	-	-	-
H26	1	6,240	-	715
H27	4	2,083	-	237
H28	3	5,107	-	599
H29	2	2,510	-	200
H30	4	13,871	-	1,404

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載



人口減少の抑制につながった」と説明されているが、過去の効果（各年度末の総人口は、住民基本台帳人口より、平成29年度末109,515人、平成30年度末108,713人及び令和元年度末107,040人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

**【国土交通省の補足説明】**

① 過去の適用件数が僅少であるのは、奄美群島における観光客数は増加傾向にあるものの、事業所当たりの従業者数や売上等、本土との間には未だ格差があり、全体的な波及効果に及んでいないことが要因と考えられる。しかしながら、本土にある大手企業がホテルを建設するなど、本特例措置による対外投資の呼び水効果としてのアプローチや、観光需要の増加による群島経済の活性化により、今後製造業への波及効果が期待できることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段となる。

② 本特例措置による新規雇用9人は、税負担が軽減されることで新たな設備投資につながり、作業の効率化及び老朽化の更新が図られた事業者により、雇用維持及び増加となったものである。直接的な効果としては21人となるが、この数値に関しては、平成30年の社会増減△371人対しては、5.7%の影響となる。

**【点検結果】**

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本土にある大手企業がホテルを建設するなど、本特例措置による対外投資の呼び水効果としてのアプローチや、観光需要の増加による群島経済の活性化により、今後製造業への波及効果が期待できることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段となる」との説明では、達成目標の測定指標である奄美群島の総人口にどの程度寄与したかが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 「本特例措置による新規雇用9人は、税負担が軽減されることで新たな設備投資につながり、作業の効率化及び老朽化の更新が図られた事業者により、雇用維持及び増加となったものである。直接的な効果としては21人となる」との説明では、当該新規雇用者数は、本特例措置が適用された事業者に係る新規雇用者数ではあるものの、本特例措置があることによって増加した（本特例措置がなければ増加しなかった）雇用者数であるかは明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

**【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】**

① 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度103千人以上））に対する将来の効果について、「本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、奄美群島内と群島外との交流促進が期待され、群島外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。このため、これらを通じ、関連業種に係る奄美群島における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増へつながるものと予想される」と説明されているが、定量的に予測されていない。

② 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度103千人以上））に対する将来の効果について、予測される将来の適用数6件（令和2年度）及び9件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

**【国土交通省の補足説明】**

① 達成目標値は国が作成した基本方針に基づき鹿児島県が作成する奄美群島振興開発計画に位置づけられており、奄美群島振興交付金や公共工事等の各施策により達成される指標となっている。目標値の参考指標となる社会増減率は社会減となっているものの、近年減少傾向にあり目標へ近づきつつあることが推測される。本特例措置による効果も、平成30年の社会増減△371人対して、平成30年、令和元年の2年間で約21人の定住促進効果があり、5.7%の影響となるなど、雇用の増加が社会増へつながっていくものと予想される。

○奄美群島における社会増減率の推移 (単位：人)

H25	H26	H27	H28	H29	H30
-767	-491	-590	-569	-536	-371

② 過去の適用件数が僅少であるのは、奄美群島における観光客数は増加傾向にあるものの、事業所当たりの従業者数や売上等、本土との間には未だ格差があり、全体的な波及効果に及んでいないことが要因と考えられる。しかしながら、本土にある大手企業がホテルを建設するなど、本特例措置による対外投資の呼び水効果としてのアプローチや、観光需要の増加による景気の上昇により、今後製造業への波及効果が期待できることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段となる。

**【点検結果】**

① 「本特例措置による効果も、平成30年の社会増減△371人対して、平成30年、令和元年の2年間で約21人の定住促進効果があり、5.7%の影響となるなど、雇用の増加が社会増へつながっていくものと予想される」との説明では、達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度103千人以上））に対する将来の効果が定量的に予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本土にある大手企業がホテルを建設するなど、本特例措置による対外投資の呼び水効果としてのアプローチや、観光需要の増加による景気の上昇により、今後製造業への波及効果が期待できることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段となる」との説明では、達成目標の測定指標である奄美群島の総人口にどの程度寄与したかが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 23) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき市町村が作成し主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した産業振興促進計画の地区における、法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%
		《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日までとする。 《関係条項》 ・奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項 ・租税特別措置法第 12 条第 3 項柱書及び表第 3 号、第 45 条第 2 項柱書及び表第 3 号、第 68 条の 27 第 2 項柱書及び表第 3 号 ・租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 12 項第 3 号、第 13 項第 3 号、第 18 項及び第 19 項、第 28 条の 9 第 12 項第 3 号、第 14 項第 3 号、第 19 項及び第 20 項、第 39 条の 56 第 2 項第 3 号、第 4 項第 3 号及び第 7 項
5	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 2 年 9 月 分析対象期間:平成 29 年度～令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区) (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超) 平成 11 年度 適用期限の 2 年間延長 (機械等 12/100 建物等 7/100) 平成 12 年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成 13 年度 適用期限の 3 年間延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超) 平成 16 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) 過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外 平成 17 年度 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区)

		(機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100) 平成 18 年度 適用期限を 1 年間延長 平成 19 年度 適用期限を 2 年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500 万円超→2,000 万円超) 平成 21 年度 適用期限を 2 年間延長 拡充(情報通信産業等を追加) 平成 23 年度 適用期限を 2 年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外 平成 25 年度 適用期限の 1 年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる)) 平成 26 年度 適用期限を 1 年間延長 平成 27 年度 適用期限を 2 年間延長 平成 29 年度 適用期限を 2 年間延長 令和元年度 適用期限を 2 年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えている。奄美群島振興開発特別措置法の枠組の下、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきたところではあるが、本土の間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。特に、雇用の場が十分でないことから若年層の多くが奄美群島を離れており、社会減による人口流出・人口減少が続いている。 この現状・課題に対応し、定住人口の減少傾向の改善を図るためには、民間事業者による投資を通じた内発的発展を実現することが必要である。
		②: 政策目的の根拠 ○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号) (目的) 第 1 条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。



		<p>○経済財政運営と改革の基本方針 2019 第2章3(5)(令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美・小笠原などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織等の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫をいかした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。また、「スマートアイランド」の推進により離島地域の課題解決を図る。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 39 離島等の振興を図るに包含</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向をする。</p> <p>(測定指標)</p> <p>奄美群島の総人口 令和5年度 103千人以上 (令和元年度末現在 107千人)</p> <p>※住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自律的発展に寄与する。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>平成29年度:5件 平成30年度:8件 令和元年度:6件 令和2年度:6件(見込) 令和3年度:9件(見込) 令和4年度:12件(見込)</p> <p>適用件数については、市町村から発行した確認書の発行実績及び鹿児島県から減収補填実績を聞き取るにより算出した。</p> <p>令和2年度～令和4年度の法人税の適用件数見込みは市町村への聞き取りと新聞記事により推定した。令和2年度においては、市町村への聞き取りと新聞記事から新規設備投資を2件と見込んでおり、令和元年度からの継続分と合わせて6件の適用を見込んでいる。令和3・4年度の新規設備投資件数については、令和2年度と同程度の新規案件が見込まれるものと仮定し、さらに今後の投資予定として地元市町村長等へのアンケート結果から、令和3年度は製造業1件、令和4年度は農林水産販売業1件の3件ずつの新規案件を各年で見込んでいる。</p> <p>当初の計画では、平均8件程度(H30～R元計画)を見込んでいたと</p>

		<p>ころ、本特例措置の適用数が平均7件であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>
	②: 適用額	<p>平成29年度:9百万円 平成30年度:17百万円 令和元年度:10百万円 令和2年度:9百万円(見込) 令和3年度:18百万円(見込) 令和4年度:20百万円(見込)</p> <p>適用額については、以下の式にて算出した。</p> <p>例(建築物)適用額=取得価額×償却率×0.48(割増償却率) (取得価額、耐用年数等は、鹿児島県からの聞き取りによる)</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>
	③: 減収額	<p>(法人税)</p> <p>平成29年度:2百万円 平成30年度:4百万円 令和元年度:2百万円 令和2年度:2百万円(見込) 令和3年度:4百万円(見込) 令和4年度:5百万円(見込)</p> <p>(法人住民税)</p> <p>平成29年度:0.3百万円 平成30年度:0.5百万円 令和元年度:0.3百万円 令和2年度:0.3百万円(見込) 令和3年度:0.6百万円(見込) 令和4年度:0.7百万円(見込)</p> <p>(法人事業税)</p> <p>平成29年度:0.6百万円 平成30年度:1百万円 令和元年度:0.6百万円 令和2年度:0.6百万円(見込) 令和3年度:1百万円(見込) 令和4年度:1百万円(見込)</p> <p>減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として算出した。</p> <p>減収額については、前項『適用額』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。</p> <p>(法人税)</p> <p>減収額=適用額×法人税率</p> <p>なお法人税率について平成29年度は23.4%、平成30年度～令和4年度は23.2%とした。</p> <p>(法人住民税)</p> <p>減収額=法人県民税減収額+法人市町村民税減収額</p>

		<p>法人県民税減収額＝(法人税減収額×県民税率)                  法人市町村民税減収額＝(法人税減収額×市町村民税率)                  (県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)                  (法人事業税)                  減収額＝適用額×法人事業税率                  (法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)                  ※算定根拠については別紙参照。</p>
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  奄美群島では、若年層の流出による人口減少が続いており、達成目標としていた平成30年度末総人口112,000人に対し、各年度末の総人口は、住民基本台帳人口より、平成29年度末109,515人、平成30年度末108,713人、今期目標としている令和5年度末総人口103,000人に対し、令和元年度末時点の総人口は107,040人となっている。人口減少傾向は続く想定されるものの、奄美群島の社会減少数は減少傾向にあり、目標としている鹿児島県並の社会増減率に近づきつつある。(H26:鹿児島県△0.22%、奄美△0.68%→R元:鹿児島県△0.21%、奄美△0.35%)                  前回要望時の初期の想定において、適用件数は平成30年度に6件、令和元年度に10件程度を見込んでいたところ、実績は平成30年度に8件、令和元年度も6件となっている。                  本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、奄美群島内と群島外との交流促進が期待され、群島外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。                  このため、これらを通じ、関連業種に係る奄美群島における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増へとつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、本租税特別措置により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少傾向の改善に対して効果的である。                  (参考)                  令和元年度 奄美群島における有効求人倍率 1.03倍(全国:1.55倍)                  平成27年度 奄美群島の一人あたりの所得 2,044千円(全国:3,059千円)</p> <p>平成29年度については、本租税特別措置の適用を受けた新規設備投資は該当無しであるが、平成30年度・令和元年度については、3件・1件であった。該当する企業について、市町村へ聞き取り調査を実施したところ、新規設備投資に伴う新規雇用者数は7人・2人で、その家族を含めて合計21人の定住促進効果があり、奄美群島における人口減少の抑制につながった。</p>	

		<p>令和2～4年度については令和2年度が2件、令和3～4年度は3件ずつの本租税特別措置の適用を受けた新規設備投資により合計18人の新規雇用の創出とその家族を含めた合計42人の定住促進効果を見込んでおり、引き続き就業機会の確保及び雇用状況の改善から奄美群島の人口減少の抑制に効果を示すことが見込まれる。なお、新規雇用者数と定住者数については、平成30年度・令和元年度の実績を基に算定した。</p>
	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>奄美群島は人口約11万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。                  こうした中、本租税特別措置が群島内の中小企業による設備投資の際に活用されたことで、平成29年度～令和元年度においては新規に適用となった件数は4件あり、9人の新たな雇用と21人の定住効果が創出されており、政策目的としている人口減少傾向の改善につながっているため、効果と減収額とを比較すると租税減を是認するに足る効果が見込まれる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等                  本租税特別措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担                  本租税特別措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補充又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。                  また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性                  本特例措置により、産業振興に資する事業活動へ支援し、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 国交 07)

(別紙)

奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長  
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	H29	H30	R1
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	12
	法人税率(%)	23.4	23.2	23.2
新規	適用件数(件)	0	3	1
	適用額(百万円)	0	8	1
	減収額(百万円)	0	2	0
継続	適用件数(件)	5	5	5
	適用額(百万円)	9	9	9
	減収額(百万円)	2	2	2
計	適用件数(件)	5	8	6
	適用額(百万円)	9	17	10
	減収額(百万円)	2	4	2

※「適用件数」及び「適用額」は、鹿児島県・市町村に聞き取った結果をもとに算出した値。

※新規・継続の別は鹿児島県・市町村からの聞き取り調査による。

○適用見込み

	年度	R2	R3	R4
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	12
	法人税率(%)	23.2	23.2	23.2
新規	適用件数(件)	2	3	3
	適用額(百万円)	3	9	4
	減収額(百万円)	1	2	1
継続	適用件数(件)	4	6	9
	適用額(百万円)	6	9	16
	減収額(百万円)	1	2	4
計	適用件数(件)	6	9	12
	適用額(百万円)	9	18	20
	減収額(百万円)	2	4	5

※R2～R4年度の「適用件数」及び「適用額」は、令和2年度の適用見込みについて鹿児島県・市町村に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【適用件数】

- (R2) 令和2年度の新規案件については地元市町村へのアンケート結果・新聞記事等からの確認により、旅館業1件、情報サービス業1件の新規案件を見込んでいる。  
また、前年度から継続のうち5年経過し、割増償却期間が終了した2件を除いた継続4件を見込んでいる。
- (R3) 令和2年度と同程度の新規案件が見込まれると仮定し、さらに地元市町村等へのアンケート結果から、製造業1件の計3件の新規案件を見込んでいる。  
また、前年度から継続6件を見込んでいる。
- (R4) 令和2年度と同程度の新規案件が見込まれると仮定し、さらに地元市町村等へのアンケート結果から、農林水産物等販売業1件の計3件の新規案件を見込んでいる。  
また、前年度から継続9件を見込んでいる。

【適用額】

上記件数のうち、機械・装置(割増償却率32%)については200%定率法、建物(割増償却率48%)については定額法にて適用額を算出。

$$\text{適用額} = (\text{取得金額又は年度当初残存価額}) \times \text{償却率(又は改定償却率)} \times \text{割増償却率}$$

※償却率は鹿児島県・市町村に聞き取った耐用年数をもとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より参照

$$\begin{aligned} (R2) : & \text{機械・装置(償却率0.200)} + \text{建物(償却率0.026)} + \text{建物(償却率0.059)} \\ & 50 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 150 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 \\ + & 145 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 = \text{計} \quad 9 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (R3) : & \text{機械・装置(償却率0.200)} + \text{建物(償却率0.026)} + \text{建物(償却率0.059)} \\ & 137 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 170 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 \\ + & 245 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 = \text{計} \quad 18 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (R4) : & \text{機械・装置(償却率0.200)} + \text{機械・装置(改定償却率0.250)} \\ & + \text{建物(償却率0.026)} + \text{建物(償却率0.059)} \\ & 94 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 27 \text{ 百万円} \times 0.25 \times 0.32 \\ + & 190 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 + 345 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 \\ & = \text{計} \quad 20 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

【減収額】

適用額×法人税率

※法人税率についてはH29年度は23.4%、H30年度以降は23.2%にて計算を行った。